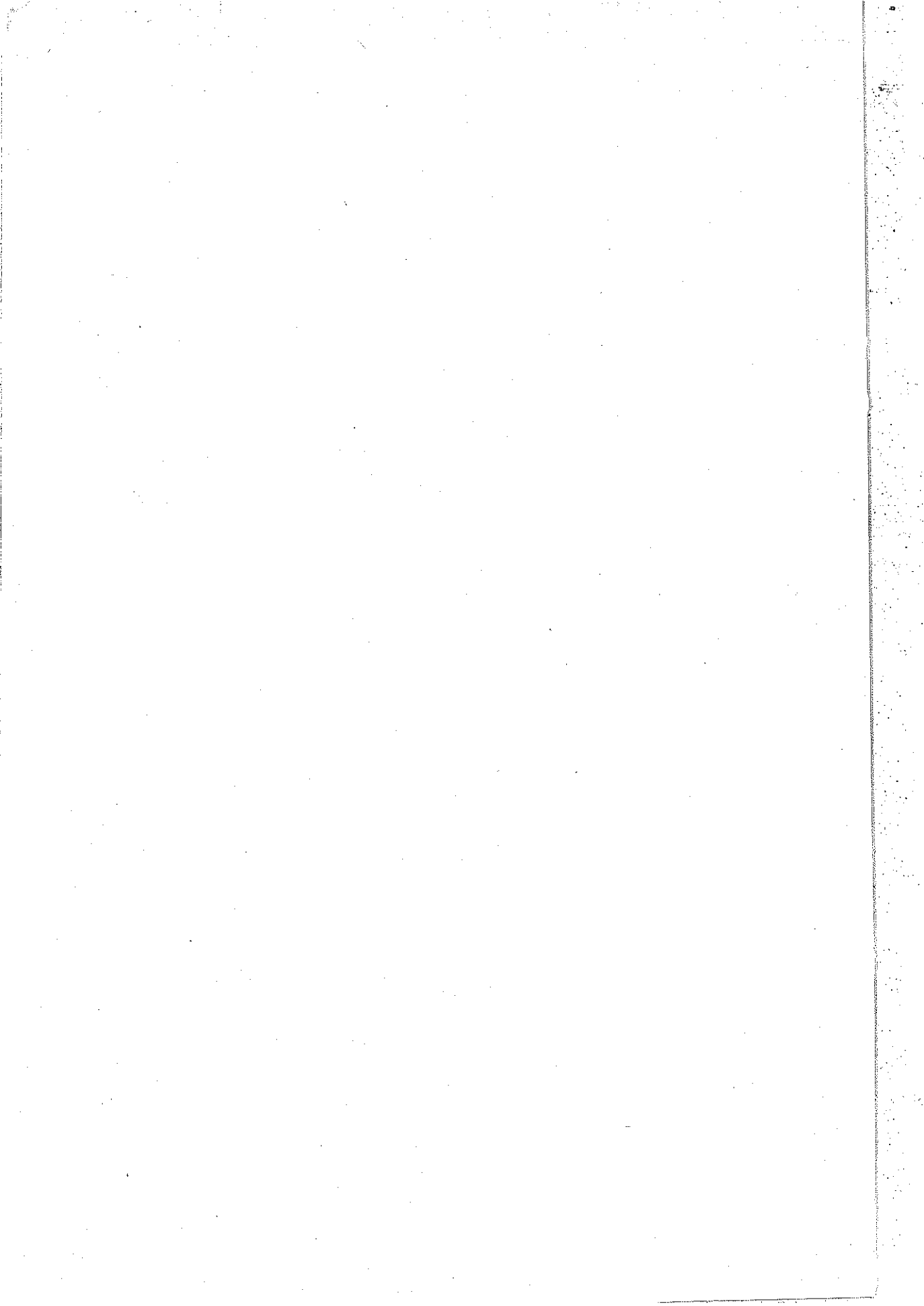


昭和52年 3 月10日開会
昭和52年 3 月29日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和52年3月10日(木曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	2頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時32分)	3頁
○ 会議録署名議員指名(成田秀益君、松下定君、山口義一君)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 会期の決定(3月10日～3月31日 22日間)	4頁
○ 日程第1 和泉市立解放総合センター条例制定について	
○ 日程第2 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第3 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第4 和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第5 和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	5頁
○ 日程第6 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第7 和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第8 和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第9 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	括
○ 日程第10 和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	}
○ 日程第11 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	上
○ 日程第12 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	程
○ 日程第13 和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	106頁
○ 日程第14 青年学級の開設について	
○ 日程第15 昭和52年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第16 昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第17 昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
○ 日程第18 昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	

○ 日程第 19 昭和 52 年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第 20 昭和 52 年度和泉市病院事業会計予算	
○ 昭和 52 年度和泉市長施政方針	106 頁
○ 日程第 1 から日程第 20 まで提案理由説明	111 頁
○ 散会宣告(午後 2 時 18 分)	145 頁

昭和 52 年 3 月 14 日(月曜日)第 2 日目

○ 出席議員、欠席議員	147 頁
○ 議事説明員その他	148 頁
○ 開会宣告(午前 10 時 30 分)	149 頁
○ 一般並びに総括質問	149 頁
1 番に 15 番 横田憲治郎君	149 頁
2 番に 20 番 田中 包治君	165 頁
3 番に 2 番 天堀 博君	177 頁
4 番に 6 番 大谷 昌幸君	190 頁
5 番に 9 番 松下 定君	196 頁
○ 散会宣告(午後 4 時 18 分)	199 頁

昭和 52 年 3 月 15 日(火曜日)第 3 日目

○ 出席議員、欠席議員	201 頁
○ 議事説明員、その他	202 頁
○ 議 事 日 程	203 頁
○ 開会宣告(午前 10 時 43 分)	204 頁
○ 一般並びに総括質問	204 頁
1 番に 13 番 赤阪 和見君	204 頁
2 番に 15 番 寺田 茂君	218 頁
○ 予算特別委員会設置並びに委員選任	
日程第 1 より日程第 20 まで予算特別委員会に附託	236 頁
○ 散会宣告(午後 3 時 4 分)	237 頁

昭和52年3月17日(木曜日)第4日目

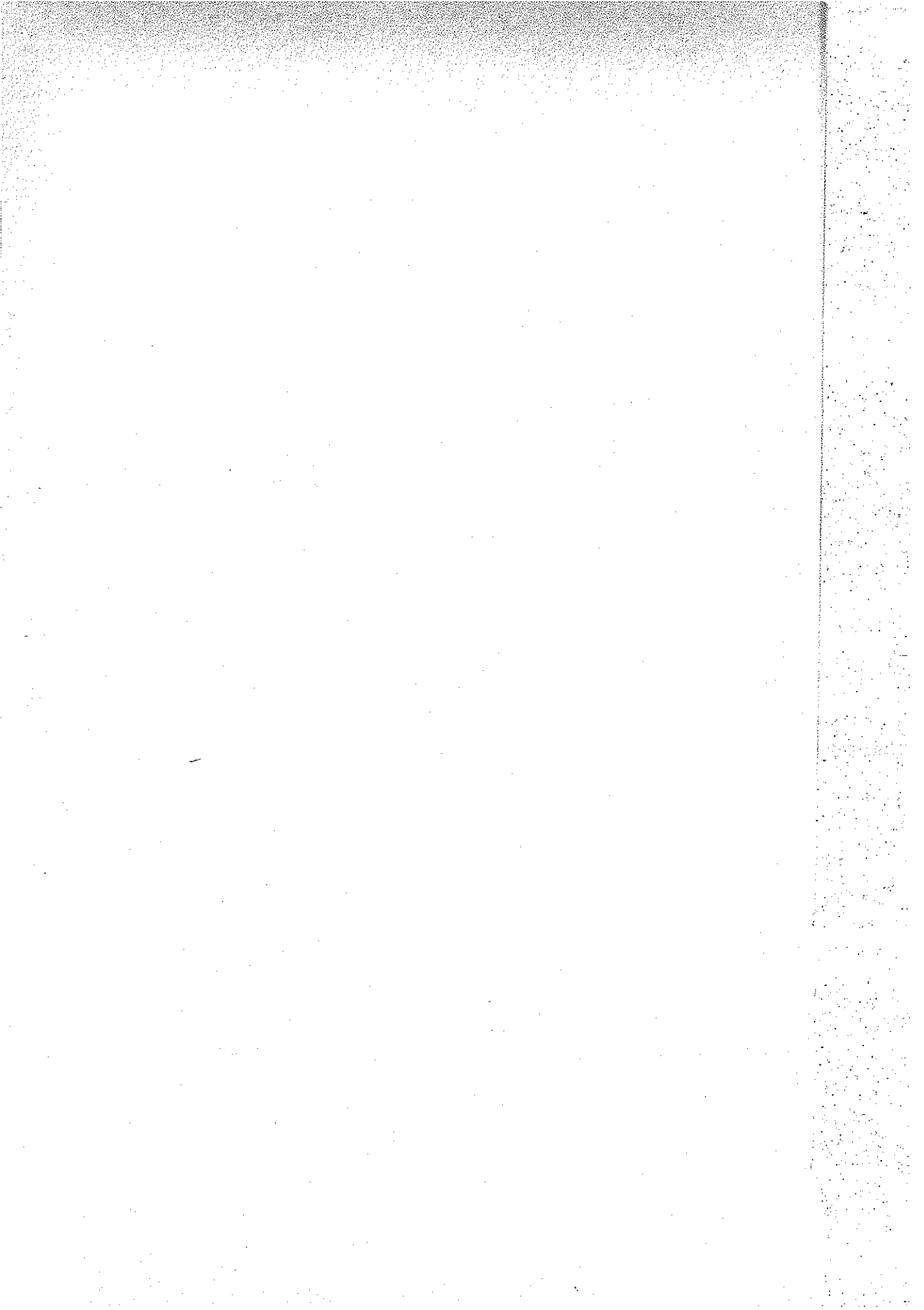
○ 出席議員、欠席議員	239頁
○ 議事説明員その他	240頁
○ 議事日程	241頁
○ 開会宣告(午前10時26分)	243頁
○ 日程第1 昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	243頁
○ 日程第2 母子家庭医療費公費負担に関する請願(厚生文教委員長報告)	} 253 括 頁 上 267 程 頁
○ 日程第3 老人身症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する 請願(厚生文教委員長報告)	
○ 日程第4 和泉市身障者福祉に関する請願(厚生文教委員長報告)	
○ 日程第5 義務教育費予算増額に関する請願(厚生文教委員長報告)	
○ 日程第6 南松尾幼稚園建設に関する請願(厚生文教委員長報告)	
○ 日程第7 緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願(厚生文教委員長報告)	
○ 日程第8 緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願(厚生文教委員長報告)	
○ 日程第9 例月出納検査(収入役扱 昭和51年10月分)	
○ 日程第10 " (水道部企業出納員扱昭和51年10月分)	
○ 日程第11 " (市立病院企業出納員扱昭和51年10月分)	} 267 括 頁 上 328 程 頁
○ 日程第12 " (収入役扱昭和51年11月分)	
○ 日程第13 " (水道部企業出納員扱昭和51年11月分)	
○ 日程第14 " (市立病院企業出納員扱昭和51年11月分)	
○ 日程第15 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	328頁
○ 日程第16 生徒負傷による損害賠償の額の決定及び和解について	339頁
○ 日程第17 昭和51年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	341頁
○ 日程第18 昭和51年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	392頁
○ 日程第19 昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	402頁
○ 日程第20 昭和51年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	426頁
○ 日程第21 土地(部落共有地)処分について	} 449頁
○ 日程第22 土地(部落共有地)処分について	
○ 日程第23 工事請負契約締結について((仮称)和泉第四団地Bブロック建設工事)	} 463 括 頁 上 程
○ 日程第24 工事請負契約締結について((仮称)和泉第三団地第2期建設工事)	

○ 日程第25 工事請負契約締結について（（仮称）北池田幼稚園新築工事）	}	}	479
○ 日程第26 財産取得について（市立鶴山台南小学校校舎）			
○ 日程第27 財産取得について（市立鶴山台南小学校体育館）			
○ 日程第28 財産取得について（市立鶴山台北小学校体育館）			
○ 日程第29 財産取得について（市立信太中学校校舎）			
○ 散会宣告（午後3時28分）			479頁

昭和52年3月29日（火曜日）最終日

○ 出席議員、欠席議員	481頁
○ 議事説明員その他	482頁
○ 議事日程	483頁
○ 開会宣告（午前10時21分）	484頁
○ 日程第1より日程第20まで予算特別委員会委員長、横田憲治郎君報告	484頁
○ 日程第21 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について	511頁
○ 日程第22 土地（部落共有地）の処分について	513頁
○ 日程第23 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起）	532頁
○ 日程第24 和泉市土地開発公社昭和52事業年度事業計画書類提出について	538頁
○ 日程第25 重度身心障害児（者）養護施設養護学校に関する請願	570頁
○ 閉会宣告（午後4時27分）	572頁
○ 市長閉会あいさつ	572頁
○ 議長閉会あいさつ	572頁

第 1 日



昭和52年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員26名

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津壹枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上国治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	同兼 和对策部次長 兼 総合調整課長	生田稔
助役	坂口禮之助	重要施策推進室長	小林一三
収入役	橋本炳	重要施策推進室次長	富田宏之
市長公室長	西川喜久	市民部長	内田繁
市長公室次長 兼 秘書課長	杉本弘文	市民部理事	吉岡昭男
広報広聴課長	竹田明郎	市民部次長兼福祉事務 所長兼保育課長	中西淳富
財務部長	宇沢清	産業衛生部長	山本俊兼
財務部次長	門林六男	産業衛生部次長	岩井益一
財政課長	麻生和義	市参与兼建設部長 兼 事務取扱	中塚白
同和对策部長	佐原行雄	建設部次長	森保

改良事業部長	林 徳 次	教育委員長	堀 内 由 延
改良事業部次長	逢 野 一 郎	教 育 長	葛 城 宗 一
水道部長	田 中 稔	市参与兼教育次長	阪 東 重 信
水道部次長	福 本 喬 久	指 導 部 長	乾 武 俊
用地担当理事兼土地開 発公社事務局長	西 川 武 雄	管 理 部 長	広 岡 史 郎
用地担当部次長級)兼土 地開発公社事務局長	橘 本 昭 夫	管理部次長兼総務課長	松 村 吉 堯
病 院 長	竹 林 淳	選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉
病院事務局長	平 野 誠 蔵	選挙管理委員会 事務局 長	青 木 孝 之
病院事務局長 兼庶務課長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
消 防 長	和 田 増 義	監 査 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	山 本 亮 夫
消防本部次長 兼消防署長	湯 川 行 夫	農業委員会事務局長	杉 本 忠 彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 丈 夫
次 長	逢 野 博 之
議事・調査係長	西 垣 宏 高
調 査 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第7号	和泉市立解放総合センター条例制定について	P. 1
2	議案第8号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 6
3	議案第10号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 23
4	議案第11号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	P. 28
5	議案第12号	和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	P. 38
6	議案第13号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	P. 48
7	議案第14号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P. 51
8	議案第15号	和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例制定について	P. 55
9	議案第16号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 70
10	議案第17号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 73
11	議案第18号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 78
12	議案第19号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 82
13	議案第20号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P. 87
14	議案第21号	青年学級の開設について	P. 94
15	議案第1号	昭和52年度和泉市一般会計予算	別冊
16	議案第2号	昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
17	議案第3号	昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
18	議案第4号	昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
19	議案第5号	昭和52年度和泉市水道事業会計予算	別冊
20	議案第6号	昭和52年度和泉市病院事業会計予算	別冊

(午前10時32分開議)

○ 議長(坂上國治君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には年度末を控え何かと御多用の中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。金沢議員さんより遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、22名でございます。

- 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和52年和泉市議会第1回定例会を開会いたします。

○

- 議長(坂上國治君) 会議録の署名議員を8番、成田秀益君、9番 松下定君、10番 山口義一君、以上8名の方をお願いいたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名はお手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

○

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和52年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さん方におかれましては公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、昭和52年度一般会計予算、特別会計予算を初め病院事業会計予算並びに水道事業会計予算と、これに関連いたします条例制定多数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げます次第でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認くださいますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。よろしく御願申し上げます。

○

- 議長(坂上國治君) 市長のあいさつは終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より8月31日までの22日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月31日までの22日間と決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） 日程に入る前に、市長公室長より「広報いずみ」の製作に当たり議場風景の撮影と、盲人広報製作に当たり市長の施政方針の録音許可の願い出がありましたので、これを許可したいと思います。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「和泉市立解放総合センター条例制定について」より日程第20「昭和52年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和52年度予算案に関連する議案でありますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、表題のみ局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第7号

和泉市立解放総合センター条例制定について

和泉市立解放総合センター条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立解放総合センター条例（案）

（設 置）

第1条 基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、同和対策対象地域住民の自主的、組織的活動を促進するとともに、社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、すべての市民とともに相携えて、同和問題の速やかな解決に資するための総合施設として、解放総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 総称を「和泉市立解放総合センター」とし、次のとおりとする。

- 1 和泉市立解放会館
- 2 和泉市立市民文化ホール

位置 和泉市伯太町6丁目307番地の1

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)による隣保事業に関すること。
- (2) 教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神にのっとり制定されている社会教育法(昭和24年法律第207号)による事業に関すること。
- (3) 同和問題の調査・研究及び啓もうに関すること。
- (4) 地域住民の各種講座・相談及び研修に関すること。
- (5) 地域住民並びに関係機関及び同和対策審議会の答申の趣旨に基づく自主的な団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他、市長が必要と認める事業。

(使用許可)

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用制限)

第5条 次の各号の1に該当するときは、使用を許可せず又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することがある。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第6条 使用者の責により建物又は附属設備若しくは器具を破損又は滅失したときは市長の定めるところに従い、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、市長が別に定める。

ただし、第1条の目的で使用する場合はこの限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

理 由

同和問題の速やかな解決を図るため、今般設置する解放総合センターの名称、位置及び管理運営等について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「761人」を「905人」に、「880人」を「460人」に改め、同項第4号中「4人」を「5人」に改め、同項第5号中「2人」を「3人」に改め、同項第7号中「174人」を「213人」に改め、同項第8号中「2人」を「3人」に改め、同項第9号中「3人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

理 由

北池田幼稚園をはじめとする施設新增設に伴う所要職員の配置、長期臨時職員等解消のための正規職員の配置等のため、職員定数を増加させる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市職員定数条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 議会の事務局の職員 10人</p> <p>(2) 市長の補助機関たる職員</p> <p>ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>905人</u>(うち<u>460人</u>は、福祉事務所の職員とする。)</p> <p>イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人</p> <p>ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 180人</p> <p>(3) 水道事業に属する職員 112人</p> <p>(4) 選挙管理委員会の職員 <u>5人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務局の職員 <u>3人</u></p> <p>(6) 教育委員会の事務局の職員 47人</p> <p>(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>213人</u></p> <p>(8) 公平委員会の事務職員 <u>3人</u></p> <p>(9) 農業委員会の職員 <u>4人</u></p> <p>(10) 消防職員 95人</p> <p>2. 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 議会の事務局の職員 10人</p> <p>(2) 市長の補助機関たる職員</p> <p>ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>761人</u>(うち<u>380人</u>は、福祉事務所の職員とする。)</p> <p>イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人</p> <p>ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 180人</p> <p>(3) 水道事業に属する職員 112人</p> <p>(4) 選挙管理委員会の職員 <u>4人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務局の職員 <u>2人</u></p> <p>(6) 教育委員会の事務局の職員 47人</p> <p>(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>174人</u></p> <p>(8) 公平委員会の事務職員 <u>2人</u></p> <p>(9) 農業委員会の職員 <u>3人</u></p> <p>(10) 消防職員 95人</p> <p>2. 略</p>

議案第10号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の200」を「100分の190」に、「100分の270」を「100分の260」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

一般職の職員について行う給与改訂の趣旨等にかんがみ、議会議員に対する期末手当の支給割合を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者については、任期限、辞職、退職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者については、任期限、辞職、退職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において

新	旧
<p>その者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の190</u>、12月1日である場合については<u>100分の260</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>[表] 略</p>	<p>その者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の200</u>、12月1日である場合については<u>100分の270</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>[表] 略</p>

議案第11号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第15条第3項を次のように改める。

- 3 大阪府内における旅行については、第1項の規定にかかわらず、日当の額は1日につき200円とする。ただし、市内及び規則で定める近隣地域の旅行については、日当は支給しない。

第16条第1号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第21条を次のように改める。

(旅費の調整)

- 第21条 旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者が市長に協議して定める旅費を支給することができる。

別表第1日当(1日につき)の欄中「1,800」を「2,000」に、「1,200」を「1,500」に改め、同表宿泊料(1夜につき)の欄中「5,500」を「8,000」に、「5,000」を「7,000」に、「4,500」を「7,000」に改め、同表備考中第2項を削り、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市職員旅費条例(以下「新条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条、第21条及び別表第1の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理 由

現下の財政状況にかんがみ、鉄道旅行におけるグリーン料金支給制の廃止等を行う一方、宿泊料等をその実態に応じて改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号参考資料

和泉市職員旅費条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>第7条 略</p> <p>第8条 <u>削除</u></p> <p>第12条 <u>削除</u></p> <p>(定額によらない特例)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>大阪府内における旅行については、第1項の規定にかかわらず、日当の額は1日につき200円とする。ただし、市内及び規則で定める近隣地域の旅行については、日当は支給しない。</u></p>	<p>第7条 略</p> <p><u>2 特別の事情により、この条例に定める旅費額で、その実費を支払いきれないと認めるときは、その実費を支給することができる。</u></p> <p>(市内出張)</p> <p>第8条 <u>職員が公務のため市内へ出張した場合において交通機関を利用したときは、その実費を弁償する。</u></p> <p><u>2 前項の支給方法については規則で定める。</u></p> <p>(公用船車使用のとき)</p> <p>第12条 <u>公用の船車等によって旅行する場合においては鉄道賃、軌道賃、船賃又は車馬賃は、これを支給しない。</u></p> <p>(定額によらない特例)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>別表第2に定める特定地に出張したときは、第1項の規定にかかわらず、同表に定める日当を支給する。</u></p>

新	旧
<p>(赴任移転料の支給)</p> <p>第16条 消防職員が赴任のため、管内に住居を移転した場合は、次の区分により、第3条(旅費の種類)に定める旅費の外、移転料を支給する。ただし、新規採用の初任消防士については、この限りでない。</p> <p>(1) 赴任の際、家族を随伴するものに対しては、<u>別表第2</u>に掲げる額</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第21条 <u>旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 <u>旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性格上困難である場合には、任命権者が市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u></p>	<p>(赴任移転料の支給)</p> <p>第16条 消防職員が赴任のため、管内に住居を移転した場合は、次の区分により、第3条(旅費の種類)に定める旅費の外、移転料を支給する。ただし、新規採用の初任消防士については、この限りでない。</p> <p>(1) 赴任の際、家族を随伴するものに対しては、<u>別表第3</u>に掲げる額</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(国又は他の団体より旅費の支給を受けるとき)</p> <p>第21条 <u>国府県又は他の公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費は支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p>

新

別表第1

給料表の種類	職務の等級	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
第1	特 別 職 特1等級	2,000	8,000	1,500
第2	行政職	1,500	7,000	1,300
	医療職(一)			
	医療職(二)			
	医療職(三)			
第3	行政職	1,500	7,000	1,300
	医療職(一)			
	医療職(二)			
第4	行政職	1,500	7,000	1,200
	医療職(一)			
	医療職(二)			
	行政職			
	4等級 5等級			

旧

別表第1

給料表の種類	職務の等級	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
第1	特 別 職 特1等級	1,800	5,500	1,500
第2	行政職	1,500	5,000	1,300
	医療職(一)			
	医療職(二)			
	医療職(三)			
第3	行政職	1,500	4,500	1,300
	医療職(一)			
	医療職(二)			
第4	行政職	1,200	4,500	1,200
	医療職(一)			
	医療職(二)			
	行政職			
	4等級 5等級			

第5	医療職(一)	4 等級	1,500	7,000	1,200
	医療職(二)	8 等級			
	医療職(三)	4 等級			

備考

1. 略

2. 略

3. 略

4. 略

5. 略

別表第2 略

第5	医療職(一)	4 等級	1,200	4,500	1,200
	医療職(二)	8 等級			
	医療職(三)	4 等級			

備考

1. 略

2. 鉄道旅行において、グリーン車が運行される路線を利用する場合は、グリーン料金を併給する。ただし、旅行の片道300キロメートル以上の場合に限る。

3. 略

4. 略

5. 略

6. 略

別表第2

特定旅費額

地 域	特定日当額
隣接市町（堺市、高石市、泉大津市及び岸和田市並びに忠岡町）	200円
その他大阪府下市町村	500円

別表第3 略

議案第12号

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市手数料条例の一部改正)

第1条 和泉市手数料条例(昭和31年和泉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1枚につき100円」を「1通につき200円」に改め、同項第2号中「1件につき100円」を「1通につき200円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 外国人登録世帯票の写しの交付 1通につき200円

第2条第1項第4号及び第5号中「1件につき100円」を「1通につき200円」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「100円」を「200円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「100円」を「200円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「100円」を「200円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を削り、同項第11号中「100円」を「200円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号及び第13号を削り、同項第14号中「100円」を「200円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第15号中「在学又は」を削り、「100円」を「200円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第16号から第18号まで中「100円」を「200円」に改め、第16号を同項第12号とし、第17号及び第18号を4号ずつ繰り上げ、同項第19号中「前17号」を「第2号及び前11号」に、「100円」を「200円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第20号から第22号まで中「100円」を「200円」に改め、第20号を同項第16号とし、第21号及び第22号を4号ずつ繰り上げ、同項第23号中「500円」を「1,000円」に、「100円」を「200円」に改め、同号を同項第19号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項第6号及び第7号に掲げるものにあつては、租税又は公課の種類及び年度ごとに1件、土地は1筆、家屋は1むね、その他の資産は1個をもって1件とし、2種類、2年度、2筆、2むね又は2個以上の証明を必要とするものにあつては、それらのうちの1つが1増すごとに

50円を加算する。

第3条第2項中「前条第1項第21号」を「前条第1項第17号」に、「1世帯」を「10世帯」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、10世帯までは1件とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(閲覧の制限)

第7条 公簿、公文書、図面の証明又は閲覧は、一般の閲覧に供しても差支えないものに限る。

(和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和43年和泉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条中「100円」を「200円」に改める。

(和泉市税条例の一部改正)

第3条 和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1枚ごとに100円」を「1件200円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の交付手数料の件数については、租税又は公課の種類及び年度ごとに1件とし、2種類又は2年度以上の証明を必要とするものにあつては、1種類又は1年度を増まごとに50円を加算する。

(和泉市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 和泉市水道事業給水条例(昭和35年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「

証明手数料	1件につき	100円
-------	-------	------

」を「

証明手数料	1件につき	
-------	-------	--

」

200円

」に改める。

附 則

1. この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
2. この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

理由

近時の社会経済諸情勢及び住民への役務提供に係る諸経費等を考慮し、各種証明手数料等の額を改定するとともに、併せて手数料額の算定根拠となる件数について規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号参考資料

和泉市手数料条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。
(1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付 <u>1通につき200円</u>	(1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付 <u>1枚につき100円</u>
(2) 住民票に記載された事項の証明 <u>1通につき200円</u>	(2) 住民票に記載された事項の証明 <u>1件につき100円</u>
(3) 外国人登録世帯票の写しの交付 <u>1通につき200円</u>	(3) 転出に関する証明 <u>1件につき100円</u>
(4) 禁治産、準禁治産又は破産に関する証明 <u>1通につき200円</u>	(4) 禁治産、準禁治産又は破産に関する証明 <u>1件につき100円</u>
(5) 埋火葬に関する証明 <u>1通につき200円</u>	(5) 埋火葬に関する証明 <u>1件につき100円</u>
(6) 租税又は公課に関する証明 <u>1件につき200円</u>	(6) 種とうに関する証明 <u>1件につき100円</u>
(7) 土地、家屋その他の資産に関する証明 <u>1件につき200円</u>	(7) 租税又は公課に関する証明 <u>1件につき100円</u>
(8) 営業又は職業に関する証明 <u>1件につき200円</u>	(8) 土地、家屋その他の資産に関する証明 <u>1件につき100円</u>
	(9) 営業又は職業に関する証明 <u>1件につき100円</u>

新	旧
	<p>00 法人又は組合に関する証明 1件につき100円</p>
<p>(9) 農地又は農業に関する証明 1件につき200円</p>	<p>01 農地又は農業に関する証明 1件につき100円</p>
	<p>02 鉱業に関する証明 1件につき100円</p>
	<p>03 町名又は地番に関する証明 1件につき100円</p>
<p>04 都市計画に関する証明 1件につき200円</p>	<p>04 都市計画に関する証明 1件につき100円</p>
<p>05 修学に関する証明 1件につき200円</p>	<p>05 在学又は修学に関する証明 1件につき100円</p>
<p>06 台風、洪水等による被害に関する証明 1件につき200円</p>	<p>06 台風、洪水等による被害に関する証明 1件につき100円</p>
<p>07 火災その他消防に関する証明 1件につき200円</p>	<p>07 火災その他消防に関する証明 1件につき100円</p>
<p>08 文書受理その他事務処理に関する証明 1件につき200円</p>	<p>08 文書受理その他事務処理に関する証明 1件につき100円</p>
<p>09 第2号及び前11号に掲げるもののほか、公簿、公文書、図面その他一般行政事務に関する証明 1件につき200円</p>	<p>09 前17号に掲げるもののほか、公簿、公文書、図面その他一般行政事務に関する証明 1件につき100円</p>
<p>10 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚につき200円</p>	<p>20 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚につき100円</p>
<p>17 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件につき200円</p>	<p>21 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件につき100円</p>
<p>18 各種手続に関する委任代行 1件につき200円</p>	<p>22 各種手続に関する委任代行 1件につき100円</p>
<p>19 道路敷、水路敷その他市有地と民有地との境界の明示 1件につき1,000円。</p>	<p>23 道路敷、水路敷その他市有地と民有地との境界の明示 1件につき500円。</p>

新	旧
<p>ただし、民有地1筆をもって1件とし、 2筆以上の明示を必要とするものは、1筆増すごとに<u>200円</u>を加算する。</p> <p>2. <u>前項第6号及び第7号に掲げるもの</u>にあっては、<u>租税又は公課の種類及び年度ごとに1件、土地は1筆、家屋は1むね、その他の資産は1個をもって1件とし、2種類、2年度、2筆、2むね又は2個以上の証明を必要とするもの</u>にあっては、<u>それらのうち1つが1増すごとに50円を加算する。</u></p>	<p>ただし、民有地1筆をもって1件とし、 2筆以上の明示を必要とするものは、1筆増すごとに<u>100円</u>を加算する。</p> <p>2. <u>前項第7号及び第8号に掲げるもの</u>にあっては、<u>土地は1筆、家屋は1むね、その他の資産は1個をもって1件とし、2筆、2むね又は2個以上の証明を必要とするものは、1筆、1むね又は1個増すごとに20円を加算する。</u></p>
<p>(件数)</p>	<p>(件数)</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>2. <u>前条第1項第17号の閲覧</u>において、 住民票は<u>10世帯</u>、戸籍の附票は1戸籍をもって1件とする。<u>ただし、10世帯までは1件とする。</u></p>	<p>2. <u>前条第1項第21号の閲覧</u>において、 住民票は<u>1世帯</u>、戸籍の附票は1戸籍をもって1件とする。</p>
<p>(閲覧の制限)</p>	
<p>第7条 <u>公簿、公文書、図面の証明又は閲覧は、一般の閲覧に供して差支えないものに限る。</u></p>	
<p>(施行の細目)</p>	<p>(施行の細目)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第7条 略</p>

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（印鑑登録証明の手数料）</p> <p>第17条 印鑑登録証明の手数料は、1枚につき<u>200円</u>とする。</p> <p>2. 略</p>	<p>（印鑑登録証明の手数料）</p> <p>第17条 印鑑登録証明の手数料は、1枚につき<u>100円</u>とする。</p> <p>2. 略</p>

和泉市税条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第8条 法第20条の10第1項の納税証明書の交付手数料は、1件<u>200円</u>とする。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p>	<p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第8条 法第20条の10第1項の納税証明書の交付手数料は、1件<u>100円</u>とする。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p>

和泉市水道事業給水条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧																		
<p>別表第2</p> <p>手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>1件につき</td> <td><u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	手数料		設計審査手数料	1件につき	100円	証明手数料	1件につき	<u>200円</u>	<p>別表第2</p> <p>手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	手数料		設計審査手数料	1件につき	100円	証明手数料	1件につき	100円
種別	手数料																		
設計審査手数料	1件につき	100円																	
証明手数料	1件につき	<u>200円</u>																	
種別	手数料																		
設計審査手数料	1件につき	100円																	
証明手数料	1件につき	100円																	

議案第13号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について
和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例(案)

和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。
別表中「500円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

理 由

道路の二次的な特別使用のうち、特に交通等に影響の大きい電柱の占用料を一般使用との適正を図るため及び近隣諸都市の情勢にかんがみ、電柱並びにその支柱、支線柱及び支線の占用料を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号参考資料

和泉市道路占用料条例の一部改正(案)新旧対照表

新				旧			
別表 道路占用料金表				別表 道路占用料金表			
占用物件の種類	期間	単 位	占用料	占用物件の種類	期間	単 位	占用料
電柱並びにその支柱、 支線柱及び支線	1年	1本	700円	電柱並びにその支柱、 支線柱及び支線	1年	1本	500円
電線(電柱の占用に 伴うものを除く。)	1年	メートル 1	100円	電線(電柱の占用に 伴うものを除く。)	1年	メートル 1	100円
地中管路が1孔	1			地中管路が1孔	1		
(以下略)				(以下略)			

議案第14号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市幼稚園条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立幼稚園条例(昭和34年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中

和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町514番地の1	80人
------------	---------------	-----

を

和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町514番地の1	80人
和泉市立北池田幼稚園	和泉市池田下町1670番地	120人

に改める。

第4条中第1項中「3,000円」を「5,500円」に改め、同条第2項中「4,000円」を「5,500円」に改める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

理 由

市立幼稚園の運営経費の増加に伴い、入園料及び保育料の額を改定するとともに、本年4月に開設する幼稚園の名称、位置及び定員を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市立幼稚園条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
(幼稚園の名称等)		(幼稚園の名称等)	
第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。		第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。	
和泉市立国府幼稚園	和泉市府中町793番地 200人	和泉市立国府幼稚園	和泉市府中町793番地 200人
和泉市立伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目25番3号 200人	和泉市立伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目25番3号 200人
和泉市立幸幼稚園	和泉市山手町200番地 120人	和泉市立幸幼稚園	和泉市山手町200番地 120人
和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町1042番地 120人	和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町1042番地 120人
和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町514番地の1 80人	和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町514番地の1 80人
和泉市立北池田幼稚園	和泉市池田下町1670番地 120人	和泉市立南池田幼稚園	和泉市三林町1273番地の1 120人
和泉市立南池田幼稚園	和泉市三林町1273番地の1 120人	和泉市立南池田幼稚園	和泉市三林町1273番地の1 120人
和泉市立横山幼稚園	和泉市北田中町183番地 120人	和泉市立横山幼稚園	和泉市北田中町183番地 120人
(入園料及び保育料)		(入園料及び保育料)	
第4条 幼稚園の入園料は、園児1人につき5,500円とする。		第4条 幼稚園の入園料は、園児1人につき3,000円とする。	
2 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額5,500円とする。		2 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額4,000円とする。	

議案第15号

和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市立市民会館条例の一部改正)

第1条 和泉市立市民会館条例(昭和36年和泉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	室名	昼間			夜間			備考
		午前 円	午後 円	午後 円	夜間 円	午後 円	全日 円	
1階	講堂	15,000	21,000	30,000	24,000	36,000	45,000	
	料理講習室	3,000	4,500	6,750	6,000	9,000	11,250	
	集会室	1,800	2,400	3,600	3,000	4,500	6,000	
2階	図書室	4,500	6,000	9,000	7,500	12,000	15,000	
3階	結婚式場	3,000	4,500	6,000	6,000	9,000	12,000	
	和松 室竹	2,100	2,700	3,900	3,000	4,800	6,600	
		1,500	2,100	3,000	1,500	3,900	5,100	
	小会議室	900	1,200	1,800	1,500	2,100	3,000	1室につき

1 使用時間に関する昼夜間の別は、次のとおり

午前 午前8時から正午まで

午後 正午から午後5時まで

夜間 午後5時から午後10時まで

全日 午前8時から午後10時まで

2 午後10時以後に使用した場合は、1時間につき夜間使用料の2割を別に徴収する。ただし、

1時間未満は、1時間とみなす。

- 3 料理講習室を使用する場合は、別にガス料として使用料に対する実費を徴収する。
- 4 夏期（7月1日から9月末日まで）又は冬期（11月1日から3月末日まで）において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき4,500円以下において市長が定める額を加算する。
- （和泉市立青年の家条例の一部改正）

第2条 和泉市立青年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に定める金額に2を乗じて得た額とする。

別表を次のように改める。

別表

昼間（午前9時から午後5時まで）	青少年	100円
	一般	200円
宿泊（午後5時から翌日午前9時まで）	青少年	200円
	一般	300円

注 青少年とは満25歳未満のもの

一般とは満25歳以上のもの

（和泉市立市民体育館条例の一部改正）

第3条 和泉市立市民体育館条例（昭和51年和泉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

体 育 館 使 用 料

A料金（団体）

時間 区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時30 分～午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
大体育室	6,000円	9,000円	10,500円	10,500円	15,000円	19,500円
小体育室	1,500	3,000	4,500	4,500	6,000	7,500
会議室	150	300	450	450	600	750
全館	7,500	12,000	15,000	15,000	21,000	27,000

B料金（個人）

区 分	幼 少	中	高 大	勤労青年	一 般
1人1回（2時間以内）につき	80円	80円	150円	150円	300円
1人1箇月使用の場合	400	400	750	750	1,500

和泉市民球場条例の一部改正)

第4条 和泉市民球場条例(昭和42年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に規定する金額に2を乗じて得た額とする。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

市 民 球 場 使 用 料

料	金	摘	要
2時間以内	1,000円	超過時間	1時間当たり500円
午前(午前8時~正午)	2,000円		
午後(正午~午後6時)	3,000円		
全日(午前8時~午後6時)	5,000円		

(和泉市民プール条例の一部改正)

第5条 和泉市民プール条例(昭和42年和泉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

使 用 料 金 表

区		分	料	金
中 央 プ ール	一 般 使 用	大 人	1人1回2時間以内120円 1人1時間まで増すごとに60円	
		中 人	1人1回2時間以内90円 1人1時間まで増すごとに50円	
		小 人	1人1回2時間以内60円 1人1時間まで増すごとに30円	
		幼 児	1人1回2時間以内30円 1人1時間まで増すごとに20円	
石 尾 プ ール	一 般 使 用	大 人	1人1回2時間以内100円 1人1時間まで増すごとに60円	
		中 人	1人1回2時間以内70円 1人1時間まで増すごとに50円	
		小 人	1人1回2時間以内50円 1人1時間まで増すごとに30円	

(和泉市立テニスコート条例の一部改正)

第6条 和泉市立テニスコート条例(昭和44年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中ただし書以外の部分を次のように改める。

別表

テニスコート使用料

時間 区分	午前9時 ～正午	正午～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	終 日
コート1面 につき	900円	900円	900円	2,400円

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市立市民会館条例、和泉市立青年の家条例、和泉市立市民体育館条例、和泉市民球場条例、和泉市民プール条例及び和泉市立テニスコート条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

近時の社会経済諸情勢の騰勢にかんがみ、又一部の施設の使用料金については開設以来据え置かれているものもあるため、使用料を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号参考資料

和京市立市民会館条例等の一部を改正する条例(案)による現行規定との新旧対照表

1 和京市立市民会館条例の一部改正(案)新旧対照表

新										旧														
区分	室名	昼間			夜間			間			備考	区分	室名	昼間			夜間			間			備考	
		午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後				午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後		
1階	講堂	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	1階	講堂	円	円	円	円	円	円	円	円	円	備考	
		15,000	21,000	30,000	24,000	36,000	45,000	10,000	14,000	20,000	16,000			24,000	30,000									
		3,000	4,500	6,750	6,000	9,000	11,250	2,000	3,000	4,500	4,000			6,000	7,500									
2階	集会室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	2階	集会室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	備考
		1,800	2,400	3,600	3,000	4,500	6,000	1,200	1,600	2,400	2,000			3,000	4,000									
		4,500	6,000	9,000	7,500	12,000	15,000	3,000	4,000	6,000	5,000			8,000	10,000									
3階	結婚式場	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	3階	結婚式場	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	備考
		3,000	4,500	6,000	6,000	9,000	12,000	2,000	3,000	4,000	4,000			6,000	8,000									
		2,100	2,700	3,900	3,000	4,800	6,600	1,400	1,800	2,600	2,000			3,200	4,400									
3階	和室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	3階	和室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	備考
		1,500	2,100	3,000	1,500	3,900	5,100	1,000	1,400	2,000	1,000			2,600	3,400									
		900	1,200	1,800	1,500	2,100	3,000	600	800	1,200	1,000			1,400	2,000									

1 使用時間に関する昼夜間の別は、次のとおり

- 午前 午前8時から正午まで
- 午後 正午から午後5時まで
- 夜間 午後5時から午後10時まで
- 全日 午前8時から午後10時まで

1 使用時間に関する昼夜間の別は、次のとおり

- 午前 午前8時から正午まで
- 午後 正午から午後5時まで
- 夜間 午後5時から午後10時まで
- 全日 午前8時から午後10時まで

2. 3 略

4. 夏期（7月1日から9月末日まで）又は冬期（11月1日から3月末日まで）において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき4,500円以下において市長が定める額を加算する。

2. 3 略

4. 夏期（7月から9月まで）又は冬期（11月から3月まで）において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき3,000円以下において市長が定める額を加算する。

2 和泉市立青年の家条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧									
<p>（使用料）</p> <p>第5条 使用の許可を受けたものは別表の定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、本市民でない者が使用する場合は、別表に定める金額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>昼間（午前9時から午後5時まで）</td> <td>青少年 100円 一般 200円</td> </tr> <tr> <td>宿泊（午後5時から翌日午前9時まで）</td> <td>青少年 200円 一般 300円</td> </tr> </table> <p>注 青少年とは満25歳未満のもの 一般とは満25歳以上のもの</p>		昼間（午前9時から午後5時まで）	青少年 100円 一般 200円	宿泊（午後5時から翌日午前9時まで）	青少年 200円 一般 300円	<p>（使用料）</p> <p>第5条 使用の許可を受けたものは別表の定めるところにより使用料を前納しなければならない。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>昼間（午前9時から午後5時まで）</td> <td>青少年 50円 一般 100円</td> </tr> <tr> <td>宿泊（午後5時から翌日午前9時まで）</td> <td>青少年 100円 一般 150円</td> </tr> </table> <p>注 青少年とは満25才未満のもの 一般とは満25才以上のもの</p>		昼間（午前9時から午後5時まで）	青少年 50円 一般 100円	宿泊（午後5時から翌日午前9時まで）	青少年 100円 一般 150円
昼間（午前9時から午後5時まで）	青少年 100円 一般 200円										
宿泊（午後5時から翌日午前9時まで）	青少年 200円 一般 300円										
昼間（午前9時から午後5時まで）	青少年 50円 一般 100円										
宿泊（午後5時から翌日午前9時まで）	青少年 100円 一般 150円										

3. 和泉市立市民体育館条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
体育館使用料		体育館使用料	
A料金（団体）		A料金（団体）	
時間 区分	午前9時～正午	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時
大体育室	6,000	10,500	6,000
小体育室	1,500	3,000	1,000
会議室	150	300	100
全館	7,500	12,000	5,000
備考 略		備考 略	
B料金（個人）		B料金（個人）	
区	幼小	中	高大
1人1回（2時間以内）につき	80円	80円	100円
1人1箇月使用の場合	400	400	500
備考 略		備考 略	
時間 区分	午前9時～正午	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時
大体育室	6,000	10,500	6,000
小体育室	1,500	3,000	1,000
会議室	150	300	100
全館	7,500	12,000	5,000
備考 略		備考 略	
B料金（個人）		B料金（個人）	
区	幼小	中	高大
1人1回（2時間以内）につき	80円	80円	100円
1人1箇月使用の場合	400	400	500
備考 略		備考 略	

4. 和泉市民球場条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧																																								
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならぬ。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に規定する金額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">市民球場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料</th> <th>金</th> <th>摘</th> <th>要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以内</td> <td>.....1,000円</td> <td>超過時間1時間 当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>午前(午前8時~正午)</td> <td>.....2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後(正午~午後6時)</td> <td>.....3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全日(午前8時~午後6時)</td> <td>.....5,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	料	金	摘	要	2時間以内1,000円	超過時間1時間 当たり	500円	午前(午前8時~正午)2,000円			午後(正午~午後6時)3,000円			全日(午前8時~午後6時)5,000円			<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならぬ。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">市民球場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料</th> <th>金</th> <th>摘</th> <th>要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以内</td> <td>.....300円</td> <td>超過1時間当り</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>午前(午前8時~正午)</td> <td>.....600円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後(正午~午後6時)</td> <td>.....900円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全日(午前8時~午後6時)</td> <td>.....1,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	料	金	摘	要	2時間以内300円	超過1時間当り	200円	午前(午前8時~正午)600円			午後(正午~午後6時)900円			全日(午前8時~午後6時)1,500円		
料	金	摘	要																																						
2時間以内1,000円	超過時間1時間 当たり	500円																																						
午前(午前8時~正午)2,000円																																								
午後(正午~午後6時)3,000円																																								
全日(午前8時~午後6時)5,000円																																								
料	金	摘	要																																						
2時間以内300円	超過1時間当り	200円																																						
午前(午前8時~正午)600円																																								
午後(正午~午後6時)900円																																								
全日(午前8時~午後6時)1,500円																																								

5. 和泉市民プール条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧																		
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回2時間以内</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人1時間まで増すごとに</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料	金	大人	1人1回2時間以内	120円		1人1時間まで増すごとに	60円	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回2時間以内</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人1時間まで増すごとに</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料	金	大人	1人1回2時間以内	40円		1人1時間まで増すごとに	20円
区分	料	金																	
大人	1人1回2時間以内	120円																	
	1人1時間まで増すごとに	60円																	
区分	料	金																	
大人	1人1回2時間以内	40円																	
	1人1時間まで増すごとに	20円																	

中央プール	一般使用	中人	1人1回2時間以内90円 1人1時間まで増すことに50円
	専用	小児	1人1回2時間以内60円 1人1時間まで増すことに30円
石尾プール	一般使用	幼児	1人1回2時間以内30円 1人1時間まで増すことに20円
		大人	1人1回2時間以内100円 1人1時間まで増すことに60円
	専用	中人	1人1回2時間以内70円 1人1時間まで増すことに50円
		小人	1人1回2時間以内50円 1人1時間まで増すことに30円

一般使用	中人 (中学生)	1人1回2時間以内30円 1人1時間まで増すことに20円
	小人	1人1回2時間以内20円 1人1時間まで増すことに10円
専用	児童用プール	1時間当り1,000円
使用	50mプール	1時間当り4,000円
携帯品・時預け手数料		1個につき1回10円

備考 略

6. 和泉市立テニスコート条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
テニスコート使用料			
時間 区分	午前9時～正午 正午 午後3時 午後3時～午後6時 午後8時	午前9時～午後3時 午後3時～午後6時 午後8時	午後3時～午後6時 午後8時
コート1面につき	900円	300円	300円
	2,400円	800円	800円
ただし書 略		ただし書 略	

議案第16号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中

和泉市立北松尾老人集会所	和泉市唐国町826番地
--------------	-------------

を

和泉市立北松尾老人集会所	和泉市唐国町826番地
和泉市立芦部老人集会所	和泉市観音寺町128番地
和泉市立南池田老人集会所	和泉市三林町591番地

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人の教養の向上、健康の増進等老人クラブ活動の促進を図り、福祉の向上を期するため、今般芦部地区及び南池田地区に増設する老人集会所の名称及び位置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号参考資料

和泉市立老人集会所条例の一部改正（案）新旧対照表

新			旧		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>			<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		
名	称	位 置	名	称	位 置
和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1.177番地の1	和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1.177番地の1
和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町五丁目174番地	和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町五丁目174番地
和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3	和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3
和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2	和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2
和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台二丁目1番地	和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台二丁目1番地
和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地	和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地
和泉市立芦部老人集会所		和泉市観音寺町128番地			
和泉市立南池田老人集会所		和泉市三林町591番地			

議案第17号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を
改正する条例制定について

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を
改正する条例(案)

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年和泉市条例第25
号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100万円」を「150万円」に、「50万円」を「75万円」に改める。

第10条第1項中「30万円」を「35万円」に、「60万円」を「70万円」に、「70万
円」を85万円に、「100万円」を「120万円」に、「40万円」を「50万円」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた
災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の
規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用す
る。

理 由

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及び同法施行令の一部改正により、
災害弔慰金の支給額及び災害援護資金の貸付限度額が引き上げられたことに伴い、本市におい
ても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第117号参考資料

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合においては<u>150万円</u>とし、その他の場合においては<u>75万円</u>とする。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当害世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 <u>35万円</u></p> <p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 <u>70万円</u></p>	<p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合においては<u>100万円</u>とし、その他の場合においては<u>50万円</u>とする。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 <u>30万円</u></p> <p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 <u>60万円</u></p>

ウ	住居が半壊した場合	<u>85万円</u>	ウ	住居が半壊した場合	<u>70万円</u>
エ	住居が全壊した場合	<u>120万円</u>	エ	住居が全壊した場合	<u>100万円</u>
(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合			(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合		
ア	家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	<u>35万円</u>	ア	家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	<u>30万円</u>
イ	住居が半壊した場合	<u>50万円</u>	イ	住居が半壊した場合	<u>40万円</u>
ウ	住居が全壊した場合(エの場合を除く。)	<u>85万円</u>	ウ	住居が全壊した場合(エの場合を除く。)	<u>70万円</u>
エ	住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合	<u>120万円</u>	エ	住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合	<u>100万円</u>
2	略		2	略	

議案第18号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第14条中「120,000円」を「150,000円」に改める。

第21条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 当該世帯主の所得割の額
- (3) 当該世帯主の資産割の額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年度分以後の保険料について適用する。

理 由

地方税法の一部改正の趣旨にかんがみ、国民健康保険料の負担の公平を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>ただし、賦課額は、<u>150,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(世帯主が被保険者でない場合)</p> <p>第21条 世帯主が被保険者でない場合に、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額から、次の各号に掲げる額の合計額を減額した額とする。</p> <p>(1) 当該世帯主の均等割額</p> <p>(2) 当該世帯主の所得割の額</p> <p>(3) 当該世帯主の資産割の額</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>ただし、賦課額は、<u>120,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(世帯主が被保険者でない場合)</p> <p>第21条 世帯主が被保険者でない場合に、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額から次の各号に掲げる額の合計額を減額した額とする。</p> <p>(2) 当該世帯主の所得割の額に当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者(当該世帯主を含む。)の数に対する割合を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該世帯主の資産割の割に、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者(当該世帯主を含む。)の数に対する割合を乗じて得た額</p>

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号
和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)
和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	150円
	特殊	水使用を必要とするもの 一般家庭で便そうが2以上あるもの 雨水、地下水等の侵入するもの(不良便そう)	1そう1箇月につき 1箇月、1そう増につき 10リットルにつき	普通手数料に 280円を加算した額 普通手数料に 150円を加算した額 87円
ごみ	臨時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	87円
	従量	事業所等人員によって算定し難いもの、限度の不明確な水使用を必要とするもの	1回につき	従量手数料に1,000円を加算した額
ごみ	従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理	10リットルにつき	87円
	臨時	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	45リットル(ポリ容器標準)1ばいにつき 2トン車1台につき 1台に満たない量の場合	60円(過2回以上1回増すごとに80円増) 4,500円 査定した額

胞	衣	処理場での処分をするもの	1個につき	2,000円
死	犬等	処理場での処分をするもの	1個につき	2,000円

備考 一般家庭とは、事業所以外のものをいう。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和52年4月1日以後の処理に係る手数料について適用する。

理 由

近時の諸物価、特に清掃業務に必要な設備品及び人件費等の高騰により、処理手数料を最少限度引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号参考資料

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新						旧					
別表						別表					
一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料	一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料		
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	150円	普通	普通便そう		1人1箇月につき	120円		
	特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に230円を加算した額	特殊	水使用を必要とするもの		1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額		
ふん尿	普通	一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に150円を加算した額	特殊	一般家庭で便そうが2以上あるもの		1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額		
	特殊	雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	10リットルにつき	37円	特殊	雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)		10リットルにつき	32円		
ふん尿	普通	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	37円	普通	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの		10リットルにつき	32円		
	特殊	事業所等人員によって算定し難いもの、水使用の不明確なるもの	1回につき	従量手数料に1,000円を加算した額	普通	事業所等人員によって算定し難いもの		1回につき	従量手数料に500円を加算した額		
	従量	事業所等人員によって算定し難いもの、水使用を必要とするもの	10リットルにつき	37円	従量	事業所等人員によって算定し難いもの		10リットルにつき	32円		
	従量				従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理		45リットル(ポリ容器標準)1ばいにつき	60円・週2回以上1回増すことに30円増		

ごみ	一般家庭以外の事業所等から排出されたいもの	4.5リットル(ポリ容器標準)1ばいにつき	60円(週2回以上1回増すごとに30円増)
	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき 1台に満たない量の場合	4,500円 査定した額
胞衣	処理場での処分をするもの	1個につき	2,000円
死犬等	処理場での処分をするもの	1個につき	2,000円

備考略

ごみ	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき	4,000円
		1台に満たない量の場合	査定した額
胞衣	収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	1,000円
	処理場へ自ら持参するもの	1個につき	500円
死犬等	収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	500円
	処理場へ自ら持参するもの	1個につき	200円

備考略

議案第20号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営葬儀条例(昭和33年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 葬儀飾付別使用料

種 別	区 分	使 用 料
5 段 飾 大小	寺院、家庭用	92,500円
4 段 飾 大小	家庭用	62,500円
3 段 飾	家庭用	29,500円
神式3段飾	家庭用	29,500円
2 段 飾	家庭用	8,200円

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料

種 別	棺 箱	消 耗 品	霊きゅう車
5 段 飾 大小	8,000 円	4,000 円	4,500 円
4 段 飾 大小			
3 段 飾			
神式3段飾			
2 段 飾			

(3) 葬儀進行料

種 別	料 金
5 段 飾 大小	1 8, 0 0 0 円
4 段 飾 大小	
3 段 飾	1 5, 0 0 0
神 式 3 段 飾	
2 段 飾	1 2, 0 0 0

(4) 火葬料金

種 別	料 金
3 段以上の飾付を行うもの	8, 0 0 0 円
2 段の飾付を行うもの	4, 0 0 0 円

第5条第2項中「1,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市宮葬儀条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀について適用する。

理 由

市営葬儀の火葬費用、進行料及びその他の経費の増大に伴う運営管理費の実状にかんがみ、使用料を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市営葬儀条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧																																					
<p>(種別及び使用料)</p> <p>第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。</p> <p>(1) 葬儀飾付別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 段飾<small>大</small></td> <td>寺院、家庭用</td> <td>9,250円</td> </tr> <tr> <td>4 段飾<small>小</small></td> <td>家庭用</td> <td>6,250円</td> </tr> <tr> <td>3 段飾</td> <td>家庭用</td> <td>2,950円</td> </tr> <tr> <td>神式 3 段飾</td> <td>家庭用</td> <td>2,950円</td> </tr> <tr> <td>2 段飾</td> <td>家庭用</td> <td>8,200円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	使用料	5 段飾 <small>大</small>	寺院、家庭用	9,250円	4 段飾 <small>小</small>	家庭用	6,250円	3 段飾	家庭用	2,950円	神式 3 段飾	家庭用	2,950円	2 段飾	家庭用	8,200円	<p>(種別及び使用料)</p> <p>第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。</p> <p>(1) 葬儀飾付別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 段飾<small>大</small></td> <td>寺院、家庭用</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>4 段飾<small>小</small></td> <td>家庭用</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>3 段飾</td> <td>家庭用</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>神式 3 段飾</td> <td>家庭用</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>2 段飾</td> <td>家庭用</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	使用料	5 段飾 <small>大</small>	寺院、家庭用	5,900円	4 段飾 <small>小</small>	家庭用	3,900円	3 段飾	家庭用	1,700円	神式 3 段飾	家庭用	1,700円	2 段飾	家庭用	3,500円
種別	区分	使用料																																					
5 段飾 <small>大</small>	寺院、家庭用	9,250円																																					
4 段飾 <small>小</small>	家庭用	6,250円																																					
3 段飾	家庭用	2,950円																																					
神式 3 段飾	家庭用	2,950円																																					
2 段飾	家庭用	8,200円																																					
種別	区分	使用料																																					
5 段飾 <small>大</small>	寺院、家庭用	5,900円																																					
4 段飾 <small>小</small>	家庭用	3,900円																																					
3 段飾	家庭用	1,700円																																					
神式 3 段飾	家庭用	1,700円																																					
2 段飾	家庭用	3,500円																																					

新

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料

種別	棺箱	消耗品	霊きゅう車
5 段飾	8,000	4,000	4,500
4 段飾			
3 段飾			
神式 3 段飾			
2 段飾	5,300	3,000	

(3) 葬儀進行料

種別	料	金
5 段飾	18,000	
4 段飾		
3 段飾	15,000	
神式 3 段飾		
2 段飾	12,000	

(4) 火葬料金

種別	料	金
3 段以上の飾付を行うもの		8,000
2 段の飾付を行うもの		4,000

旧

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料

種別	棺箱	消耗品	霊きゅう車
5 段飾	6,000	3,500	4,500
4 段飾			
3 段飾			
神式 3 段飾			
2 段飾	4,000	2,000	

(3) 葬儀進行料

種別	料	金
5 段飾	12,000	
4 段飾		
3 段飾	10,000	
神式 3 段飾		
2 段飾	8,000	

(4) 火葬料金

種別	料	金
3 段以上の飾付を行うもの		5,000
2 段の飾付を行うもの		3,000

新	旧
2 死胎の火葬料は、1胎につき <u>3,000円</u> とする。	2. 死胎の火葬料は、1胎につき <u>1,000円</u> とする。

議案第21号

青年学級の開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 名称 和泉市立和泉青年学級
和泉市立北池田青年学級
和泉市立南池田青年学級
和泉市立横山青年学級
- 2 開設者 和泉市
- 3 開設期日 昭和52年4月1日
- 4 開設期間 自 昭和52年4月1日
至 昭和53年3月31日
- 5 開設場所 和泉市立青少年会館
和泉市立北池田小学校
和泉市立南池田公民館
和泉市立榎尾中学校
- 6 学習内容 一般教養（一般社会、書道）
家事（茶道、華道）
- 7 学習時間 各青年学級とも年間を通じ1人100時間以上

議案第21号参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号抜すい）

（開設及び実施期間）

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 青年学級の実施期間（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案 第 1 号

昭和 5 2 年度 和泉市一般会計予算

昭和 5 2 年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5, 8 4 9, 7 0 0 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、

「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 3, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和52年8月10日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	金額
1. 市	税	4,022,533円
	1. 市民税	1,797,101
	2. 固定資産税	1,501,540
	3. 軽自動車税	41,478
	4. 市煙草消費税	226,650
	5. 電気税	168,000
	6. ガス税	11,445
	7. 特別土地保有税	70,140
	8. 都市計面税	206,179
		84,195
2. 地方議与税		61,134
	1. 自動車重量議与税	23,061
	2. 地方道路議与税	118,159
3. 自動車取得税交付金		118,159
4. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		59,837
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	59,837

款		項		額
5. 地方交付税				2,883,057千円
6. 交通安全対策特別交付金		1. 地方交付税		2,883,057
				16,900
7. 分担金及負担金		1. 交通安全対策特別交付金		16,900
				257,857
		1. 分担金		22,626
		2. 負担金		235,231
8. 使用料及手数料				199,455
		1. 使用料		163,904
		2. 手数料		35,551
9. 国庫支出金				3,183,362
		1. 国庫負担金		1,564,610
		2. 国庫補助金		1,587,706
		3. 国庫委託金		31,046
10. 府支				1,172,682
		1. 府負担金		109,354
		2. 府補助金		982,322
		3. 府委託金		80,512
		4. 府交付金		444

11. 財 產 收 入		2 5 1,9 6 1
	1. 財 產 運 用 收 入	1,7 5 3
	2. 財 產 売 払 收 入	2 5 0,2 0 8
12. 寄 附 金		3 0,0 0 0
	1. 寄 附 金	3 0,0 0 0
13. 繰 入 金		1 0 0
	1. 基 金 繰 入 金	1 0 0
14. 諸 收 入		1,9 1 2,1 3 8
	1. 延 滞 金 及 加 算 金	5,0 0 0
	2. 市 預 金 利 子	1 9,0 7 0
	3. 貸 付 金 元 利 收 入	1 5 6,2 4 2
	4. 受 託 事 業 收 入	5 3,5 0 0
	5. 雑 入	1,6 7 8,3 2 6
15. 市 債		1,7 0 7,5 1 4
	1. 市 債	1,7 0 7,5 1 4
	合 計	1 5,8 4 9,7 0 0

出

歳

款	項	金	額
1. 議 会 費		1 5 2,6 1 0	円
1. 議 会 費		1 5 2,6 1 0	

款		項	額
2. 総務費	1. 総務管理費		1,716,738円
	2. 徴税費		1,166,514
	3. 戸籍住民基本台帳費		243,631
	4. 選挙費		101,338
	5. 統計調査費		35,155
	6. 監査委員費		8,780
	7. 同和対策費		10,676
3. 民生費			150,639
	1. 社会福祉社費		4,310,626
	2. 児童福祉社費		1,407,202
	3. 生活保護費		1,667,977
4. 衛生費	4. 災害救助費		1,233,535
			1,912
	1. 予防衛生費		1,214,250
	2. 環境衛生費		290,392
5. 労働費	3. 墓地管理費		861,527
	4. 上水道費		38,111
			24,220
	1. 失業対策費		67,585
			67,585

6. 農 林 水 産 業 費		207,860
1. 農 業 費		204,044
2. 林 業 費		3,816
7. 商 工 費		149,776
1. 商 工 費		149,776
8. 土 木 費		2,890,163
1. 土 木 管 理 費		132,777
2. 道 路 橋 梁 費		374,031
3. 河 川 水 路 費		55,671
4. 都 市 計 画 費		892,121
5. 住 宅 費		1,435,563
9. 消 防 費		379,329
1. 消 防 費		379,329
10. 教 育 費		2,659,578
1. 教 育 総 務 費		281,602
2. 小 学 校 費		1,193,862
3. 中 学 校 費		481,381
4. 幼 稚 園 費		290,382
5. 社 会 教 育 費		399,469
6. 保 健 体 育 費		12,882
11. 災 害 復 旧 費		5,303

款	項	金額
12. 公債費	1. 土木施設災害復旧費	5,308円
		1,888,684
13. 諸支	1. 公債費	1,888,684
		207,203
	1. 開発公社貸付金	90,000
	2. 災害援護資金貸付金	1,200
	3. 諸支	116,003
14. 予備費	1. 予備費	50,000
		50,000
	歳出合計	15,849,700

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8. 土木費	5. 住宅費	(仮称) 和泉第4団地建設事業	2,327,689円	52	1,407,105円
				53	920,584

第 8 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮)池上小学校建設事業	昭 和 5 2 年 度 } 昭 和 5 3 年 度	7 0 2, 1 2 5 千円
学 校 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 2 年 度 } 昭 和 5 4 年 度	1, 2 1 4, 3 0 8
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 2 年 度 } 昭 和 5 3 年 度	1, 5 0 2, 1 1 0

事 項	期 間	限 度 額
和泉市土地開発公社に委託し、先行 取得する上記用地取得事業資金の元金及び その利子 (債 務 保 証)	昭和52年度) 昭和54年度	元金 2,716,413 及びその利子 千円
和泉市土地開発公社が取得する用地 の事業資金の元金及びその利子 (債 務 保 証)	昭和52年度) 昭和56年度	元金 1,702,000 及びその利子
合 計		5,120,538

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			その他
				資金区分	償還期間	償還方法	
退職手当	千円 100,500	普通貸借 又は 証券発行	年% 以内 10.0	年 以内 14	左のうちに 据置期間 年 以内 8	年賦又は半年賦 元利均等元金均 等又は、当初発 行額の8%以上 半年賦償還	左記の範囲内におい て借入先に融通条件 がある場合、その条 件に従うことができ る。 但し、財政の都合に より償還期限及び据 置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。
公共駐車場整備事業	152,988	同上	10.0	25	8	同上	同上
老人集会所建設事業	10,000	同上	10.0	25	8	同上	同上
国民年金保険事業	678	同上	無利子	無		各年度の償還額 については、借 入先（大阪府） に協議のうえ決 定	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	債還の方法			その他	
				資金区分	償還期間 年以内	左のうち 据置期間		
共同浴場整備事業	500 千円	同上	年% 以内 10.0	政府 その他	25	8	年賦又は半年賦 元利均等元金均 等又は当初発行 額の8%以上半 年賦償還	同上
災害復旧資金貸付事業	1,200	同上	10.0	大阪府	20	3	同上	同上
塵芥処理施設整備事業	3,200	同上	10.0	政 府 其 他	25	8	同上	同上
道路橋梁整備事業	74,000	同上	10.0	同上	25	8	同上	同上
河川整備事業	3,800	同上	10.0	同上	25	8	同上	同上
水路整備事業	23,500	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
環境改善道路整備事業	26,800	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
都市計画事業	104,300	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
改良住宅建設事業	487,000	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
消防施設整備事業	9,300	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
義務教育施設整備事業	548,148	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
幼稚園施設整備事業	34,800	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
図書館建設事業	175,900	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
災害復旧事業	1,400	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上
合計	1,707,514							

議案第 2 号

昭和 5 2 年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和 5 2 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 2 3 2, 5 1 4 千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0. 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の流用。

昭和 5 2 年 3 月 1 0 日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

入

歳

款	項	額
1. 国民健康保険料		798,801円
2. 一部負担金	1. 国民健康保険料	798,801
3. 使用料及手数料	1. 一部負担金	10
4. 国庫支出金	1. 手数料	201
5. 府支出金	1. 国庫支出金	1,347,022
6. 諸収入	2. 国庫補助金	1,188,101
7. 繰入金	1. 府補助金	208,921
	1. 延滞金及過料	28,680
	2. 預金利息	28,680
	3. 雑入	7,800
	1. 繰入金	2,600
	1. 一般会計繰入金	5,000
	合計	5,000
	歳入	2,232,514

歳

出

款		項	金	額
1. 総務費				88,810円
		1. 総務管理費		23,292
		2. 徴収費		64,703
		3. 運営協議会費		795
		4. 趣旨普及費		20
2. 保険給付費				2,105,343
		1. 療養諸費		2,079,183
		2. 助産費		23,880
		3. 葬祭費		2,280
3. 保健施設費				700
		1. 保健施設費		700
4. 公債費				4,340
		1. 一般公債費		4,340
5. 諸支出金				2,721
		1. 償還金及還付加算金		2,721
6. 予備費				30,600
		1. 予備費		30,600
	歳出	合計		2,232,514

昭和 52 年度 和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和 52 年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 700 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

昭和 52 年 3 月 10 日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繰入金		700千円
	1. 繰入金	700
歳入合計		700

歳 出

款	項	金額
1. 土地区画整理費		700千円
	1. 土地区画整理費	700
歳出合計		700

昭和 5 2 年度
和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和 5 2 年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0, 0 0 0 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

昭和 5 2 年 3 月 1 0 日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市債		30,000千円
	1. 市債	30,000
歳入	合計	30,000

歳出

款	項	金額
1. 公共用地先行取得事業費		30,000千円
	1. 公共用地先行取得事業費	30,000
歳出	合計	30,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			その他
				資金区分	償還期間	左のよう 償還期間	
公共用地	千円 80,000	普通貸借 又は	年% 以内 10.0	政	年 以内	年 以内	上記の条件の範囲内 において借入先に融 通条件がある場合、 その条件に従うこと ができる。 但し、財政の都合に より償還期限及び据 置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。
先行取得事業		証券発行		その他			

国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

(事 業 勘 定)

1. 総括(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較	本年度予算総額に占める割合
1. 国民健康保険料	798,801 千円	683,284 千円	115.517	千円	35.8 %
2. 一部負担金	10	10			0.0
3. 使用料及手数料	201	201			0.0
4. 国庫支出金	1,347,022	1,182,797	164.225		60.3
5. 府支出金	28,680	29,221	△541		1.2
6. 諸収入	7,800	9,337	△1,537		0.3
7. 繰入金	50,000	30,000	20,000		2.4
歳入合計	2,232,514	1,934,850	297.664		100.0

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				本年度予算総額に占める割合
				特定財源			一般財源	
				国府支出金	地方債	その他		
1. 総務費	88810 千円	91824 千円	△ 3014 千円	46936 千円		201 千円	41673 千円	4.0%
2. 保険給付費	2105343	1831640	273703	1328766			776577	94.3
3. 保健施設費	700	700					700	0.0
4. 公債費	4340	3285	1055				4340	0.2
5. 諸支出金	2721	2401	320				2721	0.1
6. 予備費	30600	5000	25600				30600	1.4
歳出合計	2232514	1934850	297664	1375702		201	856611	100.0

2. 歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 額		明 示
				区 分	金 額	
① 国民健康保険料	798,801	683,284	115,517			千円
(1) 国民健康保険料	798,801	683,284	115,517			
1. 国民健康保険料	798,801	683,284	115,517	1. 現年度分保険料	778,801	現年度分保険料
				2. 滞納繰越分保険料	20,000	滞納繰越分保険料
② 一部負担金	10	10				
(1) 一部負担金	10	10				
1. 一部負担金	10	10		1. 現年度分	10	保険者徴収一部負担金
③ 使用料及手数料	201	201				
(1) 手 数 料	201	201				
1. 総務手数料	1	1		1. 証明書交付手数料	1	各種証明手数料
2. 督促手数料	200	200		1. 保険料督促手数料	200	保険料督促手数料
④ 国庫支出金	1,347,022	1,182,797	164,225			
(1) 国庫負担金	1,138,101	994,318	143,783			

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 說
				区	金 額	
1. 事務費負担金	4,593.6	4,824.3	△ 230.7	1. 現年度分	4,593.6	1,094円×4,198人=4,593.6
2. 療養給付費負担金	1,092,165	946,075	146,090	1. 現年度分	1,092,165	2,730.414,194円×0.4=1,092,165
(2) 国庫補助金	208,921	18,847.9	20,442			
1. 助産費補助金	7,960	8,800	△ 840	1. 助産費補助金	7,960	40,000円×597件×1/3=7,960
2. 財政調整交付金	200,961	179,679	21,282	1. 調整交付金	200,961	普通調整交付金 1,19,689 特別調整交付金 29,400 臨時財政調整交付金 5,187.2
⑤ 府支出金	28680	29,221	△ 541			
(1) 府補助金	28680	29,221	△ 541			
1. 国民健康保険費補助金	9,151	7,989	1,212	1. 国民健康保険費補助金	9,151	事業助成補助金 6,084 給予等給付改善助成補助金 1,873 助産費補助金 1,194
2. 老人医療費波及分補助金	1,603.6	18,796	△ 2,760	1. 老人医療費波及分補助金	1,603.6	老人医療府制度先行波及分補助金
3. 障害者医療費波及分補助金	3,493	2,486	1,007	1. 障害者医療費波及分補助金	3,493	障害者医療費波及分補助金
⑥ 諸収入	7,800	9,337	△ 1,537			

(1) 延滞金及過料	200	150	50				
1. 延滞金	200	150	50	1. 延滞金	200	保險料延滞金	
(2) 預金利子	5,000	6,587	△ 1,587				
1. 預金利子	5,000	6,587	△ 1,587	1. 預金利子	5,000	預金利子	
(3) 雑入	2,600	2,600					
1. 第3者納付金	1,200	1,200		1. 第3者納付金	1,200	第3者納付金	
2. 返納金	1,000	1,000		1. 返納金	1,000	医療費返納金	
3. 雑入	400	400		1. 雑入	400	雑取入	
⑦ 繰入金	50,000	30,000	20,000				
(1) 一般会計繰入金	50,000	30,000	20,000				
1. 一般会計繰入金	5,000	3,000	2,000	1. 繰入金	5,000	一般会計繰入金	
歳入合計	2,232,514	1,934,850	297,664				

8. 歳出

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額			
	千円	千円	千円	国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	千円		千円	
① 総務費	88,810	91,824	△ 3,014	46,936		201	41,673			
(1) 総務管理費	23,292	20,639	2,653	11,484			11,808			
1. 一般管理費	22,200	19,643	2,557	11,484			10,716	2. 給料	11,195	
								3. 職員手当	6,455	
								扶養手当	137	
								調整手当	894	
								住居手当	30	
								通勤手当	422	
								特殊勤務手当	278	
								時間外勤務手当	206	
								期末勤勉手当	4,488	
								4. 共済費	3,291	
								職員共済組合負担金	1,924	
								職員健康保険組合負担金	695	
								職員互助会負担金	618	
								職員公務災害負担金	28	
								職員団体保険料	26	
								9. 旅費	113	
								府内旅費	50	
								府外旅費	63	
								11. 需用費	541	
								○ 消耗品費	292	

									○食糧費 ○印刷製本費 ○修繕料	20 -224 5
								12. 役務費	郵送料	180
								13. 委託料	被保険者証作成委託料	375
								18. 備品購入費	キャビネット購入費	50
2. 連合会 負担金	1,068	97				1,068		19. 負担金補助 及交付金	国保連合会負担金	1,068
3. 協議会 負担金	24	△1				24		19. 負担金補助 及交付金	全国都市国保課長研究協議会負担 金 近畿都市国保保険者協議会負担金	24 5 19
(2) 徴収費	64,703	△5,739			35,452	201	29,050			
1. 徴収総務費	29,558	△5,603			25,000		4,558	1. 報酬	非常勤嘱託員報酬	5,027
								2. 給料	一般職給 10人	13,547
								3. 職員手当	扶養手当 調整手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当	8,846 108 815 50 580 545 134 6,614

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				国府支出金	特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額	
						地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
										職員共済組合負担金 750 職員健康保険組合負担金 737 職員互助会負担金 651
2. 賦課徴収費	24,954	15,156	9,798	10,452		201	14,301	9. 旅費	190	府内旅費
								11. 需用費	3,901	○ 消耗品費 62 ○ 印刷製本費 3,834 ○ 修繕料 5
								12. 役務費	1,600	郵送料
								13. 委託料	19,250	保険料賦課計算委託料
								14. 使用料及賃借料	10	会場借上料
								18. 備品購入費	3	還付台帳購入費
3. 納入奨励費	10,191	20,125	△ 9,934				10,191	8. 報償費	6,528	保険料納期前納付報償金
								19. 負担金補助及交付金	3,663	納付組合補助金

(3) 運営協議 会 費	795	563	282				795					
1. 運営協議 会 費	795	563	282				795	1.報 酬	288	委員報酬		
								9.旅 費	377	府外旅費		
								11.需 用 費	100	○食糧費		
								19.負担金補助 及交付金	30	都市国保連絡協議会負担金		
(4) 趣旨普及費	20	180	△ 160				20					
1. 趣旨普及費	20	180	△ 160				20	11.需 用 費	20	○食糧費		
② 保険給付費	2,105,343	1,831,640	273,703	1,328,766			776,577					
(1) 療養諸費	2,079,183	1,803,070	276,113	1,319,612			759,571					
1. 療養給付費	1,907,909	1,660,664	247,245	1,261,526			646,383	19.負担金補助 及交付金	1,907,909	診療報酬保険者負担金		
2. 療 養 費	15,535	16,550	△ 1,015	6,214			9,321	19.負担金補助 及交付金	15,535	診療報酬保険者負担金		
3. 高額療養 給 付 費	143,716	114,756	28,960	51,872			91,844	19.負担金補助 及交付金	143,716	診療報酬保険者負担金		
4. 審査支払 手 数 料	12,023	11,100	923				12,023	12.役 務 費	12,023	請求明細書審査支払手数料		
(2) 助 産 費	23,880	26,400	△ 2,520	9,154			14,726					

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 分		明 額
				特 定 財 源	一 般 財 源			区 分	金 額	
					国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円		
1. 助 産 費	23,880	26,400	△ 2,520	9,154			14,726	19.負担金補助 及交付金	23,880	助産費
(3)葬 祭 費	2,280	2,170	110				2,280			
1. 葬 祭 費	2,280	2,170	110				2,280	19.負担金補助 及交付金	2,280	葬祭費
③ 保 健 施 設 費	700	700					700			
(1) 保 健 施 設 費	700	700					700			
1. 保 健 衛 生 普 及 費	700	700					700	11.需 用 費	700	○ 消耗品費
④ 公 債 費	4,340	3,285	1,055				4,340			
(1) 一 般 公 債 費	4,340	3,285	1,055				4,340			
1. 一 時 借 入 金 利 子	4,340	3,285	1,055				4,340	23.償 還 金 利 子 及割引料	4,340	一時借入金利子
⑤ 諸 支 出 金	2,721	2,401	320				2,721			
(1) 償 還 金 及 還 付 加 算 金	2,721	2,401	320				2,721			

1. 保險料 還付金	2,720	2,400	320						2,720	保險料過賦納還付金
2. 還付加算金	1	1							1	保險料還付加算金
⑥ 予備費	30,600	5,000	25,600					30,600		
(1) 予備費	30,600	5,000	25,600					30,600		
1. 予備費	30,600	5,000	25,600					30,600		
歲出合計	2,232,514	1,934,850	297,664	1,375,702	201			856,611		

土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に占める割合
1. 繰入金	700千円	8,000千円	△7,300千円	100.0%
(国庫支出金)		139,521	△139,521	
(府支出金)		91,550	△91,550	
歳入合計	700	239,071	△238,371	100.0

(歳 出)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 △ 千円	本年度予算額の財源内訳				本年度予算総額に占める割合 %
				特定財源			一般財源 千円	
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
1. 土地区画整理費	700	239,071	△ 238,371			700	100.0	
歳出合計	700	239,071	△ 238,371			700	100.0	

2. 歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 記
				区 分	金 額	
① 繰入金	千円 700	千円 8,000	千円 △ 7,300		千円	
1. 繰入金	700	8,000	△ 7,300			
一般会計 1. 繰入金	700	8,000	△ 7,300	一般会計 1. 繰入金	700	一般会計繰入金
(国庫支出金)		139,521	△ 139,521			
(国庫負担金)		139,521	△ 139,521			
(土地区画 整理負担金)		139,521	△ 139,521			
(府支出金)		91,550	△ 91,550			
(府負担金)		91,550	△ 91,550			
(土地区画 整理負担金)		91,550	△ 91,550			
歳入合計	700	239,071	△ 238,371			

3. 歳 出

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源			区 分	金 額	
					国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
				千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
① 土地区画整理費	700	239,071	△238,371			700				
(1) 土地区画整理費	700	239,071	△ 238,371			700				
1. 葛の葉土地区画整理事業費	700	239,071	△ 238,371			700	9. 旅 費	419	府内旅費 府外旅費	10 409
							11. 需 用 費	261	○ 消耗品費 ○ 食糧費 ○ 印刷製本費 ○ 修繕料	12 45 194 10
							18. 備 品 購 入 費	20	図書等購入費	
歳 出 合 計	700	239,071	△238,371			700				

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に占める割合
1. 市債	30,000 千円	千円	30,000 千円	100.0 %
歳入合計	30,000		30,000	100.0

(説 出)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本年度予算額の財源内訳				本年度予算 総額に占め る 割 合 %
				特 定 財 源		一 般 財 源	千円	
				国府支出金	地 方 債			
1. 公共用地先行 取得事業費	30,000		30,000		30,000		100.0	
歳出合計	30,000		30,000		30,000		100.0	

2. 歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 示
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
① 市 債	30,000		30,000			
(1) 市 債	30,000		30,000			
1. 市 債	30,000		30,000	1. 都市計画事業債	30,000	公園用地先行取得事業債
歳入合計	30,000		30,000			

3. 歳出

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支出金	府 地方債	その他				
① 公共用地 先行取得 事業費	千円 30,000	千円	千円 30,000	千円 30,000	千円	千円	千円			
(1) 公共用地 先行取得 事業費	30,000		30,000	30,000						
1. 公園用地 先行取得 事業費	30,000		30,000	30,000			17. 公有財産 購入費	30,000	用地購入費	
歳出合計	30,000		30,000	30,000						

議案第5号

昭和52年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和52年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	33,727	戸
(2) 年間総給水量	9,771,485	m ³
(3) 一日平均給水量	26,771	m ³
(4) 主要な建設改良事業	和泉上水道第3回拡張事業	585,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	870,409 千円
第1項	営業収益	704,809 千円
第2項	営業外収益	165,500 千円
第3項	特別利益	100 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,140,242 千円
第1項	営業費用	862,567 千円
第2項	営業外費用	276,575 千円
第3項	特別損失	100 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	6 6 2, 5 0 0	千 円
第 1 項	企 業 債	5 3 0, 5 0 0	千 円
第 2 項	工 事 負 担 金	9 0, 0 0 0	千 円
第 3 項	負 担 金	4, 5 0 0	千 円
第 4 項	補 助 金	3 7, 5 0 0	千 円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	7 8 1, 2 6 9	千 円
第 1 項	建 設 改 良 費	7 2 2, 8 1 2	千 円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	5 8, 4 5 7	千 円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
和泉上水道 第 3 回拡張事業	504,500千円	証券借入 又は	10%以内	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし又は、低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	26,000千円	証券発行		

(一 時 借 入 金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営 業 費 用	原水及び浄水費	3 2 6, 5 5 8千円
2. 営 業 外 費 用	支払利息及び 企業債取扱諸費	2 7 6, 5 2 5千円

(議 会 の 議 決 を 経 な け れ ば 流 用 す る こ と の で き な い 経 費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	3 6 9, 1 7 3千円
2. 交 際 費	5 0 0千円

(た な 卸 資 産 の 購 入 限 度 額)

第 9 条 たな卸資産購入限度額は、218,908千円と定める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度和泉市水道事業会計予算各条文毎の説明書

第2条

項 目	本 年 度 予 定	前年度当初予定	増 △ 減
1. 給 水 戸 数	83,727 戸	82,710 戸	1,017 戸
2. 年 間 総 給 水 量	9,771,485 m ³	9,484,895 m ³	386,590 m ³
3. 一 日 平 均 給 水 量	26,771 m ³	25,849 m ³	922 m ³
4. 主 要 な 建 設 改 良 事 業	585,000千円	750,000千円	△ 165,000千円

第3条

項 目	本 年 度 予 定	前年度当初予定	増 △ 減
水 道 事 業 収 益	870,409千円	928,511千円	△ 58,102千円
水 道 事 業 費 用	1,140,242千円	1,087,010千円	103,282千円
不 足 額	269,833千円	108,499千円	161,334千円

第4条

項 目	本 年 度 予 定	前年度当初予定	増 △ 減
資 本 的 収 入	662,500千円	987,500千円	△ 325,000千円
資 本 的 支 出	781,269千円	1,083,254千円	△ 301,985千円
不 足 額	118,769千円	95,754千円	23,015千円

第 5 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
和泉上水道第3回拡張事業	504,500千円	727,000千円	222,500千円
配水管整備事業	26,000千円	10,000千円	16,000千円

第 6 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
一時借入金の限度額	2,000,000千円	1,000,000千円	1,000,000千円

第 7 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
原水及び浄水費	326,558千円	234,198千円	92,365千円
支払利息及び 企業債取扱諸費	276,525千円	202,658千円	63,867千円

第 8 条

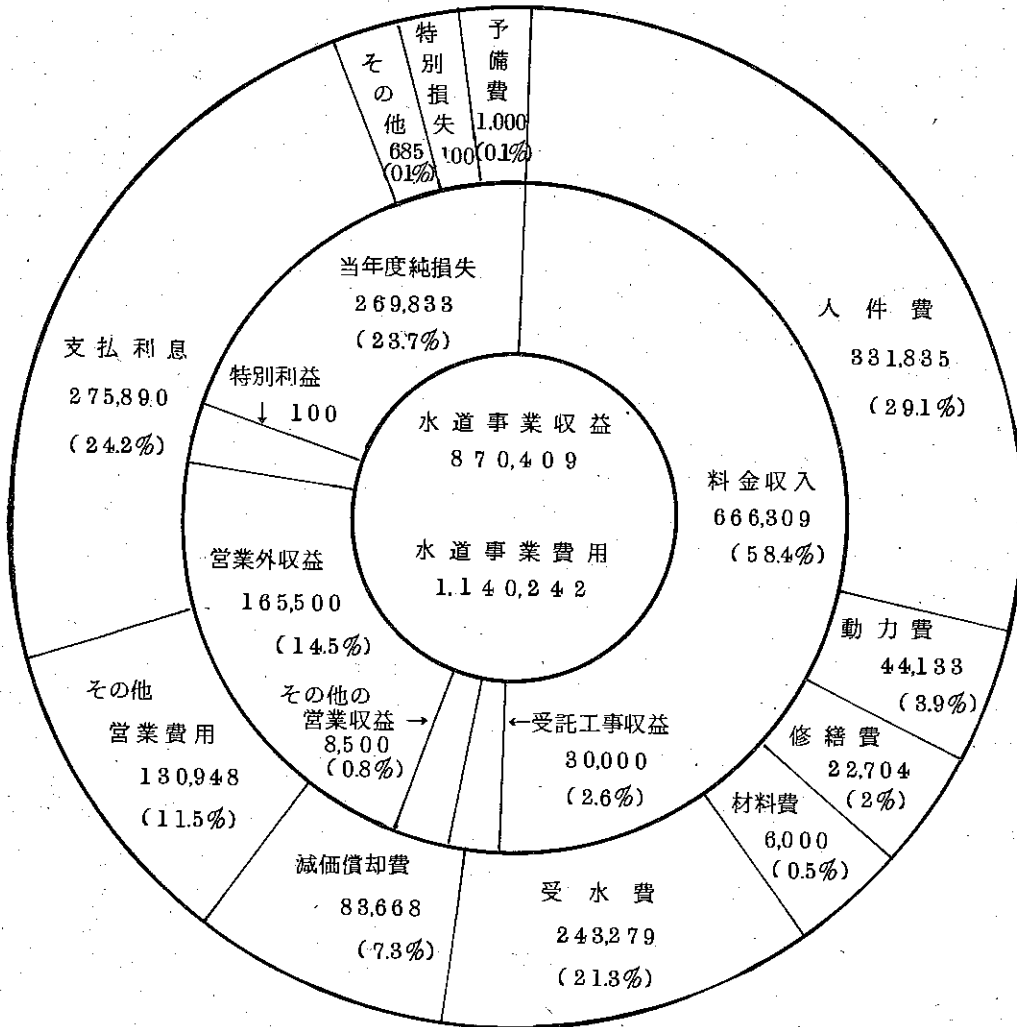
項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
職員給与費	369,173千円	326,586千円	42,587千円
交 際 費	500千円	540千円	△ 40千円

第 9 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
たな卸資産の購入限度額	218,908千円	143,029千円	75,879千円

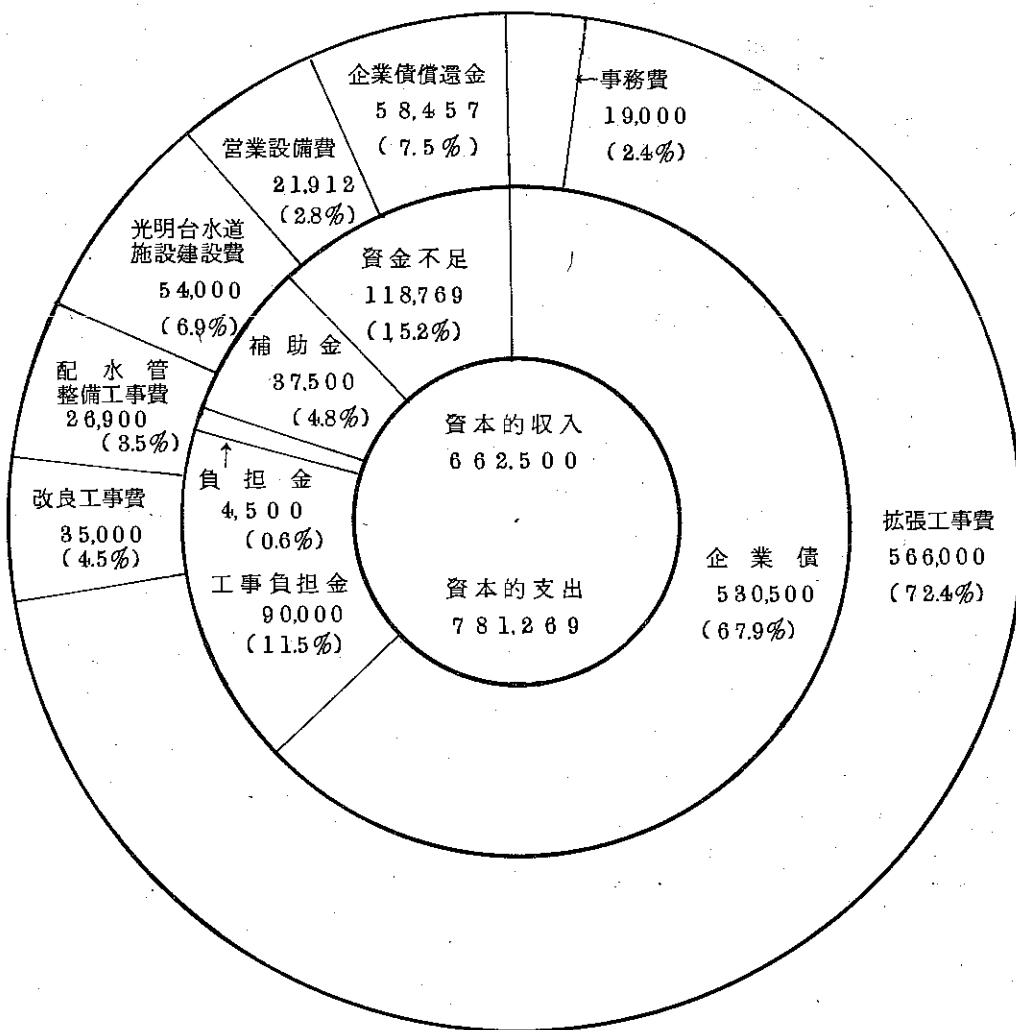
予 算 第 3 条

(単位千円)



予 算 第 4 条

(单 位 千 円)



昭和52年度予定損益計算書

(単位千円)

水道事業費用（拾老億四千貳拾四万貳千円）	営業費用	862,567	営業収益	704,809	水道事業収益（八億七千四拾万九千円）
	営業外費用	276,575	営業外収益	165,500	
	特別損失100		特別利益100		
	予備費1,000		当年度純損失		
			269,833		

昭和52年度予定貸借対照表

(単位千円)

資 産 合 計 (五拾四億参千七百四拾九万四千円)	固 定 資 産 5,303,090	固 定 負 債 12,196	(七億四千七百八拾万六千円) 負 債 合 計	負 債 ・ 資 本 合 計 (五拾四億参千七百四拾九万四千円)
		流 動 負 債 735,610		
		自 己 資 本 金 119,803	(四拾九億五千九百五拾貳万叁千円) 資 本 合 計	
	借 入 資 本 金 3,453,187			
	剰 余 金 1,386,531			
	流 動 資 産 134,404	当 年 度 純 損 失 269,833		

款	項	費	目	
水道事業費用 (拾億四千貳拾四万貳千円)	営業費用 (八億六千貳百五拾六万七千円)	原水及び浄水費	450,459千円 (39.5%)	
		配水及び給水費	116,124千円 (10.2%)	
		受託工事費	30,000千円 (2.6%)	
		業務費	100,153千円 (8.8%)	
		総係費	76,653千円 (6.7%)	
		減価償却費	83,668千円 (7.3%)	
		75.6%		
	100%		資産減耗費	510千円 (0.1%)
			その他の営業費用	5,000千円 (0.4%)
		営業外費用 (貳億七千六百五拾七万五千円) 24.3%	支払利息及び企業債取扱諸費	276,525千円 (24.3%)
		雑支出	50千円	
特別損失 (100千円)		過年度損益修正損	100千円	
予備費 (1,000千円) 0.1%		予備費	1,000千円 (0.1%)	

費目に占める割合		費目内容
人件費	123,901千円 (27.5%)	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
動力費	44,133千円 (9.8%)	
薬品費	19,080千円 (4.2%)	
受水費	243,279千円 (54.0%)	
その他	20,066千円 (4.5%)	
人件費	57,210千円 (49.3%)	配水及び給水管の維持作業に要する費用
修繕費	17,000千円 (14.6%)	
請負工事費	32,000千円 (27.6%)	
その他	9,914千円 (8.5%)	受託工事に要する費用
路面復旧費	5,000千円 (16.7%)	
請負工事費	25,000千円 (83.3%)	検針、調定、集金、その他業務の運営に要する費用
人件費	85,155千円 (85.0%)	
委託料	8,200千円 (8.2%)	
その他	6,798千円 (6.8%)	
人件費	65,569千円 (85.5%)	事業活動全般に関連する費用
その他	11,084千円 (14.5%)	
有形固定資産	83,558千円 (99.9%)	固定資産の減価償却費
無形固定資産	110千円 (0.1%)	
固定資産除却費	500千円 (98.0%)	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗費
棚卸資産減耗費	10千円 (2.0%)	
材料売却原価	5,000千円 (100%)	材料売却原価
企業債利息	215,890千円 (78.1%)	企業債並びに一時借入金の利息及び企業債取扱諸費
一時借入金利息	60,000千円 (21.7%)	
その他	635千円 (0.2%)	
雑支出	50千円 (100%)	雑支出
過年度損益修正損	100千円 (100%)	過年度損益修正損
予備費	1,000千円 (100%)	予備費

議案第6号

昭和52年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和52年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	120床
(2) 年 間 患 者 数	入院 4,380人 外 来 87,818人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入院 120人 外 来 294人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	病院増改築事業費 869,000千円 器械備品購入費 5,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	920,573千円
第1項 医 業 収 益	826,859千円
第2項 医 業 外 収 益	53,234千円
第3項 特 別 利 益	40,480千円
支 出	
第1款 病院事業費用	1,264,704千円
第1項 医 業 費 用	1,076,466千円
第2項 院 業 外 費 用	187,937千円
第3項 特 別 損 失	1千円
第4項 予 備 費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	889,813千円
第1項 出 資 金	20,813千円
第2項 企 業 債	869,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出	930,293千円
第 1 項 建設改良費	875,733千円
第 2 項 企業債償還金	54,560千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還の方法	その他
病院増改築事業	869,000	普通貸借又は証券発行	10%以内	政府 その他	30年以内	5年以内	半年賦、年賦、元利均等償還	据置期間及び償還期間を短縮し若しくは繰上償還又は、低利に借替することが出来る。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は 1,200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 641,870千円

(2) 交際費 720千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、79,187千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は 343,911千円と定める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度予算(案)対前年度比較表

(収益の部)

年度 項目	昭和51年度(A)		昭和52年度(B)		対前年度比較		備考
	決算見込額	備考	予定額	備考	差額(B-A)	伸率	
医業収益	804,327		826,859		22,532	102.8	
入院収益	478,127		486,336		18,209	102.8	
外来収益	310,442		319,303		8,861	102.9	
その他医業収益	20,758		21,220		462	102.2	
うち室料差額収益	15,881		15,975		94	100.6	
医業外収益	88,358		53,234		△ 35,124	60.2	
他会計補助金	76,808		38,707		△ 38,101	50.4	
国庫補助金	2,823		2,459		△ 364	87.1	
患者外給食収益	6,727		9,868		3,141	146.7	
その他	2,000		2,200		200	110.0	
特別利益	40,480		40,480		0	100.0	
収益合計(a)	933,165		920,573		△ 12,592	98.7	

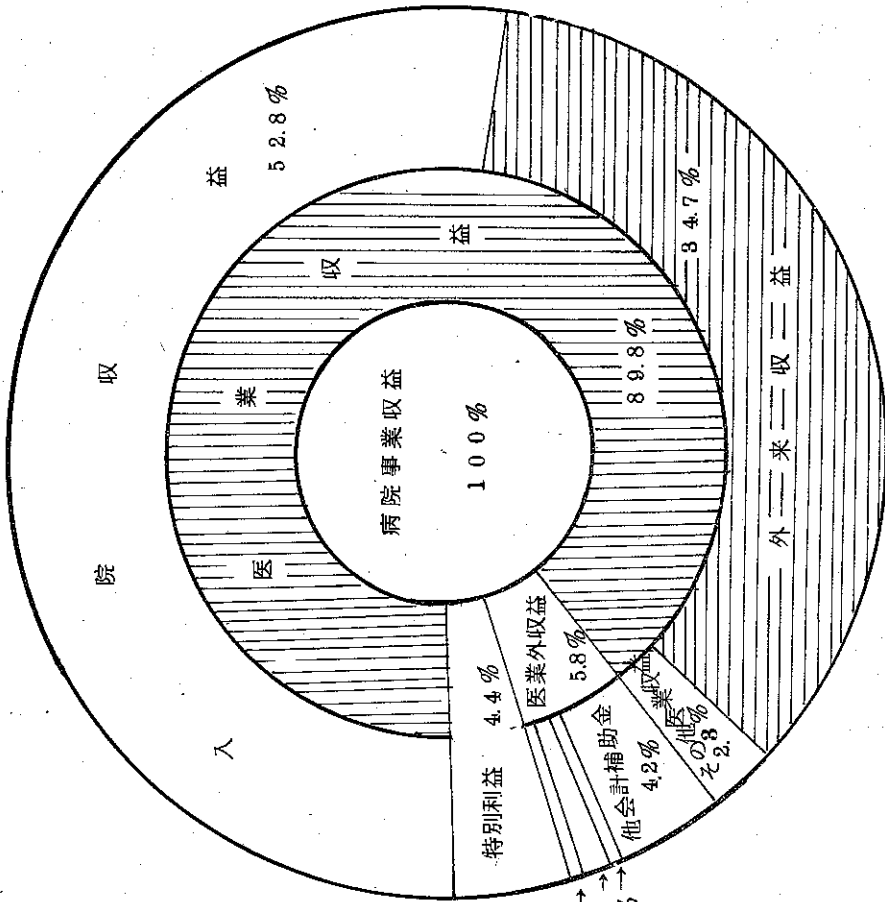
(費用の部)

年度 項目	51年度決算見込額		52年度予定額		差額	伸率	備考
	医業収益	医業収益比	医業収益	医業収益比			
医業費用	1,024,676	127.4	1,076,467	130.2	51,791	105.1	
給与費	609,931	75.9	641,870	77.6	31,939	105.2	
給料	257,972	32.1	284,623	34.4	26,651	110.8	
手当	228,438	28.4	243,662	29.5	15,224	106.7	
賃金	—	—	210	0.02	210	—	

報 酬	3 2,692	4.1	3 6,277	4.4	3,585	111.0
法定福利費	5 8,699	7.3	7 2,098	8.7	1 3,399	122.8
退職給与費	3 2,130	4.0	5,000	0.6	△ 2 7,130	15.6
材 料 費	3 1 4,779	39.1	3 2 6,711	39.5	1 1 9 3 2	103.8
藥 品 費	2 7 1,218	33.7	2 7 7,075	33.5	5,857	102.2
診療材料費	2 4,729	3.1	2 8,489	3.5	3,760	115.2
給食材料費	1 7,067	2.1	1 8,549	2.2	1,482	108.7
医療消耗品費	1,765	0.2	2,598	0.3	833	147.2
經 費	8 0,803	10.0	8 7,007	10.5	6,204	107.7
光熱水費	1 3,506	1.7	1 4,030	1.7	5 2 4	103.9
燃 料 費	4,896	0.6	4,959	0.6	6 3	101.3
印刷製本費	1,784	0.2	2,052	0.2	2 6 8	115.0
修繕材料	3,450	0.4	4,000	0.5	5 5 0	115.9
貸借材料	2 5,674	3.2	2 2,483	2.7	△ 3,191	87.6
委託材料	2 2,800	2.8	2 8,628	3.5	5,828	125.6
減価償却費	1 5,062	1.9	1 5,639	1.9	5 7 7	103.8
研究研修費	4,101	0.5	5,240	0.6	1,139	127.8
医療外費用	1 2 0,304	14.9	1 8 7,937	22.7	6 7,633	156.2
支払利息及び 企業債取扱諸費	1 1 3,889	14.1	1 8 1,108	21.9	6 7,219	159.0
患者外給食材料費	6,415	0.8	6,829	0.8	4 1 4	106.5
予 備 費	300	0.04	300	0.04	0	100.0
費用合計(b)	1,145,280	142.3	1,264,704	152.9	1 1 9,424	110.4
収支差引(a-b)	△ 212,115		△ 344,131		1 3 2,016	162.2

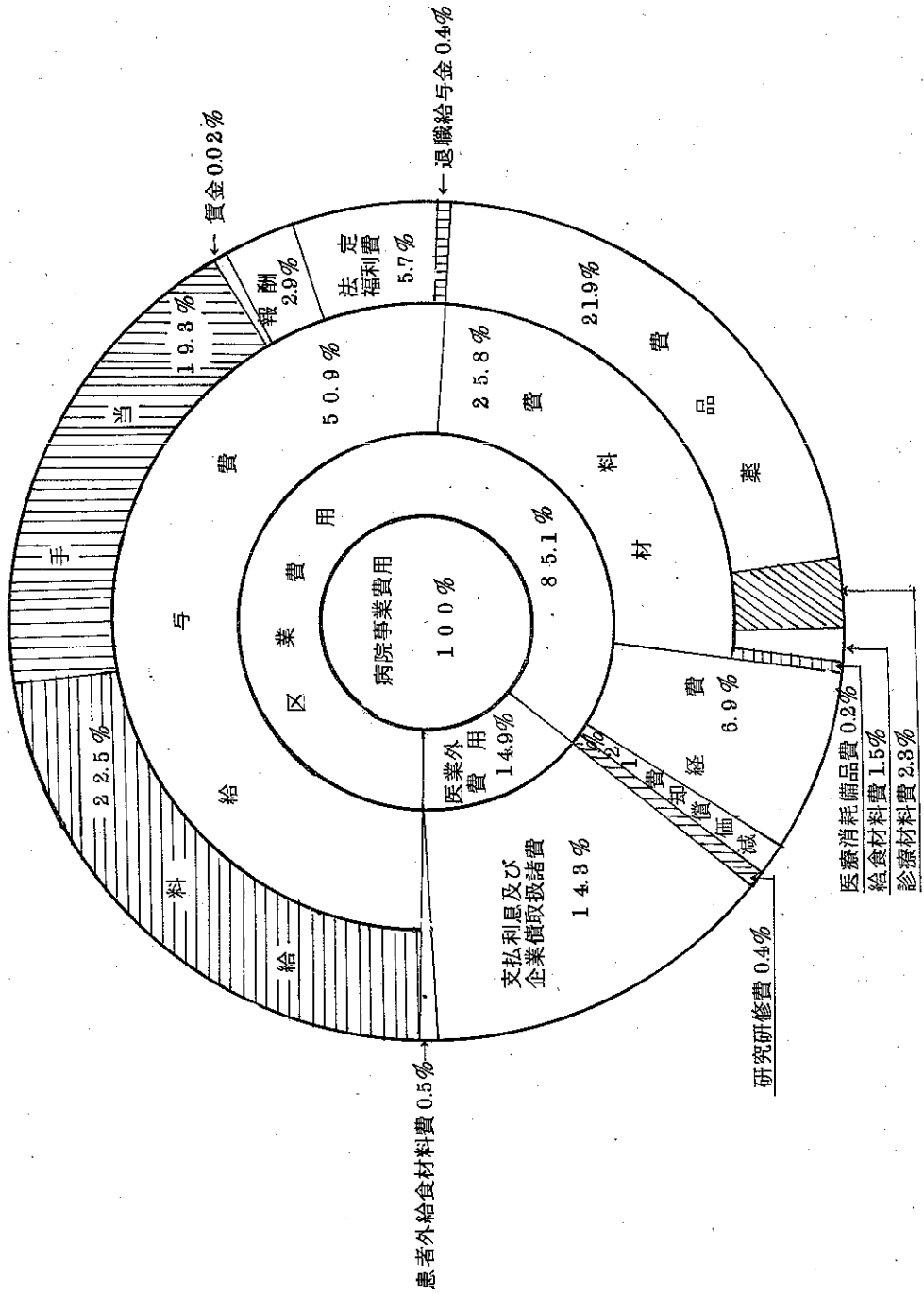
昭和52年度病院事業会計収支百分比図表

収 益 の 部



国庫補助金0.3% →
 患者外給食収益1.1% →
 その他医業外収益0.2% →

費用の部



○ 議長（坂上國治君） それではこの際、市長より昭和52年度の施設方針について披瀝願いたいと思います。

（市長施政方針）

○ 市長（池田忠雄君）

本日、ここに第1回定例議会の開会に当たり、昭和52年度の各会計予算並びに関連諸議案の御審議を煩わすに際し、市政全般にわたり所信の一端を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

市政担当の光栄に浴して以来、ここに一年有余、国、地方公共団体ともきわめて容易ならぬ事態に直面するさなかにあつて、休日急病診療所の開設を初め市立病院の増築、（仮称）解放総合センターの着工等市政多年の懸案諸事業を積極的に達成し、行政水準向上に裨益でき得ましたことは、これひとえに、市議会初め関係各位の深い御理解と絶大なる御支援、御協力のたまものと存じ、ここに改めて厚く感謝申し上げる次第でございます。

御承知のとおりわが国経済は、昭和48年後半に発生した石油ショックを契機として高度成長経済から低成長経済に移行し、これに伴い国家財政は、税収の大幅な落ち込みから赤字財政となり、政府の経済財政計画におきましても、昭和55年度までに赤字公債の発行をゼロにいたすべく、国民の租税負担率の引き上げを初め新規税源の拡充を企図いたしております。

加うるに、わが国を取り巻く国際経済環境及び国内における諸条件をながめるとき、いまや過去に経験した高度成長はもはや期待し得ず、また不況の長期化は、経済活動の沈滞化傾向をますます深刻なものにしております。

一方、地方財政面におきましても同様現下の経済情勢下にあつて、歳入面における地方税、地方交付税等一般財源の大幅な減収、伸び悩みの状態にある半面、歳出面においては給与関係経費、社会福祉関係経費など、義務的経費が増加する中で、社会福祉の充実、生活関連施設の整備等、住民福祉の向上のための施策を強力に図っていかねばならないというきわめて困難な局面を迎えております。

かかる情勢のもと、わが和泉市の財政についても、全国的な経済不況の影響をまろに受けるとともに、財政構造においても、昭和50年度にはついに経常収支比率が100%を超え、また公債比率も年々増高の一途をたどるといふまことに憂慮すべき事態に直面いたしております。この財政危機を乗り切るため経常経費の節減に努めるはもとより、財政再建団体回避を至上目的といたしまして、特別交付税の増額、超過負担の解消、同和对策事業特別措置法第10条規定の適用拡大等を積極的に国に働きかけ、要望してまいっておるところであります。

さらに、昨年6月には、学識経験者を中心に英知を集めた和泉市行財政健全化推進委員会を発足させ、精力的な活動のもと今般、中間集約がなされました。本年度予算編成に当たってはこの趣旨を十分体し、現下の厳しい財政状況を勘案しつつ、将来の展望に立った行財政運営の推進と財源の重点的配分による経費支弁の効率化に徹し、健全均衡財政の樹立を第一義とした長期的な市民福祉の充実を目標とするものであります。このような基本的な考え方に立ちまして、昭和52年度の予算編成をいたした次第でございます。以下、その内容について御説明申し上げたいと存じます。本年度における市政運営に当たっての基本方針といたしまして、

1. 中期的な行財政計画を樹立し、財政の健全化を図る。
2. 教育、文化、体育の振興を図り、さらに、市民参加の郷土愛に満ちた街づくりを進める。
3. 生活環境の整備と産業の振興を図る。

を指標といたしまして、総合的かつ計画的に行財政の運営を図ってまいり所存でございます。

一般会計予算158億4,970万円で、昭和51年度当初予算と比較いたしますと12億4,900万円の増額となり、比率では8.2%の伸びとなっております。この原因につきましては、人件費扶助費、公債費等の義務的な経費の増額によるものでございます。

特別会計予算は総額22億6,321万円で、昨年度の当初予算と比較いたしますと2億1,000万円の減額でございます、その比率は8.5%の減となっております。

企業会計予算は総額41億1,651万円で、昨年度当初予算と比較いたしますと3億7,150万円の減額でございます、その比率は8.3%の減となっております。

まず、第1の指標「中期的な行財政計画を樹立し、財政の健全化を図る」でございますが、もとより地方財政法の基本理念は、地方公共団体における財政運営の健全性と自律性の確保を本旨といたしております。しかしながら、今日生活保護費、教育費、環境衛生費、道路整備費等々の市民需要がますます増大しているにもかかわらず、それに要する財源は伸び悩みの現状であります。

昭和40年代の高度経済成長のもとでは、大幅な税の自然増収により増大する市民需要に比較的こたえることができたのでありますが、税の増収が余り期待できない今後の行財政運営におきましては、乏しい既定の財源をいかに効率的、合理的に配分するかが、住民福祉にこたえる道であろうかと考えております。かつまた、財政再建団体という破局的段階を未然に回避し、市基本構想の理念である、“にんげん回復のまちづくり”の実現には、いまこそ個々の創意工夫と英知の結集により、科学的行政計画の樹立と展開が急務でございます。このような観点に立ちまして、当面、重要性、緊急性等を勘案いたしまして、昭和52年度から昭和54年度までの3カ年にわたる事業計画をたて、中期的展望の中で、社会経済情勢の変化に即応し得る弾力的な事業化予算

を編成し、大局的視点から行財政の合理的運営と効率化により捻出された財源をもって、積極的施策の展開を図ってまいりたい所存であります。

そこで財政健全化回復の具体的方法といたしましては、まず歳入面におきまして、課税客体の適正な把握と徴収率の引き上げ等により税収入の増収を図ること。負担の公平、財源の適正配分の見地から、適正な受益者負担を求めるとし、サービスの提供と受益との間に特定性が見られる業務につきまして、市民の皆様方に応分の御負担を願うべく、市民会館を初め各種公共施設の利用料金、保育料、葬儀関係等の使用料及び手数料の改定をお願い申し上げ、歳入の確保を図ることといたしました。

また、国に対しましては、地方交付税、基地交付金の増額、同和対策事業特別措置法第10条規定の適用拡大及び超過負担の解消について抜本的な改革を訴えてゆく所存でございます。

次に、歳出面でございますが、施策効果に留意した事業の選別はもとより、緊急度の比較的高くない投資的経費の削減、補助金の整理統合等、経常的経費全般にわたり精査検討を加え冗費の節減を行い財源の効率的かつ重点的な執行に配慮し、財政の健全化を図ってまいりたいと存じております。

次に、第2の指標「教育、文化、体育の振興を図り、さらに市民参加の郷土愛に満ちた街づくりを進める。」でございます。

最近の急激な社会構造の変化は、青少年を取り巻く教育環境をも大きく変えつつあります。次代を担う青少年を社会の進展に即した豊かな教養と知性とを身につけたりっぱな市民に育てあげることこそ、行政に課せられた責務であります。学校教育及び社会教育の果たす役割は非常に重要であると存じ、本年度におきましては、内容豊かな教育の場づくりを目指して、教育環境の整備と施設の拡充に配慮いたしました。特に阪和線以西における児童の増加に対処するため、(仮称)池上小学校の新設を初め緑ヶ丘小学校プール建設事業等、所要の措置を構じたものでございます。

また、都市化し機械化する現代社会におきましては、ともすれば積極的な身体活動や仲間との共同生活の機会が乏しくなり、地域社会における共同体意識と人間的な連帯感が失われつつある傾向にあります。

幸い、本市は大都市近郊にありながら、緑り豊かな自然と多くの文化遺産に恵まれております。これらの自然や文化財に接し、また、スポーツ、レクリエーション活動を通じて教養を高め、情操を養うことも人間性回復のためには必要なことであろうかと存じます。

このため、本年度はこれらについて特に意を配し、市民の教養を高め、情操を豊かにするための施設として、市立図書館の建設に向けて所要の措置を講じました。また、市民の体位向上

に向けて、市民総スポーツ参加運動の輪を広げる自発的推進団体の育成を初め、スポーツ教室の開設等所要の措置を講じた次第でございます。

このようにして、市民の方々には教育、文化、体育の各方面において積極的な参加を求め、人との触れ合いを深め、話し合い、助け合う心を醸成し、そこからほのほのとした郷土愛や住民の連帯感が一層高揚するものと存じます。ところで、私は常々市民の方々から「和泉市はよい町だよ。住みたい町だよ……」と自慢していただけるような町につくり上げてまいりたいと考えていますが、危機に立つ地方自治のもとで、いまこそ市民の英知を結集し、実現できるものと考え、市民とともに創造する市政を積極的に推進してまいりたいと存じます。

そこで、私は市民の皆さんと機会あるごとに対話を進めるとともに、「市長への提言」として市民の意見を求めたり、また、今年度より、「市政モニター」制度を創設して、積極的かつ建設的な意見を収集するなどの方策を打ち立て、住民の意見には謙虚に耳を傾けてまいりたいと存じます。さらに、これら市民の声を市政に反映させながら、市民参加のもとに行政を進め、市政の実情理解と協力関係を樹立させるとともに、市民お互いの連帯感に支えられたコミュニティづくりを積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、第三の指標「生活環境の整備と産業の振興を図る」でございます。本市は、総合基本構想に基づき自然環境を守り、公害のない秩序ある都市づくりを目指しております。しかしながら、本市の立地条件からいわゆるドーナツ化現象がもたらした人口急増は、道路、下水道、公園緑地、交通、公害、廃棄物処理、コミュニティ施設の充実といった新しい多様な行政需要をもたらしております。これらに対応するためには、都市化に伴う総合的視点からの安全、快適、利便などいわば住みよい、働きよい生活環境対策が都市づくりの要件であります。こうしたことから、本年度におきましては、生活に関連した道路、水路の整備を初め、都市計画、街路、下水道、公園等の整備を図るとともに、交通安全対策面においても所要の措置を講じた次第でございます。

また、同和行政は、申すまでもなく憲法に保障された基本的人権にかかわる重要な国民的課題であり、本市におきましても、同和対策事業特別措置法の精神にのっとり最重点施策として、行政の主体性をもって教育文化の向上、生活環境の改善、福祉の増進等、多岐にわたる施設を総合的に講じているところであります。

本年度におきましても、引き続き改良住宅の建設、地区内道路、公園等の整備のため所要の措置を講じたものでございます。

次に、福祉医療関係の施策といたしましては、老人教養の向上と憩いの場として、本年度も引き続き老人集会所の建設を行い、また幼児保育の独自性と市民需要の要請にこたえるべく、民

間保育所建設促進のための補助金交付制度の充実に所要の措置を講じました。

市民医療の拡充には、本年末診療開始を目途に市立病院新館増築工事を継続いたします。また、国民健康保険事業では、市民の生命と健康を守るという重大な目的を持つ本制度に対し、低所得負担増を防ぎ、一般会計繰入金を増額するとともに、相互扶助、共済の理念に基づき保険料の負担の公平を期すべく措置いたしましたものでございます。

また、市民の生命、財産を守る消防行政につきましては、防火水槽の新設を初め、消防団消火活動の機動性を高めるため、小型動力ポンプ付積載車の購入等一連の措置を講じ、消防署、消防団相互補充関係の強化により、初期活動の効果を高めてまいる所存であります。

次に、上水道事業につきましては、水質保全に対処して、和田浄水場に排水処理施設を建設するとともに、本年度をもって未給水地域の解消を図るべく、前年度に引き続いて善正加圧ポンプ所の整備、南面利地区に配水池築造のため所要の措置を講じました。

最後に、豊かな都市づくりへの鍵であるとともに、市財政基盤強化に寄与する産業振興策の重要性は、いまさら言をまつまでもないところであります。

しかしながら、本市の産業実態は、いずれも経営基盤の脆弱な小規模零細経営が中心であり、加えて現下の厳しい長期不況と構造的難問題を抱え、きわめて至難な情勢下にあります。こうした中で、まず、商工業振興策といたしましては、市商工会との相互緊密な連携のもとに、経営改善指導を初め、業種並びに法人組織化の推進等きめの細かい小規模企業対策の展開、厳しい内外経済情勢にさらされている地場産業振興には、各界との対話による発想の転換と情報交換の場づくりの推進を図るため、誠意と創意工夫による指導行政に努め、市融資制度の貸付原資の増強、中小企業従業員互助会制度発足に向けての積立基金の増額等に所要の措置を講じました。

また、農業振興策につきましても、都市近郊農業の利点を生かした園芸団地の整備促進を初め、第2次構造改善事業を中心とした農道等関連基盤の整備、林道整備、防災ため池の補修工事、農免道路整備事業の推進等に対しましても、それぞれ所要の措置を講じた次第であります。

以上、昭和52年度における市政運営方針について申し述べてまいりましたが、本市の財政は寸分の油断も許されない現状であります。加えて、過去の経済成長は2度と望むことのできない情勢の中しかも都市化の進展に伴い多様化する行政需要に対処してまいるためには、さらに財源の確保に積極的に努め、地方自治の本旨を深く認識し各般の諸施策の遂行にまい進してまいる所存であります。

そのためには、私初め職員打って一丸となり、予算の効率的執行と経費の節減、行政運営の合理化に努め、もって12万市民の福祉向上のため心をして市政執行の大任を果たしてまいる

決意でございます。

何とぞ、議員皆様方の深い御理解と温かい御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 昭和52年度施政方針要旨の説明が終わりました。

先刻、一括上程いたしました議案に対して提案理由の説明を願いたいと思います。まず、重要施策推進室所管の議案から説明願います。

- 重要施策推進室長（小林一三君） 提案の理由並びに議案の内容についての前段で、まことに不手際で正誤表で御訂正させていただきましたことにつきまして、この席をお借りして心からおわび申し上げます。

それでは、議案第7号の「和泉市立解放総合センター条例制定について」の提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、同和問題の速やかな解決を図るため、かねてから建設中の（仮称）解放総合センターの竣工に伴いまして、これが名称、位置及び管理運営等につきまして定める必要がございますので、所要の議案として御提案申し上げたものでございます。

まず、条例の内容でございますが、第1条につきましては、設置及び目的でございますが、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、同和問題の速やかな解決に取り組むため、すべての市民とともに相携えて取り組むという総合施設として解放総合センターを設置申し上げたわけでございます。

第2条につきましては、名称及び位置でございますが、センターの名称につきましては、総称を「和泉市立解放総合センター」といたしまして、中身といたしましては、①和泉市立解放会館 ②和泉市立市民文化ホール。位置につきましては、伯太町6丁目807番地の1でございます。

第3条につきましては、第1条の設置目的を達成するために行う諸事業を別記させていただきました。

第4条につきましては、解放センターの施設を使用しようとする場合の使用許可の規定でございます。

第5条につきましては、使用制限の規定でございますが、おのおの使用上あるいは管理上支障があるとき等、使用の制限を行うということでございます。

第6条につきましては、損害賠償でございますが、使用者の責による場合等につきましては、当然原状に復し、またはその損害賠償を負っていただくということでございます。

第7条につきましては、使用料でございますが、センターの使用料は、市長が別に定める。ただし、当然、設置目的でございます第1条の目的で使用する場合におきましてはこの限りでない。

第8条につきましては、委任事項でございますが、本条例の施行につきましての必要な事項は、規則で定めていきたい。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日は、別に規則で定める日から施行させていただきますたく御提案申し上げた次第でございます。

まことに簡単ではございますが、以上、提案の理由並びに内容の概要でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 次に、市長公室所管の議案の説明を願います。
- 市長公室長（西川喜久君） それでは、ただいま一括御上程をいただきました議案のうち、市長公室関係の議案第8号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第11号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」と議案第17号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」、以上4件につきまして順次、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第8号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」（6ページ）の御説明を申し上げます。

本年4月に開設を予定しております北池田幼稚園の新設、芦部保育園の改築及び小中学校の児童生徒の増加などによりまして、各施設の職員を増員する必要が生じてまいりました。また常勤嘱託員、保母補助など長期雇用臨時職員のものを解消するため、従来、これらの者に行わせていた業務に正規職員を充てる必要がございます。しかしながら、現行定数内では、とうていこれらに対処することができず、ここに職員定数の増員を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、その内容を説明申し上げます。和泉市職員定数条例第2条第1項におきまして、各部局ごとの職員定数を定めておりますが、そのうち第2号の市長の補助機関たる職員中、一般会計で費用を支弁する職員761人を144人増員し、905人に、なお、そのうち福祉事務所の職員380人を80人増員いたしまして460人に、第4号の選挙管理委員会の職員4人を1人増員して5人に、第5号の監査委員会の事務局職員2人を1人増員して3人に第7号の教育委員会の所管に属する教育機関の職員174人を39人増員して213人に、第8号の公平委員会の事務局職員2人を1人増員して3人に、第9号の農業委員会の職員、現在3人を

1人増員いたしまして4人にそれぞれ改め、総計で13,62人を187人増員いたしまして15,49人とするものでございます。

なお、この条例は、昭和52年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第10号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の説明を申し上げます。

昨年8月10日の人事院勧告によりまして、一般職の職員の給与改定の趣旨、その他諸情勢にかんがみまして、議員各位の期末手当の支給割合を変更する必要があるとございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

その内容につきましては、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項において定められている期末手当の支給割合のうち、6月支給分の百分の200を100分の190に、また、12月支給分の100分の270を100分の260に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、分布の日から施行することといたしたく存じておるものでございます。

引き続きまして、議案第11号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」で

ございます。その理由でございますが、現下の市財政状況にかんがみ、経費節減を図る等のため、鉄道旅行等におけるグリーン料金支給制を廃止いたしたく、また、府内出張時の日当の支給廃止、または日当額の減額を行うとともに、他方、宿泊料金、その他諸雑費の高騰にかんがみ、旅費としての宿泊料及び日当の額の改定を行う必要があるとございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、その内容を御説明申し上げます。第7条第2項、第8条及び第12条の削除は、次に申し上げます改正との関係上、条文の整理を行ったものでございます。

第15条第3項につきましては、日当の特例に関する規定でございます。現在は、堺市、岸和田市等隣接市町への旅行の場合には200円、その他の府内旅行には500円の日当を支給しておりますが、これを府内出張は200円に引き下げ、そのうち規則で定める近隣地域の旅行の場合には、この関係上別表第2を削りまして、なお、市内出張時には日当を支給しない旨も、あわせてここで規定することといたしたものでございます。

第21条の改正につきましては、旅費の調整について総括的に定めたものでございます。第1項は、旅費の全部又は一部を支給しない場合を定めたものでございまして、現行条例第12条で定めている公用車等による旅行の場合及び第21条で定めている他から旅費を受ける場合だけでなく、その他規定旅費を支給すれば実費を超えたり、通常不要な旅費を支給することとなる場合

には、すべてその余分な旅費を支給しないことができることとしたものでございます。

これとは逆に第2項では、規定旅費額では賄いきれない場合には、規定額を超えて旅費を支給する旨を定めておりまして、現行条例第7条第2項に対応するものでございます。

別表第1のうち表の部分の改正は、日当及び宿泊料の額の決定でございます。日当につきましては、特別職等に係る者につきましては、1800円を2000円に、係長等以下の職員に係る者につきましては、1200円を1500円に改め、また、宿泊料につきましては、特別職等に係る者につきましては8000円に、部長等以下の職員に係る者につきましては7000円に改めたものでございます。

別表第1の備考の改正につきましては、鉄道旅行300キロメートル以上の場合のグリーン料金の支給制度廃止するものでございます。

なお、この条例は、昭和52年4月1日から施行いたしまして、改正後の職員旅費条例の規定は、同日以後の旅行について適用することとしたものでございます。

続きまして、議案第17号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容を説明申し上げます。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律は、自然災害により被害をこうむった個人に対する救済措置として去る第71国会において立法化され、昭和49年1月1日より施行されているものでございます。

本法律の規定によりますと、本制度の実施主体は市町村とされ、条例の定めるところにより実施されるものでありますので、本市におきましても、昭和49年10月15日付け条例第25号として公布されたものでございます。

その後、国会におきまして、昭和50年1月23日付けで法律が改正されたことに伴い、本市におきましても、昭和50年4月1日付け条例第11号におきまして、災害弔慰金及び災害援護資金の限度額が引き上げられたわけでございます。

今回、昭和51年10月26日付けの法律改正は、台風17号という大きな被害を出した被災者の救済を1つの目的とし、また、前回改正後の社会経済情勢の変化等を勘案されたものでありまして、条例においても、この法律改正を受けて、災害弔慰金の額及び災害援護資金の限度額を引き上げる内容のものでございます。

改正内容を説明いたしますと、条例第5条中災害弔慰金の額につきましては、災害による死亡者が主として生計を維持していた場合には、現行100万円を150万円に、災害による死亡者が上記以外の場合には、現行50万円を75万円にそれぞれ増額するものでございます。

第10条中災害援護資金の限度額については、世帯主の1カ月以上の負傷の場合を説明いた

しますと、家財及び住居の損害がない場合は、現行30万円を35万円に、家財の損害があり住居の損害がない場合には、現行の60万円を70万円に、住居が半壊した場合には、現行70万円を85万円に、住居が全壊した場合は、現行100万円を120万円にそれぞれ災害援護資金の限度額を増額するものでございます。

次に、世帯主の負傷がない場合を説明いたしますと、家財の損害があり住居の損害がない場合、現行30万円を35万円に、住居が半壊した場合、現行40万円を50万円に、住居が全壊した場合は、現行70万円を85万円に、住居の全体が損壊し、もしくは流失し、またはこれと同等の場合は、現行100万円を120万円にそれぞれ災害援護資金の限度額を増額しようとするものでございます。

なお、災害弔慰金につきましては、和泉市内で5戸以上住居が滅失した場合、または大阪府下の和泉市以外の市町村で災害救助法が発動された場合に適用されるものでございます。

一方、災害援護資金につきましては、大阪府下の市町村で災害救助法が発動された場合は適用されるものでございます。

以上、簡単ですが、市長公室関係の四議案の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 次に、財務部の所管する議案について説明を願います。

○ 財務部長（宇沢清君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第12号「和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに改正の内容を御説明申し上げます。

（38ページ） まことに恐縮でございますが、説明に先立ちまして、別にお手元に御配布申し上げました正誤表によりまして一部御訂正をお願いいたします。39ページ下から7行目『同項等11号中「在学又は」を削り』とございますが、「同項第11号中」を「同項第15号中」に御訂正をお願いいたします。

それでは、提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

現行、市の事務におきまして、特定の者のためにする役務に対する費用を補うため、その経費の全部または一部を手数料として徴収しておりますが、そのうち国の法令により手数料額またはその最高限度額が定められているものを除きまして、地方自治法第227条第1項の規定に基づきましてその徴収する手数料の種類及びその額を条例で定めておりますが、条例のうち関係する規定部分につきましては、ほぼ全面的に改定するものでございます。

今回の改正の主な理由でございますが、現在の手数料の金額は、昭和49年に全面改訂を行ったものであり、現在までの間、社会経済情勢は急速の進歩を遂げ、これに伴い貨幣価値も大

大きく変動しております。これがため特定の者のためにする役務の提供に係る費用は、現行手数料額では補てんしがたい事情になってまいったこと。また、本市の財政状況、既定財源の適正配分、その他手数料の改定等も勘案して、この際、適正な額に改定しようとするものでございます。その他条文の整備、手数料額の算定の根拠となる件数の計算方法についても所要の措置を講じたく、あわせて御提案申し上げる次第でございます。

次に、関係条例改正の内容でございますが、第1条は、和泉市手数料条例の一部改正でございます。本条例第2条第1項の各号に規定する各種証明、閲覧、謄抄本の交付、境界明示等の手数料額を全面的に改定するとともに、現行条例では、第1号から第23号までの23種類の規定でありましたものを、第1号から第19号までの19種類に整備いたすものでございます。

まず、第2条第1項の各号に規定しております手数料の種類及び額についての部分でございますが、各種証明、閲覧、謄抄本交付の手数料をそれぞれ現行の100円を200円に、境界明示につきましては、現行1件500円を1000円にするもので、一筆増すごとに200円を加算することといたしてございます。

また、現行条例第3号、第6号、第10号、第12号、第13号に規定する転出、種とう、法人又は組合、鉱業、町名又は地番に関する5種類の証明については、証明発行の請求が皆無であること等の理由から削除し、第6号、第10号、第12号、第13号の同種類の証明については、今後は証明、補完規定のその他の諸証明に吸収いたしたく存じております。

なお、第3号に規定する転出に関する証明の後に、従来より住民票の写しの交付と同等の扱いで手数料を徴収していた外国人登録世帯票の交付手数料の規定を設けるものでございます。

第2項は、土地、家屋、その他資産及びこれに係る証明件数の積算基準の規定であります。税目ごと、年度ごとの規定を加え、また加算料金を20円から50円に改定するものでございます。

同第3条第2項は、住民票の閲覧件数の算定方式の改正で、1世帯を1件としておりましたが、住民票の写しの交付手数料とのバランスにおいて、論議があり、手数料改定を機に、算定単位を10世帯で1件とするものであります。

次に、新たに加える閲覧制限でございますが、個人の秘密の保護などを図るため閲覧制限の規定を設けるものでございまして、条の繰り上げをもあわせて行うものであります。

続きまして、第2条は、和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。現行同条例第17条第1項の印鑑登録証明の手数料を100円から200円に改定するものでございます。

第3条の和泉市税条例の一部改正は、現行同条例第8条に規定しております。納税証明書の

交付手数料を100円から200円に改定するとともに、件数の精算基準についての規定を設けるものでございます。

第4条は、和泉市水道事業給水条例の一部改正でございますが、同条例別表に規定する水道事業に係る証明手数料を他の手数料と同様、100円から200円に改定するものでございます。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を規定するものでございまして、本条例の施行期日は本年4月1日から施行することとし、経過措置につきましては、この条例の施行前にすでに納付し、または納付すべきであった手数料については、なお、従前の例によることとし、この条例の施行期日以後に納付義務が発生する手数料、すなわち4月1日以後に請求申請等のあったものから適用することといたしてございます。

以上、議案第12号「和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 次に、建設部所管の議案について説明を願います。

○ 市参与（中塚白君） 議案第13号「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」

（48ページ）の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、電柱並びにその支柱、支線柱及び支線の占用料を一般使用との適正を図るため、及び、近隣諸都市の情勢を勘案し、現行500円を700円に改めようとするものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 次に、教育委員会所管の議案について説明願います。

○ 管理部長（広岡史郎君） ただいま一括御上程をいただきました教育委員会関係議案につきまして、順を追って提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

議案第14号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」でございます。

（52ページ）まず、第2条中の一部改正でございますが、4月1日に新規設置開設しようとする幼稚園の名称、位置及び園児の定員を定めるものでございまして、第2条中の「和泉市立南松尾幼稚園、和泉市久井町514番地の1、80人」の下段に「和泉市立北池田幼稚園、和泉市池田下町1670番地、120人」を加えていただくものでございます。

次に、第4条中の第1項及び第2項中の改正でございますが、市立幼稚園の運営費の増加に伴い、幼稚園の入園料及び保育料の改正をお願いするものでございます。第1項中の幼稚園の入園料は、園児1人につき「3000円」とありますのを「5500円」に、第2項中の幼稚

園の保育料は、園児1人につき月額「4000円」とあるのを「5500円」に改めていただきたくお願いするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、昭和52年4月1日より施行いたしたくお願いするものでございます。

次に、議案第15号「和泉市民会館条例等の一部を改正する条例制定について」でございます。(55ページ)社会教育施設でございます市民会館、青年の家、市民体育館、市民球場、市民プール及びテニスコートの使用について、近時の社会経済諸情勢の騰勢にかんがみ、また、一部の施設の使用料金については開設以来据え置かれているものもあるため、使用料を改正していただくべくお願いするものでございます。

それでは、各施設の条例の一部改正の内容を御説明申し上げます。(議案書56ページ)第1条に掲げております和泉市立市民会館条例の一部改正でございますが、同条例使用料第5条別表の各室昼夜間の使用料の改正をお願いするもので、なお、57ページ4にございます夏期及び冬期における冷暖房装置を使用する場合の使用料もあわせて改正をお願いするものでございます。

次に議案書57ページ、第2条として掲げております和泉市立青年の家条例の一部改正でございますが、同条例使用料第5条に「ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に定める金額に2を乗じて得た額とする」ただし書を加えていただくべく、別表につきましては、58ページに改正をお願いするものでございます。

次に、第3条として掲げております和泉市立市民体育館条例の一部改正でございますが、同条例使用料第11条別表中、備考以外の部分の団体使用A料金、個人使用B料金を別表のように改正をお願いするものでございます。

次に、議案書59ページ、第4条に掲げております和泉市民球場条例の一部改正でございますが、同条例使用料第6条第1項に「ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に規定する金額に2を乗じて得た額とする」ただし書を加えていただきたく、別表使用料をここに掲げておりますよう改正をお願いするものであります。

次に60ページ、第5条として掲げております和泉市民プール条例の一部改正でございますが、同条例使用料第6条別表使用料金表をここに掲げているように改正をお願いするものでございます。

次に、61ページ、第6条で掲げております和泉市立テニスコート条例の一部改正でございますが、同条例使用料第5条の別表をここに掲げているように改正をお願いするものでございます。

なお、第1条から第6条に至る和泉市立市民会館条例等は、附則第1項といたしまして昭和52年4月1日から施行をお願いいたしたく、第2項では、同条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることと定めていただきたくお願いするものでございます。

各社会教育施設条例の一部を改正する条例案によります現行規定との使用料新旧対照表は、参考資料として63ページから69ページに掲げておりますので、よろしく御審議の上、可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第21号「青年学級の開設について」(94ページ)でございます。本件は、昭和52年度において開設しようとする青年学級を決定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を経なければならない法的手続を要するものでございます。

開設内容といたしましては、勤労青少年を対象とする青年学級は、昭和52年度において和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけての開設期間といたしております。

開設場所は、青少年会館、北池田小学校、南池田公民館、槇尾中学校とし、学習内容は、一般教養、茶道、華道を予定しております。

学習時間については、各学級とも年間を通じ1人100時間以上の計画をいたしております。よろしく御審議の上、可決御決定くださいますようお願い申し上げ、提案の理由並びに内容の御説明を終わります。

- 議長(坂上國治君) 次に、市民部の所管する議案について説明を願います。
- 市民部長(内田繁君) それでは、ただいま一括上程されました議案の中で市民部の所管いたします議案第16号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第18号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第16号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」(70ページ)の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、老人福祉対策の一環といたしまして、老人クラブに活動の場を提供し、老人クラブ活動の促進を図り、老人福祉の向上を期するため、昭和48年度から老人クラブ常設集会所の整備を進めてまいったわけでございますが、今般、芦部校区の地域並びに南池田校区地域に増設いたしましたので、その集会所の名称及び位置を定めるべく御提案申し上げた次第でございます。

次に、内容につきましては、今般、2地域に老人集会所を新設するに伴いまして、名称及び

位置を定める規定の第2条の中に、新設の和泉市立芦部老人集会所、和泉市観音寺町128番地」及び「和泉市立南池田老人集会所、和泉市三林町591番地」をそれぞれ設置させていただきたく存ずるわけでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただきたく存じております。

次に、議案第18号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」(78ページ)提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、昨今の医療に対する需要の増加、さらに技術の向上と施設の充実、医療機関の増改設等々、あわせて高額療養費、その他費用の伸びが著しく、こうした状況の中で保険給付費も当然増加の一途をたどっている現状でございます。これら現状と、地方税法の一部改正の趣旨に沿いまして、このたび、国保財政の充実と保険料負担の公平を図るため賦課限度額の改正をお願いするとともに、あわせて擬制世帯主にかかる所得割、資産割保険料の軽減措置を講ずべく御提案申し上げた次第でございます。

次に、その内容の御説明を申し上げます。第14条の賦課限度額でございますが、この改正案は、被保険者の所得の状況等によりまして、賦課限度額で賦課される被保険者が増加する傾向にあります。半面、低所得者に対し減額制度が適用され、その範囲がますます拡大されるため、中間層の保険料負担が増大する傾向にあるわけでございまして、保険料負担に不均衡が生じてまいっております。

また、医療費につきましては、14,9%、高額療養費は19,5%と上昇率を示してまいっております。その他諸要素を勘案するとき、国保財政もこのままでは相当厳しい状況に立ち至ることが予想され、相互扶助による保険料負担が余儀なくされてまいっております。このような観点から、現行の12万円を15万円に改正しようとするものでございます。

次に、第21条第2号及び第3号の改正であります。世帯主が被保険者でない場合の世帯主にかかる所得割額及び資産割額を全額軽減に改正しようとするものでありまして、本制度は、資格がない世帯主でありまして、その世帯内に被保険者がある場合には世帯主とみなして保険料を賦課することになっておりますが、この場合、これら世帯主が給付を受けられないものとありまして、給付を受けない世帯主が、他の世帯主と同等の負担を受けることは不公平が生ずることから、条例第21条におきまして、充分の軽減をすることができるよう規定されているものであります。今回、すでに全額軽減措置を講じられている均等割と同様に、みなす世帯主にかかる所得割につきまして、全額軽減を図ることとしたわけでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたしまして、遡及する昭和51

年の保険料は従前どおりとし、昭和52年度分以降の保険料について適用するものでございます。

以上、簡単ですが、提案の理由並びにその内容の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 次に、産業衛生部署管の議案について説明を願います。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） お許しを得まして 私から先ほど一括御上程をいただきましたうちの産業衛生部関係の議案第19号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」（82ページ）の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、廃棄物のふん尿処理手数料につきましては、本市は昭和50年度、業者に対する市の助成金が山間地区と平たん地区の差額金10円であったものを、51年4月より20円に改正したほかは、ごみ関係の手数料も含めまして50年4月より据え置いてきたものでございます。

また、条例第7条に規定する別表のふん尿特殊の部で水使用を必要とするものより、以下、死犬等の処理手数料までは、昭和48年度あるいは49年度よりこれまた据え置いてきたものでございます。

近年、諸物価の上昇により廃棄物処理業務の経費も年々増加の一途をたどってきている現状にあります。これが為近隣都市においてもこれらの処理手数料引き上げ改正を検討されており、一部の市においては、すでに来る4月より引き上げ改正を決定されてる次第でございます。このようなことからまことに申しかねますが、第7条の規定に基づく別表に掲げる手数料関係をこのたび、最少限引き上げ改正をお願い申し上げたく御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容につきましては、これまで一般家庭のふん尿処理で、平たん部では市民1人1カ月120円の負担、市助成金70円、合計190円の手数料であったものを、市民1人1カ月150円、市助成金70円、合計220円にまた山間地区におきましては、市民1人1カ月120円、市助成金90円、合計210円となっていたものを、市民1人1カ月150円市助成金100円、合計250円に、すなわち別表の普通便そう1人1カ月につき120円とあるを150円に改めようとするものでございます。

もとより、30円の増加分を市民の方々に御負担願うことはまことに心苦しく存ずるところでございますが、ごみ関係の週2回取りにつきましても、平たん部は現在1世帯1カ月400円、山間部では430円となっております。前述の提案理由で申し上げましたように、50年4月より据え置いてきておりました、これを平たん部450円、山間地区480円に委託料を改正するとして試算いたしますと、年間世帯数5%の増を見込み市内全世帯数約35700戸で、年間1億9,500万円が市の支出となります。これに加えて、屎尿関係で市の助成金

が約8,300万円、合計約2億7,800万円を要することとなります。これらの事情によりまして、山間の10円の差額金を除き、市民の方々に現在の120円を150円にお願いを申し上げるものでございます。

続きまして、ふん尿の特殊の部にあります水使用を必要とするものの加算額が200円とあるを230円に、また、一般家庭で便そうが2以上あるものの加算額が100円とあるを150円に、雨水、地下水等の浸入するもの10リットルにつき32円とあるを37円に、さらに臨時くみ取りの場合、従量手数料に500円加算とあるを1,000円に、従量扱いの事業所等人員によって算定しがたいもの、の次に、最近、新興住宅地において準水洗トイレが普及する傾向にあるため、現度不明確な水使用を必要とするものを追加して、10リットル32円を37円に改めたく考えるものでございます。

次に、ごみ関係の従量制扱いの部では45リットルポリ容器1ばい50円とあるを60円に、週2回以上1回増すごとに25円とあるを30円に、多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの2トン車1台につき4,000円とあるを4,500円に改正をお願い申し上げたく、また、袍衣処理につきましては、のちほどの議案第20号、市営葬儀条例の一部改正案にも関連いたしますが、霊園職員の適正配置の関係から市民の御協力をお願い申し上げ、市が現在行っている収集業務を廃止し、袍衣処理は今後、処理場へみずから御持参願うこととして、1個500円とあるを2,000円に、また、死犬等についても、同じく市民の方々に御協力をお願い申し上げ、処理手数料1個200円を2,000円に改めたく存するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、昭和52年4月1日から施行することといたしております。

改正後の条料別表の規定は、昭和52年4月1日以後の処理に係る手数料について適用することといたしております。

以上が改正をお願い申し上げますが、本案は公共料金の特性を持つ手数料に関する事で、市民の方々にはまことに恐縮に存じますが、今後なお一層廃棄処理業務の適正化に留意いたしまして、市民サービスの向上に努めていく所存でございますので、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昨年4月、市議会並びに関係各位の御協力によりまして、一部飾付内容の充実と相まって葬儀使用料の改正方をお願い申し上げ、実施しているところでありますが、現下の諸物価の上昇と、葬儀使用件数が50年度に比して幾分減少状況にあることから、市民に御負担願っている

葬儀1件の平均使用料と、実質市が必要としております関係経費を見ると、平均約1件3万7千円が市負担となっております。51年度葬儀関係の収支を見通しますと、総額で約2,100万円が市の持ち出しとなっております。この現況で52年度を推定した場合、これがさらに2,400万円程度の市負担増が考えられます。

なお、経費の具体的な現状分析を種別ごとに行いますと、特に飾付料金が1件平均4,400円要しているのに対し、市民の方より納入願うのは3段飾以上で5,000円、2段で3,000円、進行料についても、市民の方々より4段飾以上1万2,000円、3段で1万円、2段で8,000円でございますが、平均1件約1万7,400円を要しております。

さらに、祭壇等の用具一式補充等に加えて事務経費を合計すると、1件平均約1万200円を要し、市の支出が多額化しておりますので、まことに申しかねますが、火葬場における人的な適正配置も考え、諸経費の節減にお一層努めるとともに、現下の市財政の事情御賢察を賜りまして、市民の方々にも市の支出負担の約半額程度の軽減方を御協力お願い申し上げたく御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正案の内容でございますが、条例第5条第1項に定める葬儀飾付別使用料、5段飾大小5万9,000円とあるを9万2,500円に、4段大小3万9,000円を6万2,500円に、3段飾及び神式3段1万7,000円を2万9,500円に2段3,500円を8,200円に。棺箱、神式3段以上6,000円を8,000円に、2段4,000円を5,800円に。消耗品、神式3段以上3,500円を4,000円に、2段2,000円を3,000円に。霊きゅう車につきましては、現在4,500円となっておりますが、公益社の御協力によりまして据え置くことといたしております。

次に、葬儀進行料につきましては、5段、4段飾を使用される場合1万2,000円となっているものを1万8,000円に、3段飾及び神式3段にあっては1万円を1万5,000円に、2段は8,000円を1万2,000円に。また火葬料金、現在3段以上の飾付を行うもの5,000円とあるを8,000円に、2段のもの3,000円を4,000円に改めようとするものでございます。これによりますと、進行料を含めて5段は合計で9万円のものが13万5,000円に、4段7万円のものが10万5,000円に、3段4万6,000円のもの6万9,000円に、2段2万5,000円が3万7,000円にそれぞれ相なるものでございます。

なお、条例第9条に定める生活保護法による保護を受けている者についての減免措置は、2段飾に関する限り、進行料を含む使用料に限って、各20%額を申し込みのあるときに減額した額をもって納入願うようにいたしたく考えている次第でございます。

次に、条例第5条第2項中の死胎の火葬料につきましては、昭和47年8月改正以来現在の

1胎につき1,000円となっておりますが、これを3,000円に改正をお願いいたしたく存じております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の和泉市営葬儀条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀について適用することといたしております。

本件は公共料金の性格を持つ使用料に関する事で、市民の方々にはまことに恐縮に存じますが、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） それでは昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

（午後1時7分再開）

- 議長（坂上國治君） 午前に引き続き会議を開きます。それでは、予算の説明に入ります。まず、一般会計予算及び特別会計予算の説明を願います。

- 財務部長（宇沢清君） それでは、午前中一括御上程いただきました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号の御説明を申し上げます。

まず議案第1号、「昭和52年度一般会計予算」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

初めに、国家予算の編成の基調を見ますと、国民生活の安定と経済の着実な成長を期するとともに、財政の健全化を推進することを最優先政策といたしてございます。本市の財政は、国の各般の政策から来る影響を敏感に受けとめるものでございますから、今後の経済情勢を十分考慮しながら、住民福祉の向上を積適的に図るため、財源の有効配分に努め、予算の配分を行った次第でございます。

本年度各会計の予算編成に当たりましては、先ほども市長が申し述べました施政方針に基づき、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、節度ある財政運営を図るとともに、1日も早く健全なる財政を取り戻すべく、脆弱な財政基盤の中で創意と工夫をこらし、諸経費の節減を図り、慎重な配慮のもとで、昭和52年度の予算編成をいたしたものでございます。

ここで時間をお借りいたしまして、先ほど市長の施政方針の中にも申し述べておりますように、行財政健全化推進委員の専門委員の方々から中間報告が出されておりますので、予算説明に入る前に、この席をお借りいたしまして、その要旨を御説明させていただきます。

本市の財政状況危機の原因を次のように報告しております。まず、外的な要因といたしまして、昭和48年秋の石油ショックに端を発した経済の深刻な不況が歳入面を圧迫したことと、

高度経済成長期に、大都市のベッドタウンとして人口の増加が起き、学校、道路整備等、新たな行政需要を引き起こし、歳出面を圧迫したのが外的要因であると指摘しております。

また、内的要因といたしまして、本市は生活保護費、老人福祉費等の民生費が高い比重を占めており、このことが市民1人当たりの所得水準の低さ、すなわち個人市民税が低く、また法人税についても、繊維産業を中心とした零細中小企業が多く、法人税についても多くを望めないという、本市特有の財政事情が指摘され、これが内的要因の最大の原因であると示めされております。

もう一点の内的要因といたしまして、本市は、同和对策事業特別措置法に基づき事業を進めておりますが、その財源の大半を起債によって調達している。同法第10条には、その元利償還金が、地方交付税に算入されておることとなっておるにもかかわらず、実際の地方交付税への算入はわずかであり、この元利償還金が財政運営をも圧迫する内的要因であることも指摘しております。

次に、財政危機の現状であります。これは財政収支の悪化、経常収支比率の悪化、公債費比率の悪化をそれぞれ指摘し、財政危機の現状を強く訴えております。

次に、現下の財政危機に対処すべき健全化を掲げております。まず、歳入面におきましては、地方税収入の増徴、受益者負担、いわゆる使用料、手数料の適正化による公平負担の配分、位存財源の適正化、すなわち国庫支出金に係る超過負担の解消、地方交付税に係る算定方法の改正並びに交付税の増額、地方債における元利償還金の軽減等、種々の改定が必要であると報告されております。

また、歳出面につきましては、人件費の節約、物件費の節約、扶助費の見直し、補助費の見直し、投資的経費の削減、特別会計の健全化と、6項目にわたり種々検討せよと報告されております。

以上のように、財政健全化の方策は多数ございますが、本市独自の裁量では実行しがたいものもありますので、当面、本市が独自の裁量で対処すべき即、効果ある措置として次のような方策が示されております。

歳入面につきましては、自主財源の増徴、いわゆる地方税収入の増徴、使用料、手数料の適正化。また、歳出面につきましては、財政支出の見直しといたしまして投資的経費の削減、経常収支比率の縮小、財政計画の策定、また、全市民の協力を求める上での広報活動の充実と、以上の健全化に対する措置が示されております。

まず、歳入面の地方税収入の増徴といたしまして、市税収入の中心である市民税と固定資産税について課税客体を正確に把握し、脱漏を防止することと、徴収率の向上の2点を指摘さ

れております。

次に、使用料、手数料の適正化といたしまして、単に財政収入の増加を求めるという見地からではなく、市民の間で負担の公平を実現するという見地から、受益者に見合った適正額を徴収すべきであり、保育所使用料等、国の基準等が定められたものについては、国の基準額に従う。また、幼稚園の入園料、使用料等、国の基準が明確でないものについては、一般物価水準の上昇率を基準とする。また尿尿くみ取り手数料等、サービスの原価が明確に計算できるものについては、原価の上昇率に応じて早急に改定するのが望ましいであろうと指摘されております。

次に、財政支出でございますが、まず、投資的経費の削減につきましては、義務教育施設の整備等必要なものに限るべきであり、特に施設建設費については、後年度に経常経費を必要とするものについては、経常収支比率が70%台になるまで停止すべきであると述べております。

また次に、経常収支比率の縮小といたしまして、人件費については、給与のベースアップ率を物価水準上昇幅以下に抑え、ラスパイレクス指数を国の給与水準に近づけるように、また、事務の合理化といたしまして、事務執行面の効率化を進めるとともに、管理体制の改革と定員の見直しを行うべきであると指摘しています。

また、補助金の整理統合につきましては、行政の代行的活動経費に対するもの、公益を増進する活動に対するもの、趣味的な活動に対するもの、惰性的に支出されているもの、国・府に肩がわりさせるべきもの等を基準にして、補助金を精査検討すべき時期であると指摘されております。

また、財政計画策定につきましては、一つの計画を策定し、それによって種々の施策を講じてその施策を有機的に結合し、歳入歳出の相互のバランスをとりながら推し進めることが必要である。

また、最後に広報活動の充実につきましては、財政再建は、市民全般に大きな負担を課することになるので、市広報等を通じ、市民に市政の実情を十分理解していただき財政健全化に協力願うことが必要であるだろうと報告されております。

以上が、健全化推進委員の専門委員よりの報告されました要旨でございます。

この中間報告の内容を十分反映いたしまして、編成いたしました昭和52年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、158億4,970万円と相なっております。前年度当初に比較いたしますと、12億490万円、8.2%の増と相なっております。

予算増加の主な理由は、人件費、公債費、扶助費等の義務的経費の増加でございます。

それでは、予算書に基づきまして概要の御説明を申し上げます。まず、予算書の1ページ

一般会計予算から始めさせていただきます。

第1条でございますように、歳入歳出予算の総額は、158億4,970万円と定めるものでこの予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げたいと思います。

第2条につきましては、継続費でございます、(仮称)和泉第4団地、142戸分の建設事業費23億2,768万9,000円を、昭和52年度より53年度の2カ年で設定いたしたく存じております。

第3条につきましては、債負担行為でございます、債務を負担することができる限度額等を定めるものでございまして、(仮称)池上小学校建設事業費7億2,122万5,000円、学校用地等購入費27億1,641万3,000円及び債務保証17億2,000万円を計上いたした次第でございます。

第4条は、地方債でございます、事業目的、借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、その内訳明細は第4表のとおりで、17億7,511万4,000円を計上いたしました。

第5条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、財政調整資金といたしまして、30億円といたしたく存じております。

第6条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が一般会計の予算でございます。

続きまして、歳入歳出予算について、事項別明細書により歳出からその内容について御説明申し上げたいと存じます。41ページをお開き願います。

まず、初めに議会費でございますが、議会各位の報酬、手当及び共済費等といたしまして、1億1,024万1,000円。事務局職員の給与費及び議会運営に必要な経費といたしまして、4,236万9,000円。総額1億5,261万円を計上いたしてございます。

次に総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、特別職初め、人事、秘書、広報、企画、財政、管財、会計、交通公害の各課の職員の給与費といたしまして、7億8,865万7,000円。秘書、庁舎、人事等庁舎一般管理経費として、6,252万4,000円計上いたしました。

文書費につきましては、市例規集追録発行経費を初め、文書管理費に必要な経費9,677万2,000円を計上いたしてございます。

広報広聴費につきましては、市民と行政を結ぶ「広報いずみ」の発行経費のほか、今年度新

規に、市民の声を行政に反映するべく市政モニター制度を実施する経費等、市政広報活動に必要な経費として、1,457万円を計上いたしてございます。

次に、財務、会計管理費につきましては、予算編成事務の資金管理及び出納事務費並びに昨年発足いたしました行財政健全化推進委員会の運営経費といたしまして500万1,000円。

財産管理費といたしまして、財産評価委員の運営費を初め、市有財産維持管理経費並びに施設敷地借地料、また、車両の集中管理による必要経費として、4,630万2,000円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、企画費でございますが、団地築造に伴う行財政に及ぼす影響調査等の経費並びに事務管理費の経費として255万8,000円。

公平委員会費につきましては、委員会の運営経費として、64万1,000円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、交通安全対策費でございますが、「交通事故をなくす運動」を初め、交通安全経費といたしまして817万3,000円。

交通傷害補償費につきましては、市民交通傷害補償費として485万円を計上。また、交通公園費につきましては、幼児童のための交通公園経費として、5万9,000円を計上いたしました。

次に、交通安全施設費でございますが、安全施設である歩道、防護柵、街路灯の設置並びに公共駐車場設置経費として、2億916万3,000円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

また、公害対策費につきましては、各種公害測定関係経費として、681万円を計上いたしました。

次に、諸費でございますが、防犯対策費、町会活動費及び市税の過誤納還付金として、1,254万4,000円計上いたしております。

続きまして、徴税費でございますが、税務総務費につきましては、徴税職員の給与費、固定資産評価審査委員会及び農地課税審議会費の運営経費として1億7,892万2,000円。賦課費といたしまして、3,141万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

また、徴収費といたしまして、市税納期前納付報償金等、直接市税徴収に必要な経費3,249万2,000円を計上いたしました。

次に、戸籍住民基本台帳費でございますが、関係職員の給与費のほか、戸籍事務及び住民基本台帳事務等、諸証明事務経費といたしまして9,738万7,000円及び住居表示整備費といたしまして、地番調査の委託料等893万6,000円計上いたしました。

次に、選挙費でございますが、事務局職員の給与費のほか、委員会運営経費として、2.146万5,000円計上いたしました。また、本年は参議院選挙が行われますので、この所要経費といたしまして、1.876万円を計上いたしました次第でございます。

次に、統計調査費でございますが、職員の給与費、一般統計事務費、就業構造基本調査費、全国物価統計、事業統計、商工業統計、農業統計のほか、諸統計調査経費を合わせまして、878万円を計上いたしました。

監査委員費につきましては、事務局職員の給与費及び監査事務運営費として、1,067万6,000円を計上いたしました。

次に、同和対策費でございますが、同和対策費といたしまして、職員の給与費及び一般対策経費として4,071万1,000円。同和対策促進費として108万円。同和更生資金運営事務経費として111万6,000円。間もなく完成の運びとなります(仮称)解放総合センターの運営経費として、4,868万1,000円を計上いたしました。

次に、隣保館費でございますが、職員の給与費、各種隣保館活動経費を初め、幸会館、王子会館の維持管理に要する経費、6,405万1,000円を計上いたしてございます。

以上が総務費でございますが、総額17億2,673万3,000円と相なる次第でございます。

次に81ページ、民生費にまいりたいと存じます。まず、社会福祉費でございますが、社会福祉総務費につきましては、職員給与費のほか、国保特別会計の繰出金を初め、事務経費といたしまして、1億8,200万7,000円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動経費及び運営経費といたしまして332万円を計上。

身体障害者福祉費につきましては、主として扶助費でございまして、3,347万5,000円。それに身体障害者解放会館の運営経費として、949万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

精神薄弱者福祉費につきましても、主に扶助費でございまして、2,590万8,000円を計上いたしてございます。

老人福祉費につきましては、老人施設の収容扶助費を初め、老人福祉向上のための補助金等として9,214万6,000円。また老人福祉対策として、老人集会所建設事業費といたしまして、1,486万5,000円をそれぞれ計上いたしてございます。

老人解放センター費につきましては、老人のための学習会等管理運営経費といたしまして、1,280万9,000円を計上いたしました。

老人医療助成費につきましては、老人が診療を受けた場合、自己負担金を扶助するもので

ざいまして、3億7,370万4,000円を計上いたしました。

身体障害者医療助成費につきましては、医療扶助として、2,466万8,000円を計上いたしてございます。

国民年金費につきましては、職員の給与費を初め、福祉年金、拠出制年金事務経費として、4,505万4,000円。また、印紙購入費として、5億7,684万円をそれぞれ計上いたしました。

共同浴場費につきましては、各共同浴場の維持運営経費でございまして、1,289万円を計上いたしてございます。

日雇健康保険費につきましては、事務費として2万円計上しております。

次に、児童福祉費でございしますが、児童福祉総務費につきましては、職員給与費として、9,678万8,000円を計上。また、助産施設収容者扶助費等として5,89万3,000円を計上いたしました。

児童措置費につきましては、主として児童手当に要する扶助費でございまして、1億9,140万7,000円を計上いたしました。

保育所費につきましては、職員給与費を初め、保育材料、給食費等保育所運営経費並びに民間保育所建設事業費補助金等といたしまして、13億6,352万8,000円を計上いたしてございます。

次に、母子寮費につきましては、職員の給与費を初め、運営経費として、7,88万6,000円を計上いたしております。

児童遊園管理費につきましては、児童遊園の新設並びに既設遊園の維持管理経費として、2,45万3,000円を計上いたしました。

母子福祉費及び児童扶養手当につきましては、それぞれ事務費を計上いたしてございます。

次に、生活保護費でございしますが、生活保護総務費につきましては、職員の給与費のほか、生活困窮者見舞扶助金等及び保護事務費として、6,424万4,000円を計上いたしました。

次の扶助費につきましては、生活保護法に基づく各種扶助費でございまして、前年度の29.6%増の11億6,929万1,000円を計上いたしてございます。

災害救助費につきましては最小限度の経費にとどめ、災害が発生したときには、予備費の流用等により適切な措置を講ずるよう努力する所存でございます。

以上が民生費でございまして、総額46億1,092万6,000円と相なる次第でございまして。

次に、107ページ、衛生費でございしますが、予防衛生費の予防衛生総務費につきましては、職員給与費のほか、市立病院に対する補助金及び妊産婦対策等扶助費といたしまして、1億

7,769万2,000円を計上いたしました。

予防費につきましては、結核、成人病、各種予防接種費として2,568万5,000円。また、診療所及び休日急病診療所の運営経費として、8,731万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、環境衛生費でございますが、環境衛生総務費については、職員の給与費を初め、そ族昆虫駆除等の経費及び公衆便所維持管理経費を合わせて、1億3,075万2,000円を計上いたしました次第でございます。

伝染病予防対策費として7万7,000円を。清掃費については、泉北環境整備施設組合分担金等といたしまして、4億2,176万円を計上いたしました。

塵芥処理費につきましては、ごみ収集、尿尿くみ取り関係の経費といたしまして、3億893万8,000円を計上いたしました。

次に、墓地管理費でございますが、墓地火葬場費につきましては、職員給与費を初めいずみ霊園の関係経費、下の宮墓地等の管理経費及び市営葬儀の運営経費合わせまして、3,811万1,000円を計上いたしてございます。

次に、上水道費につきましては、泉北水道企業団並びに本市水道事業に対する補助金といたしまして、2,422万円を計上いたしました。

以上が衛生費でございまして、総額12億1,425万円と相なる次第であります。

次に、119ページ労働費でございますが、6,758万5,000円を計上いたしてございます。これは職員給与費のほか、一般失業対策費でございます。

次に、121ページ農林水産業費にまいりたいと存じます。農業費の農業委員会費につきましては、職員の給与費を初め、委員会の運営経費でございまして、1,873万7,000円を計上いたしました。農業総務費につきましては、職員の給与費初め、一般農業経費として、5,893万3,000円を計上いたしました。

農業振興費につきましては、農業振興事業経費を初め、農業関係団体経費といたしまして、4,219万5,000円を計上いたしました。

畜産業費につきましては、家畜診療等に要する経費等といたしまして、56万4,000円を計上いたしました。

次に農地費につきましては、土地改良事業関係費でございまして、農道、水路、ため池、防護柵、農免道路等整備事業費として、8,361万5,000円を計上いたしてございます。

林業費につきましては、林業関係の事務経費及び林道の整備事業費として、381万6,000円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございまして、2億786万円と相なる次第でございます。

次に、130ページの商工費でございまして、商工総務費につきましては、職員の給与費を初め、計量器検査事務、自動車運転免許等技能取得費並びに商工一般事務経費といたしまして6,036万8,000円を計上いたしました。

商工振興費につきましては、中小企業経営指導育成費、小規模事業対策振興費、消費経済費及び観光費といたしまして、938万3,000円を計上いたしました。

雇用対策費につきましては、求人对策経費のほか、既就業者定着率向上のための経費等として761万5,000円。勤労青少年ホーム運営費として、1,130万円を計上いたしてございます。

金融対策費につきましては、中小企業融資枠を5,000万円増大する措置をとり、6,111万円を計上いたしました次第でございます。

以上が、商工費でございまして、総額1億4,977万6,000円と相なる次第でございます。

次に、130ページの土木費でございまして、土木管理費の土木総務費につきましては、職員の給与費を初め、土木関係、建築関係、団地の管理関係経費といたしまして、1億6,277万7,000円を計上いたしました。

次に、道路橋梁費でございまして、道路橋梁総務費といたしまして、職員の給与費として、3,131万5,000円。道路維持費といたしまして、市内一円の道路の維持費、舗装工事費のほか、市道掘削に伴う路面復旧受託事業費といたしまして、1億920万5,000円を計上いたしました。

道路橋梁新設改良費につきましては、唐国池田線道路改良事業費として900万円。

環境改善整備事業費につきましては、地区内道路整備事業費として1億31万4,000円。細街路整備事業費3,001万円をそれぞれ計上いたしました。

防衛施設整備事業費につきましては、上代伏屋線整備事業費として、9,418万7,000円を計上いたしました。

次に、河川水路費につきましては、河川一般維持費として402万7,000円。東松尾川河川改修事業費として1,421万4,000円。市内一円水路改修費として3,743万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、都市計画費でございまして、都市計画総務費につきましては、職員の給与費を初め、都市計画審議会委員の報酬並びに一般事務経費といたしまして、6,251万1,000円を計上いたしました。

公園費につきましては、既設公園の管理費を初め、肥子池公園、旭公園、光明池公園、王子

西公園、王子東公園の整備事業費並びに槇尾山自然公園の管理経費といたしまして、3億8,683万7,000円を計上いたしました。

街路事業費につきましては、和泉中央線を初め、和泉府中北通線、光明池春木線、泉大津阪本線、光明池1号線の街路整備事業費として、2億9,322万4,000円を計上いたしました。

下水道総務費につきましては、一般事務経費を初め、公団に対する立てかえ施行分の償還金等、9,492万8,000円を計上いたしました。

なお、職員給与につきましては、各事業ごとに事業費支弁として計上いたしました。

次に、浸水対策費につきましては、惣ヶ池水路整備事業並びに伯太東排水路整備事業費として、5,581万1,000円を計上いたしました。

土地区画整理調査指導費につきましては、特別会計の繰出金等として96万2,000円。

開発費につきましては、開発許可等の事務経費及び和泉府中の市街市調査費等といたしまして、173万円を計上いたしました。

都市下水路費につきましては、府中北幹線及び小田第2幹線の整備事業費として、8,001万8,000円を計上いたしました。

次に住宅費でございますが、住宅管理費といたしまして、既設市営住宅の維持管理費として2,845万8,000円を計上。住宅建設費につきましては、(仮称)和泉第4団地建設費といたしまして、14億7,100万5,000円を計上いたしました。

以上が土木費でございますが、総額28億9,016万3,000円と相なる次第でございます。

次に、167ページ、消防費でございますが、常備消防費につきましては、消防職員の給与費を初め、消防本部及び署の活動経費といたしまして、3億3,333万5,000円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団の活動経費といたしまして、2,107万9,000円を計上いたしてございます。

消防施設費につきましては、防火水槽の新設を初め、水利施設の充実を図るべく常備消防施設費として、1,470万円。消防団の施設充実のために992万円をそれぞれ計上いたしました。

水防費につきましては、水防用器具購入費として、29万5,000円を計上いたしました。

以上が消防費でございますが、総額3億7,932万9,000円と相なる次第でございます。

続きまして、173ページの教育費にまいりたいと存じます。まず、教育総務費でございますが、教育委員会費につきましては、教育委員さんの報酬を初め、委員会の運営経費として、408万2,000円を。事務局費といたして、職員の給与費初め、事務局運営経費として、

1億7,740万1,000円を計上いたしました。

教育指導費につきましては、指導主事関係経費を初め、府立養護学校通学児童生徒用自動車借り上げ料並びに小・中学校クラブ活動経費並びに教職員研修費といたしまして、2,396万2,000円を計上いたしました。

教育研究費につきましては、実験研究費として73万9,000円。同和教育指導費につきましては、就学奨励費を初め、同和教育推進経費として、7,541万8,000円を計上いたしました。

次に、小学校費でございますが、小学校管理費につきましては、校務員及び給食調理員の給与費のほか、学校管理運営並びに校舎の維持補修費合わせまして、4億4,676万7,000円を計上いたしました。

学校保健費につきましては、学校医報酬を初め、児童の健康管理及び給食関係経費といたしまして、9,578万円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、教材設備費を初め、要保護・準要保護児童の就学扶助並びに養護学級経費として、3,051万7,000円を計上いたしました。

次に、小学校建設事業費でございますが、幸小学校増築事業費につきましては、昭和51年度に債務負担行為で行いました現計予算計上でございます。5億1,600円を計上いたしました。

鶴山台南小学校及鶴山台北小学校につきましては、住宅公団から買収いたすべく8,198万6,000円を計上し、緑ヶ丘小学校プール建設事業費といたしまして、20メートル6コースと小プール建設費として、3,864万6,000円を計上いたしました次第でございます。

次に、中学校費でございますが、まず、学校管理費につきましては、校務員及び給食調理員の給与費を初め、中学校の一般管理運営経費、さらに校舎等の維持補修経費といたしまして2億1,086万8,000円。学校保健費につきましては、学校医報酬を初め、生徒の健康管理費及び給食関係経費といたしまして、3,692万2,000円それぞれ計上いたしました。

教育振興費につきましては、教材設備費を初め、要保護・準要保護生徒の就学扶助並びに養護学校経費として、2,633万5,000円を計上いたしました。

次に、学校建設費でございますが、郷荘中学校増築事業費につきましては、債務負担行為で執行いたしましたものを、歳出予算に1億4,743万円を計上いたしましたものでございます。

信太中学校につきましては、住宅公団より校舎及びプールを買収いたすべく、5,983万6,000円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理費につきましては、職員の給与費を初め、運営

管理費並びに園舎の維持管理費といたしまして、2億871万1,000円を計上いたしましたほか、園児の健康管理経費といたしまして、211万2,000円を計上いたしました。

幼稚園建設費につきましては、(仮称)北池田幼稚園建設費7,955万9,000円でございますが、債務負担行為で執行いたしましたものを、歳出予算に計上したものでございます。

次に、199ページ、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員の給与費を初め、社会教育委員の運営経費、青年学級費、家庭教育学級費、各種行事費並びに運営事務費といたしまして、6,678万2,000円を計上いたしました。

青少年対策費につきましては、協議会委員及び指導委員費を初め、子供会対策経費及び留守家庭児童運営経費として、852万5,000円を計上いたしました。

次に、205ページからは、各種社会教育施設の運営経費でございまして、市立青少年会館の運営経費132万8,000円。公民館の運営経費として86万5,000円。市民会館の運営経費として598万7,000円。青年の家運営経費として172万8,000円。青少年指導ルーム運営経費として79万5,000円、それぞれ計上いたしました。

同和教育費につきましては、隣保館活動の一環として、社会同和教育対策費として、1,380万1,000円を計上いたしました。

文化財保護費につきましては、南王子村文書関係経費並びに一般保護経費といたしまして、1,186万円を計上いたしました。

自動車文庫費につきましては、図書館の充実並びに運営経費といたしまして、263万2,000円を計上いたしました。

次に、図書館建設事業費につきましては、市民の文化と教養の向上を図るべく、鉄筋コンクリート2階建1,730平方メートルの規模にて市立図書館を建設いたすべく、2億8,516万6,000円を計上いたしてございます。

次に保健体育費につきましては、各種体育大会の経費、市民グラウンド、テニスコート、市民体育館、市民プール運営経費といたしまして、1,288万2,000円を計上いたしました。

以上が教育費でございまして、総額26億5,957万8,000円と相なる次第でございます。

次に217ページ、災害復旧費でございますが、東松尾川河川災害復旧費につきましては、51年度災害でございまして、本年度補助災害として採択されますので、530万3,000円

を計上いたしました次第でございます。

次に、公債費でございますが、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等といたしまして、18億3,868万4,000円を計上いたしてございます。

次に、諸支出金につきましては、土地開発公社への貸付金並びに災害援護資金貸付金、また、一部事務組合に係る地方交付税の配分金といたしまして、2億7,20万3,000円計上いたしてございます。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費といたしまして、5,000万円を計上いたしました次第でございます。

以上が歳出の事項でございますが、総額158億4,970万円と相なっております。

それでは引き続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げたいと存じます。

事項別明細書の3ページでございます。

まず、初めに市税でございますが、前年度決算見込額を勘案いたしまして、40億2,253万3,000円を計上いたしてございます。

次に、地方譲与税について8,419万5,000円。自動車取得税交付金1億1,815万9,000円。自動車取得税交付金1億1,815万9,000円。国有提供施設等所在市町村助成交付金5,983万7,000円につきましては、それぞれ実績等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

地方交付税につきましては、前年度交付基準額及び伸び率等を勘案いたしまして、28億3,305万7,000円を計上いたしました。

交通安全対策特別交付金につきましても、前年度実績等を勘案し、1,690万円を計上いたしてございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、分担金につきましては、農林施設整備事業施行による受益者分担金といたしまして2,262万6,000円。負担金につきましては、保育所措置費負担金、各福祉施設収容者負担金等民生費の負担金、光明池公園、日本住宅公団負担金等土

木費負担金といたしまして、2億3,528万1,000円を計上いたしてございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので、1億9,945万5,000円を計上いたしました。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の手数料といたしまして、3,555万1,000円を計上いたしてございます。

なお、本年度保育料、幼稚園使用料、葬儀使用料、保健体育施設使用料及び諸証明手数料については、料金改定をお願いいたしまして8,700万円の増額をお願いいたしまして8,700万円の増額を予定し、計上させていただきます。

次に、国庫支出金31億8,336万2,000円及び府支出金11億7,268万2,000円を計上いたしてございます。これらは、いずれも歳出予算の事業費等と関連するものでございまして、現行基準に従い、前年度実績等も勘案し、それぞれ計上いたした次第でございます。

次に、財産収入でございますが、共有地及び普通財産の処分金等でございます。2億5,196万1,000円を計上いたしてございます。

寄附金につきましては、一般寄附金といたしまして3,000万円。

繰入金につきましては、用院調達基金からの繰り入れといたしまして、10万円計上いたしてございます。

次に、諸収入でございますが、19億1,213万8,000円を計上いたしてございます。その主なるものといたしましては、診療所貸付金元金収入5,100万円。開発公社貸付金元金収入9,000万円。道路掘削復旧費受託事業収入等土木費受託事業収入5,350万円。国民年金印紙売捌金5億7,684万円。過年度補助金4億7,179万7,000円。開発事業収入5億3,000万円等でございます。

最後に、市債でございますが、17億7,514,000円を計上いたしてございます。これは歳出の事業費予算も関連いたしまして、適債事業に対し充当率を勘案し、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が歳入予算の事項でございます。総額158億4,970万円と相なる次第でございます。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第2号「昭和52年度国民健康保険特別会計予算」につきまして、提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は発足以来、わが国の医療保険制度の中核をなし、地域住民の健康管理と医療の確保に重要な役割りを果たしてまいりましたが、財政基盤の脆弱な上に立つ本事業は、老人医療制度並びに高額医療費制度等の福祉政策の向上と医療需要の増大により、財政危機は窮迫した状態にあり、もはや市町村段階では、解決しがたい危機に立ち至っております。市民の生命と健康を守るという重大な使命を持つ本制度は、いかに厳しい情勢下にございまして、一刻もゆるがせにできないものでございまして、本年度予算におきましても、この意を十分体しまして、低所得者の負担増を防ぐため一般会計繰入金を増額するとともに、相互扶助の理念に基づき保険料負担の公平を期し、本事業運営に必要な最低限度の保険料の確保をすべく、賦課限度額改定を基礎に計上させていただいたものでございます。

当面する困保財政の危機を打開するため、国に対しまして即刻、強力なる施策を立てるよう求めるとともに、保険制度の抜本的改正をより一層強く要求し、事業運営に一層の努力を傾注してまいり所存でございます。

以下、内容について御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。第1条でございますように、歳入歳出予算総額2億3,251万4,000円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内で各項の経費を流用できるよう規定するものでございまして、当款会計といたしましては、職員の給与費並びに保険給付費を定めるものでございます。

それでは、事項別明略書によりまして、まず、歳出予算から御説明申し上げます。予算書の246ページでございます。

初めに、総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険給付企画事務関係職員の給与費及び一般管理経費として、2,329万2,000円を計上いたしました。

徴収費につきましては、賦課徴収関係職員の給与費及び賦課徴収事務費として、6,470万3,000円を計上いたしてございます。

運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の運営経費として、79万5,000円を計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、2万円を計上いたしました。

次に、保険給付費につきましては、診療報酬の保険者負担金、高額療養費、審査手数料、助

産費並びに葬祭費といたしまして、21億534万3,000円を計上いたしました。

保険施設費につきましては、保険衛生普及費といたしまして70万円を計上し、公債費につきましては、一時借入金の利子として434万円を計上し、諸支出金につきましては、保険料の還付金等として、272万1,000円を計上いたしました。

最後に、予備費3,060万円を計上いたしました次第でございます。歳出の総額は、22億3,251万4,000円と相なっております。

これらの歳出に充当いたします歳入につきまして御説明申し上げます。243ページをお開き願います。

まず、国民健康保険料でございますが、保険料負担の公平を図るべく、賦課限度額の改定を講じさせていただき、7億9,880万1,000円を計上させていただいた次第でございます。

一部負担金につきましては1万円。使用料及び手数料20万1,000円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

国庫支出金につきましては、事務費並びに療養給付費負担金11億3,810万1,000円を。助産費補助及び財政調整交付金として、2億892万1,000円を計上いたしました。

府支出金につきましては、国民健康保険事業補助金並びに老人医療、障害者医療波及分補助金として、2,868万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、預金利子並びに雑入等といたしまして、780万円を計上いたしましたものでございます。

最後に、繰入金につきましては、福祉施策に係る負担増に対する補助金等といたしまして、一般会計から前年度に比し2,000万円の増額を図る5,000万円を繰り入れたいすべく措置をいたしてございます。

以上が歳入予算でございます。総額22億3,251万4,000円と相なる次第でございます。

以上で国民健康保険事業特別事業予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第3号「土地区画整理事業特別会計予算」についての内容の御説明を申し上げます。予算書の16ページでございます。

第1条でございますように、歳入歳出予算を70万円と定めるものでございまして、款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

内容につきましては、本会計は、第二阪和国道の建設に関連して、沿道の市街化形成を目的として設けました葛の葉土地区画整理事業に関するものでございます。

本事業は、事業に着手以来、相当の期間を要しているにもかかわらず、地元関係権利者との

意見調整が困難をきわめておりますが、幸い、市議会第二阪和国道対策委員会の積極的な御助力、御協力を得まして、施行者といたしましても、本事業の新たなる展開を検討中であります。

例年、本会計では相当額の予算を計上しておりますが、事業の最終年度にもなっており、また、今後における第二阪和国道対策委員会での本事業の施行方針をめぐる審議の経過を待って補正いたすべく、当面、事務的な経常経費のみを計上させていただいた次第でございます。

以上、簡単でございますが、土地区画整理事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号「公共用地先行取得事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書の18ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を3,000万円と定めるものでございまして、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その明細は、第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細書により予算の内容を御説明申し上げます。予算書の264ページでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。公園用地の先行取得事業費でございまして、用地購入費3,000万円計上してございます。

これに充当いたします財源といたしましては、全額都市開発資金からの借入金で措置いたしてございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算についての内容の説明を終わります。

以上で議案第1号、第2号、第3号、第4号の議案の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

- 議長（坂上國治君） 次に、水道事業会計予算の説明を願います。
- 水道部長（田中愼君） それでは、議案第5号「昭和52年度和泉市水道事業会計予算」について提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本予算案は、地方公営企業法第24条の規定に基づき調製提案いたすものでございます。内容について申しますと、まず第2条において、本年度業務の予定量を、給水戸数3万3,727戸、年間総給水量977万1,485 m^3 と予定、また、一日平均給水量を前年度より922 m^3 多い2万6,771 m^3 といたすものでございます。

次に、主要な建設改良事業としましては、昭和41年度より継続事業として施行してまいりました和泉上水道第3回拡張事業でございますが、本年度は最終事業年度となっており、前年度に引き続き5億8,500万円をもって施行予定いたしております。その主なものは和田浄水場排水処理設備、坪井及南面利配水池築造工事並びに善正加圧ポンプ設備、送水管布設工事と未給水地域への配水管布設工事であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出であります。これは第2条の業務量の事業を行うために要する費用と、そのサービスの給付として、需要家より納入される使用料金等の収入であります。収入面より申しますと、営業収益7億4,800万9,000円、営業外収益1億6,550万円、特別利益10万円を予定し、水道事業収益を8億7,040万9,000円といたすものであります。

第3項の特別利益につきましては、地方公営企業法施行規則の改正に伴い、51年度までは、期間外収益及び支出として表示されておりましたものを、52年度の予算、決算から改められ、収入は特別利益、支出は特別損失として処理することとなったものでございます。

次に、支出につきましては、営業費用8億6,256万7,000円、営業外費用2億7,657万5,000円、特別損失10万円及び予備費100万円を予定、水道事業費用合計11億4,024万2,000円といたすものでございまして、収支差し引きいたしますと、当年度純損失2億6,983万3,000円発生するものであります。これら損失金の要因としましては、支出面では、府営水道料金及び電力料の値上げと、水質悪化に伴う薬品費の増並びに建設改良のため借り入れた企業債の利息等が考えられ、収入面では、オイルショック以降の節水のPRの浸透による収益の伸び悩み等が、その原因となっているものであります。今後、なお一層企業努力し、住民生活に直結する水道事業を守っていきたい所存でございますが、何を申しまして、人件費の増加あるいは諸物価の高騰、さらには、大幅な府営水道の値上げ等は、昭和44年以来据え置きの本市水道料金を改定の窮地に追い込んでいるのがその実態でございまして、現在、府議会において審議中の府営水道の料金再改定の確定を待ちまして、本市も給水原価に見合う料金体系といたしたく、現在、鋭意検討中でございますので御報告申し上げ、何分の深い御理解を切にお願いいたすものであります。

次に、第4条でございますが、これは主として未給水地域を解消するための施設の新設並びに全般的な給水能力の向上を図るための施設の増改設に必要な資金収支項目であります。

収入面より申しますと、まず、企業債5億3,050万円を予定しておりますが、このうち5億450万円は第3回拡張事業費に、残り2,600万円は、配水管整備事業費に充ちいたす予定であります。

次に、工事負担金として、光明台水道施設建設費及び計画路線外配水管布設等で9,000万円、消火栓新設に伴う一般会計負担金450万円、和田浄水場排水処理設備のうち、国庫補助の対象となる機械設備約1億5,000万円の四分の一、3,750万円を補助金と予定し、資本的収入6億6,250万円といたすものであります。

一方、支出につきましては、建設改良費7億2,281万2,000円を予定いたしまして、先ほど申し上げました第3回拡張事業に5億8,500万円、既設の施設改良と計画外路線の配水管布設工事に3,500万円、環境改善事業として施行する配水管整備事業に2,690万円及び日本住宅公団光明池地区開発による光明台水道施設建設費に5,400万円並びに量水器の購入等、営業設備費2,191万2,000円を予定いたしておるものでございます。

次に、企業債償還金5,845万7,000円でありますが、これは過去の建設改良のため政府等より借り入れた企業債の償還元金であります。

以上合計いたしますと、資本的支出の予定額は7億8,126万9,000円と相なり、収支差し引きいたしますと、1億1,876万9,000円の資金不足が生じるものでございます。これは先の収益的収入及び支出の結果生じる純損失と同様、借入金で補てんせざるを得ないものであります。

次に、第5条でございますが、これは本年度において借入金を予定いたしております企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還について定めるものであり、限度額につきましては、先ほど申し上げましたとおりの額、すなわち第3回拡張事業債5億450万円、配水管整備事業債2,600万円であり、他の条件等は従来どおりでございます。

次に第6条は、一時借入金の限度額ですが、これは財政状況の悪化による資金不足を補てんするため、及びすでに借入れ済みの資金を利率の低いものに借りかえ申し込みする場合を想定し、限度額に幅を持たせ、一応、最高限度額20億円と予定いたしましたものでございます。

第7条は、経営上予定外支出が余儀なくなった場合、互いに流用できるよう営業費用のうち、原水及び浄水費より職員給与費を除いた金額3億2,655万8,000円と、営業外費用のうち、支払利息及び企業債取り扱い諸費の金額2億7,652万5,000円が流用し合えるよう定めたものであります。

第8条は、議会の議決がなければ、他の経費に流用できない流用禁止項目でありまして、職員給与費3億6,917万3,000円及び交際費50万円であります。

第9条は、営業用及び建設用資材並びに量水器等を購入し、実際に使用または取り付けなければ予算の執行が伴わない資材等の購入限度額を2億1,890万8,000円と定めるものであります。

以上が今回上程させていただきました昭和52年度和泉市水道事業会計予算案の概要でございますが、これらの詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上誠治君） 次に、病院事業会計予算の説明をお願いします。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） それでは、議案第6号、「昭和52年度和泉市病院事業会計予算」につきまして概要を御説明申し上げます。

説明に入ります前に、昨年4月着工いたしました病院の新館建築工事は、以後、おかげ様で順調に進行中ございまして、現在、5階の床面まで再建築が進みまして、並行いたしまして、地階から設備工事が始まっております。契約工期本年12月25日以内に完工の見通しでございます。議会の御支援に対しまして深く御説明申し上げ、御報告いたします。

新館の年度内完成によりまして、病床数は現行の120床から201床に81床の増床。また、診療科目も産婦人科を新設いたしますが、増床に伴い必要な医師、看護婦、医療技術員、その他の職員の増員の問題、新館室料差額、それから、新設産科の分娩料などの料金決定等々につきまして、なおさらに精査検討が必要でございますので、速やかにこれを調整いたしまして、年内早期に補正予算案並びに関連条例改正案を議会に御提出申し上げるべく予定いたしております。したがって、当初予算案は、現行の120床の年間予算として編成させていただきましたので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

予算第2条の業務の予定量でございますが、先ほど申し上げましたごとく、病床数は現行の120床とし、入院患者4万3,800人、外来患者8万7,318人、一日平均では、入院120人、外来294人と予定いたしました。入院につきましては病床利用率を極力高めるべく留意し、外来につきましては、前年度より2.8%増の自然増を見込んでおります。主な建設改良事業といたしましては、病院増改築事業費8億6,900万円、器械備品購入費550万円計上いたしました。増築事業費につきましては、すでに御議決いただいております22億2,700万円の継続費のうち、52年度年割相当額を予算化したものでございますが、52年度起債の決定状況等を勘案しつつ、継続費の総額並びに年割額につきましても、予算補正時点に変更案を御提出申し上げるべく予定いたしておる次第でございます。

第3条の収益的収支の予定でございますが、まず、医業収支につきましては、収益8億2,685万9,000円、費用10億7,646万6,000円、収支差し引き2億4,960万7,000円の赤字欠損と見込んでおります。

収益では、国に向けまして診療報酬の改定を強く求めてまいっておりますが、51年の4月改定以後、1年を経過いたしました現時点におきましては、特に政府管掌の健康保険財政がき

わめて悪化いたしておる等の事情から早期な改定の見通しは全くできない状態でございます、前年度より2.8%増の自然増収にとどまる予定でございます。

一方、費用につきましては、物価諸材料漸騰の趨勢でございますが、極力節減に努めまして、特に費用の大きい部分を占めます薬品の購買方法の改善、その他費用全般にわたりまして細かく再検討を行い、効率的な運用を期しておる次第でございます。

以上、医業外収支につきましては、収益5,323万4,000円、費用1億8,793万7,000円で、収支差し引き1億3,470万3,000円の大幅な赤字が見込まれるわけでございますが、医業外費用の大部分は支払い利息でございます、新館増築工事の年度内完成によりまして、事業費の支出が本年度に集中いたしておりまして、起債または起債前借りに対する利息が急激に増加し、大幅な医業外収支の赤字を生ずる状況でございます。

第3項の特別利益4,048万円は、先ほど水道会計の例のとおり、従来、期間外収益として計上いたしておりました公立病院特例債の元金償還に引き当てる一般会計からの繰入金でございます、公営企業法施行規則の改正に伴いまして変更いたしましたものでございます。

また、特別損失1,000円は、新館の竣行後に撤去予定をいたしております木造の旧看護婦宿舎などの減価償却残損額を補正時点で計上いたすべく項を設けた次第でございます。

以上の結果、医業、医業外を合わせた収益的収支は、病院事業収益9億2,057万3,000円、病院事業費用12億6,470万4,000円、差し引き3億4,412万7,000円の単年度の欠損でございますが、収益のうち4,048万円は、先ほど説明のごとく、資本的支出の公立病院特別債元金償還金に引き当てますので、実質的な収支は、3億8,431万円の欠損と見込まれます。前年度の欠損見込みは、約2億5,000万円の見通しでございますので、約1億3,000万円程度単年度赤字が増加し、その主な原因は、建設事業費借入れに伴います支払い利息の急増にございますが、早期に病院整備を完了し、市民の御期待に沿う医療を提供し、同時に経常収支の改善に向け、病院長以下、懸命の努力を尽くす所存でございます。

第4条の資本的収支でございますが、収入8億8,981万3,000円、支出9億3,029万3,000円、差し引き不足額4,048万円は、先ほど説明いたしました第3条第1款第3項の特別利益を引き当てるものでございます。支出では、看護婦宿舎還付金、企業債償還金、公立病院特例債元金償還金、合計5,579万3,000円、機械備品、自動車購入費550万円、病院増改築事業費8億6,900万円を計上、収入予定では企業債8億6,900万円、一般会計出資金2,081万3,000円を計上いたしました。

第5条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、病院増改築事業8億6,900万円、利率10%以内、その他前述のとおり表に記載のとおりでございます。

第6条の一時借入金の限度額は12億円と定めまして、借り入れに際しましては、郵政、大蔵省、公営企業金融公庫の公的機関より整備資金を確保すべく予定いたしております。

第7条、第8条は、経費の流用についての定めでございます、医業費用、医業外費用は各項の流用ができることとし、医業費用中、職員給与費及び交際費の流用につきましては、議会の御議決を必要とする旨定めるものでございます。

第9条の一般会計から病院事業会計への補助金は、7,918万7,000円と定めるものでございますが、資本金の出資金2,081万3,000円を加えますと、実質的な繰り入れ総額は1億円ちょうどでございます、51年度現計予算における繰入額とほぼ同額を補助いたすことと相なります。

最後の第10条は、たな卸資産の購入限度額を3億4,391万1,000円と定めるものでございます。病院事業会計は慢性的な経常収支の赤字に加えまして、ここ一両年は建設過渡期にありまして、建築費、医療器機、調度備品調達並びに職員の増員等に巨額の投資が必要となりまして、資金借り入れに伴う支払い利息が急増し、きわめて重大な財政事情に遭遇いたしておることを強く自覚いたしており、その対策に苦心いたしておるところでございますが、速やかにこの時期を乗り切らして、まず、医業収支の改善安定を目指して全力をあげて取り組む決意でございます。

5ページ以下に予算に関する説明書、予算参考資料を添付いたしておりますので、御参照賜わりまして、何とぞ御審議下さいますようお願い申し上げます、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○ 議長（坂上國治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の議事日程予定は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

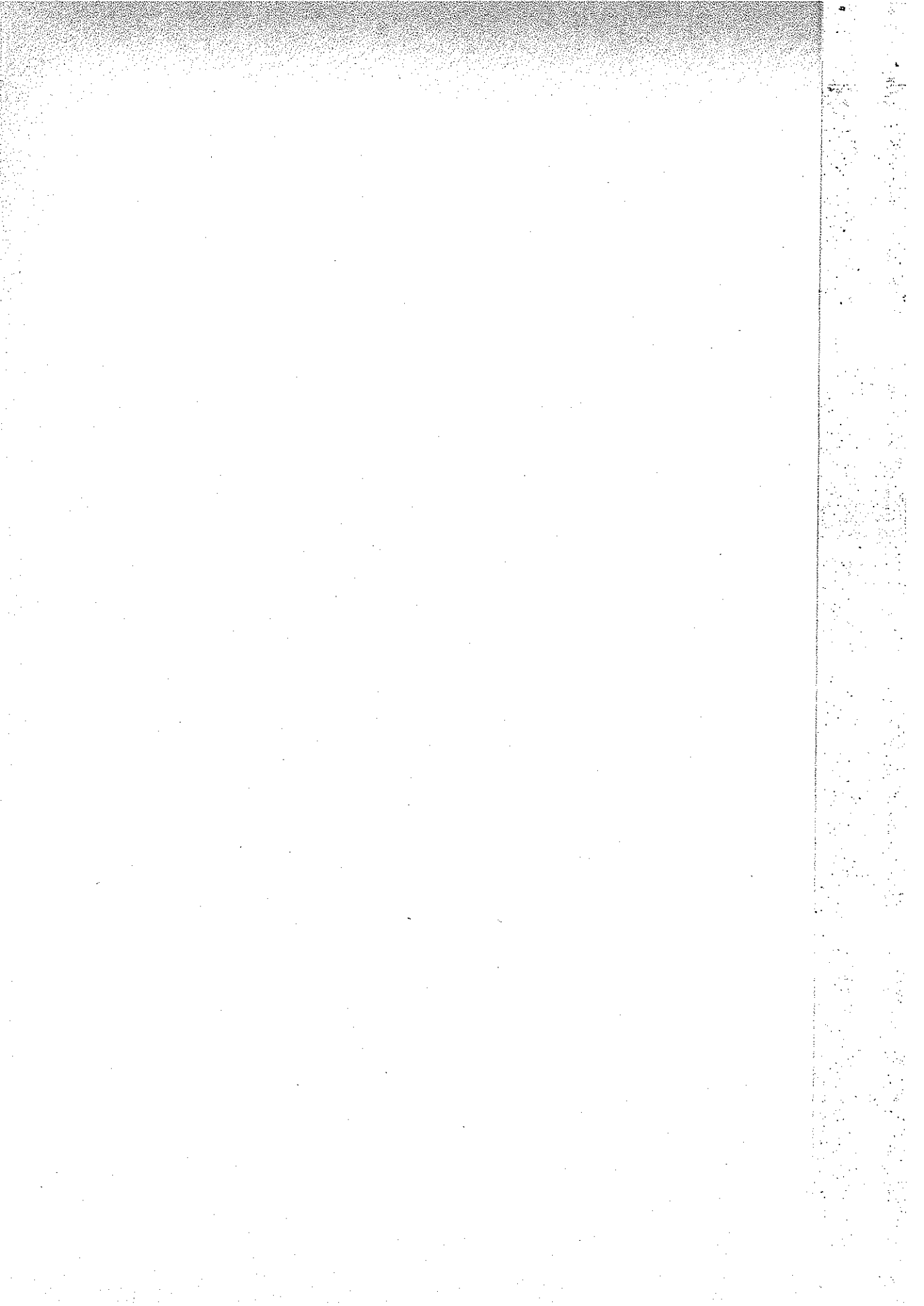
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。明11日より13日までの3日間は休会し、14日から一般質問並びに総括質問を行いますので、定刻御参集くださいようお願い申し上げます。

なお、質問通告は11日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後2時18分 散会）

第 2 日



昭和52年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
13番	赤阪和見君	27番	竹下義章君
15番	横田憲治郎君	28番	坂上國治君
		29番	藤原利一君

欠席議員(3名)

11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	改良事業部次長	逢野一郎
助役	坂口禮之助	水道部長	田中稔
収入役	橋本炳	水道部次長	福本喬久
市長公室長	西川喜久	用地担当理事兼 土地開発公社事務局長	西川武雄
市長公室次長兼 秘書課長	杉本弘文	用地担当(部次長級)兼土 地開発公社事務局長	橋本昭夫
広報広聴課長	竹田明郎	病院長	竹林淳
財務部長	宇沢清	病院事務局長	平野誠蔵
財務部次長	門林六男	病院事務局次長 兼庶務課長	藤原光夫

財政課長	麻生和義	消 防 長	和田増義
同 和 对 策 部 長	佐原行雄	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯川行夫
同 和 对 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長	生田稔	教 育 委 員 長	堀内由延
重 要 施 策 推 進 室 長	小林一三	教 育 長	葛城宗一
重 要 施 策 推 進 室 次 長	富田宏之	市 参 与 兼 教 育 次 長	阪東重信
市 民 部 長	内田繁	指 導 部 長	乾武俊
市 民 部 理 事	吉岡昭男	管 理 部 長	広岡史郎
市 民 部 次 長 兼 福 社 事 務 所 長 兼 保 育 課 長	中西淳富	管 理 部 次 長 兼 総 務 課 長	松村吉堯
産 業 衛 生 部 長	山本俊兼	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味谷日吉
産 業 衛 生 部 次 長	岩井益一	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	青木孝之
市 参 与 兼 福 建 設 部 長 事 務 取 扱	中塚白	監 査 委 員	西口喜一郎
建 設 部 次 長	森保	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山本亮夫
改 良 事 業 部 長	林徳次	農 業 委 員 会 事 務 局 長	杉本忠彦

※各課長級は誘案等必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	北野丈夫
次 長	逢野博之
議 事 ・ 調 査 係 長	西垣宏高
調 査 係	佐土谷茂一
議 事 係	山本雅俊

(午前10時30分開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは17名でございます。欠席の届け出ある議員さんは藤原要馬議員さん、遅刻の届け出ある議員さんは上代議員さん、直村議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

- 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 議長(坂上國治君)

これより一般質問並びに総括質問に入ります。一番の富山議員がまだ出席しておりませんが、次に2番に進むわけでございますが、2番の赤阪議員の質問であります。都合により8番目の横田議員と質問順位を入れかわりたい旨の申し出がありましたので、これを許し、15番の横田憲治郎君の質問に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、横田議員の質問に入ります。

- 15番(横田憲治郎君) 昭和52年第1回定例会一般総括質問のはからずも一番バッターを承りまして以下、質問をさせていただきますので、誠意ある御答弁を要求いたします。私は当年度の予算委員にもなっておりますので、一般総括質問はきわめて概括的に伺いをしたいと考えております。

まず第一点、窓口業務の充実と市民サービスの向上についてでございますが、増大する行政需要、さらに複雑多岐にわたる市民生活の中で、市民が役所を訪れる機会が非常に多般にわたっていることは周知の事実でございます。特に市民部関連の窓口、市民課、福祉事務所、保育課、社会課あるいは国保年金課等々、そして、さらに産業衛生部においては商工、衛生等、市民の直接の窓口としてその需要の増大がはなはだしい中で、市民から窓口の充実が要望せられて日が長いわけですが、今回、ようやくにして理事者当局においても、これらの充実改善について鋭意検討の由と承っているわけですが、当面、特に昼食事における窓口業務の開設についてどのように具体的な検討が進められており、この開設用途をどのように

設定されているのか、お伺いをいたしたいと思います。

さらに、増大する手続業務の中で、窓口の担当事務の充実についても、予想される機構改革等々の上においてどのように充実の目標を設定せられ、検討されているのか、あわせてお伺いしておきたいと思います。

さらにその際、問題になろうと思います人員配置の中で、職員組合との協議が相整わねばならないことは必順の条件であろうと思うわけでありませうけれども、超過勤務あるいは労働過重等々、具体的に当該職員組合との課題提起の中でどのような話し合いの経過があるのか。その見通しもあわせてお伺いしておきたいと思います。

さらに三点目には、来庁市民に対する応接対応のマナーと、その具体的な充実についてでありますけれども、職員のモラルの向上、マナーの向上という立場から、講習あるいは研さんという立場で、日々怠りなく市長以下管理職の努力を要請するわけでありませうが、この点についての市長の所信を承っておきたいと思います。

二点目に、52年度予算編成の性格についてといたしまして、数点にわたって質問をしたいと思っております。まず、その第一点でございますが、52年度当初予算の基本と特徴についてでございますが、一口に言いまして、行財政健全化委員会の中間報告に基づいての予算編成ということではあります、現状、地方行財政制度の肯定した中での行財政健全化委員会の中間報告にのっとったものではないのかという点であります。

いまさら論多く語るまでもないことではございますが、地方自治は民主主義の基本で、憲法でこれが保障されております。しかるに現行の地方自治制度は、その制度においても、運営の内容においても、まさに破局的なものに追い詰められておる。中央集権化の強化が補助金政策で地方の主体性を奪い、巨額な超過負担を強いられ、機関委任事務の増大、地方交付税の長年にわたる据え置き、いまや地方自治は危機から破局に向かって急進行中であると断じてはばかるものではないと思っております。いまさら地方自治の本旨を形骸化しようとする中央政府に向かって、真の意味で住民自治を守るために勇気ある決断と行動が強く望まれるところであろうと思っておりますが、まず、この地方自治を守り、住民自治を死守する原点に立っての市長の抱負と決意を披瀝願いたいと思うのでございます。

それから、第二点目には、行財政健全化委員会からの中間報告でございますが、そういう第一点の原点に立って考えてまいるならば、余りにも現状肯定の事務的、客観的なものしかないということではあります。人件費の国家公務員並みへの移行、さらに課税客体の見直しと徴税の効率化、あるいはまた超過負担の解消についても、全国市長会等々におもねた立場でのあり方、さらに、経常収支比率の70%台目標設定と言いますけれども、具体的にこれらの消化目標に

対してのプロセスがなければ、画餅に等しい問題であろうと思います。これら内的努力もさることながら、外的要因たる交付税の40%への格上げ、さらに、膨大な公債費の基準財政需要額算入における交付税対象への努力、それらが強力になされねばならないと思いますが、この行財政健全化委員会の中間報告、財務部長の報告等々では全く事務的、客観的に等しいものであろうと思いますけれども、これらの答申をさらに受けながら、真実の意味で本市の財政を守っていくことができるのか、その点についても二点目にお伺いしておきたいと思います。

さらに三点目は、膨大な公債費と債務負担行為の件でございます。本年度末210億に上ろうという起債残高、さらに、債務負担行為百数十億を抱える本市の財政実態を果たして市長、理事者の財政中期3カ年計画なるものでどのように本市財政を潤す方向で軽減していくよう対処されようとしているのか。次の世代への大いなる負担として危惧を重くするわけでありませうけれども、これらへの所見を伺っておきたいと思います。

さらに四点目は、物件費、補助金等の精査の問題でございますが、本年度当初予算時における見直し額がそれぞれの性質別でどの程度になっているのか、この際御報告願います。まず第一点に申し上げ、続いて洗い直し、見直しという方針での当初予算にかかわらず、四分の一、三分の一計上というのは、一体どのような考え方に基ついて計上されたのか。前年度実績が基礎となり、幾ら上積みするかが中心になるような、うらなりの論議観点ではなく、全く新しい発想と考え方が今目的に必要なではないのか。既定経費、物件費あるいは需要費、補助金等々も、もはや既定の概念では意義の薄れたものとなっていることがそのまま見過ごされているのではないかと、見過ごされているとするならば、これはきわめて重大なことであります。思い切ってしかも合理的に既定路線に大胆にメスを入れる必要があるのではないかと。そういう意味において、昭和52年度予算編成期において、いかなる精査が基本的になされたのか、その基本的な考え方をお伺いしておきたいと同時に、6月補正に向かっての精査検討をも市長は約束をせられているわけでありませうけれども、具体的にどのような機関を設置する中で精査しようとしているのかも伺いしておきたいと思います。

財政問題についてはこれぐらいでおいておきます。

次は、光明池駅泉北鉄道開通に伴う諸問題について三点ばかりお伺いしておきます。まず第一点は、泉州山手線の泉大津粉河線以南の延伸について、強力な行政課題としての取り組みが必要かと思いますが、具体的な方途、方策を承っておきたいと思ひます。

二点目に、既存住民との違和感、疎外感が起きないように関連公共公益施設の設置が計画されているわけですが、これらの着実な施行と実現が強く要望されなければならないと考へますが、一連の商連関係の施設とともに、これらの計画実施の実態を本議会で公表すべきで

あろうと思いますが、この点についての御報告をいただきたいと思います。

三点目に、泉北鉄道の市域内8キロ延伸問題は、昭和48年度より本市行政にかかわる重大な事案として問題提起がされておりますけれども、これらへの具体的な実現可能な方策がどのように行われているのか。今後、さらに予想される宅地開発、公団の本市への施工等々もあわせて特別委員会に詳細な資料の提供の上、審議の俎上に上げるべきだと思いますが、これらに対する方策と現況を本議会を通じて御報告をいただきたいと思います。

四点目に、府中駅前整備について申し上げます。国鉄阪和線の貨物駅の移転が決定してかなり日時が経過しているようでありますが、この貨物駅移転の用途はどのようになっているのか。国鉄と窓口を設けている企画課、さらに産衛部局から現況の報告をいただきたいと思います。

二点目に、駅前再開発計画の実施要領は策定段階に入っているのか。当面の措置として、駅前自転車置き場の用地確保を国鉄との借地契約等々で措置すべきであろうと強く要望するわけですが、これらへの対処の用意はいかんとお伺いいたします。

さらに観点を變えて三点目、道路管理法上、現状のままで一応の応急の措置として推移しているわけですが、法的な立場から、このような現況がいつまでも繰り返されることが許されるのか。その点についても、法的な見解を担当部課からお伺いをしておきたいと思っております。

次に、本市の玄関口であり、顔であると常々、市長は府中駅前のことを申されているわけですが、まさに玄関としてふさわしいターミナルあるいはタクシー乗り場、さらに駅前広場等々、思い切った再開発の計画策定がなされねばならないし、また、計画実施への方途が示されなければならないと考えておりますので、これらに対する市長、担当部局の所信を承っておきたいと思っております。

五点目に、教育施設の拡充、維持管理についてお伺いいたします。

公平な負担、適正な負担のもとに幼稚園を初め小中学校義務教育課程における施設費あるいは特別PTA会費等々の税外負担のもとで、施設の維持管理がなされているのが現状の実態ですが、それらの実態を教育委員会はシビアにとらえているのかどうか、掌握しているのかどうか、まず、概括的に第一点、お伺いしておきます。

さらに、今回も幼稚園の保育料あるいは入園料の値上げ案が提起されているわけですが、これらが施設の充実と密接に関連しなければなりません。提案理由の説明では、増大する需要、騰勢する物価によって幼稚園運営が多額にわたるので応分の負担を、という理論でありますけれども、はなはだしい施設格差があるわけであり、同じ市民の子弟が通園、通学する小中学校あるいは幼稚園において、これほどものはなはだしい格差があると、本席では具

体的には避けますが、まず、実態を点検される中で、機会均等という教育の基本的な位置づけの中からも、格差是正への抜本的な取り組みが教育委員会に要望されるわけではありますが、基本的な考え方については、国、府の補助裏の確認を取りつけながら、見越しながらという、いつもながらの答弁ではなく、主体性のある考え方として、基本事項として御答弁願いたい。

さらに、具体的に二、三点御報告をいただいて、あとは予算委員会にゆだねたいと思います。その一つは、南池田幼稚園の50年度用地確保での施設建設は、当年度当初にも計上されていないようですけれども、どのように目標を設定せられているのか。

北松尾小学校の教室不足への対応策は年度当初、どのようになっているのか。さらに、校舎増築の目標はいかに。

そしてまた、北池田小学校の正門を取り巻く周辺整備が何らされないまま放置されているのはいかなるお考えなのか。

さらに、南松尾小学校においては、大正末期、昭和初期の建造物校舎をそのまま現在に至らしめているわけではありますが、これらに対しても充実の配慮がなされねばならないという立場から目標をお伺いしておきたいと思います。

以上、多岐にわたりましたが、質問通告を終わらせていただきます。答弁次第では再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（坂口國治君） 答弁。
- 市長（池田忠雄君） 横田議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

五点にわたります御質問でございまして、私からそれぞれ概略御答弁申し上げ、あと細部につきましても、助役以下担当部長の方からお答えをさせていただきたい、このように存じますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

まず、第一点の窓口業務の充実と市民サービスの向上についての御質問でございまして、いちいち御指摘ももっともでございまして、12万市民に奉仕する市政というものを常々、私は職員にも話をいたしておるわけでございます。とりわけ、こうした行政需要の多様化する中におきまして、市民の皆さんの中でお昼休みに来庁される市民の方が多いのは事実でございます。前々から横田議員さんを初め各議員さんからの御要望をいただいております。きょうも横田議員さんからの強い御要望でございます。何とかこの際おこたえさせていただきたいと存じております。しかしながら御指摘のとおり、いろいろと人員配置の問題あるいは職員組合との話し合いの問題等がございますので、今後ともそれぞれ担当の部長の方で精力的に努力をし、煮詰めさせていただいて、4月に入りましたら実施をさせていただきたいと私なりに決意をいたしている次第でございますけれども、諸般のそうした詰めがございますので、そ

それぞれ担当部長の中で今後とも真剣に取り組まさせていただきます、このように決意だけをひとつ申し上げて御理解をいただきたいと存じます。

なお、職員の市民の皆さんに対するマナーと申しましょうか、応接の仕方についての御指摘でございます。もちろん、全職員に市民には親切丁寧に応待をすることを基本的に話をしているわけでありまして、いろいろ欠ける点もあろうかと存じますが、今後一層服務規律を厳にし、あるいは市民皆さんへの応接をより親切丁寧にサービスの向上にこれ努めてまいりたい、このように存じておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

二点目の52年度予算編成についての性格でございます。議員さんも御理解をいただいておりますとおり、和泉市もかつてない非常な財政危機に直面しております。施政方針で申し上げましたように、一步誤りますと再建団体転落必至という現状の中で、決意といたしましては、やはり何とかこの財政を自主的に再建をさせていただきたい。再建団体に転落いたしますと、どうしても議員さん御指摘のように、住民自治が守りにくくなってまいります。したがって、再建団体回避を至上命令としての予算編成をした次第でございます。そうした意味合いでいろいろ御不満の点もあろうかと存じますが、何とかして歳入面において、国、府に今後とも強力に働きかけをさせていただきたい。そのためには、まず足元から襟を正さなければならないことは重々承知をしております。全職員打って一丸となって課税客体の把握あるいは徴収率の向上あるいは人件費、物件費等の見直し、精査を通じまして、国、府にも地方交付税の一層の増額あるいは交付税率のアップ、超過負担の解消、そして、特に公債比率の何とか薄める意味から、前から申し上げております同和对策特別措置法第10条規定の拡大等に向かって今後とも一層邁進させていただきたいと存じておりますので、特に議員皆さん方の一層のお力添えと御支援を待たなければならないことと存じますので、この席をお借りして議員の皆さん方にも格段の財政自主再建のための国、府への働きかけでの格別の御理解、力強い御協力のほどをひとえにお願ひ申し上げる次第でございます。

また、今回の議会を通じまして市民に使用料、手数料等の応分の御負担をお願い申し上げているわけでありまして、ひとつこの自主再建のためにとということでの議員の皆さん方の深い御理解と市民皆さん方の深い御協力をひとえにお願ひを申し上げる次第でございます。

もちろん、新規の財源に向かってもあらゆる英知をしばりまして、今後とも52年度を正念場として心得て取り組みたいと存じておりますので、一層の御協力、御指導をお願い申し上げます。

なお、補助金につきましては、先般来も申し上げましたように、やはりこの公益を促進するという一方の立場という原点に立ちまして、従来の各種団体の補助金につきましては何とか精

査検討させていただきまして、より公益が促進され補助効果が増進するという原則に立っての精査をさせていただき、そのために6月補正に向かっての煮詰めをさせていただきたい。この意味合いから本当初予算には、それまでに補助金を要する団体等につきましては、若干の計上のみにとどめさせていただいたことについても御理解をいただきたいと存じます。

なお、この精査をするに際して、横田議員さんの御質問の要旨は、何らかの機関を設置して公平に精査検討したらどうかという新しい意味での御提案など受けとめさせていただきました。今後とも十分精査検討について私なりに検討させていただきたいと存じます。

それから、三点目の光明池駅泉北鉄道開通に伴う諸問題でございますけれども、御指摘のように、面積が府下四番目という広大な土地を有する本市でございます。新しい財源確保の意味からいたしまして、あるいはあるべき和泉市の計画行政からいっても、当然丘陵地帯の開発というものは以前からの課題でありまして、住宅供給公社、大阪府企業局との煮詰めの中で、何とか泉州山手線の泉大津粉河線までの実施の問題、議員さんの御指摘は、それ以南への問題あるいは鉄道の延伸について何とか真剣に取り組みをせよということでございますが、この件については、開発事業対策特別委員会でも考え方を申し上げておる面もございますけれども、ひとつ大阪府も財源難、和泉市も厳しい情勢の中でこれからどう丘陵地帯を発展させていくか、ひいては将来の鉄道延伸に向かって市としてどう取り組んでいくかが大きな課題でございますが、何とか国の宅地開発公団等への現在話し合い、折衝に入り、国、府、市、そして民間の御協力、こうした四者の力が相またなければ、中央丘陵地帯百数十万坪の開発、それに伴う鉄道の延伸はむずかしい課題だと存じております。今後とも一層この問題につきましましては、議員皆様方の御理解と御協力を得ながら腰を入れて取り組みを強化させていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

なお、四点目の府中駅前整備についての御指摘、自転車の問題等がおくれておりますが、おわびを申し上げますとともに、過般来申し上げておりますように、何とかしなければならぬと存じております。ただ御存知のように、非常に地価の高い府中駅周辺でございますので、和泉市でどうこう、そこへ自転車を、という財政事情ではございません。したがって昨年来、国鉄当局に対しまして、和泉市の市民であると同時に、自転車に乗って来て放置される方は全部阪和線のお客さんなので、やはり国鉄当局でも真剣に考えてもらわんと困るという、実は強い姿勢での交渉をしております。幸い御案内のとおり、貨物駅が近く鳳の方に移転いたしますが、それに伴って国鉄の責任において自転車を置けるスペースを確保していただきたい、このように存じまして現在、一生懸命に担当を通じて国鉄当局と鋭意話し合いに入っているわけでございます。時期の問題につきましましては、国鉄当局の貨物駅移転という国鉄なりの内部事情も

ございますので、本席上でまだ明らかにすることができないのはお許しをいただきたいと存じますが、何とか夏に向かっての話し合いに入ってるということだけひとつ御理解をいただき、おくれております点はそうした事情でございますのでお許しをいただきたいと存じます。

以上、数点にわたって概括的に私から御答弁申し上げる次第でございます。

なお、漏れました点あるいは言い足らなかった点は助役初め担当部長から補足させていただきますと存じます。

○ 15番(横田憲治郎君) それでは大きい項目五点、一つずつはじめをつけたいと思います。

窓口業務にしぼって、いま市長から精力的に詰めてるんだ。何とか四月実施を目標に職員組合と協議に入ってるんだ、おおむねこのように決意をいただいたわけでございますが、具体的な点では四月開設を目標にということですから、市民課あるいは国民健康保険の年金課と具体的に昼食時開設の担当部課を設置せられていくのかどうか、ちょっと部長からでも、市長、助役からでも結構です。簡単に結論だけお伺いしたい。

○ 助役(坂口禮之助君) 御承知のとおり、主力は市民部関係でございますが、他にも直接窓口を持っているところとしては、財務部、あるいは御指摘の産衛部等々がございます。市民課等で受け付けをしても、その場所で直接交付できる問題と、波及的に教育委員会なり関係部局と関連する業務がございますので、一応われわれの考え方は市民部の窓口ということに局限せず、全庁的な形での開設を行いたい、このような基本的な考え方に立って諸般の業務を整理し、四月開設を目指して努力をしております。

○ 15番(横田憲治郎君) これはいろいろと問題もあろうと思いますが、潜在的に昼間行ってもあかんのや。日本国中どこへ行っても昼食事は休憩だということが浸透しきっているわけです。したがって、同じ潜在的という立場でお昼行っても用を足せるんだ、お役所は市民の利便を図ってくれるんだということであるならば、かなりの市民さんが期待というか、物理的に利益を受けるわけでありますから、好評を博すること受け合いだと思います。

しかし、であるとするならば、それだけのしわ寄せといったら語弊があるかもしれませんが、庁内における人的配置等々問題もあろうかと思いますが、基本的なとらえ方としては、いま、お昼にはこれだけしか来てないからどうのこうのじゃなく、やはり行政サービス充実の観点から、ひとついろんな障害があろうと思いますが、基本的に職員組合も御賛同いただけるんじゃないか。ただ、そこへいくまでのいろんな条件とか段取りについては同じ土俵で御協議をしていただいて、スムーズにそれらの障害、問題点の理解を深めて解決をしながら、ひとつ市民期待の昼食時窓口オープンを期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、次の二点目の第一点は、現状の地方行財政制度を肯定した立場に立っているのか。

否定した立場というのは、その中で運営してるんですから、市長、理事者は言いにくいかもしれませんが、私は地方自治を守る立場に立つならば、現状肯定的な立場では財政は守れない。とするならば、それなりの強い、もはや国、府にお願いしますというへっぴり腰の立場ではなく、当然、市民の行財政という立場での自治を守る観点から、強い行動と国、府に対する対処のあり方が開けてくるのではないのか。いままでの延長線上でとらえるのではなく、そういう立場で市長に質問しておりますので、基本的なとらえ方としてまず第一点。

あと二、三点答弁漏れ、これは助役、部長、課長からでも結構ですが、再度、御答弁をいただきたいと思います。

- 助役（坂口禮之助君） それでは、答弁漏れ等もございますので、私から補足御答弁を申し上げたいと思います。

まず、御指摘の現行行財政制度を肯定した上に立ってのみ考えておられるのかという御質問でございますが、これは完全に現行の行財政制度を否定してかかるというような観点では、われわれ行政を担当する立場においては、そのような角度でのみ事を考えることはできない、これはひとつ御理解願いたいと思います。

最近の市町村公共団体の動きについてはすでに御承知かと存じますが、従来は、たとえば地方交付税の給率の引き上げ等についても、地方公共団体そのものより声を大にして言わなかったという現実でございますが、32%で硬直状態に達しております。地方公共団体の財政難というものは、ここ2、3年来非常に危機と呼ばれるような状態になっている中では、32%で硬直してるという政府の考え方に対しては厳しく突き上げる姿勢を持っておりまして、少なくとも、40%という交付税率に引き上げるべきであるという観点並びにいわゆる超過負担の関係等についても、積極的に各政党等の御支持なども得ながら働きかけをしていく姿勢に変わってきていることは事実でございます。

われわれもそうした観点に立って、現行地方行財政の中でうごめいているという考え方ではなく、このように高い中央集権制度というものを打ち破っていく強い姿勢が必要であるという自覚を持っているわけなんです。御指摘のように、住民自治というものが否定されている、否定されるというのは極端ですが、少なくとも、薄らいでいく傾向になっていくのは事実でございますので、やはり住民自治を取り戻すために、公共団体の行政に携わるわれわれが先頭に立っていく姿勢を持たなければならないという自覚を持っております。

それから、公債費関係並びに債務負担行為が非常に膨大になっているということで、御指摘のとおりでございます。まことに憂慮すべきものであるという自覚を持っているわけなんです。市の起債残高についても、この51年度末では180数億になるという膨大なものになってご

ざいまして、これらの元利償還金等の比率が1.5、6億から20億にもなんなんとする金額になり、一般財源相当額に対して30%近くまで公債費の財源に引き当てなければならないという危険な状態になっております。これは過去の行財政運営において、とかく財源は一般財源に求めがたい実情になってございますので、長期的な視野で償還できる、いわゆる起債に求めたという点がこんな結果になったんでございます。いたずらに借り入れできるからというような甘い考えで公債費運営を考えていくということでは、今後の市の財政が破局的な状態になるという自覚のもとに今後の運営に当たってまいりたいと存じております。

四点目の補助金等の節減額でございますが、今回の当初予算の計上に際しまして、前年度と比較して一応抑制をいたしました。総額が約3億近い金額でございます。

物件費はちょっと手元に資料がございませんので、後で財政から補足させますが、この当初予算の計上の中でいわゆる見直しと言いながら四分の一、三分の一を計上してではないかとの御指摘でございます。行財政健全化委員会の専門委員の先生方から御指摘を受け、補助金等についても見直すべきであるという御指摘をいただきましたのが2月上旬でございます。したがって、当初予算の終末に当たる時期がございましたので、御指摘いただいた補助金等の精査検討する時間的ゆとりがなかったわけでございます。

したがって、当面考え方といたしましては、全体的には一応すべからく洗い直してまいりたいという考え方に立って、一つは、その補助金によって一四半期内、6月までに過去の実績からいってすでに業務が発生するような補助金、それから、その補助金によってその団体等の業務を運営するための人件費等の支払いに充てておるような補助金等、いわゆる一四半期内にどうしても必要だと思われるものにつきましては、一応、四分の一ないし三分の一の額の計上を行いました、それが第一点。

それから、公共的な団体の中での組織をされてるようなところに対する負担金、補助金等、たとえば市長会、議長会とかいうもの、これらについては、一応、前年度実績を勘案して計上いたしました。その他のものにつきましては、今回、ゼロという形で計上させていただきました。

これらのものにつきましては、いわゆる地方自治法第232条の2の規定により、果たして公益上必要かどうかということを経として、今後、御指摘いただきましたような委員会組織まで進むかどうかは御提案いただいたところでございますが、そこまではまだ現時点では考え方を持ってございませんが、少なくとも、行財政健全化委員会が中核となって全面的な洗い直しをやっていきたいと存じておる次第でございます。52年度予算の関係等に対しまする答弁漏れ等につきましては、以上のような状況でございます。

- 15番(横田憲治郎君) 二点目のけじめをつけたいと思います。予算委員会がありますので、具体的、数字的なことは委員会でお伺いをしますが、一応、経常収支比率については財務部長も先般言っていました。これらへの具体的な目標あるいはまた基準財政需要額への一連の起債の算入、これらはやはり厳密に強力にお願いをしなければならぬと思いますし、債務負担行為に至っては、これはやむを得ないとはいえ、乱用傾向に入っているのではないかと。これらもやはり将来を見詰めて、これらの危惧を感じていってもらわなければならないと思います。

いろいろと財政構造上の問題はありますが、基本的には、本市の財政基盤を長期的、中期的に立て直していく直接的、間接的にいろんな方途をめぐらしていってもらわなければならない。そういう観点でひとつ客観的、事務的立場での健全化委員会というのではなく、もっともっと充実した形で国に強く要求する、内なる努力もさることながら、市民負担におもねることを避けながら財政基盤の充実、住民自治を守るという強い決意と原点に立って強く進んでいってもらいたいと要望しておきたいと思ひます。

本市の公債費は、本年度も18億、うち利子が14億ほど、もろもろの手数料初め、公平な負担ということで7千万円か8千万円ですか、片方で利子を14億払ってる。これは素朴な市民感情とすれば大変だと理解したいけれども、物価騰勢の折から、理解しがたいところがあります。その辺の認識をしっかりと踏まえた立場でお願いしたい。これは要望と意見を申し上げて、後の財政問題は予算委員会にゆだねまして、次の三点目は、光明池がらみの問題ですが、これは宅地開発公団等々いろんな理解を求めながらこれからの正念場、これからの出発点という市長の答弁でございましたが、三点ばかり事務当局からでも結構ですが、質問で具体的に提起したつもりなんです。補足で答弁していただけますか。

- 市長公室長(西川喜久君) 私から三点目の質問についてお答えいたします。

四点ばかり質問がございましたが、先ほど市長から大まかな答弁がされておりますので、細部について御答弁申し上げたいと思ひます。

まず、泉北鉄道及び泉州山手線の延伸につきましては、御承知のように、本市の総合基本構想にもあるとおりでございます。念願の事業でございます。私どもは大阪府に対しましても強く要望を続けてまいりましたものでございますが、昭和48年のオイルショックあるいは府の財政も危機に陥ったのでございます。理由といたしましては、泉北ニュータウン構想の取りやめと社会経済情勢の大きな変化によりまして、府の直轄事業としてやっていくことに限界がきたわけでございます。そこで大阪府としても、国の機関である宅地開発公団を引きずり込んで所期の目的を達成しようと考えているものでございます。しかし、候補地が他にもございまして、

現在、それぞれの調査に入ってる段階でございます。本年8月末には、一応の調査の結論が出る予定でございますが、方向性がかなりはっきりしてまいってるところでございまして、今後とも市議会なり、特別委員会のお力をいただきまして、国あるいは府に対し積極的に働きかけてまいる所存でございます。

その中で中央丘陵における町づくりについての基本的な考え方でございますが、中央丘陵の開発整備構想は現在調査中でありまして間もなくでき上がるものと考えております。これにつきましては、市が主体性を持った形で調査を進めている中でございまして、私どもは中央丘陵についてもいろいろ計画を考えております。

その考え方を少し申し上げますと、総合基本構想に基づく鉄道延伸を含めた新都市核の形成なり、低密度の住宅地、比較的高級宅地の造成をしてみたいと思います。また内陸産業の基地造成、自然形のレクリエーションゾーンの形成なり、また都市基盤におきましては、幹線道路、大型公園、河川改修と整備の促進なり、また研究学園ゾーンの形成、これらの考え方を基調として構想を策定中でございます。少なくとも、泉北ニュータウンの単なる延長という形ではなく、いろんな機能を持った複合的な町づくりを考えているものでございますので、今後もひとつ市議員の方々、特に特別委員会の方々のお力添えをいただきまして積極的に事業を進めてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 企画課長（大塚孝之君） 現在の光明池の泉北ニュータウンの和泉市域内の計画の中身を御報告申し上げます。

現在の泉北ニュータウン和泉市域は、大体47ヘクタールぐらいの計画面積で施行されておるものでございますが、主として公共公益施設を中心として土地利用が考えられておるものでございます。その中の一つとしては、都市保健総合医療センターの建設を大阪府の手でやってまいろうというのが一つの大きな目玉となっております。

二番目といたしましては、社会体育施設の整備という形で約8千平米の体育館を企業局の手でつくられ、そして和泉市に無償移管されるという、体育施設の整備も考えられております。

三つ目は、高等教育施設の建設という形で、広域的な高等教育施設の受け皿を用意いたしておくということも考えられております。

それから四つ目としては、御承知の鉄道車庫の上屋の部分に市民グラウンドの建設をしている、これは大体200メートルトラックあるいは直線100メートルコースを備えた陸上競技場あるいは多目的広場にも利用できるような市民グラウンドを府の手でつくり、市の方に無償移管をされるということ。

五つ目でございますが、社会福祉施設の設置という形で、府立の老人ホームの建設の予定が

されてございます。

ごく大まかでございますが、大体现在のところ、光明池の47ヘクタールの区域につきましては、そのぐらいの公共公益施設の整備が考えられておるわけなんです。

以上でございます。

- 15番(横田憲治郎君) 何遍も答弁をいただくのは何ですが、要するに泉北ニュータウン構想の終末地光明池地区、いわゆる企業局の関係と公団の関係が、本市市域の中で終結を迎えているわけですが、特に企業局がらみでは、一応の公共公益施設の張りつけで本市市域は終わるわけです。しかし、質問の当初に提起いたしましたように、既存の市域とのこれら公益施設との違和感、疎外感のようなものがあってはならず、一体化が必要であろうという立場から、これら公益施設の早期施行と実現方を本市の行政運営、当該地域の充実に資する立場から監視もしなければならぬし、推進もしなければならぬ。これらの立場での報告をいただきなかったわけなので、その方について結論的に伺っておきたいのと、泉州山手線の粉河線以南の延伸についてひとつも言うてくれへん。これも答弁しておくなはれ。

それと、宅建公団云々ということは、泉北鉄道の延伸ということで答弁されておるんやと思いますが、これについても一言、具体的にお聞きしたいのは、泉北鉄道の3キロ延伸については、当初、企業局との覚書当時は、宅建公団云々ということは全然関係なかった。しかし、3キロ延伸するためには、和泉市域の中で300ヘクタール以上の宅地造成をしなければならないという新しい問題提起をされているわけです。とするならば、これは重要な課題です。これは議会や特別委員会等々全然素通りで、いま調査、計画立案中云々ということで盲にされるならば大変なことです。12万既存市民、市の行財政に与える影響、プラス面もあればマイナス面もあるのではないかと。それが一定の基準というか、プラスになればこそ、マイナスにはならんという原点からやってもらわんことには、大阪府の知事さんが「適地が南におまっせ。北高南低の大阪府の行財政のバランスをとるために南へ持っていったらよろしおまっせ」ということでやられたんでは大変なことです。いままで住宅公団が来てどれだけプラスになったか、多般な問題がある。そういう核心を得た答弁を再度、簡単に結構ですからいただいて終わります。

- 助役(坂口禮之助君) 私から補足説明を申し上げます。

まず、第一点の泉州山手線の泉大津粉河線以南の延伸見込みでございますが、具体的には開発事業対策委員会等々でも御説明申し上げてまいりましたように、現状のままでの以南への延伸は非常にいろんな問題がございましてむずかしい。したがって、一方の要素として、いわゆる近畿自動車道という問題が同時にございます。当面は近畿自動車道の本線を泉州山手線の上

に乗つけてまず開通を図っていくということを第一の予定として考えております。あわせて、泉北鉄道の延伸等の問題も含めていわゆる宅地開発公団の開発を呼び込んで泉州山手線の完全なる施設等もあわせてその中で検討していくという考え方でございます。

御指摘のとおり、300ヘクタール以上にわたる宅地開発そのものは、本市の体質を左右するような重要な大規模開発でございます。ただ、現在大阪府が行っております適地調査だけの結果をもって、本市もそれに飛び込んでいくというような考え方は持ってございません。当然それらの調査を受けまして、十分に本市が受け入れていく中では、どのようなプラス面、マイナスがあるかという問題等も含めて慎重に開発事業対策委員会等にも提起を申し上げて御議論願ひ、御審議を煩わしたい。その後において最終的な決定に持ち込んでいくという慎重な構えで臨んでいるものでございます。決して早々にこの問題がスタートするということまではまだいっておりませんので、当然、事前の協議なり、十分な御審議を煩わしてまいりたいと存じてございます。

○ 15番(横田憲治郎君) それでは、三点目はこれで終わります。後の機会にゆだねます。

府中駅前整備について市長から御答弁をいただきましたが、いわゆる国鉄当局もお客さんである、当然のことですね。移転が決定しており、用途は大体夏ごろ、このような概括的な答弁であったと思うんですが、担当の産衛の方では、これはたてまえ的にはそうであっても、現実には前へ進まなければ画餅の話でしょうがないわけです。移転が決定してるんですから、いわゆる当面の措置として借地というようなことは可能ではないのか。安易な考え方と言われるかもしれませんが、現実が現実だけに対応策としてできるのではないのか。このように考えるんですが、それらを含めた交渉は持っていないのかどうか、その辺ちょっと伺いたい。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 四番目の問題につきましては、先ほど市長からも御答弁されましたように、全くそのとおりでございます。ただいま横田議員さんから、移転が決まっておるならば借地の問題とか、もう少し具体的なことは……というお話もいただいておりますが、何を申しましても、国鉄当局としては夏を用途にこれを移転していく、移転されることがまず前提条件でなかろうかと考えております。と申しますのは御存知のとおり、貨物駅を利用されてる企業なり日通の関係、また日通にしても働いておられる方々の関係等いろんな国鉄内部の事情もございまして、われわれといたしましては、まず、国鉄みずから7月を用途に移転を願う。その後で国鉄当局としても、この点について和泉市と十分協議させてくれという話し合いの進展がございまして、その辺で御理解いただきたいと思います。

○ 15番(横田憲治郎君) それでは、建設部の方から道路管理上の問題で答弁してくれますか。

- 市参与(中塚 白君) 先ほどからの駅前整備、再開発の問題もからんでまいります。御承知のとおり、現状の再開発というものは実質上調査に入った段階で、現在は学者のプランだけにとどめております。現状の財政の中で再開発には踏み込めない実態でございます。先ほど産衛部長から御答弁申し上げておりましたが、一番手っ取り早い話としては、国鉄貨物駅移転に伴う事後措置が問題になろうかと思っております。これの整備の問題、それとタクシー乗り場、自転車置き場をまず何とかしなければならぬ。その上に立って駅前整備を図っていきなさい。形を変えた全般的な再開発は、現時点ではとてもじゃないが進められないというのが実態でございます。

御参考までに申し上げますが、道路そのものの管理は府道でございますが、駅前という一つの性格から、実態としては私の方で管理している現況でございます。駅舎の前までが府道、ロータリーから北が私の方の管理でございます。

以上でございます。

- 15番(横田憲治郎君) いちいち説明するまでもなく現状の実態でございますので、7月になってまた肩透かして延ばされないように、国鉄内部でもいろいろ移転先の問題等もあろうかと思っておりますが、こちらの行政側としては、行政側の立場でひとつ強力で推進していただくことをお願いしたい。ただ、そこへいくまでの現状の管理をお聞かせ願ったのですが、いろんな問題がございますので、当該セクションは交通公害課であろうと思っておりますが、とにかくバスが通れない。車は対行できない。バスの運転手がバスから一たん降りてきて自転車片づけてます。もし、一朝車があったときに道路管理上の問題が出るんじゃないだろうか、そんな危惧もいたしますので、当面の現状措置もひとつ適切に考えていただくことを要望して、本件は終わります。

あと、教育委員会関係で終わりです。

- 教育長(葛城宗一君) 御指摘いただきました事項の諸点についてお答え申し上げたいと思っております。

まず、義務教育の見地からの父兄負担軽減ということで常々、御指摘いただいております。PTA徴収金の中に公費的性質のものが含まれているということは、もとより承知しております。これらの解消を目指して努めるところでございますけれども、厳しい諸般の情勢の中で意のようにならないという現実でございます。しかし、窮屈な中でも期待していただけるように微力ではございますが今後配慮してまいりたい、かよう考えるのでございます。

なお、次の幼稚園あるいは義務教育施設の拡充整備ということで、新設校、既設校の調和のとれた施設整備の促進ということで、これも常々、おしかりをいただいております。またその半面、積極的な国庫補助金等の取りつけにつきましてもお力添えを賜ってまいりました。

しかし、現実に即していないというのは御指摘のとおりでございまして、反省するものでございます。

そこで、抜本的な現行国庫負担制度を抜きにした考えを、ということで御指摘いただきましたが、新設あるいは増築につきましては、お力添えをいただいて現実に即する方向に近いように年々、改善を図ってまいりました。しかし、既設校の建てかえ、すなわち危険校舎の認定ということにつきましては、その認定基準も補助内容の現実には改善が図られていないという事情でございます。そのような事情と、本市の諸般の事情とが重なりまして、御期待に沿いがたいというのが現実でございまして、私どもの力足らずも反省いたしまして、今後検討されるであります。行財政計画の中で具体的に計画、協議をしてみたい、かように考えるんでございます。

なお、次の南松尾幼稚園の建設についても御指摘をいただきました。かねがね御承知のように、請願事項とあわせまして、所管いただいております厚生文教委員会でもいろいろ御検討いただき、御叱声を賜りました。その趣旨に沿ってなるべく早い時期に幼児の安全保育を目指して整備してまいりたい、かよう考えるんでございます。

次の北池田小学校の外さくでございまして、なるほど御指摘のとおり、校門なり、あるいは一部生けがき等がございまして、整備されておられません。今回、幼稚園の併設事情等も勘案いたしまして、安全教育の面からも、学校管理の面からもこの整備に努めてまいります。

次の北池田小学校の児童の増加にどう対処するのかという御質問でございまして、御承知のとおり、和気小学校を新設いたしましたときに、寺田町の一部を校区編成がえをいたしました。現在の児童数は736名でございまして、その数にはまだ至っておらない事情でございまして、御指摘のように年々、漸増しております。これらの人口推移等を十分見通しまして、支障のないように計画し配慮してまいりたいということでひとつお許しいただきたい、かよう考えます。

○ 15番(横田憲治郎君) 一点はPTA会計、51年度決算を掌握をしていただきたい。その内容をシビアにつかんで、現実を見詰めた上での対応の仕方を私は強く要望しておきたいと思っております。具体的に申し上げたい点はあるのですが、かなり私の立場での時間が経過しておりますので、要望にとどめておきます。

それから施設格差の問題も、運動場が狭かったり、教室が40人以下の定員でしてるところもあれば、44人いっぱいのところもあり、はなはだしい格差があらゆる面にあるわけです。これはたとい何年かかろうと、機会均等という立場からこの是正はしてもらわなければ大変なことだと思っております。これもひとつ来年度の調査活動総点検としてやっていただけるかどうか。イエスカノーかだけ、ひとつ確認をしておきたい。

あと南松尾は請願案件で出ておりますし、地元との約定事項等もありましょう。しかし、現実には幼稚園ではない幼稚園で幼児保育を行っているんですから、早期に予算の取りつけの確認をしながら施行できるように努力していただきたい。

あと北松尾小学校あるいは北池田小学校について、そういう問題をあえて指摘はしたくなかったのですが、52年度予算で早期に全き実態を整えていただくことをお願いし、期待をしておきたいと思います。したがって、これで終わりますが、総点検の問題、PTA会計のシビアな掌握の問題、この二点だけ教育長に確認をしておきたいと思います。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

PTA会費の決算分析につきましては御指摘のとおり、その詳細に至るまで点検してまいります。

なお、各既設校の総点検等につきましては、常々、一応の把握はしておりますが、運動場等を通じまして、その維持管理を全面的に総点検いたします。

以上のとおりお答えを申し上げます。

- 15番（横田憲治郎君） 点検即それは検討であり、手だてを講ずる措置に通じなければならぬことをあわせて申し上げておきたいと思います。

最後に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという、憲法第25条で保障された生活、いわゆる景気が大変になり、物価騰勢の折から、市民生活を守るんだという立場に立って努力をお願い申し上げ、具体的な細部の問題につきましては、委員会審議の場で再度ただしてまいりたいことを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（坂上國治君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分休憩）

（午後1時5分再開）

- 議長（坂上國治君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは20番、田中包治君。

- 20番（田中包治君） それでは、通告に基づきまして三点にわたって一般質問をいたしたいと思います。

まず、第一点に救急車の配備についてでございますけれども、現在、非常に医療体制についてはやかましく言われておりますし、急患については各所の医者を回る、夜分に行っても診てくれないという実態の中で、和泉市には救急病院もないという現実ではなかるうかと思っております。

その中で私たちが本当に頼りにするのは、救急車の配備の問題ではないかと考えております。和泉市が非常に広範なる地域を抱えながらわずかに救急車が2台であると同時に消防署に配属されております。そういう関係上、救急患者が出た場合の取り扱いが非常に遅いのではないかと、あるいは救急車を要請しても「いま出ております」ということで出てきておらないのが実情ではないかと考えております。

こういう時点において現在の予算を見るならば、公共料金のすべてが値上げされておる中で、たとえ一つでも市民にサービスする行政というものが必要ではなからうか。特に山間部においては、救急車の配備の方法等をどのように考えておるのか。これで満足しておるんだと考えていいのか。もちろん、12万市民にこれで適当だと言われておりますが、これは機械的な問題であって、広範囲な紀州の山奥まで和泉市が持つておる事態の中において、現在の救急車の装備と配属の方向をどのように考えておるか。急患なり、医療体制の貧弱なる和泉市の中でどう活用し、どういう方向でしようとしているのか、この点について質問いたしたいと思っております。

次に、第二点の公害に対する基本的な考え方でございますけれども、いま、松尾山の奥で不燃焼物あるいは泉北環境の灰の処理をするために用地の買収に入っております。ところが、この公害問題につきましては、お互いにこういうものはなくてはならないんだという考え方はだれでもあります。しかし、自分の地元を持ってくる場合にはどうだろうか、そこらの理解と納得を得ることが全然やられていない。吹田市の例を見ましても、突然買うたからここでやります、となるが、その場合下流の部落に対する問題が置き去りにされておるのではないだろうか。しかも、不燃焼物というのは、科学的にこれは安全であるということの確認は不可能だと思っております。その中で地元で反発が起こってくる。説明する資料がない。その中で強引に押そうとするならば地元の猛反発を食うということです。吹田の例を見ても、5、6年もいまだに使用できない現状だと思っております。この轍を踏むのではないかと。皆様方が土地さえ買うたら、市としてはやりたいんだけどできないんだという方向でこの問題を処理しようとするところに、私は基本的な問題の考え方の相違があるのではないかと、こういうふうに考えております。

第三点に、公務員の守秘義務についてでございます。私たちが非常に不思議に思うのは、今年度の予算でも同じであったと思っておりますが、予算の過程が一般市民に多く知れわたっている。この予算は削られた、こうなりましたとなって、地元の人々が市役所へ行かなくてはならないということが公然と行われており、事実だと思っております。そして、市役所の中で陳情なり、あるいはそういう手続が行われておるのではないかと、思っております。

私はこの問題は、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止あるいは34条の秘密を守る義務に抵触するのではないかと考えておりますが、その点の見解を承りたいと思っております。

もう一つは、来年度に職員増員の条例の改正案が出されております。その中で私たちが一般市民から聞くところによりますと、現在の常勤嘱託職員を全員4月1日をもって正規職員にするために市会に条例の改正提案をしてるそうであります。そして、地方公務員法第22条に言う常勤取り扱いの規定に抵触するのではないかと私は考えております。

もう一つは、2月に行われた、何名採るか知りませんが、700人から800人の採用試験を行ったときのバランスシート、市民の権利としてのバランスシートをどう考えておるのか、そこらの点について御質問したいと思います。答弁のいかんによっては再質問をやらせていただきます。よろしく簡単にお願ひしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 消防長（和田増義君） 消防関係につきましてお答え申し上げます。

ただいまの御質問は、救急車の配備並びに運営の問題についてどうしておるか、将来どうするのかという御質問でございますが、御指摘のように現在、2台配備しておりまして、これは消防力の基準に見合うところの数字と合致しております。ただ御指摘のように、管内が非常に広いので一般の皆様方、特に山手の方々には若干の御不便をかけてる現状でございます。いろいろ工夫いたしまして、市民サービスにこたえるべく努力しておるところでございますが、おむね順調に運営してるものでございます。

ただ、このままでは山手に団地等がふえて需要も増加してまいります。当然、それに見合う措置は考えなければならぬ問題でございますのでいろいろ検討しておるところでございます。救急出動とあわせ、火災出動等との関係から出張所の配備の関係も十分考慮し、でき得るならば、山手の方の粉河線、松尾線のどちらにも出動できるような形のものをつくっていくならば、非常に効率的でございます。また、市民の需要にも十分こたえることができると思いますので、これらも十分考えまして、現在進めておるところでございます。いましばらく若干の御不便をおかけするところでございますが、よろしく御理解賜りたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 二番目の問題につきましてお答え申し上げます。

まず、公害問題につきましては、いろいろ御心配を煩わしましてまことに恐縮に存じます。お説のとおり、本市の不燃焼物処理の抜本的対策といたしまして、かねてよりいろいろ計画を考へておるところでございます。特にこれらの用地確保の問題につきまして、非常におくれておることにつきまして、本席をお借りして申しわけなくおわび申し上げる次第でございます。何を申し上げても、これらの用地問題の見通しを立てることが肝要かと思ひます。

あわせまして、処理事業に係る公害防止対策も、ゆるがせにできない大事なことでございま

す。今後とも議会並びに関係各位の御指導もいただき、これらの公害問題が生じないよう万全を期してまいりたいと考えております。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 市長公室長（西川喜久君） 三点目の公務員の守秘義務について私からお答えいたします。

まず二点ございまして、第一点は、34条に抵触しているのではないかとのお質問でございますが、まず、地公法の第34条には秘密を守る義務が規定されておまして、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」。秘密とは、一般的に了知されない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものであり、職務上の秘密とは、職員の職務上の所管に属する秘密を指すものであって、一例を申し上げますと、役所には、世の中一般に知られては困るという秘密のものが多くございます。また、お互いに公務員として見れば、一般の人にはわからない私事の秘密に接することも多くございます。たとえば民主関係の仕事をしておる職員が生活保護家庭の生活の実態を知ったり、あるいは税務関係の仕事をしておる職員が会社の経営や経理の内容を知ったということであって、そのような時に、職員がAの家庭の生活は月収何円で生活しているとか、あるいはB会社は負債が幾らあっていまや倒産寸前にあるというようなことを世の中に知られては、本人はたまったものではない。このような趣旨から、職員は職務上知り得た秘密を個人的な秘密であろうと、公的な秘密であろうと漏らしてはならないと地公法34条に規定したものであって、ただいま御質問の田中議員さんのおっしゃる点につきましては、これらに当てはめたかどうか、私は判断に苦しんでいるようなわけでございます。

第二点目の職員定数でございますが、過般来、提案理由にも申し上げましたように、常勤嘱託員あるいは補助保母など、長期雇用臨時職員的なものを解消するために定数の条例改正を御提案申し上げたものであって、御質問のように、ただいま常勤嘱託員54名ございますが、これらをすべて正規職員にするがために定数の条例改正を御提案申し上げたわけではございません。

また、地公法第22条にもお触れになったことと思いますが、この22条には、条件付採用及び臨時的任用を規定したものであって、これらと関係がないものと私は判断いたしております。常勤嘱託職員の正規職員の任用がえにつきましては、単にそのまま常勤嘱託職員を正規職員にするのではなく、一定の試験をいたしまして、これらにパスされた方々について正規職員に切りかえていきたい、かように考えておりますので、ひとつ御理解賜りたいと思います。

○ 20番（田中包治君） まず、第一点からいきますが、救急車配備についてでございますが、この広範な和泉市の中で、市長は2台でええという考え方を持ってるんですか。これからまず

聞きます。

- 消防長（和田増義君） 先ほどお答え申し上げましたように、非常に地域が広いのでなるべく多くするにこしたことはございませんが、大体现状のもとではほぼ順調に運営されてるという見方をしております。

ただ、将来構想といたしましては、山手の方の充実を図っていかねばならない事態が早晩くるのではないかと考えております。その時点で判断して御不便をおかけしないようにしたいと考えております。

- 20番（田中包治君） 私たちが交通事故があって消防署へ電話しても救急車がない。だから警察の車かわりにくる、こういうことですね。昼でもそうです。それも半時間なり、1時間ぐらいいとこない。これが和泉市の救急車の実態ではなからうかと考えております。というのは御存知のとおり、消防署から山間部までどのくらい時間がかかるか。それで2台で正しいというなら、1台ずつ山手と本部に置けばよらしい。

私はそれよりもあなた方が今次の予算で公共料金を何もかも上げている。その中で人命にかかわる問題であり、現在、政治課題となっておる医療体制の中で、しかも、和泉市に救急病院がないわけなんです。その中でほっとかれるということは、わずか3千万か4千万円やと思うが、そういうことでいいだろうかと云ってる。そういう立場から言うならば、予算案なんか絶対賛成できませんよ。上げるだけは上げるけれども、市民の非常に困っておる医療問題、しかも、救急病院もない中で、不意の場合、だれがなるかもわからないという不安の中で暮らさなくてはならないという市民生活があり得るだろうか、私はそれを云ってる。いま即答は無理としても、予算委員会の中で論議はするとしても、こういう全部上げて、下がったものはない、すべて市民が負担しなさい。そして、あなた方には何もやりませんというやり方が果たしていいだろうかと云ってる。それがあなた方の予算編成の基本方針かどうか。いかに赤字であろうとも、わずか救急車1台ぐらいの予算ができないことはないと思う。ここらに問題があるのではないかと考えております。これはもうよろしい。

第二点の松尾山の買収問題ですが、中山製鋼が来て地元にはっといたんでつぶれてしまった。もちろん会社の都合もあったとしても、一応、これは向こうからしないことになった。今度は同じ場所で市が買うてる。買ってしましてから地元へ行っても、中山製鋼の公害物以上に公害があることははっきりしてる。不燃物を科学的に分析して正しいということは言えない。不特定の品物を集めるわけですからね。だから、あなた方は買うだけは買うけれども、公害設備はつくりませんでしよう。使わないんでしよう。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） ただいま田中議員さんの再質問でございますが、先ほども申

上げましたように、本市のみならず、特に本市の場合、不燃焼物処理地の問題についての抜本的な対策が必要であるということはおかねがね認識しております。そのことに基づきまして少なくとも、本市のこういう廃棄物処理対策を長期的展望に立って立てるべきだということで、現在、関係地主の方々に御協力をお願いしてまいっているという現状でございます。

お説のとおり、公害は出してはならないという基本原則に立ちましてわれわれも考えてるところでございますが、まず、用地の問題について、一日も早く御協力をいただくことに全力を傾注しているのが現状でございます。これらの公害が出ないよう、また、周辺住民、関係各位にも御協力をいただけるようわれわれもその対策を考えてるところでございますので、できるだけ早期に議会並びに関係各位の御指導を得ましてこれに取り組んでいきたいと考えております。

○ 20番(田中包治君) 要約したら、吹田と同じケースをとりたいということですね。それならそれでよろしい。吹田が買うても使用できない。結局そういうケースをあなた方が考える。こういうことですね。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 説明不十分で申しわけございません。決して吹田のような現状はわれわれも新聞紙上で知っておりますが、特に何回も申し上げるようですが、本市の廃棄物処理行政は一日もゆるがせにできない、非常に急を要する問題でございます。決して用地を先に買収して完全確保の上に立って、地元で御協力を求めるという後手の政策でなく、いろいろ御指摘、御指導をいただいておりますことを踏まえ今後、一日も早く和泉市の廃棄物処理業務が円滑に遂行できるように取り組んでいきたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 20番(田中包治君) 私たちが言いたいのは、松尾山の下は内田の上水道の水源地ですよ。中山製鋼の場合もいろいろ論議されたわけですが。そういう中で全然ほっといて何もせず、不燃焼物を流しますと言ってだれが納得しますか。

売った人はしまいです。ぜに金の問題は別としてね。しかし、後に残されて公害が流れてくる部落、町に対する考え方が二義的になってると思う。土地を買うたらすぐやるんだという吹田方式です。土地を買って、地元で反対されたらやめますねという。それならそれでよろしい、反対することがわかってるんだから。

あなた方の考え方は、王子町の土地も一緒です。買うだけ買って、要らなくなったらどたばたもめてくる。一つの計画をやる場合、総合的に判断しなくてはならないはずで。公害というものは、だれでもきらいなんです。しかし、どっかに置かなくてはならないが、やはり皆反対なんです。そのときなぜ理解と納得を得られるような方法を講じないか。買うことは二義的、

金で済む問題です。なぜ、そういう基本的な考え方に相違があるのか。この問題はこの辺でおいときますが、基本的なものの考え方が違うということです。公害を出されるところに気を付けなくてはならないということです。

次に、三点目の公室長の答弁でございますが、私が具体的に言ってるのは、予算編成の一月下旬の段階で、すでにこの予算はどうなりました、ということを一市民が言ってる。そして、これは削られたらいかんということで市役所と交渉する。市役所が職員に一般の予算について相談してやってるのか。あんたの方力でやっておらない。それで決まったやつを市会に出してきているが、そんな予算をわれわれがなぜ審議せないかんのか。それがいわゆる職員の信用失墜行為と認めてあなた方がやってるのか、やってないのか。あるいは34条の守秘義務に違反してるのではないのか。

もう一つの22条の問題につきましては、一項から三項までありますが、一項の中では期間等が決まってる。もう一項で、それ以上はできない。第三項では、臨時職員を登用する場合には特別な優遇措置をしてはならないということです。

その点で市民との関係、今回行われた採用試験は、なぜこれらをひっくるめてやらなかったか。それから年齢的な問題など、すべての問題について論議されなくてはならない。私はそれを言ってるわけです。

私が一番不満なのは、予算案がそのままのかっこうで市民に知れ渡って、市民の中でけんけんごうごうたる意見が出てきてるということです。それが職員の信用失墜の条項に抵触しないのか。予算案が秘密でないというならそれはよろしいですよ。職員に対しては、議員より先に予算案を出すというシステムですか。そこらをもう少し具体的に説明してください。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの三点目の公務員の守秘義務についての再質問でございます。先ほど市長公室長からお答えさせていただいておりますが、重ねて私から御答弁申し上げたいと存じます。

問題は、地方公務員法第34条の職務上知り得た秘密についての範囲の問題であると、このように私も質問の趣旨を拝察するわけでございます。公室長が申し上げましたように、非常に微妙な問題をはらんでのことだと私なりに存じております。

ただ、一般的に申しまして秘密とは何かという定義でございます。先ほど公室長の申し上げたのは当然のことで、市内の企業あるいは個人についての不利益なことについては、もちろん守秘義務の中でございます。これを公務員がしゃべるといようなことは、厳に法によって禁止されてるところでございます。

ただ、予算編成の過程で市民が知り得るといことについてのことでございますが、恐らく

私としては、やはり予算編成というものは、理事者、市長の部局においてあらゆる点で取り組んでるわけでございまして、そういう中で成案を得たことについて議会に御提案を申し上げ、御審議を煩わすというのが財政民主主義の原則でございます。その中で御論議、御可決をいただき、執行に移らせていただくという地方自治法の本旨からして、予算編成の過程の中で市民さんに漏れていくことは、守秘義務という問題の中での定義としては非常に微妙な問題がございますが、私は好ましくないとは存じております。

それとなお一点、言いわけではございますが、各般にわたって市民の方々、いろんな団体がございまして、やはり多様化する市民皆さんの陳情というものが議員さんを通じ、あるいは団体から直接にいろいろとございます。こういう過程の中で、やはり職員として御答弁を申し上げる機会もあるのではないかと存じております。一概に知り得た秘密という範ちゅうに属するかどうかは別として、市長としての判断は、予算編成の過程、予算が仕上がって議会に提案するまでの決済に至らない以前のことにつきましても、財政上いろんな問題があります。いわゆる予算というものにつきましても、これは中央、地方を通じて言えることでございますが、非常に複雑で高度な判断を要する問題でございますので、その間における事柄につきましても、守秘義務ということを越えまして、私は公務員としては、予算がそのときどきの関係において財政的なバランス、計画性等によってどう変わるかわからない時点においては、市民の皆さんにお知らせすることは、議員さんの御指摘のとおり、好ましいことではないと存じております以後、こうした御指摘は肝に銘じ、われわれの中でも今後、精査検討する中で職員にも徹底させていきたい、このように存じておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

- 20番(田中包治君) 22条の問題は別として、地方公務員法でいう、33条の信用失墜行為の禁止の条項がありますね。市長の言われるのは、秘密を守る義務の問題ですが、どちらかに該当してないかと言ってる。

それと、なぜ漏れるかということですよ。それやったら、あなた方が職員団体に降伏してるとしか考えられない。そこらの点ですよ。

- 市長(池田忠雄君) 職員団体云々という御指摘もございまして、ちょっと御質問の趣旨が私なりにつまびらかでない点もありますが、先ほども申し上げましたように、やはり予算編成の過程の中で、市民の方々に予算のいろんな編成の性格からして、やはり最後まで煮詰めないと全体予算の中の各セクションは一貫でございまして、これができ上がるまでは、そうしたことで漏れるということは好ましくない。33条、34条を越えて、職員としての常識の問題であろうかと存じておりますので、今後ともそうしたことについて指示をさせていただきたいと存じております。

先ほど申し上げましたように、夜を日に次いで市民の皆さんから学校問題、道路問題等で御陳情があることは事実でございます。その中での受け答えが市民にどうとられるか、困った問題だと私なりに頭を悩ましております。職員団体云々ということについては当然のことながらこれは予算編成における議案の提案権は市長にございますので、そうした点についての御指摘だと思っておりますが、あくまでも、理事者の責任において財政の配分あるいは市民要望等いろんな点を考慮して予算をやりくりし、成案を得て議会に御提案したい、こういうことでひとつ御理解をいただきたいと思っております。

なお、いろんな御指摘につきましては肝に銘じ、今後も職員に指示をしていきたいと思っております。

- 20番(田中包治君) 市長は一般論ばかり言ってる。陳情に行くのはあたりまえ、努力しますとか何とか言うでしょう。これは常識論ですね。私は何も別に言っていない。予算の内容が職員を通じて一般に流れるところに問題があるんじゃないかと言ってる。それがまことしやかに伝えられる。もし、それが伝えられるならば、われわれ議会においても復活を請うる権利を持つわけです。そうしてもらわな困りますよ。というのは、ある団体に知れて、それを陳情して圧力がなると仮定しなさい、議員は全部パーということですね。それやったら今年度、わしも予算委員ですが復活要求、そうでないと議員のメンツが立たん。その点どうなるんですか。
- 議長(坂上國治君) ちょっと私から一言申し上げます。

先般の委員会でも私は申し上げましたように、委員会は非公開が原則なんです。その非公開が原則の委員会のことが市民に先に漏れてるということも、これはいま田中議員が指摘していることと同じやと思うんです。だから、これはあくまでもそういう事実があるために、各議員さんから質問があると思っておりますので、これは理事者の方は徹底して今後、そういうことの繰り返しのないように十分注意するということで私はお願いせざるを得ないと思うんです。ちょっと注意しておきます。

- 市長(池田忠雄君) 田中議員さんの御指摘といい、いまの議長からの御注意といい、当然、地方公務員法に基づきまして、市長といたしましては守秘義務の点、あるいは市政運営上で好ましくない諸点につきましては肝に銘じ、厳に戒めてこういうことのないようにさせていただきますと存じます。よろしく御覧察、御理解のほどをお願い申し上げます。
- 20番(田中包治君) そうしたら、信用失墜行為の禁止も、秘密を守る義務にも抵触するのか、せんのかわからないということですか。私たちは、あなた方が提案権があるんだから、これを修正しようと、しょうまいと勝手だということですか。これは提案権の問題がからんでくる。守秘義務は別として、33条の信用失墜行為に抵触しないということは問題やと思う。

ガラス張りもええでしょうが、終わってからにしたらよろしい。議会の審議内容などを出せばいい。信用失墜も守秘義務もわからない。しかし、漏れてるのは事実だ、こうなったらどうなるんだ。この間の産衛委員会でも質問してるはずです。問題はそこにあると思います。信用失墜行為だから処分しなさいとなったら資料出しましょうと言ってる。処分もせんのに、わからないやつにだれが資料出すあほがおりますか。だから、あくまでもそういう条項には抵触しないということですか。はっきりしてください。

- 市長（池田忠雄君） 田中議員さん重ねての御質問で恐縮でございます。議員さん御指摘のように、何らかの具体的事実がいろいろあるとすれば、ひとつわれわれの方でも十分にその辺検討させていただきたいと存じます。

守秘義務、信用失墜は微妙な問題がからんでおりますが、前段で申し上げましたように、そうした点は好ましくないという上立って今後も職員に指示をしまいたい、このように存じますので、よろしくお願い申し上げます。

- 20番（田中包治君） それはそれとして、22条の解釈はどうなってるんですか。職員定数条例の中で論議してもいいんですがね。約束してるんでしょう。4月1日から採用しますとね。

- 市長公室長（西川喜久君） お答えいたします。

常勤嘱託職員については、4月から採用するというような約束はしておりません。田中議員さんがおっしゃる地公法22条の6項には「臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない」と定められておりまして、ここで言う条件付採用及び臨時的任用というものは、4月1日付で職員を採用した場合、6カ月の条件付を発令しております。その6カ月の間において成績が非常に優秀な方については、6カ月後において正規職員に採用するというのが22条に定められたものでございまして、常勤嘱託職員については、22条には該当いたしておりません。

- 20番（田中包治君） それでは聞くんですけど、今回の2月に行われた採用試験となぜ一緒にやらなかったんですか。特別な取り扱いはしない。市民の権利義務等の関係からいけば同資格でなければならない。それと、常勤嘱託職員で5年と10年ときてますが、これは6カ月期間、そして1回は再度雇用でき、最高1年です。1年以上の人はないはずですよ。あるとするならばはっきり言ってください。

- 市長公室長（西川喜久君） お説のとおりでございまして、常勤嘱託職員については、長い者で10年以上もおる職員がございまして。同じようになぜ試験をしなかったかと申し上げますと、2月に試験をいたしましたのは、初級、上級あるいは用務員、調理員を選別して試験をし

たわけでございますが、これらの職員は別途、3月中に同じような方法で試験をするという当初からの計画のもとで今日までまいってきておりまして、そのようなことから、常勤嘱託職員の正規職員への任用がえ試験については少しおくれたわけでございます。この点ひとつ御理解賜りたいと思います。

- 20番(田中包治君) それでは、1年以上はないんですね。1年以上の常勤嘱託職員はおりないということですね。間違いありませんか。
- 市長公室長(西川喜久君) おりません。
- 20番(田中包治君) 10年、15年はどうしますね、何ですね。切りかえはできないはずですよ。6カ月、そして6カ月、2年も3年も臨時職員として採用できないはずですよ。
- 市長公室長(西川喜久君) 田中議員さんは22条の解釈を説明してるんかと思いますが、この6カ月間の条件付採用というのは、正規職員に採用した場合、6カ月間条件付で採用するというのがこの22条の規定でございまして、採用発令後6カ月間は条件付採用とし、その間の成績のよい者については、6カ月後に正規職員として切りかえてるのが実態でございます。
- 20番(田中包治君) 労働基準法からいっても、2年も3年も常勤嘱託ということはいけないことははっきりしてる。それに、なぜ一般市民から募集したのとプールしなかったかということ。1年以上はないんだというが、それやったら、なぜプールして採用試験をしなかったかということ。片方は24や26、片方は50やとなったら話が合わない。
- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

いま、御指摘されておりますのは、いわゆる条件付採用期間内の問題と、臨時の職員という形で採用されてるよう感じます。田中議員さんがおっしゃるのは、臨時の職として採用しております職員に対する議論でございます。お説のように、地公法上では6カ月、さらに更新する場合もあと6カ月を超えてはならないという禁止規定がございます。しかし、現実の私のとこの常勤嘱託の過去の経緯の中では、過般来申し上げてまいりましたように、財政再建団体に転落いたしておりました過程におきまして、健全化計画の中では、正規職員として採用できなかった期間があったわけでございます。その間、人口が急増してまいりまして仕事そのものが大量にふえ、さらにその上に国民健康保険事業という新たな業務も加わったということから、やむなく臨時職員として長期雇用せざるを得ないような状態にあったわけなんでございます。換言すれば、非常に変則的な形の職員雇用を過去10年近くずっと引き続いてやってまいりまして、そういう形ですでに10年になんなんとするような常勤嘱託職員という名称の職員もおることはたしかでございます。

御指摘をいただきまことに痛み入るわけでございますけれども、そういう非常に変則的な職

員採用の経過の中で、いつまでもそのような形の不安定な身分状態に置くこと自身いろいろ疑問も提起されてまいりまして、この際、そうした変則的な職員のあり方を抜本的に改めていきたいという考え方に立ちまして、常勤嘱託員につきましても一応、正規の試験の手續をいたしまして、能力のある人につきましては、正規職員に任用がえをしまいたいという考え方に立ってございます。

したがって、御指摘いただいている点については、痛み入りますと申し上げる以外に正確な答弁もできない状態でございます。御指摘されておりますように、2月に一般的な採用試験をした人と全く同一条件においてすべきであるという御主張に対しましては、われわれとしても、そのようなやり方ですべきであるとは存じておりましたけれども、過去の長い経緯等がございますので、それらの点を深く御理解いただきまして、御了解を賜りたいと存ずる次第でございます。

- 20番(田中包治君) これ以上言おうと思いませんけれども、私が言ってるのは、組合と当局の中で50何名かの人々は4月からやりますという確約があるんだと市民から聞いたんです。そういうことが市民に知れ渡ってるとなると問題だ。そうすると、現在採用試験をやっている人の問題がからんでくる。なぜそういうことを言うのかと言ってる。あなた方の事情もよくわかっております。しかし、何でもかんでも先に市民からわれわれの耳に入ってくるということでは理解できない。労使間で秘密事項として守ったんだというのなら漏れないはずなのに、なぜ市民に漏れるんですか。はっきり53名かの定数増も提案されてる。聞かれて悪いこととええことがあると思う。対等にして有能な人々が、おれが言ったらどうなるんだということぐらいわかっていると思う。そこらに問題の焦点があると思う。

それからどうこうとということは委員会で行いますが、過去の事情、その他は、わしもわからんことはない。しかし、700人、800人の人が採用試験を受けて何名採るんか、5名か10名という話は聞きますが、その人たちからどういう反発がくるか。これをあなた方が説明できるのか、私はできないだろうと思う。後からこっそり日を変えるなら話は別だ。私はそういう問題が起こってきやせんかと言ってる。お互いに守るべきものは守らなくては、こういう一つの団体の運営はできますか。元の事柄よりも、そういうちょっとした問題が大きくクローズアップして市民を感わしているということです。そういうことがあってしかるべきかと言ってる。何ほ質問しても条例上の問題ですが、わしもここには地方六法も持っておりませんが、六法を解釈するならばはっきりすると思う。しかし、それよりも私が言ってるのは漏れるということです。恐らく団体交渉で確約してるでしょう。してないのならばはっきりしてください。してはまずです。これで終わります。すみませんでした。

○ 議長（坂上國治君） 次に二番、天堀博君。

○ 2番（天堀博君） 発言通告要旨に基づき質問をいたします。

まず、第一点目はサービス行政についてであります。この点につきましては、主にいわゆる出張所、サービスセンターの設置等に関してまとめてお伺いをしたいと思います。

私は昨年10月、51年第3回定例会で質問させていただき、また、第4回定例議会では竹内議員からもこの点について質問が出ております。市長公室長等から前向きで検討する旨の約束がそれぞれされておりますけれども、その後の進展ぐあいはどうか、お聞きしたいと思います。

また、特に午前横田議員からの質問にもありましたように、泉北ニュータウンの一角である光明池周辺、また、住宅公園の光明台団地等、今後、いわゆる経済圏、その他が泉北ニュータウンを中心とした堺方面に向きまして、逆に行政圏が和泉市の方に向くという、非常にバランスのとりにくい形がそこに出てきます。その場合、泉州山手線延伸の問題がございませけれども、あわせてサービスセンター、その他を設置して、横田議員の言われた違和感、疎外感を持たないような行政サービスが必要ではないかと考えるわけですが、そのような観点からもサービスセンター設置の進展状況をお聞きしたいと思います。

あわせて、現在の和泉市の世帯数、人口並びに鶴山台における世帯数と人口、それから光明台の予定する世帯数、人口、あわせて青葉台緑ヶ丘等においてはそれぞれどうなるのか、お聞きしたいと思います。

二点目は、医療問題であります。特に山間医療体制についてお聞きしたいと思います。横山や南横山あるいは南松尾、南池田の一部地域の山間部の医療体制、これらは市街地における市立病院あるいは休日急病診療所の開設等々もあわせて重要な問題であると考えますが、南横山診療所の充実や横山にあります農協立の横山病院などの位置づけ、山間部医療体制の基本に関する考えがどういふふうなものかという点をお聞きしたいと思います。

あわせて先ほど田中議員から質問がございましたが、救急医療体制の充実であります。ぜひ山間部にも救急車の配備というのが、山間地域の多くの住民の方々の願いであります。そういう点で、ぜひこの救急車の配備を積極的に前向きで検討していただきたい。そういう点での重ねての御答弁をお願いしたいと思います。

参考として、昨年51年の1年間の救急車で搬送件数、内訳として、市内と市外、いわゆる管内と管外というか、その内訳と、市内におきましては、山間部横山の農協立横山病院への搬送件数は幾らぐらいあるのか、こういう点について、参考としてお聞きしたいと思います。

次は、農業用水路についてでありますけれども、特に私は下水路の問題と関連をしてお聞きをしたいと思います。都市市街地におきましては、下水路問題がいま、大きな課題となっております。あわせて山間部においても、散在する家屋から流れ出す風呂場あるいは炊事場の排水、その他の排水によって農業用水路が下水化されているのが現状でございます。これはいままでの議会におきまして、私あるいは他の議員さんからも質問が出されました。そこで、これから5月、6月の田植の時期を前にして考えますと、農家の方々は農業用水路の整備をしなければなりません、そのときに大変困るのが現実であります。水が思うように流れない。また、少し雨が多量に降れば溢れ出す。

そこで、このような水路補修の場合、市単独の補助制度を適用するというのが市の方の考えだと思っておりますが、補助率が決められております。しかし、実際には財源難等の理由で十分な補助率いっばいの補助が出されておられないのが現状であります。そこで、51年度の農道、水路、ため池それぞれについての平均の補助率はどれぐらいになっているのかお聞きしたいのと、あわせてこの補助率の引き上げと同時に現在、百万円頭打ちだと思いますが、この頭打ちの額を引き上げる、こういう点での考えをお聞きしたいと思います。

四点目は、不燃焼物処理予定地についてでありますけれども、先ほども質問が出ました。長期的な展望に立っているいろいろをお願いをしているということですが、まだ三林地域が残っておりますが、この進展状況と今後の用途をどの辺に置いておられるのが第一点であります。

また、地元の協力が得られているかどうかということが先ほども少し問題になりました。この点で用地を持っておられる方ではなくて、地元すなわち南松尾の山間部地域の方々の了解話はできているのかどうか。この点について、二点目としてお聞きしたいと思います。

三点目は、他市からの投棄の申し入れ、すなわち泉大津、高石、岸和田等の近辺市からの投棄の申し入れは、公式、非公式どちらでも結構ですが、あるのかどうか。また、こういうものがあれば、これに対してどう対処しようとしているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

四点目は、この処理予定地の財源問題であります。用地費については、補助金がどこからも出ていないと思います。せんだって聞くとところによると、今後施設を設置していく場合、設備に対しては幾ばくかの補助が出るということですが、不燃焼物のみではなく、ごみや屎尿の処理問題、特にごみの問題は現在、吹田と亀岡の問題、そしてまた、枚方や寝屋川で起こっている問題も含めて大きな都市問題となっております。一地方都市だけではどうも解決できない問題も多く含まれていると思います。特に用地買収には大きな財源が必要でございますが、この財源措置を国から補助などを出させる手だて、見通しはないのかどうか。こ

の点については市長、助役の方からお伺いしたいと思います。

五番目は、駅前自転車置き場とその関連問題についてでございますが、午前の横田議員さんの質問の中にもありましたので、この点については省かせていただきまして、私は主に、それでは当面どのような具体的な措置をとっていくのかという点についてお伺いしたいと思います。

その中でいま、不法放置の自転車についてはごみとして処分しておりますが、何年何月から今日まで何台処分をしたかということ、そしていま、どの程度解消したと見ておられるのか。さらに、駅前の自転車を置いておる地域は府道だとの話もございましたが、排水が十分行き届いておりません。そのために雨の日などは大変な状況になります。自転車を置くにも水たまりができて置けない。よけい周りにはみ出す。通行の人たちは、この自転車と水たまりで大変困難を来しておる。こういう点について、単に府道だからと放置しておくのかどうか、この対策をひとつお伺いしたいと思います。

関連して駅前の公衆便所、これの見直しもお聞かせ願いたいと思います。

六番目は、土木問題でありますけれども、主に生活道路、いわゆる里道、農道あるいは市営住宅や一般の民間住宅内の道路、こういうものが実際に生活道路として多く利用されてるわけでありまして、この道路の未舗装部分を舗装するか、あるいは排水路の設置等の対策が望まれる個所が数多くございます。しかし、現在まではそういうところに手をつけてると切りがないということで、財源問題も含めて放置されたままであります。

そこで、私はこういう生活道路としての民間の道路あるいは里道、農道などにつきまして、一定の基準を決めて対策をとっていく必要があるのではないかと考えますが、今後、こういう道路に対する考え方をお聞きしたいと思います。

あわせて現在、市道、府道も含めての舗装率は何％ぐらいになってるかということも参考にお聞かせ願いたいと思います。さらに、市内でどの程度こういう生活道路というものがあるのかどうか、何件ぐらいかもお聞かせ願いたいと思います。

最後に7番目、かぎっ子対策についてでありますけれども、現在、このかぎっ子対策一地域一要求だけの問題ではなく、大きな社会問題として取り上げられておるわけでありまして、現在、和泉市内におきましても、数校区で学童保育がやられております。しかし、まだまだ多くのところから学童保育設置の要望が出ているところも現実であります。

この点について、まず、学童保育に対する基本的な考えをお聞きしたいのと、あわせて同時に要望、要求の強い個所に対して具体的にどのような施策を施していくのかという点をお聞きしたいと思います。答弁いかんによっては再質問の権利を保留して、質問を終わります。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長（木下甲子三君） 理事者答弁。
- 市長公室長（西川喜久君） それでは、第一点目のサービス行政について私からお答えいたします。

これにつきましては、前回の市議会においても質問がございましたが、岸和田市や高石市のように、電送システムの導入によりまして住民サービスを図れということと考えております。これにつきましては、当局といたしましても両市の内容も研究しております。確かにこれらの導入によりまして、市民の利便とサービスの向上を図れることは事実でございますが、私も前回の議会におきまして、出張所の設置問題で竹内議員さんの御質問にもお答えいたしましたように、現在、すでに完成しております鶴山台団地なり、すでに着手している光明台団地なり、今後積極的に進めてまいりたい和泉中央丘陵等の開発とあわせまして積極的に検討してまいりたいと考えております。

それと、二点目でございますが、住民基本台帳の2月末現在で調べましたところ、和泉市の総世帯数は34,108戸でございます、人口は12万1,888人でございます。そのうち鶴山台におきましては3,849戸、1万2,913人、青葉台942戸、3,621人、緑ヶ丘523戸、2,014人、光明台はあくまでも予定でございますが4,000戸、1万5,000人となっております。

以上でございます。

- 副議長（木下甲子三君） 次。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 二番目の医療問題につきましてお答え申し上げます。

お説のとおり、本市の山間地域におきましては医療体制が非常に不十分であることは、われわれも承知しております。現状を申し上げますと、南横山地区の診療所、これは農協立の横山病院に格別の御援助をいただきまして、週2回開設している現状でございます。横山地区においても農協立の病院一つということをお願いをしておる次第でございます。また、南松尾地区においても和泉丘病院一つでございます。

こういった中で、われわれといたしましては当然、山間地域の医療体制の充実についても願いをしておるところでございますが、現下の社会情勢等いろんな観点から十分に随い切れないという現況でございます。今後、山間地域の医療体制の充実を図れるように、なお一層農協立病院を初めとして、関係機関にこれらの援助方をお願い申し上げていく、こういう考え方でございます。

それから、救急搬送の問題につきましては消防からお答えをいただくことといたしまして、次に農業用水路の関係につきまして御説明申し上げます。

51年度の実績見込みといたしましては、農道の部分で9カ所、水路部分5カ所、ため池関係12カ所、計26カ所の整備の予定をしております。先ほどの御質問の中に補助率の引き上げ、しかも、対象事業費の百万円以上の引き上げ等の御質問がありました。われわれとしては現下の財政事情等を勘案し、よりよき農業用施設を数多く農家の御要望におこたえしたいという観点から、施行規則、条例等で決めております農道30%以内、水路20%以内、ため池35%以内としておるものを、平均農道は10%内外、水路10%内外、ため池等につきましては14.5%内外、平均11.5%程度の補助率を差し上げておる現況でございます。今後、これらのことについても十分検討を加えまして、できるだけ農家の方々の農業振興等に寄与できるようにわれわれも考えてまいりたいと存じております。

それから、四番目の不燃焼物処理予定地問題についてでございますが、先ほど田中議員さんにも御説明申し上げましたように、まずもって、用地関係権利者の一日も早い御協力をお願いしたいという願いから現在、取り組んでるところでございます。目途につきましては御承知のとおり、50年度の繰越事業ということで現在、約7,700万円の51年度明許繰越をしております。また、言うまでもなく、本市のごみ戦争に対して抜本的な対策を立てるためには、一日も早くこれらの処理地確保、利用を図っていかねばならないということで取り組んでいるところでございますが、その辺ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、地元の協力を求めている体制等についても御質問をいただいておりますが、以前、実は当初計画の中で全体の方々ではございませんが、それらの点についてもいろいろ検討を加えたのでありますが、やはり市としては、用地確保ということがまず先決でなかろうか、これらの見通しと相まって、関係権利者並びに付近住民と下流問題等について対処すべきであるという結論を得ましたので現在に至っておりますが、先刻申し上げましたように、謬会並びに関係各位の御指導等もあわせて十分対処してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

それから、他市からの申し入れ等についての御質問でございますが、われわれはそういう申し入れは受けておりません。

それから、今後の用地確保もさることながら、処理地利用に係る工事関係経費の再検討のお尋ねでございますが、御承知のとおり、用地確保につきましては現在のところ、補助制度はございません。ただ、利用に関する工事関係で、一件2千万円程度の補助金が支出されるというのが現行制度でございます。これらのことについても、本市の財政事情を踏まえまして、かねがね大阪府生活環境部を通じて国に要望してるところでございますが、現時点では、これらの確固たるお答えがまだ来ておらないという現状でございます。今後、たとえ1円でも補助金をいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

それから、五番目の自転車問題でございますが、当面の措置、過去の経過についてのお尋ねでございます。まず、過去の経過としては、昨年7月8日でしたか、一応府中駅前で81台の自転車を撤去いたしまして、そのうち76台を11月に処分しております。7月以来、たまたまお祭りともかち合ったわけでございますが、平均して月に一回、朝早くから警察、道路管理者、われわれも出まして、道路に支障を来さない御協力をお願いしている現状でございます。

それから、公衆便所でございますが、このことについても以前の議会でも御説明申し上げましたように、和泉府中の貨物駅移転と相まちまして、自転車置き場、公衆便所等一定の公共施設用地として利用できるよう、国鉄当局とも話し合いを進めてる現状でございます。自転車置き場、公衆便所も含めまして、国鉄当局も温かい御意思を示されてる現状でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○ 副議長（木下甲子三君） 次。

○ 消防長（和田増義君） 御質問の第二点の医療問題につきましてお答えいたします。

御質問の趣旨は、先ほどの田中議員さんと同じと理解するわけでございます。山手方面には非常に御不便をかけておりますので、それらの問題解決に大いに努力していきたいということでございます。

ただ、現状では年間2,200回近く出ておりますが、その中で約1,700件ほどは、現在の消防本部周辺から西の方に片寄っております。それから、山手、松尾方面は500件ぐらいでございます。数字だけでは一概に言えませんが、今後、十分配慮してまいりたいということでございます。

なお、数字面でちょっとお話がございましたが、昨年中の市内で取り扱った分で2,082人搬送しておりますが、市内搬送は1,184人、市外へ搬送いたしましたのは898人でございます。

なお、山手の横山病院へ私の方から搬送いたしましたのが210人でございます。

以上でございます。

○ 副議長（木下甲子三君） 次。

○ 市参与（中塚 白君） それでは、六点目の土木問題について私から御答弁申し上げます。

なお、五点目の駅前広場の問題でございますが、これの補修等につきましては、私の方はあえて放置してるものではございません。過去、少なくとも、管理者が府であっても、その辺は十分協議してやっております。御指摘の件については、府と協議して何らかの措置を講じたいと思います。

それから、生活道路の問題でございますが、御指摘のように多種多様でございます。里道、

農道につきましては、交通状況とにらみ合わせて私の方もある程度のことはやっております。ただ、ここで問題になりますのは、道路位置指定に基づく分譲住宅内の道路でございます。これは御指摘のように、非常に造成時点での問題がございまして、個所数で申し上げますと数百カ所以上ございます。しかしながら、現実に入ってくる方たちは住民でございまして、当然、われわれ側ではその問題についてもタッチはしておりますが、これを抜本的に解消することは財政等いろんな問題がございまして、前回から申し上げておりますように、一定期間を設けある程度の御負担を願わなければできないであろう、それも全部を解消するわけにはまいりませんので、除々に何らかの形で解消したい。いま、基準の原案を作成中でございまして、改めて議会なり、委員会なりの御審議を煩わしたい、かように存じております。

それから、御参考までに舗装率につきましては、現在市道の認定道路の84%はやっております。

府道につきましては、ちょっと詳細は持ち合わせておりませんが、100%ちょっと切れませんが、95.6%かと存じます。

以上で、簡単ですが、土木問題について終わります。

- 副議長（木下甲子三君） 次。
- 管理部長（広岡史郎君） 七点目のかぎっ子対策につきましてお答え申し上げます。

昭和49年以降、国府、伯太、幸、鶴山台南の四小学校区に空き教室を利用して留守家庭児童会を設置、運営しております。まず、第一番目の御質問の学童保育の基本的な考えでございますが、放課後、小学校の低学年児童が家へ帰った場合でも保護者が家庭におらない場合、それらの児童の健全な育成、生活指導等を図る中で、学童保育の設置がぜひ必要であるという観点に立っております。

二点目の要望の出ている校区は今後どう対処していくかの御質問でございますが、緑ヶ丘小学校区に留守家庭子供会の設置を求める請願が昨年12月、議会に出されておまして、現在、厚生文教委員会で継続審議されております。緑ヶ丘小学校区の請願以前に、市内の二小学校区から学校長、PTA会長さん等が連名で開設されたいという申し込みを受けております。これら二カ所の開設に当たりましては人口急増地域で、児童数が年々増加しておまして、空き教室がないという形で十分検討する中で、いまだ御希望に沿えない現状でございます。緑ヶ丘小学校区も今回の請願が出される中で、著しく児童が発生している急増校区でございます。将来、学校の教室不足分の増築等が迫られてまいるわけでございます。これら三校区はなお十分精査検討いたしまして、御希望に沿い得るよう取り組んでまいりたいと考えております。

- 2番（天堀博君） 第一点目から順番にお願いをしたいと思います。まず、サービス行政

についてであります、いま御答弁いただいたのは、昨年10月の質問あるいは年末の議会の竹内議員さんからの質問に対する答弁と余り中身が変わってないと思います。いろいろ岸和田高石両市の状況等も検討していただいているということですが、これは何カ所設けるかで変わってくると思いますが、どれくらいの費用が要するのか、ちょっと全額的に聞きしたいと思いません。

○ 市長公室長(西川喜久君) お答え申し上げます。

高石については四カ所の分室を設けておりまして、約2,500万円かかっております。岸和田でございますが、これは葛城、山直の二カ所に設けておりまして、これも大体2,400万円かかっております。

以上でございます。

○ 2番(天堀博君) 大体2千4、500万円、聞くところによると、最初高くつくらしいですが、あと何カ所かふやしていく場合、割合1台の設置料というか、そういうものだけで間に合うということらしいです。

窓口を見ておりますと、きょうは月曜日で朝、足元が悪かったせいもありますが、土曜日の午前中なんかはごった返して職員さんも大変苦勞されている。待っておられる市民の方々も、どないなってるんやということです。スムーズにいくものばかりならいいが、中にはややこしい問題が出てくると、職員さんがそのこと1件だけにかかり切り、窓口の一人が抜けてしまうという状態になります。また、こういう年度末なんかになると特にそうだと思います。同時に庁舎前の駐車場も大変混雑してるわけですから、駐車場の混雑緩和にもなり、市民の方々の利便という点では大変役立つと思います。

前回も言いましたが、横山から来ましてもバス代が往復で500円、南横山なんか大変です。私どもにいろいろ住民票や印鑑証明等も依頼されますが、それは結構です。しかし、それは本来のあるべき姿であるとは私ども考えておりません。そういう点で一日も早くサービスセンターの設置を前向きで考えていただきたい。特別な調査費が必要なら、それもつけるということを考えてどうかと思います。

特に先ほど、世帯数と人口を出してもらいましたが、光明台なんかできてくるとほとんどが向こうに向いてしまう。バスも青葉台から光明台を経由して光明池駅へ行くバス路線になりそうだという話、正確なことは聞いておりませんが、そうなると、光明台等においてはよけいそんなくこうになる。

それから、現在の三林の元の警察の向こうから上がる広い道路、それと、さらに変電所の周辺から入る道路ができるらしいですが、そういう道路だけできて、どこか穴から向こうのをぞ

いてる感じに和泉市の市域の一部になってしまう。ぜひそこに住まわれる住民の方々の利便を図る上からも、少なくとも、光明台入居が始まるか、ある一定部分が入居された時点でこういうものが完成、設置される、あす、あさってにせよとは言いませんが、鶴山台、山間部を含めて、岸和田市では7つのゾーンを決めてということらしいが、そういう形で計画性を持って取り組んでいただきたいと考えます。そういう点で意見、何かあれば、できれば決意のほどを聞かせていただけたらと思います。私だけでなく、竹内議員さんからも何回も要望されてる問題ですので、ひとつできれば決意というか、構えをひとつお聞かせ願いたいと思います。公室長並びに市長、いかがでしょうか。

- 市長公室長（西川喜久君） 御意見十分考慮に入れた中で積極的に検討してまいりたいと考えております。
- 2番（天堀博君） 二点目に移りたいと思います。

医療問題ですが、特に山間部の医療体制はまだまだ不十分だと言われました。私は、これは人口の問題だけではなく地域的な面、先ほどのサービスセンターの問題もありますが、和泉市は非常に広域です。市の資料によりますと85・44平方キロメートルです。特に山間部、南横山等においては交通の便も悪い。そういう点で南横山診療所の充実とか、横山病院、その他に対する位置づけもはっきりさせていく必要があるのではないかと。先ほどの答弁では、ただそういうところに頼ってるだけで、山間部の医療体制に対する位置づけがはっきりされてないと思います。これを言うと、すぐ基本構想とか、にんげん回復のまちづくりを引っ張り出されるのですが、そういう形の位置づけをはっきりさせた上で、単に産衛部だけの問題ではなく、重点を決めて取り組んでいくことが必要じゃないかと思えます。

さらに、救急車配備も先ほどの質問とも重なりますので省略いたしますが、消防本部から西で1,200件ぐらい、山手は500件ぐらい、件数だけの問題ではないと言われました。確かにそのとおりで、上が少ないから必要ないということではない。やはり山手では遠いから遠慮される点もある。20分も30分かかって来られて病院へ運ぶのは大変や、どないかして車を用意してということも考えられます。だから、全市的な面から山手の救急体制、医療体制という点での位置づけを確保していただきたい。横山病院につきましては、今年の総搬送が2,082人、市内搬送が1,184人のうち210人と言いましたが、かなりの部分を横山病院にもおぶさってると思います。救急指定の方からも金が出てるということもあります。同時にやはり和泉市民の救急体制のかなりの部分を横山病院にもお願いしてる、あるいは南横山診療所にもお願いしているわけです。

そういう点では、今回の当初予算で補助金等の削減は全般的なものです。当然つけなくて

はならんものまで、これだけではなく他のものも含めて削っていますが、予算委員会でも問題になると思いますが、そういう点ではっきりさせた位置づけをしていく必要があると思いが、山間部の医療体制ということでの位置づけの問題をもう少し聞かせていただきたい。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 先ほども申し上げましたように、現状を申し上げますと、横山農協立の横山病院に多大の御援助をいただき、本市の山間部の医療体制について御協力をいただいております。お説のさらに山間地域の医療を充実することにつきましては、われわれも願いとすることでございますが、御承知のとおり、やはり人材確保の問題等いろんな医療行政上の問題が出てくるのでございます。現時点におきましては、われわれといたしましては、横山地区の農協の病院に今後もお一層御援助をいただくようお願いをしていきたい、こういうことでございますのでよろしくお願い申し上げます。

（議長着席、副議長退席）

- 2番（天堀博君） 全市的な明確な位置づけの中で山間部の医療体制をどうするのか。基本構想、人間回復の街づくりの中では出てるにしても、現実にはどうもはっきりしたものになってないと思いが。さらに、この横山病院は全国でもまれな農協立、単協の病院を持つてるのはここだけらしい、貴重な存在であると思いが。個人的な病院ではなく、公的な病院としての位置づけも必要じゃないかと思いがするので、全市的な診療体制も踏まえた上で、ひとつ今後とも充実のために努力していただきたいと思いが。

三番目の農業水路の問題ですが、補助率の引き上げ、さらに、頭打ちの百万円の引き上げについては、財政事情もさることながら、より多くの方々に利用していただくということだろうと思いが。年々、資材等も値上がりしており、農道の整備の経費も高くなつてると思いが。51年度は農道で10%、水路10%、ため池などでは14.5%だとすれば、百万円だと最高出ても十万円です。わずかの金でも補助をいただければ結構やということですが、実際にどれだけ間に合つてるか、ちょっとしたところをやるのに50万円のものなら一割として5万円、手続やら何やしてると手間て飛んでしまう。そういうことで三割なら三割出すんやということで、できる限りそれに近づけていただきたい。

財政問題が大きくからみますが、先ほど申し上げましたように下水路化してつるわけで、それを農家の方々に任せて整備をするというだけでは環境破壊の問題になっていくんじゃないかと思いがするので、そういう点での財政的な配慮を市長、助役を初め理事者をお願いしたい。今年度180万円ですか、52年度も180万円かと思いが、この財源ではちょっと無理じゃないか。いっぱいいっぱい使つて、とにかく多くの人に利用してもらうために率を一割ぐらいに引き下げ、頭打ち100万円、これでは考え方がちょっと幼稚じゃないかと思いが、

頭金の引き上げとあわせてぜひ総額もふやしてもらうことをお願いしたい。

そうでないと、ほんまに田植時期になると困っておられる。水がいかんから、ポンプを持って来てぐあいの悪いところへ水を送るといふ、水路がありながらそんなことをしなければならぬ。汚くて掃除にも行けない現状なんです。市道の側溝部分と併用してるところとか、それらは昨年8月議会でたしかに質問しましたが、農林課へ行け、土木へ行けということではなく、一括してきちんとやりますという約束をもらってますが、この下水路化している農業水路を守っていかんと稲作がだめになります。その点での配慮も必要だと思いますので、特に財政問題が大きく出てきてますので、市長並びに助役さんにもお願いをしておきたいと思えます。

四番目の不燃焼物の処理予定地につきましては、これはちょっと問題があるんじゃないかと思えますのは、先ほどの田中議員の質問にもありましたが、地元の協力が得られてるのか、話がついてるのかということです。まず、市としては用地確保が先決、いろんな問題については対処していきたいという答弁やったと思えます。そんなことでいくと、用地は確保できたけれども、地元の反対でどうにもならぬ。補助もついてない用地を持ったままで長い間困らないか。お願いします、お願いします、といったところで、金利もかさんでいくが、利用もできない。そんなことになりませんかということです。吹田なんかで困ってる問題と一緒にやないかという話もありましたが、まさに僕もいまの姿勢でいけばそういうことになりませんかと思う。土地をかうことだけに一生懸命になってればね。地元の協力、話し合いというのはどうですか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 私の説明不足でいろいろ誤解を招いたと思えます。先ほど、田中議員さんにもお答え申し上げましたように、用地確保もさることながら、やはり議会並びに関係各位の御指導を得、公害問題等が起こらないよう事前に対処していきたい、こういう考え方を貫いていきたいと思えます。

○ 2番（天堀博君） 現時点ではまだやってないわけですか。全部の用地を確保できてからというのではなく、あと残ってるのは少し、全体の比率からいけばね。関係各位の御指導を得てというが、いつごろからそれをやろうとしているのか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） できるだけ関係方面の御指導をいただいている中、十分そういう点も踏まえてお願いなり、説明等をしていきたい。もちろん、これには一定の計画も必要でございますので、その辺も十分精査して関係方面に協力を求めてやっていきたいと思えます。

○ 2番（天堀博君） どうもすっきりせんように思えます。

それと、あそこができたとして進入路対策はできてるんですか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 議員さん御存知のとおり、納花の青葉台から由紀州街道に沿

ったところで、比較的若徑の三差路寄りに近いところに位置づけしておりますので、これが農業用施設の一貫として48年から幅員6mの道路改良に現在取り組んで、こういう進入道路がございますので、その辺を利用してまいりたいと思います。

- 2番(天堀博君) 結局、幅員6mの農業用道路を利用して入っていくということですが、一日にどれぐらいの車が入り出すのかわかりませんが、農家の方々の農繁期、みかんの取り入れ時期等に邪魔になったりしないよう、その点の配慮なりはされておられるのかどうか。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) 当然、そういう交通公害が起こらんよう、また、農業経営にも支障を来さないような方法をとっていかなければならないと考えております。
- 2番(天堀博君) それから、他市からの申し入れですが、これは公式、非公式にも来てないということでしたが、再確認しておきたい。

それから、もし申し入れがあった場合どうされるのか。これは泉北環境との関連もあると思いますので、その場合どうされるのかという点。さらに、もし申し入れがあれば、議会あるいは所管の委員会の公式の場で検討するというをお約束していただきたい。何や知らんけど、裏で話が決まった上で議会や委員会に出す、実は大津もほかしに来るんや、とかいうことにならんように、この点の確認をとっておきたいと思います。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) ただいま御意見をいただきましたことにつきましては当然のことながら、議会なり関係常任委員会等、あらゆる市内部の方々にも御相談申し上げ、それらに対処していくという考え方でございます。
- 2番(天堀博君) 特に財源問題ですが、府を通じて国に要望し、たとい1円でも補助を出してもらおうということですが、市長、助役さんも含めて大きな都市問題ですので、特に和泉市は泉北環境の関係から大津、高石など泉北ブロックの各市担当者にもぜひ協力もしていただきたい。大阪府下どことも困ってると思います。ある市の状況を聞くと、残飯処理等でもかなりのところはどうしてるか、業者に頼んでも、その業者がどこへ捨てに行くのかわからない。恐らく和泉の山奥へほかしてるんかわかりませんが、そこまで聞くとお答えが出てこない、堪忍してくれという、ないしょでせなしょうがない形になってる。やはりこんなもん、ないしょでどこやかしこへほかすという問題ではないと思います。大きな都市問題としてとらえていく。市長は財政問題では、同和対策特別措置法の関係で先頭に立ってやっていくと言われておりますが、あわせてこういう問題についても先頭に立っていただいてがんばっていただきたいと思っております。そうでないと、用地は買うわ、反対が出たりすると、買うたままで借金の利息がかさむとなったら大変なので、ぜひ財源確保についても御努力願いたいと思います。

五番目の自転車置き場と関連する問題ですが、特に当面の具体的な問題として提起をしたん

ですが、一点だけ、特に雨の日なんかの対策は府とも協議してやっていくということですが、建設関係ではなく、産衛の関係でもその辺の処理はお願いしたい。西幹線とパイプでつなぐとか、大層なことが出ておりましたが、それだけではない。いま、自転車を置いてある奥の水路が詰まって水の行き場がない。一部どこか小さい溝でも切ってそたけば出ると思うが、当面の措置をぜひとる必要があるのではないかと。府と協議したりしていると放置されたままで、結局、奥の部分で自転車をかきもく置いてない。水がたまってるから、どんどん外へ広がってドーナツ型になってるが、あそこをどないかせんといかんと思います。大層なことじゃなく、管財にでも話してアスファルトでも盛り上げれば水が逆の方に流れるんじゃないかと思いますので、産衛の交通公害と建設土木とがよく話し合っって実行に移していただきたい。そうでないと、水たまりで難儀してることは事実です。その点での当面の早急な措置をお願いしたい。

その他貨物駅の問題等は、午前の質問でも出ましたので省略いたします。

六番目の土木関係で生活道路については原案を作成中と聞いておりますので、早急にまとめて議会に出し条例化していただくとか、そういう形の対処を早急に決めていただきたいと思っております。

最後のかぎっ子対策ですが、特に人口急増地域におきまして困っておられる。低学年で学校から帰ってもだれもいない。冬場なんかストーブなんかをひっくり返しやせんやろうか、おなかがすいてラーメンつくったが、ガスが出っ放しになってやせんやろうか、本当に心配されてる。家から遠い職場では、その辺でサイレンが鳴っても関係はないのですが、もしやうちではないかと、おちおち仕事をしてられない。早速家へ電話して確認する、親の心情は大変やと思います。

そう大きな予算も必要とするわけではないと思います。ただ、空き校舎の問題はありますが、校庭を開放してくれとか、いろんな要求も出ております。その点では四角四面の考え方ではなく、柔軟性を持って対処していただきたい。学童保育については、健全な育成を図っていくということで、今後もそういう方向で進めていただけるかどうか、もう一遍確認したいと思っております。

○ 管理部長（広岡史郎君） 再度の御質問でございますが、留守家庭会の運営、設置は、一児童会160万円を限度として、その二分の一額を府の補助要綱に基づいて実施されてる公共団体へ交付されてる実態でございます。本市は年々、160万円の範囲内で補助を受けております。

ここで問題がありますのは、空き教室がない場合、プレハブ等を建設するには相当な経費が必要でございますが、それに対する備品等も合わせて20万円程度の補助しかないという問題

があります。

なお、緑ヶ丘では最近の新しい事実として、緑ヶ丘留守家庭児童会をつくるから学校の敷地の一部を借してほしいという要望が出てるのは御指摘のとおりでございます。これらもあわせて十分検討してまいりたいと思います。

- 2番(天堀博君) 一点目から七点目まで数多くございましたので端折った点もありますが、いろいろ困っておられる問題、特に医療体制等については、本当に市民の健康と生命を守る上で重要だと思います。

また、サービスセンターの設置等についても、本当に真剣に考え努力していただきたいと思っています。

答弁もそのときやって議事が終わるということではなく、本当に目途を決めてかかっていたら、これだけではなく、他の問題も努力していただきたいという意見を申し上げまして、私の質問を終わります。

- 議長(坂上國治君) 暫時休憩いたします。

(午後3時10分休憩)

○

(午後3時35分再開)

- 議長(坂上國治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、大谷昌幸君。

- 6番(大谷昌幸君) 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

経済成長がわずかに数%と言われる大変厳しい社会経済情勢のもとで、この12万市民の市政を執行されていかれます市長初め理事者の方々には大変御苦労かと存じますが、先日示されました施政方針の要旨の中から二、三点御質問させていただきたいと思います。

まず、第一点の市民の生活環境の改善と増進の対策についてでございますが、これは市長の施政方針の中の4ページに公園等の整備を図るという欄がございます。現在和泉市には、私たちの知ってる範囲内では、公園らしい公園は黒鳥山公園と松尾寺の公園の二カ所しかないように思っております。しかしながら、50年度でしたかに発表されました市のまちづくりの計画の中には、かなりの数の公園の予定が含まれております。

また、この近くでは一番人口の密集地帯である国府校区におきまして、肥子一丁目の肥子池が昭和47年6月中旬に売買契約がなされまして、五カ年計画で市の方に移管が行われております。にもかかわらず、今後の予算書を見ても、それが何ら公園化されるような具体策が見当たらないような感じがするのであります。こういう点につきまして、この理想をどのように具体

策として講じられるのであるか、その点をまず確かめたいと思うわけでございます。

次に第二点目は、やはり同じく4ページに示されております国民健康保険の事業であります。国民健康保険は、当市の約2万数千人の人口を対象に行われているわけであります。今後は、先ほど来問題になっておりますように値上げということに関係してまいりまして、現在の最高額の12万円を15万円にするわけであります。値上げというのは事国民健康保険に関係なく、どうも全般にいままで幾らであったものを何%上げる、ただ、何のわけもなく上げられてるような感じがするのであります。財政が苦しくなると値上げするのはいとも簡単であり、最も簡単なことでもあると思うのであります。その裏には、もう少し値上げする以前に何とかよい方策があるのではないかと。現在、その国民健康保険料を課しておる課し方にしても、もう少し何らかの方法があるのではないかと。この際、そのような課税の仕方を理事者側でお考えになっておるかどうか、そういう点をお伺いしたいと思います。

以上二点だけですが、三点目は、これは市役所構内の整備という問題について、先ほどとは関係がないのでありますが、英語で国民が市役所のことを「シティ・ハウス」と申しますように、あくまでも、市の家であります。家を見ると、そこの生活レベル、生活状態、そこの人の教養、人格などがわかるのであります。特に和泉市役所の周辺を見ます場合、数年前につくられたある立て看板が2、30枚も積まれてほこりを受けたまんまになっていたり、あるいは何らかの会合に使われた模擬店がそのまま雨路にさらされていたり、また、いかにも不要と思われるものが野積みになされていたり、しかも、市民会館の前には貴重な古墳の模型とか、復元されたものが草むらの中に眠ってるというような状態が多々見られるわけであります。また、外来者の駐車場にしても、昼間は整備されているものの、夜間は何の措置もとられておりません。そういう点をいかようにお考えになっておられますか。

以上、三点についてお伺いいたします。

なお、御答弁はできるだけ簡潔、明確をお願いしたいと思います。もし納得のいかない点がございましたら再質問をさせていただくことを留保して、私の質問の通告を終わらせていただきます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 市参与（中塚白君） それでは、第一点の公園問題について私から御答弁申し上げます。

御指摘のように、肥子池につきましては一応、買い戻しを進めてまいりまして、当初予算に計上されてる分は、残りの用地買収のみにとどめてございます。と申しますのは、市街地の中で公園の占める位置は非常に高うございます。これの早期促進は御指摘を待つまでもなく、数

年来努力してまいったわけでありませうけれども、52年度当初におきましては一応、残っておる用地買収のみにとどめさせてもらいました。

あれの事業化につきましては、まだ周辺の問題が残されておりますが、それをまず整備して公園の事業化を図ってまいりたい。御承知のように補助事業でございまして、府との折衝はやっております。52年度に確定すれば事業化に向かっての補正を組みたい。かように考えてございます。

- 6番(大谷昌幸君) 肥子池は一番便利のええところであり、しかも道路端でございませう。現在、北の方のかきが破れておりますので、子供がしょっちゅう出入りして居るわけだ。どういふわけか、土が高く盛られておまして、水際はかなり浅いようではございませうが、いろいろとこれからは水辺で子供が遊ぶ時期に入っていきますので、何とか安全対策も必要かと思ひます。私も素人考えですが、何か建物をつくるとなるとかなりの経費も食ひますが、公園となると、恐らく建物は必要ではないだらう、いわゆる整地あるいは植林だけでええんやないかと思ひます。そういうものがかなりの年数がたちながら、しかも、渇水期の冬期にも周りの池、これは少ないが、ほかの池に水がないのに肥子池だけは水がいっぱいたまってるわけだ、そういう点から考えまして、もう少し具体的なお答えをお願いしたいと思ひます。

- 市参与(中塚白君) 先ほど申し上げましたように、最近の公園の傾向からまいりますと、必ずしも遊具を備えて全面的に造成しているという形は必ずしも望ましくはございませう。当然、自然を取り入れた、私の方の当初の考え方は、池は池なりにある程度残したいと考えてございませう。

ちょっと問題があると申し上げましたのは、あそこにはございませう日鉄ロープが水利権を持っております。そして、現実に肥子池から水を揚げてやっているわけだ。この辺の問題の解決をまずつけ、その上で造成に踏み切りたい、かように存じておられます。

なお、危険措置につきましては、早急に私の方も処置いたします。

- 6番(大谷昌幸君) 水利権というのは、日鉄ロープが百数十馬力のモーターを冷やすために水を揚げてるといふことですね。
- 市参与(中塚白君) そうです。
- 6番(大谷昌幸君) 大体、いつごろから日鉄ロープは持ってるんですか。
- 市参与(中塚白君) その発生はちょっと私の方も……これは旧和泉町当時からの問題があるわけだ。ございまして、当時あの払い下げを含めての町に対して陳情がなされてございませう。これを措置する場合には優先的に払い下げてもらいたいといふことです。というのは、一つは水利問題を含めてのことだ。ございませうが、現実には、日鉄ロープは、近いうちに臨海の方へ本

社が移る、府中工場を含めて移転していく、そのため臨海の払い下げを受けております。当然、和泉市長もその意向を受けて、臨海の優先分譲については副審を出されております。ただ、現在の社会情勢の中で、工場移転についての具体的な、いつまでにやるかについては明らかではございません。だから、私の方もその辺の手当はある程度考えなければならぬであろう。一つは、この事業化に向かっては、ある程度その辺の是正措置もございませぬ。公園の事業化を図るために、府もそれは認めてございませぬ。その辺をもう少し具体的に詰めまして、何らかの形で事業化を図りたい、かように存じてございませぬ。

○ 6番(大谷昌幸君) 和泉町時代から水利権の話があったということですが、昭和47年6月10日何日かの肥子池の取り引きがある以前は、肥子池の所有は、肥子町に住んでいる農家の方々に権利があったと思ひますが、その方たちとの取り引きはなかつたように私は聞いてるんですけど。

○ 市参与(中塚白君) その辺、ちょっと議員さんの聞かれてると、私の方である程度話をお聞きしてる分と相違があるんでございませぬが、その辺の問題についてはもう少し私の方も整理したいと思ひます。

もう一つの事業化促進でございませぬが、できるだけ早い時期にやれる形に持っていきたい。

何しろかなりの年数がたつてございませぬが、当然、これを取得する時期においては、何らの権利も介在しないということで私の方は買収したつもりはしてございませぬが、果たして管理者の方でどういふ話がなされたか、その辺、もう少し私の方も精査する必要があるでございませぬ。

なお、現実にあの水を使つてゐることは事実でございませぬ。その辺の措置もあわせて考えたいと思ひます。

○ 6番(大谷昌幸君) 一番最初、昭和製綱のときですが、市と開発公社が買われた当時、水利権については、どのような話し合いになつておつたんですか。たとえば、それを買うときに、肥子の農家の方からこういう水利権がかかっているのかといふ話があつたのかどうか。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 公社が買収する前段の問題として、たまたま部落有財産につきましても、管理者そのものが市長でございませぬので、それらの問題の調整ができた上において、公社が先行取得してるといふのが現状でございませぬ。

○ 6番(大谷昌幸君) 私の聞いてる範囲では、水利権に係つてるといふことは、こちらの方から話があつたそうなんです。その話はこちら、いわゆる市の方でつける、だから、池を買収することになつたと聞いてございませぬ。いま、ここでとやかくは言ひませぬが、たとえば、その水利権に係つているために公園の整備が延びてるといふように私は受け取るわけです。

その場合、水利権の水の使用料、それは現在、市に納入されてございませぬか、どうですか。

- 市参与(中塚 白君) 私の知り得た範囲では、それは納入されてはございません。

それから、私の説明不足やったと思いますが、それがからんでおるから事業化がおくれたという問題ではございません。御承知のように、約3億7,000万円の用地買収費でございます。これをいろいろ府なり国と折衝いたしまして、今日の時点で余すところ450万までござつたわけでございます。当然、公社からの買い戻しも含めて一つの事業でございます。

たまたま話の経過として、ここには造成費も含めた公園の事業化を載せてございません。というのは、そういう背景があつて、あえておくらせておるのではないということだけは御承知賜りたいと思います。ただ御案内のとおり、まだ国なり府の内示はもらってございません。ある程度確定した時点で追加補正はさせていただきたい。かように存じております。

- 6番(大谷昌幸君) それで一応、日鉄ロープさんが水利権を持って水を使つてるといふことになりましたら、現在、池のほとんどは開発公社から市に移管されて市の持ち物です。その中の水を使えば当然、水代を取るべきだと思いますが、その点どのようにお考えですか。来月から始まる52年度においてどのような対策をお持ちになりますか。

- 市参与(中塚 白君) 先ほど申し上げましたように、その辺のいきさつにつきましてはかなりの年数が経過しておりますので、日鉄ロープさんとの当初の契約といふか、そういうものがどうなっていたか、そこらの実情をもう少し精査する必要があります。そこで、果たして水代を取るべきかどうか、在来の慣例に基づいてやつてるものかどうか等、その辺が明らかにならない限りちょっと即答いたしかねますので、一度調査して御回答申し上げたい、かように存じます。

- 6番(大谷昌幸君) もう一つ聞いている範囲内では、光明池の水利組合の方には水の使用料を払っているような気配があるということを聞いてます。しかし、市には何も払われてない。市の方が、日鉄ロープが水利権を持っていることを意識してゐるのではないかという点で、私は少し割り切れないものを感じるわけです。

これ以上触れませんが、先ほどからの話は早急に解決していただきたい。せつかく4億近くも投じ、国から融資を受けてると言いながら金をかけて眠つてゐる。いい場所の公園予定地を一日も早く本当の公園化していただけるよう要望したいと思います。

この点は終わります。

- 議長(坂上剛治君) 次。

- 市民部長(内田繁君) 国保運営についての御質問があつたわけですが、何を申しましても国保運営の健全化を図るのはわれわれの使命であり、できるだけ健全化を図る。その中で今回、御指摘もありました限度額の改定をするわけですが、やはり国保財政の充実あるいは保険料負

担の公平化のために改定をしたいという考えでございます。

ただ、議員さん御指摘の中で、それはそれとしても、やはり賦課の方法に何らかの矛盾があるのではないかというお説でございます。なるほど賦課問題につきましても、現行法制度なり条例等においても矛盾点があることはわれわれとしても理解いたしております、やはり賦課方式についても今後、他市等のいろんな賦課方法も検討いたしまして、研究課題ということでひとつ御理解賜りたい、かように考えてるわけでございます。

- 6番(大谷昌幸君) その賦課方式ですが、現在、各自治体において非常にまちまちで、大変むずかしいことだと思います。当市の場合、たとえば52年度の賦課基準は、一年飛んで50年度の所得が基礎になって52年度の保険料金が決まるということですね。まるまる2年前の所得が関係してくる結果になる。

そして賦課限度額は、私の聞く範囲内では、年間所得200万円ぐらいになると最高限度額になる。月割りで約15万円です。昨年10月に改定された政管の保険料金は、15万円の場合、事業主が半額負担して5,850円かと思えます。そうすると、当市で今度値上げになった場合、15万円を月割りにして13,000円ぐらいの限度で、倍以上の賦課額になる。しかも、健康保険は3割も負担しなければならないが、一方、社会保険は初診料だけであとは無料であるという不合理です。

もう一つは、資産割りでかかってくる。もちろん、現金収入を生む資産もありますが、一概にそうとは言えないと思います。

それらの面から、とにかく改定をしていくべき点が多々あると思いますが、現在、具体的に改定すべき段階に入ってるかどうか、この際お伺いしたいと思います。

- 市民部長(内田繁君) 御指摘痛み入ります。賦課方式については、非常に矛盾した点もございませぬ。私の方も阪南各市あるいは大阪府下ともに、いまの国保会計をいかに是正していくべきかについて、本市だけでなく、府下全体でもって研究をしております。本市としても、早急に矛盾性をできるだけ直して公平な賦課方式にしていくべきであるということで現在検討しておりますので、今後の課題として前向きに進めていきたいと思っておりますので、御了解賜りたいと思っております。

- 6番(大谷昌幸君) 次に、減免の方ですが、これもいろいろ事情があるかと思っておりますが、当市の場合、非常に減免対象が多いため保険料が高いことに関係してくると私、理解しております。一般の減免もあり、同和対策の減免もあると思っておりますが、同和対策につきましては、市長もいろいろ努力するとしょっちゅうおっしゃっておられます。ただ、表現がまずいかもわかりませんが、一般と比べ同和減免が高くついている面がありましたら、少しでも国の補助によ

って行われるようにしていただきたいと思いますが、そういう点、いかがお考えでしょうか。

○ 市民部長（内田繁君） その点につきましても、やはり国保事業は国の移管事務でございますので、せいぜい国に強く要望しております。御指摘の減免問題が非常に国保財政に影響するという点もよく理解しておりますので、これらについての抜本的な対策を国に強く要望しておりますし、今後も引き続いて国保事業についても強く要望していきたい、かように考えますので、御了解賜りたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） それをお聞きして大変心強く思いますが、とにかく市長の施政方針にもうたわれておりましたように、いわゆる住みよい和泉市、住みたくなる和泉市と言われるには、やはり経済面で安くつくことが一番の条件ではなからうかと思えます。国保だけでなく、他にもいろいろ関係してくると思いますが、この際、単に底を上げるような値上げの仕方だけではなく、なぜ値上げをしなければならないか、また、値上げしなくても、もっとほかの手があるのではないかということを実際に考えていただきたいと市長以下理事者に要望して、この問題を終わります。

○ 議長（坂上國治君） 次の答弁。

○ 財務部長（宇沢清君） 三点目の市役所の構内外の整備についてお答えいたします。

御指摘の市庁舎内外の整備について、二、三点、大谷議員さんより列挙いただきました。対外的に見ましても、市庁舎の整備は当然必要でございます。個人の家庭も同じことでございます。12万市民の「シティ・ハウス」でありますので、日常清掃もあわせて整備については努力していきたいと思えます。

○ 6番（大谷昌幸君） 特にここの駐車場の標識が全然ございません。和泉市が発足して20年にもなりますので、ほとんどの方は知っておりますが、他市では、庁舎の駐車場として標識や使用時間を決めてあるとか、何らかの措置がとられてあると思えますが、ここには何一つ標識がありません。そういう点をどのようにされるか、この際お伺いいたします。

○ 財務部長（宇沢清君） この点につきましては、管財の方でも御指摘を受けてるということで、けさほど確認させていただきました。早急に案内板もあわせて自動車駐車場の明示をさせていただきますと思っております。

○ 議長（坂上國治君） 次に9番、松下定君。

○ 9番（松下定君） 一般質問の通告の説明をいたします。

先日10日の施政方針の要旨について、特に財政再建団体回避を至上目的とする、これは非常に結構かと思えます。しかし、議案の中の昭和52年度の歳入予算について一、二点、質問

させていただきます。

まず、歳入の35ページ、諸収入の雑入の開発事業収入の内容説明について、どこからどうして取るのか、詳細について知りたい。なぜならば、施政方針の要旨にもありますように、健全均衡財政の樹立を第一義とするということについてももろもろの疑問を抱きます。

二点目は、昭和51年度の開発事業収入の納入額または納入見込み額を明確に答弁願いたいと思います。

かように簡単ではございますが、答弁いかんによっては再質問を保留して、説明を簡単に終わります。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

いまの御質問の中で、開発事業収入の内容について51年度、52年度ということですが、施政方針の中で市長が述べてございますように、再建団体回避、健全均衡財政を至上目的とすることから、単年度収支の均衡を保った歳入歳出予算を計上いたしております。その中で5億3,000万円の開発事業収入につきましては、今後の経済情勢等を踏まえまして、そういった開発業者の誘致等を考え収入を図ってまいりたいということで、現時点では、遺憾ながら具体的なことを申し上げることはできません。

なお、51年度の収入につきましても、なお不明確な要素を残しながら現在努力中というところでございます。

- 9番（松下定君） このような多額な収入をなぜ条例化しないのか。使用料のごときは、百円でも条例改正として議会へ提案されている。

また私の見解では、地方財政法第4条の5で、地方公共団体は寄付を住民に割り当てて強制徴収してはならない、とあるが、これに対する理事者の見解はどうか。また、地方自治法第14条の法に違反する条例無効に対する見解はどうか。また、憲法に示す国民の自由の中に住民の制限ありや否や。市への負担金は需要家、すなわち家を買う者に負わされている現在、貧しい者は来れない。幕藩体制のころは、通行手形を持たねば隣国へ入れなかった。自由主義体制下の現在、このようなことがあっていいものかどうか、その見解をただしたい。

- 財政課長（麻生和義君） 松下議員さんの収支内容については困難な面もございますが、市としては、開発者に負担を求めることについては、大阪府の指導もありまして開発負担金、いわゆる開発事業収入ということで負担を求めることは、現時点では適当であるといった指導が参っております。

ただ御承知のように、地方税法の中でも、開発業者に対して税として課することができる

相なっているわけですが、現時点では、税で課するよりも、そういった開発事業収入等で負担を求める方がより適切であるといった府の指導もございまして、それに従って本市では、宅地開発指導要綱等を設けて収入を求めてございます。

- 9番(松下定君) いま、答弁がありました、特に財政窮迫下の財源確保については、いろいろとその要因がございまして。いまの開発指導要綱は、府下42市町村のうち80%、35市町村が実施されている。低成長経済の中、特に財政窮迫の地方自治体が、住みよい近代都市形成の美名のもとに、住民に高額な負担及び大きな物的負担を強制する役割に転嫁している。

ところがまた、一方目を転じて流通機構の面から見ると、本市のごとき繊維を中心とする産業の不況から、これを補てんするための不動産の売買は、この要綱によって著しい打撃を受けている。売れないのである。また、まさに売ろうとしたら二束三文であり、不況の上にさらに追い打ちをかけて全く自滅状態である。消費者は高額負担、土地所有者は売れない悩み、この要綱がもたらした犠牲は余りにも大きい。ここらあたりでひとつ反省して、現実の立場から再検討を加えるべき時期にきていると考えるが、理事者はどのような対策を持ってるか、明確にひとつ御答弁願いたいと思います。

- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

御趣旨は、いわゆる開発指導要綱等によって、住宅等を建設する業者に対する負担金が即、それを購入される需要家に転嫁されておる。だから、このような負担金を徴収することは好ましくない措置ではないかという御意見のように承りました。

私たちが、開発指導要綱によって開発事業者からの負担金を徴収することにした最大の原因は、新たな人口が増加することによって、それに対応する公共施設の整備とか、地方財政需要というものが非常に高くなるわけでございます。したがって、みずからが、みずからの土地にお住みになる住宅を建てる場合、これは一切対象にしてございませぬ。あくまでも、開発事業を行うことによって、開発事業を行うことを業とする業者から取るという趣旨でございますので、決して直接に市民に加重な負担をかけるという考え方ではないわけでございます。乱開発を防止し、秩序ある開発を求めるための措置としてやっておるわけなんです。これらの収入はすべてその開発に伴う公共施設の整備等に充当して使用させていただいてるのが現状でございます。その趣旨をひとつ御理解願いたいと思います。

- 議長(坂土國治君) お諮りいたします。本日はこれにて一般並びに総括質問を終わり散会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

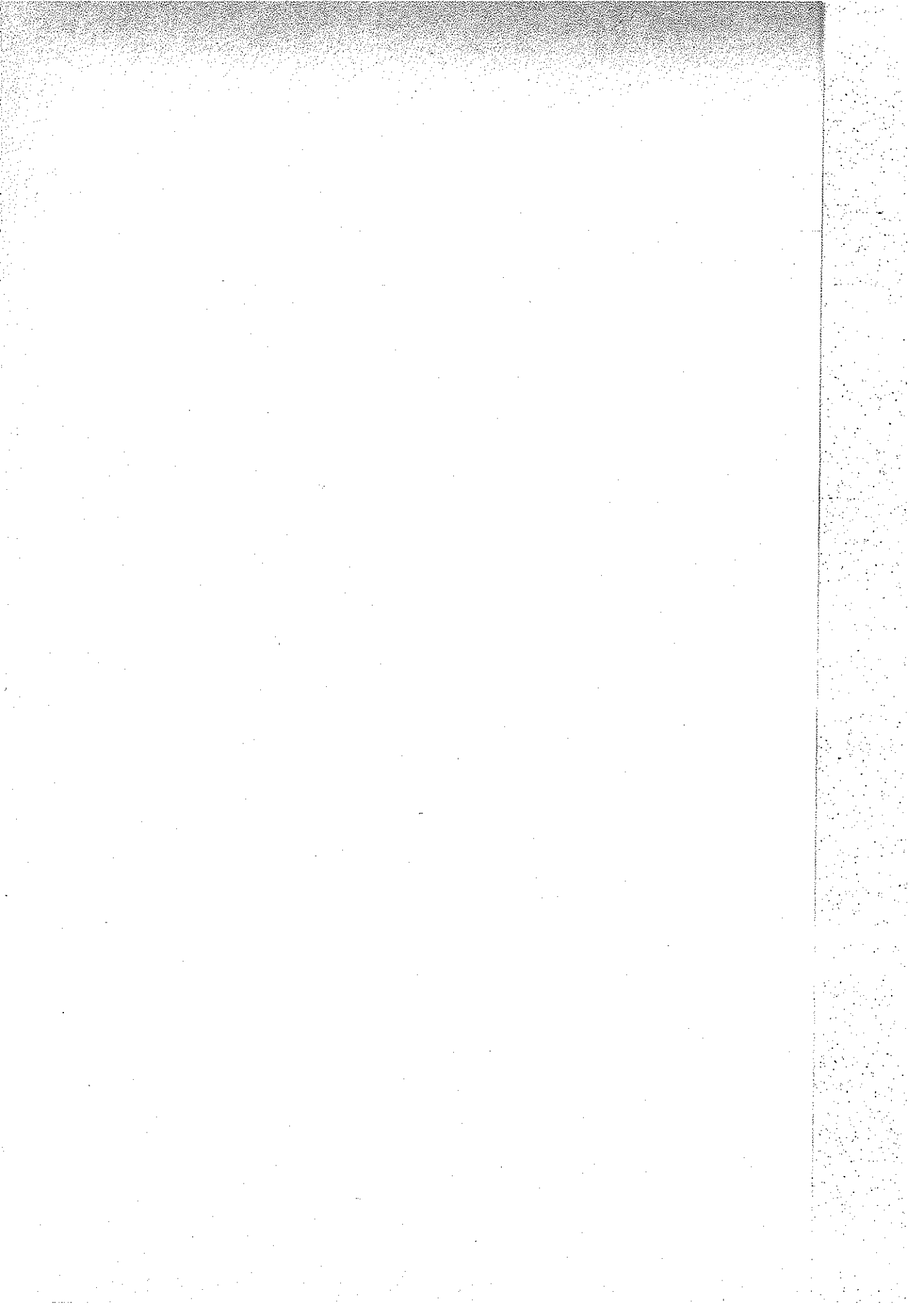
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も質問を続行いたしますので、定刻御出席くださいますようお願い申し上げます。
長時間まことにありがとうございました。

(午後4時18分散会)

第 3 日



昭和52年3月15日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	27番	竹下義章君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

26番 柳瀬美樹君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	改良事業部次長	逢野一郎
助役	坂口禮之助	水道部長	田中稔
収入役	橋本炳	水道部次長	福本喬久
市長公室長	西川喜久	用地担当理事兼 土地開発公社事務局長	西川武雄
市長公室次長兼 秘書課長	杉本弘文	用地担当(部次長級)兼土 地開発公社事務局長	橋本昭夫
広報広聴課長	竹田明郎	病院長	竹林淳
財務部長	宇沢清	病院事務局長	平野誠哉
財務部次長	門林六男	病院事務局長 兼庶務課長	藤原光夫

財政課長	麻生和義	消防長	和田増義
同和対策部長	佐原行雄	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
同和対策部次長 兼総合調整課長	生田稔	教育委員長	堀内由延
重要施策推進室長	小林一三	教育長	葛城宗一
重要施策推進室次長	富田宏之	市参与兼教育次長	阪東重信
市民部長	内田繁	指導部長	乾武俊
市民部理事	吉岡昭男	管理部長	広岡史郎
市民部次長兼福祉事務 所長兼保育課長	中西淳富	管理部次長兼総務課長	松村吉堯
産業衛生部長	山本俊兼	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
産業衛生部次長	岩井益一	選挙管理委員会 事務局長	青木孝之
市参与兼建設部長 事務取扱	中塚白	監査委員	西口喜一郎
建設部次長	森保	監査事務局長兼公平委 員会事務局長	山本亮夫
改良事業部長	林徳次	農業委員会事務局長	杉本忠彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 北野丈夫
 次長 逢野博之
 議事・調査係長 西垣宏高
 調査係 佐土谷茂一
 議事係 山本雅俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第7号	和泉市立解放総合センター条例制定について	P 1
2	議案第8号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P 6
3	議案第10号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例制定について	P 26
4	議案第11号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	P 28
5	議案第12号	和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	P 38
6	議案第13号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	P 48
7	議案第14号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P 51
8	議案第15号	和泉市立市民会館条例等の 一部を改正する条例制定について	P 55
9	議案第16号	和泉市立老人集会所条例の 一部を改正する条例制定について	P 70
10	議案第17号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに 関する条例の一部を改正する条例制定について	P 73
11	議案第18号	和泉市国民健康保険条例の一部を 改正する条例制定について	P 78
12	議案第19号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部を改正する条例制定について	P 82
13	議案第20号	和泉市宮葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P 87
14	議案第21号	青年学級の開設について	P 94
15	議案第1号	昭和52年度和泉市一般会計予算	別冊
16	議案第2号	昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
17	議案第3号	昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
18	議案第4号	昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
19	議案第5号	昭和52年度和泉市水道事業会計予算	別冊
20	議案第6号	昭和52年度和泉市病院事業会計予算	別冊

(午前10時43分開議)

- 議長(坂上國治君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中、連日、多数御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは19名でございます。横田憲治郎議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、19名でございます。
- 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(坂上國治君) きのうに引き続き一般並びに総括質問を行います。それでは13番、赤阪和見君。
- 13番(赤阪和見君) 昨日来、各議員さんより質問もあり、重複する点は省くといたしまして、少し似た点もあろうと思いますが、私は質問の観点が違う場合もあると思いますので、市長並びに理事者におかれましては、内容をよく理解の上、的を射た答弁をよろしく願います。

まず、10日行われた市長の昭和52年度施政方針より質問し、52年度予算の内容に施政方針が具体的にどう反映されているか、お聞かせ願いたいと思います。私はここで断っておきますが、予算委員会には入っておりませんので、予算の内容等にも若干触れる場合もあると思いますので、その点よろしく願います。

「昭和52年度から昭和54年度までの三カ年にわたる事業計画を立て、中期的展望の中で、社会経済情勢の変化に即応し得る弾力的な事業化予算を編成し、大局的視点から行財政の合理的運営と効率化により捻出された財源をもって」とありますが、今年度より三カ年、市長はどのようにしようとするのか。また、弾力的な事業化予算とはいかなるものか、その点よろしく願います。

次に、「負担の公平、財源の適正配分の見地から、適正な受益者負担を求めることとし、サービスの提供と受益との間に特定性の見られる業務につきまして、市民の皆様方に応分の御負担を願う……」と言われておりますが、この中の負担の公平とは、何をもち、何に比べて公

平というのか。また、サービスの提供と受益者に対し応分の負担とは、どういう仕事、どういう使用料、手数料、その他のことを言うのか、お聞かせ願いたい。

同じく料金値上げについてであります。特に私の思うのは、12、13番に出されておる風水害、火災等の証明に対しては、これは、手数料を省いても当然じゃないかと思うわけですが、その点いかがですか。また、各種手数料の中に、阪南各市における類似の各料金とはどのような状態にあるのか。また、わが市の値上げしようとする額はどのぐらいのところにあるのか。阪南各市に比べてどのようになっているのかという点もお答えしてもらいたいと思います。その中で、特に市民会館、市民グラウンド、屎尿くみとり、その他についてもよろしく願いたします。

次に、公共施設充実について、に入ります。施政方針の中に「次代を担う青少年を社会の進展に即した豊かな教養と知性を身につけたりっばな市民に育て上げることこそ、行政に課せられた責務であります。学校教育及び社会教育の果たす役割は非常に重要であると存じ、本年度におきましては、内容豊かな教育の場づくりを目指して、教育環境の整備と施設の拡充に配慮いたしました。」とありますが、52年度予算を見る限り、とても教育環境と施設の拡充に配慮したとは思えないと私は見るわけです。

なぜならば、51年度と比べても、単に予算編成の中でありましてけれども、小学校の修繕料校舎等の営繕工事費等でマイナス300万円の予算であります。この中には給食、備品等も備えてありますが……。次に、中学校の営繕費マイナス40万円に対し、原材料プラスマイナスゼロ、工事費わずかプラス15万円、給食費、設備費一切入れて40万円。特に市民グラウンドについては、51年10月、私の第1回目の質問に対し検討するとお答えしていただきました。その点について見るならば、51年度50万円計上された工事費は、今年はゼロであります。それに対して、今回の予算で300円のところが900円、そのように大幅な値上げをされようとしているわけです。

私、昨日も見えて参りましたが、まだまだ小さな子供がやりましたが、子供なら使えるが、大人の野球であれば外野の外側、すなわちブロックべいの向こう側は水たまりである。そしてブロックべいに沿って内側は、外野の一番最後部の方はすべて水がたまっておる。穴があいておるわけですよ。そのようなところで、どうやって300円から900円に値上げして、本当に値上げしてもいいなという感じがあるのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

そして負担の公平、財源の適正配分とはどういうものかと聞きたくなるのも人情ではないかと思うわけです。保育園の維持補修費等マイナス約10万円、なぜこれだけの減額をしなければならぬのか。それほどりっばに保育園、幼稚園が整備されてるのか、その点疑わしいと思

います。問題のある校舎は、市長の言う三カ年の事業計画では建てかえる、もっとりっぱにしていく、そのような計画があるのかどうか。ただ、子供を預かる、静かに守ればいいとも言うのですか。それとも、51年度予算ですべての園が満足な施設になったとお思いでしょうか、その点いかがですか。

また、図書館新設に対しては、内容をどのようにレイアウトしてるのか、その点詳しくお願いいたします。

次に、土木行政であります、一番目に、第二阪和の見通しは、端的に言ってどうなるのか。市民の念願の課題であるが、どのようにいつごろまでに開通する予定か、聞かせていただきたい。

第二に、僕もはっきりとしたときはわかりませんが、多分、私の聞くところでは、三市合併話があったとき、現物支給で生コンクリートを支給して舗装されたと思われる市道、また認定外道路があります。当時、大量の生コン放出で質の悪さと、工事の基礎の悪さで耐用年数もきてるように思われます。また、穴が大きくなれば、土木の方で早急にすぐ埋めてもらえる体制もとっていただいておりますけれども、根本的に見直す時期にきてるのではないかと思います、その点いかがですか。特に生活道路の重要性を考え、計画ある方向をお示し願いたい。この点についても昨日ありましたので、もう少し端的な方向をお願いしたいと思います。

未舗装の道路、たとえば農道と思われるが、そこにどんだんアパート等も建ってきており、生活道路としての利用の方が高い、農道イコール生活道ではなく、農道の利用の方が低くなってる現状であります。その点について計画をお立て願いたい。

そして、次に交通安全対策について、土木関係とも言えますのでよろしく願います。箕形唐国線ですが、新設道路でありながら欠陥道路であると言われても仕方がないと思うわけですが、理事者の考えはどうか。これは道路南側に3、4mから5mの切立ができており、そこにガードレールもなく、また自動車、自転車等の危険も多様であります。広いから安心だという道ではなく、広ければ広いほどスピードも出る可能性もあります。そのような点をどう対処していくのか。北側に歩道ができると聞いておりますが、南側の対策をどう立ていくのか、お聞かせ願いたい。

特にそういうガードレール等の関係で生活道路でも危険が非常に多く見られるわけです。特に山間部は川、みぞ等が多く、私道、農道でそういう生活道路に近いところの危険が多く見られるわけです。今回の予算でも大きな問題として取り上げてもらいたいわけです。

そして、最後に先ほど一点抜けましたので、ここでお伺いしておきたいと思います。議案書第1回定例会の正誤表の中に、「和泉市立市民文化ホール」と「解放」という二字が抜け、四

番目に「市民の各種講座」の「市民」が「地域住民」になりましたが、これはどう解釈するのか。次の五番目の「市民並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること」の中の「市民」も「地域住民」になっておりますが、地域とはどこを指すのか、私たちもこの点を懸念するわけでございます。

以上、いろいろ後先逆になった点もあろうかと思いますが、よく整理された上でお願いいたします。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。四点にわたっての御質問でございますので、私から考え方の基本について総括的にお答えさせていただき、以下財務部、教育委員会、建設部など所管部長よりまた補足させたい、かように存じます。

施政方針の内容についての各般にわたる御質問でございましたが、議員さんに特にお答えを申し上げたいのは、和泉市始まって以来、未曾有の財政危機の中でこの予算案を策定させていただき、議会に御上程させていただきました。この財政再建につきましては、再建団体転落防止を至上目標として、何とか議会、市民の皆さん方の御理解と協力を得て、一体となって自主的に和泉市の行き詰まった財政を再建させていただきたい所存で本議案を御上程させていただいたのでございます。

こういう観点に立って施政方針を申し上げ、御理解をいただきたいとお願いしておる次第でございます。

今回の予算編成あるいは施政方針につきましては、三つの事柄を指標にさせていただいております。第一点は、申し上げるまでもなく、「中期的な行財政計画を樹立し、財政の健全化を図る」でございます。こうして行き詰まってまいりますと、何とかしてひとつ市民の皆さんの多様化する要求に財政再建の中でどうこたえていくのかということを考えましたとき、やはり計画をしっかりと立て、その中で重点施策というか、市民、議員の皆さんの一番御期待のされているいろんなことにどうこたえていくのかという考え方を持たなければなりません。一遍に予算化できませんので、ひとつ52年、53年、54年の中期的な三カ年計画を立てて、その中で52年度何をなすべきか、あるいは53年度は何をなすべきか、その計画を現在、策定させる段階でございます。

その意味合いから52年度予算編成をした次第でございまして、この弾力的云々という質問がございましたが、前段書いてございますように、「中期的展望の中で、社会経済情勢の変化に即応し得る弾力的な事業化予算を編成し、大局的観点から行財政の合理的運営と効率化により捻出された財源をもって、積極的施策の展開を図ってまいりたい。」社会経済情勢が大きく

変化する中で、それにどう対応するかが現在の和泉市の置かれてる立場でございます。弾力的な編成とは、そういう社会経済情勢、現在の不況の中でどうやっていくべきかに際しての一つの表現として使わせていただきました。御理解を深めていただきたいと存ずる次第でございます。

料金の値上げにつきましては、こうした行き詰まった財政を何とか再建し、そのためには公共的あるいはいろんな施設使用料、手数料等につきまして応分の御負担をいただく。「適正」という言葉についての価値判断はさまざまあろうと存じます。しかし、いろんな和泉市の置かれてる行財政の実態の中、そうした特定の施設の利用いただく方に応分の御負担をいただきたいというのが本旨でございます。また、「適正」ということにつきましては種々検討の結果、これぐらいの使用料、手数料の御負担を願いたいという一つの基準を立てて御提案させていただいております。安いにこしたことはないという市民感情はわれわれ承知しておりますが、現下の財政実態の中で非常に申しわけないのですが、応分の御負担をいただきたいという条例案の趣旨でございますので、財政再建のためにという温かいお気持ちで御理解を深めていただきたいと存ずる次第でございます。

なお、公共施設の充実につきましては、二つの柱として「教育、文化、体育の振興を図り、さらに市民参加の郷土愛に満ちた街づくりを進める」でございます。こういう乏しい財源の中でも、何とかして次代を担う青少年をすくすくと育てていただきたい。学校、社会教育施設をつくるについて、こういう厳しい財政の中でも、与う限りの努力をさせていただきたいと存じております。そのあらわれといたしまして、阪和線以西における池上小学校新設問題等、社会増に対処しなければならないという、自治体の置かれている使命がございます。あるいは小中学校を通じまして、夏場における水泳のためのプールがまだ未設置なのは緑ヶ丘小学校一校だけでございます。何とか格差の是正からしても、残されております緑ヶ丘小学校のプールだけはぜひつくり、小中学校どこともプールが完備するよう施策を講じたいと存じ、所要の措置を講じたのでございます。

なお、長年の懸案になっております、少なくとも、13万になんなんとする和泉市に図書館一つない、やはり先人の書いた本を読むことは、人間づくりでは血となり肉となって情操が育っていく、こういう観点から読書の大切なことは申し上げるまでもございません。いま、図書室があり、巡回文庫が全市的に回っていただいているにすぎませんが、やはり昨年、御協力をいただき体育館ができたことでございますので、その向かいに幸いにして用地を確保していただいておりますので、何とかそこに図書館を建てて大ぜいの方に図書を読んでいただく。そういう中で文化の振興に寄与し、本当の人間づくりに役立ちたい。こういう気持ちから、長年の議会、

市民の皆さんの御要望でございますので、思い切って苦しい財源の中から意欲を出して図書館の新設をさせていただきたい、かように存じておる次第でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

公共施設の充実について、言ってるわりには裏づけの予算が乏しいじゃないかという御指摘ごもっともでございます。私、先ほどから申し上げましたように、未曾有の財政危機の中で何とかやりくりしての予算措置でございまして、最小限の施設の維持管理だけはやらせていただかなければ、子供さんに学びよい環境という観点からいたしまして、少のうございますが、所要の措置だけは講じさせていただいた次第でございまして、御指摘はまことに肝に銘ずる次第でございます。

それから、土木行政の中の第二阪和問題でございまして、非常におくれてございます。池上遺跡の問題もございまして。建設省、文化庁でこの問題の煮詰めをさせていただいております。ぼつぼつ煮詰めも出てまいっているところでございます。少なくとも、高石まで開通している現状の中、特に和泉市のおくれがございまして。やはり道路を一日も早く完成して交通地獄を緩和しなければならぬ、あるいは生命の安全を期さなければならぬ。これは自治体の使命だと存じております。

こういう観点からいたしまして、数年前から議会で第二阪和国道の特別委員会を御設置いただき、いろいろ御審議、御協力をいただいているわけでございます。今後とも委員会の皆さん方と十分な御相談の中で、早期に解決に向かい今年こそは、という決意で邁進してまいらねばならないと存じております。いろいろ区画整理問題もございまして、よろしく御指導、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、最後になりましたが、解放センターの新設に伴います条例案を御提案させていただきました。その中で御案内のとおり、やはり差別をなくし、皆が憲法、同対審に保障される基本的人権を守る場として、解放センターが議会の皆さんの御議決をいただいて建設に向かい、来月、完成の運びになっております。

その中で御案内のとおり、大ホール分がございまして、それにつきましては私たち、いろいろ考えまして、多くの市民の方々に精いっぱい利用していただく、そういう観点から、「解放」という二字を取り、「和泉市立市民文化ホール」という名前で、いまの市民会館は手狭でございまして、多くの市民の方々に広く御利用いただく中、市民とともに歩む解放行政と申しましょうか、同和行政の市民合意をつくっていく場としての役割を果たしていきたいと存じておりますので、広く市民の皆さん方に御利用いただきたいという願ひを含めて「解放」の二字を削除させていただいた、文化ホール的な役割を果たしていきたいと存じております。

以上、簡単でございますが、各般にわたる赤阪議員さんの御質問に総論的にお答えさせていただきました。細部の抜けておる点は補助説明させたいと存じます。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 管理部長（広岡史郎君） ただいまの御質問、二点ばかりにしぼって御回答申し上げたいと思います。

第一番目に社会教育施設の市民グラウンドを含めた各施設の使用料改定に伴い今後どう取り組み、阪南各市との状況対比等を知らせという問題。第二点には、小中学校、幼稚園を含め、環境施設整備等をどう考えてるかの問題にしぼってお答え申し上げたいと思います。

まず、第一点の社会教育施設の使用料の一部改正は、今議会で六つの施設について改定をお願いしている状態でございます。市民会館を一つ例にとりて御回答申し上げますと、昭和50年度の4月から翌年3月までの利用状況を把握いたしますと、市民全体の約85%、延べ10万2,000人が利用されております。そのうち有料はわずか20%弱でございます。その他80%強につきましては、市及び教育委員会等が主催する事業等に使用していただいております。一切料金徴収はしていません。

なお、20%弱の使用料を徴収した中でも、一部減免等の措置が規定されております。

グラウンドの場合の御質問でございますけれども、グラウンドも本市が創設して以来、いまだ料金の据え置きで現在に至っております。これも十分内容等を検討し、今回、一部改正をお願いするものでございます。

市民会館のサービスの問題でございますが、現況2名の職員が管理運営に当たっております。もちろん日曜日は全員出て参り現在、月曜休館という形で規定されております。4月以降、人事当局とも十分協議を詰める中で月曜日の開館にも取り組んでいきたい、かように計画しております。当然、職員の配備につきまして、どうしても1名の増員が必要じゃないかと考えてるわけでございます。

グラウンドにつきましては、この3月27日に、年2回行われる春秋の春の野球大会の開会が迫っております。体育連合野球部の中には約百チームが加盟されておりました。春秋の体育連合野球大会が行われ、これらの利用につきましては、一切使用料の徴収はしていません。当然、市の体育連合の主催で行っており、料金の徴収はしておらないということでございます。グラウンドが少なく、社会教育施設の整備が不十分の中、できるだけそういう野球連盟に加入していただき、有能な審判員を配置し、ルール正しく野球競技を進めていきたいと思っております。一部使用料の改定に伴うグラウンド整備について御指摘がございますが、それらにつきましては応急の措置を図り、野球競技の進行に支障を来さないよう取り計らってまいりたいと

思っておるわけでございます。

次に、図書館建設でございますけれども、その内容、レイアウト等明らかにせよという御質問でございます。52年度当初予算をお願いしております和泉市立中央図書館建設は1,730㎡工事費が2億4,200万円、その他付帯工事等を含め2億8,516万6,000円をお願いしているわけでございます。

部屋の内容でございますが、児童図書、小中学校、高校、大学、一般用の閲覧室等を設け、その他管理室、書庫等を配備してまいりたいと思っております。

なお、49年10月から実施しております図書巡回文庫の拠点といたしまして車庫を建設し、その関係の事務室等も配備してまいりたいと思っております。

それから、小中学校、幼稚園の環境整備等に伴う修繕料の御指摘がございました。なるほど昨年の当初予算と新年度の当初予算を比較対比いたしますと、3、40万円の小中学校で減額が生じております。昨年11月から12月にかけて、事業部の技師さんと各学校、幼稚園を巡回いたしまして、学校が特に要望するもの、教育内容上、環境整備でぜひ教育委員会が必要と認めるものにつきましてピックアップし、工事請負費として営繕費を組ませていただきました。

なお、これらにつきましては、年度内で十分精査しながら、なお優先的に緊急やむを得ないものから着手していきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、御説明を終わります。

- 議長（坂上國治君） 次。
- 市参与（中塚白君） それでは、土木行政につきまして、私からお答え申し上げます。

第一点の第二阪和問題につきましては先ほど、市長から御答弁を申し上げましたので、二点目の生活道路問題につきましてお答え申し上げます。

御承知のように、きのうも住宅内道路につきまして天堀議員さんにお答え申し上げましたように、これはある程度市民の御負担をお願いしなければならないわけでございまして、一定の物差しを決めさせていただく、これは当然、議会なり、委員会の御審議を煩わしたいということでお話申し上げました。

なお、生コン舗装に伴う道路の補修につきましては、そのときの時点では、いろいろ支給することについても問題がございました。全部が必ずしも完全にできてるかとお申しますと、そうではございません。現実、傷んでるところもございまして。交通状況なり環境に合わせて、私の方も何とかの補修はやっていきたいと存じております。

それから、唐国箕形線でございますが、先ほど欠陥道路という御指摘がございました。少な

くともこの道路をやった時点と社会情勢が変化してることは事実でございます。あれは父鬼と気線のバイパスということで計画し、こしらえたものでございます。たまたま周辺道路の環境が変化し、また、最近の歩行者優先という見地からすれば、なるほど御指摘の点多々ございます。少なくとも、歩道の設置はやらなければならない。片側の歩道は来年度計画してございます。危険箇所についてのガードレール等、防護さくの設置については私の方も検討はしてございますので、これは追って予算委員会等でも審議されるかと存じますが、その辺の計画は持っております。

以上、簡単ですが、土木行政についてのお答えといたします。

- 議長（坂上國治君） 次。
- 重要施策推進室長（小林一三君） 先ほどお話のございました二点のうちの一点、「市民」を「地域住民」に変えたことでございますが、同和問題の解決につきましては、地域住民の先頭として広く全市民に対する取り組みを行うということで、「市民」を「地域住民」に変えたわけでございます。

第一点の市民文化ホールにつきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございます。

- 議長（坂上國治君） 次。
- 消防長（和田増義君） 消防関係につきましてお答え申し上げます。

御質問の御趣旨は、現在の消防の証明につきまして妥当性があるのかということだと思えます。災害被害者の援護は、基本的には了解するところであり、努力をしているところでございますが、一般的な援護の手を差し伸べるといふことと、特定の受益者に対しまして御負担を願うということについての関係は両面から考えなければならない問題があろう、かように理解するところでございます。

昨年の火災発生件数と証明関係を御説明申し上げますと、火災、事故も含め137件ほど、その中で証明を発行したのは48回、59件でございます。約半数ぐらいの証明の申請があります。

なおまた、近隣の状態はどうかということですが、現在、各消防本部で高いところで200円、それから150円、100円ということで、当市の消防本部は100円の証明手数料ですが、今回、これを200円にしたいということでございます。できるだけ御負担を少なくするよう努力するところでございますが、一応、この程度の御負担を願ってもいいのじゃないかという考え方でおります。また、市内部における均衡性の問題もございます。他の証明等との関係も考えまして、同じように200円にしたいということで御提案申し上げたところでございます。

○ 13番(赤阪和見君) いろいろ細部にわたって説明がありましたが、まず、教育委員会の市民会館の件であります、非常にわが市の割合は高い。大津、堺からすれば、小さいわりに高くなってる。大津は大ホール、午後夜間ということで4万2,000円、日曜祭日5万1,000円。和泉市は8万6,000円ですので安いと思いますが、1人当たりでは、大津は昼間で19円、こちらのいす席は620ほどでしたね、その点からいって非常に利用価値が少ない。先ほどお答えがあったように、10万2,000人のうちのお金の取れるのは20%。そんなことから私たち考えるわけですが、大津でも全日借って5万円、晩6万、うちは4万5,000円、これも39円、大津で17円と21円です。利用価値は少ないし、かつ割り高になると思うんです。いろんな設備等も違うし、利用価値もあると思う。

そういう点で安くしろ云々じゃなく、公平な負担をお願いしたい。市長は、和泉市は住みよいまち…… というのはわかりますが、いろんな点からも住みよいまちとは言えないと思うんです。

また、市民グラウンドも一つの問題があると思うんです。先ほども言ったように、あれから一回でも見に行ってもらいましたか、見に行ってもらいましたか。どうでしたか、後ろの方は。

○ 管理部長(広岡史郎君) 御指摘のように、外野のセンターの周辺が一部十分でないということは認められます。先ほど申し上げましたように、3月27日の春の大会開会式までに周辺を砂で整備したい、かように考えてるわけでございます。

○ 13番(赤阪和見君) 値段の高い安いということもありますが、現実にブロックべいの裏は沼なんです。そして、そこにざりがにか何か穴をあけて、この前もこいが泳いでいた、そんな大げさなと言われましたが、現実にその穴から魚が入ってきてと言うんです。きのう僕も見て来ましたが、ただ砂で埋めるんじゃなく、側溝するとか、裏の水を何とかするとかの形でしてこそ、市民グラウンドという大きな看板を上げて恥づかしくない。300円が900円になっても相場やろうなと思う。しかし、これでは…… という感じが多々ある。なるほど安いという喜びの声は聞いてますが、このまま放置されて300円から900円になれば文句も出てくると思う。市民グラウンドについては早急に改善してもらいたい。約束というより確認できますか、検討してもらえるという。

○ 管理部長(広岡史郎君) 市民グラウンドの施設関係につきまして整備充実を図れということとは、過去何年来、御指摘を受けております。昭和52年度で十分その整備について取り組みたいという基本的な姿勢で、いろんな研究、検討を重ねてまいっております。

ここで明らかにしがたいこともございますが、市の財政事情窮迫の中で、単費で整備に当たることは至極困難でございますので、一方、市以外の公的機関との協議の中で何とか整備を進

めていきたいという取り組みを現在行っております。当然、スタンドの設置、ただいま御指摘のセンターポール周辺の水路の改修も含め、すでに図面もこしらえておまして、極力その外部団体に当たるといのが実態でございます、いましばらくお待ち願ひ、近くその状況等を被露できる段階に至るのではないかと思います。

- 13番(赤阪和見君) 意見だけ申し上げておきます。

市民グラウンドにつきましては、ボールは新しいのが立っておりますが、そこへ行くのに段ボールを敷いて行っているのが現実です。その両端はすべて水がたまっております。それと、市民グラウンドの中は、なるほど赤土で美しくなっております。しかし、北側、レフト側に自動車が入れる入り口がありますが、あの自動車が入るのを止めるようにせんことには、心ない者が自動車を乗り入れてグラウンドを傷める。そこに大きな損失が出てくると思います。入り口の扉が全然閉まらない状態なんです。その点で善処願ひたいと思います。

次に、図書館の建設ですが、この中で盲人等の点字図書はできる予定ですか。それと、身体障害者の入る通路、その他はどうなっておりますか。

- 管理部長(広岡史郎君) 間もなく実施設計に入りますが、御指摘の二点につきましては、十分踏まえて設計に入りたいと思っております。

- 13番(赤阪和見君) 一つ要望しておきます。

図書館運営についても、盲人、身障者に対しては、耳から聞くような、広報でやってるテープ、ああいう器械等も考えて、そこで福祉的なものも十分備え、皆と一緒に身障者も分け隔てなくやれる方向で進めてもらいたいと思います。

次に、小中学校、幼稚園等の設備につきましては、きのうも横田議員より私の住んでる北池田小学校の件に対して厳しい指摘もありました。あの下にある旧村役場跡と聞いておりますが、あれをどうしようとするのか。市の所有財産であるならば、はっきり管財の方でも精査してもらいたい。また、上ものは寄付されたものですが、下がおかしいと聞いている。その点もあの周辺を整備しなければ、火事とか、子供が入っておるときに屋根が落ちてくることも起こりかねない。後で補償するのが得か、前もってすばっと金網等で防護さくをつくるのがとくか、ひとつしっかりやってもらいたいと思うんです。

それと、北池田小学校については問題も多々あります。向こうの保育園へ行く保母さんが車に乗ってグラウンドの中を歩いていくんです。それらも周辺整備をしていかなければならないと思うが、考えられているかどうか。

- 管理部長(広岡史郎君) 北池田小学校の学校敷地は大変広大でありまして、中学校を廃止し、その周辺にプールを設置し、現段階で幼稚園建設が急がれてるわけでございます。最終的

には、幼稚園建設をもって、当該学校敷地の以後の工事はないとみられるわけでございますので、幼稚園開園後にも十分環境等の実態をつかみ、火災、盗難予防等の外さく等の整備をやっていきたいと思うわけでございます。

- 13番(赤阪和見君) これは各小学校についても言えます。しっかりと現地を踏んでいただき、その上で早急にやっていただきたい。赤字がどうのこうのと言ったところで、後で損するか、前もって安全策を立てておくかとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、公共料金の中で屎尿くみ取りの件ですが、なるほど汚ない仕事というより大変な仕事をされてる。その中で値上げの気持はわかります。しかし、条例にうたわれておる「おおむね月2回」というのが現実に実施されてるかどうか。先ほどのグラウンドと同様、上がったけれども前と一緒にということでは困る。条例でうたわれている月2回は完全実施するのですか。「おおむね月2回」とありますが、「おおむね」とはどういうふうに理解してるのですか。

- 議長(坂上國治君) 答弁。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 廃棄物関係について御説明申し上げます。

ただいま赤阪議員さんから条例に定める「おおむね月2回」ということについてどういう見解を持ってるかということでございますが、われわれといたしましては、「おおむね月2回」という解釈は、大体20日に1回という見解を持って当時の条例が制定されております。

なお、市民に対するサービス向上の問題につきましては、昨年来、業者との連絡会議を強めていくことで、業者またはわれわれみずから、市民の方々に襟を正してサービス向上に努めていく方向で連絡会議を重ねてる次第でございます。市民の御期待に沿うよう、われわれも今後一層努力してまいりたいと考えております。

- 13番(赤阪和見君) 連絡会議で検討するとかも結構ですが、はっきり言って、ごみの方は週二回、これは道の端へ出すもんですから取りに来なければ、極端な言い方をすれば、きょうは行こうまいかと思ったところで、道の端へ出されるわけですから努力はされてると思う。

しかし、屎尿くみ取りは、本当にくんでくれたんかわからん。現実、どこの家もそうだと感じてるが、美しくくんでるところもあれば、ばあーとくんでる、まだ残ってるところとか、いろんな苦情が余りにも多過ぎる。その点で「おおむね2回」じゃなく、月2回とはっきりとしてもらいたい、そういう方向性を出してもらいたい。

それから、山手の方はまた問題が多いんです。市街地の方は余り聞きませんが、山手の方はいろんな点でなかなかくみ取りに来てくれへん。漏ってきててもどうしようもない。生活に密着した、密着というより生活上大変なことになっていると思う。その点で値上げは値上げとして別に考えるとして、行政サイドで指導すべきところははっきりと指導してもらいたい。「おお

「おむね2回」じゃなく「月2回」を検討してるわけですか。それとも「おおむね2回」でいくということですか。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 先ほど申し上げましたように、条例の定めるところでは、「おおむね月2回」という表現を盛られております。そもそも、この条例制定時の状態では、大体20日に1回ということで、便槽の大小等いろいろ条件にもよりますが、現段階では、やはり「おおむね月2回」、すなわち20日に1回ということで励行できますように、業者とも十分連絡会議を持って趣旨徹底を図りたいと思っております。
- 13番（赤阪和見君） 現在、市民の苦情とか、いろんな面で従量制とか、大体の掌握はされてるわけですか。そういうトラブルは何件ぐらいありましたか。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 昨年11月のデータでは、ごみ、くみ取りを含め、大体月に10件ないし15件という数字が出てます。先ほど申し上げましたように、業者、市とも連絡会議を強めて、お互いに言いたい意見を述べ合って、より公正な市民サービスができ得るように努力しておるところでございます。最近の情勢では、その苦情件数も7、8件に減ってきておる現状でございます。
- 13番（赤阪和見君） 言っておきますが、われわれもそうですが、こわいといったら語弊がありますが、文句あったら返しておくわと、くみ取りはそういうこわさがあると思うんです。まあ、観念的にはね。また、そういうことじゃなく、具体的に業者を指導し、監視してもらいたい。その中である人に言わせれば、ちょっとぐらい上がっても、人のいやがる仕事をしてもらってるんやさかいに……。という面もあります。ないとは言いません。しかし、その中でも業者とうまくいってるか、いってないか、こわいさかいに黙ってるという点もあると思います。1カ月当たり10件や20件ではないと思う。上げるにしても月2回は必ず行く。また、「おおむね2回」とは、20日に一遍と市の条例でうたって業者をしっかり指導してもらいたい。そういうことでお願いできますか。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 先ほど申し上げましたように、業者も、われわれ自身も市民サービス向上に向かって今後努力してまいりたいと思います。
- 13番（赤阪和見君） これも予算委員会で話が出ると思いますので、月2回というような線を出してもらいたいと思います。

次に、土木行政の中で市民負担もある、これからやっていく中で出てくると思いますが、生コンが支給されて舗装した道について、抜本的方法で解決していただきたい。生活道路は通らなくてはならない道路ですので、措置してもらいたいと思います。

それと、農道と言われる道路のそばにもどんどん住宅が建ってます。住宅だけならまだいい

が、アパートという一つのものが建っていく。山手の話ですが、そこへ行く道が農道ということで、なかなか土木の方へ行ってもしてもらえない。そういう点、農道の管理というか、いま一度市の認定道路、認定外道路を精査する必要があるんじゃないかと思うんですが、その点どうですか。

- 市参与（中塚白君） 非常に状況、状況によってわれわれも判断しておりますが、厳密に調べた場合、現状ではそこまで対応できる財政ではありません。とてもじゃないがやっつけられない。

以前からも、宅地開発に伴う生活道路については、各市でも問題がございます。私の方も十分わかっているわけですが、これを抜本的にすべて対応策を講ずるとなると、膨大なものになるわけがございます。そういう状況を勘案してケースバイケースでいかなければならないであろうとわれわれも考えてるわけがございます。ケースバイケースと言いますと、非常に現状では軽率かと存じますが、現実的には、そういう実態でございます。

これは開発者自身にも問題があるのでございます。当然、開発指導要綱なりを適用してやられる分については、その時点でチェックするわけですが、いわゆる法の盲点というか、そういうものの中でやられた分についてはチェックの方法がないわけなんです。その辺のむずかしさがございます。しかしながら、現実には開発者が最後まで残ってるんじゃなく、住民が込めて来るので、その辺の問題がございます。それを全部が全部くまなく調査して抜本的に解決ということは至難な問題でございます。情勢、情勢を判断した上で、それらの対応策を考えていかなければならないという問題もございますので、ひとつその辺はわれわれの最大の課題と感じてございますので、できるだけその方向に近づきたい、その努力目標を持ってるということで、ひとつ御了解願いたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） 最後に意見を申し上げて終わりたいと思います。

いろんな料金の値上げ、また公共施設の整備等について答弁をいただいたわけですが、やはり何ぼ上げる、何ぼどうするという問題じゃなく、安心して生活がやっつけられる、安心してそういう施設が使える、なるほど値打ちがある、これが公平な負担、適正な配分ということになってくると思うんです。

グラウンドにしても安い、ありがたいという方向がありました。しかし、いろんな話を聞けば、ただで貸してるというよりも、市の行事ということでただになって一般市民が参加できないという点も多々あるように聞いております。

そういう点で私たちが言うのは、市民の声というものが議場で取り上げられるので、市民の声として皆さんが努力されてるのはわかりますが、いま一度現場を踏んでいただき、現状判断、

把握をしていただきたい、こういう意見を述べて、私の一般質問を終わります。

- 議長（坂上國治君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分休憩）

○

（午後1時35分再開）

- 議長（坂上國治君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に一番、寺田茂君。寺田君の一般質問に入るまでに一つ理事者をお願いしておきますけれども、いままでの一般質問を通じて、ずっと市長がその要旨に基づいてまくらだけを並べているのですが、続いて各セクションがまた何回も答弁に立たんといかんとということになりますので、むだな時間を省くために、できるだけ市長で答弁していただきます場合は、議員が「よし、それなら…」という答弁をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

- 1番（寺田茂君） 私もそのことをまずお願いしようと思っていたところなんです。われわれ、できるだけ議会で一面で協力するという中で、施政方針は先日来聞かせてもらったし、その後読んでますので、今回の私の一般質問は、すべて市長にお答え願いたいというふうに思うわけです。やむを得ない場合は、そのセクションでお答えしていただいても結構です。

今回の予算について、市長は再三再四、最大のピンチ、また未曾有のピンチというふうに言われております。このことから何十年來、われわれ共産党議員団はこのことについて議会で申し上げてきました。しかし、今回ほどこのピンチが市長の腹にはまったのではないか。そういう観点から、私ははっきりした腹の中をまず出すべきだ。そのことによって、12万市民のいまの市政を運営していくのが大事ではないかと思っておりますので、まず財政問題、そして同和問題、また、次にあります住民要望とか公共料金問題、これは前の二つがまず基本線となって進んでいくということも御理解願いたいと思います。

そういう観点から施政方針を読ませていただきましたが、私たちはこのためには、昭和45年度に和泉市が確約した同和行政の窓口一本化、このことから、市政は窓口一本化を基本としながら、同和行政を最重点施策にしてきました。池田市長も今回で1年半有余、もう市政の実態、また、この件については十分把握されたという観点に立ってお聞きしたいと思います。

特にこの財政問題を語るとき、私、今回の政府予算が大きく地方財政に問題化されるのではないか、このことが一番気になるところであります。52年度の政府予算でも地方財政の財源問題、3年連続2兆円不足分を超えている。だから、なかなか地方から言われている財源問題の確保についてはむずかしいということが、52年度予算でもうすでに出ているわけです。

市長は絶えずその中で言われているのが、同和問題の10条規定の拡大、超過負担の解消を叫ばれておりますが、そういう52年度予算から見て、池田市長はどういうふうに思っているのか、そう簡単にいくものではないと私たちは考えているわけです。その辺、あらゆる国際情勢とか、取り巻く情勢も云々されますが、それ以上に当市の抜本的な解決、また方策を考えなくてはいけないのではないかと考えるわけです。そういう点からまず、財政問題をお聞きしてまいりたい。

まず、今回の予算書の中で私は共産党を代表いたしまして、私ととも予算委員会に2人入りますが、その予算委員会の骨として質問してまいりたいと思います。交付税の約28億3,300万円、昨年度より3億7,500万円の増収見込み、この点について、まず、どういう観点から増収を見込まれているのか、これが第一点になります。

それから公債費の問題、これは18億3,868万円の支出でございますが、前年度より約3億の増です。私、ここで一番気になるのは、昨年度は元金が約4億、利子が11億、合計約15億という比率になったと思うんですが、今回の18億は、元金返済が昨年度と同様に約4億、利子が何と14億余と、どんどんと元金と利子の逆転状態が続いてきております。これはもうすでに大変なことで、ここで明白になっているということもまず申し上げておきたい。

それと同時に公債費比率がすでに20%を突破するところに来ているのではないかと。公債費比率は49、50、51の3カ年度の平均で出してあったものですが、これが16.9%、これが今回、18億余となると、推定で52年度は20.3%ぐらいになるのではないかと計算しております。いよいよ20%を超えるというところまで起債が認められない、これははっきりしている。こういう中で今後、事業をどう進めていくか、これが一番大きな問題ではないかと思っております。これが第二点。

三点目には、地方債の問題です。先ほど議場に入ってきたら正誤表が出ており、私、209億ぐらいと思ってたら、210億と出ておりますが、今後、どう考えているか。それから、このうち同和関連は210億円のうちどれほど占めているか。先ほどの大きな公債費との関係もあって、この大きな借金財政をどうしていかうとしているのか、まずお聞きしたいと思います。財政問題はまずこのぐらいにして、これを基本線にしなから、次の問題に入っていきたいと思っております。

大きな二点目に同和行政を位置づけております。今年の158億余という当初予算の中で、同和関連予算は幾らなのか。この中でも事業経費と経常経費に分けてまずお願いしたい。

それから、市長はこの一般質問の皆さん方に対する答弁にも、特別措置法の10条規定の拡大というのが言われております。しかし、10条規定の拡大で実際できるのはどこに主眼を置

いているのか、これが一番大きな問題だと思えます。ただ10条規定、10条規定と言われるが、10条規定の中身はどうかということもあわせてお願いしたい。

こういう中で、われわれが当初から言ってきました窓口一本化行政、そして同和行政、これについていま本当に考えて、抜本的にこの和泉市を立て直していくんだという。腹にはまった答弁がいただきたいわけです。そのためには、何といっても市同促、これは市長もつくるといふふうに私も聞きました。3月議会のときには恐らくつくれるし、これはつくっていきますという答弁をいただいたように思いますが、その後どうなっているのかということをもまずお聞きしておきたい。

それと、次の解放会館の問題が先ほど出ましたが、この運営費として4,368万円計上されております。私、ここでまずお聞きしたいのは、いよいよ4月のいつになるか、解放会館がそれなりに機能を果たしていくと言われておりますが、果たしてその職員は、用務員さんら合わせてどのぐらいの人が解放会館に勤務されるのかということもお聞きしたい点でございます。

それと、先ほど1,200人の大ホールの問題が出ておりました。たとえば、市民会館ホール、598万円の運営費を出してるわけなんです、相当数の収入も見込まれているわけなんです。だから、それと比較したような解放会館で、どのような施策をもって今後対処していこうとしているのか、この点についてお聞きしたい。

同和行政の中で最後に一つ、私、議員として、また市長に、あるいはその関係の市当局の方にお聞きとお願いをしておきたいのは、議員の発言についてです。私は先日、2月26日の私の所管いたしております建設水道委員会に入りました。このときには、同和事業の第三、第四団地の請負契約問題で承認事項として審議したわけなんです。このときに業者の名前が出ておりましたので、私、その業者の名前を出しながら当然、その審議に参加したわけなんです。

そうするときのうでしたか、議長もそういう問題も含めて非公開と秘密の問題、また、公開性の問題について言われておりました。私たちは、委員会であったことを何も秘密にしてくれという気持は毛頭ございません。しかし、非公開の委員会では他に発表するときには、正しく発表していただきたい。このことが一つのお願いなんです。

建設水道委員会が終わった時点で、業者が私のところへ面会ということで来ました。しかし、面会というふうなものではないんですね。委員会で私たちは12万市民のために議論を尽くし、そして、正しくしていこうということをやっているのに、即、業者の方から共産党の寺田に会いたいということで、果たして本当の地方自治の精神にのっとった和泉市の本当の行財政を進めていくことができるかどうか。

また、それだけではないはずなんです。昨年2月14日の決算委員会で私どもの直村議員が

質問したことについても同じような話が舞い込んで来まして、それも直村議員といろいろ話し合い、話し合いというふうにしておきましょう、そういうことがありました。

しかし、私は業者云々ということではなく、このとき約40分ほど、いろいろとその業者と話をしました。業者は最後に、私も言い過ぎたところがあった、ということで、その部分については、向こうも悪かったということで理解はいたします。

しかし、こういうふうな問題が、行政を担当する皆さん方、また、われわれ議員の中で果たしてあってええものかどうか。もし、こういうことがあれば、行政としてもっと厳しくきちんとして業者の監督をしなければいけないと思う。このことについて、まず、同和行政を審議し、これを進めていく中で市長の見解をお聞きしたい。

最後に、同和行政の問題はそういう形になりましたが、われわれが議員として委員会の中で自由に発言しているし、また、われわれも発言することには自信を持っておりますので、仮にそういうことを曲げたり、同和行政を進めていくのに共産党と部落解放同盟がけんかするこがええようなことになっては、真の部落解放はできないという立場に立っておりますので、十分市長の御意向を聞きたいというのが、同和行政を含めた第二点の問題です。

こういう財政問題、同和行政を基本線にしながら、私は、今回の公共料金の値上げ問題について8,800万円の増収見込みというだけでなく、もっと行政としては、値上げすることによって、市民に対して何らかの形を考えているのかどうか、このことが私、第一点目の問題としておきます。

そして第二点目に、いろいろ値上げが出ておりますが、これは予算委員会では他のうちの議員も質問してくれますが、一つだけ保育料、これは大変なことです。それと同和関係の保育料問題、これをまずお願いしたい。公共料金問題については、この二点だけにしておきまして、あとは予算委員会をお願いしておきます。

最後の住民要望、この言葉について非常に御理解しにくい点があったかと思いますが、共産党議員団として、この予算に対する予算要望書を出しております。基本項目が12項目、そして個別が68項目出して市の方によるしく、まず御一読願います。ということで出しております。そういう観点からお願いしておきたいと思うわけです。

そういう中から、今年の福祉関係では、老人憩の家建設について、具体的なものがあればお聞きしたい。

そして保育園問題、特に入所時期でございますので、これの希望者、待機者、そして、入園通知がもうすでにいってるかどうか、この点もお願いしたい。また、幼児を保育する場合の職員さん、保母さんは、一般と同和に相当な開きがありますが、これのどちらが本当に適正なの

かどうか、これも明確にしておきたいと思います。

また教育問題では、教育の中立性ということからいみ、指導主事さんがたくさん配置されておりますが、この指導主事さんの役割というものをまずお聞きしたい。なぜお聞きするか、このごろの学校の先生は子供さんのこともあり、空手の強い先生とか、何々に強い先生とかが非常にうわさされてるわけです。ここで初めて指導主事という本来の仕事があるんじゃないか。これらの非行性を守っていく指導主事が大事ではないかと思しますので、ひとつその職務をお聞きしたい。

最後に私、地場産業を守るという問題で、再三、市長もこのことについては言われております。特に和泉市の地場産業、繊維を中心としていま、大変な時期に入っております。今年の三月から日本全国で130万人の失業者が出るんじゃないかという大きな問題、また大きな倒産も予想されております。繊維とか中小企業の問題を和泉市としてどう解決していくか、まずお聞きしたい。

それと、どうしても避けて通れない和気町にある市新の会社がいま、企業閉鎖をしております。市税の減収にもなりますが、この問題に市長はどう対処していってくれるのかという問題についてお聞きをしておきたいと思ひます。

まず、一番基本線の財政問題、同和問題に関連して公共料金、住民要望を含め市長から御答弁を願うと同時に、再度質問させていただきたいということも重ねてお願いして、私の説明を終わります。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） ただいまの寺田議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、施政方針に関連する第一点の財政問題でございます。御指摘のように、未曾有の財政危機の中で、自主的な再建をなし遂げたいという基本的な考え方に立ちまして、もろもろの予算化をさせていただきました。その中で御指摘のございました地方交付税の約9.2%の伸びについてでございますが、これは御案内のとおり、国における交付税算定方法が改正され、約10%だと聞いておりますが、そうした伸びにあわせて、9.2%の増を見込ませていただいたということでございます。

なお、公債費比率の高まっている問題は、非常に頭の痛いところでございます。この辺で何とかして公債費比率を薄めたいという考え方で、特別措置法第10条規定の拡大について先般来、議会でもお話しておりますとおり、全力を挙げて国に当たらせていただきたい、こういう考え方でございます。

その見込みはということになりますと、国相手の問題でございましてむずかしい点もあろうかと思いますが、議会の皆さん方の御理解と御協力をいただきまして市を挙げてこの問題に取り組む中、私は交付税率、公債費問題と関連して10条規定拡大問題について、何とかこれが交付税の算定に入るような方面づけをとるべく、全力を挙げて国に当たってまいりたい、このように考えております。御支援、御協力のほどを重ねてお願い申し上げたいと存じます。

○ 議長（坂上國治君） 助役。

○ 助役（坂口禮之助君） それでは、私から地方債関係の御答弁を申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、地方債が年々増高してまいっております、その点非常に財政運営上憂慮いたしておるわけでございますが、51年度の3月7日に調製した資料によりますと、51年度末の地方債の残高は186億近くになります。御指摘のとおり、51年度におきましても、元利償還金の内訳は、やはり利子の方が非常に大きなウェートを占めており、さらに52年度に至りましても、元金よりも利子に要する費用の方が高い比率を示してまいっております、この傾向が53、54年度になりますと、かなり元金の比率の方がふえてまいります。

なぜかと申しますと御承知のとおり、昭和50年度の諸事業の執行に対しまして起債した金額が約90億という多額なものに上りますが、それらの多額な借入金、いわゆる地方債に対する元金償還期限は一定の据え置き期間がございまして、まだ元金償還金の期日に達しておりません。そういうことから、元金よりも利子の方が比率が高くなっておるとというのが現状でございます。公債費の関係では、以上のようなことでございます。

地方債は先ほど申し上げましたように、51年度末現在高が186億400万円程度の残高になるわけです。そのうち私たちの財政当局で同和関連の地方債だというふうに振り分けたいしておりますのが98億5,000万円でございます。そのような比率になってございます。

以上です。

○ 1番（寺田茂君） 三点聞きましたが、再度、この三点についてお聞きしたい。

今回の政府の予算を見ていただいても、地方団体に対する予算が三年連続2兆円以上の不足分が出ている。だから、市長がおっしゃるように、起債問題など非常に困難なところだろうと思います。しかし、困難だといって避けられない問題だということから、まず第一点、お聞きしました。

それと私、公債費の問題で公債費比率が非常に高くなってきており、49、50、51年度の平均が16.9%ぐらいではなかろうかとお聞きいたしました。今度は50年度、51、52年度を見込むと、公債費比率が20%以上になるのではないか。52年度予算の中で見た限りでは、起債においても210億という数字が出てくるので、その辺あわせて公債比率がどれぐ

らになるかということを知っています。この8年間、公債費比率が何%と出る、恐らく20%を超えるでしょうと、だから超えるとしたら、起債制限で何もできない、実質上和泉市は裸になるわけです。だから、私の計算で超えて、あなたの計算で超えないとしたらそこに何かがあるんだろうと思いますので、これは市長が頭になかったら、専門の人からまず教えてくれませんか、どの辺になるのかを。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

公債費比率の算定につきましては、かねがね、現在の自治省の指示しておる要綱による公債費比率の算定方法にいろいろ議論がございまして、われわれもそれらの改正については強く訴えるところでございます。現行のまま計算されますと、51年度単年度では21.3%になる予定でございます。52年度当初予算の中での計算では24.7%、それぞれ単年度では、51年度から20%を上回ることになります。最終的な起債制限に適用する公債費比率は、過去3カ年の平均計算ということは御承知のとおりでございまして、その率でまいりますと、51年度末では16.9%、52年度では20.3%と予測されておるわけでございます。

しかし先ほど申し上げましたように、起債制限問題とからみ合わせまして、その計算方法についてはいろいろ議論がございまして、いま、政府当局、自治省に対しまして、地方公共団体が一斉に異論を唱えて改正方を陳情している状態でございます。

○ 1番（寺田茂君） いま、助役さんから答えてもらいましたが、たしか51年度は21.3%、52年度末では24.7%というところへん、私もそういうふうに計算したわけです。その前の50年度では14.9%ぐらい出ている。この三つを合わせると60.9%、3年で割ると20.3%になるんです。そうすると、どないになりますかと聞いたんです。

○ 助役（坂口禮之助君） だから、先ほどちょっと御説明申し上げましたが、現行の計算方式には、われわれ地方公共団体としては異論があると申し上げました。と申しますのは、先ほど来、議員さん御自身が申しておられますように、ここ1、2年間、地方財政の財源不足は2兆円を超えています。これが市町村の放漫財政によってそのような歳入欠陥が生じているとすれば別なんです、国の経済政策等によって生じている、あるいは地方と国との財源配分問題にもいろいろ問題があるわけなんです。

そのような状態の中で、市町村はたとえば義務教育施設の拡充とか、人口増、生徒増によって、金があってもなくてもやはり学校を建てていかななくてはならない一つの要請があるわけなんです。したがって、起債等に求めて事業費の調達をせざるを得ない。そのことによって返還する元金、利息がふえていき、起債を制限するという論理は成り立たない。少なくとも、義務教育に関係して発生する元利償還金の額とか、あるいは国の同和対策事業特別措置法によって

実施している同和事業に要した起債の元利償還金等につきましては、この公債費比率の計算から差し引くべきであると強く国に要請をしております。

いまの段階での感触では、少なくとも、義務教育に対する起債によって生じた公債費につきましては、どうやら公債費比率の計算から削除される可能性が出てまいっております。もし、そのように国の方での話になるとしました場合は、本市も3年間平均で17%台、もう少し低かったかと思いますが、手元に資料がございませんが、15~17%の範囲にとどまる結果になりますので、当面の問題としては、やはり政府に対しまして、地方財政のあり方というもの再度強く突き上げていくという考え方で対処してまいりたい、このように思っております。

○ 1番(寺田茂君) 公債費比率の問題については非常に無理がきている。そのため国に要請しているが、その可能性はいま聞いたとおり、あると思いますよ。あんたがそう答えてくれるんやから。しかし、これは可能性の問題で、私たちは現実に20.3%出てるが、これをどうするんだということです。これが下がっていったら問題ないが、ずっと上がってる。49年から14.5%、14.9、21.3、24.7と単年度で上がってきている。そういうテクニックも必要だが、根本的な問題の解決が先決だと思う。仮に起債を起こしていこうとするなら、こういう魔術を使わんと制限されてできませんから、その辺市当局としてどうやっていくのかということが一つの問題だと思います。これはこれで結構です。

それと、元金と利子の関係が出ましたが、52年度からいよいよ償還時期に入ってくるので、あなたのおっしゃるように、そうまいこといかどうか疑問だと思う。いま、利子が14億1,700万円ぐらい、一日にすると388万円の利子を払ってます。ごっつい金ですわ。市やからもってるんで大変ですよ。この間質問したときには大体320万円ぐらいと思いましたが、それが最近です。これが一挙に388万円という利子にまできている。市民から「何たる市政だ」という声が上がっても当然だと思う。その点議会の中で幾ら言ってもしょうがないが、市当局としては、抜本的に改めていかんと全滅です。この点も腹に入れてほしい。

10条規定の問題は次の質問に回したいと思いますので、よろしくお願いします。

そういう意味から、ひとつ財政問題については厳しい目で見ていただきたい。きのうの松下議員の質問の開発事業収入5億3,000万円、私も聞こうと思ったが、このお答えも全くなっていない。こんな5億3,000万円なんか、相当計画しなければ組めんです。その辺非常に心配ですが、ひとつ現実味のあるやつをしていただきたい。予算上の魔術でなくてね。仮に5億3,000万円の事業収入を得ようと思えば、相当な事業になると思います。これではまた、和泉市としても開発に対する負担がどんどん出ていく。本当にいまの時点だけの操作ではなかるうかと思っておりますので、こういう心配点を含めまして、市長、財政問題をしっかり腹に入れてい

ただきたい。これは何も全部通さないかん予算じゃない。洗い直さないかん点はどこかに出てくる。はっきりした今回の予算ではないと思いますので、財源問題は後の予算委員会にお願いするということで、同和問題についてひとつお答え願えますか。

○ 議長（坂上國治君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 第二点の同和行政についてのお尋ねでございますが、同和予算との関連につきましては、担当部長からお答えさせます。

10条規定拡大の見直しにつきましては、若干、第一点目で触れましたとおり、これは議会の御協力もぜひお願いし、市を挙げてこの同和対策特別措置法6条、7条、10条規定を拡大して、何とか同和に要した起債についても交付税算定に編入をお願いする、この姿勢で国に全力を挙げて当たってまいりたいと思いますので、御協力をお願い申し上げたいと存じます。

二点目の市同促につきましては、私も何とか規則に基づいて設置させていただきたいと存じ、議会でも御答弁し、設置について努力いたしました。なかなか一遍にまいりませんので、市同促の設置準備委員会を設置させていただき、準備委員会の中で御精査をいただき、市同促設置に向かつての準備に入ってくださいよう願ひさせていただきます。

過般来、第一回の準備委員会の開催をお願いいたしました次第でございます。8名の委員さんをお願いいたしまして、議会からは同和対策特別委員会の正副委員長にも御就任方をお願い申し上げ、実は第一回の準備委員会を発足させていただき、今後、市同促設置に向かつて準備委員会での御討議をお願いしている次第でございます。御理解を賜りたいと存じます。

それから、解放センターの大ホール分につきましては、午前中の赤阪議員さんにもお答えさせていただきましたとおり、同和行政促進の中、市民合意の場として多くの市民の皆さんに御利用いただくべく、大ホールにつきましては「和泉市立市民文化ホール」という名称を用いまして総合センター内で設置し、いろんな行事、その他について御利用をお願い申し上げる、このように存じております。

それから最後に、議員発言に関連しての御質問でございます。昨日来の田中議員さんの御質問の中、あるいは議長の方からも御指示をいただいております。この委員会の中における発言等について、理事者といたしましては当然、これは非公開の場所における発言につきましては、これは心すべき問題でございます。

何か業者関連の中でという御発言でございますが、私自身聞いておらない問題でございますので、私なりに一度調査させていただきたい、このように存じます。いずれにしても、議会制民主主義の中で、市民の代表たる議員さんの御発言は当然自由であり、そして、市の行政向上のためのいろんな御発言をいただくことでございますので、これは尊重させていただくべきは当

然である。このように存じておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

52年度事業費のうち、同和関係として分析いたしておりますのは25億1,000万円でございます。その他の経費につきましては、約14億円でございます。

以上でございます。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 重要施策推進室長（小林一三君） 続きまして、解放センター関係でございますが、職員は何人かということですが、用務員、管理人等を除きまして、現在、施設関係、庁内の職員23、4名で出発するという考え方を持っております。用務員さんの人員については、現在、まだはっきりしておりません。ただし、住み込みの管理人さんについてお願いするということで、これは1名でございます。

○ 1番（寺田茂君） 私、若干細かい点まで質問したので忘れられている点がありますので、もう一遍指摘しておきます。

市長に窓口一本化と今後の同和行政について基本的にどう考えておられるか、このことを聞いたと思うんです。いま、財政も含めて一番基本になりますので、ということで市長に聞いたつもりなんで、僕、言うてなかったら申しわけないんですが、言うてないことはないと思うんで、この点どうですか。

○ 市長（池田忠雄君） えらい答弁漏れがあって恐縮です。窓口一本化の御質問ということですが、議員さんから御指摘いただいておりますように、やはり同和行政を進める中で過去数年、窓口一本化方針で臨んでまいりました。私もそれを継承しているわけでございます。窓口が幾つもあるのは、行政のスムーズさで問題があると思います。そういう意味合いで、窓口一本化についての基本的なものにつきましては、これは同和行政を進める中でとっていかなければならない問題だと存じております。よろしく願いいたします。

○ 1番（寺田茂君） 市長さん並びに関係の各担当からお答えをいただいたのですが、私の質問と若干逆になりますが、答弁してくれた順番に聞いてみます。

最初の10条規定の問題については、市を挙げてできるだけ解決の方向に向いていきたいと言われましたが、市長さん、10条規定とは具体的に何ですか、ひとつ言うてください。10条規定でもたくさんある。あなたはこの前の議会から、10条規定拡大について国に運動するので、議員さんもよろしくと言われた。それは結構ですが、10条規定でたくさんある。10条規定のどの部分を取り上げるのか。いまの同和行政の中で、この部分を取り上げていこうと

いう何か施策があるのかどうか。10条規定の中身は15項目あるが、ひっくるめて全部当てはめるんですか。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

同和対策特別措置法の10条というのは、御案内のとおり、地方交付税に算入される同和対策事業債について、この規定の拡大でございます。ただ、6条、7条の中で、同和対策事業としてかなりいろいろの種類が挙げられていることは事実でございます。この中で、何とか本市として国に働きかけてまいり、今後とも進めてまいりたいと存じておりますのは、同和対策事業の中で6条、7条、それに伴う10条規定の拡大、こういうことでございます。同和対策事業の種別につきましては、たしか6条、7条で明記をされてるわけでございます。ぜひ10条規定拡大をお願いしての中、地方交付税にこうした地方債についても算入していただく、こういうことの措置をとっていただく、これが10条規定についての考え方でございます。

○ 市長（池田忠雄君） 市長のいわれることはようわかります。私、10条、10条と言われるので、10条の中の適用の範囲をどこに決めていくんか。10条をすばっと和泉市の同和対策事業には当てはまりませんよ。当てはまるとしたら膨大なお金をいただける。その辺、10条の適用状況を市長は精査されていってるんかをお聞きしたいんです。昭和48年度までに15項目出ますが、そこにどう適用するかが出てるんで、10条、10条と言われるが、いまやろうとしているのはどの部分の問題かです。改良住宅の土地の問題をどうするか、保育問題、公園の用地に10条規定を適用するんかということで具体的に進めていかんと進まんのかなんかと思っておりますので、その辺の市としての施策をまずお聞きしたい。これをひとつ参考にさせていただいて、次のときにはこういう問題を具体的に進めていく、大きな金のことですからこの規定の位置づけをして対象をきっちりしてもらったらええんじゃないか。市長、10条を拡大していくと言われるが、実際の見通しとしてはどうなんですか。どれくらいできるんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 過般来申し上げ、先ほども申し上げましたように、これは特別措置法を制定し、同和行政を国と地方公共団体の責務だと義務づけたわけで、こうした法律に基づいて同和事業が市町村で行われているわけです。法律をつくりながら補助が全きを得ていないことに対する現場としての苦しみを国に持ち込んでいく闘いと解釈しております。したがって、これは和泉市の行政挙げて今後、国に迫っていくという構えをとらせていただきたいと思います。存じまして、議会の格段の御支援、御協力をお願い申し上げたいと存じております。

ただ、一市だけの闘いは国に対して弱いという立場から、昨秋以来、各種市長会でこの問題を取り上げて全国市長会の決定事項として国に突きつけていく。その中で、特に苦しんでいる

和泉市の実態を国に迫っていくという考えでございます。これは国に対する行政上のお願いであり、要求でございますので、いつごろのめどと言われても、今後、全力を挙げてまいりたいということでございますので、背に腹はかえられない現状でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○ 1番(寺田茂君) いま聞いてると、たしかに和泉市だけではいけない。また、10条規定の適用がいま始まったような受けとめ方を僕はするんです。しかしそうやなくて、何年も前からあるんです。いま初めての論議じゃなく、これは適用されていなくてはいけないんです。それをもっと拡大するという意味なので、具体的にはこの前の議会で取り上げていくと言われたが、今年は大体、どういう目途でどれだけやっていこうとしているのか。それも他市と協議せんといかんということになるんですか。和泉市の腹はあるんでしょう、全くなかったら他市に呼びかけられませんか。

○ 市長(池田忠雄君) 再々で恐縮です。10条規定はたしかにございまして、規定の拡大運動がいま論議されてる、やらんとしていることでございます。これは御指摘のとおりでございます。ただ、いわゆる同和事業のうち地方交付税に算入されるものは、自治大臣の認めたものという枠があります。この規定をもっと拡大していかなければならない。10条規定の適用によって交付税に算入されるのはわずかなんです。これをもっとふやしていかなければ、国が法律をつくって、国と地方公共団体の責務として同和行政を進めようという趣旨からすればおかしい。もっと国が10条を拡大する中で、同和事業に対する国としての温かい措置をとるべきだ。6条、7条に明記されてる事柄の同和事業について、10条の規定をもっと拡大しなければいけないのじゃないかということでございますので、当然、いままでも規定が準用されておりますが、この規定を拡大していかなければならない時期にきている。いわゆるこうした行政に要した公債費比率の高まりの中で、全国的なうねりとなって展開されていくものだと存じております。

○ 1番(寺田茂君) 大体市長が答えてくれたように議員さんも認識。この前までの認識はそうやなかったと思う。10条規定を拡大していく。和泉市には大きな借金があるんだが、どういふふうに進めていくんか、私はそう理解しておりますので、いまの市長さんのお話は十分遠いあっちの話のように思います。だから、その辺は改めて十分認識すべきで、こういうことでは大変だ、これをひとつ市挙げて進める、即いまの問題をどう解決していくかということも進めていってもらいたいと思います。

それから、市同促の問題で準備委員会を8名で構成されたので、これからどんどん進められていくと思うんですが、やはり全市民的な団体ですから、そういうことで構成されてると思う

んですが、その点だけで結構です。どういうところから8名……。

- 市長（池田忠雄君） 規則によって市同促が設置される場合は、30名以内という構成でございますので、御案内のとおりでございます。したがって、30名の方をどうお願いすべきかという一つの指標が準備委員会の作業でございまして、8名の方々に御無理をお願いし、第一回の会合を開き、今後、会を重ねて諸準備を進めていただくというお願いをしておるわけでございます。

8名の構成につきましては、30名の方々を選んでいく基準といたしまして当然、行政の責任もございまして、助役、教育長、中塚参与の3名が行政側から準備委員会に入っております。また先ほど申し上げましたように、議会の中から同和对策特別委員会の正副委員長に御無理をお願いして入っていただいて5名、あと3名は、やはり同和地区の中から連長さん初め3名入っていただいたという構成でございます。

- 1番（寺田茂君） そういう構成での準備委員会で30名の市同促の構成員をつくっていただくということですが、その中では、ひとつ民主的に各種団体を入れてやってもらいたいと要望しておきますので、この件は、これで結構です。

それと、議員の発言問題です。市長さんはこの問題での内容は初めて、わからないはずなんです。だから、市長さんなり、市当局としては今後どうかという問題を提起させてもらってる。これは第3団地、第4団地の審議の過程でした。共産党は御承知のように、公正、民主的な同和行政という形の中で審議していくんです。このときにたまたま誤解されたいかんので言うておきますが、請負業者の名前が出ます、当然ね。その名前を挙げることによって、われわれが業者から言われるというような事態が仮に起こったら大変なことです。議案審議をやってるんですから、たまたま小野林とか竹内建設が出るか知りませんが、その請負業者がどこの人で、どういうことで…… と出るのは当然です。そういう問題が審議され、それがどう曲がって業者の方に入るのか私は知りませんが、そして、私の方に返ってくることについてなぜなのかということです。そういうことがあったら、市行政としてどう対処していくか、ここのところなんです。

私たちはいつも言うてるんです。委員会では何ほ言うてもろうても結構ですが、曲がった言い方だけはやめてくれと。先にも言うたように、共産党と部落解放同盟がけんかする、業者とけんかする、こんなことでは、行政もわれわれも責任を持てますからいかんんです。今後、こういう問題が起こらないように、議長さんも言われましたように、秘密性は秘密性、秘密でなくても別にかまいませんが、きちんと共産党はこう言ってるという理論もあわせて言うんだったら報告してほしいと思います。その点現実にあったことなので、今後、各議員さんにも回っ

てくる問題なので、要望しておきたいと思います。

直村議員にもありました。業者に、あんたがここへ来ることがわからない、ということで帰ってもらいました。向こうも一面では悪かったと言って帰りましたが、どんなことであるかわからない、どうにもならないので、その点ひとつお願いしたい。

それから、解放会館の職員さん、用務員さんの問題も聞きましたが、ここへ用務員さんが載ってくるだろうと思います。全部で30人ぐらいと推定してるんですが、いまの段階で24名、そこへ用務員さんが加わって大体30人、今後、そのぐらいの形でいくんですか。それとも変動がありますか。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(木下甲子三君) 答弁。
- 重要施策推進室長(小林一三君) 全くそのとおりでございます。
- 1番(寺田茂君) 30人ぐらいということでもいいですね。余り固まっていないが、大体そんなところだと思います。市民会館は2人ですが、それなりに忙しいほど利用されている。こういう利用度あわせて職員さんの配置の問題についても適正にしてもらわんといかん。この人件費、30人という、概算で申しわけないが1億ちょっと切れるぐらい、1億ぐらい要るでしょう。補助対象にはなりますが、それだけでいいんだということではなく、こういう問題も含めひとつきちんと精査してもらいたい。

財政問題とあわせて同和問題を基本に質問させてもらいました。だから、同和問題については、本当にいま市長の腹に入らねえことだと言いますよ、皆さんそうなんですよ。だから余り借金のできないような、そして、市民の納得できる、なるほどという同和行政をやらねえかんと、共産党はいつも言ってるんですよ。皆さんに公表できるような同和行政をやっていたきたい。市民の皆さんが理解できないことでは市としてどうしますか。市長の頭の中も実際痛いと思うんです。53年度が来たらどうなりますかということ。同和問題を含めて窓口一本化行政が否かどうか、そういうことも腹に据えて考えていただかなくてはいけない時期だと思しますので、同和問題についてはこれで結構なんです。ありがとうございました。

- 副議長(木下甲子三君) 次。
- 市長(池田忠雄君) 第三点目の料金問題についての御質問、二点ありまして、一点は現課からお答えさせます。もう一点、値上げは やむを得ないけれども、値上げするばかりが能じゃない、サービスの向上もせんかいな、という御指摘があったと思います。きのうの横田議員さんの御質問にもお答えさせていただいたと思いますが、諸証明、手数料等の値上げに伴って何とか改善したいという気持ちで、行政を挙げて取り組みを開始しております。その中で、昼食時

の窓口業務開設ということについて、いま、市民部を中心としてそれぞれ各現課の中で煮詰めし、今後、組合とも折衝を重ねて、何とか4月度から実現できるように諸準備を進めているという御答弁を昨日もさせていただきました。後は何とか各現課の中で、いままでの懸案であるサービスの向上という意味合いで検討させております。

たとえば教育委員会所管の中では、市民会館が月曜休館になっております。したがって、月曜日に使いたいという問題について、かねがね提起いただいております。人的配置等のからみの中では、月曜日も御利用いただける道がないかということで、教育委員会内部でいろいろと精査検討しているわけでございます。

こうしたことが1、2の実例でございまして、何とかこういうせっぱつまった財政の中で、市民の皆さんに御負担をお願いしている関係上、やはり銭金はないけれども、何とかして誠意と創意と工夫によって、全職員打って一丸となって市民に少しでもサービス向上ができますように、英知を集めて意欲をもって実現に向かってやらせていただきたいと存じておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○ 副議長（木下甲子三君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 私の方から保育料の改定についてお尋ねでございます。今回の保育料の改定と私、言いたいことはないんですが、今回の保育料問題につきましては、当然、超過負担問題が私の方で大きく作用しております。超過負担問題については、十分国なり、府に要請をしていかなければいけないという点で、現在、強力に助成措置を講ずるよう申し上げてるわけなんです。

その超過負担分の中の一部に保護者負担というものがございまして、これが保育料ということで現在、私の方で見てるわけですが、現行保育料の問題につきましては、時間の都合で詳しく申し上げると時間が長くなりますので、簡単に説明いたしますが、保護者負担は、現在、国の基準で申し上げますと、現行の実績では、約65%に位置しております。これを100に持っていくというのが国の基準でございまして、そういうわけにもまいりませんし、できるだけ保護者負担についても考えていかなければならないということで進めておったわけでございます。

現行の実績から見まして、いわゆる低所得者階層につきましては、国の基準では、3歳児未満と3歳児以上に分かれております。低所得者階層につきましては、現在、88%まで徴収させていただいておりますし、3歳児以上についても、86%徴収させていただいております。いわゆる高所得者層で非常に3歳児未満については、39%、約40%しか徴収してない現状でございまして、3歳児以上については78%と、かなり80%に近づいた徴収をさせていただいております。そういうふうに階層において幾らか是正せないかん面が生じてまいっております。

すので、今回、それらの是正をいたしたいということで改定を考え現在、作業いたしております。

考え方といたしましては、低所得階層については改定せず、そのかわり高所得階層については、低所得者も88までいっておりますので、80%ぐらいまで改定していきたいということで現在、手直し作業にかかっております。したがって、高所得者階層については、ある程度の改定をさせていただかなければならないと思っております。

現在、52年度予算をお願いしております1人当たり月平均ですが、5,957円となっております。51年度実績で1人当たり4,834円、つまり1,123円余平均して改定、率では23.22%ぐらいになってくるわけでございます。これも非常に計算がむずかしゅうございますので、14階層、16階層までいちいち申されませんが、後日、資料等も提供してお願いしたいと思っております。

同様に、同和保育園の保育料につきましても、現在、私が申し上げました基本的な考え方をもって改定をしていきたい。これも高所得階層についても、できるだけ一般の保育料と同様な考え方で改定をお願いしたいと考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

- 1番(寺田茂君) 特に公共料金の値上げ問題の中で保育料と、その関係を出してもらったんですが、大体23.22%の値上げを考えてるということなんですね。これだけでなく、公共料金で増収見込みが8,800万円。先ほどの公債費が3億円も一挙に上がる中で、ほとんどの市民が利用される公共料金の増収が8,800万円という予算上の問題について、もっと抜本的に変えるところはないのか。2年続きの公共料金の値上げということで、相当池田市政に批判がありますよ。この問題は、予算委員会で細かく詰めてもらうということで結構です。

それと、同和保育園についても出してくれましたが、その辺もひとつ皆さんが理解できるような、全市民が納得する形をとっていかないといかん。その問題がむずかしいとかではなく、市民は安い方がええ。安ければその方に回したってくれるか、そうはいかんでしょう。そういう論法にならんように、公正な立場でやってもらいたい。市長、公共料金の値上げに目の色変えんと、もっと抜本的に解決するところがあるので、その辺に目を向けてほしいと思っております。

最後に、要望を出しておりました老人憩の家、それから保育園の設置問題と、希望者と待機者、入園、これもその部分だけちょっとずつ言うてくれますか。そして、最後に池田市長、市新の問題についてだけお答えを願いたい。

- 副議長(木下甲子三君) 答弁。
- 市民部理事(吉岡昭男君) 住民要望の老人集会所の建設についてお答えいたします。

老人集会所は過去8カ所やってまいりました。しかし昨年来、府においても財政危機のおお

りを受け、同集会所の補助金が大幅に削減されてまいっております。そこで昨年は、建設予定二カ所のうち一カ所でしたが、再三、実情を訴えて二カ所認められたわけでございます。

なお、本市も府の財政が逼迫しております。当初の割当が一カ所は得られたと承っておりますので、一応、一カ所は予定しております。

以上でございます。

- 副議長（木下甲子三君） 次。
- 市民部次長（中西淳富君） お答えいたします。

本年の措置申し込みでございますけれども、全体で現在2,612人きてございます。措置の問題でございますが、現在、措置の決定を行って、現実に山間部の保育所について、すでに決定通知書を送ってございます。大体、定員内でおさめますと、約400名の待機者が出るんじゃないか。年齢的にばらつきがございます。その意味で8、4歳児でかなりの待機者が出るんじゃないかと考えてございます。

続きまして、保母の設置基準ですが、これにつきましては、国、府等の設置基準がございませう。特に同和園の設置基準でございますが、これは零歳児につきましては、大阪府では保母1人につき児童2人、そして1歳児では4人に1人、2歳児は4人に1人、3歳児は10人に1人、4、5歳児は15人に1人という基準がございませう。

本市の基準は、零歳児は府と同じく2人に1名、1、2歳児は8人に1人、3歳児は10人に1人、4、5歳児は15人に1人の割合でございませう。

以上でございます。

（議長着席、副議長退席）

- 議長（坂上國治君） 次。
- 市長（池田忠雄君） 最後に、寺田議員さんから四点目として住民要望の中で、特にいま、市内の大きな企業、市新株式会社（株）の工場閉鎖に伴う問題についての見解を問うという御質問だったと存じます。

もちろん、これは行政といたしましても市内の大手企業で、そこに働いておられる方々は、ほとんど市民だと私は存じております。未曾有の繊維不況の中での一つの典型的な例として市新が工場閉鎖ということで非常に遺憾であり、行政としても私たち一同、何とか再開を願いたいと存じておるわけでございます。

ただ、企業には企業としての大きな問題があり、組合の皆さんにおかれては生活権の問題があるという中で現在、対立しておられるやに拝察しておるわけでございます。先般、代表の方々も議員さんも同道されて市長公室に参られたときに率直にお話もお聞かせいただき、要望も

いただいております。

ただ、やはりこうした労使間の問題でございますので、当然組合としては、地方労働委員会に労使間紛争調停の場として8日だったと思いますが、市長にお会いした足で地労委に参るんだという組合からのお話でございます。あるいは労使の話の中では、和議申請というものが会社側から出ているということを経営の皆さんからお聞きをしております。

したがって、民間における労使間問題でございますので、労使間でそうした調停機関を通じて十二分に話し合う中で一日も早く話し合いが付き、ひとつ市新という会社が再開できることを市長としてこいねがっているわけでございます。

ただその節、組合の皆さんから話のありましたことにつきましては、また、そういう機関で調停あっせんをするけれども、労使間の煮詰めの中で何かあったときに、行政としても市長からもよろしくという、実はお話も御要請もいただいております。したがって、私はこうした未曾有の繊維不況の中、地元の企業の労使間でこういう問題が起きることは遺憾であり、一日も早く正常な話し合いの中で再開されることを期待させていただいております。また、そうした点で、民間労使のことでございますが、要請があれば、幾らかでも正常に話し合い、そして、企業が再開できるためにまた、あっせんの労もおとりいただきたいという要請もございましたが、そうしたときには御連絡いただきたいというお返事をした一幕もございます。

したがって、いま、この問題につきましては、いろんなところで、あるいは地労委という労使間の紛争解決の場で話し合いが持たれつつあるやに私も拝察しておりますので、その辺の事態の進展に伴って、また、これについても地元の大事な問題であると理解しておりますので、私なりにこの事態を見守らせていただいておりますので、ひとつよろしく御賢察いただきたいと思います。

- 1番(寺田茂君) 財政問題から同和問題、大きく分けて四点について質問し、御答弁をいただきました。共産党としては今後、いろんな問題で予算委員会の中でもっと煮詰めた審議をしていきたい。

最後に市長さん、労使間の問題というふうに地場産業をとらえるんじゃなく、ひとつそういう積極面も生かして、市新の労働者も和泉市の財源にもかかわりますので、その点もひとつ前向きでお願い要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○

- 議長(坂上國治君) 皆さんの御協力によりまして、一般並びに総括質問は全部終了いたしました。

この際お諮りいたします。日程第1「和泉市立解放総合センター条例制定について」より日

程第20「昭和52年度和泉市病院事業会計予算」までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上十分御審議を賜りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

特別委員の選任につきましては、はなはだ借越ではございますが、私から選任させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、昭和52年度予算特別委員の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（北野丈夫君） 御報告申し上げます。

予算特別委員に藤原要馬議員、成田秀益議員、山口義一議員、大谷昌幸議員、上代卯之松議員、仁井明議員、田中包治議員、富山敏治議員、横田憲治郎議員、直村静二議員、勝部津喜枝議員、橋本佳行議員、金沢勝議員、

以上、13名でございます。

- 議長（坂上國治君） ただいまの報告どおり選任するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告どおり選任することに決します。特別委員の皆さんには連日お疲れのところ、また御多用の中をまことに御苦勞でございますが、よろしく願い申し上げます。

大変お疲れのところまことに恐れ入りますが、実は、先日上程いたしました52年度当初予算書の起債残高見込みの調書が、今回、51年度補正予算を提出するに際し、その表の数値が変わってまいりますので訂正をお願いし、その説明をいたしたい旨理事者より申し出がありますので、よろしく願いいたします。

なお、散会後に、先刻御選任をいただきました予算委員会の正副委員長の互選任を引き続きお願いしたいと存じますので、委員の皆さんまことに恐縮でございますが、委員会室に御参集くださいますよう、あわせてお願いしておきます。

○

- 議長（坂上國治君） それでは、理事者より説明願います。

- 財政課長（麻生和義君） 予算書238頁の地方債の残高に関する調書でございますが、議案第32号で御審議をお願いいたします昭和51年度一般会計補正予算中第4条で地方債の補正をさせていただくべく措置をいたしております。

それに伴いきして、この表の左から三つ目に「前年度末現在高見込額」という欄の数値が変わってまいります。普通債の衛生、土木、消防、教育、災害復旧のそれぞれの欄の数値が変わってまいります。したがって、一番右側の端の「当該年度末現在高見込額」、実は、52年度末の残高見込みでございますが、その数値が変わってまいりますので、よろしく御訂正をお願いいたします。

以上でございます。

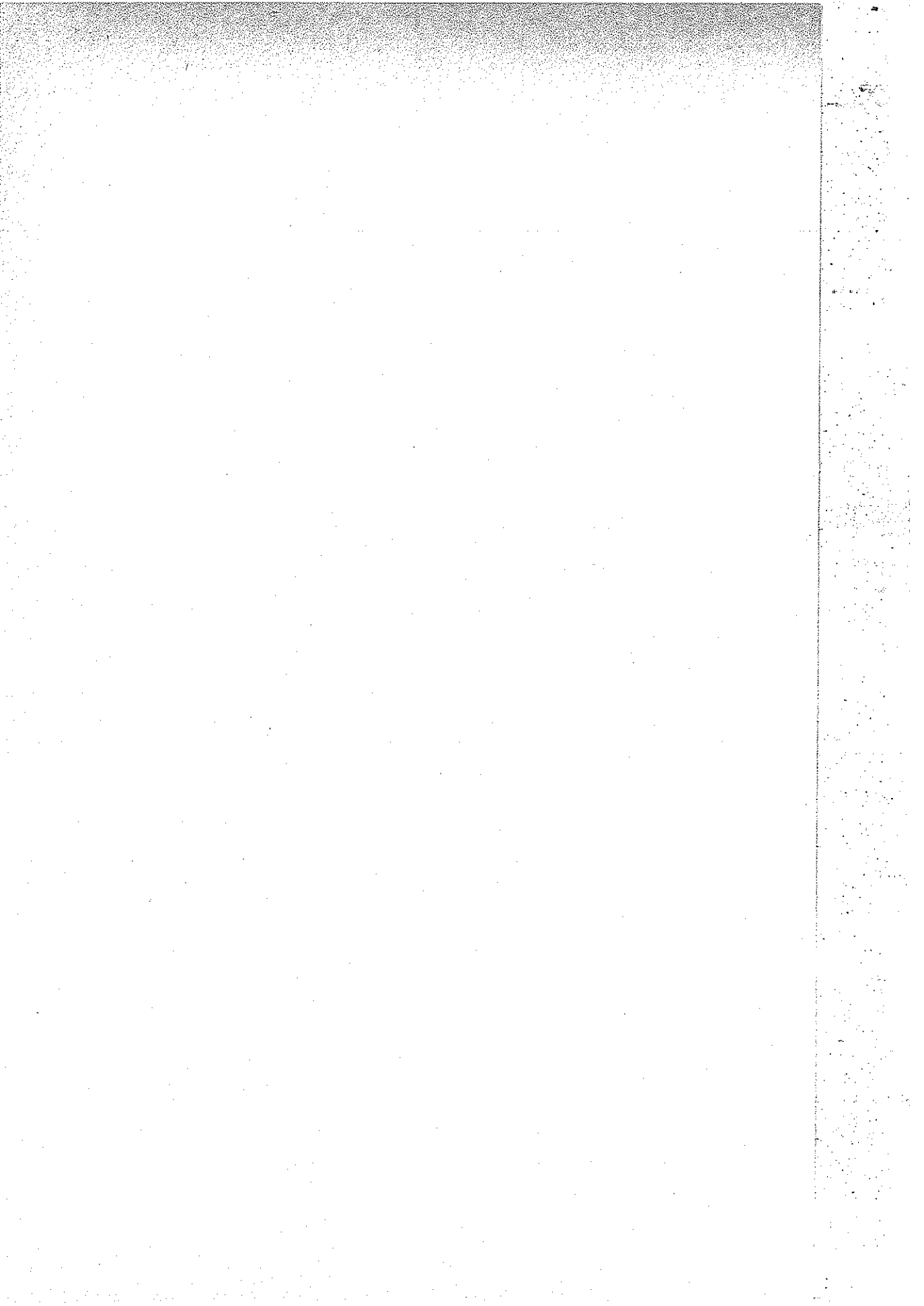
○

○ 議長（坂上國治君） 本日はこれにて散会いたします。

なお、明16日を休会とし、17日は昭和50年度決算認定及び議案の審議を行いますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後3時4分散会）

第 4 日



昭和52年3月17日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	17番	富山	敏治君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	夔馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤阪	和見君	28番	坂上	國治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財政課長	麻生和義
助役	坂口禮之助	同和对策部長	佐原行雄
収入役	橋本炳	同和对策部次長兼総合調整課長	生田 稔
市長公室長	西川喜久	重要施策推進室長	小林一三
市長公室次長兼秘書課長	杉本弘文	重要施策推進室次長	富田宏之
広報広聴課長	竹田明郎	市民部長	内田 繁
財務部長	宇沢清	市民部理事	吉岡昭男
財務部次長	門林六男	市民部次長兼福祉事務所長兼保育課長	中西淳富

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部長	山本俊兼	消 防 長	和田増義
産業衛生部次長	岩井益一	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
市参与兼 建設部長事務取扱	中塚白	教 育 委 員 長	堀内由延
建設部次長	森保	教 育 長	島城宗一
改良事業部長	林徳次	市参与兼教育次長	阪東重信
改良事業部次長	逢野一郎	指 導 部 長	乾武俊
水道部長	田中稔	管 理 部 長	広岡史郎
水道部次長	福本喬久	管理部次長兼総務課長	松村吉堯
用地担当理事兼 土地開発公社事務局長	西川武雄	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
用地担当(部次長級)兼 土地開発公社事務局次長	橋本昭夫	選挙管理委員会 事務局長	青木孝之
病 院 長	竹林淳	監 査 委 員	西口喜一郎
病院事務局長	平野誠蔵	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
病院事務局次長 兼庶務課長	藤原光夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 北野丈夫
 次 長 逢野博之
 議 事 ・ 調 査 係 長 西垣宏高

調 査 係 佐 土 谷 茂 一
議 事 係 山 本 雅 俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月17日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	認 定 第 3 号	昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
2	(50年) 請 願 第 1 号	母子家庭医療費公費負担に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
3	(50年) 請 願 第 3 号	老人重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容 の推進に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
4	(51年) 請 願 第 1 号	和泉市身障者福祉に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
5	(51年) 請 願 第 2 号	義務教育費予算増額に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
6	(51年) 請 願 第 3 号	南松尾幼稚園建設に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
7	(51年) 請 願 第 4 号	緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
8	(51年) 請 願 第 5 号	緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願 (厚生文教委員長報告)	
9	監査報告第1号	例月出納検査 (収入役扱 昭和51年10月分)	P・1
10	監査報告第2号	例月出納検査 (水道部企業出納員扱 昭和51年10月分)	P・6
11	監査報告第3号	例月出納検査 (市立病院企業出納員扱 昭和51年10月分)	P・12
12	監査報告第4号	例月出納検査 (収入役扱 昭和51年11月分)	P・17

日程	種別及び番号	件名	摘要
13	監査報告第5号	例月出納検査 (水道部企業出納員扱 昭和51年11月分)	P.22
14	監査報告第6号	例月出納検査 (市立病院企業出納員扱 昭和51年11月分)	P.28
15	議案第9号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.10
16	議案第36号	生徒負傷による損害賠償の額の決定及び和解について	追加 P.137
17	議案第32号	昭和51年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P.1
18	議案第33号	昭和51年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P.82
19	議案第34号	昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P.94
20	議案第35号	昭和51年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	追加 P.116
21	議案第22号	土地(部落共有地)処分について	P.96
22	議案第23号	土地(部落共有地)処分について	P.106
23	議案第24号	工事請負契約締結について ((仮称) 和泉第四団地Bブロック建設工事)	P.116
24	議案第25号	工事請負契約締結について ((仮称) 和泉第三団地第2期建設工事)	P.118
25	議案第26号	工事請負契約締結について ((仮称) 北池田幼稚園新築工事)	P.121
26	議案第27号	財産取得について(市立鶴山台南小学校校舎)	P.128
27	議案第28号	財産取得について(市立鶴山台南小学校体育館)	P.125
28	議案第29号	財産取得について(市立鶴山台北小学校体育館)	P.127
29	議案第30号	財産取得について(市立信太小学校校舎)	P.129

(午前10時26分開議)

- 議長（坂上國治君） おはようございます。議員の皆さんには公私ともに何かと御繁忙の中、多数御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長（北野丈夫君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは21名でございます。山口議員さんより遅刻の届け出がございます。その他につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

- 議長（坂上國治君） ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（坂上國治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については昨年12月、第4回定例会におきまして決算特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を貝淵博治委員長にお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長（貝淵博治君） 昭和51年12月開会の第4回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました昭和50年度一般会計並びに特別会計につき、その審査を去る2月16日開会の委員会において慎重審議をいたしましたので、その経過並びに結果につき概要を取りまとめ御報告申し上げます。

当日は市長、助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求め、提案理由並びに内容説明は本会議における議案上程時にされていることからこれを省略し、一般会計決算の歳出より款を追って審査に入りました。

まず、議会費につきましては、速記料の実態及び、会議録の議員に対する配付につき要望が出され、阪南都市の実態と、これを参考にしての本市の算出根拠、また、要望事項については議長と相談の上、意に沿うべく十分検討をいたす旨の答弁があり、職員による速記技術の養成と会議録の議員配付につき重ねて要望があり、議会費を終りました。

次に、総務費につきましては、同和対策の中の解放同盟和泉支部助成金3137万4940円の使用内容及び本決算額が支部活動の総費用なのか。また、使用については、市において内容を確認しているのか。隣保館費の報酬で非常勤嘱託員とあるが、これの男女別人数、仕事の内容及びその成果について。財産管理費では、公共施設の借地に対する今後の基本的な考え方と、現状の借地状況がわかる資料の提出につき要望があり、また交通関係では、交通公園の管理の実態と利用状況、路側帯設置並びに街路灯設置の工事内容及び場所等につき質問がありました。

第1点目の支部助成金については、事業教育を徹し精査いたしており、内容としては、事務費、行事関係費用、中央交渉等の全国的な行事費用、府連関係費、泉州ブロックにおける費用等に使用しており、また、この助成金で支部活動費の全額かどうかについては確認はいたしておりませんが、これを上回っていることは間違いないものと思われる。

なお、これの内容確認については、市においても確認はいたしている。

第2点目の隣保館の職員構成は、正職員8名、嘱託員10名、うち男子6名、女子4名となっており、これらの報酬については8万円から12万円の間であり、仕事といたしましては、地域の団体育成を図るため、約20団体の日常活動における指導相談活動に従事しており、その成果は、評価のいたしにくい問題であるが、住民の行事に参加する人数を目安としてとらえますと、成果は十分上がっているとのことであります。

第3点目の財産管理費の中の借地に対する方針については、財政事情からして、原則的には地主の協力を得て借地として継続をしまいたい旨の答弁があり、現状の借地明細書の資料提出についての要望がありました。

第4点目の交通公園の管理の実態と利用状況については、この管理は、交通公害課が所管いたしており、平常は南池田公民館の職員に管理を依頼し、除草等については、主管課において実施しており、使用状況は、春と秋の交通安全運動の実施時期に合わせ、中学生の交通安全教室を開催し、また、警察、交通安全協会との連携を保ちながら、各学校の要請に応じ定期的に自転車教室等を開催しているとの答弁があり、今後の有効利用を図るため、管理運営につき教育委員会と十分協議の上、施設の有効活用を図るよう要望がありました。

第5点目の交通安全施設の路側帯については、信太高石線延長137.2メートルを実施いたしており、メータ単価は452円。また、街路灯設置は、東側線に14基新設いたしたもので単価22万5千円であるとの答弁がありました。

その他節における不用額の高額な科目についてその理由及び予算編成上の指摘がありそれぞれ説明を受け、総務費を終わりました。

次に、民生費であります。身体障害者福祉会館建設事業費の会館新築工事費に対する設計

委託料の割合と、空調設備器機工事費に対する委託料を見た場合、空調関係の委託料は割り高なのはなぜか。老人福祉費では、独居老人の数とこれに対するホームヘルパーの配置状況。老人憩いの家に対する冷暖房設備の今後の方向について、の質問があり、保育所費では、園医に対する報償金と、乳幼児解放教育講師謝礼及び同和保育推進助成金の支給内容。南池田第一保育園事業費に関連して現状と建設見通し。また、現有保育施設の格差是正に対する改善方針。国府第一、第二保育園の排水問題。保母の配置基準と不足施設に対する充足の見通し等について質問がありました。

また、児童遊園管理費については、御立山児童遊園の修理についての質問があり、生活保護関係では、扶助費の中の慰問見舞い金、夏期歳末見舞い金等のうち、市単費で実施している内容。現在のケニスワーカーの配置状況とケース数の一番多い職員で何ケースを持っているのか、等の質問がありました。

第1点目の身体障害者福祉会館建設事業の中の委託料の問題については、会館新築工事費に対する委託料は重点管理のみの委託であり、日常の現場管理は、技術職員がこれに当たりますが、空調設備は特殊技術を要しますので現場における常駐管理費用が含まれている関係で割り高になっている。

第2点目の老人福祉費の独居人の数と、ホームヘルパーの配置状況については、現在、市内における独居老人は約245名であり、これに対するホームヘルパーは2名配置いたしており、現在の活動内容は、生活保護世帯の独居老人を対象に活動しているとのことでありましたが、今後とも実態把握に努め、必要な措置を講ずるよう要望がありました。老人憩いの家の問題については、冷暖房設備を設ける方向で努力してまいりたい方針であり、既設の施設で未設置についても、同様設置の方向で検討いたしてまいりたいとの答弁がありました。

第3点目の保育所関係では、まず、園医の報償金については、平均4万円で21園分。乳幼児解放教育講師謝礼は、同和保育の基本方針にのっとり、保母、父兄、教育者集団が一体となって取り組んだ研究会の講師謝礼であり、同和保育推進助成金については、同和保育園に勤務する職員163名に対し自主的な研修費用として1人月額2,500円を支給いたしたものである。また、南池田第一保育園の建てかえ事業の見通しについては、現在、地元の接衝が終わり、近日中に進入路の着工を計画しており、河川の護岸工事が府において52年度に施工される予定であるので、これが終わり次第、財政事情を考慮し造成工事に入りたい。また、保育施設の格差是正については、最近建築の園舎と、市発足前からの施設の格差は大きいものがあり、これに対しては、中期的な計画により、財政の許す範囲において、老朽のひどいところから建てかえ、または改修等の措置を講じてまいりたい。国府第一、第二保育園の排水の問題について

は、早急に調査の上改善を図る。保母の不足については、人事課と十分調整を図り、平常保育に支障のないよう配置基準に照らし体制を整備いたす旨答弁がありました。

第4点目の御立山児童遊園の修理については、実態調査の上善処することであり、第5点目の生活保護費関係の扶助費で市単費で実施している内容は、小中学校入学祝金62名で1人5千円。生活保護家庭在宅者慰問見舞い金541世帯で、その内容は1人世帯2,500円、2人世帯3,000円、3人世帯3,500円、4人世帯以上4,000円。社会福祉施設入所者見舞い金で251名、年間1万5,000円。結核入院患者夏期歳末見舞い金で110名、年間1万9,000円を支給いたしたものであり、ケースワーカーの配置状況及びケース数については、職人9名うち1名が査察指導の補助を行っており、ケース数については約700、1人当たり平均80未満となっており、最高で90ケース程度であるとの答弁がありました。厳しい財政事情の中ではあるけれども、恵まれない人たちにしわ寄せをしないよう、より充実した方向を目指して取り組まれるよう要望があり、民生費を終わりました。

次に衛生費につきましては、診療所費で南横山診療所の委託料132万円が支出をされているが、その内容と委託先はどこか。また、塵介処理費の不燃物処理地の整地委託料262万2千円、黒石不燃物処理地設計委託料48万円、不燃性廃棄物集積所工事費310万円のそれぞれの使用内容。松尾寺不燃物処理建設用地に対する現在の進行状況と今後の見通し等について質問がありました。

これに対し、第1点目の診療所の委託料については、委託先は農協立の横山病院に委託しており、毎週2回火曜日、金曜日の午後1時30分から3時までで、執務者は医師1名、看護婦1名、事務員1名と運転手が従事されており、委託料の算定は、市が行う各種予防接種等による医師、看護婦の報償費等を参考に月額11万で委託しており、利用状況では、1回平均80人、年間約1,054人が受診されている旨の答弁があり、山間部における医療体制の充実を図る意味から、今後とも十分なる措置を講じられるよう要望がありました。

第2点目の塵介処理関係については、整地委託料262万2千円は、昭和48年から処理地として利用している笹形処理地を整地したものであり、黒石不燃物処理地設計委託料48万円については、なお一層処理可能ならしめるため整備を行った工事設計費用である。不燃性廃棄物集積所は、府中町共有地の御協力を得て、不燃性廃棄物の集積場所を設置するための工事を行ったものであり、また、松尾寺不燃物処理建設用地については、現在、3万2,581平方メートル、15筆の買収が終わっておりますが、当初計画からして三筆について代替地の関係から未買収となっており、市はもちろんのこと、地主の方々においても事情十分御理解いただき、みずから代替地を探していただいている実態であり、本年度中にこれらの用地買収を完了したい旨の

答弁がありました。地元住民との十分なる話し合いにより、公害問題の対策にも配慮し早期に使用できるよう取り組まれたいと、美しい町づくりと道徳心の向上を図るための環境保全条例の制定につき提唱があり、衛生費を終わりました。

次に、労働費は別に質問がなく、農林水産費については、農業振興費で有害鳥獣補獲事業委託費の不用額が生じた理由と、農業協同組合費の合併研究会負担金に対する進行状況と市の指導方針等について質問がありました。

第1点目の有害鳥獣補獲事業については、当初計画では、中、山間部以西全体を事業区域として計画いたしましたのであるが、農用地の見直しを50年度に行うべく予定をしておりましたが、国の補助事業の関係で51年度に延期したもので、これに相当する分は、51年4月早々に横山地域で行っており、50年度としては、北池田校区だけを行なったのみで不用額が生じた。

第2点目の農協合併の問題については、昭和36年、国において農協合併助成法が制定され、期限は53年3月末までであります。この法の趣旨といたしまして、一市一農協、組合員1千人を理想としており、本市においても昭和46年8月、合併研究会を設立し、早期に実現を図るべく取り組んでいるのが現状であり、研究会には現在、市内11農協のうち9農協が参加しており、各農協の特殊事情によりいろいろと困難な問題があるが、参加願っている関係者の意向としては、やはり一市一農協を理想と考えており、ただ問題点としては、この研究会に全農協が参加をされていないという理由の解明に現在努力をいたしている状況である。市といたしましては、法の精神である自主合併という基本線を尊重しつつ、でき得る限り合併促進が図られるよう、府並びに関係団体と協議を進め努力をいたしていくとの答弁があり、農林水産費を終りました。

次に、商工費については、技能取得費の技能取得生活保障費。技能取得委託料の内容。中小企業経営指導育成費の新規産業開拓負担金。中小企業輸出振興促進補助金の使途及び効果。観光費については、榎尾山公園の管理上の問題点の指摘と、社会教育施設としての青年の家との管理の一元化について。勤労青少年ホーム関係では、現在の運営状況について、金融対策費では、銀行預託金と、この資金の貸し付け状況についてそれぞれ質問がありました。

まず、第1点目の技能取得生活保障費については、世帯主で講習期間中において所得が減額した分について支給したもので、大型、普通自動車各4名分であり、技能取得委託料の使用内容は、大型自動車3名分、普通自動車19名分、簿記技能取得1名分、合計で23名分である。

第2点目の中小企業経営指導育成費の新規産業開拓助成については、人造真珠事業が発展途上国の追い上げと対米輸出の不振等、これらの打開策として、国、府の補助を受け、ヨーロッパ、中近東等の販路開拓及び海外市場における消費者動向等の調査研究を行っており、この

ための費用として市が助成いたしているもので、中近東においてはかなりの成果をあげている。また、中小企業輸出振興促進補助金は、大阪貿易センターに展示いたします費用の一部を助成したものであり、第3点目の観光費の榎尾山の管理運営上の問題では、榎尾山は公園事業として運営しているが、観光問題が現状大きなウェイトを占め、植木等の管理については御指摘のような現状であるが、本年度において十分なる措置を講じて参りたい。

なお、青年の家については、その利用状況は市外からの利用が大半を占めており、運営面における経費の補助もない中で、府段階において運営願うべく接衝を重ねており、御指摘の管理の一元化については、関係課において十分協議を図り、対策を講じてまいるとの答弁がありました。

第4点目の金融対策費の銀行預託金については、預託金4千万で銀行融資枠2億を確保しており、50年度利用状況は、40件、7千万円の融資を行ったとの答弁があり、貸し付け条件の緩和等につき検討されるよう要望が出され、商工費を終りました。

次に、土木費に入り、道路橋梁新設改良費で唐国池田線の進捗状況、防衛施設整備事業の上代伏屋線の減額理由と本年度事業との関係、公園費の中の肥子池公園整備についての現状と見通し、街路事業費の和泉中央線の全面開通時における泉大津粉河線との合流地点の整備についての考え方、泉大津阪本線の現存する支障物件に対する処理の見通し、浸水対策費では、伯太北排水路整備事業の50年施行部分の内容等につき質問がありました。

第1点目の唐国池田線の進捗状況については、本工事は、府道泉大津粉河線より工事を進めており、50年度時点における進捗率は約30%である。

第2点目の上代伏屋線については、防衛施設局とのヒアリングの段階で減額されたもので、本年度事業とは関係ない。

また、第3点目の肥子池公園整備の見通しについては、水利の問題も残されているが、52年度において部分的にでも整備し、公園としての供用開始を行いたいとの答弁がありました。

また第4点目の和泉中央線の問題については、御指摘の場所は、粉河線、小栗街道とも交差しており、現状はガードレール等で車線制限を行なっているのであるが、これを取り除くとするならば、少なくとも、粉河線の泉南線までの改修を図らなければならないと考えており、当面は現状のままでの供用開始もやむを得ないとの考え方が示されました。

泉大津阪本線の支障物件については、借地権の問題により難航しているが、本年度中に解決いたすべく努力してまいりたいとのことであり、第5点目の浸水対策の伯太北排水路整備事業については、工事施行は、泉北環境施設組合で施行いたすことになっており、完成日途は53年度に置いている。都市下水の府中北幹線の50年施行部分は、榎尾川の阪和橋詰の工事であ

るとの答弁がありました。

その他数点について質問が出されましたが、それぞれ当を得た答弁があり、土木費を終わりました。

次に、消防費については、消火栓及び防火水槽の設置状況につき質問があり、消火栓の設置基準に基き整備をいたしており、水道管の細い地区等については防火水槽を設置しており、現在約20カ所あるが、年次計画により毎年2カ所程度増設しているとの答弁があり、消防費を終わりました。

次に、教育費であります。幼稚園費の私立幼稚園に対する補助金の内容及び補正増額した理由。留守家庭子供会の設置状況と、これに対する基本的な考え方。PTA予算決算の実態掌握をしているのか、また、掌握しているとすれば、どのように考えているのか。その他施設整備関係予算の執行上の問題点。泉北地区教育事業分担金及び特別会計繰出金の内容、歯科検診の充実、教員の男女比率等についての質問がありました。

これに対し、第1点目の私立幼稚園の補助については、現在の補助金の内容は、就園奨励費補助として国の補助金を受け、それぞれの所得に応じて支給額を定め支給しており、保育料の補助金については、市単費で年間1人2万4千円、人数にして1,270名に支給いたしましたもので、公立幼稚園保育料との格差是正を図る意味から実施しており、他に設備補助金、連合会補助金として、1園20万円の補助金をいたしたものであり、補正増額の理由としては、当該年度において、私立幼稚園の保育料が値上げされたので、当初予算において1人月額1,500円計上いたしましたのを2,000円に補正いたした旨の答弁がありました。私立幼稚園は、公立幼稚園の肩がわりをしているという意味からの保育料の格差是正の補助は理解できるが、補助基準等十分検討し適正を期するよう要望がありました。

第2点目の留守家庭に関する質問については、現在設置運営しているのは国府、信太、幸、の3校区に設置しており、この制度は、児童福祉法第24条及び39条の規定に基づき実施されたもので、当初は校庭開放という形で進められてまいりましたが、昭和46年に府において留守家庭児童会という名目で補助が行われるようになり現在に至っておりますが、所管部署及び運営上の問題点等につき十分検討を加えてまいりたいとのことであります。

第3点目のPTAの予算、決算状況については、毎年、学校教育費調査により決算状況の分析を行い、公費、私費負担区分を明確にしており、当然、公費負担を必要とするものについては、今後とも大いに対処してまいりたいとの答弁がありました。

その他の質問事項については、それぞれ当を得た答弁があり、教育費を終わりました。

次に、公債費、諸支出金、予備費、災害復旧費を一括して審議し、まず、公債費については、

公債費に占める元金、利子の割合と、52年度における利子等につき質問があり、50年度における公債費は約8億円で、51年、52年と公債費が累増してくれるのであるが、それに対する元金、利子の割合は、利子の方が大きく上回っており、52年度においても、公債費に占める利子は約10億になるような状況にあるとの答弁がありました。

諸支出金については、開発公社に対する貸付金8.360万円の内容についての質問に対し、この貸付金は、公社が大阪府都市整備委員会から資金を導入する場合、一般会計からその事業費相当額の3分の1を導入しなければならないという貸し付け条件があり、これを受けるために貸し付けを行うもので、単年度精算を行っている旨の答弁がありました。

予備費、災害復旧費については、別に質疑がなく、以上で歳出を終わりました。

続いて歳入決算を一括して審議いたすことにし、市税収入の落ち込みの理由。国有提供施設等所在市町村助成交付金の現状と今後の見通し。公債費国庫補助金の利子補給の内容。市債激増に対する財政運営上の問題点、交付税に関連して普通交付税、特別交付税の本年度の見通しと増額対策等について質問がありました。

第1点の市税の落ち込みについては、当初予算の段階では、対前年度伸び率3.3%伸びの調定をいたしました。石油ショック以来の不況により9%の伸びにとどまり、約3億4千万の減収が生じた。

第2点目の国有提供施設等所在市町村交付金については、50年度2,700万円、51年度5,032万6千円であり、52年度の見通しは、政府予算では対前年比18.9%という上昇率からして1千万弱の伸びしか見込めないと考えているが、本市のいろいろな特殊性を主張し、少なくとも、当面要求としては、台帳価額72億に対する固定資産税率を掛けた約1億円を最低限の目標として要求をしてみたい。

第3点目の公債費国庫補助の利子補給については、昭和41年度に施行された人口急増都市の義務教育施設の用地拡張に充当した起債で、縁故資金と、政府資金の金利の差を補給されるもので、50年度で本制度は廃止されている。

第4点目の市債の激増に対する問題点の指摘については、起債総額90億のうち約60億が教育施設整備に充当した起債であり、今後においては、起債の元利償還、公債比率に留意しながら財政運営を図ってみたい。

第5点目の交付税の増額対策については、現行地方財務制度を踏まえ、特別措置法の10条規定の全面適用、交付税算定に対しての各種補正措置への努力、種地の引き上げ等、交付税増額に対するあらゆる努力をいたしてまいるとの答弁があり、政治的にも積極的な運動を展開するよう要望がありました。

その他に数点にわたる質問がありましたが、それぞれの答弁を了承し、歳入を終わりました。本決算認定につきお諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果賛成多数で認定することに決した次第であります。

引き続き国民健康保険事業特別会計決算について御報告申し上げます。

本会計については、歳入歳出一括審議に入り、49年度繰上充用金5,762万円の内容及び50年度における単年度収支の状況等についての質問に対し、49年度においては、2度にわたる医療費の値上げがあつたにもかかわらず、保険料率を据え置いたため、48年度まで健全財政を維持してきた国保財政も大幅な赤字が生じましたが、50年度においては、3,025万円の単年度黒字を計上いたしましたので、累積赤字が減少いたしましたとの答弁がありました。国保事業については、国の委託事業という点を踏まえ、国に対し財政健全化のための措置を強く働きかけるよう要望があり、これを終わりました。

本決算の認定につきお諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に、土地区画整理事業特別会計決算について御報告申し上げます。

この会計については、前年度繰上充用金1,153万7千円についての質問が出され、事業促進に鋭意努力の上、精算してまいる旨の答弁があり、反対意見があつたので採決をいたしましたところ、賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算について御報告申し上げます。

本会計については、図書館建設用地の場所、面積、単価について、和泉中央線の事業費を更正減額した理由につき質問があり、第1点目の図書館用地については、場所は体育館の西側、面積は6,163平米、単価は平米当たり2万円である。また、和泉中央線の更正減額した理由については、土地収用関係の諸手続の必要性から用地取得が延期になり、かわって図書館用地取得の必要が生じてまいりましたので更生を行い、経理の明瞭を期するため本特別会計に計上いたしましたものであるとの答弁がありました。

本決算認定につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決したのであります。

以上が本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定されるようお願いいたしまして、私の報告を終わります。

○ 議長（坂上国治君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 22番(勝部津喜枝君) 共産党を代表して50年度決算に対する討論を行います。

まず、この予算は、前藤木市長の時代につくられた予算であるということです。当初予算のうち50%以上が同和関連予算として生まれ、その内容も、富秋中学校、解放センターなどに見られるように、全く特定団体言いなりのデラックスな事業予算が組まれております。この内容は、今日の200億以上の借金を生み出す大きな原因にもなり、さらに富秋中学校問題に見られますように、なお今日までも教育行政上における混乱を招き、市民の間の不安も招いております。財政破綻に大きく導く内容であり、この予算政策にみずから参加していながら、二人の助役がやめざるを得ないところにまで落ち込んだ内容になっております。

さらに、固定資産税の同和減免を初めとする諸政策の中における取り扱いで所得制限などの基準も非常にあいまいであり、窓口一本化による弊害が明らかにあらわれております。

このように50年度予算は、まず第一に大幅な借金をこしらえた予算であり、第二番目に、市同促を設置しないままの住民合意の得られない同和行政が続いております。

さらに三番目に、無認可保育所の助成金などにも見られますように、福祉の向上の努力が見られない内容になっております。

このような理由から、共産党は一般会計に対し反対の態度を表明いたします。さらに、国民健康保険事業会計、土地区画整理事業会計に対し反対し、公共用地取得事業会計につきましては賛成の態度を表明して、共産党議員団の討論といたします。

- 議長(坂上國治君) 次に、賛成の方の討論を願います。
- 6番(大谷昌幸君) 賛成の理由を述べさせていただきます。

先ほど委員長より報告がありましたが、私の賛成する立場から2、3の意見を申し上げたいと思います。

わが国の経済は昭和48年のオイルショック以来、従来の高度成長路線より低成長時代へと歩み続けてまいりましたが、不況の長期化、とりわけ地場産業である繊維産業の長期低迷が遅々として回復せず、国家だけでなく、本市としても非常に厳しい財政状況の中に置かれているのは周知のとおりでございます。

これに対し、政府も景気刺激対策として公定歩合引き下げ、公共事業の推進等、種々政策が講ぜられたところでありますが、景気回復は一向に進展せず、ますます地方財政を圧迫している現状であります。

このような状況のもとで、本市といたしましても昭和44年の赤字再建団体離脱後、健全均

衡財政を堅持してきておりましたが、50年度2億8,600万円余の赤字決算となったことは憂慮すべきことですが、年度半ばより引き継がれた池田市長の指導のもと、理事者側の総力と英知を結集されて健全化措置を講ぜられたため、当初見込まれた赤字額より大幅に縮小でき得ましたことはその努力の結果であり、大きく評価されていいと思います。

まず、歳出について申し上げますと、総額219億8千万円余のうち、投資的事業は実に132億3千万円余を投入し、全体の60%を占めるもので、住民サービスの一層の強化と行政水準の向上に資したことは、この数字で明らかとなっております。

その他消費的な経費については極力削減を図ったものと思われませんが、異常な物価高騰の中で若干の増加を見たことはやむを得ないものであると思われれます。

一方、歳入について申し上げますと、総額219億3千万円余であります。このうち、国、府から導入した資金及び起債を含めて141億3千万円余となり、全体収入の64%を占め、中でも地方債については90億6千万円余で実に41%を占めております。これは現行の制度上やむを得ないものと思われませんが、今後の財政運営に与える影響は非常に大きいものとなるため、自主財源の確立が急がれるとともに、建設事業等については、財源構成等を十分に考慮して執行されるべきであろうと思われれます。今後、理事者各位におかれましては、なお一層の努力を期待するものであります。

その他特別会計についても円滑な運営を図り、住民福祉向上のためさらに研さんされるよう要望して、私の賛成意見といたします。

○ 議長（坂上國治君） 以上で討論を終わります。

ただいま反対、賛成の御意見がありましたので、採決を行います。

それでは採決に入ります。昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、よって昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには御審議まことに御苦労さんでございました。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第2「母子家庭医療費公費負担に関する請願」より日程第8「緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」までの7件を一括議題といたします。

本件につきましては、いずれも厚生文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果報告を金沢勝委員長にお願いいたします。

（厚生文教委員長報告）

○ 厚生文教委員長（金沢勝君） 昭和50年3月31日開会の第1回定例会において、当厚生文教委員会に付託され同年9月16日審議、10月2日開会の第3回定例会において中間報告を行い継続審議となっておりました昭和50年請願第1号「母子家庭医療費公費負担に関する請願」並びに昭和50年7月24日開会の第1回臨時会において付託され、同年9月16日審議、10月2日第3回定例会において中間報告を行い継続審議となっておりました昭和50年請願第3号「老人重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願」、昭和51年8月6日開会の第2回臨時会において付託された請願第1号「和泉市身障者福祉に関する請願」、昭和51年10月29日開会の第3回定例会において付託された請願第2号「義務教育費予算増額に関する請願」、請願第3号「南松尾幼稚園建築に関する請願」、昭和51年12月20日開会の第4回定例会において付託された請願第4号「緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願」、請願第5号「緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」、以上7件について、昨年11月10日と本年1月26日の2回にわたり委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について取りまとめ御報告申し上げます。

委員会は全委員出席のもとに理事者より市長、助役、教育長、並びに関係部課長の出席を求め、第2回目の委員会は市長出張のため欠席でありましたが、他は全員出席のもとに審議に入りました。

まず、昭和50年の請願第1号「母子家庭医療費公費負担に関する請願」についてであります。冒頭に申し上げましたとおり、50年10月の第3回定例会において、本件については、国、府において実施していない現状の中での医療機関との調整と財政上の問題等から、研究課題として継続審議となっておりましたので、理事者に対し、その後における検討結果につき説明を求め審議に入りました。

これに対し理事者の説明は、継続審議となった趣旨を踏まえ、まず、府に対し各市協調して本制度化を図るべく強く要望し、府も大阪府衛生対策審議会に母子家庭に対する福祉医療についてを諮問いたし、現在もなお審議中であり、いまだ答申がなされていない状況にあり、さりとて本市単独で実施することは困難であるので、府に対し早期に答申が得られるよう強力に働きかけるとともに、各市の動向に注目しながら研究、検討を加えてまいりたいとの説明がありました。

委員より、本件実施する場合の所要財源、各市の実施状況、母子家庭の実態把握の状況と、府に対する要望の具体的経過等について質問が出され、所要財源としては約2千万円。他市の実施状況では、現在、吹田市が中学校就学前の児童を持つ母子家庭のみを対象に51年8月より実施、町村では、47年に島本町が20歳未満の児童を持つ母子家庭に対して実施している

旨説明がありました。母子家庭の実態把握と、府に対する要望の具体的経過については、関係団体を通じ実態把握に努めており、府に対しては、担当課長会等を通じ要望をいたしており、現状は、大阪府衛生対策審議会の医療部会で審議中なるも、医師会との接触が困難であるように聞いておるとのことでありました。委員にお諮りいたしましたところ、本件については、なお引き続き審議を続行していく必要があるとの意見でありましたので、継続審議といたすことに決定いたしましたのであります。

次に、50年請願第3号「老人重症身体障害者母子家庭等を対象とする福祉埋容の推進に関する請願について御報告申し上げます。

この件につきましても、先の請願と同様でございまして、50年10月の第3回定例会において中間報告がなされ、その中で本件は、府下全域で実施されたいという趣旨のもとに提出されたもので、他市においても本市同様の請願が提出されており、この意味から府下の担当課長会において協議され、府において制度化を図るべく要望していくとのことであり、市単独事業としては、財政上の問題から実施が困難であるとのことから継続審議となっておったのであります。この経過の上に立ってまず、その後の各市の状況並びに府の動向等につき説明を求め審議に入りました。

これに対し理事者より本件についても、基本的な考えとして、実施主体は府がやるべきであり、府に対して強く要望しており、府が制度化した時点では、市においても十分検討をいたすものであり、この問題についても、市単独事業として施行することは、いまま困難である旨の説明がありました。

この説明を受けて、各委員より所要財源、各市の状況等につき質問が出され、回答として、所要財源については、実施方法すなわち対象者費用負担の割合、実施回数等、そのやり方によって変わってまいりますので、これに対する必要経費として幾らということは、いまの時点では算出していない。また、現在、府下においてこの制度を実施しているのは岸和田市の一市のみで、内容は、老人については77才以上、身障者及び母子家庭については、年間を通じ2枚を交付、その負担割合は、市が4分の1、業者4分の1、本人4分の2という内容で現在、実施しているとの答弁がありました。

本件についても現在、府段階において検討中とのことでもあり、府の動向を見きわめる必要があるので、なお引き続き継続して審議を行うことで、お諮りいたしましたところ委員の賛同を得たので、継続審議として取り扱うことに決定いたしました。

次に、昭和51年請願第一号「和泉市身障者福祉に関する請願について」御報告申し上げます。

まず、本件に対し理事者の考えを問いましたところ、請願の趣旨は十分理解しており、団体助成金については、毎年度わずかではありますが増額の措置を講じており、また、重度障害児童等給付金制度の給付拡大については、本制度は、国における障害福祉年金及び府における重度障害児給付金交付要綱に準じ支給範囲を定めており、現状、市として独自で要望を実施するのは困難な状況にあるため、国、府に対し制度の給付拡大を積極的に働きかけてまいりたいとの説明がありました。各委員より本請願を実施するための所要財源、団体の構成員、活動状況、身障者手帳交付者の各級の障害程度と人員等につき質問があり、これに対する答弁として、身障者手帳を交付している現在の数は身障者児を合わせ1,866名であり、所要財源については、各級における支給要望額が示されていないので算定は不可能である。また、団体の構成員は現在279名加入しており、各級における障害の程度については、口頭では説明いたしかねるとの答弁があり、委員から資料として団体助成金要望額の算定基礎、給付拡大については、各級の障害内容の一覧表と隣接市町村の実施状況等提出するよう要望があり、次回継続して審議を行うことにいたしましたのであります。

その後、要求資料は12月に各委員に配付されましたので、これを受けて1月26日、引き続き本件の審議を行いました。

理事者から、その後の検討結果につき発言を求め、審議に入りました。理事者からは前回同様、趣旨は十分理解しており、特に社会的弱者として身体にハンデを持つ団体での請願でもあり、要望を満たしたい気持は十分あるのであるが、団体助成金にしても、現在の財政状態では実績を維持することについても困難な状況にあり、増額の措置を、仮にとるとするならば、これら同種の各種団体との均衡上他に相当の財源が必要となり、また、給付金の範囲の拡大については、現在、府が1、2級を制度化しており、障害状況と本制度の趣旨を踏まえ、これに加えて市単独で3級まで拡大を行っているが、これを6級まで、すなわち身障手帳交付者全員に拡大することになれば4、5、6級で1,141名があり、財源的に非常に困難であるので、府における制度の給付拡大を積極的に働きかけてまいりたい旨の理事者の答弁がありました。

各委員から請願事項実施の方向でのいろいろな質問、意見が出されましたが、請願の趣旨、理事者の説明事項、府及び各市の動向等をなお十分検討する必要があるとの判断から、委員にお諮りし、継続して審議を煩わすことに決したのであります。

次に、昭和51年請願第3号「義務教育費予算増額に関する請願について」を御報告申し上げます。

まず、理事者より本件についての説明を求めましたところ、各項目について次のとおり説明がありました。

第1項目の備品消耗品等の削減分並びに第2項目の給食用需用費の削減分については、昭和51年度当初予算の段階で緊迫した財政事情から削減しておるが、この2点の問題については、校長会等直接学校運営管理の責任者から教育効果向上に支障をきたすため復活するよう強い要望を受けており、現在、今年度末までの学校運営に欠くことのできない費用について精査検討を加えている段階であり、第3項目については、学校保健会、医師会との協議の中で決定された事項に基づき実施しており、この問題については財政問題もさることながら、医師会、学校保健会の協力を必要とするため、現状、医師の不足から実施困難が予想されるわけであるが、対象児童の拡大に努力を払ってまいりたいとの説明があり、また、第4項目の研修費、被服費、転退職慰労金については、今後、積極的に検討を加え、意欲をもって取り組んでまいりたいとの説明がありました。

これに対し、委員より次のとおり質問がありました。請願事項を実施するとしての必要財源、請願項目の中に示す割合の算定基礎、給食用燃料のプロパンガス業者の選定方法、請願項目1、2については財政事情の問題であるが、3については、医師の不足が原因か、請願内容に示す別表に誤りがないか、各PTA会費の学校運営費に負担している実態調査実施の有無、ありとすれば、その割合及び考え方等につき質問が出されました。

これに対する説明は、必要経費はおおむね1,550万円と推定され、また、請願項目に示す割合は前年度対比であり、給食用燃料のプロパン業者の選定については、燃料はプロパン軽油を使用しており、業者の選定は市財務部管財課で入札等により年間価格契約するなど、最善の策を講じて決定している旨説明がありました。また、請願項目1、2については、財政事情の問題であるが、3については、医師の不足が原因かとの質問に対しては、医師不足、予算等双方に原因があり、別表の中身については、小学校は相違ないが、中学校の消耗品費の場合は、教科書の改定による指導書等買替費を差し引く必要があり、50年度生徒1人当たり年間予算額22,522円というのが15,744円、51年度9,344円の減となっているのが22,994円になるとのことであり、学校運営費に係る父兄負担の調査については、毎年8月に学校教育調査で文部省の規則によって調査し教育費の資料としており、これによりますと、小学校徴収金としては2,082万3千円となっており、認定調整金としては3千円御負担願っており、また、中学校においては1,572万2千円の負担となっている。しかし、これらを分析いたしますと、消耗品、修繕費等消費的経費に要したものと、修学旅行等諸活動補助に要したものと等、直接保護者負担されたものと等があり、これら私費、公費の負担区別と理論づけが非常にむづかしく、分析の中で当然、公費負担を必要とするものは、厳しい財政難に直面はいたしておりますが、義務教育無償の趣旨に照らし予算措置を図り、父兄負担の軽減に努めてまいる旨の説明がありまし

た。

委員から、本請願は校長会等教育に携わる現場からの声だということを十分考慮し、財政事情もさることながら、請願の趣旨、実態を十分踏まえ、対処されるよう要望があり、引き続き審議を行うこととして、結論を次回に持ち越しました。

これを受けて1月26日、引き続き審議を行い、まず、その後における理事者の検討結果につき説明を求めましたところ、請願事項の備品、消耗品等の増額については、50年度消耗品費等の学校配当は、小学校1,104万9千円、中学校1,012万4千円で、合計2,117万3千円となっているが、当該年度は中学校の教科書改訂の年に当たっていたので、これの指導書購入費533万4千円が予算化されており、51年度では小学校954万4千円、中学校632万1千円、合計1,586万5千円で、本年は教科書改訂年でないので、指導書購入費を177万7千円の計上にとどめており、したがって、指導図書購入費の差額355万6千円を差し引くと、50年度と51年度の差額は小学校で150万4千円、13.7%、中学校で247万7千円、4.8%となっている。

以上のような昨年との対比結果となるが、本年度12月の第4回補正予算で、卒業記念品費として小学校168万円、中学校85万円を計上し、さらに、予備費の流用による臨時措置として一般校用消耗品費として小学校160万円、中学校175万円の支出をすることにしており、その結果、卒業記念品費を別にしても、51年学校配当消耗品費総額が小学校1,114万4千円となり、50年度に比べ9万5千円のわずかながらの増額となり、中学校については総額807万1千円で、先ほどの指導書購入費を差し引いた金額と対比すると150万2千円の増額となる旨の説明がありました。

また、備品費については、50年、51年度市配当予算対比で小中学校合計で276万5千円の減少を見ているが、本年度は、幸農協の御好意による寄付金のうち350万円を中学校図書購入費として配当し、さらに、国庫補助対象教材備品購入費として、51年度小学校1538万円、中学校868万円を計上している旨説明がありました。

次に、請願項目2の給食用需要費については、直接子供の口に入らない光熱水費については、特に調理用燃料は、個人の負担とならないよう実態調査の上対処していきたい。電気水道料については、直接市の予算から支出しているので毎年、100%の市負担となっている。

第3点目の検尿、眼科、耳鼻科検診についてであります。検尿については学校保健法との関連をも考慮に入れ、財政危機の折でもあるので隔年実施としたのであります。学校の協力を得、市薬剤師会の協力のもと、全員実施について検討しており、眼科、耳鼻科については予算的な問題もあるが、医師不足が最大の理由で、そのなかでいかにして全児童生徒に実施したの

と同等の効果を上げられるかの検討を学校医を中心として研究し、アンケート方式を取り入れる等の方法により実施しており、さらに検討をしてみたい旨の説明がありました。

第4点目の教職員の研修費、被服費等については、研修費は現在、予算化されていないが、近隣都市との関連をも考慮し、本市の財政事情をも勘案して自主的な立場で対処してみたい。被服費については、冬服3年、夏服2年となっており、52年度は改定の年となっているので、この年に一斉実施をしたい。

転退職慰労金については、本年の退職または他市への転勤についての実態を把握した上で対処して参りたい旨の説明がありました。

この説明に対し、転退職慰労金の算定根拠及び性格はどのようなものか等の質問があり、説明として、算定根拠は、和泉市に勤務していた年数1年につき千円を基準にして記念品料的な気持ちで贈るもので、府職員であるから府で措置願うというふうな性格のものでないとの説明があり、一部委員から、請願項目1.2.3については、請願内容に近い形ですでに措置されたようであり、4については、鋭意努力をしていくとのことでもあるので、本件については、委員会において採、不採の結論を出さずに本会議に差し戻してはどうか等、いろいろな意見が出されましたが、委員の多数意見として、学校運営に欠くことのできない必要経費であるならば、当然、教育委員会において調査し対処すべきであり、請願項目においても、現時点ですでに満たされている部分もあるという現状をも踏まえ不採択にすべしとの意見が出され、お諮りいたしましたところ、一部委員より採択すべしとの反対意見がありました。多数決により本件不採択に決したのであります。

次に、昭和51年請願第3号「南松尾幼稚園建築に関する請願について」の報告を行います。

理事者から本件に対する説明として、当幼稚園は、旧南松尾村役場から市の連絡所、診療所等を経て49年4月に688万7千円の工事費により開園いたしましたもので、当地域には私立幼稚園がない中で、地元の強い要望にこたえ、具体的要件を満たすことなく府の了解を得て設置運営しているのが現実であり、請願の趣旨は十分理解いたしており、幼児教育の重要性の認識の中で、市として一校区一幼稚園の基本方針により鋭意取り組んでいるところであるが、今回の請願についても、基本方針と府補助金の取りつけ等を十分考慮し、全市的な立場から検討をしてみたい旨の説明がありました。

以上の説明により、各委員より現在の借地の状況と、今回、買収した敷地の内容はどうなっているのか、現在の施設は、幼稚園としてあまりにも不備であり、土地買収済みでもあるので、建設の具体化について鋭意努力すること、また、建設に必要な費用及び財源内訳はどうなるのか、現在の幼稚園が3年前に開園された当初の収容規模をどう考えていたのか等の質問、意見

が出されました。

これに対し理事者から、現在の敷地は、幼稚園に転用する時点でいろいろと問題はあったが、地主の御理解により56年まで賃借貸契約を締結しており、56年には返還しなければならない状況にある。また、今回買収した敷地は、規模1,888平米で南松尾農協倉庫下に所在している。建設時期の具体化については、一校区一幼稚園の基本方針の中で、全市的な視野に立ち実施計画を定め、財源措置の裏づけとの調整を図りながら実施いたしたいと考えており、今日の時点でいつごろ建設すると明言できない点理解いただきたいとの答弁があり、また、建築に要する所要財源としては、土地代金を含めると約1億5千万円、そのうち補助金として見込まれるのは1,750万円で、残りは一般財源と起債である。現在の幼稚園の開園当時の規模は、2クラス、80名を予定し開園したものである旨、各質問、意見等についての答弁がありました。これらの内容を踏まえ、現在の幼稚園の実情を考えると、財政問題もさることながら、全市的な建設計画と、補助金等財源確保に鋭意努力をし、少なくとも、本請願に対しおおむね建設年次が提示できるよう十分検討を加える必要があると思われるので、継続審議として取り扱うよう意見が出され、委員にお諮りいたしましたところ、全委員の賛同を得ましたので、継続審議といたしましたのであります。

この経過を踏まえ、1月26日に審議を行いました。理事者に対し、その後の検討結果につき答弁を求めたのに対し、理事者からは、幼稚園設置計画の基本方針である一校区一幼稚園に基く全市的な建設計画並びに現在の幼稚園敷地の借用期限等十分考慮し、積極的な姿勢で検討を進めてまいりたい旨の答弁がありました。委員の意見として、建設年度を明らかにすべきであり、また、現時点においてそれができないとするならば、1日も早く建設するよう委員会の名において要望してはどうか等の意見があり、また、一部委員から、いますぐできるとか、できないとかいう判断により本件を取り扱うことは委員の立場でないとの意見等もありましたが、委員の大勢は、本件は、現時点において全市的な立場からこれを判断することが妥当であるとのことであったので、委員にお諮りいたしましたところ、現状の幼稚園の実情並びに敷地借用期限等十分考慮し、国・府に対する補助の取りつけ等を行い、1日も早く建設できるよう積極的な姿勢で取り組むよう要望し、現時点においての本件取り扱いを不採択といたすことに決したのであります。

次に、昭和51年請願第4号「緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願」と、請願第5号「緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」についての審議の内容を御報告申し上げます。

本請願2件については、相関連する事項が多いので一括して審議に入りました。

まず、理事者より、これに対する考え方として、住宅開発地域におけるこの種の要望は非常に多く、教育委員会においても種々検討をいたしておるのでありますが、基本的な考え方として、これら地域における幼稚園建設は、私立幼稚園の開設を推進いたしてまいりたいとのことであり、また、学童保育の問題においても全市的に設置要望が強い中で、本地域だけに限らず検討をいたす時期に至っておりますので、この2件の請願については、この点からしばらく検討の時間をいただきたい旨の答弁がありました。

委員から、この種の問題については、請願が出された地域についてのみ検討するのではなく、全市的な視野に立って検討をしなくてはならないのではないかと。また、学童保育の実施については、その管理運営面における種々の問題点等十分検討する必要があると思われるので、継続審議にしてはどうかとの意見があり、お諮りいたしましたところ、全委員の賛同を得ましたので、本2件については継続して審議を行うことに決したのであります。

以上が当厚生文教委員会に付託されました請願7件の審議の結果並びに経過の概要であります。本報告の結論を申し上げますと、母子家庭医療費公費負担に関する請願、老人重症身体障害者母子家庭を対象とする福祉埋容の推進に関する請願、和泉市身障者福祉に関する請願、緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願、緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願、以上5件については継続審議といたすもので、したがって、本日は中間報告であり、義務教育費予算増額に関する請願、南松尾幼稚園建築に関する請願の2件については、不採択と決定いたしましたものであります。この2件について、本報告どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。私の報告を終わります。

- 議長（坂上國治君） ただいま委員長より詳細なる報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

質疑省略に異議がありますので、質疑を許します。

- 21番（直村静二君） いまの委員長報告を聞いておまして、この不採択の2件以外は継続審議ということで、それにつきましては了承いたします。

しかし、この二つの不採択につきましては一言聞いてみたい。このいずれにも私の名前が紹介議員として載っております。したがって、これは本議会におきまして、慎重審議ということで常任委員会に付託され、そして、いま委員長報告がございました。

そこで、この扱いにつきましては、議会の品位を低めないという基本が第1点に必要だろうと思います。さすれば、この紹介議員になっております方で、委員会で委員としてこの審議に

参加されてると聞いております。そこで、具体的ないまの委員長報告の中で、そういう点の明快さがなかったので、これからの審議というものにつきましては、この紹介議員についても、私は内容も読み全くこのとおりだということで紹介議員にさせていただきました。議員同士のことでですからこれ以上は言いませんが、各議員さんにお願ひし賛同した。ところが結果は不採択だ。紹介議員の中で厚生文教委員の方も、自分が責任をもって市民に対して紹介議員になった。他の議員さんにも働きかけて賛同した。私の言いたいのは、やはりそういう点でも、委員会で慎重審議の中でみずからの態度も明らかにし、納得のいく形をとってもらいたいと思います。

もう言えないだろうと思いますが、そういうことを言うたら問題がありますが、この委員長報告を聞いておまして、やはり議会と理事者がよく打ち合わせをして、そして採択、不採択を決めることについても一定の理由があろうと思います。しかし、同時に議会の議決権によって、理事者がようしませんといえども、住民の立場で議員が委員会でやりなさいと請願を採択する権利はある。しかし、対立してばかりおってはいかんからということで各委員は慎重にやっておる。そういう点で、今回の委員長報告を聞くと、かなり議会の議決権が遠慮してるんやないかと感じますので、その点の意見だけ、本当は委員長から聞きたいが……、この教育費予算の分については金沢議員さんが紹介議員、私もなってる。南松尾幼稚園も厚生文教委員の方が紹介議員になっておる。そういう点で、委員さん方が職責を果たされたと思いますが、市民的に見て、せっかく慎重審議をしてもらってるので、その点だけどういう態度をとられたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 厚生文教委員長（金沢勝君） 今後の問題もあろうと思いますので、明確にお答えしたいと思います。

請願書の場合は、各会派の代表者ということで署名捺印されると思います。全員あるいは過半数以上が署名いたしますと、議会の権威ということで、議会にかけなくても事前に採択されたかのような解釈が多ございます。私も代表者ということで、たまたま反対する理由がないということで署名捺印したのであります。

和泉市議会の委員会条例第12条第1項では「委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる」、同条第2項では「前項の場合においては、委員長は委員として表決に加わることができない」と明記されております。そういう趣旨に基づきまして、私は委員長としてあるべき姿の請願の審議をしまりました。たまたま共産党の勝部議員が副委員長として、補佐役としておられますので、具体的なことについては、副委員長にお聞きいただきましたら実情はよくわかると思います。

以上でございます。

○ 21番(直村静二君) 細かい点については、あえてとやかく言いません。ただ、こういうことはちょっとおかしいと思ったから、議会全体の品位を落としたりいかんということで心配の余り言ってます。お互いにわれわれ議員ですので不十分さもあり、誤りもあります。先刻、2点言いましたが、市民も納得する形でせないかん。それと、理事者が何ば言っても、議会の議決権で請願採択ということもあり得るんだという積極的な態度で今後運営してもらいたいということを意見として言っておきます。不採択の部分について採決に入ってもらって結構です。

○ 議長(坂上國治君) 勝部君。

○ 厚生文教副委員長(勝部津喜枝君) 私の名前も出ましたので、ごくわずかの時間で結構ですから申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど金沢議員が言われましたように、私も副委員長という立場にありますので、厚生文教委員会の権威を下げるような発言をどこの場であつてもすべきではないと自覚しております。委員長の補佐の立場としての自覚はいたしております。その助ける立場は何かとなりますと、やはり住民の声を代表するというで委員長を助けていくことだと考えております。

それと、請願審議につきましては、やはり憲法、地方自治法、また請願法で保障された基本的な権利の一つであるという立場で、終始尊重していかなければならないと考えております。

そういう意味で、この7つの請願が審議された委員会では、まだまだ私自身の未熟さもありまして、十分力いっぱい奮闘したと言えない点もあったということは反省しております。不採択になったことにつきましては、非常に残念に思っております。

○ 議長(坂上國治君) 他に。

○ 20番(田中包治君) 実は、不採択になった理由というのは、私たちもちょっと理解できないわけです。南松尾幼稚園の建設が必要だと言いながら不採択になっている。そうすると、請願した人たちは、表面上では必要であるけれども、予算がなければ仕方がないんだという考え方で不採択にしたのかどうか、ここらが問題になってくると思う。

いま、紹介議員がいわゆる会派代表であるという考え方ではなく、あくまでも、議員という資格、責任において紹介議員になってると思う。会派の人のだれかが賛成したから他の人は反対できないんだと、そう決まったことではないと思う。そこらをはっきりしてもらわないと、今後の議会運営に大きな影響を及ぼすと思います。

したがって、それだったら必要がないから不採択にしましたと言うべきである。やいやい言われている幼稚園建設が宙に浮いてしまうんじゃないか。もし、今後予算化された場合、議会で反対せならんという結果が生まれますよ。この不採択という問題については、どうしても

理解と納得はできないと思います。

- 17番(富山敏治君) いろいろと委員長報告に対する意見並びに異議が出ております。共産党の考え方では、紹介議員になったならば、責任をもってこれを採択すべきだということに考えておられるのか。私は、それは間違いだと思う。仮に紹介議員になったとしても、議員全員が紹介議員ならともかく、3、4名の紹介議員であった場合は、やはり26名という議会がそれを決定するのである。したがって、紹介議員になったから即、責任をもってどうするんだという考え方は成り立たないと思う。

もう1点は、いま直村君が言ったように、議会が請願を受けて継続審議をする過程の中で、何や理事者と話し合いのようなことをやっている。私もこれは同感だと思う。これはやはり変なかつこうだという感じはいたします。と同時に、田中君が申し上げておられますのは、委員長不採択の報告の中では、一校区一幼稚園という原則を踏まえて逐次、やっていくんだということと不採択に決定したという理由が述べられておったと思う。そして、学校の問題についても、それなりに少ないけれども要望におこたえできたというような報告もあったと思う。そういうことで、この2件は不採択というのは当然な報告であろうと私は考えております。

- 15番(横田憲治郎君) 運営についての意見を交えて若干申し上げたいんですが、やはりどの常任委員会においても、当然、住民の念願を尊重した路線を原点、原則にしなければならぬと思います。いま、紹介議員になった人が委員長であったり副委員長であったり云々という問題が全体にあります。その問題は別として、このように本会議で不採択になった報告案件をめぐって論議がかもし出されること自体、不採択案件2件については、大変当該委員会の皆さん方には問題もあらうかと思いますが、休憩中に議長を中心にして調整していただいて、再度どのような形であらうとも常任委員会に差し戻し、もう一度再付託のお取り計らいを願って慎重な扱いをお願いしたい。委員会に差し戻していただきたい、このように議事運営上も含めて意見を申し上げておきたいと思います。

- 21番(直村静二君) 私の言い分を言いましたから、後は採決ということじゃなからうかと思ったが、議会の品位を高める立場からいって、よく研究、勉強しなければならないという問題もあります。それから、市民も一緒になって陳情についてたくさんの署名を集めて、という声もあります。そこで板ばさみという問題もあります。

しかし、報告を聞いておって多くの問題があると言いましたので、いま、横田議員が言っておられる意見についても大賛成です。これはもう一度委員会に差し戻して、慎重審議をして結論を出してほしいということもはっきり申し上げます。この点について議長、ひとつお取り計らいをしていただきたい。そうじゃなく、採決せよということならばしょうがない。

- 厚生文教委員長（金沢勝君） 一事不再議の原則もございまして、差し戻し云々と言われておりますが、せっかく慎重審議した中で、これを戻されるとどないなるかという問題がございまして、原則を外れた差し戻しはお許しいただきたい。

はっきり申し上げますけれども、私は、採択したいという気持はありましたが、財源、時期的な問題もありまして、委員会は採択するわ、理事者はできないということであれば委員会の権威にもかかわるということで、現時点では、不採択ということでごしんぼういただきたいというのが報告の趣旨であります。各議員の御理解をいただきまして、時期を得て再度請願をしていただくよう、差し戻しだけはひとつお許しいただきたいと思ひます。

- 議長（坂上國治君） 時間も12時を経過しておりますので、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後12時10分休憩）

（午後1時6分再開）

- 議長（坂上國治君） 午前に引き続き会議を開きます。

午前にいろいろ質疑があつたわけでございますけれども、今後、議会に悪例を残すことは非常に凶ると思ひますので、各委員長さんは慎重に慎重を期してやっていただきたいということをお願いして、採決に入りたいと思ひます。

- 20番（田中包治君） ちょっと待ってください、意見だけ。意見というよりも、大体、私はこの審議過程は尊重するとしても、山口議員が言わないから言いますが、全員が署名して出てるわけです。それを表面上からいくと不採択、ということは、幼稚園は不必要だという、審議過程ではいろいろあろうとしても、議会がそう判定することになると思う。そうすると、これは非常に大きな問題です。もちろん、教育委員会が文部省方針どおり、一校区一幼稚園とかの方針は持っていると思ひますが、老朽幼稚園の改築について、理事者が言うから議会が不採択にするんだという考え方は、行政と立法の問題に大きな汚点を残すと思ひます。

そういう点から、なぜこれほどあわてて不採択にしたかということ。たとえば伯太の山荘の風致地区の問題にしても、いまだに採択、不採択の判断を下してないのが実態なんです。重要な問題だからこそ、あるいはそういう問題があるからこそ、やっておらないのだと思う。それを強引に不採択という考え方を残すとすれば、今後の請願というものについての趣旨が損なわれるのではないか。私たちはやはり市民という立場の中で、幼稚園あるいは公共施設について財源がなければ仕方がない、1年延ばすか、2年延ばすか知りません。だがしかし、途中で不採択の判定を下すところに大きな問題点が残されてくると思う。

それと、議会が文教委員会に本件を付託したのですから、お互いに議員間の問題だから決定に従わなくてはならないんだという意見もあります。しかし、だからといって、余りに矛盾した審議の過程で不採択という問題を論議するとするならば、私は問題があると思うんです。

お互いに反対、賛成があつて、議会でこれを否決することがあつてもいいと思いますよ。しかし、そうすると、文教委員会と本会議との間にトラブルが起こるでしょう。こういう重要な問題の中でやってると思う。それほど早く決着がつくとするならば、2、3年前に出た風致地区の問題を、なぜ建設委員会で不採択にしてここへ持って来ないんですか、そうでしょう、そこらに問題があるんです。何かしら、意識的にこれを拒否しようというところに問題の焦点があると思う。そういう問題を私たちは言ってるわけです。こういうことがあつてはいけないんだ、それだから、これをどうするかということは、もう少し煮詰めるべき筋合いのものではないだろうかと言ってる。ただ反対やからどうだという話にはならないと思いますので、私はそれだけ意見を加えておきます。

- 議長（坂上國治君） 実は、田中議員は、これを採決するのはおかしいというふうにお考えやと思うんです。私の方としては、あなたが言われたように、議会から委員会に付託申し上げ、御審議を願つたということは筋やと思うんです。これをまた、議会から委員に差し戻すということは、私はあり得ないと思うんです。

だから、前段で皆さん方をお願いしたように、そういう悪例を残したくないので、今後は各委員長さんとも慎重にやっていただきたいとお願いして採決に持っていこう、これしか方法がないと思うんです。私は出来の悪い方ですから、ええ方法があれば御指示願えたらいいんですが、現在の私の立場としては、そうせざるを得ないと考えておりますので、ひとつよろしく願ひいたします。

- 21番（直村静二君） いま、議長さんが言われましたが、本件につきまして、私は反対意見を申し上げます。

今回の委員長報告の中での南松尾幼稚園の請願と義務教育の件について不採択という報告でしたが、あとの件についてはいずれも継続審議、これについては了承いたします。この2件につきましても、この請願は採択すべきではないか。そうすることが、やはり市民、住民に議会がこたえていく。何ら不採択にしなければならないような決定的な理由は、委員長報告からは全然見られない。こう考えますので、私は、この不採択の2件については反対いたしますので、採決をお願いいたします。

- 12番（藤原要馬君） 建設委員会の問題が出ましたので一言、発言したいと思います。

この風致地区の問題につきましては、私の委員長のとき受けたのでありますが、それから中

間報告はしております。私は一年間委員長をしておりましたのでわかりませんが、私の任期中に一応、このどっちかの結論を出そうという事だったのでありますが、地元から結論を出すことを延ばしていただきたいという要望があったのでございます。その後、地元から私に対して何の意見もないし、発言もないし、要望もなかったものですから、今日までなんなんとしているものであります。だから、建設委員会がずぼらで、怠慢で延ばしてるんじゃないありません。そういうことを言われると、私はええとして、委員さんに申しわけがありませんので、私はここではっきり発言しておきます。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

それでは、採決に入ります。委員長報告どおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、よって委員長報告どおり決しました。委員の皆さんには御審議まことに御苦労さんでございました。

なお、継続審議となりました請願を引き続き御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 次に、日程第9より第14までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○

例月出納検査結果報告書

監査報告第1号	例月出納検査	収 入 役 扱	昭和51年10月分	P. 1
" 第2号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 6
" 第3号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 12
" 第4号	"	収 入 役 扱	" 11月分	P. 17
" 第5号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 22
" 第6号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 28

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年10月分収入役被の出納について
検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年12月10日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年12月10日
- 2 検査の対象 昭和51年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合し
たところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区 分		収 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		5,132,441,829	△ 7,017,553 24,978,974	5,375,210,250	6,421,274,975	△ 3,448,915 100,782,276
歳入歳出外現金		294,332,778	33,158,030	32,749,038	257,769,779	2,922,9870
特別歳入歳出外現金		2,656,702,279	198,606,053	2,855,308,332	2,612,636,558	82,475,909
府 税		481,758,644	△ 344,799 22,892,102	504,305,947	414,337,200	67,421,951
特 別 会 計	国民健康保険	823,081,042	△ 337,890 281,363,048	1,104,106,200	695,806,227	△ 1,317,953 160,812,639
	土地地区画 整理事業	1,075	0	1,075	11,777,703	5,000
	住宅新築資金 等貸付事業					
合 計		9,388,317,647	△ 7,700,242 78,580,5207	10, 16,642,612	10, 413,802,442	△ 4,761,868 134,776,5645
基 金	用品調達	11,596,767	2,972,644	14,569,411	924,6322	1,904,757
	同和更生資金貸付	5,148,5747	636,558	5,212,2305	2,850,000	0
	財政調整					
	土地開発	5,571,424	38,329	5,609,753	4,480,000	0
合 計		6,865,8,938	3,647,531	72,301,469	16,576,322	1,904,757

算 書

昭和51年10月30日現在 (単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
7,425,651,336	△ 2,050,441,088	2,220,000,000 △ 12,000,000	87,962,057	245,520,971	
286,999,649	40,491,159			40,491,159	
2,695,112,467	160,195,865			160,195,865	
481,759,151	22,546,796			22,546,796	
855,300,913	248,805,287		△100,000,000	148,805,287	
11,782,703	△11,781,628		12,037,943	25,6315	
11,756,606,219	△590,183,607	2,208,000,000	0	617,816,393	
11,151,079	3,418,332			3,418,332	
2,350,000	4,927,2305			4,927,2305	
4,480,000	1,129,753			1,129,753	
1,848,1079	53,820,390			53,820,390	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	245,520,971	15,352,097.1		4,500,000
特 別 会 計	国 保 事 業	148,805,287	14,840,528.7	
	土 地 区 画 整 理 事 業	25,631.5	25,631.5	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	34,183.32	1,639,583	1,778,749
	同 資 金 更 貸 生 付	4,927,230.5	4,927,230.5	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	112,975.3	112,975.3	
特別歳入歳出外現金	26,935,859.1	16,019,586.5		
歳入歳出外現金	4,049,115.9	4,049,115.9		
府 税	22,546,796	22,546,796		
住 宅 敷 金	8,878,057	82,907.3		8,048,984
合 計	78,967,756.6	57,828,710.7	1,778,749	5,304,898.4

管 方 法

昭和51年10月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
10,000,000	35,000,000		2,000,000	
			400,000	
9,555,4735	13,607,991			大阪公 137 13,607,181 大阪 24223 810
10,555,4735	48,607,991		2,400,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	1,821,329,037	△ 443,773,8 5,427,9597
地 方 譲 与 税	5,880,000	1,820,000	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	9,690,000	3,580,600	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	3,220,300	0	0
地 方 交 付 税	2,478,412,000	1,974,257,000	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,500,000	0	1,511,800
分 担 金 及 負 担 金	17,863,400	4,305,288	△ 10,900 65,18,825
使 用 料 及 手 数 料	13,440,300	6,422,981	△ 2,568,440 11,475,135
国 庫 支 出 金	3,828,253,000	669,289,000	4,416,100
府 支 出 金	2,851,733,000	727,689,16	6,313,3375
財 産 収 入	18,989,000	467,239	記 30,060 5,162,520
寄 附 金	746,410	17,141,000	0
繰 入 金	10,000	0	0
諸 収 入	2,159,582,000	31,986,8787	記 △ 30,060 △ 4,75 4,993,7522
市 債	2,424,646,000	0	0
繰 越 金	2,418,070,000	918,070,000	0
合 計	18,002,197,000	51,324,41829	△ 70,17553 24,978,5974

調 書

昭和51年10月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
1,871,170,896		1,371,222,104	57.70
1,822,000		405,800,000	30.98
358,060,000		610,940,000	36.95
0		322,030,000	
1,974,257,000		504,155,000	79.65
1,511,800	118,000		100.78
495,608,05		129,073,195	27.74
73,126,514		612,764,86	54.40
713,450,000		310,980,300	18.66
135,902,291		2,715,830,709	4.76
986,4970		1,798,250,30	5.20
1,714,1000		575,000,000	22.96
0		100,000	
36,978,5774		1,789,796,226	17.12
0		242,464,6000	
918,07000		150,000,000	37.96
5,375,210,250		1,262,698,6750	29.85

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	14 806 9000	7 049 8751	1 039 0856
総 務 費	3,11 463 9000	94 550 2879	△ 12 2900 15 350 6057
民 生 費	35 876 11000	167 941 4521	△ 56 3707 35 098 2548
衛 生 費	134 917 7000	61 720 6986	△ 54 3000 101,06 2248
勞 働 費	6 453 7000	2 95 8 9353	△ 25 2964 53 74230
農 林 水 産 業 費	15 161 8000	3 384 6247	△ 2 3000 45 74278
商 工 費	12 142 2000	8 532 5200	56 185 61
土 木 費	51 163 64000	70 569 0667	△ 400 80,080,477
消 防 費	35 934 6000	15 506 3163	22,073,519
教 育 費	1,93 598 5000	94 450 2445	△ 1,93 7,944 18 557 5163
公 債 費	1,53 676 6000	69 340 5859	85,69 7184
諸 支 出 金	16 787 0000	16 687 0000	0
災 害 復 旧 費	11 79 3000	7,8 775 73	288 5155
予 備 費	4 700 0000	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金	290 000 000	28 648 1331	0
合 計	180 021 970 00	642 127 4975	△ 344 3915 1,00 782 0276

調 書

昭和51年10月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
80,889,607	67,179,393	54.62
109,888,6036	2,015,752,964	35.28
2,029,833,362	1,557,777,638	56.57
71,772,6234	63,145,0766	53.19
34,710,619	29,826,381	53.78
38,397,525	11,322,0475	25.32
90,943,761	30,478,239	74.89
78,577,0744	4,330,593,256	15.35
177,136,682	18,220,9318	49.29
1,128,139,664	807,845,336	58.27
77,910,3043	75,766,2957	50.69
16,687,000	1,000,000	99.40
10,762,728	1,030,272	91.26
0	47,000,000	
28,648,1331	35,186,69	98.78
7,425,651,336	1,057,654,5664	41.24

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年10月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年12月10日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年12月10日
- 2 検査の対象 昭和51年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

10 月分月次合計残高試算表

10月分月次合計残高試算表

昭和51年10月31日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科 目	本月計	合計	残高	高
297138953	297138953		資産の部				
188852429	188852469		土地				
2268377141	2268377141		建物				
288494574	288494574		機械及装置				
72560454	72560454	216200	器具				
11522753	11522753		車輜及運搬器具				
21315707	21315707		工具器具及備品				
1645044429	1646818429	252303884	建設仮勘定		1774000		
410000	410000		権利				
91500	91500		電話加入権				
210000	210000		現金				
138159856	4418399241	977768296	普通預金	1023230691	4280239885		
161770302	4074317056	1023230691	当座預金	1023230691	4074317056		
34183556	476295628	58354130	未収	52456693	314525326		
	183227422	9574049	貯蔵品	20229122	149043866		
120000	120000		仮払金				
135000	145000		借地権				
2000000	2000000		投資有価証券		10000		
350000000	600000000	200000000	保管有価証券				
			短期貸付金	100000000	250000000		
	162407398	16990093	負債の部				
			未払金	9574049	170746878	8389480	
			未払費用				
	1820000000	450000000	一時借入	750000000	3137000000	1317000000	
	11504000	752000	前受	1928880	42330610	30826610	
	79643965	23911099	預り	4973499	82486965	2843000	
			預り担保有価証券		20000000	20000000	

					減価償却引当金				400,676,250		400,676,250
					退職給与引当金			419,600			419,600
					資本の部						
					自己資本				11,980,323		11,980,323
		28,087,573			資本金				221,276,581		218,467,600
		2,920			剰余金				1,524,431,634		1,524,402,434
	160,440,115	160,440,115			利益剰余金		1,068,500				
					費用の部						
180,803,038	181,359,788	8,372,518	8,372,518		原水及び浄水費		52,860		55,675		
6,462,549	6,462,549	976,720	976,720		配水及び給水費						
57,660	57,660				受託工事費						
4,660,132	4,660,132	525,589	525,589		業務費						
3,659,465	3,659,705	385,930	385,930		総務費			240			
					減価償却費						
					資産減耗費						
10,173,645	10,173,645	8,506,849	8,506,849		支払利息及企業債取諸費						
					雑支						
13,056,022	13,056,022	1,740,978	1,740,978		その他の営業費用						
7,373	7,373				過年度損益修正						
					収益の部						
	190,890	2,240	2,240		給水償		583,221		380,484,193		380,293,303
					受託工事収益		308,000		403,100		403,100
					その他の営業収益		255,485		152,138,915		152,138,915
					受取利息		929,588		3,183,375		3,183,375
					雑収益		388,915		3,602,510		3,602,510
					固定資産売却益						
					過年度損益修正				57,102		57,102
	173,000				加人		65,700		6,054,000		58,810,000
61,973,314	17,371,454	949,808	662,139	8,308	合計		3,086,621	3,398	17,371,454	949,808	61,973,314

10月分予算執行報告書甲

昭和51年10月31日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10月	累 計	
① 水道事業収益	978,511,000	89,786,933	602,059,103	876,451,897
1 営業収益	817,311,000	81,948,430	536,468,218	280,847,782
1. 給水収益	643,941,000	53,319,870	380,293,303	263,647,697
2. 受託工事収益	20,000,000	3,080,000	4,031,000	15,969,000
3. その他の営業収益	153,370,000	25,548,560	152,138,915	1,231,085
2 営業外収益	161,200,000	7,838,503	65,595,885	95,604,115
1. 受取利息	2,000,000	929,588	3,183,375	△1,183,375
2. 雑収益	2,000,000	388,915	3,602,510	△1,602,510
3. 加入金	147,200,000	65,700,000	58,810,000	88,390,000
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

① 資本的収入	1,350,000.00	1,068,500	486,002.631	864,068.869
1 企業債	825,000.000	0	0	825,000.000
1 企業債	825,000.000	0	0	825,000.000
2 工事負担金	520,566.500	1,068,500	486,002.631	34,568.869
1 工事負担金	520,566.500	1,068,500	486,002.631	34,568.869
3 負担金	4,500.000	0	0	4,500.000
1 他会計負担金	4,500.000	0	0	4,500.000
収入合計	2,328,577.500	1,047,193.3	1,088,061.734	1,240,515.766

10月分予算執行報告書乙

昭和51年10月31日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 0 月	累 計	
(4) 水道事業費用	1,127,010,000	78,000,616	561,497,601	565,512,399
1. 営業費用	923,302,000	69,493,767	459,761,143	463,540,857
1. 原水及浄水費	384,564,000	38,201,584	180,803,033	208,760,967
2. 配水及給水費	1,292,240,000	9,767,201	64,625,494	64,614,506
3. 受託工事費	20,000,000	0	57,600	19,428,400
4. 業務費	87,868,000	5,255,891	46,601,132	41,266,868
5. 総係費	68,442,000	3,859,305	36,594,658	31,847,342
6. 減価償却費	82,578,000	0	0	82,578,000
7. 資産消耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	150,000,000	1,740,9786	130,560,226	19,439,774
2. 営業外費用	202,708,000	8,506,849	101,736,458	100,971,542
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	202,658,000	8,506,849	101,736,458	100,921,542
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出	1,507,652,686	252,519,584	1,121,115,892.8	386,493,758
1. 建設改良費	1,451,032,686	252,519,584	1,093,071,355	357,961,331
1. 事務費	1,250,1693	818,759	8,019,079	4,482,614
2. 擴張工事費	848,330,493	174,215,000	588,577,649	259,752,844
3. 改良工事費	62,590,000	19,870,870	4,733,8797	15,251,203
4. 配水管整備事業費	10,418,000	0	0	10,418,000
5. 光明台水道施設建設費	508,616,500	57,398,755	444,447,470	59,175,030
6. 營業設備費	1,345,600	216,200	4,575,200	888,800
7. 投資	120,000	0	119,160	840
2. 企業債償還金	56,620,000	0	28,087,573	28,532,427
1. 企業債償還金	56,620,000	0	28,087,573	28,532,427
支出合計	2,634,662,686	330,520,200	1,682,665,652.9	952,006,157

和泉市水道事業損益計算書（10月分）

（昭和51年10月1日より昭和51年10月31日まで）

1. 営業収益		
① 給水収益	5 331 987 0円	
② 受託工事収益	3 080 000 0円	
③ その他の営業収益	<u>2 554 856 0円</u>	8 194 843 0円
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	3 320 158 4円	
② 配水及び給水費	9 767 201 円	
③ 受託工事費	0円	
④ 業務費	5 255 891 円	
⑤ 総係費	3 859 305 円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	0円	
⑧ その他の営業費用	<u>1 740 978 6円</u>	<u>6 949 376 7円</u>
営業利益		1 245 466 3円
3. 営業外収益		
① 受取利息	9 295 88 8円	
② 雑収益	3 389 15 円	
③ 加入金	<u>6 570 000 0円</u>	<u>7 838 503 円</u>
当月分総利益		2 029 316 6円
4. 営業外費用		
支払利息及び 企業債取扱諸費	<u>8 506 849 円</u>	<u>8 506 849 円</u>
当月分純利益		<u>1 178 631 7円</u>

資 金 予 算 表

昭和51年11月10日

科 目 / 月 次		10月執行済額	11月予定額	12月予定額	1月予定額
前 月 繰 越 金		18,883,725.1	13,836.9	64,769	19,269
収 入	營 業 収 益	80,820,463	68,000	70,000	68,000
	營 業 外 収 益	7,838,503	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	41,010	2,200	1,500	690
	企 業 債	0	0	100,000	0
	工 事 負 担 金	10,685,000	0	5,000	0
	一 時 借 入 金	750,000,000	0	0	0
	預 り 金	92,360	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	19,288.80	1,000	1,000	1,000
	短 期 貸 付 金	100,000,000	0	0	0
	計	952,237,456	78,200	184,500	76,690
支 出	營 業 費 用	49,535,168	45,000	100,000	45,000
	營 業 外 費 用	8,506,849	0	0	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	25,224,906.1	69,800	88,000	27,000
	貯 蔵 品	16,990,093	35,000	40,000	10,000
	企 業 債 償 還 金	0	0	0	0
	一 時 借 入 金 返 還	450,000,000	0	0	0
	預 り 金 返 還	19,861,200	1,000	1,000	1,000
	前 受 金	5,624.80	1,000	1,000	1,000
	短 期 貸 付 金	200,000,000	0	0	0
	計	997,704,851	151,800	230,000	84,000
収 支 差 引 額		138,369,856	64,769	19,269	11,959

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年10月分本市水道部企業出納員扱
の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年12月10日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

1. 検査実施日 昭和51年12月10日
2. 検査の対象 昭和51年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

10月分月次合計残高試算表

10月分月次合計残高試算表

昭和51年10月30日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	累計	当月		当月	累計	
149418165	149418165		資産の部			
240415659	240415659		土地			
2848487	2848487		建物			
1240000	1240000		構築物			
46240025	46240025	1090000	車輦			
138124	138124		機械及備品			
9499235	9499235		有価証券			
			投資			
32771896	2919928176	404960335	減価償却引当金		58626313	58626313
126045437	412037593	68869714	普通預金	386264359	2887151280	
14329691	185161618	25620520	未収金	59010734	285992156	
2515166	8679070	108448	貯蔵品	25642155	170881927	
8310000	3310000		前払金	5000	1168904	
17596372	124174257		定期預金			
			過年度未収金		106577885	
			負債の部			
	2100000000	300000000	一時借入金	300000000	2800000000	700000000
	117283080	24557360	未払金	25620520	170729390	53446310
			仮受金			
	56512490	6723567	預り金	6956947	63393803	6881313
	6277000	858000	予納金	770000	7336000	1059000
	616068		固定負債		19098107	18482039
	20240000		公立病院特例債		323920000	303680000
	67099969		過年度未払金		67099969	0

				資本の部					
				自己資本	996,000				
				借入資本	200,750,371				
818,766,387	684,8070			繰越欠損	318,693,464				200,750,371
				資本剰余					
				取捨益					
				入院収入	4,425,054.5				
	260,662	595,59		外来収入	275,869,002				275,608,340
		24,815		その他医療収入	182,307,652				182,149,228
				受取利息	124,701,91				12,470,191
				他会計補助金	84,7015				84,7015
				患者外給食収入	383,86000				383,86000
				その他医療外収入	566,130				326,7925
					589,58				472,985
				費用の部					
				給与					
				材料					
				経費					
				減価償却費					
				資産減耗費					
				研究修費					
				支払利息及び企業債取扱諸費					
				患者外給食材料費					
				建設仮勘定					
				期間外収入	202,400,00				
2,189,335,424	801,741,2811	906,357,083		合計	801,741,2811				2,189,335,424

10月分予算執行報告書

昭和51年10月30日現在

和泉市立病院事業会計

款	項	目	予	執		予
				算	行	
			額	10月	額	予
			額	累	計	算
			額	計	額	残
			額	額	額	額
病	院	事	75,808,400	80,766,994	51,320,168	24,488,231
		業				
		収	70,939,000	71,755,911	47,022,759	23,916,241
		益				
1.	医	業	388,161,000	44,190,986	275,608,340	1,075,526
		収				
		益	311,473,000	25,865,096	182,149,228	1,293,237
		益	14,756,000	1,699,829	1,247,019	2,285,809
		益	48,694,000	9,011,083	4,297,392	5,720,075
		益	1,000,000		847,015	15,298
		金	38,386,000	8,386,000	38,386,000	0
		金	5,685,000	5,661,300	3,267,925	2,417,075
		益	800,000	58,953	472,985	327,015
		益	2,828,000			2,823,000
		金	1,106,468,000	78,426,480	599,218,920	507,249,080
		用	971,639,000	67,367,745	537,623,880	434,015,170
		用	582,141,000	36,140,684	314,329,654	267,811,346
		費	290,642,000	26,286,936	178,923,265	111,718,785
		費	79,623,000	4,771,435	4,296,160	36,661,399
		費				

4. 減 價 值 却 費	15,131,000			15,131,000
5. 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
6. 研 究 研 修 費	4,101,000	168,690	1,409,310	2,691,690
2. 醫 業 外 費 用	13,452,900	1,105,873	6,159,509	7,298,910
1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	12,811,400	1,051,945	5,770,143	7,041,256
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,415,000	539,284	8,893,658	2,521,342
3. 予 備 費	300,000			300,000
期 間 外 収 益	4,048,000	2,024,000	2,024,000	2,024,000
資 本 的 収 入	1,220,996,000	996,000	68,996,000	1,152,990,000
1. 他 會 計 出 資 金	2,099,600	996,000	2,099,600	0
2. 企 業 債	1,200,000,000		47,100,000	1,152,900,000
資 本 的 支 出	1,261,476,000	1,148,290	79,645,358	1,181,830,642
1. 建 設 改 良 費	1,207,233,000	1,148,290	52,562,288	1,154,670,712
1. 看 護 婦 孺 會 割 賦 金	1,233,000		61,606	61,693
2. 器 械 備 品 購 入 費	6,000,000	1,090,000	4,461,150	1,538,850
3. 病 院 增 設 其 業 費	1,200,000,000	58,290	47,485,070	1,152,514,930
2. 企 業 債 償 還 金	1,376,300		6,843,070	6,919,930
3. 公 立 病 院 特 例 債	40,480,000		20,240,000	20,240,000

10月度月次損益計算書

昭和51年10月30日

和泉市立病院事業会計

科	目	当	月	累	計
1. 医業収益	入院収益	4,419,098.6		275,608,340	
	外来収益	2,586,509.6		182,149,228	
	その他医業収益	1,699,829		12,470,191	
	計		7,175,591.1		470,227,759
2. 医業費用	給料費	3,614,068.4		314,329,654	
	材料費	2,628,698.6		178,928,265	
	経費	4,771,435		42,961,601	
	減価償却費				
	資産減耗費				
3. 医業外収益	研究修費	1,686,990		1,409,810	
	計		6,736,774.5		53,762,883.0
	医療利益		4,388,166		△ 67,396,071

受取利息配当金				847,015	
他会計補助金	8,386,000			38,386,000	
患者外給食収益	566,180			3,267,925	
その他医業外収益	58,958			472,985	
計			9,011,088		42,978,925
4. 医業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	1,051,945			577,014	
患者外給食材料費	539,284			3,893,658	
雑損					
計			1,058,735		61,595,090
当月分純利益			2,840,514		
当月迄の純利益					△ 86,017,236
上記当月分収益中	健保未収金	6,886,971	4 円		
上記当月分費用中	未払金	2,562,052	0 円		

資 金 予 算 表

昭和51年10月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	10月の執行済額	11月予定	12月予定
収	事業収益	67,600,388円	60,000,000円	60,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債		100,000,000	
	過年度未収金			
	一時借入金	300,000,000		100,000,000
	預り金	8,958,947	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金	9,382,000		
	前払金戻入	5,000		
	期間外収益	20,240,000		
	予	納金	770,000	1,000,000
入	仮受金			
	合 計	404,960,385	167,000,000	167,000,000

区分	科 目	10月の執行済額	11月予定	12月予定
支	事業費用	52,868,699 円	42,000,000 円	105,613,000 円
	建設改良費	1,148,290	100,000,000	600,000
	企業債償還金			4,798,000
	貯蔵品購入費	24,557,360	24,000,000	24,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	300,000,000		
	預り金還付	6,723,567	6,000,000	6,000,000
	前払金	108,443		
	期間外費用			
	予納金還付	85,800	1,000,000	1,000,000
出	仮受金還付			
	合計	386,264,359	173,000,000	142,006,000
	収支差引	18,695,976	△6,000,000	24,994,000
	前年度又は前月より繰越	14,075,920	3,277,1896	2,677,1896
差引	翌年度又は翌月へ繰越	3,277,1896	2,677,1896	5,176,5896

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年11月分収入役抜の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年1月20日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年1月20日
- 2 検査の対象 昭和51年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	5,375,210,250	△ 2,911,898 1,248,762,296	6,621,060,648	7,425,851,336	△ 3,248,832 1,091,967,204	
歳入歳出外現金	327,490,808	31,405,653	358,896,461	286,999,649	29,373,910	
特別歳入歳出外現金	2,855,808,332	44,971,6206	3,305,014,538	2,695,112,467	544,327,898	
府 税	504,305,947	△ 161,282 82,302,304	586,446,969	481,759,151	70,590,450	
特 別 会 計	国民健康保険	1,104,106,200	△ 2,642,692 110,269,518	1,211,733,026	855,800,918	△ 804,599 167,022,704
	土地区画 整理事業	1,075	0	1,075	11,782,703	0
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	10166422,612	△ 5,715,872 192,244,977	12,083,152,717	11,756,606,219	△ 4,053,431 1,903,282,161	
基 金	用品調達	14,569,411	426,493	14,995,904	11,151,079	1,780,245
	同和更生 資金貸付	52,122,305	2,242,250	54,364,555	2,850,000	0
	財政調整					
	土地開発	5,609,753	0	5,609,753	4,480,000	0
合 計	72,301,469	2,668,743	74,970,212	18,481,079	1,780,245	

算 書

昭和51年11月30日現在 (単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
8,514,369.708	△ 1,898,309.060	2,120,000.000 △12,000.000	87,962.057	302,652.997	
316,373,559	42,522,902			42,522,902	
3,239,440,360	65,574,178			65,574,178	
552,349,601	34,097,368			34,097,368	
1,021,519,018	190,214,008		△100,000,000	90,214,008	
11,782,703	△ 11,781,628		12,037,943	25,6315	
0	0		0	0	
13,655,834,949	△ 1,572,682,232	2,108,000,000		535,317,768	
12,931,324	2,064,580			2,064,580	
2,850,000	51,514,555			51,514,555	
4,480,000	1,129,753			1,129,753	
20,261,324	54,708,888			54,708,888	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	内		
			普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計		302,652,997	235,622,997		45,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	90,214,008	89,814,008		
	土 地 区 画 事 業 土 地 理 事 業	25,6315	25,6315		
	住 宅 新 築 資 金 業 等 貸 付 事 業	0	0		
基 金	用 品 調 達	2,064,580	1,639,583	424,997	
	同 資 和 更 生 貸 付 金 貸 付	51,514,555	15,145,555		50,000,000
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	11,297,53	11,297,53		
特 別 歳 入 歳 出 外 現 金		14,759,688	6,574,178		
歳 入 歳 出 外 現 金		4,252,290	4,252,290		
府 税		3,409,736	3,409,736		
住 宅 救 済 金		90,190,57	970,073		8,048,984
合 計		681,068,373	473,141,732	424,997	103,048,984

管 方 法

昭和51年11月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
10,000,000	10,000,000		203,000	
			400,000	
7,672,206.9	5,300,591			大阪公 137 5,300,121 大阪 24223 470
8,672,206.9	15,300,591		243,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収	入 済
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	1,871,170,896	△ 56,354,729 911,325,8
地 方 譲 与 税	5,880,000	1,822,000	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	9,690,000	3,580,600	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	3,220,300	0	0
地 方 交 付 税	2,478,412,000	1,974,257,000	60,132,900
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,500,000	151,180	0
分 担 金 及 負 担 金	1,786,340,000	495,608,05	△ 19,750,10,980,100
使 用 料 及 手 数 料	13,440,300	7,312,651,4	△ 8,635,125,58,605
国 庫 支 出 金	3,823,253,000	713,450,000	2,038,090,000
府 支 出 金	2,851,733,000	1,359,022,91	4,955,854,1
財 産 収 入	1,896,900,000	936,497,0	
寄 附 金	7,464,100	1,714,100	300,000
繰 入 金	100,000	0	
諸 収 入	2,159,582,000	3,697,857,74	△ 224,225,141,113,792
市 債	2,424,646,000	0	3,000,000
繰 越 金	24,180,700	9,180,700	0
合 計	18,002,197,000	5,375,210,250	△ 291,189,812,487,622,96

調 書

昭和51年11月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
2169720607		1072672393	66.91
18220000		40580000	30.98
35806000		61094000	36.95
0		32203000	
2575586000	97174000		103.92
15118000	118000		100.78
60521155		118112845	33.87
85598769		48804231	63.68
917259000		2905994000	23.99
185460832		2666272168	6.50
9864970		179825030	5.20
17441000		57200000	23.36
		100000	
408657315		1750924685	13.92
30000000		2394646000	1.23
91807000		150000000	37.96
6621060648		11381136352	36.77

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	148069000	80889607	9320609
総 務 費	3114639000	1098886036	△ 432667 177707547
民 生 費	3587611000	2029833362	△ 2114106 224498332
衛 生 費	1349177000	717726234	△ 125000 80782443
勞 働 費	64537000	34710619	△ 491760 3584577
農 林 水 産 業 費	151618000	38397525	4669277
商 工 費	121422000	90943761	6180651
土 木 費	5116364000	785770744	△ 7000 204350301
消 防 費	359346000	177136882	△ 18400 28178606
教 育 費	1935985000	1128139664	△ 59399 84573981
公 債 費	1536766000	779103043	266041360
諸 支 出 金	167870000	166870000	
災 害 復 旧 費	16719000	10762728	2079020
予 備 費	42074000	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金	290000000	286481331	0
合 計	18002197000	7425651336	△ 3248832 1091967204

調 書

昭和51年11月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
90210216	57858784	60.92
1276160916	1838478084	40.97
2252217588	1335393412	62.77
798383677	550793323	59.17
37803436	26733564	58.57
48066802	108551198	28.40
97124412	24297588	79.98
990114545	4126249455	19.35
205296888	154049112	57.13
1212653746	723331254	62.63
1045144403	491621597	68.00
166870000	1000000	99.40
12841748	3877252	76.80
0	42074000	
286481331	3518669	98.78
8514369708	9487827292	47.29

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 51 年 11 月分本市水道部企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 52 年 1 月 20 日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和 52 年 1 月 20 日
- 2 検査の対象 昭和 51 年 11 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 11 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 1 月分月次合計残高試算表

11月分月次合計残高試算表

昭和51年11月30日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	勘定科目
297133953	297133953		資産の部				土地
188852469	188852469		建物				構築物
2268377141	2268377141		機械及装置				水
288494574	288494574	557400	車輜及運搬器具				工具器具及備品
78117854	78117854		建設仮勘定	30908236	1774000		水
11522753	11522753		電話加入権				電
21315707	21315707		現金				現
1675952665	1677726665		普通預金	95684914	4374014590		普
410000	410000		当座預金	98775205	4168092261		当
91500	91500		未収金	56660423	372215130		未
210000	210000		貯蔵品	12278358	161317224		貯
140069565	4514084155		仮払金				仮
160740921	4168092261		借地権				借
55079018	532956051		投資有価証券		10000		投
120000	216396242		保管有価証券	300000			保
185000	145000		短期貸付金		250000000		短
2300000	2300000		負債の部				負
350000000	600000000		未払費用	17407030	203915698	24101270	未
	179814428		一時借入金		3147600000	1327600000	一
	1820000000		前受金	1087000	48678050	31087050	前
	12591000		預り金	4707056	87954471	3603450	預
	84351021		預り担保有価証券		2300000	2300000	預

							減価償却引当金			400,676,250	400,676,250
							退職給与引当金			419,600	419,600
							資本の部				
							自己資本				
							借入資本			11,980,323	11,980,323
							資本剰余金			221,276,358	221,276,358
							利益剰余金			153,301,965	153,299,045
							費用の部				
							原水及浄水費			55,675	55,675
							配水及給水費				
							受託工事費				
							業務費				
							総係費			2,400	2,400
							減価却費				
							資産減耗費				
							支払利息及企業債取扱諸費				
							雑支出				
							その他の営業費用				
							過年度の損益修正				
							収益の部				
							給水収益			437,120,356	436,564,736
							補償				
							受託工事収益			407,300	407,300
							その他の営業収益			16,455,221	16,455,221
							受取利息			31,833,75	31,833,75
							雑収益			428,916	428,916
							固定資産売却益				
							過年度の損益修正			59,234	59,234
							加人			640,900	623,600
							合計			1,776,178,974	630,664,854

11月分予算執行報告書

昭和51年11月30日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 1 月	累 計	
① 水道事業収益	978,511,000	72,963,878	675,022,481	303,488,519
1 営業収益	817,311,000	68,724,728	605,189,946	212,121,054
1. 給水収益	643,941,000	56,271,433	436,564,736	207,376,264
2. 受託工事収益	200,000,000	4,200	4,073,000	15,927,000
3. その他の営業収益	153,370,000	1,241,3295	164,552,210	△ 11,182,210
2 営業外収益	161,200,000	4,236,650	69,832,535	91,367,465
1. 受取利息	200,000,000	0	3,183,375	△ 1,183,375
2. 雑収益	2,000,000	686,650	4,289,160	△ 2,289,160
3. 加入金	147,200,000	3,550,000	6,236,000	84,840,000
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

① 資本的収入	1,350,066,500	8,588,025	494,590,656	855,475,844				
1 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000				
1. 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000				
2 工事負担金	520,566,500	8,588,025	494,590,656	25,975,844				
1. 工事負担金	520,566,500	8,588,025	494,590,656	25,975,844				
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000				
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000				
収入合計	2,328,577,500	81,551,403	1,169,613,137	1,158,964,363				

11月分予算執行報告書

昭和51年11月30日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11月	累 計	
① 水道事業費用	1,127,010,000	55,713,977	617,211,578	509,798,422
1 営業費用	928,302,000	55,713,977	515,475,120	407,826,880
1. 原水及浄水費	384,564,000	29,038,980	209,842,013	174,721,987
2. 配水及給水費	129,240,000	6,729,361	71,854,855	57,885,145
3. 受託工事費	20,000,000	0	57,6600	19,423,400
4. 業務費	87,868,000	5,739,179	52,340,311	35,527,689
5. 総係費	68,442,000	3,824,107	40,418,765	28,023,235
6. 減価償却費	82,578,000	0	0	82,578,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	150,000,000	1,038,2350	140,942,576	9,057,424
2 営業外費用	202,708,000	0	101,736,458	100,971,542
1. 支払利息及 支企業債取扱諸費	202,658,000	0	101,736,458	100,921,542
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出	1,507,652,686	314,656,636	1,152,624,564		355,028,122
1	建設改良費	1,451,032,686	314,656,636	1,124,536,991		326,495,695
1.	事務費	125,016,938	83,449,7	88,538,576		3,648,117
2.	擴張工事費	848,330,493	243,971,115	612,974,764		235,355,729
3.	改良工事費	625,900,000	467,898,9	52,017,786		1,057,221,4
4.	配水管整備事業費	1,041,800,000	565,000	565,000		985,300,000
5.	光明台水道施設建設費	503,616,500	432,635	44,487,410,5		58,742,395
6.	營業設備費	13,456,000	55,740,000	5,132,600		8,323,400
7.	投資	120,000	0	119,160		840
2	企業債償還金	56,620,000	0	28,087,573		28,532,427
1.	企業債償還金	56,620,000	0	28,087,573		28,532,427
	支出合計	2,634,662,686	871,796,13	1,769,836,142		864,826,544

和泉市水道事業損益計算書(11月分)

(昭和51年11月1日より昭和51年11月30日まで)

1. 営業収益

① 給水収益	5,627,143.33円	
② 受託工事収益	4,200.00円	
③ その他の営業収益	1,241,329.5円	68,726,728円

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	2,903,898.00円	
② 配水及び給水費	6,729,361.00円	
③ 受託工事費	0円	
④ 業務費	5,789,179.00円	
⑤ 総係費	3,824,107.00円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	0円	
⑧ その他の営業費用	1,038,235.00円	55,713,977円

営業利益

18,012,751円

3. 営業外収益

① 受取利息	0円	
② 雑収益	68,665.00円	
③ 加入金	3,550,000.00円	4,236,650円

当月分総利益

17,249,401円

4. 営業外費用

支払利息及び 企業債取扱諸費	0円	0円
-------------------	----	----

当月分純利益

17,249,401円

資 金 予 算 表

昭和51年12月10日

科 目 \ 月 次		11月執行済額	12月予定額	1月予定額	2月予定額
前月繰越金		138,369,856 ^円	140,279 ^円	19,779 ^円	18,596 ^円
収	営業収益	69,403,139	70,000	68,000	68,000
	営業外収益	4,236,650	6,000	6,000	6,000
	前年度未収金	22,340	2,000	1,000	800
	企業債	0	100,000	0	0
	工事負担金	858,802.5	5,000	0	0
	一時借入金	10,600,000	0	0	0
	預り金	14,275.00	1,000	1,000	1,000
	短期貸付金	0	0	200,000	0
	前受金	134,744.0	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正	2,132.0	0	0	0
	計	95,646,414	185,000	277,000	76,800
支	営業費用	48,998,019	84,000	45,000	45,000
	営業外費用	0	0	14,683	9,179
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	30,908,236	14,450.0	2,400.0	12,000
	貯蔵品	17,407,030	75,000	12,500	8,000
	企業債償還金	0	0	0	7,592
	一時借入金返還	0	0	185,000	0
	預り金返還	667,050	1,000	1,000	1,000
	前受金	75,637.0	1,000	1,000	1,000
	計	93,736,705	305,500	288,183	83,771
収支差引額		140,279,565	19,779	18,596	66,25

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年11月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年1月20日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

1. 検査実施日 昭和52年1月20日
2. 検査の対象 昭和51年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 1 月分月次合計残高試算表

11月分月次合計残高試算表

昭和51年11月30日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		
	果	計		当	月	計
149418165	149418165		資産の部			
240415659	240415659		土地			
2848487	2848487		建物			
1240000	1240000		構築物			
47254025	47254025	1014000	車輻			
138124	138124		機械及備品			
9499235	9499235		有価証券			
			投資			
29006362	3126596454	206673278	減価償却引当金		58626313	58626313
131554100	476915681	64878088	普通預金	210438812	8097590092	
14307463	211342988	26181370	未収金	59369425	345361581	
2411723	3679070		貯蔵品	26203598	197035525	
33100000	33100000		前払金	103443	1267347	
16700077	124174257		定期預金			
			過年度未収金	896295	107474180	
			負債の部			
	2100000000		一時借入金		2800000000	700000000
	144127670	26844590	未払金	26181370	196910760	52783090
			仮受金			
	63759738	7247248	預り金	7952093	70445896	6686158
	7182000	905000	予納金	1055000	8391000	1209000
	616068		固定負債		19098107	18482039
	20240000		公立病院特例債		323920000	303680000

67099969	67099969	過年度未払金				0
		資本の部				
		自己資本				
	200750371	借入資本			200750371	200750371
	446493464	繰越欠損金		127800000		446493464
818766387	818766387	資本剰余金			1118000	1118000
		収益の部				
		入院収益	9300	43911441		319780443
	269962	外来収益	27728	27622577		209930229
	186152	その他医業収益		1709676		14179867
		受取利息配当金			847015	847015
		他会計補助金			38386000	38386000
		患者外給食収益		602130		3870055
		その他医業外収益		75729		548714
		国庫補助金		1457000		1457000
		費用の部				
		給与	36715844		705	
351045498	351046203	材料	28640803			
207564068	207564068	経費	6388266			
49349367	49349867	減価償却費				
		資産減耗費				
		研究修費	65820			
1475130	1475130	支払利息及び企業債取扱諸費	861349		1068767	
58562781	59631548	患者外給食材料費	507462			
4401120	4401120	建設仮勘定	127518443			
222710303	222710303	期間外収益			20240000	20240000
		合計	534478589	534478589	8551891400	2391768574

11月分予算執行報告書

昭和51年11月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 1 月	累 計	
病 院 事 業 収 益	758,084,000	75,341,525	588,543,209	169,540,791
1. 医 業 収 益	709,390,000	73,206,666	543,434,425	165,955,575
1. 人 院 収 益	388,161,000	43,902,141	319,510,481	63,650,519
2. 外 来 収 益	311,473,000	27,594,849	209,744,077	101,728,923
3. そ の 他 医 業 収 益	14,756,000	1,709,676	14,179,867	57,6133
2. 医 業 外 収 益	48,694,000	2,134,859	45,108,784	3,585,216
1. 受 取 利 息 配 当 金	1,000,000		847,015	152,985
2. 他 会 計 補 助 金	38,386,000		38,386,000	0
3. 患 者 外 給 食 収 益	5,685,000	60,2130	387,055	1,814,945
4. そ の 他 医 業 外 収 益	80,000	75,729	548,714	251,286
5. 国 庫 補 助 金	2,823,000	1,457,000	1,457,000	1,366,000
病 院 事 業 費 用	1,106,468,000	78,179,544	672,398,464	434,069,536
1. 医 業 費 用	971,639,000	71,810,733	609,434,563	362,204,437
1. 給 与 費	582,241,000	36,715,844	351,045,498	231,095,502
2. 材 料 費	290,642,000	28,640,803	207,564,068	83,077,932
3. 経 費	79,765,000	6,883,266	49,349,867	30,273,133

4. 減價却費	1,513,100.00				15,131,000
5. 資產減耗費	1,000				1,000
5. 研究修費	4,103,000	65,820		1,475,130	2,625,870
2. 醫業外費用	134,529,000	1,368,811		62,968,901	7,156,509.99
1. 支払利息及び企業債取扱諸費	128,114,000	861,349		58,562,781	6,955,121.9
2. 患者外給食材料費	6,415,000	507,462		4,401,120	2,013,880
3. 予備費	300,000				300,000
期間外収益	40,480,000			20,240,000	20,240,000
資本的収入	1,220,996,000	127,800,000		195,896,000	1,025,100,000
1. 他会計出資金	20,996,000			20,996,000	0
2. 企業債	1,200,000,000	127,800,000		174,900,000	1,025,100,000
資本的支出	1,261,476,000	128,532,443		208,177,801	1,053,298,199
1. 建設改良費	1,207,238,000	128,532,443		181,094,731	1,026,138,269
1. 看護婦宿舍割賦金	1,238,000			61,606.8	61,693.2
2. 器械備品購入費	600,000	101,400		54,751.50	52,485.0
3. 病院増設事業費	1,200,000,000	127,518,443		175,003,513	1,024,996,487
2. 企業債償還金	137,630,000			68,430.70	69,199.30
3. 公立病院特例債	40,480,000			20,240,000	20,240,000

11 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和51年11月30日

和泉市立病院事業会計

科	目	当	月	累	計
1. 医	業 收 益				
	人 院 收 益	43,902,141		319,510,481	
	外 来 收 益	27,594,849		209,744,077	
	そ の 他 医 業 收 益	1,709,676		14,179,867	
	計		73,206,666		543,434,425
2. 医	業 費 用				
	給 与 費	36,715,844		351,045,498	
	材 料 費	28,640,803		207,564,068	
	経 費	6,388,266		49,849,867	
	減 価 償 却 費				
資 産 減 耗 費	研 究 研 修 費	65,820		1,475,130	
	計		71,810,733		609,434,563
医	業 利 益		1,395,933		△66,000,138
3. 医	業 外 收 益				

受取利息配当金				847,015	
他会計補助金				883,860	
患者外給食収益	602,130			887,005	
その他医業外収益	75,729			548,714	
国庫補助金	1,457,000			1,457,000	
計			2,134,859		45,108,784
4. 医業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	861,349			585,627	81
患者外給食材料費	507,462			440,112	20
雑損					
計			1,368,811		62,968,901
当月分純利益			2,161,981		
当月迄の純利益					△88,855,255
上記当月分収益中	健保未収金	64,878,088	円		
上記当月分費用中	未払金	26,181,370	円		

資 金 予 算 表

昭和51年11月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	11月の執行済額	12月 予 定	1 月 予 定
収	事業 収 益	68,412,890円	60,000,000円	60,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業 債	127,800,000		
	過年度未収金	896,295		
	一時借入金		100,000,000	
入	預り 金	7,052,093	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予 納 金	1,055,000	1,000,000	1,000,000
	仮 受 金			
	国庫補助金	1,457,000		
	合 計	206,673,278	167,000,000	67,000,000

区分	科 目	1.1月の執行済額	12月 予 定	1 月 予 定
支 出	事業費用	47,012,974円	105,618,000円	57,099,000円
	建設改良費	12,842,900	600,000	
	企業償還金		4,793,000	1,578,000
	貯蔵品購入費	26,844,590	24,000,000	24,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還			
	預り金還付	7,247,248	6,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	905,000	1,000,000	1,000,000
差 引	仮受金還付			
	合 計	210,438,812	142,006,000	89,677,000
	収支差引	△ 3,765,584	24,994,000	△ 22,677,000
	前年度又は前月より繰越	32,771,896	29,006,362	54,000,362
	翌年度又は翌月へ繰越	29,006,362	54,000,362	81,323,362

○ 議長（坂上國治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第6号までの報告を終わります。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第15「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第9号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年8月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「6,000円」を「7,000円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「4,000円」を「4,500円」に「400円」を「1,000円」に改める。

第14条の3第1項中「9,000円」を「10,500円」に、「教員にあつては、月額15,000円」を「教員のうち規則で定めるものにあつては、月額20,000円」に改める。

第23条中「1,300円」を「1,600円」に、「650円」を「800円」に改める。

第25条第2項中「100分の210」を「100分の200」に改める。

第26条第2項前段中「それぞれの」を「それぞれその」に、「各任命権者」を「任命権者」に改め、同項後段中「勤勉手当の総額」を「勤勉手当の額の総額」に、「前項の教員がその」を「その者が所属する前項の教員がそれぞれその」に、「100分の60」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の60」に、「こえて」を「超えて」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	93,800	82,500	—
2	160,700	136,000	114,000	98,500	86,000	68,400
3	167,100	141,700	119,100	103,300	89,700	70,300
4	173,500	147,600	124,200	108,600	93,800	72,300
5	181,100	154,100	130,100	114,000	98,500	74,300
6	188,600	160,700	136,000	119,100	103,300	76,900
7	196,300	167,100	141,700	124,200	108,600	79,700
8	204,400	173,500	147,600	130,100	114,000	82,500
9	212,500	181,100	154,100	136,000	119,100	86,000
10	220,600	188,600	160,700	141,700	124,200	89,700
11	229,300	196,300	167,100	147,600	129,500	93,800
12	238,500	204,400	173,500	153,500	134,900	98,500
13	247,700	212,500	180,000	159,400	140,300	103,300
14	257,400	220,600	186,500	165,500	145,600	108,100
15	267,200	228,700	193,200	171,700	151,000	112,900
16	277,000	236,800	199,900	178,100	156,400	117,700
17	286,800	244,900	206,600	184,500	161,800	122,400
18	296,600	253,000	213,400	190,900	167,200	127,100
19	306,400	260,700	220,200	197,300	172,500	131,300
20	316,200	268,400	226,900	203,600	177,800	135,400
21	325,400	275,800	233,600	209,900	182,800	139,500
22	334,000	281,700	240,300	216,000	187,800	143,600
23		287,600	246,900	222,100	191,800	147,700
24		291,700	252,200	226,900	195,100	151,300
25			257,500	231,700	198,200	154,900
26			261,100	235,100	201,200	158,300
27			264,700	238,500	203,500	161,700
28				241,900	205,800	164,600
29					208,100	167,500
30						169,600
31						171,700
32						173,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	331,300	238,100	181,600	—	108,800
2	340,100	246,200	189,600	158,100	115,200
3	348,900	254,300	197,600	165,800	121,600
4	357,700	262,400	205,700	173,700	128,000
5	366,700	270,500	213,800	181,600	135,400
6	375,700	278,500	221,900	189,500	142,900
7	385,500	286,500	230,000	197,400	150,500
8	395,500	294,100	238,100	205,400	158,100
9	405,500	301,700	246,200	213,400	165,700
10	415,500	309,300	254,300	221,400	173,300
11	425,500	317,000	262,400	229,400	180,800
12	435,500	324,700	269,800	236,200	186,900
13	445,200	332,200	277,200	243,000	193,000
14	454,900	339,700	284,600	249,400	199,100
15	464,400	345,900	292,000	255,800	205,200
16	473,900	352,100	299,300	262,200	211,300
17	482,900	358,300	306,200	268,600	217,400
18	491,900	363,800	313,100	275,000	223,500
19	499,900	368,400	320,000	281,400	229,200
20			325,900	286,800	233,300
21			331,800	292,200	237,400
22			335,900	297,200	240,300
23			340,000	300,700	
24				304,200	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する

1 医療職給料表（二）

職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	187400	141700	104800	84700	—
2	195400	147800	109800	88400	70400
3	203600	153900	114800	92100	72500
4	211800	160700	119800	95800	74800
5	220000	167100	124800	100100	77800
6	228200	173500	130000	104400	80800
7	236400	180000	136000	109000	84200
8	244700	186500	140600	113600	87600
9	253000	193200	146000	118200	91300
10	260700	199900	151400	122800	95000
11	268400	206600	156800	127400	99700
12	275800	213400	162200	131600	104400
13	281700	220200	167600	135800	109000
14	287600	226900	172900	140000	113600
15	293400	233600	178200	144200	118200
16	297500	240300	183400	148300	122800
17		246900	188200	152000	127400
18		252200	193000	155600	131600
19		257500	196500	159000	135800
20		261100	199800	162400	140000
21			203000	165200	144200
22			205300	167400	148300
23					152000
24					155600
25					159000
26					162400
27					165200
28					167400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則
で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職務の 等級	特1等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	160,800	—	107,000	81,900	75,400
2	166,700	124,600	111,400	85,400	78,700
3	172,600	130,000	115,800	88,800	81,900
4	178,600	136,000	120,200	92,300	85,400
5	184,800	142,100	124,600	95,900	88,600
6	191,000	148,200	129,100	99,500	92,100
7	198,300	154,400	133,600	103,200	95,700
8	204,400	160,700	138,200	106,900	99,400
9	212,500	167,100	142,800	110,600	102,900
10	220,600	173,500	147,400	114,300	106,300
11	228,700	180,000	151,700	118,000	109,800
12	236,800	186,500	156,000	121,500	113,100
13	244,900	193,200	160,500	125,200	117,900
14	253,000	199,900	165,000	128,800	121,500
15	260,700	206,600	169,400	132,300	125,200
16	268,400	213,400	173,600	135,700	128,700
17	275,800	220,200	178,000	139,200	132,100
18	281,700	226,900	182,400	142,600	135,600
19	287,600	233,600	186,600	146,100	139,100
20	291,700	240,300	190,100	149,700	142,500
21		246,900	193,700	152,700	146,000
22		252,200	197,000	155,900	149,500
23		257,500	199,200	158,800	152,500
24		261,100	201,500	161,700	155,600
25				164,100	158,500
26				166,400	161,300
27					163,800
28					166,300

備 考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和51年12月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2. 改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第25条の規定に基づいて昭和51年12月に支給された期末手当の額が、新条例第25条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

3. 職員が旧条例の規定に基づいて昭和51年12月1日以後の分として支給を受けた給与は、新条例（期末手当については、新条例第25条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(委 任)

4. 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

昭和51年11月に行われた一般職の国家公務員の給与改定及びその他の諸情勢にかんがみ、本市財政事情を考慮しつつ、一般職の職員の給料月額を改定し、並びに扶養手当、住居手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に 対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者	(扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に 対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者

新	旧
<p>で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>7,000円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ<u>2,200円</u>（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>4,500円</u>）、その他の扶養親族については1人につき<u>1,000円</u>とする。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額<u>1,050円</u>（医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあつては、月額<u>2,000円</u>）を超えない範囲内で住居手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、それぞれその勤務1回につき<u>1,600円</u>（土曜日の日直勤務にあつては、<u>800円</u>）を宿日直手当として支給する。</p>	<p>で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>6,000円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ<u>2,000円</u>（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>4,000円</u>）、その他の扶養親族については1人につき<u>400円</u>とする。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額<u>9,000円</u>（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、月額<u>15,000円</u>）を超えない範囲内で住居手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、それぞれその勤務1回につき<u>1,300円</u>（土曜日の日直勤務にあつては、<u>650円</u>）を宿日直手当として支給する。</p>

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔表〕 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の210を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔表〕 略</p> <p>3 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が<u>それぞれの</u>基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に、<u>任命権者が</u>市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する<u>勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が<u>それぞれの</u>基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に、<u>各任命権者が</u>市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する<u>勤勉手当の総額は、前項の職員がその基準日現在</u></p>

新	旧
<p>職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の60</u>を乗じて得た額の総額を<u>超えてはならない</u>。</p>	<p>において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に<u>100分の60</u>を乗じて得た額の総額を<u>こえてはならない</u>。</p>
別表第1 略	別表第1 略
別表第2 略	別表第2 略

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室長（西川喜久君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第9号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」（10ページ）提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

人事院は昨年8月10日、国家公務員法第28条及び一般職の職員の給与に関する法律第2条の規定に基づき、国会及び内閣に対しまして、一般職の国家公務員の給与を平均6.94%引き上げるよう勧告いたしました。国会及び内閣におきましても、これを受けまして昨年11月5日、関係法令の改正を行い、昨年4月1日にさかのぼって勧告どおり実施いたしました。また、各地方自治体におきましても、これに準じて給与改定を行うべく、順次条例改正を行っております。本市におきましても、その勧告の趣旨、労働情勢等にかんがみまして、同勧告に準じて平均6.61%の改定を行う必要がありますので、ここにこの条例案を御提案申し上げる次第でございます。本市財政事情を考慮する中で、実施につきましては、昨年12月1日からといたしたく存ずるものでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。和泉市職員の給与に関する条例第13条第3項は、扶養手当の月額に関する規定でございまして、配偶者に係る者6千円を7千円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る者1人につきまして2千円を2千2百円に、そのうち職員に配偶者がいない場合の1人に係る者につきましては4千円を4千5百円に、その他の扶養親族に係る者につきましては、1人につき4百円を千円にそれぞれ改めようとするものでございます。

第14条の3につきましては、住居手当に関する規定でございまして、支給限度額を一般職の職員については9千円を1万5百円に、また、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあつては、1万5千円を2万円に改めようとするものでございます。

第23条の改正につきましては、宿日直手当の額に関するものでございまして、当直1回当たり1,300円を1,600円に、半日直の場合の650円を800円に改めようとするものでございます。

第25条第2項の改正は、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の210から100分の200に引き下げるものでございます。

第26条第2項の改正につきましては、6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の60から100分の50に引き下げるとともに、規定の整備を行おうとするものでございます。

別表第1及び別表第2の改正につきましては、それぞれ行政職給料表及び医療職給料表の1から3までを全面的に改正しようとするものでございます。

以上の給与改定を現行の給与と比較いたしますと、給与いわゆる本俸部分につきましては5.68%諸手当部分では0.31%、その他はね返りで0.62%、合計で6.61%となりまして、1人当たり平均10,370円の改善となるものでございます。

附則でございしますが、第1項では、この条例は、公布の日から施行させていただき、改正後の新給与条例は、昭和51年12月1日にさかのぼって適用することといたしたく存じております。

ただ、昭和51年12月支給の期末手当につきましては、新条例の規定による額の方が、改正前の条例による額、つまり昨年12月に実際に支給した額より少ない場合には、改正前の規定による額とすることといたしたく、言いかえれば、不足額は徴収しないよう、第2項で定めたものでございます。

第3項では、新条例の適用日以降に支払われた給与につきましては、新条例の規定による給与の内払とみなすものであり、第4項では、新条例への切りかえによるその他の細部につきましては、市長が定めるものといたしたものでございます。

以上、簡単ですが、議案第9号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第9号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（坂上國治君） 日程第16「生徒負傷による損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第36号

生徒負傷による損害賠償の額の決定及び和解について

市は、次のとおり生徒負傷による損害賠償の額を決定し、和解する。

昭和52年3月17日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1 損害賠償及び和解の相手方

和泉市池田下町1,007番地

甲 斐 栄 作 (保護者 甲斐末幸)

2 損害賠償の額 5,500,000円

3 和解の要旨

市は、授業の自習時間に発生した負傷事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

議案第36号参考資料

〔1〕 損害賠償等の原因である事故の概要

- 1 日 時 昭和51年11月5日午後2時45分頃
- 2 場 所 市立石尾中学校第2学年4組の教室
- 3 事故の概要

本事故は、第6時限目の終了約15分前の午後2時45分頃、第2学年4組の保健授業の自習時間中に発生したもので、生徒Y君が教室後方の掲示板に向かって投げた画鋸が、自席で自習

していた甲斐栄作君の右眼に当たり、負傷したものである。以後、入院手術の加療を受け、コンタクトレンズを使用しての矯正視力は1.0を見込まれているが、裸眼での視力は0.02の失明に近い状態になった。

〔Ⅱ〕 損害賠償額の内訳

総 額 5,500,000円

(1) 損害賠償額 5,000,000円

(2) 見舞金 500,000円

見舞金500,000円は、今後右眼に使用するコンタクトレンズの購入費等である。なお、損害賠償の負担は、市及びY君の保護者の双方それぞれ2分の1とする。

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 管理部長（広岡史郎君） ただいま御上程いただきました議案第36号「生徒負傷による損害賠償の額の決定及び和解について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

市は、自習時間中に発生した負傷事故の被害者からの損害賠償請求に対し、損害賠償額500万円、見舞金50万円、合計550万円の額を支払うことにより和解いたしたくお願いするものでございます。

なお、その額は、加害者の保護者と市がそれぞれ275万円負担するものでございます。

事故の概要でございますが、本事故は昨年11月5日、市立石尾中学校2年4組の第6時限、保健授業の自習時間終了前の午後2時45分ごろ発生したもので、その状況は、生徒のY君が教室後方の掲示板に向かって投げた画鋲が、自席で自習していた甲斐栄作君の右眼に当たり、負傷したものでございます。

甲斐栄作君はその後、堺市立市民病院に入院手術を受け、治療を続けてまいりましたが、コンタクトレンズを使用しての矯正視力は1.0を見込まれますが、裸眼の視力は0.02の失明に近い状態になりました。

その後、被害者の御両親からの損害賠償請求により、たびたび和解のための話し合いを続けてまいりましたところ、550万円の額を支払うことにより和解をいたしたくお願いするものでございます。

まことに遺憾な事故発生に深く反省しております。かような事故が再発しないよう、各学校、各園と教育委員会では鋭意、真剣に取り組んでまいっております。本件については、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由並びに内容の御説明を終わります。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（田中包治君） この負傷事件はどういうふうになったんか知りませんが、学校内で起こったもので、賠償さえすればええんだという考え方で、所管の常任委員会なんかには報告されてるんですか。

私たちが考えるのは、画鋲というのは小さいもんですな、それが目に当たった。それを後ろへほって当たる状態、ちょっと判断しかねるんです。金の問題は済んでるから反対しませんが、状況そのものをちょっと理解できないという気持があるんです。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 管理部長（広岡史郎君） 第1点目の常任の厚生文教委員会に状況報告されたかということですが、1月26日、和解が整う以前に、厚生文教委員会にその状況等を御説明し、手続を終えております。

2点目のどういう状況の中で目に当たったんかということですが、全部の生徒が自習中で正面黒板に向かっており、そのうちの2、3の生徒が後方の黒板へ向けてピンを投げたという形でございます。

- 20番（田中包治君） 済んだことだから言いたくないが、学校の先生はわからなかったわけですね。小さなピンがほって当たるもんでっか。当たったとなってるが、理解できない。何かゴムか何かで飛ばした……。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第36号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（坂上國治君） 次に、日程第17「昭和51年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第32号

昭和51年度和泉市一般会計補正予算（第4号）

昭和51年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,732,266千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

昭和52年3月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.市 税		3242393	375,409	3,617,802
	1.市 民 税	1339099	223,215	1,562,314
	2.固定資産税	1257488	103,730	1,361,218
	3.軽自動車税	39051	2,220	41,271
	4.市煙草消費税	220,000	△ 13,372	206,628
	5.電 気 税	135,000	27,000	162,000
	6.ガ ス 税	10,000	2,180	12,180
	7.特別土地保有税	62,400	19,367	81,767
	8.都市計画税	179355	11,069	190,424
5.地方交付税		2478412	277,174	2,755,586
	1.地方交付税	2478412	277,174	2,755,586
7.分担金及負担金		205418	△ 730	204,688
	1.分 担 金	18735	△ 177	18,558
	2.負 担 金	186683	△ 553	186,130
8.使用料及手数料		134403	△ 750	133,653
	2.手 数 料	18168	△ 750	17,418
9.国庫支出金		3712094	△ 341	3,711,753
	1.国庫負担金	1329553	11,923	1,341,476
	2.国庫補助金	2353380	△ 10374	2,343,006
	3.国庫委託金	29161	△ 1,890	27,271
10.府支出金		1464188	24614	1,488,802
	1.府負担金	100291	2,973	103,264
	2.府補助金	1293870	21,521	1,315,391
	3.府委託金	69607	120	69,727
11.財産収入		151490	1,060	152,550
	1.財産運用収入	6120	1,060	7,180
12.寄附金		74641	1,000	75,641
	1.寄 附 金	74641	1,000	75,641
14.諸 収 入		2214,933	△ 112,732	2,102,201
	5.雑 入	1944028	△ 112,732	1,831,296
15.市 債		2709364	149,100	2,858,464
	1.市 債	2709364	149,100	2,858,464
歳 入 合 計		16,608,462	718,804	17,322,266

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		148069	4058	152,127
	1. 議 会 費	148069	4058	152,127
2. 総 務 費		1,345,678	25,152	1,370,830
	1. 総務管理費	791,898	8,270	800,168
	2. 徴 税 費	250,169	10,800	260,969
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	105,269	730	105,999
	4. 選 挙 費	39,640	4,104	43,744
	5. 統 計 調 査 費	10,478	252	10,730
	6. 監 査 委 員 費	9,613	502	10,115
	7. 同 和 対 策 費	138,611	494	139,105
3. 民 生 費		3,472,574	258,047	3,730,621
	1. 社会福祉費	1,030,462	83,051	1,113,513
	2. 児童福祉費	1,452,891	169,882	1,622,773
	3. 生活保護費	987,793	5,114	992,907
4. 衛 生 費		1,254,312	55,582	1,309,894
	1. 予 防 衛 生 費	370,878	44,174	415,052
	2. 環 境 衛 生 費	803,652	8,307	811,959
	3. 墓 地 管 理 費	55,562	3,101	58,663
5. 労 働 費		64,537	1,478	66,015
	1. 失 業 対 策 費	64,537	1,478	66,015
6. 農 林 水 産 業 費		156,546	4,135	160,681
	1. 農 業 費	154,249	5,335	159,584
	2. 林 業 費	2,297	△ 1,200	1,097
7. 商 工 費		127,863	13,231	141,094
	1. 商 工 費	127,863	13,231	141,094
8. 土 木 費		4,651,646	113,695	4,765,341
	1. 土 木 管 理 費	1,400,44	△ 1,4456	1,25,588
	2. 道 路 橋 梁 費	519,961	128,156	643,117
	4. 都 市 計 画 費	861,699	△ 2,574	859,125
	5. 住 宅 費	3,089,195	7,569	3,096,764
9. 消 防 費		359,346	1,127	360,473
	1. 消 防 費	359,346	1,127	360,473

款	項	補正前の額	補正額	計
10.教育費		2,944,070	156,702	3,100,772
	1.教育総務費	257,959	74,481	332,440
	2.小学校費	1,001,470	34,341	1,035,811
	3.中学校費	736,773	24,587	761,360
	4.幼稚園費	233,016	14,738	247,754
	5.社会教育費	698,972	7,585	706,557
	6.保健体育費	15,880	970	16,850
11.災害復旧費		42,185	3,985	46,170
	1.土木施設 災害復旧費	34,565	4,846	39,411
	2.農林水産 施設災害復旧費	7,620	△ 861	6,759
12.公債費		1,536,766	76,612	1,613,378
	1.公債費	1,536,766	76,612	1,613,378
歳出合計		16,608,462	713,804	17,322,266

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
土木費	住宅費	(仮称)和泉第4団地建設事業	千円 1,543,043
教育費	中学校費	富秋中学校講堂新築事業	223,760
	社会教育費	図書バス購入事業	5,000
合 計			1,771,803

第 3 表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
光明池春木線街路整備事業	昭和52年度	千円 20,000
	昭和54年度	
光明池公共下水道整備事業	昭和52年度	19,120
	昭和54年度	

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正前					補正後									
	限度額	起債の方法	利率	債還		資金分	償還期限	償還期間	債還の方法						
				償還の方法	その他				償還の方法	その他					
塵芥処理運搬施設整備事業	千円		年%以内	年以内		千円	年%以内	年以内	3,000	普通貸借又は証券発行	10%以内	年以内	7年以内	年賦又は半年賦元利均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。但し、財政の都合により償還期限及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができ
道路橋梁整備事業	168,500千円	普通貸借又は証券発行	10%以内	年以内	3年以内	千円	10%以内	3年以内	306,900	同上	10%以内	3年以内	20年以内	同上	同上

起債の目的	補 正 前						補 正 後									
	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他
	千円		年%以内		年以内	年以内		くは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円		年%以内		年以内	年以内		
環境改善道路整備事業	40,900	同上	10	同上	25	3	同上	同上	44,800	同上	10	同上	20	3	同上	同上
都市計画事業	194,238	同上	10	同上	25	3	同上	同上	142,838	同上	10	同上	30	5	同上	同上
消防施設整備事業	21,500	同上	10	同上	25	3	同上	同上	10,300	同上	10	同上	20	3	同上	同上
義務教育施設整備事業	527,200	同上	10	同上	25	3	同上	同上	529,700	同上	10	同上	25	3	同上	同上
災害復旧事業	3,300	同上	10	同上	25	3	同上	同上	7,200	同上	10	同上	25	3	同上	同上
計	2,709,364								2,858,464							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 計 千円	節 分		明 明 千円
				区 分	金 額 千円	
①市 税	3,242,393	375,409	3,617,802			
(1)市民税	1,339,099	223,215	1,562,314			
1. 個 人	1,176,917	220,422	1,397,339	1. 現年度課税分	220,422	普通徴収分追加 165,317 特別徴収分追加 55,015
2. 法 人	162,182	2,793	164,975	1. 現年度課税分	2,793	均等割追加
(2)固定資産税	1,257,488	103,730	1,361,218			
1. 固定資産税	1,209,277	103,730	1,313,007	1. 現年度課税分	103,634	土地分追加 62,180 家屋分追加 31,090 償却分追加 10,364
(3)軽自動車税	39,051	2,220	41,271	2. 交 納 付 金	96	納付金追加
1. 軽自動車税	39,051	2,220	41,271	1. 現年度課税分	2,220	現年度課税分追加
(4)市煙草消費税	220,000	△ 13,372	206,628			
1. 市煙草消費税	220,000	△ 13,372	206,628	1. 現年度課税分	△ 13,372	現年度課税分更正減
(5)電 気 税	135,000	27,000	162,000			
1. 電 気 税	135,000	27,000	162,000	1. 現年度課税分	27,000	現年度課税分追加
(6)カ ス 税	10,000	2,180	12,180			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 記
				区 分	金 額	
1.ガ ス 税	千円 10,000	千円 2,180	千円 12,180	1.現年度課税分	千円 2,180	現年度課税分追加
(7)特別土地保有税	62,400	19,367	81,767			
1.特別土地保有税	62,400	19,367	81,767	1.現年度課税分	14,927	保有分追加 8,956 取得分追加 5,971
(8)都市計画税	179,355	11,069	190,424	2.滞納繰越分	4,440	滞納繰越分追加
1.都市計画税	179,355	11,069	190,424	1.現年度課税分	11,069	土地・家屋分追加
⑤地方交付税	2,478,412	277,174	2,755,586			
(1)地方交付税	2,478,412	277,174	2,755,586			
1.地方交付税	2,478,412	277,174	2,755,586	1.地方交付税	277,174	普通交付税追加 97,174 特別交付税 180,000
⑦分担金及負担金	205,418	△ 730	204,688			
(1)分 担 金	18,735	△ 177	18,558			
2.災害復旧費分 担金	14,46	△ 177	12,69	1.災害復旧費 分 担金	△ 177	農業施設災害復旧事業分 担金更正減
(2)負 担 金	186,683	△ 553	186,130			
2.農林水産業費 負担金	922	△ 553	369	1.林業費負担金	△ 553	オベリ谷林道工事負担金 更正減
⑧使用料及手数料	134,403	△ 750	133,653			

(2)手 数 料	18,168	△	750	17,418				
3. 農林水産業手 数料	795	△	750	45	2. 家 畜 診 療 料	△	750	家畜診療料更正減
⑧ 国庫支出金	3,712,094	△	341	3,711,753				
(1) 国庫負担金	1,329,553		1,1923	1,341,476				
1. 民生費国庫負担金	1,318,393		10,797	1,329,190	2. 老人医療費負担金		14,881	老人医療費負担金追加
2. 教育費国庫負担金	11,160		1,126	12,286	3. 児童福祉費負担金	△	4,084	児童手当負担金更正減
					1. 小学校教育費負担金		468	教材費負担金追加
					2. 中学校教育費負担金		658	教材費負担金追加 中学校産業教育負担金追加
(2) 国庫補助金	2,353,380	△	10,374	2,343,006				
1. 総務費国庫補助金	31,326		617	31,943	1. 隣保館費補助金		617	隣保館運営費補助金追加
5. 土木費国庫補助金	1,981,545	△	18,000	1,963,545	1. 都市計画費補助金	△	18,000	都市下水路府中北幹線整備事業補助金追加 2,000 光明池春木線整備事業補助金更正減 △20,000
7. 教育費国庫補助金	277,905		2,240	280,145	1. 小学校費補助金		2,339	要保護、準要保護児童援助費補助金更正減 △ 360 理科教育費補助金追加 鶴山台南小学校屋内運動場整備事業補助金追加 1,267 鶴山台北小学校屋内運動場整備事業補助金追加 1,370
					2. 中学校費補助金	△	99	要保護、準要保護生徒援助費補助金更正減 △ 360

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明 千円
				区 分	金 額 千円	
8.災害復旧事業 費国庫補助金	7,678	4,769	12,447	1.災害復旧事業費補 助金	4,769	理科教育費補助金追加 261 東横尾川左岸災害復旧事業補助金更 正減 △814 松尾川災害復旧事業補助金追加 1,392 東松尾川左右岸災害復旧事業補助金 更正減 △190 横尾川災害復旧事業補助金更正減 △1,048 東松尾川右岸災害復旧事業補助金 1,378 松尾寺塔原線災害復旧事業補助金 732 国分倉ノ上線災害復旧事業補助金 1,839 福瀬善正線災害復旧事業補助金 1,480
(3)国庫委託金	29,161	△ 1,890	27,271			
2.民生費国庫委 託金	29,131	△ 1,890	27,241	1.社会福祉費委託金	△ 1,890	国民年金事務電算化委託金更正減
⑩府支出金	1,464,188	24,614	1,488,802			
(1)府負担金	100,291	2,973	103,264			
1.民生費府負担 金	99,541	2,973	102,514	2.老人医療費負担金	3,721	老人医療費負担金追加
				3.児童福祉費負担金	△ 748	児童手当負担金更正減
(2)府補助金	1,293,870	21,521	1,315,391			

1. 総務費府補助金	2,263.9	4,929	27,568	3. 隣保館運営補助金	4,929	隣保館運営補助金追加	58
2. 民生費府補助金	259,744	△ 2,904	256,840	1. 社会福祉費補助金	309	社会福祉協議会運営助成金追加 心配ごと相談所設置費補助金追加 国民年金委員活動補助金追加 社会奉仕活動センター運営費補助金	3 35 213
				2. 児童福祉費補助金	125	家庭児童相談室設置補助金追加 心身障害児家庭奉仕員派遣事業補助金追加	115 62
3. 衛生費府補助金	31,843	2,807	34,650	3. 身体障害者医療費補助金	1,939	児童福祉法施行事務費補助金更正減 身体障害者医療費補助金追加	△52
				4. 老人医療費補助金	△ 5,277	老人医療費補助金更正減	
				1. 保健衛生費補助金	2,807	急性灰白随炎予防接種補助金追加 インフルエンザ予防接種補助金追加 母子栄養強化費補助金更正減 妊産婦対策費補助金更正減 結核予防対策費補助金更正減 伝染病予防費補助金等更正減 同和地区保健増進事業補助金	39 229 △104 △464 △192 △157 3,456
				3. 農業振興費補助金	1,051	水田総合利用対策指導事業補助金追加 温州みかん改植等促進緊急対策事業補助金追加	189 8.65
				3. 農業振興費補助金	38,817		
4. 農林水産業費府補助金	39,374	△ 557	38,817				

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	部 額		説 明
				区 分	金 額 千円	
						米穀流通消費改善対策費補助金 125 農業構造改善事業計画樹立費補助金更正減 △128
				4.畜産業費補助金	△ 1,116	畜産経営環境整備事業補助金更正減
				5.林業費補助金	△ 492	すべり谷林道工事補助金更正減
				3.環境改善整備事業補助金	146,82	換地造成事業補助金
6.土木費府補助金	762,541	14,682	777,223	1.消防費補助金	△ 7,632	消防器具庫新設事業補助金更正減
7.消防費府補助金	9,647	7,632	2,015	5.社会教育費補助金	6,072	社会同和教育指導員設置費補助金追加 4,928 社会教育指導員設置費補助金追加 144 同和地区子供会活動補助金 1,000
8.教育費府補助金	87,604	6,072	93,676	1.災害復旧費補助金	4,124	農林施設災害復旧事業補助金
12.災害復旧費府補助金		4,124	4,124	2.都市計画委託金	120	都市計画調査委託金
(3)府委託金	69,607	120	69,727			
5.土木費府委託金	141	120	261			
①財産収入	151,490	1,060	152,550			
(1)財産運用収入	6,120	1,060	7,180			
1.財産貸付収入	4,505	1,060	5,565	1.土地建物貸付収入	1,060	下宮墓地貸付収入追加

⑫寄付金	74,641	1,000	75,641					
(1)寄付金	74,641	1,000	75,641					
1.一般寄付金	61,000	1,000	62,000	1.一般寄付金	1,000	一般寄付金追加		
⑬諸収入	2,214,933	△ 112,732	2,102,201					
(5)雑収入	1,944,028	△ 112,732	1,831,296					
1雑収入	1,944,028	△ 112,732	1,831,296	1.国民年金印紙売却収入	12,000	印紙売却金追加		
				2.国民年金印紙売却手数料	232	印紙売却手数料追加		
				3.過年度収入	△ 124,964	過年度収入更正減 光明池香木線整備事業補助金追加 10,000	△ 134,964	
⑮市債	2,709,364	149,100	2,858,464					
(1)市債	2,709,364	149,100	2,858,464					
2.衛生費	54,900	3,000	57,900	2.塵芥処理運搬施設整備事業債	3,000	塵芥処理運搬施設整備事業債		
4.土木費	1,226,178	150,900	1,377,078	1.道路橋梁債	138,400	市道整備事業債追加		
				4.環境改善道路整備事業債	3,900	換地造成事業債		
				5.都市計画事業債	8,600	都市下水路府中北幹線整備事業債追加 王子西公園整備事業債追加	3,000 5,600	
5.消防債	21,500	△ 11,200	10,300	1.消防施設整備事業債	△ 11,200	消防施設整備事業債更正減		

科	目	補正前の額	補正額	計	節		明						
					区	分							
6	教育債	1,117,200	2,500	1,119,700	1/小	学校債	鶴山台南小学校屋内運動場整備事業債追加 1,200						
							鶴山台北小学校整備事業債追加 1,300						
7	災害復旧事業債	3,300	3,900	7,200	1/災害復旧	事業債	松尾川災害復旧事業債追加 800						
							横尾川災害復旧事業債更正減 △400						
							東横尾川河川災害復旧事業債更正減△200						
							東松尾川右岸災害復旧事業債 700						
							松尾寺塔原線災害復旧事業債 400						
							国分倉ノ上線災害復旧事業債 900						
							福瀬善正線災害復旧事業債 800						
							農業施設災害復旧事業債 900						
							歳入合計	16,608,462	713,804	17,322,266			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
① 議会費	148,069	4,058	152,127			4,058			千円	
(1) 議会費	148,069	4,058	152,127			4,058				
1. 議会費	148,069	4,058	152,127							
(1) 議会運営費	105,699	3,993	109,692			3,993			議員報酬追加	
									議員期末手当追加	
									議員共済会給付負担金追加	
									費用弁償更正減	
(2) 事務局費	42,370	65	42,435			65			給与改定等による追加	
									給与改定等による追加	
									給与改定等による追加	
									筆耕翻訳料更正減	
② 総務費	1,345,678	25,152	1,370,830	5,546		19,606				
(1) 総務管理費	791,898	8,270	800,168			8,270				
1. 一般管理費	607,851	2,985	610,836			2,985				
(1) 給与費	524,616	2,985	527,601			2,985			給与改定等による追加	
									給与改定等による追加	
									給与改定等による追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
5.財産管理費	64,682	3,285	67,967				3,285			
(1)財産管理費	44,722	500	45,222				500	22.補償補填 及賠償金	名義書換補償金	
(3)車輛管理費	19,548	2,785	22,333				2,785	11.需 要 費	・ 消耗品費追加 ・ 燃料費追加	
								14.使用料 及 賃借料	自動車借上料追加	
13.諸 費	19,598	2,000	21,598				2,000	27.公 課 費	自動車重量税追加	
(3)償還費	10,216	2,000	12,216				2,000	28.償還金利子 及割引料	市税過誤納環付金追加	
(2)徴 税 費	250,169	10,800	260,969							
1.税務総務費	178,077	2,355	176,432				2,355			
(2)給与費	172,042	2,355	174,397				2,355	2.給 料	給与改定等による追加	
								3.職 員 手 当	給与改定等による追加	

2.賦課費	32,610	1,855	94,465						1,855	4.共済費	208	給与改定等による追加
(2)固定資産 税賦課費	10,758	1,855	12,613						1,855	18.委託料	1,855	家屋平面図作成委託料
3.徴収費	44,482	6,590	51,072						6,590			
(1)徴収費	44,482	6,590	51,072						6,590	8.報償費	6,590	市税納期前納付報償金追加
(3)戸籍住民・ 基本台帳費	105,269	730	105,999						730			
1.戸籍住民・ 基本台帳費	101,155	730	101,885						730			
(1)給与費	92,021	730	92,751						730	2.給料	440	給与改定等による追加
(4)選挙費	89,640	4,104	48,744							3.職員手当	180	給与改定等による追加
1.選挙管理委 員会費	89,640	4,104	48,744							4.共済費	110	給与改定等による追加
(1)給与費	11,166	4,104	15,270						4,104	2.給料	2,159	給与改定等による追加
										3.職員手当	1,542	給与改定等による追加
										4.共済費	408	給与改定等による追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特定財源			一般財源			
				国枝出給 千円	地方債 千円	その他 千円				
(5)統計調査費	千円 10,478	千円 252	千円 10,730	千円	千円	千円 252	千円		千円	
1.統計総務費	10,478	252	10,730			252				
(1)給与費	3,944	252	4,196			252	2.給料	127	給与改定等による追加	
							3.職員手当	76	給与改定等による追加	
							4.共济費	49	給与改定等による追加	
(6)監査委員費	9,613	502	10,115			502				
1.監査委員費	9,613	502	10,115			502				
(1)給与費	8,281	502	8,783			502	2.給料	280	給与改定等による追加	
							3.職員手当	153	給与改定等による追加	
							4.共济費	69	給与改定等による追加	
(7)同和对策費	138,611	494	139,105	5,546		△ 5,052				
1.同和对策費	68,878	253	69,131			253				
(1)給与費	34,356	253	34,609			253	2.給料	65	給与改定等による追加	
							3.職員手当	171	給与改定等による追加	
							4.共济費	17	給与改定等による追加	
2.隣保館費	69,733	241	69,974	5,546		△ 5,305				
(1)給与費	22,467	241	22,708	241			2.給料	30	給与改定等による追加	
							3.職員手当	208	給与改定等による追加	

③民生費	3,472,574	258,047	3,730,621	8,976				236,839		4.共済費	8	給与改定等による追加
(1)社会福祉費	1,030,462	83,051	1,113,513	13,683				57,186				
1.社会福祉総務費	104,654	49,490	154,144	274				49,216				
(1)給与費	62,556	49,271	111,827	55				49,216		2.給料	25,476	給与改定等による追加
(2)社会事務総務費	37,737	219	37,956	219						3.職員手当	19,382	給与改定等による追加
6.老人解放センター費	12,077	190	12,267					190		4.共済費	4,463	給与改定等による追加
(1)老人解放センター運営費	12,077	190	12,267							19.負担金補助及交付金	219	社会福祉協議会補助金追加
7.老人医療助成費	314,917	14,382	329,299	13,325				1,057		11.需用費	190	・光熱水費追加
(1)老人医療助成費	314,917	14,382	329,299	13,325				1,057		13.委託料	546	医療費審査支払事務委託料追加
8.身体障害者医療助成費	18,104	2,379	20,483	1,939				440		20.扶助費	13,836	老人医療扶助費追加
(1)身体障害者医療助成費	18,104	2,379	20,483	1,939				440		13.委託料	10	医療費審査支払事務委託料追加

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区 分	金額 千円	明 明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円				
9 国民年金費	378,633	16,610	395,243	△ 1,855		12,232	6,233	20.扶 助 費	2,369	身体障害者医療扶助費追加
(1) 給与費	29,612	6,609	36,221			232	6,377	2.給 料	2,927	給与改定等による追加
(2) 国民年金事務費	13,861	△ 1,999	11,862	△ 1,855			△ 144	3.職員手当 4.共 済 費	3,049 638	給与改定等による追加 給与改定等による追加
(3) 国民年金印紙費	385,160	12,000	347,160		12,000			11.需用費	△ 150	・印刷製本費更正減
(2) 児童福祉費	1,452,891	169,882	1,622,773	△ 4,707			174,589	13.委託料	△ 1,800	拠出年金電算業務委託料更正減
1. 児童福祉総務費	80,291	23,273	103,564	63			23,210	18.備品購入費	△ 49	事務用備品購入費更正減
(1) 給与費	75,495	23,273	98,768				23,273	8.報 償 費	12,000	国民年金印紙費追加
2. 児童措置費	189,587	△ 5,580	184,007	△ 4,832			△ 748	2.給 料	6,275	給与改定等による追加
(1) 児童措置費	189,587	△ 5,580	184,007	△ 4,832			△ 748	3.職員手当 4.共 済 費	15,887 1,161	給与改定等による追加 給与改定等による追加
								20.扶 助 費	△ 5,580	児童手当扶助費更正減

3.保育所費	1,169,176	152,189	1,821,865					152,189				
(1)給与費	796,521	182,638	929,159					182,638	1報酬	67,360	補助保母報酬	
									2.給料	21,331	給与改定等による追加	
									3.職員手当	38,541	給与改定等による追加	
									4.共济費	5,406	給与改定等による追加	
(2)保育所管理費	192,612	18,401	211,013					18,401	7.賃金	12,867	産休代替等臨時保母賃金追加	
									11.需用費	5,534	・光熱水費追加	
(3)維持補修費	17,900	1,150	19,050					1,150	15.工事請負費	1,150	園舎管繕工事費追加	
(3)生活保護費	987,793	5,114	992,907					5,114				
1.生活保護総務費	60,969	5,114	66,083					5,114				
(1)給与費	24,471	5,114	29,585					5,114	2.給料	813	給与改定等による追加	
									3.職員手当	4,197	給与改定等による追加	
									4.共济費	104	給与改定等による追加	
(4)衛生費	1,254,312	55,582	1,309,894	2,807	3,000	1,060	48,715					
(1)予防衛生費	370,878	44,174	415,052	2,964			41,210					
1.予防衛生総務費	184,605	52,486	237,091	3,456			49,030					
(1)給与費	74,020	8,166	82,186				8,166		2.給料	2,720	給与改定等による追加	
									3.職員手当	4,605	給与改定等による追加	
									4.共济費	841	給与改定等による追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	明 説
				特定財源		一般財源	金額			
				国庫支出金	地方債					
(2) 予防衛生 総務費	104,821	44,850	148,941	3,456		40,864	19.負担金補助 及交付金	44,850	病院事業補助金追加 40,000 同和地区保健増進事業補助金 4,820	
1. 予 防 費	186,273 △	8,312	177,961	268		△ 8,580				
(3) 各種予防 接種費	20,506 △	7,364	13,142	268		△ 7,632	8.報 酬 費	△ 3,864	各種予防接種出務報償費更正減	
(4) 診療所費	78,553 △	948	77,605			△ 948	11.需 用 費	△ 4,000	・医薬材料費更正減	
(2) 環境衛生費	803,652	8,307	811,959 △	157	3,000	5,464	1.報 酬	△ 948	医師報酬更正減	
1. 環境衛生総 務費	106,600	10,389	116,989			10,389				
(1) 給与費	103,476	10,557	114,033			10,557	2.給 料	3,885	給与改定等による追加	
(5) 公衆便所 管理費	616 △	168	448			△ 168	3.職 員 手 当	5,582	給与改定等による追加	
2. 伝染病予防 対策費	109	4,856	4,965 △	157		5,013	4.共 済 費	1,140	給与改定等による追加	
(2) 伝染病対 策費	10	4,856	4,866 △	157		5,013	13.委 託 料	△ 168	公衆便所浄化槽清掃業務委託料 更正減	
							13.委 託 料	4,856	伝染病患者収容事務委託料 4,554	

4. 塵芥処理費	275,188	△ 6,988	268,245				3,000	△ 9,988				伝染病患者措置委託料	302
(1) 塵芥処理費	180,767	△ 2,072	178,695				3,000	△ 5,072				自動車保険料	98
												塵芥処理業務委託料更正減	
												不燃物収集車購入費	4,250
												自動車重量税	51
(2) し尿処理費	94,416	△ 4,866	89,550					△ 4,866				し尿処理業者助成金更正減	△ 4,866
(3) 墓地管理費	55,562	3,101	58,663				1,060	2,041					
1. 墓地火葬場費	55,562	3,101	58,663				1,060	2,041					
(1) 給与費	18,333	217	18,550					217				2. 給料	45
												3. 職員手当	160
												4. 共済費	12
(2) 霊園管理費	4,028	78	4,106					78				11. 需用費	78
													・ 光熱水費追加
(3) 墓地管理費	16,598	1,060	17,658				1,060					15. 工事請負費	1,060
													墓地整備工事費
(4) 市営葬儀費	16,608	1,746	18,354					1,746				11. 需用費	746
													・ 燃料費追加
(5) 労働費	64,537	1,478	66,015									18. 備品購入費	1,000
(1) 失業対策費	64,537	1,478	66,015					1,478					祭壇購入費追加
								1,478					

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金額	明 示
				特 定 財 源			一般財源	料	費		
				国庫支出金	地方債	その他					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1.失業対策総務費	21,129	1,478	22,607			1,478	1,478				
(1)給与費	21,129	1,478	22,607			1,478	1,478	2.給	料	378	給与改定等による追加
								3.職員手当		980	給与改定等による追加
								4.共 済 費		125	給与改定等による追加
⑧ 農林水産業費	156,546	4,135	160,681	△ 557	△ 1,303		5,995				
(1)農 業 費	154,249	5,335	159,584	△ 65	△ 750		6,150				
1.農業委員会費	16,432	1,104	17,536				1,104				
(1)給与費	12,051	1,104	13,155				1,104	2.給	料	369	給与改定等による追加
								3.職員手当		678	給与改定等による追加
								4.共 済 費		57	給与改定等による追加
2.農業総務費	48,426	5,983	54,409				5,983				
(1)給与費	48,271	5,983	54,254				5,983	2.給	料	2,255	給与改定等による追加
								3.職員手当		3,852	給与改定等による追加
								4.共 済 費		876	給与改定等による追加
3.農業振興費	12,970	1,019	13,989	1,051			△ 32				
(1)農業振興費	7,575	1,179	8,754	1,179				11.需 用 費		184	・消耗品費追加 ・印刷製本費追加

											18.備品購入費	180	凶害保管庫購入費		
(5)農業構造改善事業	2,415	△	160	2,255	△	128					19.負担金補助 及交付金	865	温州みかん改植促進緊急対策事業 補助金追加		
4.畜産業費	6,784	△	2,771	4,013	△	1,116					13.委託料	△	160	計画実態調査委託料更正減	
(1)畜産衛生費	441	△	360	81							11.需用費	△	360	・医薬材料費更正減	
(2)一般畜産業費	6,343	△	2,411	3,932	△	1,116					19.負担金補助 及交付金	△	2,411	畜産環境整備事業補助金更正減	
(2)林業費	2,297	△	1,200	1,097	△	492						△	155		
2.林業事業費	2,100	△	1,200	900	△	492						△	155		
(1)林道事業費	2,100	△	1,200	900	△	492					15.工事請負費	△	1,200	林道工事費更正減	
⑦商工費	127,863		13,231	141,094								13,231			
(1)商工費	127,863		13,231	141,094								13,231			
1.商工総務費	44,502		13,231	57,733								13,231			
(1)給与費	39,886		13,231	53,117							2.給料	6,981		給与改定等による追加	
											3.職員手当	5,045		給与改定等による追加	
											4.共済費	1,205		給与改定等による追加	
⑧土木費	4,651,646		113,695	4,765,341	△	3,198	150,900	10,000	△	44,007					
(1)土木管理費	140,044	△	14,454	125,588										△	4,456

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
1.土木総務費	140,044	△ 14,456	125,588				△14,456	千円	千円	
(1)給与費	137,044	△ 14,456	122,588				△14,456	2.給料	△ 7,669 更正 減	
(2)道路橋梁費	519,961	128,156	648,117	14,682	142,300		△33,826	3.職員手当	△ 6,628 更正 減	
1.道路橋梁総務費	28,187	1,427	29,614		5,600		△ 4,173	4.共済費	△ 159 更正 減	
(1)給与費	28,187	1,427	29,614		5,600		△ 4,173	2.給料	897 給与改定等による追加	
2.道路維持費	197,728	102,800	300,528		102,800			3.職員手当	298 給与改定等による追加	
(1)道路維持補修費	177,728	102,800	280,528		102,800			4.共済費	287 給与改定等による追加	
4.環境改善施設整備事業費	205,254	18,651	223,905	14,682	3,900		69	15.工事請負費	102,800 市道維持補修費追加	
(3)換地造成事業費		18,651	18,651	14,682	3,900		69	17.公有財産購入費	18,651 用地購入費	
5.防衛施設周辺整備事業費	78,722	278	74,000				278			

(1)上代伏屋線整備事業費	73,722	278	74,000			278	2給	81	給与改定等による追加
							3.職員手当	188	給与改定等による追加
							4.共济費	9	給与改定等による追加
(4)都市計画費	861,699	△ 2,574	859,125	△17,880	8,600	△ 3,294			
1.都市計画総務費	79,441	4,213	83,654	120		△ 5,907			
(1)給与費	72,845	△ 5,907	66,938			△ 5,907	2.給	△ 3,179	更正 減
							3.職員手当	△ 2,305	更正 減
							4.共济費	△ 423	更正 減
(3)都市計画総務費	6,494	10,120	16,614	120			13.委託料	120	都市計画基礎調査委託料
2.公園費	227,274	5,657	232,931		5,600	57			
(5)王子西公園整備事業費	84,000	5,657	89,657		5,600	57	23.償還金利子及び割引料	10,000	光明池春木線整備事業償還金追加
3.街路事業費	283,527	△ 14,900	268,627			△14,900	17.公有財産購入費	5,657	用地購入費追加
(1)和泉中央線街路整備事業費	120,165	5,100	125,265			5,100	15.工事請負費	5,100	工事費追加
(3)光明池春木線街路整備事業費	60,000	△ 20,000	40,000	△20,000			13.委託料	△20,000	工事委託料更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 明
				特定財源		一般財源	金額			
				国庫支出金	地方債					
4.下水道総務費	188,090	△ 2,515	165,575	千円	千円	千円	千円	千円		
(1)給与費	17,177	△ 2,515	14,662			△ 2,515		2.給料	△ 1,975	更正減
8.都市下水道費	36,116	4,971	41,087	2,000	3,000	△ 29		3.職員手当	△ 326	更正減
								4.共済費	△ 214	更正減
(1)府中北幹線整備事業費	36,116	4,971	41,087	2,000	3,000	△ 29		11.需用費	148	・消耗品費追加 ・印刷製本費追加
								13.委託料	△ 300	更正減
(5)住宅費	3,089,195	7,569	3,096,764			7,569		15.工事請負費	5,708	管渠築造工事費追加
2.住宅建設費	3,063,837	7,569	3,071,406			7,569		22.補償補填及賠償金	△ 580	更正減
(1)(仮称)和泉第4団地建設費	3,063,837	7,569	3,071,406			7,569		2.給料	2,498	給与改定等による追加
								3.職員手当	4,507	給与改定等による追加
								4.共済費	569	給与改定等による追加

⑨ 消 防 費	359,846	1,127	360,478	△ 7,632	△ 1,200	19,959							
(1) 消 防 費	359,846	1,127	360,478	△ 7,632	△ 1,200	19,959							
1. 常備消防費	289,596	28,167	312,763			28,167							
(1) 給与費	267,800	28,167	290,967			28,167	2. 給 料	8,412	給与改定等による追加				
3. 消防施設整備費	49,560	△ 22,040	27,520	△ 7,632	△ 1,200	△ 3,208	3. 職員手当	18,084	給与改定等による追加				
(2) 非常備消防施設費	31,460	△ 22,040	9,420	△ 7,632	△ 1,200	△ 3,208	4. 共 済 費	1,721	給与改定等による追加				
⑩ 教 育 費	2,944,070	156,702	3,100,772	9,438	2,500	144,764	15. 工事請負費	△ 10,000	更 正 減				
(1) 教育総務費	257,959	74,481	382,440	4,928		69,558	17. 公有財産購入費	△ 12,040	更 正 減				
2. 事務局費	121,161	66,582	187,698	4,928		61,604							
(1) 給与費	117,744	66,582	184,276	4,928		61,604	2. 給 料	88,285	給与改定等による追加				
3. 教育指導費	27,054	7,949	35,008			7,949	3. 職員手当	26,786	給与改定等による追加				
(1) 教育指導費	16,889	750	17,089			750	4. 共 済 費	6,461	給与改定等による追加				
(2) 研修費	10,715	7,199	17,914			7,199	8. 報 償 費	750	指導主事報償追加				
							19. 負担金補助及交付金	7,199	教職員研修費				

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
(2)小学校費	1,001,470	34,341	1,035,811	2,807	2,500	千円 29,034	千円	千円		
1/小学校管理費	384,515	16,187	400,702			16,187				
(1)給与費	221,609	3,931	225,540			3,931	2.給料	2,176	給与改定等による追加	
							3.職員手当	1,090	給与改定等による追加	
							4.共済費	665	給与改定等による追加	
(2)一般管理費	64,177	12,256	76,433			12,256	11.需用費	6,943	・消耗品費追加 ・光熱水費追加	
							13.委託料	5,313	校務費委託料	
2.学校保健費	98,377	10,452	108,829			10,452				
(1)保健費	30,507	1,141	31,648			1,141	1.報酬	496	校医等報酬追加	
							8.報償費	645	眼科医師等報償費追加	
(2)給食費	67,870	9,311	77,181			9,311	11.需用費	4,430	・光熱水費追加 ・修繕料追加	
							13.委託料	2,657	調理員委託料	
							19.負担金補助 及交付金	3,060	燃料費補助金追加	
							20.扶助費	△ 886	更正減	

3.教育振興費	27,025	116	27,141	170		△	54						
(2)献学奨励費	9,512	116	9,628	△ 360			476	20.扶助費	116	要保護・準要保護生徒扶助費追加			
4.学校建設費	491,553	7,586	499,139	2,637	2,500	2,449							
(2)鶴山台南小学校整備備事業費	143,294	2,467	145,761	1,287	1,200			17.公有財産購入費	2,467	屋内運動場買収費追加			
(3)鶴山台北小学校整備備事業費	75,628	5,119	80,747	1,370	1,300	2,449		17.公有財産購入費	5,119	屋内運動場買収費追加			
(5)中学校費	736,773	24,587	761,360	559		24,028							
1.学校管理費	179,585	19,379	198,964			19,379							
(1)給与費	96,027	9,085	105,112			9,085		2.給料	5,788	給与改定等による追加			
								3.職員手当	2,134	給与改定等による追加			
								4.共済費	1,163	給与改定等による追加			
(2)一般管理費	39,113	10,294	49,407			10,294		11.需用費	5,384	・消耗品費追加 ・光熱水費追加	1,750 3,634		
								12.役務費	152	電話使用料追加			
								13.委託料	1,808	校務員委託料追加			
								19.負担金補助及交付金	200	進路対策補助金			
								22.補償補填及賠償金	2,750	生徒負傷事故補償費			

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					特定財源	一般財源	区分	金額		
					国庫支出金	地方債	その他			千円
2.	学校保健費	35,529	5,462	40,991			5,462			千円
	(1)保健費	11,959	554	12,513				554	1報 報酬	校医等報酬追加
	(2)給食費	23,570	4,908	28,478				4,908	8報 償費	眼科医師等報償費追加
									11報 費用	・光熱水費追加 3,376 ・修繕料追加 98
									13委 託料	調理員委託料
3.	教育振興費	23,316	△ 254	23,062	559			△ 813	19自 担金補助 及交付金	燃料費補助金追加
	(2)就学奨励費	12,695	△ 254	12,441	△ 360			106	20扶 助費	更正 減
(4)	幼稚園費	233,016	14,738	247,754				14,738		
	1.幼稚園管理費	228,555	14,498	243,053				14,498		
	(1)給与費	148,365	13,812	162,177				13,812	2.給 料	給与改定等による追加
									3.職 員 手 当	給与改定等による追加
									4.共 済 費	給与改定等による追加

(2)一般管理費	72,292	681	72,973				681	11.需用費	681	・消耗品費追加 ・光熱水費追加	350 331
2.幼稚園保健費	1,918	245	2,163				245				
(1)保健費	1,918	245	2,163				245	1.報酬	245	医師報酬追加	
(5)社会教育費	698,972	7,585	706,557	1,144			6,471				
1.社会教育総務費	55,986	7,262	63,248				7,262				
(1)給与費	45,946	7,082	53,028				7,082	2.給料	3,666	給与改定等による追加	
								3.職員手当	2,716	給与改定等による追加	
								4.共済費	700	給与改定等による追加	
(5)各種行事費	3,292	180	3,472				180	11.需用費	180	・消耗品費追加	
5.市民会館費	4,643	288	4,931				288				
(1)市民会館費	4,643	288	4,931				288	11.需用費	288	・光熱水費追加	
6.青年の家費	1,758	35	1,793				35				
(1)青年の家費	1,758	35	1,793				35	11.需用費	35	・光熱水費追加	
(6)保健体育費	15,880	970	16,850				970				
1.保健体育費	15,880	970	16,850				970				
(4)市民体育館費	5,108	970	6,078				970	11.需用費	970	・光熱水費追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源						
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源			
①災害復旧費	千円 42,185	千円 3,985	千円 46,170	千円 8,838	千円 3,900	千円 △ 177	千円 △ 8,631	千円		
(1)土木施設災害復旧費	34,565	4,846	39,411	4,769	3,000		△ 2,928			
1.土木施設災害復旧費	34,565	4,846	39,411	4,769	3,000		△ 2,928			
(2)東旗尾川河川復旧費	5,779	2,013	7,792	△ 814	△ 200		3,027	11.需用費	・消耗品費追加 ・印刷製本費追加	
(3)旗尾川河川復旧費	1,642	214	1,856	△ 1,048	△ 400		1,662	15.工事請負費	工事費追加	
(4)松尾川河川復旧費	1,183	2,265	3,448	1,392	800		73	15.工事請負費	工事費追加	
(5)松尾寺塔原線道路復旧費	873	203	1,076	732	400		△ 929	11.需用費	・消耗品費追加 ・印刷製本費追加	
(6)国分倉ノ上線道路復旧費	2,476	151	2,627	1,839	900		△ 2,588	15.工事請負費	工事費追加	
(2)農林水産施設災害復旧費	7,620	△ 861	6,759	4,124	900	△ 177	△ 5,708	11.需用費	・消耗品費追加 ・印刷製本費	
								15.工事請負費	工事費追加	

1.農林水産施設災害復旧費	7,620	△	861	6,759	4,124	900	△	177	△	5,708				
(1)農林水産施設災害復旧費	7,620	△	861	6,759	4,124	900	△	177	△	5,708	15.工事請負費	△	861	七ヶ坂池等復旧工事費更正減
⑫公債費	1,536,766		76,612	1,613,378						76,612				
(1)公債費	1,536,766		76,612	1,613,378						76,612				
2.利子	1,106,880		33,529	1,140,409						33,529				
(1)利子	1,106,880		33,529	1,140,409						33,529	22.償還金利子及割引料		33,529	長期債利子追加
3.公債諸費	12,000		43,083	55,083						43,083				
(1)公債諸費	12,000		43,083	55,083						43,083	12.役務費		43,083	公募債事務取扱手数料追加
歳出合計	16,608,462		713,804	17,322,266	24,273	149,100		21,812		518,619				

(1) 総括

給与費明細書

区分	職員数	給与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	1,098	千円	千円	千円	千円	
補正前	1,098		1,861,260	1,304,808	4,237,333	3,589,301
比較			1,729,456	1,152,160	394,965	3,276,581
			131,804	152,148	283,952	312,720
職員手当の内訳		36,331千円	住居手当 16,678千円	時間外勤務手当 68,314千円	期末勤勉手当 868,894千円	
		46,715	通勤手当 57,947	休日勤務手当 7,655	児童手当 2,175	
		155,502	特殊勤務手当 16,419	宿日直手当 3,312	退職手当 20,464	
備考	一般職職員1人当り	区分	1人当り給与費			
	給与費の状況	補正後	2,865千円			
初任給の状況		補正前	2,599千円			
		区分	学歴	一般行政職	技能労務職	消防職
	S52年1月1日現在	高校卒	89,700	79,700~89,700	89,700	89,700
		大学卒	108,100	86,000~98,500	108,100	108,100
	S51年1月1日現在	高校卒	83,900	74,600~83,900	83,900	83,900
		大学卒	101,100	80,500~92,100	101,100	101,100

平均給料月額及び
平均年令の状況

区	分		一般行政職 円	技術労働職 円	消防職 円	教育職 円
	平均給料月額	平均年令				
S52年1月1日 現在	平均給料月額	145,139	147,703	141,029	166,732	
	平均年令	29.8才	43.6才	29.9才	33.3才	
S51年1月1日 現在	平均給料月額	134,041	135,812	129,257	155,126	
	平均年令	29.5才	44.1才	29.1才	36.1才	

等級別職員数の状況

区	一般行政職		技能労働職		消防職		教育職	
	等級	人数	等級	人数	等級	人数	等級	人数
S52年1月1日 現在	1等級	59人	1等級	1人	1等級	5人	1等級	5人
	2等級	36	2 "	2 "	2 "	1	2 "	14
	3等級	89	3 "	3 "	3 "	19	3 "	2
	4等級	223	4 "	4 "	4 "	31	4 "	14
	5等級	253	5 "	5 "	5 "	33	5 "	24
	計	660	計	290	計	89	計	59
S51年1月1日 現在	1等級	62	1等級	1人	1等級	4	1等級	5
	2等級	38	2 "	2 "	2 "	3	2 "	16
	3等級	94	3 "	3 "	3 "	16	3 "	2
	4等級	237	4 "	4 "	4 "	23	4 "	14
	5等級	254	5 "	5 "	5 "	43	5 "	24
	計	685	計	293	計	89	計	61

(2) 給料及び職員手当の増減額の内訳

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	1,318,004	1. 給与改定に伴う増加分		給与改定の状況 給与改定率 6.85% 給与改定実施時期 S51.1.12	
		2. 普通昇給に伴う増加分	53,105	平均昇給率 4.1% (昇給期)(職員数) 4月 404人 7月 248人 昇給期別職員数 10月 203人 1月 248人	
		3. 特別昇給等に伴う増加分	126	部次長級昇級 係長級昇級 3短	特別昇給の状況 (昇給期間の短縮月数)(職員数) 3ヶ月短縮 6人
		4. その他の増減分	28,098		職員数の異動状況 (現在に在職する職員数)(その他)(計) 補正後 1,098人 0人 1,098人 補正前 1,098 0 1,098 増減 0 0 0

職員手当	152,148				採用・退職の状況等 S51年1～3月の採用者数 2人 S51年1～3月の退職者数 35人 S51年度中の採用者数(見込) 33人 S51年度中の退職者数(見込) 33人
1.調整手当の増減分	11,329				調整手当の支給率 補正後 { 支給対象地域 全地域 支給率 8% 支給対象職員数 1,098人 } 補正前 { 支給対象地域 全地域 支給率 8% 支給対象職員数 1,098人 }
2.期末・勤勉手当の増減分	71,540				期末勤勉手当の支給率 支給時期 3月 6月 12月 計 支給率 0.5 2.0 2.6 5.1
3.退職手当の増減分	△5,536				欲罢退職者に係る退職手当の支給率
4.その他の増減分	74,815				扶養手当 管理職手当 通勤手当 時間外手当 特殊勤務手当

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
							国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他
光明池春木線街 路整備事業	千円 20,000		千円	昭和52年度	千円	千円	千円	千円	千円
				昭和54年度	20,000	20,000			
光明池公共下 水道整備事業	19,120			昭和52年度					
				昭和54年度	19,120	19,120			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及当該年度末における現在高の見込に関する調

(単位千円)

区分	前々年度末現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込				当該年度中現在見込額	
	現在高	前々年度末現在高	借入済額	事業費繰越による延伸分	計	当該年度中起債見込額				当該年度中元金償還見込額
						補正前の額	補正額	補正後の額		
1.普通債	7,370,066	15,948,474	895,340	16,843,814		253,2864	145,200	2,678,064	382,273	19,139,605
(3)衛生	237,776	757,151	1,220	769,351		54,900	3,000	57,900	15,500	811,751
(6)土木	862,589	1,101,704	59,960	1,161,664		864,538	150,900	515,438	79,027	1,598,075
(8)消防	349,183	325,092		325,092		21,500	△ 11,200	10,300	52,385	283,007
(9)教育	3,090,787	9,069,482		9,069,482		1,117,200	2,500	1,119,700	122,792	10,066,390
2.災害復旧	1,090,37	99,085		99,085		3,300	3,900	7,200	7,013	992,72
(1)土木	20,639	18,990		18,990		3,300	3,000	6,300	2,918	22,372
(3)農林	800	724		724			900	900	76	1,548
合計	7,578,703	16,399,959	895,340	17,295,299		2,709,364	149,100	2,858,464	417,936	19,785,827

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 財務部長（宇沢清君） ただいま御上程いただきました議案第32号「昭和51年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。説明の前に、まことに恐れ入りますが、若干の訂正箇所がございますので、御訂正方よろしくお願いたします。11ページ、個人市民税付記説明の「普通徴収分追加5千5百10万5千円」とありますのを「1億6千5百31万7千円に」、「特別徴収分追加1億6千5百31万7千円」とありますのを「5千5百10万5千円」と訂正願います。

次に51ページ、負担金補助及交付金の付記説明で「温州みかん摘果推進事業補助金追加」とありますのを「温州みかん改植等促進緊急対策事業補助金追加」と、73ページ、農林災害復旧費の工事費ですが、「そば坂池復旧工事費更正減」とありますのを「そば坂池等復旧工事費」に訂正方よろしくお願いたします。

それでは、提案の理由に移らせていただきます。人事院勧告に伴います給与の改定、市税収入見込みの伸び、普通交付税の確定等により追加の必要が生じてまいりましたので、本補正予算案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。議案書1ページでございます。第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1千3百80万4千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ173億2千2百26万6千円といたすもので、款、項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費を定めるもので、第2表に計上いたしましたように、（仮称）和泉第4団地建設事業15億4千3百4万3千円、富秋中学校講堂新築事業2億2千3百76万円、図書バス購入事業5百万円を工事の進捗状況等を勘案いたしまして、翌年度で執行できるように定めるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、光明池春木線街路整備事業及び光明池公共下水道整備事業を追加するものでございまして、期間及び限度額は第3表のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございまして、一部事業費の追加等によりまして起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借入れ条件等は第4表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳入歳出予算の個々の内容について御説明申し上げます。まず、31ページの歳出から御説明申し上げたいと存じます。

議会費につきましては、議員各位の報酬と手当の追加及び事務局職員の給与改定等の追加をいたしまして、4百5万8千円を計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与改定、車両関係経費

等の追加といたしまして、2千5百15万2千円を計上いたしました。

徴税費につきましては、職員の給与改定、市税納期前納付報償金の追加等といたしまして、千80万円を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費並びに同和対策費につきましては、戸籍住民基本台帳費73万円、選挙費4百10万4千円、統計調査費25万2千円、監査委員費50万2千円、同和対策費49万4千円を職員の給与改定等の追加といたしまして、それぞれ計上いたしました次第でございます。

以上が総務費でございまして、総額2千5百15万2千円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、民生費でございしますが、社会福祉費につきましては、職員の給与改定等による追加、老人医療扶助費及び身体障害者医療扶助費の追加並びに国民年金印紙費の追加等として、8千3百5万1千円を計上いたしました。

児童福祉費につきましては、職員の給与改定による追加、産休代替臨時保母の賃金の追加等として、1億6千9百88万2千円を計上し、また、生活保護費につきましては、職員の給与改定等の追加といたしまして、5百11万4千円を計上いたしました。

以上が民生費でございまして、総額2億5千8百4万7千円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、衛生費(44ページ)でございしますが、予防衛生費につきましては、職員の給与改定等による追加並びに病院事業補助金等の追加といたしまして、4千4百17万4千円を計上いたしました。

環境衛生費につきましては、職員の給与改定等による追加、伝染病患者収容事務委託料及び不燃物収集車購入費等といたしまして8百30万7千円を計上し、また、墓地管理費につきましては、職員の給与改定等による追加、市営葬儀費の追加等といたしまして、3百10万1千円を計上いたしました。

以上が衛生費でございまして、総額5千5百58万2千円を計上いたしました次第でございます。

次に、労働費(49ページ)でございしますが、職員の給与改定等の追加といたしまして、百47万8千円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございしますが、農業費につきましては、職員の給与改定等の追加、温州みかん改植等促進緊急対策事業補助金の追加等といたしまして、5百33万5千円を計上いたしました。

林業費につきましては、すべり谷林道工事費の更正減といたしまして、千2百万円を減額計

上いたしました。

以上が農林水産業費でございまして、差し引きいたしまして4百13万5千円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、商工費(53ページ)でございまして、職員の給与改定等による追加といたしまして、千3百23万1千円を計上いたしました。

次に、土木費でございまして、土木管理費につきましては、職員の異動等によりまして、千4百45万6千円を減額計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、職員の給与改定等による追加、市道維持補修費の追加並びに換地造成事業費といたしまして、1億2千3百15万6千円を計上いたしました。

都市計画費につきましては、光明池春木線整備事業償還金の追加千万円、王子西公園整備事業費の追加5百65万7千円、和泉中央線街路整備事業費の追加5百10万円、府中北幹線整備事業費の追加4百97万1千円、職員の異動等に伴う更正減額8百42万2千円並びに光明池春木線街路整備事業費の更正減額2千万円等とございまして、差し引きいたしまして、2百57万4千円を減額計上いたしました。

住宅費につきましては、(仮称)和泉第4団地建設費といたしまして、職員の給与改定等の追加7百56万9千円を計上いたしました。

以上が土木費でございまして、総額1億1千3百69万5千円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、消防費(60ページ)でございまして、職員の給与改定等の追加といたしまして2千3百16万7千円、非常備消防施設費といたしましては、器具庫建設費の更正減額2千2百4万円、差し引きいたしまして、百12万7千円を追加計上いたしました。

次に、教育費(61ページ)でございまして、教育総務費につきましては、職員の給与改定等の追加及び教職員研修費等といたしまして、6千6百53万2千円を計上いたしました。

小学校費につきましては、職員の給与改定等による追加、鶴山台南小学校及び鶴山台北小学校屋内運動場買収費の追加並びに学校給食費の追加等といたしまして、3千4百34万1千円を計上いたしました。

中学校費につきましては、職員の給与改定等による追加、給食費の追加、生徒負傷事故補償費等といたしまして、2千4百58万7千円を計上いたしました。

幼稚園費につきましては、職員の給与改定等による追加及び一部事務的経費の追加といたしまして、千4百73万8千円を計上いたしました。

社会教育費につきましては、職員の給与改定等による追加及び各種社会教育施設の事務的経

費の追加等によりまして、7百58万5千円を計上し、保健体育費につきましては、市民体育館費の追加といたしまして、97万円を計上いたしました。

以上が教育費でございまして、総額1億5千6百70万2千円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、災害復旧費(71ページ)でございまして、土木施設災害復旧費といたしましては、東横尾川河川復旧費、松尾川河川復旧費等の追加といたしまして4百84万6千円を計上し、農林水産施設災害復旧費といたしまして、そば坂池等復旧工事費86万1千円を更正減額いたしました。

以上が災害復旧費でございまして、総額3百98万5千円を追加計上いたしました。

次に、公債費でございまして、地方交付税の地方債振りかえ等による繰越債事務取扱手数料の追加等によりまして、7千6百61万2千円を追加計上いたしました。

以上が歳出予算の事項別の内容でございまして、総額7億1千3百80万4千円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算(11ページ)について御説明申し上げます。まず、初めに市税でございまして、課税客体のより正確な把握等によりまして、市民税、固定資産税、電気税、特別土地保有税、都市計画税等の増加が見込まれますので、総額3億7千5百40万9千円を追加計上いたしました。

次に、地方交付税でございまして、普通交付税の確定に伴います追加といたしまして9千7百17万4千円、前年度実績等を勘案いたしまして、特別交付税として1億8千万円、総額2億7千7百17万4千円を追加計上いたしました。

次に、分担金及負担金でございまして、分担金といたしまして、農業施設災害復旧事業分担金の更正減17万7千円、負担金といたしまして、すべり谷林道工事負担金の更正減55万3千円、総額73万円を減額計上いたしました。

次に、使用料及手数料でございまして、家畜診療料の更正減といたしまして、75万円を減額計上いたしました。

次に、国庫支出金でございまして、国庫負担金につきましては、老人医療費負担金、義務教育教材費等負担金の追加といたしまして千6百万7千円、児童手当負担金の更正減として4百8万4千円、差し引きいたしまして、千92万3千円を追加計上いたしました。

国庫補助金につきましては、隣保館運営費補助金の追加61万7千円、鶴山台南小学校屋内運動場整備事業補助金等教育費補助金2百24万円、災害復旧事業費補助金4百76万9千円を追加計上し、光明池春木線整備事業補助金等都市計画費補助金を千8百万円減額計上いたし

ました。

国庫委託金につきましては、国民年金事務電算化委託金の更正減として、百八十九万円を減額計上いたしました。

以上が国庫支出金でございまして、差し引き三十四万一千円を減額計上いたしました次第でございます。

次に、府支出金でございますが、府負担金につきましては、老人医療費負担金の追加三百七十二万一千円、児童手当負担金の更正減七十四万八千円、差し引きいたしまして、二百九十七万三千円を追加計上いたしました。

府補助金につきましては、隣保館運営費補助金の追加四百九十二万九千円、老人医療費補助金等民生費補助金更正減二百九十万四千円、同和地区保健増進事業補助金等衛生費補助金の追加二百八十万七千円、すべり谷林道工事補助金等農林水産業費補助金更正減五十五万七千円、換地造成事業補助金千四百六十八万二千円、消防器具庫新設事業補助金更正減七百六十三万二千円、社会同和地区指導員設置費補助金等教育費補助金の追加六百七十七万二千円、農林施設災害復旧事業補助金の追加四百一十二万四千円、差し引きいたしまして、二千五百五十二万一千円を追加計上いたしました。

府委託金につきましては、都市計画調査委託金といたしまして、十二万円を追加計上いたしました。

以上が府支出金でございまして、総額二千四百六十一万四千円を追加計上いたしました次第でございます。

財産収入につきましては、下宮墓地貸付収入の追加といたしまして百六十万円。寄附金につきましては、一般寄附金の追加といたしまして、百万円を追加計上いたしました。

次に、諸収入でございますが、印紙売捌金等の追加といたしまして千二百二十三万二千円、過年度収入の更正減一億二千四百九十六万四千円、差し引きいたしまして、一億一千二百七十三万二千円を減額計上いたしました。

次に、市債でございますが、衛生債の追加三百万円、市道整備事業債等土木債の追加一億五千九十万円、消防施設整備事業債更正減千二百二十万円、鶴山台南小学校屋内運動場整備事業債等教育債の追加二百五十万円、松尾川災害復旧事業債等災害復旧事業債の追加三百九十万円、差し引きいたしまして、一億四千九百一十万円を追加計上いたしました。

以上が補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番(直村静二君) この補正予算の8ページ、債務負担行為補正の光明池春木線街路整備事業で2千万円の補正、そして、57ページで光明池春木線の補正減2千万円、同じページで光明池春木線の償還金追加1千万円と出ておりますが、この関係をひとつ明らかにしていただけますか。操作してるんか、ちよつとこのままではわかりにくい。光明池春木線についてはいつから事業を始め、延長は何ぼ、現在3月段階でどうするんか。なぜこのような補正を組んでるのか、この関係を明確にお答え願いたい。

○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 建設部次長(森保君) お答え申し上げます。

光明池春木線につきましては、延長については、ちよつと詳細な資料を持つてございませんので、御勘弁願いたいと思います。

最初の8ページ、光明池春木線の債務負担行為補正2千万円でございますが、これは御存知のとおり公団施行という形でやつてございます。ただ、国庫補助の関係で、市の方で委託を受けて補助金の手続等市の方で実施し、そして公団の方で工事を行う、本当に実施してるのは公団側でございます。たまたま、公団独自で補助申請はできませんので、関係の当該市町村、和泉市の方で申請するという、早い話、キャッチボールのような形になります。

それから、2千万円の関係の延長については、詳細な資料を持つておりませんので御勘弁願いたいと思います。

同じ57ページの1千万円、これは50年度国庫補助がたまたま公団の方で立てかえ施行しておりまして、その分の国庫補助が51年度につきましたので、51年度に1千万円の補助金を市が受けて公団へ償還するというかっこうになってございます。非常にいきさつがややこしゅうございますので、御説明にちよつと御理解願えなかつたと思いますが、詳細につきましては後日、私の方できちんと書きまして御説明申し上げたいと思います。

○ 21番(直村静二君) これで見ると、片方で減らして片方で補助が入つて返してる。それから本体工事、何メートル残つて3月にこんな処理をするということがわかりません。後で図面なり、詳細見せてもらいたいと思います。

続いて8ページの光明池公共下水道整備事業、これはどつちに入つてくるの、堺ですか、和泉市ですか。

○ 建設部次長(森保君) 堺の方へ流れるということです。

○ 21番(直村静二君) これも債務負担で一丸上げて、これも国の補助ですか。

○ 建設部次長(森保君) そうです。これも同じような形です。

○ 21番(直村静二君) 市としては一円も損しない。

- 建設部次長（森保君） そうです。
- 21番（直村静二君） これについての開発分担金は上がってますか。
- 建設部次長（森保君） 当然、地主と関係する分については、うちはちようだいしていますがこの分についての分担金というものはございません。
- 21番（直村静二君） 市長に一言申し上げたいが、明らかに公団サイドでやるやつ、公共事業だから和泉市の予算に乗せておかなければならない、トンネルのようなものですが、和泉市の都市計画に関係することですから、開発を進めていくのか、独自で規制していくのか、負担はどうするんかということです。和泉市の腹だけ借られてどんどんやつていく。これはきちんとそれなりの担当所管の委員会でも若干報告していただかんとキャッチしにくいと思います。いきなりこういう形ではわかりにくい。3月末で処理せなしようがないというのはわからん。何も用意してない。質問も出てこないと思っておつたのか。今後、こんなことがふえてきますからね。

最後に、事務費は何ほもらえますね。職員が携わるんでしよ、現場へ行つたりね。

- 建設部次長（森保君） 事務費につきましては、ちよつと明細がございませんが、大体事業費の15%ぐらい。
- 21番（直村静二君） 6千万円か1億か、分割になつてますな。
- 建設部次長（森保君） 各事業費は、年度年度で補助金等の関係で区割りしてございますので、本年度国庫補助の対象になつた分についての委託契約の分です。
- 21番（直村静二君） 51年度の最終補正、まだあと補正の専決処分がありますが、事務費の金額がわからんというのはおかし。でき上がってくるのは何メートル、補助が何ほ、事務費も何ほという請求はするんでしよ。
- 建設部次長（森保君） 委託契約を結びまして、その中で事務費の精算をやつてございます。
- 21番（直村静二君） さかのぼつて前のときは何ほもろうてますね。いまごろ議会で慎重審議をやつたかて、相談するようではね。いままでもろうてなかつたんですか。
- 建設部次長（森保君） いや、もろうてます。大体15%ぐらい。
- 21番（直村静二君） 金額で何ほ。
- 建設部次長（森保君） ちよつとその点についても明細の持ち合わせがございませんので…。
- 21番（直村静二君） 議長あかんぜ、はつきりしてよ。
- 市参与（中塚白君） 公団関係の説明不十分で申しわけございません。たしかに公団関連事業については委託を受け、それから工事施行については委託するという形をとつておりました、いろいろ精算面ではむずかしゆうございます。私もはつきり申し上げて工事の詳細な明細につ

いては持つてございません。この詳細につきましては、現在、十分掌握してございますので、過去の事務費のデータ等、一応そろえて出させていただきますので、御容赦願いたいと思えます。

- 21番(直村静二君) 意見だけ。ガス、電気でも市の道路を掘削して復旧するとき、受託事業でやっていますね。春木線の公団施行の場合、プラスアルファ出てるはずですが。事務費ももらえるわけでしょう。15%といつても、実際何ほもろうたかわかりません。議会の審議のときには、質問に答えられるようにしてもらいたい。議長から注意してください。
- 議長(坂上國治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認め、議案第32号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第 18 「昭和 51 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 33 号

昭和 51 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

昭和 51 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,683,600 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,981,186 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

昭和 52 年 3 月 17 日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算の補正

(単位千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		1,189,797	16,836	1,206,633
	2. 国庫補助金	188,479	16,836	205,315
歳入	合計	1,964,350	16,836	1,981,186

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		91,824	4,586	96,410
	1. 総務管理費	20,639	3,702	24,341
2. 保険給付費	2. 徴収費	70,442	884	71,326
		1,831,640	12,000	1,843,640
5. 諸支出金	1. 療養諸費	1,803,070	12,000	1,815,070
		2,401	250	2,651
歳出	1. 償還金及還付加算金	2,401	250	2,651
	合計	1,964,350	16,836	1,981,186

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
④ 国庫支出金	1,189,797	16,836	1,206,633		千円	千円
(2) 国庫補助金	188,479	16,836	205,315			
2. 財政調整交付金	179,679	16,836	196,515	1. 調整交付金	16,836	特別療養給付費補助金等
歳入合計	1,964,350	16,836	1,981,186			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
① 総務費	91,824	4,586	96,410	4,586				千円	円	
(1) 総務管理費	20,639	3,702	24,341	3,702						
1. 一般管理費	19,643	3,702	23,345	3,702					給与改定等による追加	
(2) 徴収費	70,442	884	71,326	884					給与改定等による追加	
1. 徴収総務費	35,161	884	36,045	884					給与改定等による追加	
② 保険給付費	1,831,640	12,000	1,843,640	12,000					給与改定等による追加	
(1) 療養諸費	1,803,070	12,000	1,815,070	12,000					給与改定等による追加	
3. 高額療養給付費	114,756	12,000	126,756	12,000					給与改定等による追加	
⑤ 諸支出金	2,401	250	2,651	250						
(1) 償還金及還付加算金	2,401	250	2,651	250					診療報酬保険者負担金追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源					
					国 庫 出 金	地 方 債	そ の 他			
3. 償 還 金	千円	千円 250	千円 250	千円 250	千円	千円	千円 250	千円 250	円 過年度補助金精算による 返還金	
歳出合計	1,964,850	1,6836	1,981,186	1,6836						

(1) 総括

給与費明細書

区分	職員数	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	19人	千円 28,468	千円 2,8486	千円 18,757	千円 47,220	千円 6,097	
補正前	19人		26,486	16,418	42,904	5,827	
比			1,977	2,339	4,316	270	
職員手当の内訳							
		扶養手当 809千円	住居手当 90千円	特殊勤務手当 902千円	期末勤勉手当 12,719千円		
		調整手当 2,302	通勤手当 1,199	時間外勤務手当 1,176	児童手当 60		

一般職員1人当りの

給与費の状況

区分	1人当りの給与額
補正後	2,486千円
補正前	2,258千円

初任給の状況

区分	学歴	一般行政職
昭52年1月1日	高校卒	89,700円
現在	大学卒	108,100
昭51年1月1日	高校卒	88,900
現在	大学卒	101,100

平均給料月額及び
平均年令の状況

区	分	一般行政職
昭52年1月1日 現在	平均給料月額	125,963円
	平均年令	25.7歳
昭51年1月1日 現在	平均給料月額	117,453円
	平均年令	26.1歳

等級別職員数の状況

区	分	一般行政職					
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	計
昭52年1月1日 現在		1		3	9	7	19
		1					
		2					
		3		3			
		4			9		
		5				7	
昭51年1月1日 現在		1					
		2					
		3		3			
		4			9		
		5				7	
		計					19

(2) 給料及び職員手当の増減額の内訳

区分	増減額 千円	増減額の増減事由別内訳 千円	説明	備考
給料	1,977	1. 給与改定に伴う増加分 616		給与改定の状況 給料の改定率 6.85% 給与改定実施時期 昭5 1.12
		2. 普通昇給に伴う増加分 932		平均昇給率 4.1% (昇給期) (職員数) 4月 10人 7月 5人 10月 1人 1月 3人
		3. その他の増減 429		職員数の異動状況 現に在職する職員数 (その他) (計) 補正後 19人 0人 19人 補正前 19人 0人 19人 増減 0人 0人 0人
職員手当	2,339	1. 調整手当の増加分 159		調整手当の支給率 支給対象地域 全地域 補正後 支給率 8% 支給対象職員数 19人

区分	増減分 千円	増減額の増減事由別内訳 千円	説明	備考
				支給対象地域 全地域 補正前 支給率 8% 支給対象職員数 19人
		2. 期末・勤勉手当の増減分		期末勤勉手当の支給率 支給期 3月 6月 12月 計 支給率 0.5 2.0 2.6 5.1
		3. その他の増減分	時間外勤務手当 特殊勤務手当 通勤手当 扶養手当	
			1,857	

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（宇沢清君） ただいま御上程いただきました議案第33号「昭和51年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、人事院勧告に伴います給与改定、高額療養費等を勘案いたしまして、補正予算案を御提案申し上げた次第でございます。

以下、内容について御説明申し上げます。（82ページ）第1条でございますように、既定の歳入歳出それぞれ千6百83万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8千18万6千円とするものでございまして、款・項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表のとおりでございます。

次に、事項別明細書によりまず、歳出から御説明申し上げます。（87ページ）初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険給付費資格事務関係職員の給与改定等の経費といたしまして3百70万2千円。

徴収費につきましては、保険料徴収事務関係職員の給与改定等の経費といたしまして、88万4千円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、保険給付費でございますが、これは高額療養費の自然上昇率の高騰による見通し等を勘案いたしまして、千2百万円を追加計上いたしましたものでございます。

諸支出金につきましては、昭和50年度老人医療費波及分府補助金の確定に伴う償還金といたしまして、25万円を計上いたしました。

以上が歳出予算の事項別の内容でございますが、総額千6百83万6千円の追加と相なる次第でございます。

これに充当いたします財源につきましては、全額国庫支出金で措置いたしてございます。これは特別療養給付費補助金の確定及び臨時財政調整交付金の増によるものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） いまの財務部長の説明の中で高額療養費の分で千2百万円の追加、この高額療養費で具体的に御説明願っておきたいのは、これは現在、3万円以上ですか、これは4月、9月ということと上がってきますね。そういうことで、市の方でどれだけ見込んで出したんか。千2百万円の内訳よりも基準をお答え願いたい。

それと、高額療養費は保険の条例で決つてますから、実際に入院した場合、たとえば1月1

日から末までとか、何万円超えたら、ただし2カ月にまたがつたらいかんということで、実際に保険料を払っておつても3割自己負担ですが、そうでない差額ベッドとか、そういう金が出た場合、実際は自分が払つてる。そして、医療費そのものは3万円弱という場合は適用できない。ここで千2百万円というのは、どんな見通しで出してるのか、ひとつお答え願いたい。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 保険年金課長（森俊治君） お答えいたします。

高額療養費についてでございますが、月平均約9百50万円ぐらいの見込みで当初予算を編成いたしておつたものでございますけれども、その後、高額療養に該当いたします医療費が相当伸びてまいりまして、千万円から千2百万円ぐらいの伸びになつてまいりました。したがつて、ここに提案されておりますように、千2百万円の補正を要するとなつたものでございます。

なお、現在高額療養につきましては昨年8月1日に法改正がなされ、現在、3万9千円を超える分について適用してゐるわけでございます。これにつきましては、保険診療の基準に該当するものについてでございますが、1カ月に同一の病気、同一病院、同一の診療、同一の時期という規定がございまして、差額ベッド等については、これに該当しないというものでございます。

以上でございます。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第33号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（坂上國治君） 次に、日程第19「昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 34号

昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和51年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	978,511千円	38,650千円	1,017,161千円
第1項 営業収益	817,311千円	59,150千円	876,461千円
第2項 営業外収益	161,200千円	△20,500千円	140,700千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,127,010千円	37,910千円	1,164,920千円
第1項 営業費用	923,302千円	20,210千円	943,512千円
第2項 営業外費用	202,708千円	17,700千円	220,408千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,279,500千円	27,000千円	1,306,500千円
第1項 企業債	825,000千円	△7,000千円	818,000千円
第2項 工事負担金	450,000千円	34,000千円	484,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,418,254千円 △10,988千円 1,407,266千円
第1項 建設改良費 1,361,634千円 △10,988千円 1,350,646千円

第4条 予算第5条中配水管整備事業の限度額「10,000千円」を「3,000千円」に改める。

第5条 予算第7条中原水及び浄水費「234,193千円」を「241,663千円」に、支払利息及び企業債取扱諸費「202,658」を「220,358」にそれぞれ改める。

第6条 予算第8条中職員給与費「326,586千円」を「332,906千円」に改める。

第7条 予算第9条中「193,029千円」を「257,359千円」に改める。

昭和52年3月17日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和51年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考	
1. 水道事業収益	1. 営業収益		1,017,161			
			876,461			
		1. 給水収益	628,141	水道料金及び量水器使用料		
		2. 受託工事収益	3,800	給水装置の新設・増設及び修繕等の受託工事収益		
		2. 営業外収益	3. その他の営業収益	244,520	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣功検査、材料検査手数料	
				140,700		
			1. 受取利息	26,100	預金利息並びに貸付金利息及び有価証券利息	
			2. 雑収益	4,600	不用品売却その他雑収益	
			3. 加入金	100,000	新規水道加入金	
			4. 補助金	10,000	一般会計補助金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,164,920	
			948,512	
		1. 原水及び浄水	353,514	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水	125,700	配水・給水に要する費用
		3. 受託工事費	3,600	受託工事に要する費用
		4. 業務費	88,628	検針、調定集金その他業務の運営に要する費用
		5. 総係費	68,932	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	82,578	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	560	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8. その他営業費用	220,000	材料売却原価
			220,408	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	220,358	企業債の利息及び一時借入金利息
3. 予備費		2. 雑支出	50	雑支出
			1,000	
		1. 予備費	1,000	予備費

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的收入			1,306,500	
	1. 企業費		818,000	
		1. 企業費	818,000	和泉上水道第3回拡張事業及び配水管整備事業債
	2. 工事負担金		484,000	
		1. 工事負担金	484,000	光明台水道施設建設及び配水管布設等工事負担金
	3. 負担金		4,500	
		1. 他会計負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		1,407,266		
			1,350,646		
		1. 事務費	12,500	第3回拡張工事に要する事務費	
		2. 拡張工事費	829,500	第3回拡張事業に要する工事費	
		3. 改良工事費	45,640	改良工事に要する工事費	
		4. 配水管事業整備費	3,800	配水管整備事業に要する工事費	
2. 企業債償還金		5. 光明台水道施設建設費	450,000	光明台団地水道施設建設費	
		6. 営業設備費	9,206	営業に係る諸資産購入費	
			56,620		
		1. 企業債償還金	56,620	企業債の元金償還金	

昭和51年度水道事業会計資金計画

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	2,899,335 ^{千円}
1. 事 業 収 益	936,668
2. 前 年 度 未 収 金	94,921
3. 企 業 債	818,000
4. 工 事 負 担 金	484,000
5. 負 担 金	4,500
6. 一 時 借 入 金	460,000
7. 前 受 金	10,000
8. 預 り 金	7,000
9. 繰 越 金	84,246
支 払 資 金	2,884,654
1. 事 業 費 用	1,078,782
2. 前 年 度 未 払 金	36,606
3. 建 設 改 良 費	1,350,646
4. 企 業 債 償 還 金	56,620
5. 一 時 借 入 金 返 済	300,000
6. 前 受 金 払 出	10,000
7. 預 り 金 返 済	52,000
差 引	14,681

1. 総括 給与費明細書

区	分	職員数		給与				法定福利費	合計	
		特別職	一般職	報酬	給料	質金	手当等			計
補正後	損益勘定支弁職員	0人	84人	3,160千円	144,295千円	330千円	119,186千円	266,969千円	342,336千円	301,205千円
	資本勘定支弁職員	0	9	0	15,945	0	12,378	28,323	3,708	32,031
	合計	0	93	3,160	160,238	330	131,564	295,292	37,944	333,236
補正前	損益勘定支弁職員	0	87	3,000	142,103	330	116,446	261,879	33,006	294,885
	資本勘定支弁職員	0	9	0	15,945	0	12,378	28,323	3,708	32,031
	合計	0	96	3,000	158,048	330	128,824	290,202	36,714	326,916
比較	損益勘定支弁職員	0	△3	160	2,190	0	2,740	5,090	1,230	6,320
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	△3	160	2,190	0	2,740	5,090	1,230	6,320
手当等の内訳	調整手当			13,802千円	扶養手当			5,883千円	通勤手当	5,901千円
	期末手当			60,039千円	勤勉手当			18,012千円	時間外勤務手当	12,518千円
	管理職手当			3,263千円	夜間勤務手当			1,687千円	特務勤務手当	4,330千円
	住居手当			2,589千円	児童手当			540千円	退職給与金	3,000千円
一般職員1人当りの給与費	給与費の状況	区分		1人当りの給与費						
		補正後	3,099千円							
		補正前	2,957千円							

初任給の状況	区	分	学歴		事務員	技術員	
			校	卒			
平均給料月額及び平均 年令の状況	補正	後	高	89,700円	事務員	技術員	
		前	大	108,100円			
	区	分	高	83,900円	事務員	技術員	
			大	101,100円			
等級別職員数の状況	補正	後	平均給料月額	138,210円	事務員	技術員	
		前	平均年令	37歳			
	区	分	高	平均給料月額	121,290円	事務員	技術員
			大	平均年令	35歳		
	昭52年1月1日現在	区	分	1等級	3人	事務員	技術員
				2等級	1人		
				3等級	8人		
				4等級	8人		
				5等級	19人		
	昭51年1月1日現在	区	分	1等級	3人	事務員	技術員
2等級				0人			
3等級				6人			
4等級				7人			
5等級				24人			

考

備

2. 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 2,190	1. 給料改定に伴う増加分		給与改定の状況 給与の改定率5.8% 補正後 給与改定実施時期5.1年1.2月
		2. 普通昇給に伴う増加分	0	平均昇給率 (昇給期)(職員数) 4月 86人 7月 24人 昇給期別職員数 10月 12人 1月 28人
		3. その他の増減分		職員数の異動状況 現に在職する職員数 (その他)(計) 補正後 91人 補正前 94人 増減 △3人 採用 0 退職 0

手 当 等	2,740	1. 特殊勤務手当の増 減分	1,657	特殊勤務手当の状況 (1人平均月額) (事務員) (技術員) 補正後 4,000円 4,000円 補正前 4,000円 4,000円			
					2. 期末勤勉手当の増 減分	1,657	期末勤勉手当の支給率
							支給期 6月 12月 3月 計 支給率 2.0 2.6 0.5 5.1 補正後 支給期 6月 12月 3月 計 支給率 2.0 2.7 0.5 5.2 補正前
3. その他の増減分	1,083	調整手当、扶養手当 期末手当、勤勉手当 時間外勤務手当 管理職手当、住居手当					

継続費に關する調査

款	項	事業名	年度	全 体 計 画 内 訳				前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生(見込)額	当該年度末までの支払義務発生(見込)額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考	
				年割額	企業債	出資金	損益勘定内部留保資金							その他
I 資本的支出	I 建設改良費	和泉水道第3回擴張事業	41	47,000	48,000		千円	4,000	千円	46,988	千円	1.8	通次繰越 67千円	
			42	118,000	107,000		6,000	42,142	42,142	42,142		1.8	70,925千円	
			43	26,600	26,000		600	76,720	76,720	76,720		2.4	20,805千円	
			44	110,000	109,000		1,000	129,780	129,780	129,780		4.1	1,025千円	
			45	156,600	145,000		11,600	154,956	154,956	154,956		4.8	2,669千円	
			46	148,800	127,000		16,800	145,675	145,675	145,675		4.6	794千円	
			47	228,000	210,000		9,890	119,723	119,723	119,723		3.8	104,071千円	
			48	190,000	175,000		15,000	290,960	290,960	290,960		9.1	3,111千円	
			49	317,000	302,000			264,284	264,284	264,284		8.3	55,827千円	
			50	488,000	396,000			469,995	469,995	469,995		14.7	18,832千円	
			51	842,000	815,000			860,882	860,882	860,882		27.0		
			52	585,000	504,500							585,000	18.4	
			計	3,187,000	2,959,500		24,890	1,271,173	1,741,168	860,882	2,602,000	585,000	100	

昭和51年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和52年3月31日)

(単位千円)

資産の部

I 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		307,058
ロ 建物	188,852	
ハ 建物減価償却引当金	16,964	171,888
ニ 構築物	2,268,377	
ヘ 構築物減価償却引当金	318,762	1,949,615
ホ 機械及び装置	283,495	
ヘ 機械及び装置減価償却引当金	101,813	181,682
ト 水量水器	75,843	
チ 水量水器減価償却引当金	27,726	48,117
リ 車輛及び運搬具	12,469	
ル 車輛及び運搬具減価償却引当金	7,172	5,297
レ 工具器具及び備品	21,769	
ロ 工具器具及び備品減価償却引当金	10,707	11,062

1 建設仮勘定

1,977,583

有形固定資産合計

4,652,302

(2) 無形固定資産

イ 水利権

360

ロ 借地権

60

ハ 電話加入権

91

無形固定資産合計

511

(3) 投資

イ 投資有価証券

135

投資合計

135

固定資産合計

4,652,948

2 流動資産

(1) 現金預金

14,681

(2) 未収金

80,498

(3) 保管有価証券

2,300

(4) 貯蔵品

86,352

流動資産合計

133,826

資産合計

4,786,774

負債の部

3 固定負債		
(1) 引当金	<u>7,196</u>	
固定負債合計		7,196
4 流動負債		
(1) 一時借入金	360,000	
(2) 前受金	30,960	
(3) 預り金	3,100	
(4) 預り担保有価証券	<u>2,300</u>	
流動負債合計		<u>396,360</u>
負債合計		<u>403,556</u>

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本	119,808	
(2) 借入資本		
1 企業業債		
資本合計	<u>2,974,144</u>	<u>2,974,144</u>
6 剰余金		3,093,947

(1) 資本剰余金

イ 国庫補助金	3,948
ロ 府補助金	9,778
ハ 工事負担金	1,528,327
ニ 負担金	21,000
ホ 受贈財産評価額	34,417
資本剰余金合計	<u>1,597,470</u>

(2) 欠損金

イ 当年度未処理欠損金	
繰越欠損金	160,440
年度純損失	<u>147,759</u>

欠損金合計

308,199

剰余金合計

1,289,271

資本合計

4,383,218

負債資本合計

4,786,774

昭和51年度水道事業会計予算実施計画明細書

(単位 千円)

収入

1. 収益的収入及び支出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 細
					額	備 考	
1.水道事業収益		978,511	38,650	1,017,161			
	1.営業収益	817,311	59,150	876,461			
	1.給水収益	643,941	△ 15,800	628,141	給水収益	△ 15,800	給水収益更正減
	2.受託工事収益	20,000	△ 16,200	3,800	受託工事収益	△ 16,200	受託工事収益更正減
	3.その他の営業収益	153,370	91,150	244,520	手数料	150	手数料追加
					材料売却収益	91,000	材料売却収益追加
2.営業外収益		161,200	△ 20,500	140,700			
	1.受取利息	2,000	24,100	26,100	預金利息	2,300	預金利息追加
	2.雑収益	2,000	2,600	4,600	貸付金利息	21,800	貸付金利息追加
	3.加入金	147,200	△ 47,200	100,000	雑収入	2,600	雑収入追加
					加入金	△ 47,200	加入金更正減

(單位 千円)

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 細	
					節	金額		
1.水道事業費用		1,127,010	37,910	1,164,920				
	1.営業費用	1.原水及び浄水費	923,302	20,210	943,512			
384,564			△ 31,050	353,514	給料	720	給料追加	
					手当等	460	手当等追加	
					法定福利費	300	法定福利費追加	
					委託料	170	委託料追加	
					動力費	△ 1,500	動力費更正減	
					薬品費	△ 500	薬品費更正減	
					材料費	△ 300	材料費更正減	
					受水費	△ 25,000	受水費更正減	
					請負工事費	△ 5,400	請負工事費更正減	
					被服費	△ 140	被服費更正減	
2.配水及び給水費		129,240	△ 3,540	125,700	備用品費	△ 150	備用品費更正減	
					修繕料	△ 7,000	修繕料更正減	
					路面復旧費	8,000	路面復旧費追加	
					請負工事費	△ 4,000	請負工事費更正減	
					補償金	△ 250	補償金更正減	

3.受託工事費	20,000	△ 16,400	3,600	路面復旧費	△	2,420	路面復旧費更正減
4.業務費	87,868	760	88,628	請負工事費	△	13,980	請負工事費更正減
				報酬		160	報酬追加
				給料		620	給料追加
				手当等		1,500	手当等追加
				法定福利費		430	法定福利費追加
				備用品費	△	150	備用品費更正減
				印刷製本費	△	600	印刷製本費更正減
				委託料	△	1,200	委託料更正減
5.総係費	68,442	490	68,932	給料		850	給料追加
				手当等		780	手当等追加
				法定福利費		500	法定福利費追加
				厚生費	△	160	厚生費更正減
				備用品費	△	60	備用品費更正減
				印刷製本費	△	20	印刷製本費更正減
				通信運搬費	△	70	通信運搬費更正減
				委託料		250	委託料追加
				手数料	△	70	手数料更正減
				修繕料	△	600	修繕料更正減
				研修費	△	20	研修費更正減
				食糧費	△	100	食糧費更正減

					△	100	会費負担金更正減
				△	500	保険料更正減	
				△	50	諸謝金更正減	
				△	100	公課費更正減	
				△	40	雑費更正減	
		610	△	50	560	固定資産除却費更正減	
	7.資産減耗費 8.その他の営業費用	150,000	70,000	220,000	70,000	材料売却原価追加	
		202,708	17,700	220,408			
2.営業外費用	1.支払利息及び 企業債取扱諸費	202,658	17,700	220,358	18,300	一時借入金利息追加	
				△	600	企業債手数料及び取扱諸費更正減	

2. 資本的收入及び支出

収入 (単位 千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備	細 考
					節	金 額		
1. 資本的收入		1,279,500	27,000	1,306,500				
1. 企業債		825,000	△ 7,000	818,000				
	1. 企業債	825,000	△ 7,000	818,000	企 業 債	△ 7,000	企業債更正減	
2. 工事負担金		450,000	84,000	484,000				
	1. 工事負担金	450,000	84,000	484,000	工 事 負 担 金	84,000	工事負担金追加	

支出 (単位 千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備	細 考
					節	金 額		
1. 資本の支出		1,418,254	△ 10,988	1,407,266				
1. 建設改良費		1,361,634	△ 10,988	1,350,646				
	配水管整備事業費	10,418	△ 6,618	3,800	請 負 工 事 費	△ 6,618	請負工事費更正減	
	6. 営業設備費	13,576	△ 4,970	9,206	量 水 器 費	△ 4,970	量水器費更正減	

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長（田中稔君） お許しを得まして、御説明させていただきます。まず昌頭、申しわけございませんが、正誤表に基づき御訂正方お願い申し上げたいと思います。103ページの給与費明細書中、備考「等級別職員数の状況」の区分「昭和52年1月1日現在」とありますのを「昭和51年1月1日現在」と御訂正方お願い申し上げます。

それでは、議案第34号「昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

今回補正いたします主な理由といたしましては、決算見込みに基づいての給水収益及び受託工事収益の更正減と、材料売却収益の追加並びにその他資本収支につきましても若干、補正の必要が生じたので、それぞれについて補正せんといたすものでございます。

それでは、その内容について申しますと、第2条は、予算第3条に定められた収益的収入及び支出について補正するものであり、まず、営業収益及び営業外収益をそれぞれ追加及び更正減するものであります。

その内訳としましては、営業収益で材料売却収益追加9千百万円、手数料追加15万円と給水収益更正減千5百80万円並びに受託工事収益更正減千6百20万円でございます、差し引き5千9百15万円追加するわけでございます。

なお、給水収益更正減につきましては、最も収益の多い51年7、8月は、例年に比べ気温の低い日が続き、需要水量が予定どおり伸びなかつたのがその大きな要因でございます。

また、受託工事収益更正減につきましても、開発行為の減少に伴い、予定しておりました給水装置の新設等がなかつたため、更正減いたす次第でございます。

次に、営業外収益であります。これは預金利息2百30万円と他会計への資金融通による貸付金利息2百80万円及び雑収益2百60万円の追加と、加入金4千7百20万円の更正減でございます。

なお、加入金につきましては、当初予定しておりました光明台団地の入居のおくれ等により予定額が収入されない結果、やむなく減額いたす次第であります。

以上の結果、営業収益5千9百15万円追加、営業外収益2千50万円の更正減となり、補正後の水道事業収益は、10億1千7百16万1千円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、職員給与の改定による給与費及びその他経費について補正するものでございます。

まず、追加する主なものは、職員給与費合計6百32万円、材料売却原価7千万円及び路面復旧費外で8百42万円、計8千4百74万円。一方、更正減するものとしては、給水収

益の伸び悩みに直接影響する受水費2千5百万円と、受託工事収益の減額に伴う関係等で請負工事費2千3百38万円及び修繕料外で千6百15万円の計6千4百53万円減額補正し、差し引き営業費用で2千21万円の追加となるものであります。

また、営業外費用では、他会計貸付金等に係る支払利息千8百30万円追加するとともに、当初予定しておりました繰上債が公庫債に変更されたことに伴い、企業債手数料及び取扱諸費60万円減額補正し、差し引き営業外費用千7百70万円追加し、補正後の水道事業費用を11億6千4百92万円といたす次第であります。

次に、第3条であります。これは予算第4条に定めた資本的収支について、収入面において、配水管整備事業債の確定に伴い企業債7百万円減額、住宅公団に係る事務費等で工事負担金3千4百万円追加、資本的収入を13億6百50万円とするものでございます。

また、支出面につきましても、企業債更正減に見合う工事費6百61万8千円減額するとともに、新設給水工事の伸び悩みによる営業設備費4百37万円減額、計千98万8千円減額補正し、資本的支出を14億7百26万6千円にいたすものでございます。

次に、第4条でございますが、これは予算第5条に定めた起債の事項について、先ほど申し上げましたとおり、額の確定に伴い配水管整備事業債の限度額千円を3百万円に改めるものであります。

次に、第5条でございますが、これは予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額補正でありまして、今回の補正により、原水及び浄水費2億3千4百19万3千円を2億4千百66万3千円に、支払利息及び企業債取扱諸費2億2百65万8千円を2億2千35万8千円にそれぞれ改めるものであります。

次に、第6条でございますが、これは予算第8条に定めた職員給与費でありまして、今回の追加補正により、職員給与費の額3億2千6百58万6千円を3億3千2百90万6千円に改めるものでございます。

次に、第7条は、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額1億9千3百2万9千円を今回補正により、2億5千7百35万9千円に改めるものでございます。

以上が今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これらの詳細につきましては、97ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議下さいまして、原案御可決下さいませようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第34号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長(坂上國治君) 次に、日程第20「昭和51年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 85 号

昭和 51 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 昭和 51 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

第 2 条 昭和 51 年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という）第 2 条第 1 項第 4 号中「器械備品購入費 6,000 千円」の次に「用地費 1,578 千円」を加える。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		入	出	
第 1 款 病院事業収益	758,084 千円	134,601 千円		892,685 千円
第 1 項 医療収益	709,390 千円	94,937 千円		804,327 千円
第 2 項 医療外収益	48,694 千円	39,664 千円		88,358 千円
支				
第 1 款 病院事業費用	1,106,468 千円	38,812 千円		1,145,280 千円
第 1 項 医療費用	971,689 千円	53,037 千円		1,024,676 千円
第 2 項 医療外費用	134,529 千円	14,225 千円	△	120,304 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

科 目	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,220,996千円	1,578千円	1,222,574千円
第1項 出 資 金	20,996千円	1,578千円	22,574千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,261,476千円	1,578千円	1,263,054千円
第1項 建設改良費	1,207,233千円	1,578千円	1,208,811千円

第5条 予算第8条中職員給与費「582,141千円」を「609,931千円」に改める。

第6条 予算第9条中一般会計から、この会計へ補助する金額「78,866千円」を「117,288千円」に改める。

第7条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「306,519千円」を「331,075千円」に改める。

昭和52年3月17日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和51年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

款	項	目	収入			備考
			既決予定額	補正予定額	計	
1.病院事業収益	1.医療収益		758,084千円	134,601千円	892,685千円	
			709,390	94,937	804,327	
		1.入院収益	383,161	89,966	473,127	
	2.医療外収益	2.外来収益	311,473	△ 1,031	310,442	
		3.その他医療収益	14,756	6,002	20,758	
			48,694	39,664	88,358	
		1.受取利息配当金	1,000	200	1,200	
		2.他会計補助金	38,386	38,422	76,808	
		4.患者外給食収益	5,685	1,042	6,727	

支出

款	項	目	支出			備考
			既決予定額	補正予定額	計	
1.病院事業費用	1.医療費用		1,106,468千円	38,812千円	1,145,280千円	
			971,639	53,037	1,024,676	
		1.給与費	582,141	27,790	609,931	
		2.材料費	290,642	24,137	314,779	
	2.医療外費用	3.経費	79,623	1,180	80,803	
		4.減価償却費	15,131	△ 70	15,061	
			134,529	△ 14,225	120,304	
			128,114	△ 14,225	113,889	
		支払利息及び企業債取扱諸費				

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1.資本的収入			1,220,996千円	1,578千円	1,222,574千円		
	1.出資金		20,996	1,578	22,574		
		一般会計からの 1.出資金	20,996	1,578	22,574		

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1.資本的支出			1,261,476千円	1,578千円	1,263,054千円		
	1.建設改良費		1,207,233	1,578	1,208,811		
		4.用地費	0	1,578	1,578		

昭和51年度和京市病院事業会計資金計画

区 分	当 年 度 予 定 額	区 分	当 年 度 予 定 額
受 入 資 金	2,352,742	支 払 資 金	2,280,893
1. 医 業 収 益	679,158	1. 医 業 費 用	948,545
2. 医 業 外 収 益	7,627	2. 医 業 外 費 用	119,594
3. 出 資 金	22,574	3. 建 設 改 良 費	425,178
4. 他 会 計 補 助 金	76,808	4. 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,233
5. 企 業 債	417,600	5. 企 業 債 償 還 金	13,763
6. 国 庫 (府) 補 助 金	1,457	6. 公 立 病 院 特 例 債	40,480
7. 一 時 借 入 金	850,000	7. 一 時 借 入 金	580,000
8. 繰 越 未 収 金	108,080	8. 繰 越 未 払 金	67,100
9. 預 り 収 金	90,000	9. 預 り 収 金	90,000
10. 期 間 外 収 益	40,480		
11. 前 期 繰 越 収 益	58,958	差 引	71,849

1. 総括 給与費明細書

区分	一般職職員数	給与				法定福利費	合計
		報酬	給料	賃金	手当		
損益勘定 支弁職員 補正後	144人	千円 32,692	千円 257,972	千円 260,568	千円 551,232	千円 58,699	千円 609,931
損益勘定 支弁職員 補正前	147	31,800	254,020	210	526,824	55,317	582,141
比較	△ 3	892	3,952 △	210	24,408	3,382	27,790
手当の内訳	調整手当	21,881千円	通勤手当	8,237千円	時間外勤務手当	11,430千円	
	扶養手当	4,408	期末手当	92,995	宿直手当	2,424	
	管理職手当	11,165	勤勉手当	28,088	夜間勤務手当	1,855	
	特殊勤務手当	42,124	住居手当	3,766	児童手当	70	
	退職給与金	32,130			合計	260,568	

一般職員 1人当り給与費の状況

区分	分	1人当り年間給与費
補正後		3,482千円
補正前		3,234千円

初任給の状況

区分	学歴	医療職(-) (医師)	医療職(○) (医技職員)	医療職(△) (看護婦)	医療職(△) (看護婦)	行政職 (事務員)	行政職 (労務員)
52年1月1日 現在	高卒	千円 180,800	千円 109,000	千円 -	千円 95,700	千円 89,700	千円 79,700 ~ 89,700
	大卒		千円 110,600			千円 108,100	千円 86,000 ~ 98,500
51年1月1日 現在	高卒	千円 -	千円 -	千円 -	千円 895,000	千円 83,900	千円 74,600 ~ 83,900
	大卒	千円 169,800	千円 102,000	千円 103,300		千円 101,100	千円 80,500 ~ 92,100

平均給料月額及び平均年令の状況

区	分	医 師 (医療職一)	医療技術員 (医療職二)	看護婦 (医療職三)	看護婦 (医療職三)	准看護婦 (医療職三)	事務職員 (行政職)	事務職員 (行政職)	労務職員 (行政職)
52年1月1日 現在	平均給料月額 平均年令	258,979円 3才7月	152,643円 3才4月	151,061円 3才6月	124,564円 2才9才	173,678円 3才6月	141,316円 4才6月		
51年1月1日 現在	平均給料月額 平均年令	233,950円 3才5月	138,474円 3才	149,680円 4才4月	113,092円 2才9月	157,938円 3才2月	142,986円 4才3月		

等級別職員数の状況

区	分	医療職(一) (医師)		医療職(二) (医療技術員)		医療職(三) (看護婦)		医療職(三) (准看護婦)		行政職 (事務職員)		行政職 (労務職員)	
		等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人
52年1月1日現在		特1	1	特1	2	特1	2	特1		1-甲	1	1-甲	
		1	5	1	2	1	4	1		1-乙	3	1-乙	
		2	10	2	6	2	6	2		2	1	2	
		3	8	3	8	3	10	3	15	3	5	4	9
		4		4	4	4		4	20	4	5	5	16
		計	19		23		22		35		計	18	計
51年1月1日現在		特1		特1	2	特1	2	特1		1-甲	1	1-甲	
		1	6	1	2	1	4	1		1-乙	3	1-乙	
		2	7	2	4	2	3	2		2	1	2	
		3	1	3	6	3	11	3	11	3	5	3	1
		4	2	4	9	4		4	28	4	4	4	7
		計	16		23		20		39		計	18	計

考

備

2. 給料及び職員手当の増減額の内訳

区 分	増 減 分	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考	
給 料	千円 3,952	1.給与改定に伴う増加分	千円 5,200	給与改定の状況 給料の改定率 6.8% 給与改定実施時期 5.1.1 2.1	
		2.普通昇給に伴う増加分	5,364	平均昇給率 8.8% (昇給期) (職員数) 4月 45人 7月 31人 10月 36人 1月 32人	
		3.特別昇給に伴う増加分	0	特別昇給等の状況 なし	
		4.その他の増減分	△6,612	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 124人 20人 144人 補正前 136人 11人 147人 増 減 △12人 9人 △3人	

					<p>採用・退職の状況等</p> <p>昭和50年度中の退職者数 15人</p> <p>昭和51年度中の採用者数(見込) 23人</p> <p>昭和51年度中の退職者数(見込) 12人</p>																					
手 当	19,774	1.特殊勤務手当 の増額分	4,643		<p>特殊勤務手当の状況(1人平均月額) (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 師</th> <th>看護婦</th> <th>准看護婦</th> <th>医技技員</th> <th>事務員</th> <th>労務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正後</td> <td>118,019</td> <td>15,008</td> <td>17,534</td> <td>9,865</td> <td>14,458</td> <td>8,201</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>140,063</td> <td>7,786</td> <td>10,193</td> <td>2,375</td> <td>7,157</td> <td>3,136</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	医 師	看護婦	准看護婦	医技技員	事務員	労務員	補正後	118,019	15,008	17,534	9,865	14,458	8,201	補正前	140,063	7,786	10,193	2,375	7,157	3,136
区 分	医 師	看護婦	准看護婦	医技技員	事務員	労務員																				
補正後	118,019	15,008	17,534	9,865	14,458	8,201																				
補正前	140,063	7,786	10,193	2,375	7,157	3,136																				
		2.期末勤務手当 の増減分	72		<p>期末勤勉手当の支給率</p> <p>支 給 期 6月 12月 3月 計</p> <p>支 給 率 2.0 2.6 0.5 5.1</p>																					
	15,059	3.その他の増減 分		扶 養 手 当 管 理 職 手 当 住 居 手 当 通 勤 手 当 退 職 給 与 金 等																						

昭和51年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和52年3月31日現在)

(単位千円)

資産の部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地		150,996
2. 建物	240,416	
建物減価償却引当金	<u>45,823</u>	194,593
3. 構築物	2,848	
構築物減価償却引当	<u>1,354</u>	1,494
4. 車輦	1,240	
車輦減価償却引当金	<u>927</u>	313
5. 器械及び備品	47,778	
器械備品減価償却引当	<u>25,584</u>	22,194
6. 建設仮勘定		<u>465,307</u>
有形固定資産合計		884,897
(2) 投資		

1. 投資有価証券
2. 長期貸付金

138
9,499

投資合計
固定資産合計

9,637
844,534

2. 流動資産
(1) 現金預金
(2) 未収金
(3) 貯蔵品
(4) 前払金

71,849
143,729
14,432
679

流動資産合計
資産合計

230,689
1,075,223

負債の部

3. 固定負債
(1) 特例債
(2) その他固定負債

283,440
17,865

固定負債合計
4. 流動負債

301,305

(1) 一時借入金

850,000

(2) 未払金 67,079

(3) その他流動負債

- 1. 予納金 706
- 2. 預り金 5,038
- 3. 預り金(共済基金) 8,100

その他流動負債合計

8,844

流動負債合計

925,923

負債合計

1,227,228

資本の部

5. 資本金

202,328

(1) 自己資本金

(2) 借入資本金

1. 企業債

675,430

資本金合計

877,758

6. 剰余金

(1) 資本金剰余金

1. 府補助金

1,118

(2) 利益剰余金

1. 繰越欠損金
2. 当年度欠損金

818,766
212,115

利益剰余金合計

△1,030,881

剰余金合計

△1,029,763

資本合計

△152,005

負債資本合計

1,075,228

昭和51年度和泉市病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備	細 考
					節	金 額		
1.病院事業収益		758,084	134,601	892,685				
1.医療収益		709,890	94,937	804,827				
	1.入院収益	388,161	89,966	478,127	入院収益	89,966		
							投薬料更正減 △	2,182
							注射料追加	51,298
							処置料追加	7,235
							検査料更正減 △	558
							X線料追加	1,559
							入院料追加	14,865
							手術料追加	2,166
							看護料追加	8,260
							寝具料更正減 △	29
							給食料追加	4,757
							その他追加	2,595
							計	89,966

2.外来収益	311,478	△ 1,031	310,442	外来収益	△ 1,031	初診料追加 2,236 再診料更正減 △ 689 投薬料更正減 △ 1,632 注射料更正減 △ 3,200 処置料追加 2,123 検査料更正減 △ 4,727 X線料追加 4,643 手術料更正減 △ 220 その他追加 385 計 △ 1,031
3.その他医療収益	14,756	6,002	20,758	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 その他医療収益	4,231 56 393 1,322	入院室料差額追加 4,231 予防注射 56 その他追加 健康診断料等追加 393 証明診断書料追加 734 老人医療協力料追加 96 体温計等破損料追加 492 計 1,822

2. 医業外収 益	48,694	39,664	88,358		
1. 受取利息配当 金	1,000	200	1,200		
2. 他会計補助金	38,386	38,422	76,808	預金利息	200 預金利息追加 200
4. 患者外給収 益	5,685	1,042	6,727	他会計補助金	38,422 一般会社からの補助金追加 88,422
				患者外給収収益	1,042 職員給食徴収金追加 1,042

支 出

(単位 千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 細
					節	金 額	
1. 病院事業費用		1,106,468	38,812	1,145,280			
1. 医業費用		97,1639	53,037	1,024,676			
	1. 給 与 費	582,141	27,790	609,931			
					(給 料)		
					医 師 給	3,952	
					看 護 婦 給	5,904	
					准 看 護 婦 給	1,208	
					医 療 技 術 員 給	7,055	△
					専 務 員 給	224	
					労 務 員 給	1,376	
						2,295	

(手当)	6,994		
医 師 給	258		
看 護 婦 給	3,121		
准 看 護 婦 給	1,022	△	
医 療 技 術 員 給	801		
事 務 員 給	1,817		
劳 務 員 給	2,019		
(賃 金)	△ 210		
(報 酬)	892		
嘱 託 医 師	△ 3,222		嘱 託 医 師 報 酬 減 △ 4,227
嘱 託 看 護 婦	4,114		医 師 当 直 料 追 加 1,005
			嘱 託 看 護 婦 等 追 加 4,114
			計 892
法 定 福 利 費	3,382		
			健 保 負 担 金 追 加 1,574
			互 助 金 補 給 金 追 加 1,534
			共 済 負 担 金 追 加 290
			公 務 災 害 補 償 負 担 金
			追 加 17
			団 体 定 期 保 險 料
			更 正 減 △ 13
			非 常 勤 職 員 災 害
			補 償 負 担 金 更 正 減 △ 20
			計 3,382

2.材料費	290,642	24,137	314,779	退職給与金	12,780		
				藥品費	26,516	内服薬更正減 △ 注射薬追加 外用薬追加 試薬更正減 △ 計	5,466 30,606 1,592 216 26,516
				給食材料費	△ 1,053	患者給食材料費更正減△	1,053
				医療消耗備品費	△ 1,326	病棟用更正減 △ 外来用更正減 △ 計	826 500 1,326
3.経費	79,623	1,180	80,803				
				旅費交通費	126	職員出張旅費追加	126
				職員被服費	△ 117	事務服等更正減△	117
				消耗備品費	△ 458	病棟用更正減 △ 外来用更正減 △ 管理用更正減 △ 事務用更正減 △ 計	140 248 50 20 458

光熱水費	1,126	電気使用料追加 ガス使用料追加 水道使用料追加 計	685 100 841 1,126
燃料	868	重油追加	868
修繕	450	施設管理追加	450
賃借料	132	診察衣等借料追加 ゼロックス等借料追加 計	92 40 132
通信運搬費	△ 200	電話料更正減△ 郵便料追加 計	300 100 200
委託料	△ 902	各科教室委託更正減△ 検査委託料追加 計	1,200 298 902

資本的収入及び支出
収入

(単位:千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備	細 考
					節	金 額		
1.資本的収入		1,220,996	1,578	1,222,574				
	1.出資金	20,996	1,578	22,574				
	1.一般会計からの出資金	20,996	1,578	22,574				
					一般会計からの出資金	1,578	用地費に充当	1,578

(単位:千円)

支出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備	細 考
					節	金 額		
1.資本的支出		1,261,476	1,578	1,263,054				
	1.建設改良費	1,207,233	1,578	1,208,811				
	4.用地費	0	1,578	1,578				
					用地費	1,578	増設用地の一部国有地買収費	

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第35号「昭和51年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。今回の補正予算案は、年度末を控えまして大方の収支の見通しが得られましたので、最終補正として提出申し上げました。補正額は、収益的収支で収益1億3千4百60万1千円、費用3千8百81万2千円の追加。資本的収支で収入支出それぞれ百57万8千円の追加であります。

次に、予算案各条について御説明申し上げます。

第2条は、主要な建設改良事業として病院増築敷地内を横断しておりました、国の所有に係ります水路敷の一部を国から買い受ける用地費百57万8千円を加えるものでございます。国の元の水路敷面積は300.31平米、つかけえ新設いたしまして国へ譲渡いたしました新水路面積は207.59平米、この差が92.72平米となりますが、近畿財務局と再三折衝いたしまして、その一部49.72平米につきまして買い取りとなつたものでございます。

第3条は、収益的収支の予定額の補正でございまして、病院事業収益既決予定額7億5千8百8万4千円に補正予定額1億3千4百60万1千円を追加し、計8億9千2百68万5千円とし、費用では、既決予定額11億6百46万8千円、補正予定額3千8百81万2千円を追加し、11億4千5百28万円とするものでございます。

補正予定額の内容でございますが、医業収益9千4百93万7千円の追加は、51年4月に平均9%の診療報酬の改定並びに入院部門における診療の高度化によりまして収益増8千8百93万5千円、同51年4月、御承認いただきまして改定いたしました室料差額、診断料及び診断書料の増収5百35万8千円、その他64万4千円でございます。

医業費用では、5千3百3万7千円の追加でございますが、職員の給与改定費、退職給与金等給与費で2千7百79万円、診療の高度化に伴いまして薬品など材料費の追加2千4百13万7千円、電力料金値上げ、寒波襲来等に対する暖房用の重油購入等によりまして経費百18万円のそれぞれ追加でございまして、同時に費用各項につきまして極力節減に努め、不用額の更正減額補正をあわせて行つた次第でございまして。

医業外収支では、収益3千9百66万4千円の追加、費用千4百22万5千円の更正減額でございまして、収益は、病院増築事業推進に対しまして、困難な財政状況の中から今回、4千万円を一般会計から追加補助をいただくことになりました。このうち資本的支出の用地費に百57万8千円を充当し、残額3千8百42万2千円を追加並びに預金利息、職員給食徴収金等の増加百24万2千円でございます。

費用では、支払利息の更正減額でございまして、病院の新館建設工事につきまして、当初予算調定時点の見込みに対しまして支払い発生が52年度へずれ込んでまいりまして、不用減額となつたものでございます。

今回の補正の結果、収益的収支は、当初予定単年度欠損3億4千8百38万円が9千5百78万9千円縮小いたしまして、2億5千2百59万5千円となり、かなりの収益増による改善と相なりますが、依然として大きい赤字でございまして、今後とも一層の診療の充実向上並びに収支改善に真剣に取り組んでまいる所存でございまして、

第5条は、議会の議決を必要とする給与費。第6条は、一般会計からの補助金及び第7条は、たな卸資産の購入限度額のそれぞれにつきまして、予算補正に伴いまして額を改めるものでございます。

以上、大変簡単でございまして、概要を御説明申し上げました。118ページ以下に資料を添付しておりますので、御参照の上よろしく御審議賜りまして、原案どおり可決御決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

御異議ないものと認め、議案第35号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第21及び第22は、いずれも「土地（部落共有地）処分について」でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第22号

土地(部落共有地)処分について

次の土地(部落共有地)の処分について議会の同意を求める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 処分する物件

和泉市万町1176-1 ため池 3,966.94㎡ の内 2,214.87㎡

和泉市万町1176-2 堤 1,190.08㎡ の内 595.04㎡

議案第22号参考資料

〔1〕 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和52年2月1日

申請人 和泉市万町384
万町々会長 藤原 茂一 ㊤

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市万町1176-1 ため池 3,966.94㎡ の内 2,214.87㎡

〃 1176-2 堤 1,190.08㎡ の内 595.04㎡

〔2〕 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和52年2月1日

町会長 和泉市万町384 藤原 茂一 ㊤

副会長 和泉市万町 藤原 庄左門 ㊟
 会長 和泉市万町 214 高橋 茂夫 ㊟
 和泉市万町 302 藤原 忠明 ㊟
 和泉市万町 566 藤原 重良 ㊟
 和泉市万町 204 藤原 稔 ㊟
 和泉市万町 189 藤原 重助 ㊟
 和泉市万町 44 藤原 英明 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市万町 1176-1 ため池 3,966.94 m^2 の内 2,214.87 m^2
 " 1176-2 堤 1,190.08 m^2 の内 595.04 m^2

〔3〕 同意書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和52年2月1日

和泉市万町 566

万町実行組合長 藤原 重良 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市万町 1176-1 ため池 3,966.94 m^2 の内 2,214.87 m^2
 " 1176-2 堤 1,190.08 m^2 の内 595.04 m^2

〔4〕 確約書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和52年2月1日

和泉市万町 384

町会長 藤原 茂一 ㊟

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市万町 1176-1 ため池 3,966.94 m² の内 2,214.87 m²
 " 1176-2 堤 1,190.08 m² の内 595.04 m²

〔5〕 水利権放棄書

下記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和52年2月1日

水利権代表者

和泉市万町 189 藤原重助 ㊤
 和泉市万町 44 藤原英明 ㊤
 和泉市万町 182 藤原要 ㊤
 和泉市万町 544 藤原伊一 ㊤
 和泉市万町 553 高橋惣二 ㊤
 和泉市万町 552 高橋正治 ㊤
 和泉市万町 214 高橋茂夫 ㊤
 和泉市万町 204 藤原稔 ㊤

記

処分財産の表示

和泉市万町 1176-1 ため池 3,966.94 m² の内 2,214.87 m²
 " 1176-2 堤 1,190.08 m² の内 595.04 m²

〔6〕 万町共有地ため池売却処分代金使用明細書

1. 収入の部

処分代金 25,500,000円

2. 支出の部

市に対する支払額 8,925,000円

ため池及水路改修費 16,575,000円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和52年2月1日

和泉市万町384

万町々会長 藤原茂一 ㊦

〔7〕 万町総会々議録

開催日時 昭和51年12月15日午後8時30分

開催場所 万町天守院

出席者 町会長他41名

委任状による者151名

議案 後谷池の一部処分に関する件

町会長(藤原茂一君) 只今から万町総会を開催致します。まづ本日の総会の議長を選出したいと思いますが、どのように選出したらよろしいか。

(議長一任の声あり)

町会長(藤原茂一君) それでは議長一任の声がありましたので私より指名させていただきます。藤原英明君に議長をお願い致します。

議長(藤原英明君) それでは只今ご指名をいただきましたので本日の議長を務めさせていただきます。

議長(藤原英明君) 只今より議案審議にはいります。本日の議案は後谷池の一部処分に関する件でございますが今迄の経過報告を町会長にさせていただきます。

町会長(藤原茂一君) 本件につきましては今年の7月頃納花町の西川氏より後谷池の一部とその周辺を買収し分譲住宅を建設致したいので売却してほしいとの話し合いがありましたが益前や市議会選挙等により充分な話し合いができず話がとぎれておりましたがその後10月頃今後は西川氏に変わって売却先の共栄商会の代理人として堀氏から話し合いがありましたのでその後町会役員会を開き検討致しましたが直接共栄商会の方と話し合いをもつてはどうかと云うことでありましたので12月初め頃共栄商会の方と話し合いをもつた結果住宅地造成に伴う下水及び汚水の排水等について団地の方へ排水するとの事で当町に支障がなく又、売却単価については坪30,000円という事で話し合いがあつた訳でございます。

議長(藤原英明君) 只今町会長より経過報告がありました。本件について何かご質問ございませんか。

溝上博君 只今町会長から経過報告がありましたが既にもう売却先も決つている様だし今更こんな話を聞いても仕方がないと思ひ売却する前になぜ聞かせてくれなかつたのか。

町会長(藤原茂一君) 売却につきましては何も決定したものではありません。先程、報告させていただきましたようにたまたま共栄商会より売却してほしいとの申し出があつたので今般皆様方にお諮りした次第でございます。

議 長(藤原英明君) ほかにご質問ございませんか。

藤原辰雄君 売却が成立した場合その用途について説明願ひたい。

議 長(藤原英明君) 町会長、お答え願ひます。

町会長(藤原茂一君) 用途につきましては町内の道路改修、水路改修及び今池、オウソ池の堤塘改修等に充當致したく思つております。

議 長(藤原英明君) ほかにご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長(藤原英明君) ほかにご質問がない様ですので後谷池の一部を売却することに決定してよろしいか。

(全員異議なしの声あり)

議 長(藤原英明君) それでは全員の賛成を得ましたので後谷池の一部を売却することに決定致しました。

これをもちまして本日の総会を閉会致します。お疲れのところ長時間審議下さいまして誠にありがとうございました。

昭和51年12月15日

署名人 藤原 庄左門 ㊟

署名人 藤原 重助 ㊟

上記は昭和51年12月15日開催致しました万町会の総会*議録に相違ありません。

昭和52年2月1日

万町*会長 藤原 茂 一 ㊟

議案第23号

土地(部落共有地)処分について

次の土地(部落共有地)の処分について議会の同意を求める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 処分する物件

和泉市久井町564-2 ため池 704.91㎡

和泉市久井町564-3 堤 181.50㎡

議案第23号参考資料

〔1〕 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和52年2月6日

申請人 和泉市久井町555
町会長 横田 竹之照 ㊟

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市久井町564-2 ため池 704.91㎡

〃 564-3 堤 181.50㎡

〔2〕 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和52年2月6日

町会長 和泉市久井町555 横田 竹之照 ㊟

和泉市久井町 5 4 6 長 谷 庄三郎 ㊦
和泉市久井町 4 7 3 久 保 忠 幸 ㊦
和泉市久井町 4 7 1 中 辻 博 ㊦
和泉市久井町 2 8 5 向 井 松太郎 ㊦
和泉市久井町 3 9 4 河 村 福 祠 ㊦
和泉市久井町 4 8 1 辻 井 吉 秋 ㊦
和泉市久井町 5 3 5 中 辻 茂 二 ㊦
和泉市久井町 4 5 2 辻 井 半治郎 ㊦

記

処分財産の表示

和泉市久井町 5 6 4 - 2 ため池 7 0 4 . 1 9 m²
和泉市久井町 5 6 4 - 3 堤 1 8 1 . 5 0 m²

〔 3 〕 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和 5 2 年 2 月 6 日

和泉市久井町 4 6 2

実行組合長 西 川 光 三 ㊦

記

処分財産の表示

和泉市久井町 5 6 4 - 2 ため池 7 0 4 . 1 9 m²
" 5 6 4 - 3 堤 1 8 1 . 5 0 m²

〔 4 〕 確 約 書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和 5 2 年 2 月 6 日

和泉市久井町 5 5 5

町会長 横田 竹之照 ㊟

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市久井町 5 6 4 - 2 ため池 7 0 4 . 1 9 m²

和泉市久井町 5 6 4 - 3 堤 1 8 1 . 5 0 m²

〔 5 〕 水利権放棄書

下記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和 5 2 年 2 月 6 日

水利権代表者

和泉市久井町 4 5 2 番地

辻 井 半治郎 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市久井町 5 6 4 - 2 ため池 7 0 4 . 1 9 m²

〃 5 6 4 - 3 堤 1 8 1 . 5 0 m²

〔 6 〕 久井町共有地売却処分代金使途明細書

1. 収入の部

処分代金 4, 4 2 8, 4 5 0 円

2. 支出の部

市に対する処分金支払額 1, 5 4 9, 9 5 7 円

ため池改修費 2, 8 7 8, 4 9 3 円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和 5 2 年 2 月 6 日

町会長 横田 竹之照 ㊟

〔 7 〕 久井町総会＊議録

開催日時 昭和52年1月28日午後8時
開催場所 久井町公民館
出席者 町会長他8名
議案 久井町共有地(溜池)処分に関する件

町会長(横田竹之 君) 只今から久井町役員会を開催致します。

尚、本役員会を以つて総会にかえさせていただいてよろしいか。

(全員異議なし)

町会長(横田竹之 君) 全員異議がないようですので総会にかえさせていただきます。先づ、本日の議長を選出致したいと思いますが、どのように選出したらよろしいか。

(全員町会長一任の声あり)

町会長(横田竹之 君) 町会長一任の声がありましたので私が本日の議長を努めさせていただきます。

議長(横田竹之 君) それでは只今より議案審議に入ります。

皆様方も御承知と思いますが久井共有地(溜池)処分について審議をお願い致します。

本件につきましては前町会長当時からの引き継ぎ事項でございまして久井町564-2番地(溜池)及び564-3(堤)を外選状線が通るといことで大阪府より売却してくれと話し合いがあつた訳でございまして。そこで再三、皆様方にも御審議賜り売却価格又、処分による下池の老朽化に伴うハガネ工事等の要望について大阪府と折衝をしてみました。予算関係等により大阪府と致ししても難航を示した訳でございまして、一昨日大阪府と市職員及び地元我々と話し合いをもつた結果一応要望等については補助獲得の側面的協力の内諾を得たと確信致しましたので本日皆様方にお諮りして売却してはどうかと、御審議賜つた訳でございまして。

長谷一君 只今の町会長の報告では地元の要望事項下池のハガネ工事については一応補助獲得の側面的協力の内諾を得たと云つておるが口頭ではなしに何か一筆確約書でもとつておいて欲しいと思います。

議長(横田竹之 君) その件につきましては我々も同感でございまして大阪府に対して強く要求致しましたが結果は口頭だけで終わりましたが先程報告させていただきましたように私と致ししてもやつていただくと確信致しております。

議長(横田竹之 君) 他に御質問ございませんか。

辻井半治郎君 売却単価はいくらか。

議 長(横田竹之丞君) 売却単価につきましては隣接地畑5筆の平均単価の6割ということで
㎡当たり5,000円でございます。

議 長(横田竹之丞君) 他に御質問ございませんか。

(質問なし)

議 長(横田竹之丞君) 御質問がないようですので久井町共有地(溜池)を売却することに決
定してよろしいか。

(全員異議なし)

議 長(横田竹之丞君) それでは全員の賛成を得ましたので久井町共有地(溜池)を売却する
ことに決定致しました。

尚池の水利補償については我々も強く要求した結果農業用水確保のため浚渫工事費用とし
て5,565,000円の補償金を受けることになり当池水利組合がこの工事を施工すること
によつて灌漑用水確保が可能であります。

ついでに当池水利組合は大阪府と水利補償に関する契約締結及び補償金の請求、受領等の
一切の権限を水利委員長辻井半治郎君に委任することになっております。

以上で久井共有地(溜池)処分についての審議が終了致しました。

これをもちまして本日の総会を閉会致します。

お疲れのところ長時間審議下さいまして誠にありがとうございました。

昭和52年1月28日

署名人 和泉市久井町443 阪上 汎 ㊟

〃 和泉市久井町403 辻井 半之進 ㊟

上記は、昭和52年1月28日開催した久井町会の総会々議録に相違ありません。

昭和52年2月6日

和泉市久井町555

町会長 横田 竹之丞 ㊟

○議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。

○財務部長（宇沢清君） ただいま御上程いただきました議案第22号及び第23号「土地処分について」提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

双方ともため池で、万町及び久井町に所定いたします部落有財産でございます。今回、両町並びに水利関係者等の調整が整い、万町及び久井町会長より関係書類を添えて処分申請がございましたので、これに伴い処分の御提案を申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、物件は表示してございますとおり、万町1176番地の1通称ノッタニ池、ため池3千9百66.94平米のうち2千2百14.87平米、同所1176番地の2、堤防千900.8平米のうち5百95.04平米。久井町564番地の2、通称池の谷、中の池、ため池7百49.1平米、同所564番地の3、堤防181.50平米でございます。

処分理由及び跡地の利用計画でございますが、万町ノッタニ池は婦人子供服団地に接続し、近年、青葉谷、緑ヶ丘と周辺の宅地化が進み、当該地も周辺一帯農地、山林を含め民間デベロッパーが住宅地開発を行うものであります。

売り渡し先は、奈良県生駒市東生駒4丁目398番地、共栄商会でございます。

なお、改廃後の用水でございますが、当ため池よりの利水は現在耕作面積は2反弱であり、灌漑用水としての機能は残余分で十分果たされるものであります。処分金額は3.3平米当り3万円、総額2千5百50万円でございます。

次に、処分代金の使途でございますが、市に対する支払い額8百92万5千円、ため池及び水路改修費千6百57万5千円でございます。

次に、久井町の池の谷、中の池でございますが、大阪府が施行し築造いたします計画道路、外環状線用地として大阪府に売り渡すものでございます。これが完成された場合、和泉市の東西を貫き山間部開発及び地域産業の動脈として、市の発展に対応できる施設として期待できるものであります。

改廃後の灌漑用水でございますが、当該地を中心に3つのため池が南北に接続しており、近時の農地面積と耕作者の減少により減水分についても何ら支障なく、灌漑用水としての機能が果たされるものであります。

処分金額は3.3平米当り1万6千5百円で、総額4百42万8千4百50円でございます。

次に、処分代金の使途でございますが、市に対する支払い額百54万9千9百57円、ため池改修費2百87万8千4百93円でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番（金沢勝君） この部落有財産については、昭和23年3月31日の政令で当該市町村に所属する、当時は和泉町ですが、そういう読みかえ政令が出ております。また、ため池の払い下げについては、全国的に紛争を起こしてはならないということが第一だと認められております。

そういう観点からお尋ねしたいが、総会の内容は、道路改修と池の堤防、水路を直すんだという説明です。しかし、代金の使途明細には道路改修が入ってない。明細というものは、これ以外には使いませんよ、という誓約を含めたものと思う。紛争を起こしてはならないという前提から言えば、市への分担金も総会では話されていない。明細には市の分担金と書かれてある。明細と町会長の説明の不一致がございます。紛争を起こさないという点から、もつと周知徹底した説明をしてもらいたい。

もう1点は、登記簿からいって、「うち何区」ということ、農地法の許可条件にしても分割しなければ審議はできない。何区のうちの何区ということではなく、1と2がございますが、3、4に分かれて枝番ができるでしょうが、分割をした中で審議をしたいというわれわれの考え方でございます。やはり池に水がたまっておつても分割は可能だと聞いております。うちの担当の課長、職員は、ため池で水がたまつておれば測量もできないし分割もできないという間違つた考え方をしておられるのじゃないか。お互い紛争を起こさないことのために分割した上で出してもらいたい。

また、万町については共栄商會が買いわけですが、そういう契約云々の問題で紛争を起こさないか、また、使途についても紛争を起こさないかということを確認しながらお答えをいただきたい。

3点目に、環状線に係る公共施設に提供されるわけですが、公共施設の提供する場合でも、分担金は同じ率で取つていくのか。公共施設は初めてでございますので、今後の参考のために聞いておきたい。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 財務部長（宇沢清君） 確かに御指摘のとおり、道路部分の議事録の記載が不確定でございます。これらにつきましては一応、他の池の工事との関連がございまして、事実、町会の方では、住民に公表することは事実でございしますが、文草的にちよつと表現が確認を得られなくて申しわけございません。

それと、分筆でございしますが、この部落共有地処分については、議決をいただきました後に、枝番は恐らく分筆でつけると思います。そういうつけるというよりも、私の方で分筆するわけ

でございます。

それと、この池につきましては、共栄商会在堤の補強工事をやると同時に、工事を一貫してやるということの確約もできております。

3点目の外環状線に係る池でございますが、これについても3.5%いただきます。

以上でございます。

- 7番(金沢勝君) 私たちは議案を見せてもらつて審議するわけです。周知徹底されてると言われても、総会の議事録の内容と使途の明細書に食い違いがある。あんたがいかにか部落民には周知徹底されておりますというお答えでも、議案は、道路補修が明細に書いてない。市への支払いはこんだけということも説明を町会長はされてない。こういう指導をあなた方にやつてもらわんと、先ほど申し上げましたように、紛争を起こさないということが全国的な部落有財産に対する共通の考え方ですので、その点もう少しはつきりしていただきたい。

私は部落有財産ですから、反対する理由はないんですよ。年貢も取つてないし、受益者、地元住民が維持管理をしてくださいという部落有財産ですからね。しかし、紛争を起こしてはならないということで部長の答弁はおかしい。議事録で説明されてないということでは審議できない。また、「…のうちの何ぼ」という、議会にかけるとしてふさわしくない。何ぼ払い下げるということではなく、枝番に分筆した中でかけるべきで、これは当た得た議案ではないと申し上げたい。その点はつきり回答してください。私は反対しませんが、処理方法の不備です。

- 財務部長(宇沢清君) 御指摘のとおり、町会長は「使途につきましては町内の道路改修、水路改修及び今池、オウソ池の堤塘改修等に充当致したく思っております」と議事録には記載されております。ただ、使途明細については抜けてるといふ御指摘につきましては、再度、そこに記入していただくようにしたいと思っております。

それから、「…のうちの何ぼ」というのは不確定要素の面積じゃないかということでございますが、やはり共栄商會に売却する時点ですでに測量も終わっております。実面積でございますが、議会の御議決をいただいた後に法務局の登記手続きをしたいと思っております。

- 7番(金沢勝君) 意見だけ。この書類を書き直せと言ふんじやなく、総会で説明が不十分だといふ指摘をしておる。市の分担金も書いてないし、道路も載つてない。やはり周知徹底して紛争を起こさないことを前提として払い下げをするよと発言しておりますので、ひとつその意を十分くんでやつていただきたい。

- 議長(坂上國治君) 他に。

- 2番(天堀博君) この2件について、それぞれ市に対する支払い額が出ております。35%

と規則、その他で決まってると思いますが、その根拠的なものをお聞かせ願いたいのと、ちよつと取り過ぎてはせんかという気もするんです。たとえば万町のため池については、8百92万5千円が市に入ってますが、その分を支出の際にどういふものに充てなければならぬとか、法的というか、限定されてるのかどうか、ちよつとお聞かせ願いたい。不勉強で申しわけないんですが…。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 財務部長（宇沢清君） この部落有財産の処分は、非常に経過が長く、終戦直後から財産区財産を制定したときから各市とも何%か取っております。本市の場合、5年ほど前だつたかと記憶していますが、一般の財産収入として一般財源に収入されるものでありまして、この池に対して35%を即、それに充当するという意味ではございません。すべて一般財源に歳入されるものでございます。
- 2番（天堀博君） 私が聞いているのは、一般会計に収入されてからの使い道が限定されてるのかどうかです。それとも全く違うところに使つてもええということになつてるのかどうか。
- 財務部長（宇沢清君） 全部特定に使うということじゃなく、一般財源として使用させていただいております。
- 2番（天堀博君） それから、いわゆる35%は取り過ぎてるんじゃないかという気がするので、その点は今後検討していただきたいことと、極端に言えば、借金の利息に回すこともできるという全体の中へ入れる。部落有財産のため池等を売却したものを取つてるわけですから、金沢議員さんからの質問にもございましたように、町会の議事録の中にいろいろ水路とか道路改修とかが出ておりますが、せめてそういう面に使えるような方法を考えていただきたい。法的にはどこへ使つてもええとなつてるかどうかは別として、そういう農業政策面の充実とか、一般会計予算を組んでいく中でも検討していただきたいと意見を申し上げておきたい。
- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第22号及び第23号を原案どおり同意することにいたします。

- 議長（坂上國治君） 次に、日程第23より第25までは「工事請負契約締結について」でございますので、（仮称）和泉第4団地Bブロック建設工事、（仮称）和泉第3団地第2期建設工事、（仮称）北池田幼稚園新築工事、以上3議案については、いずれも同種の議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第24号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第四団地Bブロック建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)和泉第四団地Bブロック建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 299,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町37-4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務
6. 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和52年11月30日
7. 契約保証金 14,950,000円
8. 保証人 大阪府和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一

議案第24号参考資料

(仮称)和泉第四団地Bブロック建設工事概要

1. 工事場所 和泉市王子町地内

2. 敷地面積 3,045 m^2
3. 工事種別 新築
4. 構造 鉄筋コンクリート造4階建
- 共同住宅 24戸1棟 16戸1棟
- 建築面積 705.0 m^2 ポンプ室23.4 m^2
- 延床面積 2,540.4 m^2 ポンプ室23.4 m^2
- 住宅部分 2,517 m^2

議案第25号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第三団地第2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)和泉第三団地第2期建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 141,000,000円
5. 契約の相手方 大阪府堺市向陵西町4丁目11-10
株式会社 狭間組
代表取締役 狭間正一
6. 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和52年11月30日
7. 契約保証金 7,050,000円
8. 保証人 大阪府泉南市信達市場2087番地
杉本建設株式会社
取締役社長 杉本喜代蔵

議案第25号参考資料

(仮称)和泉第三団地第2期建設工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町29番地
2. 敷地面積 5,678.025㎡
3. 工事種別 新築
4. 構造 鉄筋コンクリート造4階建
住宅18戸 店舗6戸
建築面積 371.659㎡
延床面積 1,462.08㎡
屋外附帯(舗装・花ダン・植樹)
住宅部分 1,165.626㎡
店舗部分 296.454㎡

議案第26号

工事請負契約締結について

市立(仮称)北池田幼稚園新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 市立(仮称)北池田幼稚園新築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 54,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市寺門町121番地
森本建設
代表者 森本 薫

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議 決 の 日)
至 昭 和 5 2 年 5 月 3 1 日
7. 契 約 保 証 金 2,725,000円
8. 保 証 人 和 泉 市 寺 門 町 8 3 番 地
森 本 組 興 業 株 式 有 限 公 司
社 長 森 本 義 次

議案第26号参考資料

市立(仮称)北池田幼稚園新築工事概要

1. 工事場所 和泉市池田下町地内
2. 敷地面積 2,835.67㎡
3. 工事種別 新 築
4. 構 造 鉄筋コンクリート造平家建
延床面積 569㎡
保育室3 遊戯室1 管理諸室

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。
- 市参与(中塚白君) それではお許しを得まして、議案第24、第25、第26号の工事請負契約締結について、一括提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第24号でございますが、本件は、(仮称)和泉第四団地Bブロック建設工事で、契約の相手方、和泉市旭町37-4、株式会社竹内建設代表取締役竹内務と契約金額2億9千9百万円をもつて、契約の工期は、御議決の日より昭和52年11月30日までにて契約をしようとするものでございます。

なお、工事概要については、敷地面積3千45平米、鉄筋コンクリート造4階建、共同住宅24戸1棟、16戸1棟を新築するものでございます。詳細につきましては、参考資料記載のとおりでございます。

次に、議案第25号でございますが、本件は、(仮称)和泉第三団地第2期建設工事で、契約の相手方、堺市向陵西町4丁目ノ1-1-10、株式会社狭間組代表取締役狭間正一と契約金額1億4千万円をもつて、契約工期は、御議決の日から昭和52年11月30日までにて契

約しようとするものでございます。

工事概要は、敷地面積5千6百78.025平米、鉄筋コンクリート造4階建、住宅18戸、店舗6戸を建設するものでございます。

続いて、議案第26号の御説明を申し上げます。

本件は、(仮称)北池田幼稚園新築工事で、契約の相手方、和泉市寺門町121番地、森本建設代表者森本薫と契約金額5千4百50万円をもつて、契約工期は、御議決の日より昭和52年5月31日までをもつて契約しようとするものでございます。

工事概要は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積5百69平米で、詳細は参考資料記載のとおりでございます。

以上、3議案についてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) 工事請負締結でございますが、これの進行状況ですね、ひとつお尋ねしたい。ここに出ておる第四団地Bブロック建設工事、契約金額が2億9千9百万円、戸数は24戸1棟、16戸1棟、合計40戸2棟とあります。そこで、先ほどの補正のところ、繰越明許費で15億円繰り越してありますが、この契約が2億9千万円ですから、今後、第四団地が一定の戸数まで次々と進行していく形態のものではないかと思っておりますので、その辺の確認をしておきたいと思っております。
- 議長(坂上國治君) 答弁。
- 改良事業部長(林徳次君) ここに御審議を煩わしておりますのは、いわゆる第四団地は相当膨大な事業計画があるわけですが、そのうちのBブロックの分でございます。Bブロックの計画は、この契約内容に記載されております40戸で全体でございます。
いま御質問の趣旨は、いわゆる私どもで仮称しております第四団地のAブロック、本来の一番大きなブロックの内容について、先ほどの繰越明許との関係でどうなのかということでございますか。
- 21番(直村静二君) 後から実施する場合に出てくる。
- 改良事業部長(林徳次君) そういうことです。
- 21番(直村静二君) 次の狭間組の第2期工事、具体的に第四団地との関連では、順番からいけば第三が先ですからね。
- 改良事業部長(林徳次君) 次の議案の第三団地第2期工事と称してある分は、すでに完成した第三団地、店舗を中心とするブロックの残る1棟分で、これで第三団地は完成いたします。
- 21番(直村静二君) いまのお答えでは、これからどんどん進行していくということですか。

ね。

そこで、この議案でも指名競争入札と書かれておりますが、この工事請負は、何人か何十人か知りませんが、指名競争入札して出てきたということになるんですか。それとも、同和事業については同建業者、その中でも正会員または準会員というかつこうで出ておるんか。狭間組は地元でなく堺市、堺市がどのように入ってくるんか。地元で官公需の発注という歯どめがあつたのか、なかつたのか、資本、能力を見てやつたのか。

○ 改良事業部長（林徳次君） 従来も再三、業者指名に関してのルールを御説明申し上げておりますとおりでございます。当面、第三団地第2工事分、第四団地Bブロック分の2件について、いずれも業者8社、そのうち市内業者3社を指名、結果として、御提示申し上げた業者が落札したということでございます。

○ 21番（直村静二君） 別に同建業者であつて正会員、準会員を問わずということですか。市内業者3社、それ以外に5社、合わせて8社ということですか。

○ 改良事業部長（林徳次君） 結果を申し上げたわけでございまして、以前にも御説明いたしました同建ルールなるものは現存してございますけれども、市内業者でも能力ある者については、和泉市の公共発注の分については極力参加させる方針でございます。

以上の趣旨から8社を指名し、結果として、この業者が落札したということです。

○ 21番（直村静二君） 前に中塚参与に聞いたときに、同和事業であつても、できるだけ市内の業者も参加してほしいということで確認しておつた。同時に、同建業者も同和事業だけでなく、一般の官公需にも出てきてほしいというお答えであつたが、実際問題として、依然として同建ルールがそのまま生きとる。事業をすればするほど、同建業者がひとり占めできる事業なんです。議案書に名前が出てきます。これを聞いたらかわいんです。きょう質問して、だれか言ひ、また予算委員会で言ひと困ります。言ひるか、言ひまいが迷いますが、皆さんが正しく答えてくれへんかつたら、わしに聞きに行けと、わしの方は聞きに行けまへんぜ。ですから、明快にお答え願ひたい。

同和事業の第四団地の15億円の繰り越しをやつてるでしょう。これが建つていけば、頭から注文の仕事が入つたる。同和事業をすればするほど仕事ができいく。就職対策、事業対策になるんですが、これははつきり言ひて公共事業です。

市長は、市民合意の同和行政、同和事業と言ひてる。事業だつて発注し、人失も動くし、資材も動く。能力がなければ別ですが、解放センターでも富秋中でも覆並が入つてますし、今度は狭間組、これも同建でしょう。同和事業に限つて、何で同建業者にせないかんのか、そういう点をひとつ確認しておきたい。

もう一つは、これについて市の理事者として、こういう事業をした場合、部落解放同盟の本部、同建の本部に納付金を上げてるかどうか。

○ 市参与（中塚白君） 前回にも同じような質問が出たと思います。私もその趣旨はお答え申し上げてございます。何らその意向は変わってございません。先ほど改良部長が申し上げましたように、市内業者3社が入つてございます。前回も申し上げましたとおり、同建ルールは依然としてあるわけでございます。大阪府も含めて、大阪府下各市もやつてございます。

ただ、私の方は和泉市内の業者については、はつきり申し上げて同建業者ではございません。この指名に参加した3社は、そうじゃございません。結果として、ここにあらわれております狭間組、竹内建設、これは同建業者でございます。入札結果として、こういう形が出たということと御解釈願いたい。

なお、再々言われておりますが、納付金、その他につきましては、市は一切そういうものについては納付しておりません。これは業者のそれぞれの任意団体でございまして、それぞれの加入金、納付金等はありませんが、公費をもつてそれに充当してるといふことは一切ございません。

○ 21番（直村静二君） そうすると、依然として同建ルールはある。結果として、同建業者に入つたんならいと思うんですよ。しかし、一般業者も参加してたまには取つてもらわんとあきまへんわな。でないと、形だけ入つてるわけで、皆組合とかをこしらえてわかつとる。私も建設委員をさせてもらった経験でわかってます。水面下でやつてる。私の言いたいのは、同建ルールはむずかしいです。どこでも問題になつてるんですよ。また、蒸し返しになります。市からの指揮監督、命令システムの主体性がなくなる。そして、これから出る事業は同建事業で皆いただき、これは一般市民から公正でないという意見が出てくるんじゃないか。同和事業は市の事業ですから、市内業者にも発注できる体制をとる方がいいんじゃないか。新しく解放センターもできたんですから、ますます市長合意の体制納得のいくようにしてもらわんと出てくるたんびに言う、そのたんびにいちやもんがくる。この方は個人でない、解放同盟副支部長、私も個人じゃない。日本共産党の議員、議員が議会で質問して当然やないかと言いました。この点よく関係者はよく理解してもらいたいし、議員が議会で十分質問できるようにしてもらいたい。これ以上は寺田議員から質問が出ておりましたので、あえて言いません。

まとめておきます。同建といえども業者ですから、生活の安定が必要ですし、また、市内業者も必要ですから、市としては公平に扱う。結果として、多少有利に扱つてもいいんじゃないですか、同和事業についてはね。しかし、必ず形式だけでなく、実質的にも競争入札でいくという、市長、決意のお答えをいただきたい。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

担当の中塚参与から前々からもお答え申し上げ、きょうもお答えしているとおりでございます。同建ルールもあれば、市内業者も参加させているということで、その体制をとっておりますので、結果的にそういう落札になつたわけで、これは指名競争入札でございます。御賢察いただけると思いますが、中塚参与がお答えしたとおりでございますので、ひとつそういうことで進めさせていただきたいと思っております。

○ 21番（直村静二君） 中塚参与も非常に苦しいと思う。一般の業者も参加、結果として同建業者が落札、これはしょうがない。市長に答弁を求めたのは、市内業者も同建業者も資格、能力なりを見ながら、市がよく実態を把握して、たとえば同じ同建業者が半年間に何か所もやるという場合には、まあ、仕事になくなつたらいかんということもありますので、あえて言いませんが、3つも4つもやつてるという場合には、他の業者にも、随意契約とか、そこは便法があるはずで。結果として、なるほどそうなつてきたかとなると、お互いに仲よくいくと思えます。実際、同建業者がずっと続いています。同建業者以外に同和事業をやつた業者、名前も若干わかつてますが、だんだん変えていつてもらわんと、これから15億上がつてくる。皆同建ルールで初めからもうけがわかつてます。それやつたら、何のための指名競争入札かわからない。仲よくせないかんと一方では言うてるんです。具体的には半年間に3つも持つてるとか、それに市内業者も入れていくとか踏み切つていただきたい。特に要要しておきます。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 13番（赤坂和見君） 確認ですが、北池田幼稚園は5月31日までの工期で大丈夫かどうか、それが一つ。

それから、通園道路というか、幼稚園への進入路は別に取るのか、それとも校門を使うのか、裏から入るんか。全般的に校舎、保育園、幼稚園の園舎をきちんと精査していただかなければ非常に危険箇所が多いということで、そういう点もあわせてお願いしたいと思います。

幼稚園へ通り子供が、あの横にある旧村の役場ですか、放つたらかしの非常に危険なところがあると思うんですが、あの囲いの整備も5月31日までにできますか。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

○ 工期については、4月開園を目指しての工期ということで、おくれさせながらも厳守していただけると確信しております。

○ 周辺整備についても、安全保育の面からやつていきたい。しかし、当初一遍にすべてをやれるかについては、今後検討したいと思っております。現在考えておりますのは、校庭には車を

一切乗り入れさせない。校庭として整備し、一般社会人にも学校教育に支障のない限り開放していきたい、かよう考えます。したがって、校門の正門あるいは裏門から入園、小学校児童も通園、通学することになろうと思います。

- 13番(赤坂和見君) 校庭へ車を入れないということは、校門をきちんと精査するということですね。校門の右側は非常に危険ですが…。
- 教育長(葛城宗一君) 先般、御指摘いただいてお答え申し上げましたように、フェンス等で学校、安全保育の面からも整備を図っていきたいということです。
- 13番(赤坂和見君) 先生方の車の駐車は、校門から入らなくて外へ置くところはできたんですね。
- 教育長(葛城宗一君) 駐車場につきましては、御承知のように、体育館、給食場へ上がる方において、職員の駐車場として整備しております。
- 議長(坂上國治君) 他に。
- 17番(富山敏治君) 簡単にお答え願いたいと思います。

第三団地第2期、第四団地Bブロックで住宅そのものの値段の差が若干あると思いますが、第三はどういう住宅で何ぼ、第四はどんな住宅か、ちよつと御報告願いたいと思います。

- 議長(坂上國治君) 答弁。
- 改良事業部長(林徳次君) 確かに平米当たり単価で試算いたしますと、大きな差がございます。理由を分析しておりますので、一部主要な点を申し上げます。

御承知のように、第三団地はげたばき住宅で、1階は店舗でございます。この店舗は全く生コンの打ち放しで、あとは入居者という設計でございます。したがって、単位面積は割り安でございます。

具体的な数字もでございます。住宅部門ではそれぞれ3DK、6畳2間、4畳半1間、それから6畳のダイニングキッチン、あと風呂のスペースがございます。それから共用部分の単価は、第三団地、第四団地とも平米当たり300円ほどの差でございます。

住宅部門で第三団地が平米7万8千666円、これは上がりました設計そのままの分析でございます。第四の方は平米当たり7万1千2百28円、この差は、ポンプ室があるかないかの差でございます。御承知のように、第三はポンプも浄化槽も仕上がったところへ1棟追加してつなぐわけですが、第四は新設で、ポンプ室等すべてこれからつくるわけですので、これだけの差が出ております。

それから、もう一つの大きな差は、敷地造成費でございます。第三は平米当たり2百39円、

第四は6百59円。それから特殊基礎のくい打ち、これも第四はたまたま地盤が弱いため、平米6千円強、第三は2千5百円強でございます。

あとは諸経費等の差でございます。

- 議長（坂上國治君） 他に。
- 20番（田中包治君） いつも問題になつてる同建ルール、私は同和事業ということで、そういう人々の経済的な裏づけの中で実施されてると思う。そうすると、いつも特定な人々が入ってくる。そこで働く経済的向上という立場の中で、給料が非常に安い人々を使えるんだという認識になつてくると思う。同和事業はいろいろと福祉向上ということでやつてるのに、この分だけは同和業者に指名競争入札で委託してる。ところが同建業者に指定されるということは、同和地区住民の経済的な諸要素というものの中で決まり、そこに矛盾を感じないだろうかという事です。

それと、ここで働いてる人々、狭間組は堺市ですが、なぜ堺市まで持つて行かなければならぬのか。狭間組の人々は、和泉市の人ではないのではないかという気持もします。

そこらをいろいろかみ合わせて総合すると、同建ルールというものは何かしらわからなくなる。われわれが運動の主体として、同和行政の中でそういう人々の職業なり経済的向上という中で同建ルールがあると思う。そして和泉で8社、3社で競争入札が行われる。そこらに同和行政の矛盾を感じないだろうかということです。安く使ひ、材料費、その他は一緒ですからね。そうすると、どこに安くできるルールがあるのかということです。競争入札の原則からいつて、そこらをどう理解してるんですか。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 改良事業部長（林徳次君） まず、ちよつと先ほどの御説明をお聞き取り願えなかつたと思いますので、補足させていただきます。

3社で競争入札したということではなく、8社で指名競争入札、市内業者は3社でございます。堺市の業者もいるとおつしやつておりますが、指名いたしました中には、岸和田、泉南、貝塚市、和泉市の業者、堺市、大阪市、それぞれの規模に対応する適当な業者を指名委員会でお諮りし、指名したということでございます。

御高説の同和地区における経済性的の問題につきましては、全く同感でございますが、私どもも何も同建ルールの中で絶対正会員が取るといふようなルールでないということで御解釈願いたいと思います。

- 20番（田中包治君） 5社は同建ですね。和泉市以外ですからね。
- 改良事業部長（林徳次君） ちよつと補足申し上げますと、大同建は中塚参与が申し上げます

したように、あちこちにごさいます建設業者の集まり、任意団体でございます。したがって、リストを見ますと、その都度離合集散があり、正確にはわかりません。正会員、準会員、一般業者でもその団体に加盟を申し出、認められたら入つてあるといふ業者もたくさんございます。その中で指名した者もございます。あるいはそれに入つてない和泉市内の業者もあるといふことで、ルール内業者に限定、しばつてそのとおりやつてゐるという意味ではございません。換言すれば、和泉市の自主性の中で指名してゐるということが言えるかと思ひます。

○ 20番(田中包治君) あなたの言うことは矛盾してゐると思ひます。同建ルールはあくまでも生きてゐる、同建ルールに基づいてやる。それと、業者はわかりませんと云つてゐる。業者の内容がわからずして何で指名するんですか。

○ 改良事業部長(林徳次君) まず、2番目の御質問にお答え申し上げます。

私が正確にわからないと申し上げましたのは、業者の内容ではなく、その時点における同建加盟の状態、それは協議しなければわからない、絶対に離合集散がございます。それを申し上げてだけございます。業者内容、資本金、実績、従業員数、昨年度出来高等、いわゆる能力については、厳密に建設部、改良事業部でキヤンチしてあります。その点誤解のないようにお願ひいたします。

それから、第一点の問題でございしますが、私、申し上げておきますのは、ルールは厳然としてございます。全く否定してゐるという事ではございません。ルールは尊重しながら和泉市の自主性を生かしてゐる。そのことが、形としては参加してゐない市内業者8社も入つたといふことで、われわれの姿勢を御理解願ひたいと思ひます。

○ 20番(田中包治君) あなた、矛盾しませんか。同建ルールは厳守してゐる。○

○ 改良事業部長(林徳次君) 厳守とは言いません。○

○ 20番(田中包治君) 同建ルールは生きてゐる。そうすると、正会員か準会員か、それは調べる必要はないとはつきりわかりません。そんなでたらめなことがあるんですか。片方は尊重しませ、同建ルールは生きてゐます。あなたが勝手にそういうことを曲げてゐることが私は理解できない。

私は直村議員の意見と根本的に違ひ、同和行政の精神にのつとめて同建ルールがある。それだつたらどりだと言つてゐる。あんたは入つてゐるかどうかわかりませぬ。離合集散があるからわかりませんと云ひ。いわゆる同和地区住民の生活向上という点とて、一般にそれに上つてゐるためにルールにのつとめて指定するわけでしょう。そうなつて常時安い価格で落ちるとなつたら賃金が切り下げられるしかない。それに対して、あなた方が矛盾を感じないだろうかと言つてゐる。それと、同建ルールの人は、同和地区住民の経済的安定という点とて、もういふべきをもちゐる。それが前提で同建ルールがあると思ひます。○

- 改良事業部長（林徳次君） 後段の部分は、確かにお説のとおりでございます。私も同感でございます。

それから、前段で一言おわび申し上げます。離合集散の言葉を強調して非常に誤解を招いた点はおわび申し上げます。先ほど申し上げましたように、協議の時点でそのことを確認した上で指名しております。内容をキャッチした時点で指名いたします。

- 20番（田中包治君） 後の問題なんですよ、これは考えなくてはならない問題やと思います。あなた方が同和行政は必要だ、同対審答申等の問題の中で、同和地区住民の経済的諸問題の解決のために多額の金を使つてやつておる。同建業者の利益とか、そんなことを考えて同和行政、同建業者と言われたら困る。地区住民の経済的な向上のためにすることだから理解する、高い、安いは別として…。しかし、あなた方が過去の議会内における発言と、いまの発言とはちぐはぐに感じはしないだろうかと言つてゐる。もうよろしいです。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よつて議案第24号、第25号、第26号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（坂上國治君） 次に、日程第26より第29までは「財産取得について」、市立鶴山台南小学校校舎、市立鶴山台南小学校体育館、市立鶴山台北小学校体育館、市立信太中学校校舎であり、以上4議案についてはいずれも同種の議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 27号

財産取得について

市立鶴山台南小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和 52 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 場 所 和泉市鶴山台 4 丁目 1 番 1 号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造 2 階建 1,222 ㎡
3. 取得予定価額 95,216,470 円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段 1 丁目 14 番 6 号
日本住宅公団
大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号
日本住宅公団関西支社
理事支社長 扇谷 弘一

議案第 28号

財産取得について

市立鶴山台南小学校体育館として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和 52 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 場 所 和泉市鶴山台 4 丁目 1 番 1 号
2. 構造及び面積 鉄骨平家建 66.7 ㎡
3. 取得予定価額 79,935,530 円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段 1 丁目 14 番 6 号
日本住宅公団

大阪市城東区森之宮1丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事支社長 扇谷 弘一

議案第29号

財産取得について

市立鶴山台北小学校体育館として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 場 所 和泉市鶴山台1丁目9番1号
2. 構造及び面積 鉄骨平家建 721㎡
3. 取得予定価額 73,692,000円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段1丁目14番6号
日本住宅公団
大阪市城東区森之宮1丁目6番85号
日本住宅公団関西支社
理事支社長 扇谷 弘一

議案第30号

財産取得について

市立信太中学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 場 所 和泉市鶴山台1丁目1番1号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造3階建 1,161㎡

3. 取得予定価額 94,945,200円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段1丁目14番6号
日本住宅公団
大阪市城東区森之宮1丁目6番85号
日本住宅公団関西支社
理事支社長 扇谷 弘一

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 管理部長（広岡史郎君） お許しを得まして、ただいま一括御上程いただきました議案第27号から第30号までの「財産取得について」、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

この4議案は、いずれも日本住宅公団の立てかえ施行により建設いたし、すでに公用を開始しております市立鶴山台南及び北小学校及び信太中学校の建物を、相手方、日本住宅公団との契約によつて取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、議案第27号より「財産取得について」内容の御説明を申し上げます。

本件の鶴山台南小学校校舎は、すでに49年7月完成し公用を開始しており、本年度国庫補助金6千91万4千円の交付を受け、市の財産として取得いたすものでございます。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造2階建、千二百22平米で普通教室8室、取得価額は、9千5百21万6千4百70円を予定いたしております。

なお、財源内訳は、国庫補助金6千91万4千円、起債2千9百40万円、一般財源3百90万2千4百70円で、国庫補助金以外の一般財源相当額につきましては、昭和59年度まで年利6.5%、半年賦元利均等払いによつて償還することといたしております。

次に、議案第28号、鶴山台南小学校体育館でございますが、本件は、すでに昭和47年7月完成し、本年度国庫補助金千7百94万7千円の交付を受け、市の財産として取得するものでございます。

構造及び面積は、鉄骨平家建6百67平米、取得価額は、7千9百93万5千5百30円を予定しております。

なお、財源内訳といたしまして、国庫補助金千7百94万7千円、起債2千6百50万円、一般財源2千5百48万8千5百30円をもつて、国庫補助金以外の一般財源相当額につきま

しては、昭和57年度まで年利6.5%、半年賦元利均等払いによつて償還いたすこととしております。

次に、議案第29号、鶴山台北小学校体育館でございますが、本件は、すでに昭和49年6月完成し、本年度は2千9百63万3千円の国庫補助金の交付を受け、市の財産として取得するものでございます。

構造及び面積は、鉄骨平家建7百21平米で、取得価額は、7千3百69万2千円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金2千9百63万3千円、起債2千8百10万円、一般財源千5百95万9千円でありまして、国庫補助金以外の一般財源相当額については、年利6.5%、半年賦元利均等払いで償還することといたしております。

次に、議案第30号、信太中学校校舎でございますが、本件は、昭和49年6月完成し、本年度4千百89万8千円の国庫補助金の交付を受け、市の財産として取得するものでございます。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造3階建、千百61平米、普通教室、12教室で、取得価額は、9千4百94万5千2百円を予定しております。

財源内訳は、本年度分は国庫補助金4千百89万8千円、起債千9百90万円、一般財源百10万8千円で、国庫補助金以外の一般財源相当額については昭和59年度まで年利6.5%、半年賦元金均等払いにより償還することといたしております。又、次年度において、国庫補助相当額を支払うものであります。

以上、議案第27号から30号までの財産取得につきまして、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よつて議案第27号、第28号、第29号及び第30号を原案どおり可決決定いたします。

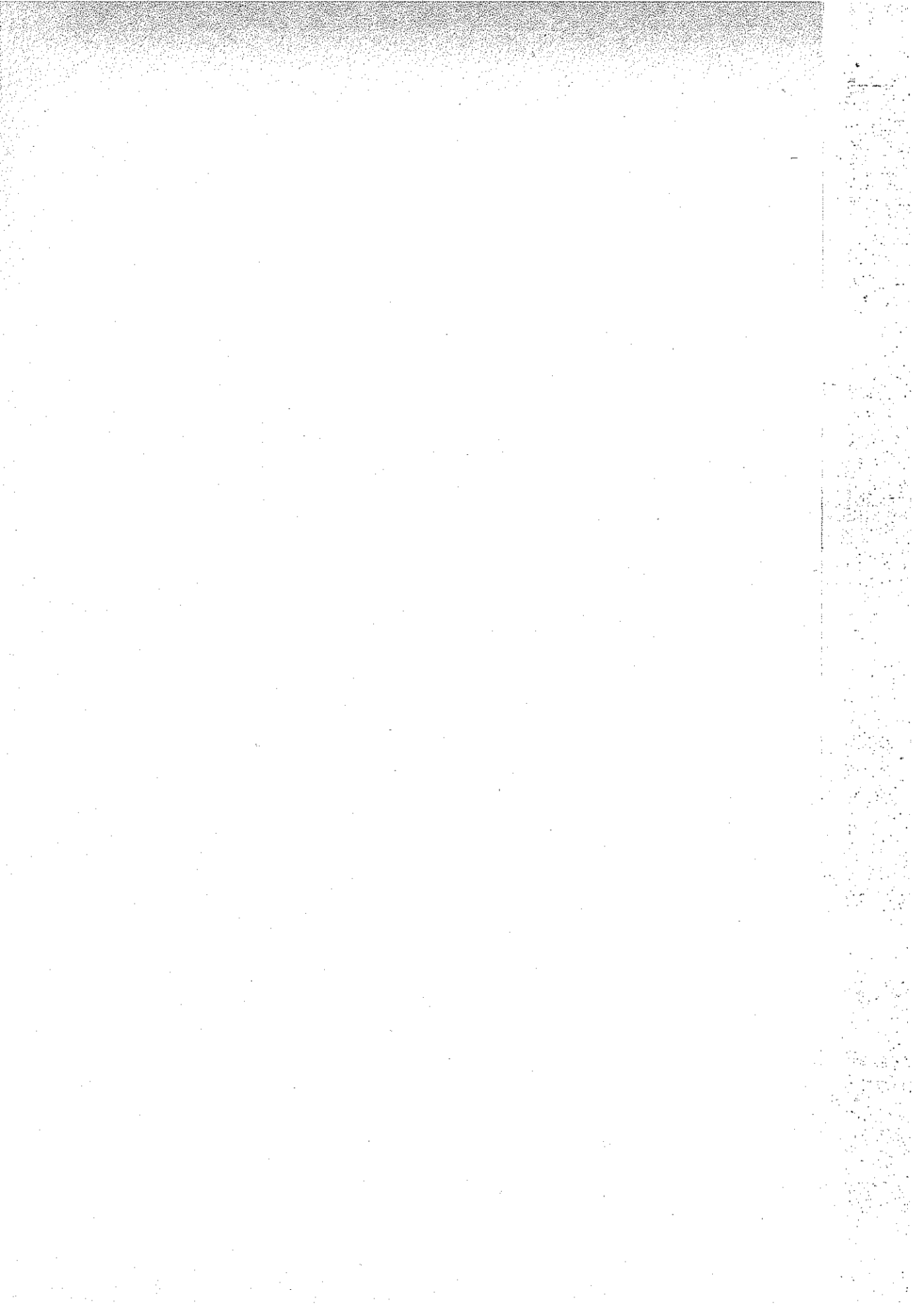
○

○ 議長(坂上國治君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日から予算特別委員会を開催いたしますので、委員の皆さん方にはお疲れのところまでと御苦勞でございますが、よろしくお願いを申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

(午後3時28分散会)

第 5 日



昭和52年3月29日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏名	職	名	氏名																	
市	長	池田忠雄	同	和対策部長	佐原行雄																	
助	役	坂口禮之助	同	和対策部次長兼 総合調整課長	生田稔																	
収	入	役	橋本炳	重要施策推進室長	小林一三																	
市	長	公室長	西川喜久	重要施策推進室次長	富田宏之																	
市長公室次長兼秘書課長		杉本弘文	市	民	部	長	内田繁															
広報広聴課長		竹田明郎	市	民	部	理	事	吉岡昭男														
財	務	部	長	宇沢清	市	民	部	次	長	兼	福	祉	事	務	所	長	兼	保	育	課	長	中西淳富
財	務	部	次	長	門林六男	産	業	衛	生	部	長	山本俊兼										
財政課長		麻生和義	産	業	衛	生	部	次	長	岩井益一												

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 参 与 兼 建 設 部 長	中 塚 白	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫
建 設 部 次 長	森 保	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	教 育 長	葛 城 宗 一
改 良 事 業 部 次 長	逢 野 一 郎	市 参 与 兼 教 育 次 長	阪 東 重 信
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 長	乾 武 俊
水 道 部 次 長	福 本 喬 久	管 理 部 長	広 岡 史 郎
用 地 担 当 理 事 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄	管 理 部 次 長 兼 総 務 課 長	松 村 吉 堯
用 地 担 当 (部 次 長 級) 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	青 木 孝 之
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	藤 原 光 夫	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
消 防 長	和 田 増 義	農 業 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 忠 彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野、満 男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 丈 夫
次 長	逢 野 博 之
議 事 ・ 調 査 係 長	西 垣 宏 高
調 査 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第7号	和泉市立解放総合センター条例制定について	p・1
2	議案第8号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	p・6
3	議案第10号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	p・23
4	議案第11号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	p・28
5	議案第12号	和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	p・38
6	議案第13号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	p・48
7	議案第14号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	p・51
8	議案第15号	和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例制定について	p・55
9	議案第16号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	p・70
10	議案第17号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	p・73
11	議案第18号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	p・78
12	議案第19号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	p・82
13	議案第20号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	p・87
14	議案第21号	青年学級の開設について	p・94
15	議案第1号	昭和52年度和泉市一般会計予算	別冊
16	議案第2号	昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
17	議案第3号	昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
18	議案第4号	昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
19	議案第5号	昭和52年度和泉市水道事業会計予算	別冊
20	議案第6号	昭和52年度和泉市病院事業会計予算	別冊
21	議案第31号	交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について	p・131
22	議案第37号	土地(部落共有地)の処分について	追加の2 p・1
23	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて(訴えの提起)	p・133
24	報告第2号	和泉市土地開発公社昭和52事業年度事業計画書類提出について	p・136

日程	種別及び番号	件名	摘要
25	請願第 1号	重度身心障害児(者)養護施設養護学校に関する請願	別紙

(午前10時21分開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には年度末何かとお忙しい中、多数御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻の届け出はございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在22名でございます。
- 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(坂上國治君) 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第一「和泉市立解放総合センター条例制定について」より日程第20「昭和52年度和泉市病院事業会計予算」までの20議案を一括議題といたします。

本件につきましては去る15日、この審査を予算特別委員会に付託し慎重審議をいただいておりますので、その経過並びに結果を横田委員長より報告をお願いいたします。

(予算特別委員長報告)

- 予算特別委員長(横田憲治郎君)

去る3月15日の本会議におきまして昭和52年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連する諸議案14件について、その審議を予算特別委員会に付託されました。18日から4日間にわたり慎重審議をいたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて報告いたします。

3月15日の議会終了後委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われたのでありますが、そ

の席において、不尙私が委員長に、田中包治氏が副委員長に選任されまして、議会運営委員会で決定している日程に基づき18日より審議に入ることを決めて、その日の委員会を終わりました。

18日は委員全員出席のもとに、市長以下助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求めて審議に入りました。

まず、審議の進め方につきお諮りを申し上げましたところ、一般会計予算の歳入から審議を行い、関連議案については、予算科目で該当する部分において併行審議を行うことで賛同を得ましたので、これに基づき審議を進め、一般会計予算の歳入と、これに関連する議案第12号「和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について」、議案第13号「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」、議案第14号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第15号「和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例制定について」、議案第20号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審議に入りました。

まず、本年度予算に対する総括的な事項として、施政方針の中で現在の財政危機に対処するため、中期的な再建計画を樹立し財政の健全化を図るとあるが、この予算審議に当たって、その計画案を示すべきであり、なおまた、施政方針の中にもその方策を具体的にうたうべきである。現状のままでは、再建団体転落必至の状況にある中で、いまから再建団体に転落した気持で財政運営に当たり、再建への努力を行わなければならないと考えるがどうか。また公共料金の値上げに関連して、来年度以降におけるこれら料金の改定に対する市長の考え方及び歳入総額当初予算対前年度比1.2億490万円の増を見込んでいるが、現今の低経済成長の中でこれだけの伸びが見込まれるのか、また、確実に財源の確保ができるのか等の意見質問が出されました。

これに対し、まず、第一点の再建計画の具体策については、財政健全化委員会において十分検討をいたしており、現在は中間報告を得た段階であります。これをもとに立案作業中であり、委員会の最終答申を待つてこれが策定でき次第、議会の御指導と市民の理解をいただき危機打解を図ってまいりたい。健全化委員会の最終答申等は、時間的な関係から本議会に提出できない点御理解いただきたいとの答弁があり、再建に当たる心構えについては、市制施行後21年、多様化する行政需要に対処してまいりましたが、未層有の財政危機に直面した現在、あらゆる点での見直しを行い、一方、国、府に対しては超過負担の解消、同和対策特別措置法10条規定の拡大適用等、現在の本市財政の実態を強く訴え財源確保に当たり、あくまでも自主再建の決意で取り組んでまいる所存であり、この意味からも御指摘の点十分肝に銘じ、その気持

になつて財政運営に当たつてまいりたいとの決意が述べられました。また、来年度以降の公共料金改定に対する考え方については、本年度は直面する財政危機の中で、受益者の方々に応分の御負担を願うべく提案をいたしておりますが、来年度については、いまの段階で確答はいたしかねるが、極力抑制する方針である。歳入総額前年対比の増の内容は、その最たるものは市税であり、その他については歳出との関連において計上しており、十分精査の上、いずれも確保可能な内容で計上したいとの答弁がありました。

次に、各科目の審議内容ですが、市税については、市税総額が前年度当初32億4239万3千円に対し、本年度は40億2253万3千円となつており、これは51年度補正後から見ても増額されているが、その理由は何か。市民税の前年対比で32%の増収を見込んでいるが、現状の中でこれだけの増収が確保できるのか。固定資産税では、自衛隊施設の課税の内容並びに課税対象外物件の税相当額と、これの国に対する交渉状況。固定資産税の同和減免に対し、再建団体転落防止の一策としてこの際、見直しをする考えはないか。又、51年度における減免件数及び金額、これの内訳として対象地域外と地域内の件数金額、減免の適用基準及び根拠法令等につき質問があり、この問題に関連して同和对策事業に対する補助率を、例として解放会館の財源内訳はどうなっているのか、同昭事業に対する基本的な問題であるのでこの際、明確にせよとの指摘がありました。その他市税の滞納額約1億8千万円に対する滞納件数、固定資産税と都市計画税の滞納繰り越し分の算定基礎の相違点につき質問がありました。

まず、第一点の市税総額の調定増の理由については、51年度における市税収入は38億を見込んでおり、本年度はこれを基礎にして調定いたしましたもので、決して不安定要素による調定はいたしておらず、増額を図る具体策としては、固定資産税の課税漏れ家屋等の一斉調査を実施し、51年度実績の10%調定増を図り、市民税においても課税容体の把握に努め、本年度調定額の確保に万全を期してまいりたい。

第二点目の市民税の増収見込みについては、当初予算による前年対比では32%の増となつているが、51年度決算見込みからして0.2%の伸びであり、調定額の確保は可能である。

第三点目の自衛隊施設の課税については、官舎は防衛庁の共済組合が所有しており、この分については課税をしているが、これ以外の土地建物については課税の対象外となつており、この分の税相当額は約4500万円であり、基地交付金の対象にもなつていない現状の中、自治省、防衛庁に対し、基地交付金の交付に際しては、これに相当する分が還元されるよう強く要望している。

第四点目の同和減免については、部落の完全解放を目的に同和施策の一環として府下関係各市が協調して取り組んでおり、大阪府市長会の中で精査をいたしており、改善検討を要する点については、52年度の課題として取り組んでまいりたい。

なお、51年度における減免件数は518件、金額1880万円、そのうち対象地域内の件数417件、金額1557万円、地域外101件、270万2千円であり、適用基準については、同和地区内でいかに裕福であろうとも、部落差別が現存する中では、それを形成する経済基盤が軟弱なため適用しているものであり、また、地域内における平等な取り扱いについては、解放同盟和泉支部との窓口一本化の中で施策を推進してまいりたい。減免の根拠法令については、地方税法367条の規定に基づき市税条例第30条第4項を適用し、減免要綱を作成の上、これを根拠に減免を行つているとの答弁がありました。

また、これに関連する同和事業の補助率及び解放会館の補助の実態については、従来から同和対策事業は、補助率は80%であるとの答弁を行っており、御指摘の解放会館についてもこれを満たしておらないが、国の補助が80%に満たない場合はこれを補てんするという府の同和对策答申に基づき、この完全実施を強く要望する中で、解放会館については、80%に満たない額に係る起債については、今後2カ年のうちに府の補助を交付するとの内諾を得ており、今後とも御指摘の点については、これが実現に向け、国、府に対し積極的な運動を展開してまいりたいとの答弁がありました。

第5点目の市税の滞納件数については1万8千165件、率の相違については、市街化区域と調整区域の按分率の相違から率が異なるとの説明があり、固定資産税の同和減免に対する適用基準の改善と申請用紙の提示につき要望があり、市税を終わりました。

地方譲与税、自動車取得税交付金については別に質疑がなく、国有提供施設等所在市町村助成交付金では、自衛隊施設に係る基地交付金の前年対比での上昇率をどの程度見込んでいるか。これについては、基本的には払い下げの要求をすべきであり、できないとするならば、都市計画の障害になつている迷惑料として、少なくとも、3億程度の交付金を要求すべきだとの意見がありました。

これに対し、交付金の前年対比での上昇率については、政府予算の上昇率に準じ18.9%の上昇を見込んだものであり、払い下げ等の意見に対しては、過去においてこの運動を行つた経過もあり、このときには、防衛庁においてこれには応じられないとのことであつたので、発想の転換として、単純払い下げができないのであれば、演習場内に転在する民有地の買収を行い、この施設の一部と有利な条件での交換を要望し、本市発展のため活用を図つてまいりたい。こういう発想をもつて現在、議会の土地開発公社特別委員会にも御相談申し上げている途上である。

なお、交付金の増額要望については、議会の御協力をもいただきながら、国に対し全力を挙げて積極的な運動を展開してまいりたいとの答弁があり、議会においては、全国基地協議会という

組織のもと、積極的に国に対し増額運動を展開しているが、理事者においても本市の実情を訴え増額理由を明確にし、なお一層積極的な運動をすべきだとの指摘がありました。

地方交付税については、前年対比で3億7497万9千円の増となっているが、これの積算基礎と、同和対策事業についての特別措置法6条、7条、10条規定に基づく交付税として幾ら含まれているのか。又、51年度において、これ該当する交付税の要望額として幾ら要望したのかとの質問がありました。第一点目の積算基礎については、交付税の算定は、交付税法に基づき基準財政需要額と基準財政収入額の差が交付されるという内容であり、本年度は、これら計算を基礎に9.2%の上昇を見込み計上した。

第二点目の同和対策事業に対する交付税に算入されている額については、措置法の10条規定に基づく自治大臣の指定するものは普通交付税に算入されており、措置法の6条、7条規定は、同和対策事業としての認定事業を定めたものであり、これに該当する事業について、国の基準に基づき、予算の範囲内において $\frac{2}{3}$ の補助が行われるものである。したがって、従来からこの拡大適用を強く要望しており、また、この交付は、特別交付税の中で交付されるため、幾ら含まれているという内容明細は明確でない。

第三点目の51年度におけるこれに相当する額については約5億8,400万円であり、資料添付の上強く要望をいたしておるとの答弁がありました。

交通安全対策特別交付金については別に質疑がなく、分担金負担金の中では、保育所の保育料につき、本年度の総措置人員、保育料の平均アップ率と各階層のアップ内容、同和保育所と一般保育所の保育料の格差に対する指摘、2人以上入所している家庭に対する半額措置の適用拡大に対する意見質問がありました。

第一点目の本年度措置人員及びアップ率については、措置人員は2,262人、このうち一般保育所は1,614人、同和保育所472人であり、保育料のアップ率としては平均23%を見込んでおり、階層別では、低所得階層のD¹までは現行据え置き、D²から上部につき改定し、3歳未満児の最高現在月額15,000円を29,000円に改定したい。

第二点目の同和保育所と一般保育所の格差是正については、いまだちに格差をなくするということはできかねるが、検討課題として取り組んでまいりたい。

第三点目の第二子に対する半額適用の拡大については、本市は国の基準どおり実施しており、52年度における国の徴収基準が示された段階で、それに準じて実施してまいりたいとの答弁がありました。

次に、使用料手数料については、今回の値上げによる各科目の増収見込みにつき質問があり、市民体育館の値上げについては、建設間もないことでもあり、増収見込みとしてもわずか67

万円という中で、当初の設置目的からしてもこの際は見送るべきだ。市民会館の使用料についても、1.5倍の値上げをする根拠と、2年連続の値上げでもあり、増収もわずかでもあるので、体育館同様この際、見送るべきだとの質問、意見が出され、その他幼稚園の入園料の徴収理由と、保育料値上げの理由につき質問があり、この料金値上げに関連して、市民に対する補助金は、当初予算では検討事項ということで計上していない中で、値上げだけを行うことは問題が多い。6月議会において検討の上補正計上するとのことであるが、この財源をどこに求めようとしているのかとの質問がありました。

第一点目の各科目の増収見込みについては全体で約8,800万円であり、その内訳は、保育所保育料4,000万円、幼稚園保育料1,300万円、同入園料222万円、諸証明手数料1,500万円、葬儀使用料1,500万円、プール使用料87万円、テニスコート使用料10万円、青年の家使用料60万円、市民会館使用料100万円、市民グラウンド使用料90万円、市民体育館使用料67万円、明示手数料5,000円となっている。

第二点目の市民体育館については、市民の体育向上、スポーツ振興等の目的もさることながら、体育指導主事の実践活動の職員を配置し、各種目にわたつての指導者の育成等をも大きな目的としており、このため経常経費においても51年度2,433万円の決算見込みが出ておりこれに対する収入は、105万円という状況の中で収支の格差が大きく、この際、増収分はわずかではあるが、他市の実態をも考慮して今回、改定を提案した。

また市民会館についても、会館運営に必要な経費として年間約1,269万円を必要とし、これに対する収入は10%に満たない中でやむを得ず改定を提案いたしましたものであり、改定後は、月曜日の休館も使用できるようサービスの向上を期してまいりたい。

第三点目の幼稚園の入園料の徴収理由と保育料の値上げ理由については、入園料は、入園時における施設、備品等設備の充実を図るため費用がかさんでまいっており、この費用として負担願っている。

また、保育料の値上げ理由は、1人当たり児童の必要経費に対する保育料の負担割合は13.9%にしかすぎず、収支の格差が大きくなる中で、応分の負担を願うべく提案をしたとの答弁がありました。

第四点目の料金改定に関連しての各種補助金の補正計上については、当初予算における補助金等の計上は、公的機関に関係する部分のみを計上いたしましたもので、その他は6月まで見送っており、財政健全化委員会の答申を得た後、十分精査し6月議会に補正をいたしたい。

なお、年度並みに計上いたしますと約3億円の財源が必要となつてまいりますが、この財源としての留保財源はないが、51年度決算見込みも出てくる中で、これに見合う財源は必ず益

出してまいりたいとの答弁がありました。

国庫支出金及び府支出金では、土木費国庫補助金の中の光明池春木線の事務費の内容。教育費国庫補助金の図書館建設事業の財源内訳と、府補助金の公共駐車場設置事業の設置場所及び財源内訳等につき質問がありました。

第一点目の光明池春木線の事務費については、公団からの受託事業であり、事務費として市が4%収入する予定であり、持ち出しはない。

第二点目の図書館の財源は、国庫補助金4,200万円、府補助金2,100万円、地方振興補助金3,060万円、起債1億7,590万円、合計事業費2億8,516万6千円で施行するものである。

第三点目の公共駐車場については、同和対策事業の一環として、王子町地内に事業費1億5,682万3千円をもって施行するもので、財源内訳は、府補助金377万円、府貸付金1億2,168万8千円、残りは一般起債3,136万5千円となつているとの答弁がありました。

財産収入では、財産売り払い収入の中に旧北松尾連絡所跡を見込んでいるのか。また、処分する場合は、地元との協議の上行うのかとの質問に対し、本年度もこれについては見込んでおり、売り払いに際しては、地元と十分協議の上処分してまいりたいとの答弁がありました。

寄付金、繰入金については別に質疑がなく、諸収入では、雑入の過年度収入3億7,762万円と、開発事業収入5億3千万円の積算根拠と、51年度においても、過年度収入は補正で減額をしているが、一定の計算の基礎に立つて計上したのであれば減額はおかしいではないか、内容を十分明らかにせよとの指摘があり、その他土木費受託事業収入の惣ヶ池水路整備事業の内容等について質問がありました。

第一点目の過年度収入については、近畿圏整備事業のかさ上げ補助として計上したもので、前年度実施した事業のうち、これに該当する事業が約41億円に相当し、補助率を掛けると計上額の3億7千万円となり、本年度補助されるので計上した。なお、51年度減額補正した理由は、この補助金については、一定の基準により積算しておりますが、国の予算にも左右されるので、御指摘の結果になつたものである。

また、開発事業収入については、民間宅地開発業者並びに府住宅供給公社等が宅地開発する場合の本市の開発指導要綱に基づく負担金として、光明池周辺の開発、その他民間の宅地開発の見通しの上に立つて計上したものであり、事業の具体化に伴い議会の特別委員会とも十分協議の上万全を期してまいりたいとの答弁がありました。

惣ヶ池水路整備事業の内容については、光明池土地改良事務所より委託を受け市が実施するもので、財源的な負担調整は、泉北水道企業団の中で調整いたしており、本事業実施に伴う直

接的な市負担はないとの説明がありました。

最後の市債については別に質疑がなく、以上で歳入及び関連議案としての議案第12号、13号、14号、15号、20号の審議を終わりました。

続いて歳出の審議に入り、款ごとに関連議案を併行して審議に入りました。

議会費については、議案第10号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」との審議に入り、議会費における旅費の積算基礎につき質問があり、これの内容として、議員活動旅費130万円、委員会活動旅費96万円、議員研修旅費26万円、正副議長活動旅費と事務局職員出張旅費合わせて106万5千円となっている旨の説明があり、他に別になく、議会費並びに議案第10号を終わりました。

続いて総務費と関連する議案第7号「和泉市解放総合センター条例制定について」と、議案第8号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第11号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審議に入りました。

まず、職員給与費に関連して、定数条例改正に伴う常勤嘱託員の取り扱いについて、常勤嘱託員の定数内繰り入れに対する取り扱いについて、また、非常勤嘱託員の予算上の取り扱いについての俾助がありました。

これに対し、定数条例改正の理由については提案理由のとおりであります。うち常勤嘱託員の内訳については、市長部局38名、教育委員会の所管に属する職員11名、その他行政委員会関係3名となり、一般会計に属する常勤嘱託員数が52名となるものであります。

常勤嘱託員の定数内繰り入れについては、長い間の経過の上に立つての当制度であり、今回改正するに当たって、客観的に一定の職務遂行能力を有することを証明し得る方法として試験を実施してまいりたい。

また、非常勤嘱託員の予算上の取り扱いについては、予算編成時点では協議が整っていなかったもので、従来どおりの方法により各科目に計上している旨説明がありました。

次に、広報広聴費の中で盲人広報予算が前年度より減額されているがなぜかと質問があり、これに対し、盲人広報の費用につきましては、対象者に対し発送の希望を聞いているが、希望者の数が固定してきたので、実績をもとに予算化したものである。

次に、企画費の施策推進費とは何かとの質問があり、これに対し、泉州山手線あるいは泉北鉄道の延伸は、府の財政危機によりむづかしい問題がある。したがって、国の機関である宅地開発公団を呼び込んで公共主導型の地域整備を図り、所期の目的を図つていこうとするものであり、今後、国との交渉あるいは民間企業との交渉等を行つていく必要があります。また、財政健全化委員会の答申とも相まって財源獲得活動も推進いたしてまいらねばなりません。これらに対応いたす経費として計上させていただいた旨答弁がありました。

次に、諸費の関係について、行政相談員の活動補助金が削減されているのはなぜか。また、防犯協議会の内容に対する質問があり、行政相談員の補助金は、補助金の精査検討の対象となっている旨回答あり、防犯事業については、和泉防犯協議会を推進母体とし、警察とも連携を密にし防犯事業を推進している旨回答がありました。

次に、同和対策総務費の和泉支部助成金750万円となつているが、去年は3000万円で、これについては $\frac{1}{4}$ の計上と思うが、何を見直しするのか。また、非常勤嘱託員は何名か等の質問がありました。

それに対し、昭和52年度和泉支部助成金については精査検討する問題であり、当面、4月、5月、6月分の昨年実績から割り出し計上した旨の答弁がありました。

また、非常勤嘱託員については現在24名で、昭和52年度予算には、この24名について予算措置を行った旨の答弁がありました。

続いて市同促の設置に向けての状況と、市の窓口一本化について、現状と経過の説明を願いたい旨の質問がありました。

これに対し、市同促については、昭和46年に条例、規則を設けてより5～6年の経過を見ているが、未設置の状況の中で、特に本件はむずかしい問題であり、過日、準備委員会を8名の委員でもつて発足いたしました。今後、各委員の方々に御苦勞をおかけする中で委員構成等精査し、本設置に向け協議をお願いしている状態である旨の答弁がありました。

次に、市の窓口一本化の問題であります。第一点としては、同和対策事業を施策する上において最も重要なことは、地区住民の部落解放への自覚と自主解放並びに自主的意欲の向上であり、第二点としては、同和対策対象者であるかどうかについて、行政が独自に決定し得る性格のものでなく、地区代表の確認が必要であり、地元事情に明るい方々の推薦を受け市が決定するものである。

第三点としては、運動体との協力性で、市としては、国及び府の同対審答申の趣旨にもあるとおり、解放同盟和泉支部の協力を得ながら対処している。

以上が市の窓口一本化の基本的な考え方である旨の答弁がありました。

次に、通称宮本町の問題はどうなつているかとの質問がありました。

これに対し、市の台帳にある正しい住所地番を使つていただくことについては一定の御理解をいただいているが、これと同時に表札等も含めて御理解、御協力を得られるよう協議している実情であり、また、本件とは直接関係はないが、財産区財産の問題もあり、これと並行して協議している旨の答弁がありました。

次に、公共駐車場設置計画に関連して、まず、設置場所、総事業費、財源内訳並びに地方債

の占めるウエイトが高い事情と、借り入れ条件はどうか。また、駐車場運営方法、最後に、財政逼迫状態の中でこれを撤回する意図がないのかなどの質問があり、これに対して、設置個所は王子町地内であり、総事業費財源明細としての府補助金、府貸付金、一般起債等の内容と借り入れ条件についてそれぞれ詳細説明があり、特に府貸付金については、府との折衝過程で補助金的性格を帯びるものである旨の回答を得ております。また、運営管理については、現在、素案段階であり、公共駐車場管理要綱を制定して実施していきたい旨回答がありました。

また、本件について撤回する意図がないかについては、同和対策の一環として環境改善整備事業の進展する中で現在、約1,100台以上の保有台数が推定され、道路上の不法駐車は、防災、交通安全対策上必要である旨回答がありました。

公害対策関係費では、公害観測用備品購入費の内容について質疑があり、これに対して、振動規制法施行令等が昭和51年10月に公布施行されたことに伴い、騒音振動計購入の所要経費である旨説明がありました。

次に、(仮称)解放総合センター運営費の歳入が232万8千円と少ないではないか。現在の隣保館はどうするのか。センターはいつから使用するのか。センターの管理運営に当たる組織及び人員はどうか。また、非常勤嘱託員と人件費総額はどのくらいか。現在の仮設解放会館をどうするのか。名称中「解放」という字句を除いた「和泉市立市民文化ホール」の意義は何か。市民合意の同和行政推進のため、ホール以外の大会議室等についてだれにでも使用さすのか等の質問がありました。運営費の歳入につきましては、232万8千円は、国及び府の、事務費と事業費であり、人件費については、国及び府で952万円ありますが、支出科目上、隣保館運営費に計上されている。国、府支出金2,201万6千円に含まれていますので、合計は1,184万8千円となっています。

なお、この金額は隣保館分のみですので、社会教育センター分としての財源確保に努力いたしますとの回答があり、また、現隣保館の存置につきましては、地域住民に対して諸事業を行っておりますが、現実上狭く、他の施設の使用でしのいでおりますので、国、府と協議の上、今般のセンターを建設したものであります。したがって、現隣保館は存置の上、今後とも現在の諸事業を行っていく旨の回答があり、また、いつから閉館するのかなどの質問に対しては、外構工事等の都合もありますので、条例の附則において市長の委任事項としており、諸準備完了次第開館してまいるとの回答がありました。

また、センターの管理運営に当たる組織及び人員並びに非常勤嘱託員と人件費総額はいくらかという質問については、管理運営に当たる組織は、2課4係で人員は24人ぐらいで、管理人等は別途考慮している。また、現在の非常勤嘱託員をそのまま24人中に当てる考えは持っていない。人件費につきましては、現時点では算定困難である旨の回答がありました。

また、現在の（仮設）解放会館をどうするのかという質問に対しては、今回のセンター内に一定のスペースを貸与する方針である旨の回答がありました。

次の「和泉市立市民文化ホール」ということで、「解放」という字句を除いた意義は何かという質問については、広く市民に利用してもらうため定めたもので、条の趣旨、目的に沿って利用してもらうこととなりますとの回答がありました。

次の市民合意の同和行政推進のため、ホール以外の大会議室等についてだれにも使用さすのかとの質問に対し、本センターは完全解放のための施設でありますので、多くの市民に利用していただきます。ただし、その使用許可等については、市長が判断することとなりますとの回答がありました。

住居表示については、本年度はどこを実施するかとの質問に対し、本年度はどこを実施するかとの質問に対し、本年度は信太地区、特に尾井町、太町、王子町の地番が入り乱れておりますので、これらを対象に地番整理を実施したいとの説明がありました。

以上で総務費並びに関連議案第7号、8号、11号の審議を終わり、続いて民生費に入りました。

民生費については、これと関連する議案第16号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第17号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審議に入りました。

まず、老人入浴券について今年はどうするのか。また、老人施設収容措置費及び夏期、歳末見舞金について、その対象者及び人員、単価等について質問があり、第一点目の老人入浴券については、現在、精査検討しているところであるとの回答がありました。

第二点目の老人施設収容措置費については、老人福祉法による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入所人員は30人を見込んでおり、これは施設長に交付するものである。

第三点目の夏期歳末見舞金については、同和対策の一環として実施するもので、60才以上の老人で660人を対象として、一人当たり支給予定額は、夏期は2万円、歳末は2万5千円となつているとの回答がありました。

また、地区における60歳以上の老人数及びその実態等について質問がありましたが、それぞれ回答があり、了としました。

次に、保育所費の児童育成保育事業助成とは、どこへ助成するのか。また、民間保育所建設費補助金が計上されているが、これはどこえ、どんな形で補助するのか、その内容を説明されたい。また、建物だけに補助しても、後の運営ができなければならないが、その点の補助をどうするのか。民間保育のメリットはどうかとの質問に対し、児童育成保育事業助成については、

簡易保育所に対する補助事業であり、府の持ち出し分は、児童一人当たり月額3,500円、72人分の3ヶ月分を計上している。本件についても、精査検討することになっている旨の回答がありました。

また、民間保育所建設費補助金は、和気地区に建設を予定しているもので、府の補助金と同額を市が補助するものであり、社会福祉法人が設置し、運営するものでありますが、児童の入所申請、入所決定、保育料の決定及び徴収は市が行うもので、公立保育料と同様であり、また、措置費については、国の基準に基づいて市から交付するものであります。その他建設費補助金のほか、他の経費に対する助成も検討している。また、現在、設置者については未定であり検討中であるとの答弁がありました。

次に、保育所関係の国、府の補助が同和保育園にはどのぐらい交付され、どのようなものに補助されているか。また、保育所は3月26日から4月4日ごろまで休園との通知がなされているように聞いているが、なぜそのぐらい長期間休まなければならないのか。

今回は、特に保育料の値上げをしようとする時期でもあり、これら諸事情等考慮の上善処してもらいたいとの要望がありました。

これに対し、まず、同和保育園の補助については一般と同様、国、府の措置費が交付されているが、そのほか別に府から保育特別対策費、看護配置費、嘱託医手当加算、長時間保育対策費、被服等支給費等に対する補助金が交付されている旨の回答がありました。

また、保育所の3月26日からの休園についての質問に対し、休園期間中、家庭の事情によりやむを得ない場合、その実情を十分配慮し保育を続ける旨答弁がありました。

次に、共同浴場につきましては、市営浴場の一ヶ月当たりの収益額はどれぐらいか。共同浴場管理運営委託料の内容は何か。さらに、現在の入浴料金は幾らか。同和地区周辺の入浴料金の実態と経済的損失をどう考えているのか等の諸点について質疑があり、まず、現在、地区内に4浴場があり、長年にわたって施策が実施されており、共同浴場の一ヶ月当たりの収入、支出差し引き約100万円の赤字を生じており、この赤字相当分が、浴場運営管理委員会を通じて委託しているもので、また、現在入浴料金は大人30円、小人20円であり、周辺の浴場料金は大人45円で、目下のところ、経済的損失については、市は補助金の支出を行っていない旨の答弁がありました。

そのほか他市町村への保育料、通園バス運行委託料、保育所入所基準等々、数点の質問がありました。それぞれ回答を得、関連した諸要望もあり、民生費並びに関連議案第16号、第17号を終わりました。

次に衛生費に入り、これに関連する議案第19号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条

例の一部を改正する条例制定について」を一括して審議を行いました。

まず、和泉診療所関係について、経営主体、運営貸付金の概要並びに返済計画はどうか。また、職員構成と市からの派遣人員について質問があり、まず、運営主体は、10名の委員から成る和泉診療所運営委員会に業務を委託しており、運営費貸付金については現在、5,600万円の貸し付けがあり、本年度500万円返済、昭和52年度5,100万円計上しており、この貸付金は、保険診療に伴う診療収入が約3ヶ月後に収入されること等の事情から運営資金が必要となっており、年度当初に貸し付け、年度末に返済していく方法を講じている旨説明があり、また、診療所の職員構成としては、地元和泉診療所運営委員会の雇用する職員は13名であり、市派遣職員は、事務職員が1名、看護婦5名である旨説明がありました。

その他休日診療所関係では、同和関係非常勤職員の報酬、勤務態様との関連で質問があり、これに対しては、職務内容、勤務内容、勤務時間等の差異に基づくものであるとの回答がありました。

次に、ごみ尿処理関係では、まず、清掃業者に対する助成金及び委託料の交付対象となる業者数、助成金交付現況、清掃業者全体の保有車両台数、算出基礎の人口増加率はどうか等の質問に対して、まず、業者数は、ごみ処理関係6業者、尿処理関係は、中継措置を含め5業者であり、業者全体の保有車両台数は、ごみ処理関係28台、尿処理関係28台である旨説明があり、また、人口増加率については、予算編成時点では一応、5%増をベースとしている旨の回答があり、これに対して、実際上の人口増は、前年対比では減少しており、また、保有台数等から勘案するとき、データの精査検討方について指摘がありました。

また、尿尿くみ取り体制は現在条例でおおむね月2回となっているが、管理チェックはなされているのか。苦情を解消するため、くみ取り処分計画表を配付することを以前の所管委員会で値上げ条件として決議されているが、いつから廃止されたのかとの質問に対しては、過去の経緯から当然、条例に基づく回数を励行させるべき措置をとるよう深く反省し、今後、清掃行政の高度化と苦情解消の上から行政指導の強化を図るとともに、業者間の連絡会議開催を継続実施していきたい旨の発言があり、これに対し要望として、業者の近代化推進のために、処分計画を策定できるまで十分検討してはどうかとの意見がありました。

さらに、公衆便所の賃貸料の内容についての説明を求められたのに対しては、府中駅前の公衆便所設置については、貨物駅移転後の建設時までの暫定措置として、府中ショッピングセンターに臨時公衆便所を設置し、標識を掲げるとともに、午前8時から午後11時まで利用できる旨答弁がありました。

その他泉北環境整備施設組合分担金の内容を初め、公共施設のくみ取り委託契約状況等関連項

目の質疑応答があり、以上をもつて衛生費並びに議案第19号の審議を終わりました。

次に、労働費の審議の内容については、まず、失対の職員内容につき、甲、乙に分けての職員数及び作業内容を説明されたいとの質問に対し、失対の職員は現在33名で、その内容は、甲が16名、乙が22名となっており、甲乙の仕事の内容は、甲については、公園の清掃等軽作業に従事させ、乙については、水路のしゅんせつ及び道路の補修等に従事させているとの説明があり、さらに、これら作業員がそれぞれの仕事に従事する場合、安全に気持ちよく仕事ができるよう、食事時あるいは休憩時に対応できる場所があるのかとの質問に対し、仕事の内容によつて休憩所等の設置を今後検討していきたいとの説明がされました。

次に、労働関係について、商工費との関連で現在、労働対策係の体制は十分機能しているか。労働の実態については、どの程度把握できているか。また、地名総鑑問題が続発している折から、仕事保障とのからみでの就労対策の抜本策はどうかの3点についての質問に対し、就労対策は、同和問題の本質的な緊急課題として位置づけ、昨年8月、商工課に労働対策係を設置、現在2名の陣容で目下、公共職業安定所、労働基準監督署、関係団体等と協議を重ねていく中で、困難であるが、なお一層の努力をしていきたい旨答弁があり、また、労働実態の把握については、現在、幸会館、王子会館で週3回行っている職業相談と相まつて、職安の雇用保険の状況調査を基礎に把握に努めていきたいとの説明があり、労働費を終わりました。

次に、農林水産費については、まず、横山地区の農業構造改善事業の進む中で、柑橘の霜害に対して市の行政的対策はどうか。また、農林関係諸事業の補助率は全般的にどうか。さらにため池売却時の市歳入となる35%は過重ではないか。地元負担軽減の観点から、ため池処分金を農林事業に重点的に充当すべきではないかとの質問があり、第一点の柑橘の霜害対策については、現在、府農林技術センター及び泉北地区農業改良普及所で技術的経過を調査中であり、これらの報告を待つて農協、営農指導員らの協力を得て被害調査に当たりたい旨答弁があり、これに対して、市独自の柑橘対策を立てるよう要望があり、次に、農林関係諸事業の補助率については、農道、水路、ため池等各種目に応じた国、府、市、地元負担割合の具体的説明があり、事業費100万円以下については、市単独で助成している旨、また、ため池売却金の農林関係諸費に還元できるよう検討方の提案に対しては、一般財源に還元するのが原則との行政指導があり、特定事業に還元することは、なお検討に日時を要する旨回答がありました。

その他有害鳥獣委託料に関連した質問があり、委託先は京都府の雀退治業者であり、和泉、北池田、信太農協管内の雀を捕獲する所要経費である旨説明があり、以上をもつて農林水産費を終わりました。

次に、商工費の審議の概要について申し上げます。

まず第一点として、同和対策との関連において、非常勤嘱託員の職務と勤務場所、所属団体についてどうか。また、技能習得に伴う生活保障費の内容として、対象人員、日額は幾らかとの質問に対し、非常勤嘱託員については、市の嘱託する非常勤嘱託員24名のうち地区の商工業実態に精通する者2名であり、経営指導と実務を担当し、いずれの団体にも所属していない旨、また、生活保障費は、技能習得期間中における所得の喪失または減額した所得に対し、要綱に基づき世帯主に支給するものであり、次に、金融対策として預託金6,000万円を計上しているが、来年度融資目標額並びに本年度融資残額は幾らか。また、運営面において、貸付申し込み時から相当日時を要しているが、融資審査会の開催期日はどうなっているかとの問いに対して、来年度の融資目標額は1億5千万円を予定し、本年度の融資目標額1億円のうち80%が消化されており、さらに、融資貸付申し込みの処理状況については、毎月末締め切り、翌月中旬に審査会を開催している旨の答弁があり、これに対し、申し込み期日いかんでは、融資実行が相当遅延する点について、今後改善されたい旨の要望がありました。

第三点目として、小規模事業助成金の内容が多岐にわたっているが、内容区分と交付先を明確にせよとの質問に対しては、小規模事業対策補助金については、商工会に交付し、その他業種別構造改善事業費、商業共同施設補助金等詳細説明があり、第四点目の中小企業従業員福祉対策費として、まず、中小企業退職金共済制度加入促進助成金の対象範囲はどうかについては、市内全事業所従業員を対象に、中小企業退職金共済事業団の共済加入契約を締結する中小企業者に一部負担軽減するものであり、また、勤労青少年ホームに関する質問については、管理費の増高は、昭和51年度において、体育館、商工会館をも含めた清掃管理、夜間警備委託料等の年度途中での補正措置による事情に基づくとの説明に対し、当該経費の妥当性については、今後十分検討方の要望がありました。

その他消費者行政の立場から、消費者相談員の活動結果と行政への反映状況はどうか。消費者事業の委託先並びに事業活動内容は何かとの質問に対しては、消費者相談員は、市民の便宜を図るため第一、第三金曜日に消費者の苦情処理相談に当たっており、原則として、処理責任は市にある旨回答がありました。

また、消費者事業の委託先は、市内青果物商人会であり、事業の活動内容としては、年末端境期における市街地地域での野菜安売りデーを行っている旨の説明があり、以上をもつて商工費に関する審議を終わりました。

次に土木費についての審議内容は、まず、道路維持修繕費等の予算が非常に少ないが、これ

で完全に市民の要望にこたえられるのか。昨年に比較しても少ないので今後、補正等を考えているのかとの質問に対し、過日、5 2年 3月補正で承認された一億円の予算のうち、未消化繰り越し分及び本年度予算計上分を合計して要望におこたえでき得るものと考えたとの説明がありました。

次に、道路維持補修費のうち工事請負費 8,000万円について、計画内容の説明が求められたのに対し、この工事請負費は、市内全般の道路について、でき得る限り完全な維持管理を行うための補修あるいは舗装に充当していきたいとの説明がなされ、さらに、同和地区内の一般対策の状況との関連についての質問に対しては、同和関連の各種事業と並行して極力努力していくとの説明がありました。

続いて、光明池一号線街路整備事業のうち、委託料 5,753万円についての説明が求められましたが、これは住宅公団の光明池地区内歩行者専用道を設置するために、住宅公団に対し工事を委託するためのもので、工事費については、住宅公団の負担金と府補助金をもつて充当することでありました。

次に、上代伏屋線の事業概要及び河川水路費のうち水路費の内容。さらに、浸水対策費では、惣ヶ池水路整備事業費のうち職員給料の財源並びに開発費における調査委託料について。

また、病院建設を例にとつての河川管理の実態等についての質問がありましたが、第一点、上代伏屋線については、起点は伏屋から、終点は信太 2号線までであるとの説明とともに、その延長工事費及び本年度実施計画等詳細な説明がありました。

水路費については、市域全般が対象であること。

惣ヶ池水路費のうち職員給料は、予算編成上組み入れたもので、あくまでも一般財源であること。

開発費における調査委託料については、過去に実施した調査内容の修正を行うために充当すること。

さらに、河川管理については、現在、市が実施している方法の説明とともに、具体例として取り上げられた病院建設に伴う問題については、再度実態を把握して、地元住民の不安を解消するよう行政指導を続けていくとの説明がありました。

次に、公園管理費のうち賃金及び委託料の説明が求められましたが、これについては、賃金は、失対作業員の残業手当に充てること。委託料については、市内に約 30ヶ所ある小公園の清掃委託に充てるとの回答がありました。

また、肥子池公園の内容及び造成時期に関する質問に対しては、公園の面積、府道泉大津粉河線との関連等説明があり、造成工事については、府の内示があり次第、でき得る限り早い時期にこれを実施するとの説明がありました。

次に、道路維持補修費のうち工事請負費について、再度その内容説明が求められ、特にこのうち「新設」の2字について誤解が生じやすいとの質問があり、工事箇所については市域全般であり、「新設」の2字については、質問内容を考慮して今後善処したいとの回答がありました。

次に、東松尾川、川改修について、その内容説明が求められましたが、これについては、総工事費、工事年限、本年度工事内容等概要説明がありました。

最後に、生活道路補修等に対する分担金について、その説明が求められましたが、これはあくまで道路位置指定の道路等、特に個人所有に関係するもののみを対象としているとの答えがなされ、土木費を終わりました。

次に、消防費の内容につきましては、委託料について、当初予算のみで運営できるのかとの質問があり、これに対しては、運営できる見通しであり、補正は考えていないとの回答があり、消防費を終わりました。

次に、教育費と関連する議案第21号「青年学級開設について」を一括審議を行い、まず、私立幼稚園就園奨励費、子供会、旧山手中跡利用、文化財遺跡及び（仮称）池上小学校について質問がありました。

第一点、私立幼稚園就園奨励費の積算基礎は、各家庭の経済的理由により、就園困難な園児の保護者に対して援助する制度で、その内容は、前年度所得により年額5万円、4万円、2万7千円、2万円、7千円となっており、51年度それぞれの人数は、40人、100人、120人、120人、600人となっている。年額5万円は非課税世帯であるとの答弁があり、第二点の子供会からその活動に要する広場、遊具設置等の要望があつた場合、これらを実施するのかとの問いに対し、子供会の活動については、最寄りの教育施設を確保しており、現在、そのような要望はないが、今後とも教育関係施設を極力使ってもらうようにしたいとの説明がありました。

第三点、旧山手中学校の跡地利用については、全市的な青少年活動センターに位置づけて計画しており、国、府との協議を進めている。プールは、市の設置条例に基づき計画し、校舎、体育館は、宿泊や学習室また屋内体育館として利用を考えている。早期に具体化したいと答弁がありました。

第四点の池上遺跡用地買収については、今日時点で約2億円未満の契約ができるものと思う。今後については、地元と協議を進めて本問題の推進を図りたいとの答弁がありました。

第5点の(仮称)池上小学校は、同和教育推進指定校となるのかとの問いに対し、本校は、阪和線以西の人口急増に対処して建設されるもので、指定校とはならないとの説明がありました。

次に、鶴山台南小学校建設事業費等小学校の需用費、小中幼稚園の警備委託料、留守家庭児童育成について質問があり、鶴山台南小学校建設事業費については、公団立て替え施行による6教室分の買収分と仮設3教室の設置費の計上であり、鶴山台南北の2小学校のみで再編成した場合、3年ないし5年先には2校で3,000名から3,200名を超えることとなるので、第3校目を建設すべく取り組んでいきたい。

需用費の増額計上については、本年は小学校教科書の全面改訂の年に当たっているため、それに要する経費を計上したためであり、その経費を差し引いても多少の増額措置をしている。

また、警備委託料については、小中幼稚園とも月額12万5千円で計上したとの説明があり、留守家庭児童問題については、伯太、芦部、緑ヶ丘の3校区から要望があり、今後よく検討したいとの答弁がありました。

続いて、適正就学推進室の予算はどこに計上されているのか、また、その現況はどうかとの質問があり、適正就学推進に要する経費は、同和教育指導費の中に計上されており、その現況は、約100例の調査対象者についてねばり強い調査、指導、説明を重ね、その中から23例が解決し、特に本年の新入生については100%確保した。

このような努力の積み重ねの中で、市の姿勢が住民の積極的な動きや支持を得られるようになってきている。このことを大切にしながら、一層努力したいとの答弁がありました。

その他教職員の研修、留守家庭児童の国における所管等、それに関連した質問がありましたが、それぞれに対し答弁があり、教育費及びこれに関連した議案第21号の審議を終わりました。

続いて、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費につき一括して審議に入りました。災害復旧費については別に質問がなく、次に、公債費について、借入金利子の支払いが多いのではないかとの質問がありました。

また、これら長期債利子12億円、一時借入金利子1億3千万円等のこれらの利子のたな上げ及び公債費の減額はどのように考えているのか。利子の引き下げについての考え方はしているのか。同和関係の起債については幾らで、どのように減らし、起債を全部補助に切りかえあるいは金利を下げるという方策はどうか。また、措置法第6条及び10条規定の拡大についての効果はどうかとの質問がありました。

まず、公債費の減額は至難な問題であるが、従来の縁故債等を低金利の資金に肩がわりして

いくまう努力中である。

また、同和関係の大阪府資金については、市長会と府当局との交渉の中で、補助金的色彩を含むものであるという府の同対部の確認を得ておりますが、現在協議中であり、今後努力していく。

また、措置法第10条の規定の分として、国に5億6,400万円の算入を要望しており、過去からも精査もしているとのことでありました。しかし、これは交付税の基準財政需要額に算入されるということで、すなわち、歳入の交付税がふえるということで、歳出の公債費総額は変わらない旨の回答であり、以上で公債費を終わりました。

次に、諸支出金の開発公社貸付金及び一部事務組合に係る地方交付税配分金について質問があり、貸付金9,000万円については、大阪府の都市整備協会から低利である先行取得資金を借り入れする場合は、総所要額の $\frac{1}{3}$ の額について一般会計から貸し付けを行い、同協会より $\frac{2}{3}$ の資金の借り入れを行う制度で、各事業単年度限りの決裁ということであり、続いて、一部事務組合に係る地方交付税配分金については、泉北環境整備施設組合は3市で構成しておりますが、焼却炉、下水道、公害防止関係の交付税を事業の所在する市ということで本市が一括して計算し、それを負担割合で案分し、配分するという内容については、清掃関係費で総額7,800万円、下水道関係で1,870万円、公害防止の関係で6,600万円、同和対策の関係で280万円、合計1億6,500万円ぐらいになり、その中から本市取り分を差し引きし、1億1,600万円を泉大津市、高石市へ配分するという旨の回答があり、諸支出金について終わりました。

以上で議案第1号「昭和52年度和泉市一般会計予算」並びに関連する諸議案13件についての審議を全部終了いたしましたのでありますが、審議の経過を踏まえ、これに対する総括的な意見表明の申し出があり、まず、反対する立場からの意見として、本年度予算の内容を見ると、市財政の危機は一層強まっていることを改めて知った。

歳入関係では、市税収入の伸び鈍化と、税源確保のための地場産業振興策が伺えず、財政再建に対する具体策は見当たらない。また、手数料の値上げ等により市民の負担の増大を図り、その増収総額たるや8,800万円という点では、値上げをしなくとも、不要不急、むだを省けば十分その財源を浮かすことが可能であり、一方、歳出においては、福祉関係団体に及ぶ補助金等に至るまで、一定の見直しのもとに保留されている。

また、同和関連施策についても、市同促がまだ発足していない状況の中では、市民合意の同和存続とは言えない等の意見が述べられ、その他各関連諸議案に対する具体的な理由のもとでの賛否に対する意見表明がありました。

一方、賛成の立場からの意見表明として、歳入予算における公共料金値上げに対する市長の考え方、歳出における各種補助金の補正措置、市同促の早期設置、以上3点に対する市長見解がただされました。

具体的な内容については、現在の中央主導型の地方財政制度の中で、各自治体においても財政危機が呼ばれている中であつて、自立財源の確保が強く望まれるところであるが、一方、国、府に対する超過負担の解消、交付税の増額、特別措置法の拡大適用、基地交付金の増額要望等強く求められる中であつて、こういう問題を解決せずして、安易に公共料金の値上げを行うことには問題があり、現今の財政危機の中では、応分の市民負担はやむを得ないとしても、これに見合う市民サービスの向上策についてどのように考えているのか。

第二点目の各種補助金が削減されている点については、補助効果等の見直しを図る点からの当初予算見送りはやむを得ないとしても、この意味からも今後、これらの審議機関を設置し、6月補正に向けて英断をもつて取り組み、公正適正な措置を望むが、この点についてどう考えるか。

第三点目の市同促の早期設置については、市民合意の同和行政を行う根源は、やはり市同促の早期設置ではないかと考えており、これに対する市長の決意のほどを伺いたい。

以上3点について意見がありました。

これに対する市長見解が出され、第一点目については、未曾有の財政危機の中で、必ずしも各種使用料、手数料につき応分の負担を願うべく改定を御提案申し上げたのであるが、地方自治を守るという観点から、あくまでも、自主再建を図る立場で行政挙げて再建に取り組み、国、府に対しては、地方交付税の増額、その他財源の確保に渾身の努力を傾注し、市民負担の増大を来す公共料金の改定については、安易にこれに頼るという態度ではなく、十分な上にも慎重を期して取り組んでまいる所存であり、市民サービスの向上を図ることは、御指摘を待つまでもなく当然のことであり、職員一同、サービスの改善と向上に一層努めてまいりたい。

第二点目の補助金の問題については、当初予算において、公的機関を除く各種補助金を検討のうえ、最小限度の計上にとどめさせていただき、地方自治法第232条の2の規定に基づくいわゆる公益の増進という観点に立ち精査検討を行い、6月議会における適正措置を考えており、御指摘の審議機関の設置については、議会の協力を得ながら設置いたす考えであり、各種団体の活動等に支障を来さぬよう早急に取り組み、市民の皆さんの要望におこたえいたしたい。

第三点目の市民合意の同和行政については肝に銘じており、これが達成できる場としての市同促の設置については、同和行政最大の認識し鋭意取り組んでいるところであり、先般来、これが設置に向けての準備委員会の発足を願い、いま御苦勞を願っているところでありますが、

条例規則に基づく市同促の設置については、議員の皆さんの御指導を仰ぎながら、行政挙げて早期設置に向け一層の努力を傾注してまいりたいとの答弁があり、3項目にわたる貴重な御意見については、職員一同肝に銘じ尊重させていただき、打つて一丸となつて議会の皆さんの御支援、御協力をいただきつつ、本市の発展と財政再建に向かひまして、不退職の決意で行政執行に当たつてまいりたいとの決意表明がありました。

これを受けて、直ちに議案第一号「昭和52年度和泉市一般会計予算」並びに関連諸議案13件の一括採決に入り、この結果賛成多数により可決したのであります。

次に、「国民健康保険事業特別会計予算」及び議案第18号「国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の一括審議の経過とその内容を御報告いたします。

まず、限度額15万円改正による該当世帯数及び保険料率、減免基準、固定資産税減免の取り扱いはどうか。最高15万円の保険料の最低所得額及び固定資産税額は幾らか。事務費の超過負担額は幾らか。固定資産税、前年度市民税を対象とする賦課算定方式の検討の意志はあるのかとの質問がありました。

まず第一点について、今回の限高額改正に該当する世帯は2,400世帯、うち12万円ないし15万円の保険料世帯は600世帯、15万円以上は1,800世帯となります。

保険料率は、所得割 $\frac{528}{100}$ 、資産割 $\frac{198}{190}$ 、均等割6.720円、平等割9,600円と、昭和51年度と同様であります。

また、減免については、法令減額基準の引き上げを国に要望するとともに、特別事情について適宜調査の上取り扱つていく。

固定資産税等の減免は、減免前の額で算定する旨回答がありました。

第二点について、標準3人世帯として15万円の保険料に及ぼす応能割については、所得割のみで総所得250万円、資産割のみで11万円の税額となります。

第三点について、事務費の超過負担額は4,300万円となります。

第四点について、賦課方式は現在検討しており、今後、精力的に取り組んでいきたい旨回答がありました。

その他の意見として、国保制度の抜本的改善策及び国保運営協議会において詳細な実態調査資料を提出し、あらゆる角度から十分検討を行うよう意見があり、審議を終わりました。

審議終了後、本会計予算及び本条例の一部改正について採決の結果、賛成多数で本議案を原案どおり可決決定いたしました。

次に、「昭和52年度土地地区画整理事業特別会計」及び「昭和52年度公共用地先行取得事業特別会計」の2予算について一括審議に入りました。

まず、「土地区画整理事業特別会計」について、同予算全体を見た場合、土地区画整理事業を断念し、用地買収方式に変更するような印象を受けるがどうかという趣旨の質問があり、市理事者から、今後、関係方面の協力を得ながら施行方針を見定めていく中で補正を考えており、特に施行方針については、関係各市の国道工事の進捗にあわせて検討したい旨の答弁がありました。

また、既執行分の事業費の処理について質問がありましたが、理事者から今後、近畿地建及び大阪府と施行方針について協議を行う中で解決したい旨答弁がありました。

一方、「昭和52年度公共用地先行取得特別会計」については、用地取得計画並びに内容等について質問があり、これについて理事者から、制度の規定範囲内において行う関係上、多少の増額も考えられる旨の答弁がありました。

以上の審議を経て採決に入りましたが、「昭和52年度土地区画整理事業特別会計」について若干の意見があつたのみで、賛成多数をもつて2予算とも原案どおり可決いたしました。

次に、「水道事業会計予算」について、審議の概要を申し上げます。

まず、未給水地区の解消については目途もついたが、今後の問題として、開発行為に係る負担金の額及び500平米以下の負担金対象外の開発についてもこの際、見直す必要があるのではないかとの質問に対し、開発行為に係る負担金については、現行制度では、全額開発者に負担せしめているので見直す余地はないし、開発負担金とは別に加入金も徴収している。

また、500平米以下の開発でも使用水量の多いもの、たとえば口径75ミリメートル以上の分岐を必要とすれば負担金を徴しているとの答弁がありました。

なお、要望事項として、将来料金改定の際は、議員の声を十分聞くため、特別委員会等も設けて審議するようにし、超過料金についても、据え置きを望むとのことでありました。

本予算について採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第6号「昭和52年度和泉市病院事業会計予算」について、審議の概要を報告いたします。

まず、救急対策について、市立病院は、現在増改築中の新館完成後、救急指定を受ける考えはあるかどうかとの質問があり、これに対し、救急医療問題は社会的な問題であり、公立病院への要請も強いと認識している。救急告示がすべての解決とならないが、基本姿勢としては、救急医療に対処すべく、病院整備と並行して検討を進めてまいりたい。救急部門は旧館改造で予定しており、増改築後具体化したい旨の答弁がありました。

続いて、院外処方について、薬剤の待ち時間を解消するためにも、一部公立病院で4月から実施の報道もあるが、市立病院はどう考えるか。また、薬品の購入原価はどのぐらいか。支払

い条件はどうなっているのか等、薬品購入内容についての質問がありました。

市立病院は、従前から院内処方を行っており、法的問題、手続上の問題、また、薬品の購買量、薬局体制、ひいては収益にもつながる問題で、今後検討を行いたい。

また、薬品の購入は、薬価基準の74～75%で購入しており、したがって、収益は25～26%となり、支払いは、購入後3ヶ月後であり、52年度はさらに改善すべく、院長を中心に現在検討中である旨答弁がありました。

続いて、増築に伴い医師団も充実されるが、医師住宅対策をどう考えているのか。また、新聞で伝えられたごとく、3億円もの赤字が生じ、建築は完了しても行き詰まりとなる状況が心配されるが、市長の所管はどうかとの質問があり、医師住宅は、病院敷地内での建設は不可能で、必要に応じて適当な住宅をあつせんするよう対応している。

病院財政については、医業収支の改善安定に努力するとともに、市としても自主再建に鋭意努め、未曾有の厳しい財政事情下ではあるが、事業を完成させ、市民の御要望に沿ってまいりたい存念であり、御賢察をいただき、御支援をお願いしたい旨の答弁があり、質疑を終わりました。

本件についてお語りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決決定いたしました次第であります。

以上で当予算特別委員会に付託されました議案第1号「昭和52年度和泉市一般会計予算」外9件の審議の結果並びに経過の報告を終わります。

- 議長（坂上國治君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 2番（天堀博君） 日本共産党議員団を代表して、本昭和52年度和泉市一般会計予算並びにその他の特別会計、条例制定等につきまして、反対の意見を申し上げたいと思います。

昭和52年度和泉市一般会計予算は、本年度末起債残高見込みが210億円、利子が14億円となり、公債費比率の高まりが異常な点や、また、歳入歳出の各内容を見ましても、本市財政の危機をはつきりあらわしております。これは他市と比較にならんほど深刻な状態であります。

一般の行政につきましては、インフレ、不況のもとでの市民生活を守ることがいま、最も重要である時期であります。にもかかわらず、昨年に引き続き公共料金の軒並み大幅値上げと、また、暫定とはいえながら、社会福祉事業関係の補助金の打ち切りを行い、また、3ヶ月予算

というように、市民に負担と犠牲を押しつけております。

不況のもとでの絨緋、農業などを初めとする地場産業の振興につきましては、たとえば商工費が本年度総予算の0.9%、農林水産業費が1.3%という低い数値を見ましても、全くお粗末であることがはつきりあらわれております。

教育、福祉施策を見ましても、図書館建設という、いわゆる市長の目玉予算がありますけれども、他の社会教育施設の使用料の値上げ等を見ますと、教育、文化、体育の向上を本当に真剣に考えておられるのかどうか、疑わしくさえもなります。

また、老朽化した幼稚園、保育園等の施設の建てかえや新園の建設にも積極策が見られず、民間保育所建設など、本来の方向、責任を他に転嫁する方向に向いてきております。

一方、同和行政につきましては、市長は市民合意の同和行政を口にはしております。しかしいまだに市同促が設立されず、やつと準備委員会を設置して議会に対する言いわけを図ろうとしております。また、本予算の内容を見ましても、市民合意どころか、理解と納得のできないものとなつているのが現実であります。

和泉市は、昭和45年7月13日より部落解放同盟和泉支部と同和行政の独占的な私物化方式、いわゆる窓口一本化を確約しております。その後、一貫して市政の最重要施策としてこの7年間、同和行政と同和事業を行つてきました。池田市長が一昨年12月就任以来も、この窓口一本化は継続され、現在も同様であります。本予算審議の中でも明らかにしているところがあります。この窓口一本化が、真の部落解放、差別をなくする点からも、さまざまな障害になつていることはわが党が幾度も指摘をしているところであり、今回の予算は差別の拡大を行ない一般との逆差別をさらに進めるものとなっております。解放総合センター条例案の審議内容からも、その点は明らかであります。

次に、市財政の財源確保問題でありますけれども、市長は同和对策特別措置法の10条及び他の規定の拡大を国に迫ると口にされ、行動されている模様であります。しかし、現状では、それも容易でないことは、さまざまな実態を見ても明らかであります。いまこそ、超過負担になる同和事業の返上、また不執行にするという再検討が必要であるのに、その点には手を触れず、ますます進めようとしているのが今回の予算を見ても明らかであります。

各種の公共料金を大幅に値上げしても、その収入増が8,800万円しか見込まれず、このままいきますと、まさぞう来年度も同じようなことになりかねない保障はどこにもありません。ますます同和事業の見直しや、市税の同和減免の取りやめ、見直しが迫られているにもかかわらず、そのことに手をつけようとせず、一般市民に対して市税の落ちこぼれをなくすための特別措置をとるなど、全く不公正、不公平がまかり通つている現状であります。

52年度予算の中には賛成する款目もありますが、以上述べたごとく、総合的、基本的に真に12万市民の立場に立つた予算でなく、また、個々につきましても値上げ案に見られますように、乱脈不公正な市政のつけを市民に回すような52年度予算に対して、わが党は真に12万市民の立場に立ち反対を表明いたします。

また、各条例制定につきましては、一般会計予算の反対意見で述べておりますように、特に次の6議案について反対を表明いたします。議案第7号「和泉市立解放総合センター条例制定について」、第14号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」、第15号「和泉市立市民会館条例等の一部を改正する条例制定について」、第18号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、第19号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、第20号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」の6つの議案につきましては反対を表明し、また、特別会計予算につきましては、国民健康保険特別会計、これは一般会計からの繰り入れが2,000万円程度増額になったとはいえ、12万円の頭打ちを15万円に引き上げるなど、これも市民負担を増大しております。以上の点からも、これについても反対を表明いたします。

他の特別会計予算につきましては、意見は予算委員会等で述べておりますので賛成。また、水道事業会計についても、現在でも市民が高い水道料金を支払い、また、予算の内容を見ましても、赤字、その他が解消されるという点につきましては、全くその方向が不安であります。

以上、水道会計につきましては反対いたします。

病院会計につきましては、赤字解消の努力と一般会計からの繰り入れの増額の点を重視すること、市民の命と健康を守る立場から賛成を表明いたします。

以上、共産党を代表しての意見を述べさせていただきます。

○ 議長（坂上國治君） 次に、賛成の方お願いいたします。

○ 26番（柳瀬美樹君） ただいま委員長より報告がありました。私は賛成の意する次第であります。

今日の社会情勢は、あの石油ショック以来引き続く不況の中で、地方自治体は未曾有の財政危機に直面し、国家予算を見ましても、一日も早く景気回復を図るべく、公共事業に対し重点的に財源の配分を行つているところであります。

このような厳しい状況のもと、予算編成についても、非常に厳しいものがあつたと推測されます。まず、52年度予算総額は158億4,970万円で、前年度比12億490万円、8.2%の増額でございますが、これは人件費、扶助費等の義務的経費の増額でやむを得ないものと思われま。

歳入面におきましては、特に使用料及び手数料関係の増額を見込んでおりますが、受益者負担の適正化という観点から、真にやむを得ない措置であると確信いたします。

新年度予算に当たっては、財政健全化のための施策を前提に編成されたそうでありますが、本市の真の財政健全化を図る意味でまことに必要なことであります。今後、さらに理事者一丸となり国、府に対して強くアタックし、同和対策事業特別措置法による財源確保、超過負担の解消、地方交付税の増額等、財源確保に努力していただくとともに、本市財政が一日も早く健全なる財政運営が行えるよう強く要望いたしました。各会計予算並びに関連議案の議決について賛成するものであります。

- 議長（坂上國治君） お諮りいたします。意見の申し出がありますので、これを許したいと思います。
- 13番（赤阪和見君） 公明党議員団を代表いたしまして、昭和52年度予算に対し意見を表明いたします。

まず、歳入の起債、債務負担行為の依存財源に頼っている現状であり、交付税の大幅な伸びも見られず、一般財源確保に対して本市の特殊性を考え、格段の努力が今後において強く望まれるものであります。

同和行政への補助対象の拡大に努力し、交付税算定基礎への算入、財政需要額の見直し等強力に働きかけるべきである。補助金、物件費、一般経常支出については、自主性と期待性を持った立場から住民自治の本旨をわきまえ、住民のだれもが納得のいけるよう、極力節減と行政効果を考慮して配慮すべきであり、もつて経常経費収支比率100%台を目指すべきであると考え努力していただきたい。

次に、一連の手数料、使用料の料金改定については、いかなる理由があつても、現在の不況と物価高で苦しむ市民生活を配慮するならば避けるべきが当然であり、今回の予算措置についてはまことに遺憾であります。特に保育園、幼稚園の保育料、入園料及び市民会館、体育館の料金改定については、対象についての減免措置の拡大適用、運営配慮の充実を期すべきであり、また、糞尿くみ取り料金改定に伴う市民サービス充実を具体的 to 実施し、20日に一度の完全実施を目途に業者を指導し、トラブルのないよう監督を厳にしていきたいと思います。そして、おおむね月2回を20日に一度と条例改正を早急にすべきであると意見を申し上げます。

次に、同和行政においては、同促協の速やかな設置と、関連事業に対する国、府の大幅な補助金拡大に努力し、超過負担の一般財源への圧迫を避けるべく力を入れるべきであります。

次に、福祉行政を見ると、近隣各市との格差が著しい中で、たとえば身障者（児）、精障者（児）への給付金、敬老祝金、寝たきり老人対策等の社会的弱者、恵まれない人々に対する

見直しをし、温かい手を差し伸べるべく、福祉的給付の拡大を真剣に配慮していくべきであると思えます。

その他教育行政、土木行政、産業衛生等々についても、市財政危機の中でむだを省き、最大の効果を目指すよう理事者の努力を願うものであります。

特別会計においては、国保料金改定やむなしといえども、料金負担で圧迫を受ける被保険者に対する軽減措置及び国保財政改革のため、国の医療費負担分の増額等、具体的に会計運営健全化を抜本的に取り組むべきである。

病院会計の健全運営についても、企業債等の低利借りかえ等、長期的展望に立つて負担を軽減し、現在増築中の病舎については、予定どおりの開院の努力を望むものであります。

土地区画会計については、今年が最終年度であり、用地買収方式にて第二阪和の早期実現に全力投球で取り組むべきであり、和泉市行政の最大責任と考えるものであります。

水道会計においても、地域性を考慮しながら有収率向上に努め、企業会計健全化に一層の努力をし、料金改定については慎重を期すべきであると意見を申し上げておきます。

以上申し上げました点については、私たちは党利党略的な立場でなく、いまこそ理事者と議会、市民、職員一体となつて住民自治を守り、市民福祉向上を目指すために立ち上がらなければなりません。施政方針で述べられた、和泉市は住みよい、住みたくなるまちと言われるまちにするためには、現在の中央集権的行政制度を改革し、真の健全な市行政を確立しなくてはなりません。そのための努力、協力はわが党は惜しまず、先頭に立つて闘います。しかし、その目途となる現実の市行政の見直し、むだを省く努力、52年度予算執行の努力を期待して、意見表明を終わらせていただきます。

○ 議長（坂上國治君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。日程第1より日程第20までを予算委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よつて議案第1号より第8号まで、及び第10号より第21号までの20議案は原案どおり可決されました。

予算委員の皆さんには、連日にわたり慎重御審議を賜りましてまことにありがとうございました。

ちようど10分前でございますので、お昼のために暫時休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

(午後2時35分再開)

- 議長(坂上國治君) 午前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第21「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第31号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

市は、次のとおり交通事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

1 損害賠償及び和解の相手方

和泉市池田下町207番地

前田まゆみ (保護者 前田金次)

2 損害賠償の額 2,821,150円

3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

議案第31号参考資料

(1) 損害賠償等の原因である交通事故の概要

- 日時 昭和49年8月1日午前11時45分
- 場所 和泉市府中町2丁目2番12号先府道泉天津粉河線路上
- 事故の概要

運転者は、生活保護業務にかかる訪問活動を終え、帰庁途中府道泉天津粉河線を徐行東進し、横断歩道(府中町2丁目2番12号先路上)にさしかかったところ、被害者が同横断歩道を急に走り出したのを発見、これを避けようと急ブレーキをかけたが及ばず、車が停止する直前に事故車両に接触し転倒、負傷させたものである。

(2) 損害賠償額の内訳

総額	2,821,150円
治療費	111,150円
休業補償費等	100,000円
後遺障害補償費	2,610,000円

自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済によるてん補2,821,150円

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（内田繁君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第31号「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。ここで説明に入る前にまことに恐縮でございますが、御訂正箇所がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。132ページの参考資料の3項、事故の概要説明の第1行目で「帰庁途中府道泉大津粉河線を除行南進し」とありますのを「東進し」の誤りでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず理由につきましては、参考資料として御提出させていただいておりますように、本市府中町2丁目2番12号先路上、泉大津粉河線上に起こった交通事故について、このたび相手方と和解が成立いたしましたので、その賠償の責を負うべく、額の決定をお願いしようとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方は、和泉市池田下町207番地、前田まゆみ（保護者前田金次氏）でございまして、損害賠償額は、282万1,150円でございます。

それでは、事故の概要について御説明申し上げます。

昭和49年8月1日午前11時45分に、先に申し上げました府中町2丁目2番12号、府道泉大津粉河線の繁和線より約50メートル路上で、運転者の福祉課ケースワーカー職員がライトバンを運転し、生活保護業務のため府中病院での調査を終え、市役所に向かって帰途の途中、当該現場に差しかかったところ、被害者が急に横断歩道を走り出したのを発見し、これを避けようとして急ブレーキをかけたが、停止寸前に当該車輛に接触し転倒いたしました。

事故発生後の処置は、直ちに府中病院で手当を受けました。診察の結果、頭部打撲傷との診断でございましたが、幸い、示談にて円満に話が済み、医療費と休業補償は解決いたしました。したが、後遺障害問題については、発生の時点で話し合いに応ずるとの約束がございました。したがって、負傷の個所が頭部打撲ということから、事後、被害者の方で再三診断を受け、慎重に

身体の状況を観察する必要があつたわけでございます。ようやく昨年5月末、症状の固定を見るに至りまして、直ちに自賠責法によります損害賠償の請求をいたしまして、後遺障害補償費の請求を行い、12月に261万円の決定を得たのでございます。

事件発生からきょう、御提案までの間、相当期間を要しましたが、後遺症の判定の結果のおくれのためございまして、この点御理解賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。後遺補償費についても話し合いをいたしまして、保険金をもつて後遺障害の損失に充てることで合意いたしましたので、最終的に和解しようとするものでございます。

なお、損害賠償額の内容といたしましては、治療費111,150円、休業補償費等で10万円、後遺障害補償費261万円、合計2,821,150円でございます。

以上の損害賠償金額は、自動車損害賠償責任保険並びに全国市有物件災害共済による補てんで支払い、市単費の支出はございません。

また、事故発生後、運転者に対しましては、担当課長より再びこのような事故を起さないよう厳重に注意をいたしております。本人も深く反省をしておる次第でございます。

以上、簡単でございますが、「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よつて議案第31号を原案どおり可決決定いたしました。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第22「土地（部落共有地）の処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第37号

土地（部落共有地）処分について

次の土地（部落共有地）の処分について議会の同意を求める。

昭和52年3月29日提出

和泉市長 池田 忠雄

1 処分する物件

和泉市池上町393-1 ため池 7,758.67m²のうち6,458.32m²

和泉市池上町393-2 堤 1,322.32m²のうち1,100.69m²

議案第37号 参考資料

(1) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和51年9月30日

和泉市池上町720

町会長 出原 三治郎 ㊦

申請人

和泉市池上町619

町会長 出原 章 ㊦

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町393-1 ため池 7,758.67m²のうち4,507.78m²

和泉市池上町393-2 堤 1,322.32m²のうち 768.26m²

(2) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和51年9月30日

和泉市池上町720

町会長 出原 三治郎 ㊦

和泉市池上町619

町会長 出原 章 ㊟

和泉市池上町 646

出原 平男 ㊟

和泉市池上町 720

有本 義幸 ㊟

和泉市池上町 516

藤原 貞治 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち 4,507.78 m^2

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち 768.26 m^2

(3) 同意書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和51年9月30日

和泉市池上町 523番地

池上実行組合長 村上 博 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち 4,507.78 m^2

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち 768.26 m^2

(4) 確約書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題につきましては解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和51年9月30日

和泉市池上町 720

町会長 出原 三治郎 ㊟

和泉市池上町 619

町会長 出原 章 ㊟

和泉市長 池田 忠 雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち4,057.78 m^2

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち 768.26 m^2

(5) 池上町代議員会会議録

開催日時 昭和51年9月22日午後8時

開催場所 和泉市池上町 池上会館

出席者 町会役員 5名

代議員 16名

委任状による者 4名

議案 千草池処分に関する件

出原三治郎町会長 只今から池上町代議員会を開催致します。

9月7日の代議員会開催の際、千草池の改廃処分について簡単に説明しましたが、愈々売却代金も決まりましたので、今晚は、この問題について、審議をお願い致します。

この問題については、池上町総会で決定されるのが原則ですが、会場その他の関係上、代議員会で決定することにします。

さて、永年当町が要望してきた小学校の建設について、昨年来より和泉市教育委員会より、学校敷地として、千草池の改廃方申入れあり、前町会役員も早速この問題に取り組み、全面的に協力されましたが、本年4月より私共も引き続き、小学校建設に協力してまいりました。

御承知のとおり、この千草池は池上町他5ヶ町の共有になっており、池上町の持分は0.581、残り0.419は富秋町、葛の葉町、尾井町、泉大津市千原町、森町の5町の等分持ちである為に、和泉市と泉大津市間の調整に諸問題があり、又売却代金の町側と水利権者側との配分率についても、各町の要求率が異り、色々手間取りましたが結局、今池の前例に従って町側の取分は売却総額の1割に決定しました。

引続いて売却代金について、市側と交渉に入りましたが、この交渉には関係全町会長(委員長は私になっています。)7名と水利権者代表(代表桃田準彦氏)9名でありました。

坪単価の決定には、公示価格、今池の前例、附近池の売買実例及び富秋中学校の実例等各方面から検針し、数回にわたる交渉の結果9月12日千草池の登記面積2,747坪を坪宛

127,000円で妥結を見るに至りました。

当町に対する配分金は、約2千万円になりますが、学童の安全通学を十分に考慮し、当然市当局で考えて戴きますが、当町としても、これに協力する等道路及び配水方向に万全を期し、残りは遊園地の確保に使用したい所存ですが、市当局の計画も出来ていない事もあり、今晚使用方法については、決定出来かねますので、今後の交渉及び使用については公共事業に使うという事で町会役員にお任せ願いたいのです。

以上のような経過ですが、事前又は中間で御報告、御承認を得るのが当然でしたが、油池及び今池の時もそうでしたが、肝心の坪単価の決定せぬ状態で御相談する事も骨抜きの話になると思い、事後承認のような形になりましたが、この点御諒承して下さい。

なお、以上の件については、去る9月16日、当町開発委員会（歴代町会長で構成）の承認を得ております。

以上、千草池改廃処分について、経過及び提案の説明を終りますが、御質問、御意見がありませんか。

藤原重一氏 千草池の改廃処分については、よくわかりました。特に両出原町会長は油池、今池についての経験者でもあり、全面的にお任せし、異議なく賛成します。

小学校の事について、敷地は千草池のみで足りるのか、もう少し説明して下さい。

出原町会長 学校の建設については市当局で既に青写真も出来、鉄筋三階建て幼稚園も併設し、敷地は5,000坪の予定ですが、千草池は2,747坪ですので、不足は北西側の隣地を買収せなければなりません、各地主共協力される事になっており、市当局より直接交渉に入っている筈です。

山千代清治氏 仮称池上小学校建設の為に千草池を改廃処分する事については、賛成しますが、この小学校の校区はどうなっていますか。

出原町会長 校区については、本年春富秋中学校開校の時に、阪和線以西に小学校を作る事が決定されていますが、この線に添って阪和線以西但し、池上町1丁目は含む、横の線と又校区編成審議会の答申を経なければならぬが、教育委員会の意向としては、王子川より南という縦の線で実質池上町と富秋町とで編成される意向です。

岩崎常雄氏 その学校の開校時期は何時になりますか。

出原町会長 市当局は、昭和52年度開校の予定で進んで居りますが、未だ隣地買収、遺跡の発掘調査等もありますが、現在52年2学期開校を目指して努力しています。

岩崎常雄氏 1日も早く開校できるように尽力して下さい。

出原町会長 他に御意見ありませんか。

御意見がないようですので賛否をとらせて戴きます。賛成の方は挙手を以つて表明願います。(全員挙手賛成)

それでは、全員の賛成を得ましたので仮称池上小学校建設の為、千草池を処分することに決定致します。

以上で千草池の処分についての審議が終了しました。これをもちまして本日の代議員会を閉会致します。

生憎の天気です。足元の悪い中、お集り戴き、長時間審議下さいまして誠にありがとうございました。

昭和51年9月22日

署名人 岸田 豊 則 (印)
山千代 清 治 (印)

上記は昭和51年9月22日開催した池上町代議員会々議録に相違ありません。

昭和51年9月24日

池上町会長 出原 三治郎 (印)
" 出原 章 (印)

(6) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和51年9月20日

申請人 和泉市葛の葉町会長
田 中 一 弘 (印)

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町393-1 ため池 7,758.67㎡のうち650.18㎡
和泉市池上町393-2 堤 1,322.32㎡のうち110.81㎡

(7) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、

市に於いて処分することを同意します。

昭和51年9月20日

和泉市葛の葉町会

町会長 田 中 一 弘 ㊟

副会長 柏 武 夫 ㊟

会 計 花 谷 清 一 ㊟

委 員 田 中 博 ㊟

委 員 柏 邦 彦 ㊟

委 員 西 野 保 雄 ㊟

委 員 柏 寛 二 ㊟

委 員 花 谷 卓 造 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち650.18 m^2

和泉市池上町393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち110.81 m^2

(8) 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和51年9月20日

信太農業協同組合葛の葉支部長

西 井 正 彦 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち650.18 m^2

和泉市池上町393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち110.81 m^2

(9) 確 約 書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

昭和51年9月20日

和泉市葛の葉町会長

田中 弘 ㊟

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち 650.18 m^2

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.82 m^2 のうち 110.81 m^2

(10) 葛の葉町総会々議録

開催日時 昭和51年9月15日午後8時

場 所 和泉市葛の葉町公民館

出席者 町会長他20名

委任状者7名

議 案 千草池処分に関する件

町会長 只今から葛の葉町隣組長会を開催します。

隣組長会を以て町内会総会にかえたいと考えますが異議はありませんか。

隣組長 異議ありません。

町会長 それでは此の会を以て町内会総会と致します。

議長を選びたいと思いますが、どのようにしたらよろしいか。

西野保雄氏 町会長にお願いしたらどうですか。

(異議なしの声あり)

町会長 ご異議がないようですので、私が議長を務めさせていただきます。

よろしく願います。

議長 只今から議会の審議に入ります。

和泉市池上町の町域に存在する千草池を改廃して池上小学校の新設の申し出が市当局よりありましたので、関係町会長、関係水利権者協議の結果、今般市の買取要望に応じることになりました。此の物件の財産権者は、池上、尾井、富秋、泉大津市森、千原、葛の葉町会です。持ち分は池上町会 58.1% 残余は各町均等割りということになっています。元来池上町児童は伯太小学校に通学致たしていますが、通学途上、国鉄阪和線府道泉信達線等危険且つ少々遠隔でもありますので、地元で小学校新設の希望を持ち、

陳情も行っていたところ、今般諸般の事情から市当局は池上小学校新設の運びと相成りました。

ついでに、その用地として千草池及びその周辺の土地を以てこれに充てるという計画のもとに千草池買収の申し出がありました。当町会は此の件について池上町会より相談を受けましたのは大部以前でしたが、爾來此の件について何回となく関係町会長間で協議を重ね、又町内役員会でも協議しましたが、こと教育問題でありますので、基本的にはこれに応じる考えのもとに水利権者との関係における配分金の割合並びに坪単価等数回の接渉を重ね、此の程町会への配分金は買収総額の10%、坪単価127,000円で合意しました。

以上、ご報告申し上げましたが、質問があればどうかお尋ね下さい。

田中一氏 此の話は大分前から聞いていますね。

議長 前町会役員時代からで、たしか最初話がありましたのは昭和49年10月27日です。

田中一氏 どれ位の面積ですか。

議長 池の面積は7反8畝7歩、堤1反3畝10歩、計9反1畝1歩 9,080㎡です。

小学校用地は16,500㎡と聞いています。校区は阪和線以西王子川以南、従つて池上町、富秋町ということだと思います。

西井正氏 全体の8%ですね。

議長 面積的に当町の財産権としての持ち分は大体そうなります。8%強です。全金額の35%市、光明池15%、10%は町会、残りは水利権利ということになります。

当町会は権利としては面積的には少ないわけですが、此の件については町民の必要とするわけです。当配分金は町の公共事業に使うことにします。もつとも先きの話は別です。

如何ですか承認願えますか。

田中一氏 結講です。町会の役員さんにお任せします。

議長 町会役員にお任せのご意見ですが、皆さん如何ですか。

全員 異議ありません。

議長 それでは全員の賛成の声がありましたので、千草池は前述の条件で市の用買に応じることに決定致します。給付金を受け取つた時点で皆さんとご協議をして公共の事業に使わせていただきます。以上で千草池処分に関する審議を終ります。長時間のご審議ありがとうございました。

昭和51年9月15日

田 中 一 印

中 中 義 雄 印

上記は、昭和51年9月15日開催した葛の葉町総会会議録に相違ありません。

昭和51年9月15日

和泉市葛の葉町会長 田 中 一 弘 印

(11) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和52年2月14日

和泉市富秋町94

申請人

町会長 福 西 富 雄 印

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町393-1 ため池 7,758.67m²のうち650.18m²

和泉市池上町393-2 堤 1,322.32m²のうち110.81m²

(12) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和52年2月14日

福 西 富 雄 印

奥 野 貞 雄 印

奥 野 徳 一 印

福 西 光 男 印

西 野 仙 太 郎 印

安 井 義 次 印

奥 野 宗 次 印

杉 本 光 伸 印

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67㎡のうち650.18㎡

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32㎡のうち110.81㎡

(13) 同意書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和52年2月14日

実行組合長 福西悦三 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67㎡のうち650.18㎡

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32㎡のうち110.81㎡

(14) 確約書

下記部落有財産の処分に付き、水利補償等の問題については解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和52年2月14日

和泉市富秋町94

町会長 福西富雄 ㊟

和泉市長 池田忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67㎡のうち650.18㎡

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32㎡のうち110.81㎡

(15) 富秋町総会議事録

開催日時 昭和51年9月22日午後7時

開催場所 和泉市富秋町公民館

出席者 町会長他97名 (内委任状による出席者76名)

定刻、町会長福西富雄氏より富秋町総会を開催するにあたって、本日の総会の議長を選出し

たい旨を述べ議場にはかつたところ町会長を議長に指名する発言があり、福西富雄氏が就任を承諾し議案の審議に入った。

第1号議案 千草池（通称）改廃処分に関する件

町会長が和泉市役所より同池を改廃し、小学校を建設したい旨の申入れがあり、その間の交渉の過程につき詳細な説明を行い、下記の条件にて同池を和泉市役所に権利譲渡し小学校建設に協力したい旨の議案説明を行ない議場にはかつたところ町民より下記の事項が尊重されることを附帯条件として、同池を改廃し小学校建設することに同意し同池の所有権を和泉市役所に譲渡する事を全員の賛成をもって可決確定した。

売却条件

物 件 和泉市池上町 393-1 約 7,758 m^2 （通称千草池）

和泉市池上町 393-2 約 1,322 m^2

（計 約 9,080 m^2 ）

売却価格 3.3 m^2 単り 127,000円

但し、以上に対する権利者の持分

和泉市役所 35% 光明池 15% 各町合計 10% 水利権者 40%

各町持分

池上町 58.1%

5町合計 41.9%（富秋、葛の葉、尾井、千原、森）

従って富秋町持分価額 上記価格の 0.838%

附帯条件

- 1 同池改廃に伴ない、下流河川を改修し水害等の発生を防ぐ諸施設を設けること。
- 2 通学に関して、児童の交通事故等の危険発生防止に万全の策を構じた通学路を確保すること。
- 3 校区を適正立地及び適正規模の見地から、現在の富秋地区、及び池上地区とすること。
- 4 その他今後の理想的小学校作りに関し、校区住民と協議して学校の建設を進めること。

以上議案がすべて終了したので議長が閉会の辞を述べ閉会した。

時に午後9時であった。

上記の決議を明確にするため議事録を作成し、町会長及び下記の者それぞれ記名押印する。

昭和51年9月22日

町会長 福西富雄 印

署名人 奥野 貞雄 ㊟
奥野 徳一 ㊟
西野 仙太郎 ㊟
奥野 宗次 ㊟
福西 光男 ㊟
安井 義次 ㊟
福西 悦三 ㊟

(16) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和52年3月17日

和泉市尾井町89番地
申請人 町会長 寒川 熊義 ㊟

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町393-1 ため池 7,758.67m²のうち650.18m²
和泉市池上町393-2 堤 1,322.32m²のうち110.81m²

(17) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和52年3月17日

和泉市尾井町89番地
町会長 寒川 熊義 ㊟
和泉市尾井町181番地
副会長 清水 得雄 ㊟
和泉市尾井町202
副会長 野口 福治 ㊟
和泉市尾井町16番地の1

理事 山本 巽 ㊟

和泉市尾井町 203 番地の 4

会計 西井 美佐人 ㊟

和泉市尾井町 178 番地

理事 田中 幸市 ㊟

和泉市王子町 1016

会計監査 田中 三治 ㊟

和泉市尾井町 180

理事 原野 叶 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち 650.18 m^2

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち 110.81 m^2

(18) 同意書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和 52 年 3 月 17 日

和泉市尾井町 58

尾井支部長 前川 実 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち 650.18 m^2

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち 110.81 m^2

(19) 確約書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

昭和 52 年 3 月 17 日

和泉市尾井町 89 番地

町会長 寒川 熊義 ㊟

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市池上町 393-1 ため池 7,758.67 m^2 のうち 650.18 m^2

和泉市池上町 393-2 堤 1,322.32 m^2 のうち 110.81 m^2

(20) 尾井町隣組長会々議録

開催日時 昭和51年9月11日午後7時30分

開催場所 和泉市尾井町 尾井町会館

出席者 町会役員8名

各隣組長 22名

議案 千草池改廃処分に関する件

寒川町会長 只今から隣組長会議を開催致します。

過日の隣組長会議の際、千草池改廃処分について簡単に説明しておきましたが、愈々売却代金も決定しました。

この問題については、町総会で決定されるのが原則ですが、会場その他の関係上、隣組長会議にて決定することにします。

この問題については、永年池上町が要望して来た小学校の建設について、昨年来より和泉市教育委員会より、学校敷地として、千草池の改廃方申入れがあり、千草池については池上町外5ヶ町(池上町、尾井町、富秋町、葛の葉町、泉大津市千原、森町)の共有となっており、当尾井町としても共有の権利があります。各持分については、池上町は0.581残り0.419は尾井町、富秋町、葛の葉町、千原町、森町の等分持ちである。又、売却代金の町側と水利権者側との配分率についても、各町の要求率も異り、交渉を重ねて来ましたが、結局町側の配分は売却総額の1割に決まりました。

引続いて売却代金について、市側と交渉に入りましたが、坪単価の決定については、今池改廃の前例、富秋中学校の建設の実例等各方面から検討し、再三にわたり、交渉の結果、千草池登記面積2,747坪を坪宛12万7千円で妥結を見るに致りました。

当町に対する配分については約290万円ぐらいとなります。配分金については町の公益事業(町民会館の建設)に使用したいと思います。

以上をもちまして千草池改廃処分についての経過及び提案の説明を終わりますが、御質問、

御意見はありませんか。

林隣組長 千草池の改廃処分の理由についてはよくわかりました。

先租が残してくれた財産であるので処分については慎重に行わなければならないと思います。

配分比率について多少の不満の面もありますが、人口増に伴う小学校建設であれば反対もできないと思いますので処分については異議はありません。校区別についてはどうですか。

寒川町会長 池上町と富秋町が編入される意向であります。

他に御意見はありませんか。

(意見なし)

御意見がないようですので、改廃処分することに決定してよろしいか。

(全員異議なしの声あり)

それでは全員の賛成を得ましたので、千草池を処分することに決定します。これをもちまして本日の隣組長会議を終わります。

お疲れのところお集りいただき長時間審議下さりましてありがとうございました。

昭和51年9月11日

署名人 寒川 熊 義 ㊟

上記は昭和51年9月11日開催した尾井町隣組長会議々事録に相違ありません。

昭和51年9月13日

尾井町々会長 寒川 熊 義 ㊟

(21) 水利権放棄書

下記部落有財産について有する水利権その他権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和51年10月3日

水利権者代表 和泉市池上町524番地

桃田 隼彦 ㊟

和泉市池上町521番地

山千代 清治 ㊟

和泉市富秋町92

奥野 徳一 ㊟

和泉市尾井町2-1の8

西野 仙太郎 ㊟

泉大津市千原2-16-19

沢田 庄太郎 ㊟

泉大津市千原町2丁目15-18

藤原 一夫 ㊟

和泉市池上町256番地

上田 種治 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市池上町393-1	ため池	7,758.67㎡
和泉市池上町393-2	堤	1,322.32㎡

(22) 部落共有地ため池売却処分代金使途明細書

1. 収入の部

溜池処分代金 290,398,556円

2. 支出の部

市支払額 101,639,494円

光明池負担金 12,602,095円

池上町遊園地買収費 16,872,156円

葛の葉町公民館改修費 2,433,539円

富秋町 " 2,433,539円

尾井町 " 2,433,539円

水利補償費 151,984,194円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和52年3月17日

池上町会長 出原 三治郎 ㊟ 出原 章 ㊟

富秋町会長 福西 富雄 ㊟

葛の葉町会長 田中 一弘 ㊟

尾井町会長 寒川 熊義 ㊟

○ 管理部長(広岡史郎君) お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第37号「土地(部落共有地)処分について」提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本土地はため池で、池上町に所在いたします部落有財産でございます。今回、町会並びに水利権者等の調整が整い、池上町、葛の葉町、富秋町及び尾井町各町会より関係書類を添えて処分申請がありましたので、これに伴い処分議案を御提案を申し上げたものでございます。

処分財産の内容でございますが、物件を表示してございまして、池上町393-1、ため池(通称千草池)7,758.67平米のうち6,458.32平米、同町393-2、堤1,322.32平米のうち1,100.69平米でございます。

処分の理由及び処分後の利用計画でございますが、近時、大阪の衛生都市圏における人口は著しい増加を示しており、特に阪和線以西については、宅建業者による住宅地開発により、現校区伯太小学校は、池上町の生徒数の増加により飽和状態であります。それに対処するため、校区の一部再編成を行い、学校運営を正常化かつ向上させるための(仮称)池上小学校を建設しようとするものでございます。

廃後の用水でございますが、同ため池よりの利水は、光明池が完成した時点からその効用を果たしていないため、何ら差し支えがございません。処分金額は、3.3平米当たり12万7千円で総額2億9,039万8千円でございます。

次に、処分代金の使途でございますが、市に対する支払いが1億163万9,494円、光明池負担金1,260万2,095円、池上町遊園地買収費1,687万2,156円、葛の葉町公民館改修費243万3,539円、富秋町公民館改修費243万3,539円、尾井町公民館改修費243万3,539円、水利補償費1億5,198万4,194円でございます。

なお、参考までに泉大津市の持ち分については、泉大津市で処理するというところでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、可決決定を賜りますようお願いいたします。

○ 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番(直村静二君) この坪数関係ではわかりませんが、大津関係分もあり、最終的にこれを含めて、池上小学校の用地は全体として何ほということ。これで何割いけるか。また用途はいつごろか。未買収地域がどのぐらい残つてくるかについてもお答え願いたいと思います。

○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 管理部長(広岡史郎君) お答え申し上げます。

千草池の用地は、当該(仮称)池上小学校建設用地の約 $\frac{2}{3}$ を占めるわけでございます。

9,080.99平米でございます。その周辺用地を約6,000平米買収しようとしており、過般
来、1,710平米をすでに買収しております。

その周辺用地の民有地の4,961平米は、今後真剣に取り組んで買収に入りたいと考えてお
ります。

○ 21番（直村静二君） いつごろのめどか、53年度開校に間に合わせたいということでは
か。

○ 管理部長（広岡史郎君） 本件の学校建設におきましては、昨年3月4日、適正就学対策審
議会の答申の中で、阪和線以西地域における新設予定の（仮称）池上小学校建設については、
昭和52年度開設を目途に所要の予算措置をなし、積極的に推進することという付帯条件をい
ただいております。その後、議会開催のたびに各議員さんから昭和52年度開校の指摘、意義
づけ並びにいろいろと督励をいただいております。

かように本件の議決をいただきましたら、早速当該池の埋蔵文化財の遺跡調査を行い、埋め
立て整地と合わせて周辺の残る4,961平米の買収に全力投球していきたいと思っております。
でございます。まことに工事等々のおくれもここに至つて申しわけございませんけれども、53
年度中の開校には何とか間に合わせたいということでございますので、当初の計画より1ヶ年
延びたというような状態でございます。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 15番（横田憲治郎君） 町会総会の会議録を拝見したわけですが、いまま答弁の中で明ら
かになつたわけですが、52年度開校を目標にしたのが一年おくれの53年度ということ
でございます。町会総会の中身では、少なくとも52年2学期を目途に開校云々という審議内容
があるわけです。

もう一つ気になるのは公立幼稚園の併設問題。これもやはり1万5千平米全の敷地内で青写
真をしているのか。このことについても、町会総会の話題になつているということも事実の上
で明らかになつているので、その辺の問題をどのように具体的に計画しているのか。

もう一つは、おくれらせながら議つて認める立場で、いまから53年度初期、当初の開校と
いう答弁があつたわけですが、それに伴う予算措置、それらの段取りについてはどの
ような見通しを持つているのか、お伺いたします。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 管理部長（広岡史郎君） 千草池については、和泉市内の4町会と泉大津市の2町会が入つ
ておられ、それぞれの水利権者もその権利者として携つてこられ、あらゆる全面的な協力を得
てまいりました。昨年9月4日でしたか、その席上で水利権者代表及び町会各代表の中で価格、

面積等を確認の上、千草池を（仮称）池上小学校の建設用地にするという全面的な協力を得ました。

引き続きその席上、管財課からの職員の出張も願い、町会及び水利権者の池の改廃等につける議会の議決をとるべく、一連の手續を御説明申し上げ、せめて12月議会に間に合わしたという形で強力に進めてきたわけでございます。

その中で、本市の町会の一、二の町会からいろんな問題が発生してまいり、12月議会に間に合わなかつたという状態で本日、ここにお願ひしてるわけでございます。

それから、先ほどお答え申し上げました53年度初期の開校とおっしゃいましたが、53年度中の開校ということで取り組んでまいっております。

併設の幼稚園をどう考えてるかという御質問でございますが、これもあわせて現在、鋭意検討しております。

予算でございますが、52年度当初予算の予備の9ページにございますが、（仮称）池上小学校建設事業費が記載されております。

この中で鉄筋3階建て校舎建築費及び合併処理、給食設備、ボーリング工事、その他設計委託料7億212万5千円を計上しております。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第37号を原案どおり同意することに決しました。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第23「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長報告）

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第57号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第1号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、市営黒鳥第二住宅の敷地の一部（和泉市黒鳥町210-2番地）の所有権移転登記を求めため、次のとおり専決処分する。

昭和52年1月29日専決

和泉市長 池田 忠雄

市は、市営黒鳥第二住宅の敷地の一部（和泉市黒鳥町210-2番地）の所有権移転登記を求めため、訴えを提起する。

1 被告となるべき者の住所、氏名

和泉市黒鳥町744番地 橋 義己
泉佐野市下瓦屋293番地 射手矢 忠春

2 請求の要旨

被告に対し、市が昭和32年に買収している和泉市黒鳥町210-2番地の土地を抵当権の設定その他一切の処分を抹消し、市に所有権の移転登記を行うよう判決を求め。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 上記訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。
- (3) 第一審判の結果、必要がある場合は上訴する。

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 市参与（中塚白君） お許しを得まして、専決第1号「訴えの提起」について、その内容及び専決処分理由を御説明いたします。

本件は、議案書に記してございますとおり、市営黒鳥第二住宅の敷地の一部、和泉市黒鳥町210-2番地、約280平米の所有権移転登記を求めものでございます。

まず、今回の訴訟に至るまでの経過につきましては、昭和32年10月28日、当該地を含め約9千平米の土地を市営住宅建設予定地、現市営黒鳥第二住宅用地として買収、当該地以外

の土地については、同年12月中に市有地として登記を完了いたしました。

なお、当該地の不登記理由は明確ではございませんが、買収当時、当該地所有者橋若宗氏が亡くなり、その相続等に手間取つたためと予想されます。

その後昭和40年11月、当該地の所有者橋若宗氏の相続人、橋義己氏より、同土地がすでに市有地であるにもかかわらず固定資産税の対象となつているため、買収年にさかのぼり減免措置を講ずるよう申請がなされ、市もこの申し入れに応じて処理をいたしました。

さらに昭和46年3月、橋義己氏より当該地について市が不当に使用しており、買収してほしいとの申し出がありましたが、市はこれまでの事実をもとに実質上市有地であることを主張し、所有権移転を要求、話し合いは不調に終わりました。

このたび、すなわち昭和51年12月、今回の訴訟対象者の1人である泉佐野市の射手矢忠春氏より、当該地を担保として資金融資を行つており、支障物件を取り除いてほしいとの要請がございました。これまで市は橋氏に対し、市と市民という立場から話し合いによつて円満に解決したいと考えてきましたが、第三者の介入により従来の方法による解決は不可能になつたと判断し、今回の措置に踏み切つた次第でございます。

また、専決処分いたしました理由につきましては、対象者射手矢氏より立ち退き要求及び当該地の任意競売申し立て等があり、事態が急を要するものと判断したものでございます。よろしく願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番(寺田茂君) この訴えの提起につきましては、今後の問題も含めまして一応、参考のためにお聞きしたい。

いま御説明があつたように、すでにこの土地には市営住宅が20年前から建つているわけなんです。その底地ということです。その底地を市のものにしようということなんです。だから20年の間にどんな事情があつたのか私は知りません、20年も市有地でありながら登記してないということに相当問題があると思うんです。

いま説明があつたように、その間40年、46年にいろんな問題が出てきてるんです。そのときになぜ登記をしなかつたか、そのときにもまだできない。そして、とうとうこういう裁判ざたにまで持つていかないかん事態になつてる。裁判の結着がどうなるか私は知りませんが、登記の問題は、15年間登記してなかつたら相当不利な点が出るんです。20年前にどういう確約書があるかと、登記してないことについては、私は不利な面が出るように思います。

だから、一番最後の「訴訟遂行の方針」というところに出てきてるが、こういう問題が出たり、今後の補償とか、仮に改めて市が買うような状態が生まれてくる可能性もあるわけなんで

す。

一つだけ、この経過はよろしいですが、20年以前に市がこれを買ったときお金が出てるんですか、出てないんですか、この点どうですか。

- 議長（坂上國治君） 答弁
- 市参与（中塚白君） 支払いはやっております。その証券書類もございます。ただおつしやるとおり、登記が済んでなかったということは事実でございます。
- 1番（寺田茂君） いまの金額と20年前の金額とは相当違いがあると思いますが、いま聞いたところによると、この土地を買うために、市が当時のお金で払つてるわけなんです。今後、この裁判が進んでいくのでどうとも言えませんが、ひよつとすると2度払いということもあり得るかもしれない。一つは、けんかの道具、解決の道に持つていつてると思うんですが、このようなことになったのは相当問題があると思う。これが市でしょう。一般の家庭ではたまたまある問題だと思います。相手の桶というのが倒産したんで、こんな問題が起つてきたと思うんですが。第三者の射手矢というのが入つてきたりして非常にややこしい問題になつて入つてる人と土地とは関係ないんですが、その下の土地をめぐつてやつてる。まして、市営住宅です。いまの人は関係ないかもしれませんが、当時の人の責任だと思う。どういう諸般の事情があつたんかわかりませんが、相続の問題でできなかつたとか、そんなことでは、なかなかこの問題について理解ができない。この訴訟がどういう成り行きになるかわかりませんが、もつとよく検討していかないかと思ひます。

参与さん、その当時の金額は幾らぐらいでしたか。

- 建設部次長（森保君） 76,500円です。
- 1番（寺田茂君） それを相手方に渡した買取ですね。
- 建設部次長（森保君） そうです。
- 議長（坂上國治君） 他に。
- 17番（富山敏治君） いかにも理由があろうとも、20年間もほつておくという市の怠慢性について私は追及したいと思う。なぜ20年の間に何らかの話し合いがつかかなかつたのか、まず一点。

それから、「弁護士を訴訟代理人と定める」はええとして、2番目の「上記訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる」と書いてあるが、どんな条件なら和解をしようとしているのか、その点についてもちよつとお考えを聞きたいと思うんです。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 建設部次長（森保君） お答え申し上げます。

この件につきましては、ただいま参与の方から提案理由の説明で申し上げておりますように、40年11月、46年3月の2回にわたって話し合いが行われております。

2点目の和解の点につきましては、橋さんと訴訟の段階でございますので、弁護士を通じて十分話し合いの過程で解決していきたい、このように考えております。

○ 17番(富山敏治君) あのね、和解というのはいま、寺田君が言ってるように、何かのものが出てこないことには和解にならん。たとえば2重払いになるとか、いまの金額の高低云々は別として、初めから適当と認める条件で和解するということは、あなたの方はすでにこの裁判によつて和解という言葉が出たことは、お金を払つてもよろしいんだとなつてるんじゃないか。

○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 建設部次長(森 保君) 決してそのような考えは持つてございません。

○ 17番(富山敏治君) さすれば、和解というのはどういうことですか。

○ 建設部次長(森 保君) 市の方にも登記してなかつたという責任がございます。ただ懸念されることは、橋若宗さんが売買の契約前32年6月4日に死亡してございます。たまたまその当時、義己氏が相続代表人としての売買契約をしてございまして、そして、遺産相続が非常におくれまして、48年11月30日に相続をやつてございます。その間、市の方の移転登記等につきましては、恐らく相続の代表者が3名ないし4名おりますが、そういった段階でかなりの人の間の話し合いが不調に終わつてゐることも原因で、それが為できなかつた理由にはなりません、現にそういうかつこうでございます。

○ 17番(富山敏治君) 理解はするんですが、私が言つてゐるのは、あなたが言われたように、40年11月、46年3月に話し合いがあり、48年11月に相続ができたことがわかつておる。しからば、46年から2年たつており、そして、48年から今日まで4、5年の歳月がたつとる。その相続が決まつた時点で、なぜあなたの方は何もせんとほつておつたのかということです。そうなりますわね。

と同時に、裁判で和解せよということは、金で解決しなさいということになつて出てくるんです。当時、私自身も議会に出ておりまして、黒鳥の奥村さんとも一語に、その土地について御協力をさせていただくために奔走した経験もあり、金を支払つたことも知つております。

そんなことよりも、46年3月に話し合つたが、まだ相続していなかつた。48年には相続ができておつたことがわかつていたならば、なぜ49年の時点で登記をしなかつたのか。倒産したのは昨年か、一昨年でしたか、その間に約2年間空いてる。市の怠慢は許されないと申すんです。そして、和解をすることができるということについては、私は承服しかねるんです。

どのように考えても、弁護士や裁判官が和解せよということは、金で解決しなさいよという判決が出た場合、また、その上に追い打ちをかけてその土地を買わなくてはならない、寺田君が言った事態にならざるを得ないんですが、そういうことになったら、とことんまでやるんだということをここで確認していただきたいと思うんです。

- 市参与（中塚白君） これは言いわけになりませんが、確かに御指摘のように、こういう問題が発生した 所有権の移転がなされるチャンスはあつたのは事実でございます。しかしその間、何も怠慢でほつておつたということじやなく、何回かの担当者は変わつてございますが、それぞれの時点で話し合いはなされてございます。しかしながら、現実には所有権の移転に応じなかつたということでございます。

しかし、少なくとも、所有権の移転はなされないにしても、実質上は市のものであるということはいろんな事実から明らかでございますけれども、過去の経過も踏まえての訴訟になつてございますので、判決はどう下りるかは別としても、少なくとも2重払いになることのないよう、手だては私の方でもさせていただきたいと思ひます。

- 議長（坂上治君） 他に。

- 8番（成田秀益君） こういうことはようありますわな。その時にきちんとした証書をこしらえてもね。市営住宅はもちろん市のもの、借地になつてたわけですね。その辺の裁判所における実証関係の証書ももちろんあるだろうと思ひますが、弁護士さんはどう言うてはるんですか。専門家やからやつてはると思ひます。和解ということは、裁判所はある程度職権でやる場合もあります、それはそれとして、市の固定資産税とかは、市のものであるからということで課してなかつたわけですね。そういう市の方も実証できるものがあるので訴訟に踏み切つたんだろうと思ひます。先ほど、どなたかがおつじやつたように、20年間という問題、本人がどう思つてるか知りませんが、48年に相続してるんでしよう。こういう問題はちよいちよい聞きますが、専門の弁護士さんと相談しはつて、勝訴になるんかどうか判断するのは弁護士さんもわかりませんが、その見込みをどういうふうにおつじやつていますか。

- 市参与（中塚白君） 先ほどの提案理由の説明の中でも、経過の報告も踏まえてお話し上げましたが、ただ感じとしては、いろんな事実がございまして。所有権の移転はなされなくても、実質上固定資産税も含めて市の所有の土地であるということは、本人もある時期では認めております。あくまでも、まだ公式見解は裁判所の判決によりますが、私の見解ということで一応お聞き願ひたいんですが、これは勝訴になる見込みだということは漏れ承つております。しかし、現実には勝てるかどうかは判決で決まりますから、私の方からとやかく申し上げられせん。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり承認するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よつて報告第1号を原案どおり承認することに決定します。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第24「和泉市土地開発公社昭和52事業年度事業計画書類提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

和泉市土地開発公社昭和52事業年度事業計画書類提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和52事業年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり報告する。

昭和52年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第2号参考資料

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（注）（第221条第3項の法人）とは、次に掲げるものである。

（1） 普通地方公共団体が設立した住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの $\frac{1}{2}$ 以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

（2） 普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの $\frac{1}{2}$ に相当する額以上の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保障又は

損失補償を行うこと等)を負担している民法第34条の法人、株式会社又は有限会社

(2) 地方自治法(昭和22年政令第16号)抜すい

(法人の経営状況を説明する書類)

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

議案第7号

昭和52事業年度和泉市土地開発公社予算

(総則)

第1条 昭和52事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ9,462,315千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表収入支出予算による。

(借入金)

第3条 借入金の限度額は、4,231,670千円と定める。

昭和52年3月1日提出

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄

第1表

收入支出予算

收入

款	項	金額
1. 事業収入		4,225,545
	1. 土地売却収入	4,225,545
2. 借入金		4,231,670
	1. 借入金	4,231,670
3. 事業外収入		5,100
	1. 利息収入	5,000
4. 繰越金		100
	1. 繰越金	1,000,000
合計	計	9,462,315

支 出

款	項	金 額
1 事 業 費		4,458,598 円
	1. 土 地 取 得 費	2,985,413
	2. 土 地 造 成 費	280,000
2. 管 理 費	3. 信 太 山 丘 陵 開 発 費	1,193,180
		170,722
3. 借 入 金 償 還 金	1. 財 産 管 理 費	3,370
	2. 事 務 管 理 費	167,352
4. 予 備 費	1. 借 入 金 償 還 金	4,630,000
		4,630,000
5. 繰 越 金	1. 予 備 費	3,000
		3,000
合 計	1. 繰 越 金	200,000
		200,000
合 計		9,462,315

予 算 說 明 書

(収 入)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前年度当初 予 定 額	比 較	節 額		說 明
					区	分 金 額	
1. 事業収入		4,225,545	2,255,706	1,969,839			千円
(1) 土地売却収入		4,225,545	2,255,706	1,969,839			
	1. 土地建物等売却収入	4,225,545	2,255,706	1,969,839			
					土地建物等 1. 売却収入	4,225,545	公共事業用地 換地对策及び一般分譲用地 2,206,660 2,018,885
2. 借入金		4,231,670	4,080,431	151,239			
(1) 借入金		4,231,670	4,080,431	151,239			
	1. 借入金	4,231,670	4,080,431	151,239			
					1. 借入金	4,231,670	事業資金借入金
3. 事業外収入		5,100	3,100	2,000			
(1) 利息収入		5,000	3,000	2,000			
	1. 利息収入	5,000	3,000	2,000			
					1. 利息収入	5,000	歳計現金預金利息
(2) 雑収入		100	100	0			

	1.雑入	100	100	0					
					1.雑入	100	雑入		
4.繰越金		1,000,000	500,000	500,000					
(1)繰越金		1,000,000	500,000	500,000					
	1.繰越金	1,000,000	500,000	500,000					
					1.繰越金	1,000,000	前年度繰越金		
合	計	9,462,315	6,839,237	2,623,078					

(支出)

款項	目	本年度 予定額	前年度当初 予定額	比較	節		説明
					区分	金額	
1.事業費		4,458,593 ^{千円}	3,085,931 ^{千円}	1.372.662 ^{千円}			千円
(1)土地取得費		2,985,413	2,335,431	649,982			
	1.環境改善整備事業用地取得費	1,507,110	1,166,320	340,790			
					1.委託料	5,000	鑑定委託料
					2.用地費	1,472,410	土地建物購入費 土地 10,308㎡ 建物 751,200

款 項	目 的	本 年 度 予 定 額	前 年 度 當 初 予 定 額	比 較	節 分 額		說 明
					區 分	金 額	
					3.補償費	29,700 ^円	物件補償
	2.学校用地取得費	1,155,303	681,611	473,692			
					1.委託料	1,000	鑑定委託料
					2.用地費	1,154,303	土地建物購入費 土地 21,461 ^m 建物 83,467
	3.公共用地取得費	323,000	487,500	△164,500			
					1.委託料	1,000	鑑定委託料
					2.用地費	315,000	土地購入費 9,882 ^m
					3.補償費	7,000	物件補償
(2)土地造成費		280,000	200,000	260,000			
	1.土地造成費	265,000	200,000	245,000			
					1.委託料	10,000	設計委託料
					2.工事請負費	255,000	学校建設用地造成工事費 16,700 ^m 換地对策事業用地造成工事費 25,000 ^m
							45,000 210,000

2. 遺跡調查費	15,000	0	15,000	1. 賃金 2. 使用材料及借料 3. 需用費	11,357 2,462 1,181	人夫賃金 重機借上料 ○ 消耗品費 ○ 印刷製本費	631 550
(3) 信太山丘陵開發費	1,198,180	730,500	462,680				
1. 信太山丘陵開發費	1,198,180	730,500	462,680	1. 委託料 2. 工事請負費 3. 用地費 4. 旅費 5. 需用費 6. 交際費 7. 負擔金補助及交付金	20,000 170,000 1,000,000 280 200 200 2,500	設計委託料 造成工事費 21,000㎡ 土地購入費 100,000㎡ 府外旅費 ○ 消耗品費 50 ○ 食糧費 100 ○ 印刷製本費 50 交際費 排水路改修工事負擔金	
2. 管理費	170,722	150,306	20,416				
(1) 財產管理費	3,370	5,470	△ 2,100				
1. 財產管理費	3,370	5,470	△ 2,100				

款 項	目 的	本 年 度 予 定 額	前 年 度 當 初 予 定 額	比 較 率	節 省		說 明
					區 分	金 額	
(2)事務管理費					1.工事請負費	3,000	土地建物等管理及補修工事費
					2.賃 金	120	人夫賃金
					3.需 用 費	50	○消耗品費
					4.原 材 料 費	200	財產管理用資材
		167,352	144,836	22.516			
1.事務管理費		167,352	144,836	22.516			
					1.報 酬	240	顧問鑑定士報酬
					2.給 料	80,982	職員給料(38人)
					3.職 員 手 當	60,632	扶養手当 管理職手当 調整手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 児童手当
					4.共 濟 費	18,767	職員互助會負擔金
							2,481 7,235 7,253 998 3,065 296 1,604 37,630 120

									職員共済組合負担金	9,314
									職員健康保険組合負担金	4,788
									職員団体定期保険料	49
									職員災害補償負担金	80
5.旅費	費		370					府外旅費	300	
6.交際費	際費		300					府内旅費	70	
7.需用費	費用費		2,374					交際費		
								○消耗品費	618	
								○燃料費	235	
								○食糧費	300	
								○印刷製本費	871	
								○修繕料	350	
8.役務費	務費		268					自動車保険料	136	
								電話使用料	120	
								郵送料	12	
9.使用材料及借料	借料		50					道路通行料		
10.備品購入費	購入費		300					事務用備品購入費		
11.負担金補助及交付金	補助交付金		10					阪南公社協議会負担金	5	
								登記事務所協議会負担金	5	
12.公課	課費		59					自動車重量税		
13.委託料	託料		3,000					登記手続業務委託料	2,400	
								清掃業務委託料	600	
3.借入金(1)	借入金				4,630,000	3,100,000	1,530,000			
					4,630,000	3,100,000	1,530,000			

款 項	目 的	本 年 度 予 定 額	前 年 度 當 初 予 定 額	比 較	節 分		說 明
					區 分	金 額	
	1.元 金	3,630,000.00	2,100,000.00	1,530,000.00			
	2.支 払 利 息	1,000,000.00	1,000,000.00	0	1.元 金	3,630,000.00	借入金元金償還金
4.予 備 費		3,000.00	3,000.00	0	2.支 払 利 息	1,000,000.00	借入金利息
(1)予 備 費		3,000.00	3,000.00	0			
	1.予 備 費	3,000.00	3,000.00	0			
5.繰 越 金					1.予 備 費	3,000.00	予 備 費
		200,000.00	500,000.00	△300,000.00			
(1)繰 越 金		200,000.00	500,000.00	△300,000.00			
	1.繰 越 金	200,000.00	500,000.00	△300,000.00			
合 計		9,462,315.00	6,839,237.00	2,623,078.00	1.繰 越 金	200,000.00	翌年度繰越金

昭和52事業年度和泉市土地開発公社資金計画

区分	本年度予定額	前年度当初予定額	比	数
受入資金	9,462,315 円	6,839,237 円	2.623,078	円
1. 事業収入	4,225,545	2,255,706	1.969,839	
2. 借入金	4,231,670	4,080,431	151,239	
3. 事業外収入	5,100	3,100	2,000	
4. 繰越金	1,000,000	500,000	500,000	

支払資金	9,462,315	6,839,237	2,623,078	
1. 事業費	4,458,593	3,085,931	1,372,662	
2. 管理費	170,722	150,306	20,416	
3. 借入金償還金	4,630,000	3,100,000	1,530,000	
4. 予備費	3,000	3,000	0	
5. 繰越金	200,000	500,000	△300,000	

昭和52事業年度和泉市土地開発公社事業計画

1. 和泉市の公共事業の促進を図るため、下記公共用地の先行取得を行うものとする。

事業名	計画面積	事業費	備考
学校用地	21,461 ^{m²}	1,154,303 ^{千円}	
環境改善整備事業用地	10,303	1,502,110	
公共用地	9,882	322,000	
信太山丘陵開発事業用地	100,000	1,000,000	
合 計	141,646	3,978,413	

2. 和泉市の公共事業に充当する目的をもって、当公社にて先行取得した用地を下記により譲渡する。

事業名	計画面積	譲渡価格	備考
肥子池公園用地	70 ^{m²}	4,500 ^{千円}	
都市計画街路府中北通線用地	24	10,000	
唐国池田線用地	400	8,000	
改良住宅用地	11,645	1,272,403	

地区内道路用地	750	95,000	
細街路用地	401	22,000	
公共駐車場用地	1,260	152,110	
旭公園用地	1,200	120,000	
王子西公園用地	1,650	99,000	
王子東公園用地	1,200	60,000	
身体障害者解放会館用地	1,365	175,872	
換地对策及び一般分譲用地	31,671	2,206,660	
合 計	51,636	4,225,545	

3. 和泉市の公共事業に充当する目的をもって、当公社にて先行取得した用地を下記により造成等の工事を行うものとする。

事業名	計画面積	事業費	備考
学校用地	16,700 ^{m²}	60,000 ^{千円}	
換地对策事業用地	25,000	210,000	
信太山丘陵開発事業用地	21,000	170,000	
合 計	62,700	440,000	

昭和51事業年度和京市土地開発公社予定損益計算書

(昭和51年4月1日～昭和52年3月31日)

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
I 事業費用	2,330,663	I 事業収益	2,217,061
土地建物等価 売却原価	2,155,963	土地建物等 売却収入	2,217,061
財産管理費	21,400	II 事業外収益	49,500
事務管理費	152,500	利息収入	15,000
減価償却費	800	雑収入	34,500
II 事業外費用	950,000	固定資産 評価益	902,500
支払利息		当年度純損失	111,602
合計	3,280,663	合計	3,280,663
			3,280,663

昭和51事業年度和泉市土地開発公社予定貸借対照表

(昭和52年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 固定資産	10,306,789	I 固定負債	11,350,500
土地	9,175,092	借入金	
建物	1,019,248	II 流動負債	500,000
備品	110,503	未払金	500,000
備	1,846	III 基金	5,000
電話加入権	100	IV 欠損金	48,711
II 流動資産	1,505,000	繰越利益剰余金	67,891
現金預金	300,000	当年度純損失	111,602
定期預金	5,000		
未収金	1,200,000		
合 計	11,811,789	合 計	11,811,789
			11,811,789

昭和52事業年度和泉市土地開発公社予定損益計算書

(昭和52年4月1日～昭和53年3月31日)

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
I 事業費用	4,338,374	I 事業収益	4,225,545
土地建物等価		土地建物等	
売却原価	4,124,272	売却収入	4,225,545
財産管理費	43,550	II 事業外収益	5,100
事務管理費	167,052	利息収入	5,000
予備費	3,000	雑収入	100
減価償却費	500	III 固定資産	950,000
II 事業外費用	1,000,000	評価益	950,000
支払利息	1,000,000	当年度純損失	157,729
合計	5,338,374	合計	5,338,374
			5,338,374

昭和52事業年度和泉市土地開発公社予定貸借対照表

(昭和53年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 固定資産	1,155,730	I 固定負債	1,195,217
土地	9,818,404	借入金	
建物	1,599,180	II 流動負債	300,000
備償品	131,450	未払金	300,000
備品	1,646	III 本金	5,000
電話加入権	100	IV 欠損金	201,440
II 流動資産	505,000	繰越欠損金	43,711
現金預金	100,000	当年度純損失	157,729
定期預金	5,000		
未収金	400,000		
合 計	1,205,573	合 計	1,205,573
			1,205,573

- 議長（坂上 國治君） 報告書の説明を願います。
- 用地担当理事（西川武雄君） ただいま御上程いただきました報告第2号「和泉市土地開発公社昭和52事業年度事業計画書類提出について」御説明申し上げます。

まず初めに、土地開発公社の運営につきましては、先に御議決を賜りました昭和52年度和泉市一般会計予算の執行方針に基づき、効率的な資金運用と、諸事業を効果的かつ円滑に実施するために必要な用地取得及び処分並びに関連する諸事業を、市長部局との密接な関係を保ちつつわれわれ職員は一丸となり、全力を挙げて蔽正に業務を執行する決意でございます。

また、かねてから御指摘のございます膨大な借入残金に伴う金利負担を軽減するためにあらゆる努力を重ね、本事業年度も引き続き保有財産の効果的な処分を促進するため、厳しい行財政運営の折ではございますが、市、府等関係機関の絶大なる御尽力をいただき、事業用地の早期買い上げ及び公社事業資産の早急な処分を第一義として取り組み、優良市場からの資金導入等の開拓と相まって金利負担の一層の軽減に努力いたします。御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊の公社予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出予算の総額及び款項の区分と、その金額を定めるものでございまして、52事業年度における予算の総額を収入支出それぞれ94億6,231万5千円とし、その内訳は、第1表のとおりでございます。前年度当初予算額に比較して26億2,307万8千円の増額で、約38%の増でございます。

この主な理由は、収入予算にありましては、事業収入の土地建物等売却収入で約20億円、前年度からの繰越金で5億円の増でございます。

支出予算にありましては、事業費で（仮称）郷荘小学校の新設に係る用地の取得及び信太山丘陵開発事業に係る演習場内民有地の取得並びに公社保有地を換地対策事業用の代替地として権利者等に分譲するための宅地造成と、いずれも事業量の増大に起因いたすもので、約13億7千万円の増額、また、借入金償還金の元金償還金で約15億3千万円の増額に伴うものでございます。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございます。これは先に御可決賜りました一般会計の債務負担及び債務保証に基づく事業を執行するのに必要な資金を借入れにより調達するもので、本年度は限度額を42億3,167万円と定めるものでございます。

次に、予算の科目別の御説明の前に、本事業年度における事業計画の内容について御説明を申し上げます。（12ページ）

まず、公共用地先行取得事業計画の内容でございますが、市の委託事業分としては、新しく（仮称）郷荘小学校の新設用地、前年度からの継続事業として（仮称）池上小学校新設用地及び南池田小学校の拡張用地等の学校施設整備に伴う用地2,146,100平米を初め、環境改善整備事業に係る用地として1,030,300平米、一般公共事業用地並びに公払法に基づく買い上げ用地等で9,882,000平米、合計4,164,600平米を29億7,841万3千円でもって取得しようとするものであります。

また、公社独自事業分としては、かねてから懸案の信太山丘陵を市民の福祉向上に資するため、公共的事業を促進する施策を市当局においても推進されておりますが、その早期の目的達成を目指し、具体化のために演習場内に所在する民有地のうち10万平米を1.0億円でもって取得しようとするものでございます。

次に、すでに先行取得いたしております用地等の処分計画でございます。市施行分の公共事業用地として、住宅地区改良事業に係る改良住宅用地1,645,000平米を初め、公園用地、道路用地、各種施設用地等として合計1,996,500平米を20億1,888万5千円で譲渡を予定いたしました。また、公共事業に係る代替用地等として、31,671平米を2.2億6,666万円でもって関係者へ分譲を予定いたしました。

なお、先に申し上げましたように、保有資産の一層の処分を図るため、府施行予定の大阪岸和田南海線新設用地等を早期に買い上げていただくよう積極的に働きかけるとともに、保有財産をより効果的に処分するため全力を注いでまいります。

次に、先行取得した用地を学校建設事業及び換地対策事業等に資するため、適正な整備水準による宅地造成工事を施行するもので、6,270,000平米を4億4千万円の経費で予定いたしました。

なお、事業の施行に当たっては、都市計画に整合するよう市長部局との十分なる調整を前提といたします。

引き続き、これら事業を執行するに必要な予算の大綱について御説明申し上げます。

（5ページ）

まず、支出の部でございますが、土地取得費として、先に申し上げました市委託先行取得事業で、環境改善整備事業用地、学校用地、公共用地等の取得に必要な経費として29億8,541万3千円を、土地造成費として、（仮称）池上小学校用地の造成工事費4,500万円、換地対策事業用地の3地区、延べ2,500,000平米の造成工事費2億1千万円、地質調査を含む実施設計委託料で1千万円、（仮称）池上小学校用地等の遺跡調査費1,500万円をそれぞれ計上いたしました。また、信太山丘陵開発費として、宅地造成工事費及び土地購入費、設計委託料並び

に排水路改修工事負担金の必要経費1億9,318万円を計上し、第一款の事業費の予算額は44億5,859万3千円と相なり、前年度当初予算額と比較いたしますと13億7,266万2千円の増額、45%の伸びでございます。これは先にも申し上げましたように、事業量の増大によるものでございます。

第二款(7ページ)の管理費でございますが、これは用地取得業務及び財産管理業務並びに工事施行業務等に関連する間接経費でございます、その主なものは、38名分の職員給与費等の人件費等で1億7,072万2千円を計上いたしました。前年度当初予算額と比較いたしますと、2,041万6千円の増加となりますが、その主なものは、給与改定に伴う職員給与の増額でございます。

なお、公社事務局職員13名を除く25名の職員は、用地等の取得業務担当部局にそれぞれ配置されております。

9ページの第三款、借入償還金として46億3千万円を計上いたしました、その内訳は、残債借入金及び本事業年度新規借入金に対する支払利息として10億円、元金償還金として、36億3千万円を予定いたしました。

なお、金利負担軽減のため、資金の効率的な運用を第一義として財政運営に当たるとともに、借入利率についても、これの軽減に一層の努力を重ねてまいります。

第四款、予備費に300万円を、第五款、次年度への繰越金、これは53年3月末日現在の現金預金及び未収入の予定額から未払金予定額を差し引いた額に相当するものでございますが、予算額として2億円を計上させていただき、支出合計額は94億6,231万5千円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら支出予算を賄います収入予算の主な内容について御説明申し上げます。(4ページ)

まず、第一款の事業収入につきましては、先に申し上げました事業計画に基づく土地建物等売却収入として、42億2,554万5千円を計上いたしました、なお一層の収入増加を図るため、関係機関との協議を重ねてまいります。

次に、第二款、借入金として42億3,167万円を計上いたしました。これは先の支出予算の合計額から、収入予算の事業収入及び第三款、事業外収入510万円並びに第四款、前年度からの繰越金10億円を加えた収入額を差し引いた不定額に相当する金額を借り入れにより賄おうとするものでございます。

なお、本借り入れにより52事業年度末の借入金残金は、119億5,217万円に達するものと見込まれ、51事業年度末の見込み額と比較いたしますと、約6億円の増額となりますが、

その主な理由は、学校用地及び信太山丘陵開発事業に係る新規用地取得分約21億5,400万円の土地の売り払いが53事業年度以降になるためでございます。また、年度末の資金運用をより効率的に図ることにより、可能な限り新規借入金の増加を防ぐ所存でございます。

以上、収入予算合計額94億6,231万5千円と相なり支出予算合計額と均衡いたします。

11ページに資金計画、14ページ以降に予定損益計算書、予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

終わりに、冒頭に申し上げました公社運営のより健全化にあらゆる努力を尽くすことを重ねてお誓いし、報告第2号の御説明を終わります。

- 議長（坂上國治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 今度の52年度の公社予算は、一つは、説明書でいくと4ページ、土地建物等売却収入42億円、この内訳として公共事業用地20億円、これは学校関連と思います。お聞きしたいのは、換地対策及び一般分譲用地、この換地対策というのは、だれに換地を与えるのかの範囲、これを明確にしてもらいたい。それから、一般分譲用地はだれに分譲するのか。これは市が一切関係なしでこういうことをやれる法的根拠、これが三点として条文をお教え願いたい。

それから確認事項として、この報告によつて予算を組んでますけれども、これがもし赤字が出た場合は和泉市が責任をもつて補てんする、あわせて赤字になった場合は一般会計、和泉市にくるんか、こないのか、お聞きしたい。

あと若干ありますが、後にします。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 用地担当（橋本昭夫君） お答え申し上げます。

4点にわたつてございますが、まず、換地対策の範囲と申しますか、対象者の枠でございますが、これは和泉市の公共事業等に用地等がかかり、なおかつ住宅がなくなつて移転をせざるを得ないという方を優先的に分譲をさせていただきたいと思ひます。

なお、租税特別措置法の特例によりまして、3,000万円を超える場合につきましては、代替資産等の購入でもつて税の軽減措置がございます。そういう方々にも造成した宅地をお渡しするのではなく、公社の持つております代替用地の中で、造成してなくても財産として代替資産をお買いになりたいという方々に御希望により分譲したいと考えてます。

なお、一般分譲とおつしやつてますが、公社の方では、事業目的を明確にして用地買収をしておる限り、原則として一般分譲の土地はございません。しかし、今後の地価の動向等を勘案して、市民の方々に有利な宅地を供給するのも、土地開発公社の一つの業務ではないかと考え

ております。したがって、関連する大阪府、国等の施設用地並びに今後、公共事業の代替用地として絶対量が十分充足できた暁には、一般市民の方々にも良好な住宅用地として分譲する場合もあり得ると考えております。

それから、三点目を跳ばして赤字補てん等の問題でございますが、この事業用地等を含め公社の事業につきましては、一般会計の方で債務保証をしていただいております。まず、赤字を出すことを防ぐのが第一でございますが、現下の情勢が非常に厳しいものがございまして、やはり事務管理費等の増高もあり、最終的に公社の方で赤字が出た場合には、一般会計の債務保証で損失補てんという形に現行制度上ではなっております。しかし、そういうことがないように、赤字解消に向かって損失を少なくする事業に向けてがんばってまいりたいと思います。

根拠につきましては、公払法並びに現在の和泉市土地開発公社の定款に抵触はいたしておりません。

○ 21番(直村静二君) 黒字になつたらどないなるんやという答弁はない。それは後で聞くとして、一般分譲用地または換地対策の範囲、これは公共事業用地に張りつけたときに立ち退きまたは対象になつた人だけということですね。そうすると、この4ページ以外のところで、10は信太山丘陵開発で12億円見込んでいますね。つまり換地対策及び一般分譲には信太山の丘陵開発は入るんか。というのは、この分譲用地22億円の中には、信太山の丘陵開発があるのかどうか、確かめておきたい。

○ 用地担当(橋本昭夫君) 52事業年度の収入の中には、信太山丘陵開発については、防衛庁との交渉あるいは政治的な問題もいろいろ議会の先生方の御指導も得ながら進めております。しかし、造成工事を行つて市民に分譲するのは相当先の話でございまして、52年度収入の中には入ってございません。

○ 21番(直村静二君) 私も特別委員会の委員として入つてますので余りしたくないんですが、ここで市長に明快にお答え願いたいのは、いまの答弁で本年度に公社が独自にこれをやるんだということですが、私はあとの点はともかく、信太山丘陵開発は法的に議会の議決事項にはなつてないのか。また都市計画法上、和泉市としては、具体的に信太山丘陵開発というものを案件として議会の議決をもらつてるのか、もらつてないのか、もらう必要がないというのなら、これについて一言意見を申し上げたい。まず、さきの点でお答え願いたい。

○ 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

信太山丘陵の開発につきましては、現在、都市計画的な決定とか、法的には何も決定いたしてございません。先般、特別委員会の席上で御説明いたしましたように、パイロットプランがまとまつたところございまして、法的根拠をもつての決定行為はまだいたしてございません。

総体的に開発公社の行う事業につきましては、その事業内容等をその都度議会の方に御上程を申し上げ、議決を得るという手続は必要ないわけですし、今回御報告申し上げるような事業計画あるいはそれに伴う予算等を御報告申し上げる、議会の議決を要するという面では、いわゆる信太山丘陵開発に伴う必要な資金として、10何億かの金を公社が適当な金融機関からお借りしてその事業を行うについての債務保証あるいは債務負担という形で別途、一般会計予算の中で債務保証なり債務負担の議決をいただくという手続だけでございます。

したがって、その手続を経た場合、その範囲において公社が事業を行うことにつきましては、公社の理事会が当面の責任ある立場においてその事業の執行に当たっていくという運営のやり方になっておるわけなのでございますので、ひとつ御理いただきたいと思っております。

- 21番(直村静二君) 助役さんからお答えありましたように、そういう内容で出発しております。だから私たちの理解では、少なくとも公共用地の先行取得、たとえば学校用地については、地域、対象場はわかりやすいし、これは非常にいいと思う。ただ換地対策、環境改善には不明瞭な点が多いと思っております。部落解放同盟を窓口として、同和事業について協議をして決めていくんですから、われわれ議員がなかなかこれについてもものが言いにくい。さらに、フリーハンドということも問題です。

さらに、第三点の信太山丘陵開発については、一体どのぐらい開発しようとしているのか。これは、公共用地なのか。具体的には、余つたら民間にも将来分譲しようとなれば、これは大きな地形、地目の変更です。信太山丘陵については、結局新しい開発になってくるわけでしょう。

意見として聞いてもらってもいいが、いままでの分、公共用地の先行取得、学校用地についてはわかります。換地対策、環境改善も不明瞭な点はありますが、大体わかります。信太山丘陵開発については、すでに用地も買つてるわけでしょうが、計画がない。造成していくんだ、どんなものができるのか、プランが立つたところでしょう。しかも、予算面では、当初予算のところへ債務保証で出せばしまい。後で仕上がったものをどこでチェックするんか。

端的には、信太山丘陵周辺の住民からどんな計画かと聞かれてもさっぱりわからない。予算の債務保証したるだけ、フリーハンドで、どこへ行つたらわかるんかということで不明瞭なものになってくる。開発公社が不動産業者の先走りをやつてるんじゃないかという面も出てくるんじゃないか。分譲となると、公募せないかん場合もある。

もつとはつきり言えば、チェックしたいのは、開発計画は議会の議決要ります。単に債務負担、債務保証だけではあきませんよ。都市計画法の議会の議決事項、私ども共産党議員団としては研究もし、法的な根拠を明らかにしてほしいと言つておきます。

だから、市長にもお願いしたいのは、こういう換地対策、一般分譲、信太山丘陵については、市として事業報告が出るまでに、ここに金額は出てますが、こんな計画で、これぐらいの坪数という具体的な資料として出てこないことにはいかん。私が前々から言つてた特別委員会はできましたが、特別委員会はここへまだ入つてません。順番に経過の説明を聞くだけ、予算はすでに走つてる。特別委員会は承認も何もしてないし、あなたのお答えでは報告でええという。意見を含んでおきますが、池田市長がこういう丘陵開発のプランの決定とかについて、公社の理事長だけでしてるんではいけませんよ。その点をはつきりしてもらわんといかん。

○ 助役（坂口禮之助君） いろいろ御指摘をいただいておりますが、かねてから公社業務の運営について、議会サイドのチェックポイントがないということでいろいろの御指摘を受けてまいつたわけでございます。そういうことから過般來、議長さんにもお願いを申し上げ、せつかくの特別委員会を設置していただいております。決してわれわれは特別委員会の議を経ずに、こうした公社の事業計画をどしどし進めていこうという考え方はございません。信太山丘陵の開発事業は非常に大きな事業でございます、いわゆる道路用地とか学校用地等の先行取得の性格のものではないという自覚は持つてございますので、それらの事業の促進、推進に当たりましては、御設置いただいております公社特別委員会とも十分協議を重ね、万漏のないように事を進めてまいりたい、かように存じておりますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○ 21番（直村静二君） 意見だけ。そういう指摘をしておりますので、単にこんなものじやなく、資料も添えて報告案件として出してもらわんと困る。この点だけ確認を取つておきたいと思ひます。これだけではかなり不十分です。添付資料をもつと新規の12億円はどんな地域とかを入れて、全体の議員に図つていただきたい。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 今後、われわれ内部でこういう検討した内容等を特別委員会にお諮りいたしまして、その事後におきまして事業計画なり、決算状況の報告等につきまして、添付書類もできるだけ詳しく提出させていただきたいと思ひます。

○ 21番（直村静二君） 26名の議員さん全部に出してもらいたい。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 6番（大谷昌幸君） 三点お伺ひいたします。

まず、14ページの損益計算書でございますが、この収益の部で固定資産の評価益9億250万円、これは恐らく評価益ですからプラスになつてと思うが、これはどのようにしてこういうものが起つてきたか。

それから、その下の当年度の純損失1億1,160万2千円、この損失もいかに起つてきたか

ということ。

それと、費用の部の支払利息、この年度の支払利息が9億5千万円で、新年度は10億円と見ておりますが、事業計画がふえて20億前後の増、当然、借入金がふえると思うが、それなのにわずか5千万円の利息の増加でいけるのかどうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 用地担当（楠本昭夫君） まず、第1点の51事業年度の損益計算書の中で固定資産評価益9億250万円の収益を見ておりますが、これは現在保有しております百億近い財産のうち、51事業年度で処分したものとしましては評価益は生まれませんが、52事業年度以降処分を予定しております財産につきましては、その1年間保有するに必要な金利をそのまま上乗せしております。したがって、敢密な意味で資産を時価に評価し直して再評価した評価益ではございません。

第2点の当年度純損失ですが、非常に巨額なものでお詫びいたします。理由の第1は、51事業年度はそこにございますように、22億1,700万余の土地建物を売却収入をいたしまして、その原価が21億5,596万3千円となつております。開発公社の処分益、収益は、全く収入と原価の差だけでございまして、それでもちまして、ここにございます事務管理費で1億5,250万円、財産管理費2,140万円等々の経常的な事務経理費を支弁してるわけです。この差が約7千万円しか収益がございません。

なおかつ、支払金利9億5千万円、先ほど申し上げました金利のうち、財産に賦課するのが9割250万円でございますから、ここで約4,750万円の費用が要ります。それらをプラスすると、51事業年度の予定額がこの巨額な1億1千万円に上つたわけでございます。したがって、これの改善につきましては、一刻も早く売却いたしまして、そこから生ずる通常、われわれは事務費と呼んでますが、事務費の手取りをふやして人件費等の増額に近づけてまいりたいということでございます。

それから、支払金利の増額ですが、先ほど局長から御説明申し上げましたように、借入増額が約6億円でございますので、52年度は、約5千万円程度の支払利息の増加で足りるんじゃないかと計算しております。

○ 6番（大谷昌幸君） そうしますと、固定資産評価益は利息と吊り合つてる。この前の特別委員会ですでにいただいた去年9月30日までの上半期の損益計算書と比べた場合、ちようど倍。だから、それだけの分が毎月ふえていく。要するに来年の場合、10億円の10分の1、約8千万円ずつが月々ふえていくということになりますわね。評価の方に利息を上積みしていつて、

そのようにうまく時価評価がふえていくかどうかということに私どもは一抹の不安を抱くわけです。地価は横ばい状態です。その場合、相当以前に買われて大変高くなつた土地もありましようが、逆の現象のところもなきにしもあらずと思うんです。そういうことを考えた場合、開発公社にかなりの本当の赤字が出てくるのではないかと懸念いたしますが、その点いかがなものですか。

- 用地担当(橋本昭夫君) 公社の業務の仕様書によりますと、公共事業等について和泉市長と委託契約を結び、取得原価プラス金利プラス事務費で買い戻していただけるということでやってございます。それに基づいて大阪府等の関係も補助対象事業として適格となつております。

いま、大谷議員さんの御指摘は、一つは、会社がすでに公共事業の目的変更があつて、公社独自で処分せざるを得ない土地につきましては現在、再評価の準備を進めております。現在、明らかではございませんが、再評価をする中で、事実上の時価と帳簿価格の差を的確につかんでまいりたい、かように考えております。

- 議長(坂上國治君) 他に。

- 15番(横田憲治郎君) 2点についてお聞きいたします。

公社事業計画ですが、先ほどから出ております信太山丘陵開発事業用地ですが、まず1点として10億円で10万坪、これは俗称 やつで の部分の自衛隊演習場地内、これを目標に設定してるんだらうと思いますが、具体的にこれで全体の何%ぐらい買取できるのか、これをちよつとお聞かせ願いたいのと、これが民有地買取の造成費を組んでおります。これが2万1千坪との関連なんです、これは私も特別委員の一人なんです、確認の意味でお聞きするわけですが、この2万1千平米はすでに買取済みの用地のことであろうと思いますが、これの取得、宅地造成にかかるということは、いわゆる自衛隊演習場地内の買取と一体不離の関係にあるのではないかと。当委員会でもいろんな説明があつたように記憶しておりますが、かの民有地を買収することによつて、あるいはそれ以上の交換でもつて、国有地の払い下げを可能ならしめる。その中で、既買取の用地を含めて一連の分譲地を整地しよう。このような報告であつたと記憶して居るんですが、その辺の関連を確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。

それと、これは意見になるかと思いますが、先ほど来出ておりましたが、これは本市の行政運営にとつては、一つの大きな重要課題であろうと思います。そういう認識に立つたならば、いろんな問題点が出てくるわけなんです、最少限、本席では一点にとどめて基本的な事項としてお伺いしておきたいと思うんですが、先ほどの質問にも関連して、公営企業法の関連について私もちよつと不勉強ですが、当社の定款の範囲内の運営で果していいのかどうか。地方自治法、その他の関係で精査しなければならない問題点が若干出てくるのではないかと考えるん

ですが、私もまだ突っ込んで検討していないので、具体的に提起、意見等はできませんが、その辺の整理、精査は公社の方でしてあるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしておきたいと思えます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 用地担当（橋本昭夫君） 三点についてお答え申し上げます。

最後の三点目につきましては、ちよつと的確なお答えができかねるかもしれませんが、第一点の民有地総面積ですが、自衛隊演習場内の通称 やつで のような形で散在する民有地は約20ヘクタールございます。したがって、今回の事業計画に計上いたしましたのは、その約50%を確保したということになります。

それから、2万1千平米の造成でございますが、これはすでに公社の保有財産でございます、それを有効に活用いたしたく宅地造成を行うものでございます。

なお、民有地の買収と直接関連はありませんが、やはり民有地をお持ちの方々で代替資産等を保有希望者には、その中で考えてまいらなければなりません、たくさんの農地もございまして、その農地の代替資産につきましては、この宅地造成とは別に、公社保有資産の中でできるだけ御便宜を図つてまいらなければいけないと考えております。したがって、連動するという直接的な要因はございません。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 三点目の公社そのものの宅地造成、その他業務の問題でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律の第17条におきまして業務の範囲が規定されております。それからいきますと、公共用地の取得並びに造成処分というものが証われております。たまたま、これを造成して処分する段階におきましては、公社だけで処分はいたされません。あくまでも、地方公共団体すなわち市と十分な協議を重ね、その上において処分しなければならないという、公拡法そのものにおいて業務の範囲が決められておるわけでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） これは出発点なんですが、私も委員会に入っておりますので具体的には避けたいと思えますが、計画の素案では、20ヘクタールの2.5倍、約50ヘクタールを本市用地として確保するんだという一連の計画ですが、いま聞くと、やつで解消の代替地ということが何か中心になつてくるような、また、それが優先されるような話も出てまいつたと思えます。当然、含まれてこようとは思いますが、本市の行政課題として、都市計画的にもこれだけの市域が一応、いろんな論議、見解の相違等それなりの形はあろうとも、これは大きな問題ですから、具体的にこれの執行、運営については、単に特別委員会での報告案件のみならず、やはりきつちりした、綿密な議会人あるいは理事者との関係がなければ、私は12万市民の代表としての議会の立場が反映されないと思えますし、その意味から、まずはつきりとした公社

側、市当局側の今回の計画の目的、主体性というものを持つていかなければ、国有地の演習場を使いやすいようにしたつただけや、ということに終わってしまったのではしようがない。さらに、将来への自衛隊用地恒久化につながってもまずいでしょうし、周辺の公害的な問題も派生するでありましょうし、本市行政のメリットという立場から大義名分、目的を明確にする中で、いわゆる議会、12万市民の賛同の中で本市のメリットというものを狙上に上げていかなければならないと思います。これは意見として申し上げておきますが、局長、早々に特別委員会開催を希望しておきますので、いろんな意見が出ましたけれども、ひとつ賢明な判断を促しておきたいと思います。

以上です。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 20番（田中包治君） 実はこの問題について、私たちは去年の議会では、先行投資して、用途変更した分だけを開発するんだと聞いておつたんです。今回、またこういう開発業務が出されてるわけですが、この信太山丘陵の中で先行投資したやつがどれぐらい残つてるのか。それから10億円で10万坪、坪にして大体10万円ぐらいじゃないかと思いますが、それと聞きたいのは、昨年度に7億5千万円ですか、予算計上してありますが、これは一体何に使つたんですか。助役さんは、別に議会の承認は要らないと言われましたが、それで議会の承認なり、相談しなかつたからこそ、現在の開発業務の問題になつたんじやなかろうかと思ひます。

もう一つ聞きたいのは、10万坪は今後、まだふえると思ひますが、あそこに10万坪の宅造をした場合、果たして道があるんですか。交通の便などをどう考えてるんですか。そこらを具体的にしないと、単にこれでよろしゅうございます、ということにならんと思ひます。

先ほど特別委員会があるからというご意見も出ましたが、特別委員会と議会の考え方はまた違ふだろうし、特別委員会の性格もはつきりしてませんが、そこらの関連でどうなつてるのか、もう少し詳しく説明してもらいたい。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 用地担当（橋本昭夫君） 田中議員さんの御質問の中で、信太山丘陵ですでに先行取得を行い、今後の整備に充当すべき保有資産は、38,547平米、約1万2千坪でございます。

それから、10万坪とおつしやておられますが、10万平米でございます、民有地の用地取得計画が10ヘクタールでございます。しかし、先ほど横田議員さんからもございましたように、約50ヘクタールに近い全体の信太山丘陵開発整備計画を持つているかという御指摘もございました。十分その内容につきましては、市長、助役の方から御答弁申し上げましたように、市民の方々の十分なる合意を得て、なおかつ、和泉市にとつて将来もプラスになるという

計画を煮詰め、その中で初めて事業の執行に当たるといふ立場は堅持してまいります。

それから、51事業年度で7億5千万円の前予算計上をお願いいたしましたが、現在、いろいろの条件整備がおくれ、ほぼ全額不執行に終わっております。

- 20番(田中包治君) 私が言いたいのはこの10万平米ですが、細い道しかないでしょう。そういう幹線道路がないところへ大きな造成をしてどうするんですか、そこらが問題やと思う。

それと、前の予算のときには7億5千万円ですか、いわゆるあちこちで買った土地を民間に切り売りするために整備する、その金だからということでした承したと理解してるんですが、今度、新たにまた大きな造成計画をやる。昨年の7億5千万円は不執行だという。計画だけで、手をかけずどうにもならない。それで、損失が出れば市で持ちなさい。こういう考え方で開発業務を行ってるんですか。開発公社とはそういうものですか。

- 用地担当理事(西川武雄君) ただいまの御質問にお答えいたします。

信太山丘陵開発につきましては、防衛庁等との協議もあるわけでございますが、われわれ和泉市の方が交換を願っておりますのは、鶴山台団地に隣接する用地でございます。現在、団地内で上伯太線がすでに供用開始されておりますが、それから、連絡道路として入っていく土地について現在、防衛庁側と協議を重ねておるわけでございます。

なお、51年度の7億円余の、関係でございますが、本予算についても、あくまでも信太山丘陵開発事業として用地取得費5億円、宅地造成費2億円、合計7億円余の予算の御議決をお願いしたわけですが、本事業につきましては、用地取得については不執行に終わり、造成事業についても、周辺の下流の排水問題等について補助対象事業として本年度はおくれ、7億円余の金が不執行に終わった、こういうことでございます。

- 2番(田中包治君) それでは最後に聞きたい。

大体、この用地は、一坪当たりどのぐらいの値段で売買できるという自信があるんですか。

- 用地担当(橋本昭夫君) 演習場内の民有地につきましては、非常に地理的条件あるいは現在耕作している状況あるいは調整区域等いろんな問題がございまして、この評価についてはいろいろ御意見はございまいしょうが、坪当たり平均3万3千円で取得したいということでございます。

- 20番(田中包治君) おかしいと思うんです。あなたの方の考え方は、何かしら計画性のない、場当り的な、そして、終わってからこれは損しましたからお願いします、あるいは疑惑があるんだということを端的に表明する答弁やないですか。もう少し計画性、自主性がなければ、不動産業者でももつとしっかりしてますよ、はつきり言いましたら。もう少ししっかりと

こうしてこういうことだからと議会に提案して了承を得るのが筋やないですか。助役が言われたように、議会の同意も必要なんだけど、市役所が責任を持つんだという考え方で開発公社の業務が行われてるんですね。もうよろしいですわ。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 19番（貝淵博治君） いま、端的に坪単価を出したのですが、今後の開発で地形などで違ってきます。それをいまの段階であらわされたということは、今後の計画の中でもつてのほかだと思ふんです。議長、これは許せない、どう思いますか。地形によつて値段が違うという答えを出すであらうと思つたんですが、的確にこれは坪なんぼとあらわした責任を議長の方で処理してください。

○ 18番（池辺秀夫君） 私も貝淵議員と同感でございます。こういうことが実際ありとすれば、ブローカーが暗躍するだろうと思います。私は10万平方で10億円、このことも公社側はよく考えとかないかん。前回の議会においても、1日388万円の利息の問題が出た。ものを買わない金を先に借る、また、えらい問題だと思います。

そういうことから、財産を買収するに当たつては、貝淵議員が言われるように、こんなことをはつきり言われたら、売る方も売れなくなると思ふます。そういうことで今後、しつかりと如才なくやつてもらいたい。意見でやめておきますが、十二分に注意してもらいたい。こんなことがあつてはならないと思ふます。

○ 議長（坂上國治君） 先ほど来、この問題について、各議さんからいろいろ質問があるわけです。その中で、先ほど次長の方から坪3万幾らという発言があつたわけですが、これは私、ここからおかしいかもわかりませんが、ちよつとこの話が出たんでお聞きしますが、私もその土地で生まれ、そして最近、あの谷間の土地の売買をやつてるわけです。その中で、あんたがそんなこと、どこで聞いてきたのか。はつきり申しまして、田中議員さんが言われたように、もつとしつかりしてもらわんと、いかに宅地売買の業者であろうとも、品物は相手方のもんです。だから、一概になかなかよう値段をつけない。

ところが、市の開発公社という名のもとに、現在、どこもまだ買いに行つてない状態の中で、この議会の中で値段の発表ということは、これは今後、大きな問題を後に残すというふうに私は考えてます。こうなつて、なるものもならんという結果になると思ふので、ここで開発公社の理事長さんの御意見をまず聞かせていただいて、今後、この問題の解決に当たつていきたい、かように思ふます。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御論議をいただき、御指摘を受けましてありがとうございます。冒頭、この信太山丘陵開発事業用地の坪単価的な希望についての田中議員さんの御質問に

対して次長がお答えいたしました点、冒頭、これは理事長から取り消させていただきますとともに、貝淵議員さんの御指摘どおり取り消させていただきます、今後とも十分に理事会としても検討させていただかなければならない課題でございますので、ひとつ取り消させていただくということで御容赦いただきたいと存じます。

○ 議長（坂上國治君） 取り消しさせてもらう、そんな簡単なものと違いますよ、市長。仮によそへ泥棒に入つてももの取つて、見つからなんだらそれを持って帰ってくる、見つかつたら返しますわ、というのと同じことですね。こういう問題は一番むずかしいんですよ。個人々々の農家が土地を持つてるが、その評価を坪単価何ぼと入れてる。こうなつてくると、恐らくそんな値段では買えんだろうと思います。私とこらもそういう方面にあるのですが、やはり坪単価が6万なり7万なり買いにくる。それを仮に3万幾ら、それやつたら、こんな計画をやめて、市の開発公社がものを安く買うてもうけることはよろしい。しかし、手もさえんと、ちよつと問題だと思ひます。

○ 19番（貝淵博治君） いま、理事長である市長さんから取り消すということ、議長さんのおつしやるように、単価があらわれたものを取り消すということは。しかし、これ以上ここで質問してみても、特別委員会というものがあるので、私はこれで下がります。

だから、こういう軽卒な、担当次長たる者が議場で単価をあらわすということは、これは委員会というものがせつかく活躍してるんですから、これ以上言うとなんですから終わりますが、後でちよつと委員の方々をお願いと収拾してもらわんと許せないと思ひます。

終わります。

○ 8番（成田秀益君） 先ほどの坪3万円と言つたのは、予算と用地との平均値を言うたんだと思ひます。そうと違ひますか。10万平米で10億、平米1万円、坪当たり3万3千円という単純計算を発表したんやと思ひますが、地形、立地条件等の関係でいろいろ違ひうんですから。だから、すべてそうであるという表現に聞こえたからこういう問題が起つたのではありませんか。その範囲内において、というような表現をしてもらわなければ、今後、委員会もちよつと困ると思ひうんです。前にも委員会では私は困りはしませんが、ということをちよつと申し上げたと思ひうんですが、今後、せやないと困りますよ。

○ 議長（坂上國治君） この問題は後に委員会もございまして、いろいろ相談する機関がありますので、後ほどに持ち越していただきたいと思ひます。

他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号の報告を終わります。

○

○ 議長（坂上國治君）次に、日程第25「重度身心障害児（者）養護施設養護学校に関する請願」を議題といたします。

請願書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

重度身心障害児（者）養護施設養護学校に関する請願

紹 介 議 員

和泉市議会議員	藤原利一	㊟
同	横田憲治郎	㊟
同	竹内修一	㊟
同	三井正光	㊟
同	仁井明	㊟
同	勝部津喜枝	㊟
同	寺田茂	㊟
同	成田秀益	㊟
同	富山敏治	㊟

請 願 の 趣 旨

去る昭和51年12月17日和泉市青葉台在住の一家4人心中事件は、和泉市民は申すに及ばず全国民に多大のショックを与えました事は御記憶に新しい事と存じます。

我々環境衛生に直接ふれることの多い事業にたづさわつて居る者としては、重度の身心障害児（者）を抱えておられる御家族の言語に絶する家事労働の負担その他等、見るに絶えないご苦勞を直接目撃しております。この様な事はたまたまその一角が露呈したものに過ぎませんので、これ以上だまつて見ているにしのびません。

そこで、我々は我が和泉市に於て至急重度身心障害児（者）を容れる施設教育機関を設置していただき度、趣旨に賛同下さる方々の署名簿を添えて請願いたします。

昭和52年3月29日

代表者

大阪理容環境衛生組合和泉支部

支 部 長 井 坂 梅 一 ㊦

副 支 部 長 玉 代 勢 正 則 ㊦

他 789名

和泉市議会議長

坂 上 國 治 殿

○ 議長（坂上國治君） 請願の趣旨説明を願います。

○ 8番（成田秀益君） 請願の内容は、ただいま朗読していただきましたとおりですが、皆さん方も昨年暮ですが、新聞に出ておつたのでよく御存知のことだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分な調査研究の必要があると思いますので、所管の委員会に付託し、閉会中も審査をお願いいたしますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を所管の厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしくお願ひを申し上げます。

○

○ 議長（坂上國治君） ここで一言、お願ひしたいと思います。

実はこのたび、昭和52年度の地方税法の改正案がただいま国会において審議されております。

その内容及び経過を申し上げますと、法人税の均等割の税率の改正及び個人均等割の非課税の範囲の拡大等の一部を改正する法律案が3月23日衆議院を通過し、3月30日、参議院で成立の見通しであります。よつて決定されますと3月31日、公布されるものと思いますので、当市議会で改正案を上程し、御審議をいただくいとまがございませんので、地方自治法第179条第一項の規定に基づく専決処分をさせていただきたいとの申し出がありますので、よろしく

御了解を賜りたいと存じます。

- 議長（坂上國治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議が全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。本定例会をこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本定例会を閉会することに決めます。

この際、市長のあいさつを許可いたします。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たり一言、御礼を申し上げます。

去る10日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和52年度一般会計予算を初め特別会計、事業会計各予算と、これに関連いたします条例制定等、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも御繁忙の折にもかかわらず、長期間にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

なおまた、予算特別委員会の皆さん方には、お疲れのところ連日にわたり御審議を煩わし、深く感謝を申し上げる次第でございます。

ここに成立を見ました昭和52年度予算によりまして、市政各般にわたり所期の施策を推進し、市政進展と市民福祉の向上発展に寄与してまいりたいと念願するものでございます。

本議会を通じ、あるいは予算委員会の審議の過程におきまして御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、私ども市職員打つて一丸となり、市政運営に遺憾なきを期してまいらる決意でございます。

また、予算執行につきましても、慎重を期してまいらる所存であります。

議員皆様方におかれましても、市政運営につきましても、今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願い申し上げまして、終わりに皆様方のますますの御健康と御活躍を祈念いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつといたします。

どうも長期間ありがとうございました。

（議長あいさつ）

- 議長（坂上國治君） 本日、ここに第1回定例会を閉じるに当たり一言、ごあいさつを申し

上げます。

当初予算を初め関連する重要議案などの審議に当たりまして御熱心に審議を賜り、本日をもつて成立を見ましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。

また、会議を通じて議事進行に御協力を賜り、日程内に終了でき得ましたことを重ねて御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、昭和52年度は未曾有の財政危機であり、予算を初め成立を見た各議案の執行に当たっては、議案審議を通じまして各議員より御指摘、御意見、御要望のありました数々の事項を十分尊重し、肝に銘じて積極的に適切な運用をもつて市政を運営し、市民サービス向上に努力いたされんことを切望しておきます。

議長といたしまして、不手際な点が多々あつたと思いますが、御協力のおかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを心から感謝申し上げます、ごあいさつにかえる次第であります。長期間まことにありがとうございました。

(午後4時27分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するために署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名職員

同 署名職員

同 署名職員

